



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律 (一六)
- 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (七)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律 (八)
- 棚田地域振興法の一部を改正する法律 (九)
- 半島振興法の一部を改正する法律 (一〇)
- 山村振興法の一部を改正する法律 (一一)
- 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (一二)
- 所得税法等の一部を改正する法律 (一三)
- 土地改良法等の一部を改正する法律 (一四)

三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三

〔政令〕

- 総務省組織令の一部を改正する政令 (一一四)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令 (一一五)
- 農林水産省組織令の一部を改正する政令 (一一六)
- 国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令 (一一七)
- 地方財政法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令 (一一八)
- 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令 (一一九)
- 所得税法施行令等の一部を改正する政令 (一二〇)
- 法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令 (一二二)
- 地方法人税法施行令の一部を改正する政令 (一二三)
- 相続税法施行令の一部を改正する政令 (一二三)
- 登録免許税法施行令の一部を改正する政令 (一二四)
- 消費税法施行令の一部を改正する政令 (一二五)
- 国税通則法施行令の一部を改正する政令 (一二六)
- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (一二七)

三五 三五

- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一二八)
- たばこ特別税に関する政令の一部を改正する政令 (一二九)
- 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一三〇)
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一三一)
- 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令 (一三二)
- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一三三)
- 防衛特別法人税に関する政令 (一三四)
- 所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うたばこ税の税率の特例に関する経過措置に関する政令 (一三五)
- 防衛力強化資金に関する政令の一部を改正する政令 (一三六)
- 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一三七)
- 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令 (一三八)
- 土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一三九)
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (一四〇)

三五 三五

〔府令〕

- 地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府三三)
- 特定目的信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令 (同三四)
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令 (同三五)
- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・総務・財務・文科科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四)
- 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令 (同五)
- 情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令の一部を改正する命令 (内閣府・総務・経済産業)
- 子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則 (内閣府・財務・厚生労働)

三五 三五

本日公布された法令の「あらし」は、五ページに掲載されています。

(前のページより続き)

〔デジタル庁令・省令〕

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(デジタル庁令・総務二)

〔省令〕

○離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(総務二八)

○山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等を廃止する省令(同二九)

○地方税法施行規則の一部を改正する省令(同三〇)

○公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令(同三一)

○地方債に関する省令の一部を改正する省令(同三二)

○令和七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令(総務・財務一)

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(総務・経済産業一)

○所得税法施行規則の一部を改正する省令(財務一八)

○法人税法施行規則等の一部を改正する省令(同一九)

○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令(同二〇)

○相続税法施行規則の一部を改正する省令(同二一)

○消費税法施行規則の一部を改正する省令(同二二)

○石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令(同二三)

○国際観光旅客税法施行規則の一部を改正する省令(同二四)

○国税通則法施行規則の一部を改正する省令(同二五)

○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(同二六)

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二七)

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二八)

○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二九)

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三〇)

○防衛特別法人税に関する省令(同三一)

○国税質問検査章規則の一部を改正する省令(同三二)

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令(同三三)

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令(同三四)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四二)

○生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同四三)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同四四)

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四五)

○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(同四六)

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(同四七)

○土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(農林水産一六)

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業二七)

○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令(同二八)

○国土交通省組織規則等の一部を改正する省令(国土交通四〇)

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四一)

〔告示〕

○地方税法施行規則附則第六条第二十二項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件(内閣府四四)

○非課税口座に受け入れることができず上場株式等の範囲に関する基準の一部を改正する件(同四五)

○産業競争力強化法第二十一条の三五第一項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準を廃止する告示(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三)

○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ②及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する件(同四)

○沖縄振興特別措置法第三十一条の規定に基づく情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件(内閣府・総務・経済産業一)

○沖縄振興特別措置法第三十一条の規定に基づく情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件(内閣府・総務・経済産業一)

○沖繩振興特別措置法第三十六條の規定に基づく産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件
(内閣府・経済産業一)

四四

○沖繩振興特別措置法第五十條の規定に基づく国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件
(同二)

四五

○沖繩振興特別措置法第八條第一項の規定に基づく国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件
(内閣府・国土交通一)

四六

○児童福祉法第十三條第九項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示の一部を改正する件
(こども家庭庁三)

四七

○地方税法附則第十五條第三十八項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準
(総務一・二八)

四八

○地方税法附則第十五條第三十八項の規定に基づく総務大臣の確認に関する手続(同一三〇)

四九

○地方税法第二十五條第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件
(同一三一)

五〇

○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二條の規定に基づき令和七年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件(同一三二)

五一

○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件
(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

五二

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五條の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する件
(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

五三

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八條の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準等を廃止する件(総務・経済産業一)

五四

○所得税法第百八十九條第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件(財務八四)

五五

○所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件(同八五)

五六

○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件(同八六)

五七

○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件(同八七)

五八

○消費税法施行令第十八條の二第二項第三号の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件(同八八)

五九

○印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件(同八九)

六〇

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件
(同九〇)

六一

○法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件
(同九一)

六二

○事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示(財務・経済産業一)

六三

○我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準の一部を改正する告示(同七)

六四

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五條第五項第一号の規定に基づき、同号に規定する国税庁長官の定める基準を定める件(国税庁二)

六五

○租税特別措置法施行規則第十八條の十五の三第三十五項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件(同三)

六六

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第四項、法人税法施行規則第三十六條の四第六項、地方税法施行規則第七條第六項及び消費税法施行規則第二十三條の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件(同四)

六七

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第三項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件(同五)

六八

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第五項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件(同六)

六九

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件(同七)

七〇

○租税特別措置法施行令第四十六條の八の二第二項第一号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件を廃止する件(同八)

七一

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第五項に規定する国税庁長官が定める方法及び租税特別措置法施行規則第三十七条の四の二第四項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件(同九)

四七

○消費税法施行令第十八条第八項に規定する国税庁長官が定める方法及び消費税法施行規則第六条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件(同一〇)

四六

○消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件(同一一)

○租税特別措置法施行令第三十九条の二第五項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示(厚生労働一三二)

四七

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同一二)

四三

○生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針(同一三三)

四五

○生活困窮者自立支援法施行令第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する告示(同一三四)

四八

○租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件(同一三五)

四九

○令和六年厚生労働省・農林水産省告示第二号(法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準)の一部を改正する件(厚生労働・農林水産一)

四九

○畜産経営の安定に関する法律第二十条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(農林水産五〇七)

四九

○産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準を廃止する告示(経済産業四四)

四九

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示(同四五)

四九

○生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示(同四六)

四九

○租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続の一部を改正する告示(同四七)

四九

○中小企業等経営強化法施行規則第十条第二項第三号口に規定する投資に関する契約の記載事項の一部を改正する告示(同四八)

四九

○租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の三第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示(同四九)

五〇

○消費税法施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法を廃止する告示(経済産業・国土交通三)

五〇

○環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造を指定する告示の一部を改正する告示(国土交通二五九)

五〇

○令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を改正する件(同二六〇)

五一

○平成二十五年国土交通省告示第三十九号の一部を改正する件(同二六一)

五一

(国会事項)

五一

○令和二年国土交通省告示第八百五十五号の一部を改正する件(同二六二)

五一

○令和三年国土交通省告示第三百十七号の一部を改正する件(同二六三)

五一

○令和四年国土交通省告示第四百二十一号の一部を改正する件(同二六四)

五一

本号で公布された法令のあらまし

- 1 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律(法律第六号)(国会旅費の種目及び内容は、両議院の議長が協議して定めることとした。(第二条関係))
- 2 日当は、証人として出頭し又は陳述した日数に応じて支給することとした。(第四条関係)
- 3 この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律(法律第七号)(総務省)

一 地方税法の一部改正関係

1 道府県民税及び市町村民税

(一) 令和八年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を五八万円以下(改正前四八万円以下)とすることとした。(第二三条及び第二九二条関係)

(二) 令和八年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の納税義務者が特定親族(生計を一にする年齢一九歳以上二三歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が一三万円以下であるものに限る。))で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。以下同じ)を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から次のとおり控除額を控除することとした。(第三四条及び第三一四条の二関係)

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
五八万円超九五万円以下	四五万円
九五万円超一〇〇万円以下	四一万円
一〇〇万円超一〇五万円以下	三一万円
一〇五万円超一一〇万円以下	二二万円
一一〇万円超一一五万円以下	一一万円
一一五万円超一二〇万円以下	六万円
一二〇万円超一二三万円以下	三万円

(三) 非課税承認の取消しにより公益信託に関する法律に規定する公益信託の受託者に対して課する道府県民税及び市町村民税の所得割について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。(附則第三条の二の三関係)

(四) 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額を含まないこととした。(第二三條及び第二九二條關係)

(五) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とすることとした。(第二四條及び第二九四條關係)

(六) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとした。(附則第八條關係)

(七) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとした。(附則第八條關係)

(八) 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に關連する寄附金を支出した場合の法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除について、その適用期限を令和一〇年三月三十一日まで延長することとした。(附則第八條の二の二關係)

2 事業税

(一) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う事業について、非課税措置を講ずることとした。(第七二條の四關係)

(二) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合の事業の所得で収益事業に係るもの以外のもので、非課税措置を講ずることとした。(第七二條の五關係)

(三) 付加価値割の課税標準となる付加価値額の計算の基礎となる純支払賃借料の算定について、法人が賃借権等の対価として、その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の事業年度において支払うこととされている金額を支払賃借料とする等所要の措置を講ずることとした。(第七二條の一七關係)

(四) 道府県知事が法人の事業税の賦課徴収について閲覧等を請求する法人税に關する關係書類の範圍に、事業税の納税義務者との間に一定の完全支配關係があると認められる者に關する書類を加えることとした。(第七二條の四九の二關係)

(五) ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範圍に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和一〇年三月三十一日まで延長することとした。(附則第九條關係)

(六) 一般送配電事業者又は配電事業者の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範圍に、当該一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額(以下「賠償負担相当金額等」という。)を原子力発電事業者に対し交付する場合又は当該配電事業者が賠償負担金相当金額等を一定の一般送配電事業者に対し交付する場合における当該賠償負担金相当金額等に相当する収入金額をそれぞれ追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和一二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第九條關係)

(七) 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に關連する寄附金を支出した場合の法人の事業税の特定寄附金税額控除について、その適用期限を令和一〇年三月三十一日まで延長することとした。(附則第九條の二の二關係)

3 不動産取得税

(一) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(2) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一〇條關係)

(3) 破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一〇條關係)

(4) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一一條關係)

(5) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一一條關係)

(6) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一一條關係)

(7) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一一條關係)

(8) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一一條關係)

- (4) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (5) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (6) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家庭に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (8) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (9) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (10) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (11) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (12) 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (13) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (14) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後二年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
 - (15) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したものに限り)の取得後二年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一条関係)
- (二) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。(附則第一条関係)
- 4 道府県たばこ税及び市町村たばこ税
加熱式たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の課税標準について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。(附則第二条の二及び第三〇条の三関係)

- 5 軽油引取税
 - (一) 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化することとした。(第一四四条の三関係)
 - (二) 円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいう。以下同じ。)に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊(以下「締約国軍隊」という。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除措置等について、その対象となる円滑化協定を政令で定めることとした。(第一四四条の三、第一四四条の六の二及び第一四四条の三二関係)
 - (三) 締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めることとした。(附則第一条の二の七関係)
 - (四) 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する特定旅客輸送事業者等に限る。以下「特例対象事業者」という。)のうち附則第二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、軽油引取税を課さないこととした。(附則第二条の二の七関係)
 - (五) 鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供する免税軽油の引取りを行った特例対象事業者が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合(鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。)には、製造の承認を受ける義務を免除する等所要の措置を講ずることとした。(附則第一条の二の七の二関係)
- 6 自動車税
 - (一) 締約国軍隊が所有する自動車のうち公用に供するものに係る自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めることとした。(第一四八条関係)
 - (二) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二条の二の二〇関係)
 - (三) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二条の二の二三関係)
 - (四) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二条の二の二三関係)
 - (五) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二条の二の二三関係)
 - (六) 一定の乗用車、バス又は車両総重量が三・五トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二条の二の二三関係)

7 固定資産税及び都市計画税

(一) 鉄道事業者等が令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に既設の鉄軌道に係る豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の三分の二(当該償却資産のうち一定の鉄道事業者が取得したものにおいて、四分の三)の額とすることとした。(附則第一五条関係)

(二) 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から四年度間は固定資産税額及び都市計画税額の二分の一に相当する額を減額することとした。(附則第一六条の二関係)

(三) 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊し、又は改築から四年度間は固定資産税額及び都市計画税額を改良した場合の当該改良された部分について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から四年度間はその価格の二分の一の額とすることとした。(附則第一六条の二関係)

(四) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の認定を受けた者が設置する一定の廃棄物処理施設を加えることとした。(附則第一五条関係)

(五) 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において新たに取得され、又は改良された同法に規定する一定の協定特定港湾施設とした上、その対象資産の取得期限又は改良期限を令和一年三月三十一日までとすることとした。(附則第一五条関係)

(六) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しの上、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(1) 対象を租税特別措置法に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得をした機械装置等とすることとした。

(2) 対象となる機械装置等のうち雇用者給与等支給額の大幅な増加に係る一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得をしたものにあつては、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の四分の一の額とすることとした。

(七) 大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該マンションが当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとした上、その対象資産の修繕等に係る期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条の九の三関係)

(八) 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和二年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの(以下「令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地」という。)のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。(附則第一六条の二関係)

(九) 令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。(附則第一六条の二関係)

(一〇) 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を納付する義務を負うものとする特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。(附則第一六条の二関係)

(一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一四条関係)

(2) 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(3) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(4) 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(6) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する速達性向上事業により取得した一定の都市鉄道施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(7) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(8) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(九) 令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。(附則第一六条の二関係)

(一〇) 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を納付する義務を負うものとする特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。(附則第一六条の二関係)

(一一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一四条関係)

(一二) 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(9) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(10) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(11) 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(12) 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(13) 一般送配電事業者等が占用の禁止若しくは制限の指定が行われた道路又は緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を令和一年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(14) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その設置期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(15) 特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その土地使用権の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(16) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(17) 電波法に規定する無線局(地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。)の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(18) 自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた一定の自転車を賃貸する事業を行う者が取得し、かつ、当該事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(19) 特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その貯留機能保全区域の指定期限を令和一年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(20) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾脱炭素化促進事業により取得した一定の船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(21) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条の八関係)

(22) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の新築期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条の八関係)

(23) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる防災施設建築物の新築期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条の八関係)

(三) 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する新造車両又は改良車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、小規模な鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が改良車両を事業の用に供する場合にあつては課税標準をその価格の四分の三(改正前三分の二)の額とした上、その新造車両に係る新造期限又は改良車両の当該改良された部分に係る改良期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(四) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(附則第一五条関係)

(2) 平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供された土地で平成二八年熊本地震に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの(以下「平成二八年熊本地震に係る被災住宅用地」という。)のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置(旧附則第一六条の二関係)

(3) 平成二八年熊本地震に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置(旧附則第一六条の二関係)

(4) 平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を納付する義務を負うものとする特例措置(旧附則第一六条の二関係)

(5) 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が平成二八年熊本地震に係る被災住宅用地等である場合において、当該仮換地等を平成二八年熊本地震に係る被災住宅用地等とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置(旧附則第一六条の二関係)

(6) 平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置(旧附則第一六条の二関係)

(7) 平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三〇年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの(以下「平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地」という。)のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置(旧附則第一六条の三関係)

(8) 平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧附則第一六条の三関係）

(9) 平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されてきた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を納付する義務を負うものとする特例措置（旧附則第一六条の三関係）

(10) 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地等である場合において、当該仮換地等を平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地等とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧附則第一六条の三関係）

(11) 平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置（旧附則第一六条の三関係）

(12) 平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧附則第一六条の三関係）

8 軽自動車税
 (一) 締約国軍隊が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに係る軽自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めることとした。（第四四五条関係）

(二) 二輪の原動機付自転車のうち総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のものである種別割の標準税率を年額二、〇〇〇円とすることとした。（第四六三条の一五関係）

9 事業所税
 (一) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とすることとした。（第七〇一条の三四関係）

(二) 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画等において定められた観光地形成促進地域等において設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。（附則第三三条関係）

(三) 一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものに対する課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第三三条関係）

10 地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係手続
 地方税関係法令に基づき地方団体の長が他の行政機関の長以外の者に対して行う一定の通知により当該者に通知した事項について、当該者の申出がある場合には、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により、当該者に提供することができることとする等の措置を講ずることとした。（第七四七条の五の二関係）

11 その他
 二〇二七年国際園芸博覧会の開催に伴い、二〇二七年国際園芸博覧会の参加国等、参加国等の代表等、参加者、博覧会協会等に対する税制上の所要の措置を講ずることとした。（附則第七八条関係）

二 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部改正関係
 令和六年改正法において講じた外形標準課税の対象法人に係る事業税額の経過措置について、前記一〇の(七)に伴い、税額控除の順序を定める等所要の措置を講ずることとした。（令和六年改正法附則第八条関係）

三 施行期日
 この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第七八号）（総務省）
 一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係
 1 地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条及び第一〇条関係）

(一) 令和七年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額九二九億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額二、四〇〇億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額二兆五、九四四億四、九〇〇万円、同特別会計借入金利子支払額二、二七〇億円並びに平成二〇年度分、平成二一年度分、令和元年度分及び令和二年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち、令和七年度分の地方交付税の総額から減額することとされていた額二、四六〇億七、七〇八万二、〇〇〇円及び令和八年度以降の地方交付税の総額から減額することとされていた額のうち四、三九三億九五〇万八、〇〇〇円を控除した額とすることとした。

(二) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和七年度の償還額を増額し、令和三四年度までに償還することとした。
 2 基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第二条、第一三条、附則第六条、第六条の三及び別表関係）
 (一) 令和七年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置することとした。

(二) 地方公務員の給与改定等に要する経費の財源を措置することとした。
 (三) ことも・子育て施策、児童虐待防止、障害者の自立支援、介護給付に要する経費の財源を充実することとした。
 (四) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実することとした。
 (五) ごみ収集、学校給食等の地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、その財源を充実することとした。
 (六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

(七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額が生じないことに伴い、当該額を控除した額を基準財政需要額とする規定を削除することとした。
 3 基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）
 令和七年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4 特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）
 令和七年度において、特定被災地方公共団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に關し、必要な特例措置を設けることとした。

5 震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条、第一五一条関係）
 (一) 震災復興特別交付税に充てるため、令和七年度分の地方交付税の総額に六八四億四、四六七万七、〇〇〇円を加算することとした。

(二) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けることとした。

二 地方財政法の一部改正関係

1 公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長することとした。(第三二条の二関係)

2 河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を令和六年度から令和七年度に延長することとした。(第三三条の五の一一関係)

3 令和七年度から令和八年度までの間に限り、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるため、地方債を起すことができないこととした。(第三三条の五の一一四関係)

三 この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**棚田地域振興法の一部を改正する法律**(法律第九号)(内閣府本府)

1 都道府県棚田地域振興計画に係る改正 都道府県棚田地域振興計画は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に規定する特定居住促進計画と調和したものでなければならぬことを明記することとした。(第六条第三項関係)

2 農地法等による処分に係る規定の追加 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、指定棚田地域内の土地を認定棚田地域振興活動計画に定める用途に供するため農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該指定棚田地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をすることとした。(第一三条の二関係)

3 指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供に係る規定の追加 国及び地方公共団体は、指定棚田地域の振興に資する事業を活用した棚田地域振興活動を促進するため、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の棚田地域振興活動に参加する者に対し、当該事業に関する情報の提供に努めることとした。(第一五条第二項関係)

4 配慮規定の追加等

(一) 農業の振興を図るための生産基盤の強化等

国及び地方公共団体は、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るため、生産基盤の強化(災害復旧及び災害からの復興に係るものを含む)、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進、先端的な技術の導入並びに観光業その他の産業との連携の促進について適切な配慮をすることとした。(第一五条の二関係)

(2) 鳥獣被害の防止等 国及び地方公共団体は、棚田地域における生活環境の保全、農業の振興等を図るため、鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による鳥獣による被害の防止並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保について適切な配慮をすることとした。(第一五条の三関係)

(3) 人材の育成及び確保 棚田地域振興活動を担うべき人材の例示として、棚田地域の農業の振興に寄与する人材を追加することとした。(第一六条関係)

(二) 棚田地域への移住、棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住の促進に関する配慮規定の追加

(1) 生活環境等の整備 国及び地方公共団体は、棚田地域への移住、棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住並びに棚田地域における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備(空家の活用によるものを含む)、棚田地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をすることとした。(第一六条の二関係)

(2) 移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進 国及び地方公共団体は、棚田地域への移住及び棚田地域における特定居住の促進を図るため、棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をすることとした。(第一六条の三関係)

(三) 都市等と棚田地域の交流の促進等に関する配慮規定の追加 国及び地方公共団体は、棚田地域における農業、棚田地域の有する多面的機能等を含め棚田地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した棚田地域への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と棚田地域との間の交流の促進等について適切な配慮をすることとした。(第一六条の四関係)

(四) 棚田地域との関わりを持つ者の間における連携及び協力の確保に関する配慮規定の追加 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ棚田地域の持続的な発展が図られるよう、年齢、性別等にかかわらず、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人、特定地域づくり事業協同組合、学校、事業者その他の棚田地域との関わりを持つ者の間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をすることとした。(第一六条の五関係)

5 棚田地域の振興法の有効期限を令和十二年三月三十一日まで五年間延長することとした。(附則第二項関係)

6 施行期日等

(一) その他 其他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) 施行期日 この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、5は、公布の日から施行することとした。

◇**半島振興法の一部を改正する法律**(法律第一〇号)(国土交通省)

1 目的規定の改正 半島地域が担う重要な役割として、自然環境及び良好な景観の保全並びに多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加するとともに、広域かつ総合的な対策は、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ行うべきことを明記し、この法律の目的として、半島防災の推進を図り、あわせて地方創生に資することを追加することとした。(第一条関係)

2 基本理念の新設

(一) 半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあることに鑑み、これらの整備等を推進することにより地域住民の生活の向上を図るとともに、地方創生の一環として、多様な主体の連携及び協力の促進、半島地域における定住の促進等を通じて、個性豊かで活力に満ちた自主的な地域社会が実現されることを明記することとした。(第一条の二第一号関係)

(二) 半島地域が国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、半島地域の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進を図ることを明記することとした。(第一条の二第二号関係)

(三) 半島地域は三方を海に囲まれる等国土資源の利用の面における制約があることに鑑み、災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するための施策等を推進するとともに、これらを含む半島防災のための施策が国土強靱化の理念を踏まえ着実に実施されることを明記することとした。(第一条の二第三号関係)

3 国及び都道府県の責務の新設

(一) 国は、基本理念にのっとり、半島地域の振興のために必要な施策を総合かつ積極的に策定し及び実施する責務を有することとした。(第一条の三第一項関係)

(二) 都道府県は、基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた半島地域の振興のために必要な施策を策定し及び実施するよう努めるもの等とすることとした。(第一条の三第二項関係)

る半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ行うべきことを明記し、この法律の目的として、半島防災の推進を図り、あわせて地方創生に資することを追加することとした。(第一条関係)

(一) 半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあることに鑑み、これらの整備等を推進することにより地域住民の生活の向上を図るとともに、地方創生の一環として、多様な主体の連携及び協力の促進、半島地域における定住の促進等を通じて、個性豊かで活力に満ちた自主的な地域社会が実現されることを明記することとした。(第一条の二第一号関係)

(二) 半島地域が国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、半島地域の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進を図ることを明記することとした。(第一条の二第二号関係)

(三) 半島地域は三方を海に囲まれる等国土資源の利用の面における制約があることに鑑み、災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するための施策等を推進するとともに、これらを含む半島防災のための施策が国土強靱化の理念を踏まえ着実に実施されることを明記することとした。(第一条の二第三号関係)

国及び地方公共団体は、棚田地域への移住及び棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住並びに棚田地域における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備(空家の活用によるものを含む)、棚田地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をすることとした。(第一六条の二関係)

(2) 移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進 国及び地方公共団体は、棚田地域への移住及び棚田地域における特定居住の促進を図るため、棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をすることとした。(第一六条の三関係)

4 半島振興基本方針の新設

- (一) 主務大臣は、半島振興対策実施地域の振興を図るため、半島振興基本方針を定めることとした。(第二条の二第一項関係)
- (二) 半島振興基本方針に、意義及び方向に関する事項、条件不利の是正に関する事項、地域資源の活用に関する事項、交流の促進及び人材の育成等に関する事項並びに半島防災のための施策に関する事項等を定めることとした。(第二条の二第二項関係)
- (三) 主務大臣は、半島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととした。(第二条の二第三項関係)
- (四) 主務大臣は、半島振興基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。(第二条の二第四項関係)

5 半島振興計画に関する規定の改正

- (一) 半島振興計画の作成について努力義務化すること等とした。(第三条関係)
- (二) 半島振興計画に、基本的方針等、移住等の促進等に関する事項及び半島振興計画の達成状況の評価に関する事項を追加し、条件不利の是正に関する事項、地域資源の活用に関する事項及び半島防災のための施策に関する事項の記述を拡充することとした。(第四条第一項関係)
- (三) 半島振興計画は、国土強靱化基本計画及び水循環基本計画とも調和したものでなければならぬこととした。(第四条第二項関係)

6 配慮規定の充実

国及び地方公共団体の配慮規定を拡充し、交通の確保、デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化、医療の確保、障害福祉サービス等の確保、児童の福祉の増進、教育の充実、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギーの利用の推進、移住等の促進、半島防災の推進及び実効性の確保、感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保並びに小規模な集落における生活環境の維持等について適切な配慮をするものとした。(第一二条の二、第一五条の六関係)

7 協議会の設置

半島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県等は、広域的かつ総合的な振興の推進に關し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。(第一五条の七関係)

8 主務大臣の追加

半島振興基本方針及び半島振興計画に係る主務大臣に、内閣総理大臣を追加することとした。(第一九条第二項関係)

9 期限の延長

半島振興法の有効期限を令和十七年三月三十一日まで一〇年間延長することとした。(附則第二項関係)

10 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇山村振興法の一部を改正する法律(法律第一一〇号)(農林水産省)

1 総則的事項

- (一) 目的規定の改正

山村の役割として、農林水産物の供給、生物多様性の確保及び地球温暖化の防止を明記するとともに、この法律の目的として、山村の自立的かつ持続的な発展を促進すること及び地域の特性を生かした産業の成長発展等により経済力の培養を図ることを明記し、山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進を図ることを明確にすることとした。(第一条関係)
- (二) 基本理念の改正

(1) 山村の振興は、山村における農林水産業の生産活動及び地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図ることを旨として行われなければならないことを追加することとした。(第二条の二第一項関係)

(2) 山村の振興は、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう、また、山村の移住、定住、特定居住及び地域間交流の促進を図ることを旨として行われなければならないことを追加することとした。(第二条の二第二項関係)

(三) 山村振興の目標の改正

- (1) 交通の確保に関する目標に住民の日常的な交通手段の確保を追加するとともに、通信の確保に関する目標にデジタル社会の形成の促進を追加することとした。(第三条第一号及び第一号の二関係)
- (2) 産業の振興に関する目標に、農林水産業の生産性の向上、農林業生産の基盤の整備等を追加することとした。(第三条第三号関係)
- (3) 災害の防除に関する目標に、防災体制の強化を追加することとした。(第三条第四号関係)
- (4) 住民の福祉の向上に関する目標に障害福祉サービスの確保等を追加するとともに、この目標を住民の生活の安定と福祉の向上に関する目標に改めることとした。(第三条第五号関係)
- (5) 新たな目標として、山村への移住等の促進等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成することを追加することとした。(第三条第六号関係)

(四) 国及び地方公共団体の責務に係る改正

- (一) 国及び地方公共団体の責務に係る改正

国及び地方公共団体の責務に係る改正を新設し、並びに税制上の措置を講ずるよう配慮することを追加するとともに、都道府県の責務として、市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する援助を行うように努めなければならないことを追加することとした。(第四条及び第五条関係)
- (二) 山村振興基本方針及び山村振興計画

山村振興の目標の改正に合わせ、山村振興基本方針に定めるべき事項を追加するとともに、山村振興基本方針が調和すべき計画として、防災基本計画等を追加することとした。(第七条の二第二項及び第三項関係)

山村振興計画に定めるべき事項の改正

山村振興の目標の改正に合わせ、山村振興計画に定めるべき事項を追加することとした。(第八条第二項関係)

3 配慮規定の充実

(一) 交通通信関係

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等に関する配慮規定を新設するとともに、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に関する配慮規定を改正することとした。(第一七条の二及び第一八条関係)

(二) 産業振興関係

農林水産業その他の産業の振興、森林の整備及び保全の推進等並びに就業の促進に関する配慮規定を新設することとした。(第一八条の二、第一八条の三及び第一八条の五関係)

(三) 災害防除等関係

防災に関する施策の推進及び感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等に関する配慮規定を新設することとした。(第一八条の六及び第一八条の七関係)

(四) 住民の生活の安定と福祉の向上関係

- (1) 厚生関係に関する配慮規定の改正

医療の確保及び介護給付等対象サービス等の確保等に関する配慮規定を改正するとともに、児童福祉施設の整備等及び保健医療サービス等に係る住民負担の軽減に関する配慮規定を新設することとした。(第一九条、第二〇条の二関係)
- (2) その他

地域文化の振興等、鳥獣被害の防止及び教育環境の整備に関する配慮規定を改正することとした。(第二一条、第二一条の三関係)

(五) 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進等関係

移住等の促進に資する生活環境の整備、移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等に関する配慮規定を新設するとともに、都市と山村の交流等に関する配慮規定の改正を行うこととした。(二一条の四、二一条の七関係)

(六) その他

自然環境の保全及び再生並びに規制の見直しに関する配慮規定を新設することとした。(第二一条の八及び第二一条の九)

4 期限の延長
山村振興法の有効期限を令和七年三月三十一日まで一〇年間延長することとした。(附則第二項関係)

5 施行期日等
(一) 経過措置等
所要の経過措置を定めるとともに、所要の規定を整備することとした。

(二) 施行期日
この法律は、令和七年四月一日から施行することとし、4及びこれに伴う規定の整備は、公布の日から施行することとした。

◇地震防災対策強化地域における地震対策緊急備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(法律第一二二号)(内閣府本府)

1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、令和一二年三月三十一日までとすることとした。(附則第一条第二項関係)

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律(法律第一三三号)(財務省)

一 所得税法の一部改正関係

1 基礎控除について、次の見直しを行うこととした。(所得税法第八六条、第二〇三条の三及び別表第二、別表第四関係)

(一) 合計所得金額が二、三五〇万円以下である個人の控除額を一〇万円引き上げる。
(二) (一)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。

2 給与所得控除について、次の見直しを行うこととした。(所得税法第二八条及び別表第二、別表第五関係)

(一) 最低保障額を六五万円(改正前五五万円)に引き上げる。
(二) (一)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直しを行う。

3 特定親族を有する居住者に対する税制上の措置として、次の措置を講ずることとした。(所得税法第二条、第八四条の二、第一八五条、第一八六条、第一九〇条、第一九四條、第一九五條、第一九五條の三、第二〇三条の三、第二〇三条の六及び別表第二、別表第四関係)

(一) 居住者が特定親族(生計を一にする年齢一九歳以上二三歳未満の親族(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が一三三万円以下であるものに限る。)等で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。以下同じ。)を有する場合には、特定親族特別控除として、その居住者のその年分の総所得金額等から、その特定親族一人につき次のとおり控除額を控除する。

特定親族の合計所得金額	控 除 額
五八万円超八五万円以下	六三万円
八五万円超九〇万円以下	六一万円
九〇万円超九五万円以下	五一万円
九五万円超一〇〇万円以下	四一万円

一〇〇万円超一〇五万円以下	三一万円
一〇五万円超一一〇万円以下	二二万円
一一〇万円超一一五万円以下	一一万円
一一五万円超一二〇万円以下	六万円
一二〇万円超一二三万円以下	三万円

(一) 特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額が一〇〇万円以下の場合等には給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できる。

(二) 特定親族特別控除は、年末調整において適用できる。

4 扶養親族等の範囲について、次の措置を講ずることとした。所得税法第二条関係
(一) 勤労学生等の合計所得金額要件を八五万円以下(改正前七五万円以下)に引き上げる。
(二) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を五八万円以下(改正前四八万円以下)に引き上げる。

5 居住者が納付するスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額は、必要経費に算入しないこととした。(所得税法第四五条関係)

6 リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期の特例を廃止することとした。(旧所得税法第六五条関係)

7 受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式の帳簿価額相当額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととした。(所得税法第六七条の三関係)

8 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、改正前の次に掲げる書類(以下「控除証明書」という)の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとした。この場合において、税務署長は、確定申告期限から五年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならないこととした。(所得税法第一二〇条関係)

(一) 小規模企業共済等掛金控除の証明書

(二) 生命保険料控除の証明書

(三) 地震保険料控除の証明書

9 株式等の譲渡の対価の受領者等の告知の対象となる償還金等の範囲に、特定受益証券発行信託の元本の払戻しにより交付を受ける金銭を加えることとした。(所得税法第二二四條の三関係)

10 社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととした。(所得税法別表第一関係)

法人税法の一部改正関係

1 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を次のとおり創設することとした。

(一) 納税義務者及び課税の範囲

次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課する。(法人税法第四条、第六条の三及び第八条の二関係)

(1) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人

(2) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等(その所在地が我が国であるものに限る)を有する構成会社等である外国法人

(二) 国際最低課税残余額

国際最低課税残余額は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の国内グループ国際最低課税残余額に、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）の従業員等の数の合計数のうちに当該内国法人（その所在地国が我が国であるものに限る。）の従業員等の数の占める割合として計算した一定の割合に二〇〇分の五〇を乗じて計算した割合と当該構成会社等の有形資産の額の合計額のうち当該内国法人の有形資産の額の占める割合として計算した一定の割合に二〇〇分の五〇を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額とする。（法人税法第八二条の一及び第一四五条の二関係）

(1) 国内グループ国際最低課税残余額

国内グループ国際最低課税残余額は、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額に、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数のうちに我が国を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数の占める割合として計算した一定の割合に二〇〇分の五〇を乗じて計算した割合と当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計額のうち我が国を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の占める割合として計算した一定の割合に二〇〇分の五〇を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額とする。

(2) グループ国際最低課税残余額

グループ国際最低課税残余額は、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額から、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る国際最低課税額等及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額とする。

(3) 適用免除基準

特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後五年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合には、当該判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額は、零とする。

(4) その他国際最低課税残余額の計算について、所要の措置を講ずる。

(三) 課税標準

各対象会計年度の法人に係る課税標準国際最低課税残余額を課税標準とし、法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額とする。（法人税法第八二条の一及び第一四五条の三関係）

(四) 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の法人に係る課税標準国際最低課税残余額に二〇〇分の九〇・七の税率を乗じて計算した金額とする。（法人税法第八二条の一三及び第一四五条の四関係）

(五) 申告及び納付等

(1) 各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、税務署長に対し、当該対象会計年度の課税標準である法人に係る課税標準国際最低課税残余額その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、当該対象会計年度の法人に係る課税標準国際最低課税残余額がない場合は、その申告を要しない。（法人税法第八二条の一四及び第一四五条の五関係）

(2) 電子情報処理組織による申告の特例等について、各事業年度の所得に対する法人税の規定に準じて所要の規定を設ける。（法人税法第八二条の一五、第八二条の一六、第八二条の一八及び第一四五条の五関係）

(3) (1)の申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限までに、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を国に納付しなければならない。（法人税法第八二条の一七及び第一四五条の五関係）

2

(六) 罰則

罰則について必要な規定を定める。（法人税法第一五九条及び第一六〇条関係）

(一) 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を次のとおり創設することとした。

次に掲げる法人に対し、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課する。（法人税法第四条、第六条の四及び第八二条の三関係）

(1) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人

(2) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限る。2において同じ。）を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人

(二) 国内最低課税額

国内最低課税額は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であった内国法人でその対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつては構成会社等に係る国内最低課税額とし、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であつた内国法人でその対象会計年度において当該共同支配会社等でないものにあつては共同支配会社等に係る国内最低課税額とする。（法人税法第八二条の一九及び第一四五条の六関係）

(1) 構成会社等に係る国内最低課税額

構成会社等に係る国内最低課税額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

イ 特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率（国内グループ調整後対象租税額（我が国を所在地国とする全ての構成会社等の国内調整後対象租税額の合計額をいう。以下同じ。）が国内グループ純所得の金額（我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算所得金額の合計額から我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額をいう。以下同じ。）のうち占める割合をいう。以下同じ。）が基準税率を下回り、かつ、当該特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合

次に掲げる金額の合計額（過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であつた内国法人でその対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつては、(ロ)に掲げる金額の合計額）

(イ) 当期グループ国内最低課税額（国内グループ純所得の金額から我が国に係る給与等の一定の金額を控除した残額に基準税率から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう。(ロ)において同じ。）、内国法人の国内調整後対象租税額が個別基準税額（個別計算所得等の金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。以下同じ。）を下回る場合のその下回る部分の金額を勘案して計算した割合を乗じて計算した金額

(ロ) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額（過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に満たない金額として計算される金額をいう。以下同じ。）に過去帰属割合（内国法人の当該過去対象会計年度に係る国内調整後対象租税額が当該過去対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額を勘案して計算した割合をいう。以下同じ。）を乗じて計算した金額

(ハ) 内国法人（各種投資会社等に限る。）に係る未分配所得国内最低課税額（当該内国法人に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかった部分に対応する国内最低課税額として計算される金額をいう。以下同じ。）

ロ 特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合、次に掲げる金額の合計額（過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地が我が国であるものに限る。）であった内国法人でその対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつては、(イ)に掲げる金額の合計額）

(イ) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額

(ロ) 内国法人（各種投資会社等に限る。）に係る未分配所得国内最低課税額

ハ 特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がない場合 (イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が我が国に係る特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては次に掲げる金額の合計額とし、過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地が我が国であるものに限る。）であった内国法人でその対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつては(イ)に掲げる金額の合計額とする。）

(イ) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額

(ロ) 内国法人（各種投資会社等に限る。）に係る未分配所得国内最低課税額

ハ 永久差異調整に係るグループ国内最低課税額（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から我が国に係る特定国別調整後対象租税額を控除した残額をいう。）に、内国法人の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額を勘案して計算した割合を乗じて計算した金額

(2) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地が我が国であるものに限る。）であつた内国法人が過去対象会計年度において合併により解散した場合又は過去対象会計年度において当該内国法人の残余財産が確定した場合において、各対象会計年度における(1)イ(ロ)、ロ(イ)又はハ(イ)に掲げる金額があるときは、これらの金額は、再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度における構成会社等に係る国内最低課税額に含む。

(3) 適用免除基準

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税と同様に、収入金額等に関する適用免除基準その他の特例を設ける。また、各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税と同様に、国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準を設ける。

(4) 共同支配会社等に係る国内最低課税額

共同支配会社等に係る国内最低課税額は、基本的に構成会社等に係る国内最低課税額と同様に計算した金額とする。

(5) その他国内最低課税額の計算について、所要の措置を講ずる。

(三) 課税標準
各対象会計年度の法人に係る課税標準国内最低課税額を課税標準とし、法人に係る課税標準国内最低課税額は、各対象会計年度の国内最低課税額とする。（法人税法第八二条の二〇及び第一四五条の七関係）

(四) 税額の計算
各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の法人に係る課税標準国内最低課税額に一〇〇分の七五・三の税率を乗じて計算した金額とする。（法人税法第八二条の二一及び第一四五条の八関係）

(五) 申告及び納付等
(1) 各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、税務署長に対し、当該対象会計年度の課税標準である法人に係る課税標準国内最低課税額その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、当該対象会計年度の法人に係る課税標準国内最低課税額がない場合は、その申告を要しない。（法人税法第八二条の二二及び第一四五条の九関係）

(2) 電子情報処理組織による申告の特例等について、各事業年度の所得に対する法人税の規定に準じて所要の規定を設ける。（法人税法第八二条の二三、第八二条の二四、第八二条の二六及び第一四五条の九関係）

(3) (1)の申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限までに、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を国に納付しなければならない。（法人税法第八二条の二五及び第一四五条の九関係）

(六) 罰則
罰則について必要な規定を定める。（法人税法第一五九条及び第一六〇条関係）

3 法人が資産の賃貸借でリース取引以外のもの（以下「賃貸借取引」という。）によりその賃貸借取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その賃貸借取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づき当該法人が支払うこととされている金額（その資産の賃借のために要する費用の額等を含むものとし、原価の額等に該当するものを除く。）があるときは、その支払うこととされている金額のうち当該各事業年度において債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度の損金の額に算入することとした。（法人税法第五三関係）

4 法人が納付するスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額は、損金の額に算入しないこととした。（法人税法第五五条関係）

5 法人が所有受益権（当該法人が有する特定受益証券発行信託の受益権をいう。）に係る特定受益証券発行信託の元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合には、当該所有受益権の譲渡原価は、その払戻し直前の帳簿価額を基礎として計算した金額とすることとした。（法人税法第六一条の二関係）

6 非適合合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等について、債務超過の場合で非適合合併等対価額が零のときの調整勘定の算定方法の見直しを行うこととした。（法人税法第六二条の八関係）

7 リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例を廃止することとした。（旧法人税法第六三条関係）

8 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度については、本制度の提供義務者の範囲に特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地が我が国であるものに限る。）を有する構成会社等である外国法人を加えるとともに、本制度により提供すべき事項の名称をグループ国際最低課税額等報告事項等に加える等の見直しを行うほか、グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度を次のとおり創設することとした。（法人税法第一五〇条の三、第二六〇条及び第一六二条関係）

(一) グループ国内最低課税額報告事項等の提供

グループ国内最低課税額報告対象法人は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地の名称、当該特定多国籍企業グループ等に係る国内最低課税額に関する事項その他一定の事項及び収入金額等に関する適用免除基準の適用を受けようとする旨等（以下「グループ国内最低課税額報告事項等」という。）を、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

(二) グループ国内最低課税額報告事項等の提供義務の免除

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（指定提供会社等を指定した場合）には、指定提供会社等の所在地の税務当局が当該特定多国籍企業グループ等に係るグループ国内最低課税額報告事項等に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができるものと認められる一定の場合に該当するときは、(一)による提供義務を免除する。

(三) 罰則

罰則については必要な規定を定める。

9 社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととした。（法人税法別表第一関係）

三 地方法人税法の一部改正関係

1 特定基準法人税額に対する地方法人税について、次の見直しを行うこととした。

(一) その課税の対象に特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人の各対象会計年度の国際最低課税額に付する法人税の額（附帯税の額を除く。）を加え、その名称を国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に改める。（地方法人税法第五条及び第六条関係）

(二) 国際最低課税額等に係る特定基準法人税額（国際最低課税額に係るものに限る。）に対する地方法人税の課税標準、税額の計算、申告、納付等については、改正前の特定基準法人税額に対する地方法人税と同様とする。（地方法人税法第二四条の二、第二四条の八関係）

(三) 国際最低課税額等に係る特定基準法人税額（国際最低課税額に係るものに限る。）に対する地方法人税に係る罰則について必要な規定を定める。（地方法人税法第三三条及び第三四条関係）

2 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税を次のとおり創設することとした。

(一) た。課税の対象

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である法人の各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額には、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。（地方法人税法第五条関係）

(二) 国内最低課税額に係る特定基準法人税額

国内最低課税額に係る特定基準法人税額は、国内最低課税額確定申告書を提出すべき法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。（地方法人税法第六条関係）

(三) 課税標準

各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税額を課税標準とし、課税標準国内最低課税額に、各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額とする。（地方法人税法第二四条の九関係）

(四) 税額の計算

国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税額に七五三分の二四七の税率を乗じて計算した金額とする。（地方法人税法第二四条の一〇関係）

(五) 申告及び納付等

(1) 各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、税務署長に対し、当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準国内最低課税額その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。（地方法人税法第二四条の一〇関係）

(2) 電子情報処理組織による申告の特例等については、基準法人税額に対する地方法人税の規定に準じて所要の規定を設ける。（地方法人税法第二四条の一、第二四条の一三及び第二四条の一五関係）

(3) (1)の申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限までに、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税を国に納付しなければならない。（地方法人税法第二四条の一四関係）

(六) 罰則

罰則については必要な規定を定める。（地方法人税法第三三条及び第三四条関係）

四 登録免許税法の一部改正関係

社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととした。（登録免許税法別表第三関係）

五 消費税法の一部改正関係

1 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品物販売場制度）について、次の見直しを行うこととした。（消費税法第八条、第二七条及び第六五条関係）

(一) 本制度により消費税を免除する要件に、免税購入対象者が免税対象物品を輸出することにつき当該免税対象物品を購入した日から九〇日以内に税関長の確認を受けることを加える。

(二) (一)の確認をした税関長は、遅滞なく、その確認をした旨を記録した電磁的記録（以下「税関確認情報」という。）を国税庁長官に提供するとし、当該税関確認情報の提供を受けた国税庁長官は、遅滞なく、当該税関確認情報を輸出物品販売場を経営する事業者に提供するものとする。

(三) 免税対象物品の譲渡をした輸出品物販売場を経営する事業者が、当該譲渡に係る税関確認情報を保存しない場合には、本制度を適用しない。

(四) (一)の税関長の確認を受けた免税購入対象者は、当該確認を受けた免税対象物品を、遅滞なく、輸出しなければならないこととする。

(五) (一)の税関長の確認を受けた免税対象物品が輸出されなかったときは、税関長は免税購入対象者から消費税の即時徴収を行う。

(六) (五)の消費税の即時徴収に係る納税地は、(一)の税関長の確認を受けた場所とする。

(七) 税務署長は、購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により(一)の税関長の確認に支障があると認められる場合には、輸出品物販売場に係る許可を取り消すことができることとする。

(八) 罰則の適用対象に、正当な理由なく(四)に違反して免税対象物品を輸出しなかった場合を加える。

2 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を廃止することとした。（旧消費税法第一六条関係）

3 事業者により保存されている電磁的記録に記録された事項に關し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合における当該記録された事項に關し当該期限後申告等に基づき課される重加算税の割合に一〇〇分の一〇の割合を加算する措置の対象から、特定電磁的記録であつて、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録を除外することとした。(消費税法第五九条の二関係)

4 社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととした。(消費税法別表第三関係)

六 印紙税法の一部改正関係

1 非課税文書の範囲について、次の見直しを行うこととした。(印紙税法別表第三関係)

(一) 独立行政法人日本学生支援機構等が作成する独立行政法人日本学生支援機構法第一三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

(二) 社会保険診療報酬支払基金から名称変更された後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が作成する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二四各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

(三) 国民健康保険団体連合会が作成する予防接種法第四三各号第二号及び第三号(同条第二号の業務に係る業務に限る。)に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

(四) 国民健康保険団体連合会が作成する母子保健法第二二各号の一四各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

(五) 国民健康保険団体連合会が作成する健康増進法第六七各号の一、二第一号及び第三号(同条第一号の業務に係る業務に限る。)に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

七 国税通則法の一部改正関係

各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の納税義務は、対象会計年度の終了の時に成立することとした。(国税通則法第一五各条関係)

八 租税特別措置法の一部改正関係

1 個人所得課税

(一) 青色申告特別控除の控除額六五万円の適用要件である帳簿書類の電磁的記録等による保存等について、一定の帳簿書類に係る電磁的記録等の保存等が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしていることに代えて、その年において事業所得等の金額に係る電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録の保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすために必要な措置として一定のものを講じているとともに、その年において当該電子取引を行った場合には一定の方法により当該電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録を保存していることとする(租税特別措置法第二五各条の二関係)

(二) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を六五万円(改正前五五万円)に引き上げることとした。(租税特別措置法第二七各条関係)

(三) 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、次の措置を講ずることとした(租税特別措置法第三七各号の一〇及び第三七各号の一〇一関係)

- (1) 特定受益証券発行信託の受益権を有する居住者等がその特定受益証券発行信託の元本の払戻しにより交付を受ける金銭の額については、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税する。
- (2) 発行する社債が上場株式等と異なる第一種金融商品取引業を行う者の範囲から、非上場有価証券特例仲介業者を除外する。

(四) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。(租税特別措置法第三七各号の一三、第三七各号の一三の二及び第四二各号の三関係)

(1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の措置を講ずる。

イ 令和八年一月一日以後に控除対象特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、所轄税務署長に対し、その年の前年の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとする。

ロ 特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、イと同様の措置を講ずる。

(2) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を二年延長する。

(3) 偽りその他不正の行為により、(1)の措置による所得税の還付を受けたときは、その違反行為をした者は、一〇年以下の拘禁刑若しくは一、〇〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(五) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。(租税特別措置法第三七各号の一四各条)

(1) 特定累積投資勘定に受け入れることができる公社債投資信託以外の証券投資信託のうちその受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの(以下「上場株式投資信託」という。)の受益権について、対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権の範囲に、一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の当該受益権を加える。

(2) 廃止通知の提出又は提供があった日(その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該廃止通知の提出又は提供があった場合には、同日)において設けられることとする。この場合において、同日前に所轄税務署長から非課税口座の開設又は特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供があったときは、特定累積投資勘定は設けられないこととする。

(3) 特定非課税口座開設届出書の提出により開設された口座につき、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から非課税口座の開設ができない旨の提供を受けた場合には、その開設された口座はその開設の時から非課税口座に該当しないものとして所得税に関する法令の規定を適用する。

(4) 勘定廃止通知等の提出又は提供により非課税口座に設けられた勘定につき、その提出又は提供を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受けた場合には、その設けられた勘定は、その設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとし、かつ、非課税口座に該当しない口座に設けられたものとして、所得税に関する法令の規定を適用する。

(六) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において当該居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなすこととした。(租税特別措置法第三七条の一四の二関係)

(七) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。(租税特別措置法第四〇条関係)

(1) 当該未成年者口座に設けられる非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日又は対象年(当該居住者等がその年一月一日において一八歳である年をいう。)の一月一日のいずれか遅い日

(2) 令和八年一月一日

(1) 非課税承認の取消しにより公益信託に関する法律に規定する公益信託(以下「公益信託」という。)の受託者に対して所得税を課税する場合には、当該受託者について、各公益信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして、所得税法等の規定を適用する。

(2) 特定一般法人が他の公益法人等に非課税承認を受けた財産を贈与した場合における非課税措置の継続適用について、適用対象に、特定一般法人が公益目的支出計画に基づき当該財産を類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産としようとする場合を加える。

(八) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第四〇条の三の二関係)

(九) 住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。(租税特別措置法第四一條関係)

(1) 特例対象個人が、認定住宅等の新築等をした認定住宅等又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和七年一月一日から同年二月三十一日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分		借入限度額
認定住宅	特定エネルギー消費性能向上住宅	五、〇〇〇万円
	エネルギー消費性能向上住宅	四、五〇〇万円
		四、〇〇〇万円

(2) 特例認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除の特例について、令和七年二月三十一日以前に建築確認を受けた家屋についても適用対象とする。

(三) 公的年金控除の最低控除額の特例について、一(一)の基礎控除の控除額の引上げに伴い、六五歳以上である居住者が支払を受ける公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行うこととした。(租税特別措置法第四一條の一五の三関係)

(二) 生命保険料控除について、次の措置を講ずることとした。(租税特別措置法第四一條の一五の五関係)

(1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢二三歳未満の扶養親族を有する場合には、令和八年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控除額
三万円以下	新生命保険料の全額
三万円超六万円以下	新生命保険料×二分の一十一万五、〇〇〇円
六万円超一十二万円以下	新生命保険料×四分の一十三万円
一十二万円超	一律六万円

(2) 旧生命保険料及び(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は六万円(改正前四万円)とする。

(三) 令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例を次のとおり創設することとした。(租税特別措置法第四一條の一六の二関係)

(1) 令和七年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が六五五万円(令和九年分以後の各年分にあつては、一三二万円)以下である場合には、基礎控除の控除額に次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加算する。

イ 令和七年分及び令和八年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(イ) その居住者のその年分の合計所得金額が一三二万円以下である場合 三十七万円

(ロ) その居住者のその年分の合計所得金額が一三二万円を超え三三六万円以下である場合 三〇万円

(ハ) その居住者のその年分の合計所得金額が三三六万円を超え四八九万円以下である場合 一〇万円

(ニ) その居住者のその年分の合計所得金額が四八九万円を超える場合 五万円

ロ 令和九年分以後の各年分 三十七万円

(2) (1)の措置は、年末調整において適用できる。

(3) (1)の措置の創設に伴い、令和八年以後の各年における公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引上げを行う。

(三) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。(租税特別措置法第四一條の一九の三関係)

(1) 子育て対応改修工事等に係る措置について、対象となる家屋を令和七年一月一日から同年二月三十一日までの間に自己の居住の用に供した場合についても適用対象とする。

(2) 子育て対応改修工事等を行った特例対象個人が、その年の前年に行つた子育て対応改修工事等について本特例の適用を受けている場合には、その年において本特例は適用しないこととする。

2 法人課税

(一) 中小企業者等の法人税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第四二条の三の二関係)

(1) 所得の金額が年一〇億円を超える事業年度について、その事業年度の所得の金額のうち年八〇〇万円以下の金額に対する法人税率を一〇〇分の一七(改正前一〇〇分の一五)に引き上げる。

(2) 対象法人から通算法人を除外する。

(二) 中小企業者等が機械等を取引した場合は特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第一〇条の三及び第四二条の六関係)

(1) 適用対象となる中小企業者を一定の中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)とする。

(2) 対象法人から、中小企業等経営強化法の認定等を受けた同法に規定する特定事業者等に該当する法人のうち(イ)の経営力向上計画に(ロ)の特定機械装置等が記載されているものを除外する。

(三) 沖繩の特定地域において工業用機械等を取引した場合の特別税額控除制度について、認定特定高度情報通信技術活用設備を取引した場合の特別税額控除制度の廃止に伴う所要の整備を行った上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第四二条の九関係)

(四) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取引した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、機械装置及び器具備品の償却割合を一〇〇分の三五(改正前一〇〇分の四〇)に引き下げた上、その適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第一〇条の四及び第四二条の一の二関係)

(五) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取引した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第一〇条の五の三及び第四二条の一の二の四関係)

(1) 適用対象となる中小企業者を(二)の制度の中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)とする。

(2) 対象資産に、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等のその認定に係る経営力向上計画に記載された特定機械装置等(建物の新設又は増設をする場合におけるその建物を含む生産等設備を構成するもので、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資する一定の経営力向上設備等に該当する機械装置、工具、器具備品、建物等及びソフトウェアをいう。以下同じ。)のうち一定の規模のものを加えるとともに、その特定機械装置等について、その取得価額(一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が六〇億円を超える場合は、六〇億円にその特定機械装置等の取得価額が当該合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)以下「基準取得価額」という。から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却(建物等については、その基準取得価額の一〇〇分の一五(経営力向上が確実に行われるために必要な一定のものについては、一〇〇分の二五)相当額の特別償却)とその基準取得価額の一〇〇分の七(建物等については、一〇〇分の一(経営力向上が確実に行われるために必要な一定のものについては、一〇〇分の二)相当額の特別税額控除との選択適用ができる措置を講ずる。なお、一定の中小企業者等がその事業の用に供した(建物等を除く。)の特別税額控除割合は、一〇〇分の一〇とする。

(3) 対象資産に、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定に係る環境負荷低減事業活動計画等に記載された経営力向上設備等を加える。

(六) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。(租税特別措置法第一〇条の五の五及び第四二条の一の二の六関係)

(1) 情報技術事業適応設備及び事業適応緑延資産に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(2) 生産工程効率化等設備に係る措置について、対象資産に、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の認定に係る環境負荷低減事業活動計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備を加える。

(七) 青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和一〇年三月三十一日までの間に、当該認定に係る認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画(七)において「認定計画」という。に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する一定のもの(一定の規模のものに限る。以下「再資源化事業等高度化設備」という。)の取得等をして、当該法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業(以下「指定事業」という。)の用に供した場合に、その取得価額(その認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得等をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が二〇億円を超える場合には、二〇億円にその指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額が当該合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)の一〇〇分の三五相当額の特別償却ができることとした。(租税特別措置法第四四条の六関係)

(六) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととした。(租税特別措置法第一二条及び第四五条関係)

(1) 産業イノベーション促進地域に係る措置、国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び経済金融活性化特別地区に係る措置について、認定特定高度情報通信技術活用設備を取引した場合の特別償却又は特別税額控除制度の廃止に伴う所要の整備を行った上、その適用期限を二年延長する。

(2) 沖繩の離島に係る措置、半島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に係る措置の適用期限を二年延長する。

(九) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しを行うこととした。(租税特別措置法第五七条の五関係)

(1) 異常災害損失に係る保険の種類又は共済の種類については、異常災害による損失の発生状況が類似する一定の保険又は共済については、一定の区分とする。

(2) (1)の一定の区分の保険又は共済については、異常災害損失が生じた場合には、当該区分に係る異常危険準備金を取り崩して、益金算入する。

(十) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、その適用を受ける事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても新鉱床探鉱費の支出を行わなかった場合には、改正前の規定による積立限度額から、次の(1)及び(2)の金額の合計額から次の(3)の金額を控除した残額(当該残額が改正前の規定による積立限度額に一〇〇分の二五を乗じて計算した金額を超える場合は、当該計算した金額)を控除することとした上、その適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第二二条及び第五八条関係)

(1) 積み立てられた事業年度終了の日の翌日から五年を経過した探鉱準備金又は海外探鉱準備金の取崩しによる益金算入額

(2) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の任意の取崩しによる益金算入額

(3) 新鉱床探鉱費の額及び探鉱用機械設備又は海外探鉱用機械設備の償却額の合計額

(三) 農業経営基盤強化促進法に規定する認定計画(二)及び(三)において「認定計画」という。)の定めるところにより取得をする(三)の特例の農用地

(2) 農用地等(認定計画の定めるところにより取得をするものを除く。)

農用地等を取引した場合の課税の特例について、対象となる農用地を、認定計画の定めるところにより取得をする農用地で農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画にその事業者が利用するものとして定められたもの(改正前認定計画の定めるところにより取得をする農用地)に限定することとした。(租税特別措置法第二四条の三及び第六一条の三関係)

3

- (三) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象法人から、中小企業等経営強化法の認定等を受けた同法に規定する特定事業者等に該当する法人のうち(五)の経営力向上計画に(四)の特定機械装置等が記載されているものを除外することとした。(租税特別措置法第六七条の五関係)
- (四) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の特例税額控除制度の適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第四二条の二の二関係)
- (五) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。
 - (一) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却(租税特別措置法第四四条関係)
 - (二) 特定事業継続力強化設備等の特別償却(租税特別措置法第一一条の三及び第四四条の二関係)
 - (三) 共同利用施設の特別償却(租税特別措置法第四四条の三関係)
 - (四) 医療用機器等の特別償却(租税特別措置法第一二条の二及び第四五条の二関係)
 - (五) 沖繩の認定法人の課税の特例(租税特別措置法第六〇条関係)
- (六) 次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。
 - (一) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除(旧租税特別措置法第一〇条の五及び第四二条の二の六関係)
 - (二) 特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例(旧租税特別措置法第六七条の五の二関係)
 - (三) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例(旧租税特別措置法第六八条の二関係)
- (七) 国際課税
 - (一) 令和九年に開催される二〇二七年国際園芸博覧会の公式参加者等に係る課税の特例を次のとおり創設することとした。(租税特別措置法第二九条及び第六七条の二の二関係)
 - (1) 令和九年に開催される二〇二七年国際園芸博覧会の公式参加者(日本政府からの二〇二七年国際園芸博覧会への参加の公式の招請を受けた外国又は国際機関(外国法人に限る。)をいう。以下同じ。及び公式参加者の博覧会関連業務(二〇二七年国際園芸博覧会の準備又は運営に関する業務で営利を目的としないものをいう。以下同じ。)を行う一定の外国法人(以下「公式参加者等」という。)に勤務する非居住者等及び博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者の給与(令和七年四月一日から令和一〇年三月三十一日までの間に行う博覧会関連業務に係る勤務に基因するものに限る。)については、所得税を課さない。
 - (2) 公式参加者等及び博覧会国際事務局の恒久的施設附属所得等(令和七年四月一日から令和一〇年三月三十一日までの間に行う博覧会関連業務に係るものに限る。)については、法人税を課さない。
 - (二) 内国法人等の外国関係会社に係る所得等の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。(租税特別措置法第四〇条の四、第四〇条の七、第六六条の六、第六六条の七、第六六条の九の二及び第六六条の九の三関係)
 - (1) 内国法人等に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人等の収益の額とみなして、当該事業年度終了の日の翌日から四月(改正前二月)を経過する日を含むその内国法人等の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
 - (2) 内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、内国法人の法人税及び地方法人税の額から控除される控除対象所得税額等相当額の範囲から各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及びその法人税に係る地方法人税の額を除外する。
 - (3) 特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

4

- 4 資産課税
 - (一) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度について、特例事業受贈者の要件のうち受贈者が贈与の日まで引き続き三年以上にわたり特定事業用資産に係る事業に従事していたことと要件を、受贈者が贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこととした。(租税特別措置法第七〇条の六の八関係)
 - (二) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度について、特例経営承継受贈者の要件のうち受贈者が贈与の日まで引き続き三年以上にわたり特例認定贈与承継会社の役員等の地位を有していることと要件を、受贈者が贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等の地位を有していることとした。(租税特別措置法第七〇条の七の五関係)
 - (三) 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を一、〇〇〇分の二(改正前一、〇〇〇分の一・五)に引き上げた上、その適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第七八条関係)
 - (四) 認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる計画の範囲に、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の安定取引関係確立事業活動計画等で、同法の規定により産業競争力強化法の事業再編計画の認定があったものとみなされるものを加えることとした。(租税特別措置法第八〇条関係)
 - (五) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。
 - (1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(租税特別措置法第七〇条の二の三関係)
 - (2) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(租税特別措置法第八三条の二の二関係)
 - (3) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(租税特別措置法第八三条の三関係)
 - (4) 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置(租税特別措置法第八四条の二の三関係)
- 5 消費課税
 - (一) 海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税制度について、外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。(租税特別措置法第八六条の二関係)
 - (二) 輸出酒類販売場制度について、次の見直しを行うこととした。(租税特別措置法第八七条の六関係)
 - (1) 本制度により酒税を免除する要件に、免税購入対象者が免税対象酒類を輸出することにつき当該免税対象酒類を購入した日から九〇日以内に税関長の確認を受けることを加える。
 - (2) (1)の確認をした税関長は、遅滞なく、その確認をした旨を記録した電磁的記録(以下「税関確認情報」という。)を税関長官に提供するとし、当該税関確認情報の提供を受けた税関長官は、遅滞なく、当該税関確認情報を輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供するものとする。
 - (3) 免税対象酒類の移出をした輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、当該移出に係る税関確認情報を保存しない場合には、本制度を適用しない。
 - (4) (1)の税関長の確認を受けた免税購入対象者は、当該確認を受けた免税対象酒類を、遅滞なく、輸出しなければならないこととする。

- (5) (1)の税関長の確認を受けた免税対象酒類が輸出されないこととなったときは、税関長は免税購入対象者から酒税の即時徴収を行う。
- (6) (5)の酒税の即時徴収に係る納税地は、(1)の税関長の確認を受けた場所とする。
- (7) 税務署長は、酒類購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により(1)の税関長の確認に支障があると認められる場合には、輸出酒類販売場に係る許可を取り消すことができることとする。
- (8) 罰則の適用対象に、正当な理由なく(4)に違反して免税対象酒類を輸出しなかつた場合を加える。

(三) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、次の措置を講ずることとした。(租税特別措置法第八八条及び附則第五八条、第六〇条関係)

- (1) 令和八年四月一日以後に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

イ 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ。当該加熱式たばこの重量の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合は、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ。当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合は、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二〇本に換算する方法

- (2) (1)ロに掲げる加熱式たばこ(製造たばこをみなされるものに限る。)のうち、(1)イに掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの等については、(1)ロただし書は適用しない。
- (3) (1)及び(2)の見直しに伴い、令和八年四月一日から同年九月三〇日までの間における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、改正前の紙巻たばこの本数に換算した課税標準並びに(1)及び(2)の見直し後の紙巻たばこの本数に換算した課税標準のそれぞれに〇・五を乗じて計算した本数の合計本数とする経過措置を講ずる。

(四) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。(租税特別措置法第八八条の二関係)

(五) 新車新規登録から一八年又は一三年を経過した一定の検査自動車に係る自動車重量税の税率の特例措置について、車検制度の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。(租税特別措置法第九〇条の二及び第九〇条の三関係)

(六) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を三年延長することとした。(租税特別措置法第九一条の三関係)

九 係

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合における当該記録された事項に関し当該期限後申告等に基づき課される加重税の割合に一〇〇分の一〇の割合を加算する措置の対象から、特定電磁的記録であつて、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録を除外することとした。(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八八条関係)

一〇 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1 個人所得課税

(一) 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等を廃止することとした。(旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一条の六及び第一八条の一〇関係)

- (二) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、特例対象個人に該当する住宅被災者が、認定住宅等の新築等をした認定住宅等又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和七年一月一日から同年二月三十一日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三条の二関係)

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	
特定エネルギー消費性能向上住宅	五、〇〇〇万円
エネルギー消費性能向上住宅	

2 法人課税

帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合に土地の譲渡等がある場合の特例税率の適用除外措置(優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置)を適用することとする措置を廃止することとした。(旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一条の六関係)

3 資産課税

帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもつて廃止することとした。(旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の四関係)

一 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

租税特別措置法の改正に伴い、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置に係る非課税承認の取消しにより公益信託に関する法律に規定する公益信託の受託者に対して復興特別所得税を課税する場合の取扱について、所要の整備を行うこととした。(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三三条関係)

二 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

1 趣旨等について、次の整備を行うこととした。我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一条関係

(一) 令和五年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、防衛特別法人税を創設し、及びたばこ税の税率の特例を定めるものとする。

(二) 令和五年度以降の各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和四年度の当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額に係る費用の財源に充てるため、4に定める防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額に係る額を確保するものとする。

2 防衛特別法人税を次のとおり創設することとした。

(一) 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。

(二) 課税標準

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第八八条関係

(一) 課税の対象
 法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課する。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第九條関係)

(二) 基準法人税額
 基準法人税額は、次の法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一〇條関係)

(三) 所得税額の控除
 外国税額の控除
 分配時調整外国税相当額の控除
 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
 (6) 控除対象所得税額等相当額の控除

(四) 課税事業年度
 法人の令和八年四月一日以後に開始する各事業年度を課税事業年度とする。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一一條関係)

(五) 課税標準
 (1) 各課税事業年度の課税標準法人税額を課税標準とし、課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とする。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一三條関係)
 (2) 基礎控除額は、年五〇〇万円とする。なお、通算法人の基礎控除額は、年五〇〇万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一三條関係)

(六) 税額の計算
 (1) 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に一〇〇分の四の税率を乗じて計算した金額とする。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一四條及び第一五條関係)
 (2) 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人の課税事業年度の控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額及び地方法人税の控除限度額の合計額を超える場合には、その超える金額を、当該課税事業年度の国外所得金額に対応する防衛特別法人税の額を限度として、当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一六條関係)

(3) 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人の課税事業年度の分配時調整外国税相当額が法人税の額及び地方法人税の額の合計額を超える場合には、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一七條関係)

(4) 内国法人の課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が法人税の額及び地方法人税の額の合計額を超える場合には、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一八條関係)

(5) 内国法人の各課税事業年度開始の前日に開始した課税事業年度の防衛特別法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例の適用があったときは、当該更正に係る仮装経理防衛特別法人税額は、当該更正の日以後に終了する各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第一九條関係)

(6) (2)から(5)までによる控除は、まず(3)から(5)までによる控除を順次した後において、(2)による控除をする。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第二〇條関係)

(七) 申告、納付及び還付
 (1) 中間申告
 イ 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、防衛特別法人税中間申告書を提出しなければならない。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第二一條、第二三條関係)
 ロ 防衛特別法人税中間申告書を提出すべき法人がその防衛特別法人税中間申告書を提出しなかった場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し防衛特別法人税中間申告書の提出があったものとみなす。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第二四條関係)

(2) 確定申告

法人は、各課税事業年度の終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該課税事業年度の課税標準法人税額その他の事項を記載した防衛特別法人税確定申告書を提出しなければならない。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第二五條及び第二六條関係)

(3) 電子情報処理組織による申告の特例
 特定法人である内国法人の防衛特別法人税の申告については、申告書記載事項又は添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する一定の方法により提供すること等により行わなければならない。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第二七條、第二八條及び第四〇條関係)

(4) 納付及び還付

イ (1)又は(2)の申告書を提出した法人は、これらの申告書の提出期限までに、防衛特別法人税を国に納付しなければならない。我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第二九條及び第三〇條関係)

ロ 防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、当該防衛特別法人税確定申告書に控除をされるべき控除対象外国法人税の額で防衛特別法人税の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、税務署長は、内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三一條関係)

ハ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、税務署長は、その法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三二條関係)

二 税務署長は、欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の確定防衛特別法人税額があるときは、当該法人に対し、当該確定防衛特別法人税額のうち、法人税の還付金の額に一〇〇分の四を乗じて計算した金額に当該課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三三条関係)

(ハ) 当該職員の問題検査権及び罰則について必要な規定を定める。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四二条及び第四四条、第四八条関係)

(九) その他

更正の請求の特例、還付の手続等について法人税法の規定に準じて所要の規定を設けるほか、防衛特別法人税に関する規定の適用がある場合における法人税法その他の法律の適用につき必要な事項を定める。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第七條、第一二条、第三四條、第三九條、第四一及及び第四三條関係)

3 たばこ税の税率について、次の措置を講ずることとした。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四九條及び附則第六三條、第六六條関係)

(一) 令和九年四月一日以後に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、当分の間、八、三〇二円/一、〇〇〇本(本則六、八〇二円/一、〇〇〇本)とする。

(二) 令和九年四月一日以後に特定販売業者以外により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、当分の間、一、五、九二四円/一、〇〇〇本(本則一、四、四二四円/一、〇〇〇本)とする。

(三) (一)及び(二)の見直しに伴い、たばこ税の税率に係る次の経過措置を講ずる。

税率改正の日	税率改正の日	税率改正の日
令和九年 四月一日	令和一〇年 四月一日	令和一一年 四月一日
税 率 (一、〇〇〇本当たり)	七、三〇二円	七、八〇二円
		八、三〇二円

(2) 次の税率改正の日以後に特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、それぞれ次の税率とする。

税率改正の日	税率改正の日	税率改正の日
令和九年 四月一日	令和一〇年 四月一日	令和一一年 四月一日
税 率 (一、〇〇〇本当たり)	一、五、九二四円	一、五、九二四円
	一、五、四二四円	一、五、九二四円

(四) (三)の税率改正の日において、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため一定数量以上所持する製造たばこの製造者又は販売業者に対して、手持品課税を行う。令和八年度以降の各年度における防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額の一、〇〇〇分の一九〇に相当する額は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てるものとした。(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五八條関係)

三 所得税法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第六号)の一部改正関係

公益信託に関する法律の施行に伴う所要の措置を講ずることとした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第五三條及び第五四條関係)

一四 その他

1 所得税の抜本的な改革に係る措置(附則第八一條関係)

(一) 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとした。

(二) (一)の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収を義務とする者等の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるといった基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとした。

2 所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置

政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、1の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとした。(附則第八二條関係)

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法等の一部を改正する法律(法律第一四号)(農林水産省)

一 土地改良法の一部改正関係

1 目的規定及び土地改良長期計画に係る規定の見直し

目的規定について、農業生産の基盤の整備及び保全を図るものとし、農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資するものとする。ともに、土地改良長期計画に係る規定を同様に見直すこととした。(第一條及び第四條の二関係)

2 申請によらない土地改良事業の対象となる事業の追加

国又は都道府県は、事業参加資格者からの申請によらず、基幹的な土地改良施設の更新事業を実施できることとした。(第八七條の二関係)

3 連携管理保全事業の創設

(一) 土地改良区は、土地改良施設及び当該土地改良施設との間に相当の関連性がある施設(以下「関連施設」という。)の管理者等と連携して、当該土地改良施設の管理に関する活動、当該活動と一体として行う当該関連施設の保全のために行う取組及び当該取組における役割分担、これに基づく土地

改良区の運営基盤の強化等の取組(以下「連携管理保全事業」という。)を行うこととする。連携管理保全計画」という。)を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。(第五七條の一四関係)

(二) 土地改良区は、連携管理保全計画の作成及び連携管理保全事業の実施に関する協議を行うため、協議会を組織することができることとした。(第五七條の一四関係)

4 急施の事業の対象となる事業の追加

(一) 急施の防災事業において、農業用排水施設が老朽化したこと等により決壊その他の事故による被害を防止するため急速に農業用排水施設の変更を内容とする土地改良事業を行う必要があると認める場合には、緊急防災等工事計画を定めてその土地改良事業を実施できることとする。ともに、その対象に既存の農業用排水施設に代わる農業用排水施設の新設を追加することとした。(第八七條の四及び第九六條の四関係)

(二) 急施の復旧事業において、土地改良施設の復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする再度災害の防止又は当該復旧事業に係る突発事故被害と類似の被害の防止のために当該復旧事業に係る土地改

5 農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）について、実施主体に市町村を追加するとともに、対象に農地中間管理機構が所有権を有する農用地を追加することとした。（第八七条の三、第九六条の四等関係）

6 情報通信環境整備事業の創設
土地改良区は、農業用排水施設の管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用を促進するため、情報通信技術の利用上必要な施設の施設等を内容とする事業（以下「情報通信環境整備事業」という。）を行おうとする場合には、情報通信環境整備事業の計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。（第五七条の九及び第五七条の一〇関係）

7 土地改良区等の体制及び運営に関する措置
（一）土地改良区は、土地改良施設の管理に関連する活動を行う団体その他の者を、その者が住所を有する地域にかかわらず、施設管理准組合員として加入させることができることとした。（第一五条の二関係）
（二）土地改良区は、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととした。（第一八条関係）
（三）土地改良区の総会の招集に当たり、場所の定めのない総会とすることができることとした。（第二八条関係）
（四）土地改良区は、将来行われるべき土地改良施設の更新に必要な費用に充てるために資金を積み立てることができることとした。（第四二条関係）
（五）土地改良区等の解散時の残余財産は、土地改良事業を行う者その他土地改良事業と類似の公益性を有する事業を行う法人等に帰属させなければならないこととした。（第六九条及び第一一一条の二八関係）

8 土地改良事業の適正な実施に関する措置
（一）国営土地改良事業の農林水産大臣への申請に係る書面について、都道府県知事の經由を廃止することとした。（第八五条、第八五条の四及び第一三六条の五関係）
（二）この法律中市町村又は市町村長に関する規定を特別区若しくは特別区の区長又は指定都市の区若しくは区長に適用する規定を削ることとした。（旧第一二五条関係）
土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に係る手続の見直し

9 土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止をしよとする場合であつて、土地改良事業により利益を受けないことが明らかになった土地についての事業参加資格者から申出があつたときは、当該申出をした者を同意徴集の対象から除くとともに、一定の要件を満たすときは、当該申出に係る変更を土地改良事業計画の重要な部分の変更から除くこととした。（第八八条第一項等関係）
（一）国営又は都道府県営土地改良事業のうち一定の要件を満たす施設更新事業の計画の変更について、変更後においても当該要件を満たす場合は、事業参加資格者からの同意徴集の要件を緩和することとした。（第八八条第六項関係）
（二）農林水産大臣又は都道府県知事は、完了前の国営又は都道府県営土地改良事業について、一定の要件を満たす場合には、事業参加資格者の同意を得ることなく、これらの土地改良事業を廃止できることとした。（第八八条の二関係）

（六）土地改良区が都道府県知事等による解散命令によつて解散した場合の清算手続については、総会の承認を都道府県知事の認可に代えることとした。（第七一条の七関係）
（七）土地改良区連合は、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかにその所属土地改良区がなくなった場合には、当該一の土地改良区が都道府県知事の認可を受けて当該土地改良区連合の権利義務を承継することによつて解散することとし、この場合は、当該土地改良区連合は、都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。（第八三条の二関係）

二 農業経営基盤強化促進法の一部改正関係
地域計画を定めた区域に限り農作業等の委託に係る農用地を農地中間管理機構関連事業の対象とする土地改良法の特例規定について、実施主体に市町村を追加することとした。（第二二条の六関係）
三 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正関係
農地中間管理事業規程の記載事項における農用地等の所有者等に対する農地中間管理機構関連事業に係る説明の規定について、市町村が行う農地中間管理機構関連事業を追加することとした。（第八条関係）
四 施行期日
この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。

三 この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。
二 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（外務省）
一 在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）
二 在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）
三 この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

三 国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（国土交通省）
一 国土交通省組織令の一部改正関係
総合政策局バリアフリー政策課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第三六条及び第四〇条関係）
二 国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第七条、第八条、第一六条及び第一八条関係）
三 国土審議会令の一部改正関係
山村振興対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条関係）
四 施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一の二及び二の規定は、公布の日から施行することとした。

二 農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第一一四号）（農林水産省）
一 農林水産省畜産局総務課及び企画課の所掌事務を変更することとした。（第五八条及び第五九条関係）
二 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する農林水産省農村振興局の所掌事務の特例の期限を一〇年延長し、令和十七年三月三十一日とするものとした。（附則第五条関係）

二 地方財政法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（総務省）
一 地方財政法施行令の一部改正関係
一 令和一二年度まで公営競技納付金制度が延長されることに伴い、公営競技納付金に係る地方財政法第三二条の二の政令で定める率について所要の整備を行うこととした。（附則第二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇）
二 標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十）
三 地方自治法施行令の一部改正関係
一 三条、第一六条関係
二 特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について所要の整理を行うこととした。（附則第七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十）
三 施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

三 国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（国土交通省）
一 国土交通省組織令の一部改正関係
総合政策局バリアフリー政策課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第三六条及び第四〇条関係）
二 国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第七条、第八条、第一六条及び第一八条関係）
三 国土審議会令の一部改正関係
山村振興対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条関係）
四 施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一の二及び二の規定は、公布の日から施行することとした。

二 地方財政法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（総務省）
一 地方財政法施行令の一部改正関係
一 令和一二年度まで公営競技納付金制度が延長されることに伴い、公営競技納付金に係る地方財政法第三二条の二の政令で定める率について所要の整備を行うこととした。（附則第二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇）
二 標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十）
三 地方自治法施行令の一部改正関係
一 三条、第一六条関係
二 特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について所要の整理を行うこととした。（附則第七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十）
三 施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

三 国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（国土交通省）
一 国土交通省組織令の一部改正関係
総合政策局バリアフリー政策課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第三六条及び第四〇条関係）
二 国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第七条、第八条、第一六条及び第一八条関係）
三 国土審議会令の一部改正関係
山村振興対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条関係）
四 施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一の二及び二の規定は、公布の日から施行することとした。

二 地方財政法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（総務省）
一 地方財政法施行令の一部改正関係
一 令和一二年度まで公営競技納付金制度が延長されることに伴い、公営競技納付金に係る地方財政法第三二条の二の政令で定める率について所要の整備を行うこととした。（附則第二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇）
二 標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十）
三 地方自治法施行令の一部改正関係
一 三条、第一六条関係
二 特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について所要の整理を行うこととした。（附則第七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十）
三 施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

三 国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（国土交通省）
一 国土交通省組織令の一部改正関係
総合政策局バリアフリー政策課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第三六条及び第四〇条関係）
二 国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第七条、第八条、第一六条及び第一八条関係）
三 国土審議会令の一部改正関係
山村振興対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条関係）
四 施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一の二及び二の規定は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（政令第一一九号）（総務省）

一 地方税法施行令の一部改正関係

1 道府県民税及び市町村民税

(一) 令和八年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、ひとり親が有する生計を一にする子に係る前年の総所得金額等の要件を五八万円以下（改正前四八万円以下）とする。...

(二) 二以上の納税義務者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当する者がいずれの納税義務者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当するかの判定及び二以上の納税義務者の特定親族に該当する者がいずれの納税義務者の特定親族に該当するかの判定の方法を定めることとした。...

(三) 令和八年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、雑損控除の適用を認められる親族に係る前年の総所得金額等の要件を五八万円以下（改正前四八万円以下）とする。...

2 事業税

(一) 付加価値割の課税標準となる付加価値額の計算の基礎となる純支払利子の算定について、資産の賃貸借でリース取引以外のもので係る支払利子の額を各事業年度の支払利子の額から除くこととする等所要の措置を講ずることとした。...

(二) 持株会社（当該会社が発行済株式等の総数の一〇〇分の五〇を超える数の株式等を直接又は間接に保有する子会社の株式等の帳簿価額が、総資産のうち占める割合が一〇〇分の五〇を超える内国法人をいう）の資本割の課税標準となる資本金等の額の

算定について、資産の賃貸借でリース取引以外のものの目的となる資産の金額を当該持株会社に係る総資産の帳簿価額から控除する措置を講ずることとした。...

3 地方消費税

外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直しに伴い、税務署長又は税関長が即時徴収する消費税の額を課税標準として地方消費税を課する場合に関する規定について、所要の措置を講ずることとした。...

4 不動産取得税

(一) 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲に乳児等通園支援事業の用に供する不動産を追加することとした。...

(二) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、次のとおり見直すこととした。...

(2) 特定特例事業者等が取得する建替えが必要な家屋の要件を、新築された日から起算して一五年（改正前一〇年）を経過した家屋とすることとした。...

5 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

加熱式たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の課税標準について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。...

6 軽油引取税

(一) 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と

当該締約国との間の条約をいう。以下同じ。）に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊（以下「締約国軍隊」という。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除の特例措置について、その対象となる円滑化協定の細目を定めることとした。...

7 自動車税

(一) 締約国軍隊が所有する自動車のうち公用に供するものに係る自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定の細目を定めることとした。...

8 固定資産税及び都市計画税

(一) 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に乳児等通園支援事業の用に供する固定資産を追加することとした。...

(二) 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる設備の取得価額の要件を三億円以上（改正前一億五、〇〇〇万円以上）とすることとした。...

(三) 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において新たに取得され、又は改良された港湾法に規定する一定の協定特定港湾施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる協定特定港湾施設の細目を定めることとした。...

(四) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地の要件に緑地

の量的拡充又は質的向上に資する一定の要件に該当することについて証明されたものであることを加えることとした。...

(五) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目規定を廃止することとした。...

(六) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、雇用者給与等支給額の大幅増加に係る事項の細目を定めることとした。...

(七) 平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二八年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる土地の所有者の範囲等の細目規定を廃止することとした。...

(八) 平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合に当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる家屋の細目規定等を廃止することとした。...

(四) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地の要件に緑地

の量的拡充又は質的向上に資する一定の要件に該当することについて証明されたものであることを加えることとした。...

- (九) 平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三〇年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる土地の所有者の範囲等の細目規定を廃止することとした。(旧附則第一二条の五関係)
- (十) 平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる家屋の細目規定等を廃止することとした。(旧附則第一二条の五関係)
- (十一) 平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目規定等を廃止することとした。(旧附則第一二条の五関係)
- (十二) 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる家屋の細目等を定めることとした。(附則第一二条の四関係)

- (十三) 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目等を定めることとした。(附則第一二条の四関係)
- 9 軽自動車税
縮約国軍隊が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに係る軽自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定の細目を定めることとした。(第五二条の一九の二関係)
- 10 事業所税
社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置について、その対象に乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。(第五六条の二六の五関係)
- 11 国民健康保険税
(一) 基礎課税額に係る課税限度額を六六万円(改正前六五万円)に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を二六万円(改正前二四万円)に引き上げることとした。(第五六条の八の二関係)
(二) 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、五割(四割・三割)減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を三〇万五、〇〇〇円(改正前二九万五、〇〇〇円)に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を五六万円(改正前五四万五、〇〇〇円)に引き上げることとした。(第五六条の八九関係)
その他
二〇二七年国際園芸博覧会の開催に伴い、二〇二七年国際園芸博覧会の参加国等、参加国等の代表者、参加者、博覧会協会等に対する税制上の所要の措置を講ずることとした。(附則第四〇条関係)

二 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第一〇七号)の一部改正関係
国又は地方公共団体が博覧会協会に無償で貸し付け、又は使用させている土地で、二〇二七年国際園芸博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するもの又は当該博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供するものについて、市町村交付金の交付対象から除外することとした。(附則第九項関係)

三 施行期日
この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令等の一部を改正する政令(政令第一二〇号)(財務省)

一 所得税法施行令の一部改正関係
1 ひとり親が有することとされるその者と生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等の要件を五八万円以下(改正前四八万円以下)に引き上げることとした。(所得税法施行令第一条の二及び第二〇五条関係)
2 通算法人が分割型分割により通算子法人の株式等の移転をした場合又は適格株式分配に該当しない株式分配により通算子法人の株式等をその株主に交付をした場合の配当等とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額について、当該分割型分割又は株式分配の直前のその通算子法人の株式等の帳簿価額を前期末時において当該通算子法人の有する資産及び負債の帳簿価額等を基礎として計算した当該通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額とするの見直しを行うこととした。(所得税法施行令第六一条関係)

3 その年の前年以前九年内に確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の支払を受けた場合(令和八年一月一日以後に当該一時金の支払を受けた場合に限る。)を退職所得控除額の計算の特例の対象とすることとした。(所得税法施行令第七〇条関係)

4 国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金を加えることとした。(所得税法施行令第八九条関係)

5 特定受益証券発行信託の受益権に係る元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合のその受益権の取得価額の計算方法等について定めることとした。(所得税法施行令第一一四条関係)

6 減価償却制度について、次の見直しを行うこととした。
(一) リース資産(当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年四月一日以後に締結されたものに限る。)の減価償却について、リース期間定額法の計算の基礎となる取得価額から残価保証額を控除しないこととし、一円まで償却できることとする。(所得税法施行令第一二〇条の二及び第一三四条関係)
(二) 所有権移転外リース取引について、目的資産を著しく有利な価額で買取る権利に係る要件を、目的資産を買取る権利が行使されることが確実であると見込まれるものであることとする。(所得税法施行令第一二〇条の二関係)

7 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算について、特定法人課税信託の要件における特定株式の発行人の役員等と特殊の関係のある個人及び法人の範囲等を定めることとした。(所得税法施行令第一九七条の三関係)

8 他の者が、特定親族特別控除の適用を受けようとする居住者を、給与所得者の扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象親族(特定親族に限る。)として給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の規定の適用を受けている場合(当該他の者が、その年分の所得税につき、確定申告書の提出をし、又は決定を受けた者である場合を除く。)には、その居住者は、確定申告において特定親族特別控除の適用を受けることができないこととした。(所得税法施行令第二一七条の三関係)

- 9 二以上の居住者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当する者がいずれの居住者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当するかの判定及び二以上の居住者の特定親族に該当する者がいずれの居住者の特定親族に該当するかの判定の方法を定めることとした。(所得税法施行令第二八条の二及び第二一九条関係)
- 10 確定申告において、非居住者である親族に係る特定親族特別控除の適用を受ける居住者が、当該親族の各人別に確定申告書に添付等すべき書類について、その手続の細目を定めることとした。(所得税法施行令第二六二条関係)
- 11 給与等又は公的年金等に係る源泉徴収において、非居住者である親族に係る特定親族特別控除に相当する控除の適用を受ける居住者について、当該親族の各人別に給与所得者の扶養控除等申告書等に添付等すべき書類に係る手続の細目を定めることとした。(所得税法施行令第三一六条の二、第三一八条、第三一八条の二及び第三一九条の一〇関係)
- 12 年末調整において、非居住者である親族に係る特定親族特別控除に相当する控除の適用を受ける居住者が、当該親族の各人別に給与所得者の特定親族特別控除申告書に添付等すべき書類について、その手続の細目を定めることとした。(所得税法施行令第三一八条の四関係)
- 13 源泉徴収を要しない公的年金等の額を一八万円(改正前一〇八万円)に引き上げることとした。(所得税法施行令第三一九条の一〇関係)
- 14 利子等又は配当等の受領者の告知制度等について、利子等又は配当等の支払を受ける個人等が告知をする場合において、その告知を受ける者が、当該個人等に係る特定通知等を受けて作成された一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該個人等は、その告知を受ける者に対しては、個人番号の告知を要しないこととした。(所得税法施行令第三三六条、第三四二条、第三四八条、第三五〇条の三及び第三五〇条の八関係)

- 二 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正関係
 - 給与等、公的年金等又は報酬等に対する源泉所得税の徴収猶予における徴収猶予限度額の計算の基礎となる配偶者控除額等の見積額について、特定親族特別控除の創設に伴う所要の整備を行うこととした。(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九條関係)
 - 三 所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三〇年政令第一三一号)の一部改正関係
 - 返品調整引当金に関する経過措置について、所要の整備を行うこととした。(所得税法施行令等の一部を改正する政令附則第八條関係)
 - 四 施行期日
 - この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。
- ◇法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令(政令第一二二号(財務省))
- 一 法人税法施行令の一部改正関係
 - 1 非営利型法人の要件のうち残余財産の帰属先に関する要件について、その帰属先の範囲にその残余財産が公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託財産とされる場合における当該公益信託の受託者を加えることとした。(法人税法施行令第三三條関係)
 - 2 共同で事業を行うための合併及び分割型分割に係る適格要件のうち事業規模比五倍以上の要件及び特定役員引継要件について、当該合併に係る被合併法人及び合併法人又は当該分割型分割に係る分割法人及び分割承継法人が法人税法別表第二又は別表第三に掲げる法人のうち、その組合員である事業者又は消費者の相互扶助を目的とする組合その他これに類する団体として一定のものである場合には、当該適格要件から除外することとした。(法人税法施行令第四條の三関係)
 - 3 公益法人等の収益事業の範囲について、収益事業から除外されている民間都市開発推進機構が行う不動産販売業及び不動産貸付業の範囲を見直すこととした。(法人税法施行令第五條関係)

- 4 通算法人が分割型分割により通算子法人の株式等の移転をした場合又は適格株式分配に該当しない株式分配により通算子法人の株式等をその株主に交付をした場合の減少する資本金等の額及び配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額について、当該分割型分割又は株式分配の直前のその通算子法人の株式等の帳簿価額を前期末時において当該通算子法人の有する資産及び負債の帳簿価額等を基礎として計算した当該通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額とする等の見直しを行うこととした。(法人税法施行令第八條及び第二三條関係)
- 5 減価償却制度について、次の見直しを行うこととした。
- (一) リース資産(当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年四月一日以後に締結されたものに限る。)の減価償却について、リース期間定額法の計算の基礎となる取得価額から残価保証額を控除しないこととし、一円まで償却できることとする。(法人税法施行令第四八条の二及び第六一條関係)
- (二) 所有権移転外リース取引について、目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利に係る要件を、目的資産を買い取る権利が行われることが確実であると見込まれるものであることとする。(法人税法施行令第四八条の二関係)
- 6 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金を加えることとした。(法人税法施行令第七九條関係)
- 7 特定受益証券発行信託の受益権に係る元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合のその受益権の単位当たり帳簿価額の算定の方法及び譲渡原価の計算等について定めることとした。(法人税法施行令第一一九条の三、第一一九条の四及び第一一九条の九の二関係)

- 8 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等について、対価の交付が省略されたと認められる非適格合併等に際して資産評定を行っていない場合で資産超過であるときの調整勘定の算定方法の見直しを行うこととした。(法人税法施行令第一二三條の一〇関係)
- 9 リース資産につきその賃借人が賃借するために支出した費用として損金経理をした金額は償却費として損金経理をした金額に含まれるものとする。こととした。(法人税法施行令第一三一條の二関係)
- 10 累積所得金額から控除する金額等の計算における普通法人に該当することとなった公益社団法人等がした公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る契約による資産の贈与により生じた損失の額を損金不算入とする措置等について、その対象となる損失の額の範囲に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託財産とする契約による資産の譲渡により生じた損失の額を加えることとした。(法人税法施行令第一三一條の五関係)
- 11 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行うこととした。
- (一) 税引後当期純損益金額の計算において、取引に係る金額につき独立企業間価格で行われたものとみなす措置について、その対象となる取引の範囲に構成会社等が共同支配会社等との間で行った取引等を加える。(法人税法施行令第一五五條の一六関係)
- (二) 個別計算所得等の金額の計算において、恒久的施設等を有する構成会社等の特例適用前個別計算所得等の金額から減算する金額は、当該恒久的施設等の特例適用前個別計算所得等の金額が零を下回る場合のその下回る部分の金額のうち当該構成会社等の所在地の租税に関する法令の規定により当該構成会社等の所得(その源泉が当該所在地にあるものに限る。)の金額から減算される一定の金額とする。(法人税法施行令第一五五條の三〇関係)

(三) 被配分当期対象租税額について、その対象となる金額の範囲に導管会社等に該当する構成会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する他の構成会社等の一定の配分可能当期対象租税額を加える。(法人税法施行令第一五五条の三五関係)

12 各対象会計年度の国際最低課税残額に對する法人税について、次のとおり定めることとした。(法人税法施行令第一五五条の五九、第一五五条の六〇及び第二〇七条関係)

(一) 国際最低課税残額

国際最低課税残額の計算における特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数のうちに内国法人の従業員等の数の占める割合及び特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計額のうち内国法人の有形資産の額の占める割合の計算等の細目を定める。

(二) 適用免除基準

国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準について、その対象となる対象会計年度の細目を定める。

13 各対象会計年度の国内最低課税額に對する法人税について、次のとおり定めることとした。

(一) 国内調整後対象租税額

国内調整後対象租税額について、一定の被配分当期対象租税額をないものとして計算した場合における調整後対象租税額とする等、その計算の細目を定める。(法人税法施行令第一五五条の六一及び第一五五条の七〇関係)

(二) 当期グループ国内最低課税額に係る内国法人に帰せられる割合

当期グループ国内最低課税額に係る内国法人に帰せられる割合について、国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る部分の金額に基づき計算した割合とする等、その計算の細目を定める。(法人税法施行令第一五五条の六一及び第一五五条の七一関係)

(三) 繰越控除の対象となる国内グループ調整後対象租税額

繰越控除の対象となる国内グループ調整後対象租税額について、過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る部分の金額とする等、繰越控除の対象となる国内グループ調整後対象租税額を定める。(法人税法施行令第一五五条の六三及び第一五五条の七二関係)

(四) 再計算グループ国内最低課税額

再計算グループ国内最低課税額について、過去対象会計年度に係る再計算当期グループ国内最低課税額から当該過去対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額を控除した残額とする等、再計算グループ国内最低課税額の細目を定める。(法人税法施行令第一五五条の六四、第一五五条の六五及び第一五五条の七三関係)

(五) 過去帰属割合

過去帰属割合について、再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基準税額を下回る部分の金額に基づき計算した割合とする等、その計算の細目を定める。(法人税法施行令第一五五条の六六及び第一五五条の七四関係)

(六) 未分配所得国内最低課税額

未分配所得国内最低課税額について、対象各種投資会社等の各対象株主等に係る株主等別未分配額の合計額とする。(法人税法施行令第一五五条の六七及び第一五五条の七五関係)

(七) 国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における内国法人に帰せられる割合

国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における内国法人に帰せられる割合について、国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る部分の金額に基づき計算した割合とする。(法人税法施行令第一五五条の六八及び第一五五条の七六関係)

(八) 各種投資会社等に係る国内最低課税額の計算の特例

我が国を所在地とする構成会社等が各種投資会社等に該当する場合の国内実効税率及び国内最低課税額の計算方法を定める。(法人税法施行令第一五五条の七八関係)

(九) 収入金額等に関する適用免除基準

収入金額等に関する適用免除基準について、収入金額の平均額及び利益又は損失の額の平均額の計算等の細目を定めるほか、連結除外構成会社等に関する適用免除基準の適用に係る細目を定める。(法人税法施行令第一五五条の七九及び第一五五条の八〇関係)

14 グループ国内最低課税額報告事項等の細目、その提供義務が免除される場合の細目等を定めることとした。(法人税法施行令第二二条関係)

二 法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成三〇年政令第一三二号)の一部改正関係

返品調整引当金に関する経過措置について、所要の整備を行うこととした。(法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第九条関係)

三 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇登録免許税法施行令の一部を改正する政令(政令第一二四号)(財務省)

1 登録免許税法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第二六条関係)

2 この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令(政令第一二五号)(財務省)

1 対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為の範囲に、放送法に規定する配信で法律により受信者がその締結を行わなければならないこととされている契約に基づき受信料を徴収して行われるものを加えることとした。(第二条関係)

2 消費税が非課税とされる社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲に、児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業として行われる資産の譲渡等を加えることとした。(第一四条の三関係)

3 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出品販売場制度)について、次の見直しを行うこととした。(第一八条、第一八条の五関係)

(一) 免税購入対象者が輸出品販売場で免税対象物品を購入する際の免税購入手続の方法を次のように見直す。

(1) 船舶観光上陸許可等の上陸の許可を受けて在留する免税購入対象者が輸出品販売場において免税購入する場合には、旅券及び船舶観光上陸許可書を輸出品販売場を運営する事業者に提示することとする。

(2) 消耗品を購入する場合の免税購入手続の方法を廃止する。

(3) 免税購入対象者が輸出に係る運送契約を締結して、その場で国際第二種貨物利用運送事業者に引き渡す場合の免税購入手続の方法を廃止する。

(4) 基地内輸出品販売場に係る免税購入手続の方法を廃止する。

(二) 免税対象物品の譲渡をした輸出品販売場を運営する事業者が保存することとされている購入記録情報及び税関確認情報の保存期間等を定める。

◇地方法人税法施行令の一部を改正する政令(政令第一二二号)(財務省)

1 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に對する地方法人税に関する電子情報処理組織による申告の特例について、本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令の細目を定めることとした。(第二三条の二関係)

2 この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令(政令第一二三号)(財務省)

1 物納の許可限度額は、延納の許可限度額から延納による納付可能額を控除した額に延納期間が終了した日以後における三分分に相当する生活費と当面必要な運転資金の額とを合計した額を合算した額とすることとした。(第一七条及び第二五条の七関係)

2 この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令(政令第一二五号)(財務省)

1 対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為の範囲に、放送法に規定する配信で法律により受信者がその締結を行わなければならないこととされている契約に基づき受信料を徴収して行われるものを加えることとした。(第二条関係)

2 消費税が非課税とされる社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲に、児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業として行われる資産の譲渡等を加えることとした。(第一四条の三関係)

3 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出品販売場制度)について、次の見直しを行うこととした。(第一八条、第一八条の五関係)

(一) 免税購入対象者が輸出品販売場で免税対象物品を購入する際の免税購入手続の方法を次のように見直す。

(1) 船舶観光上陸許可等の上陸の許可を受けて在留する免税購入対象者が輸出品販売場において免税購入する場合には、旅券及び船舶観光上陸許可書を輸出品販売場を運営する事業者に提示することとする。

(2) 消耗品を購入する場合の免税購入手続の方法を廃止する。

(3) 免税購入対象者が輸出に係る運送契約を締結して、その場で国際第二種貨物利用運送事業者に引き渡す場合の免税購入手続の方法を廃止する。

(4) 基地内輸出品販売場に係る免税購入手続の方法を廃止する。

(二) 免税対象物品の譲渡をした輸出品販売場を運営する事業者が保存することとされている購入記録情報及び税関確認情報の保存期間等を定める。

◇登録免許税法施行令の一部を改正する政令(政令第一二四号)(財務省)

1 登録免許税法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第二六条関係)

2 この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

- (三) 一般型輸出物品販売場については、設置場所に係る要件並びに人員配置及び設備に係る要件に代えて、免税販売手続及び購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていることを許可の要件とする。
- (四) 手続委託型輸出物品販売場の許可の区分を廃止する。
- (五) 一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、当該一般型輸出物品販売場の免税販売手続に係る事務を承認免税事業者に委託して行わせることができる。
- (六) 輸出物品販売場を経営する事業者は、税関確認情報の受領に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせることができる。
- 4 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例が廃止されるに伴い、所要の整備を行うこととした。第三十一条、第三十七条及び附則第三条関係。
- 5 電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲について、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（第七十一条の二関係）
- 6 この政令は、第一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇国税通則法施行令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（財務省）

- 1 国税の納税に関する証明書において証明する事項の範囲に、法人の各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額、内国法人に係る課税標準国内最低課税額、外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額及び外国法人に係る課税標準国内最低課税額を加えることとした。（第四条関係）
- 2 この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（財務省）

- 1 個人所得課税
 - (一) 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用の特例の適用対象となる金融商品取引業者等の範囲から、非上場有価証券特例仲介業者等を除外することとした。（第三条の三関係）

- (二) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、次の措置を講ずることとした。（第二十五条の一〇の二関係）
 - (1) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が勘定廃止通知等の提出又は提供をして上場株式等の振替口座簿への記載等に係る口座に設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとされる勘定に係る上場株式等で、当該特定口座から特定口座への振替の方法により当該上場株式等の全てを受け入れるもの等を加える。
 - (2) 居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の受託者は、元本の払戻しを行った場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、元金減少割合等を通知しなければならない。

- (三) 特定口座開設届出書又は非課税口座開設届出書等の提出をする者が告知をする場合において、その告知を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、その者に係る特定通知等を受けて作成された一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、その者は、当該金融商品取引業者等の営業所の長に対しては、個人番号の告知を要しないこととした。（第二十五条の一〇の三及び第二十五条の一三関係）
 - (四) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の見直しを行うこととした。（第二十五条の一三関係）
 - (1) 特例の適用を受けた控除対象特定株式又は特例控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法の見直しを行う。
 - (2) 特例の適用を受けた年の翌年中に特例適用控除対象特定株式の一定の譲渡をした場合における当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法を定める。

- (五) 特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の見直しを行うこととした。（第二十五条の二の二関係）
 - (1) 特例の適用を受けた控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法の見直しを行う。

- (2) 特例の適用を受けた年の翌年中に適用控除対象設立特定株式の一定の譲渡をした場合における当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法を定める。
 - (六) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（第二十五条の一七関係）
 - (1) 非課税承認要件の特例の対象となる公益法人等の範囲に、国立健康危機管理研究機構を加える。
 - (2) 承認に係る特例の対象となる公益法人等の範囲に、国立健康危機管理研究機構、準学校法人、公益信託の受託者等であつて、その贈与等に係る財産を特定管理方法により管理する等の要件を満たしたものに加え

- (3) 贈与等に係る財産を特定管理方法により管理する場合における非課税措置の継続適用の特例の対象法人の範囲に、国立健康危機管理研究機構、準学校法人、公益信託の受託者等を加える。
 - (七) 六五歳以上の居住者に係る源泉徴収を要しない公的年金等の額の特例について、特例に係る額を一六八万円（改正前一五八万円）に引き上げることとした。（第二六条の二七関係）
 - (八) 令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例について、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額を定める基準となる公的年金等の額を定めるとともに、本特例による基礎控除の控除額の引上げに伴う源泉徴収を要しない公的年金等の額の引上げを行うこととした。（第二六条の二七の二関係）

- (九) 公益社団法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除について、対象となる学校法人等に閲覧の請求があつた場合における閲覧対象とすべき書類の範囲に、監査報告等を加えることとした。（第二六条の二八の二関係）

2 法人課税

- (一) 中小企業者等が機械等を取付した場合の特例償却又は特別税額控除制度について、対象となる中小企業者に該当する法人の細目を定めることとした。（第一条の二及び第二七条の六関係）
 - (二) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の特別税額控除制度について、情報通信産業振興地域に係る措置及び産業イノベーション促進地域に係る措置の対象となる事業の見直しを行った上、各区域に係る適用期限を二年延長することとした。（第二七条の九関係）
 - (三) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定地域経済牽引事業施設等の取得価額の最低限度を一億円以上（改正前二、〇〇〇万円以上）に引き上げることとした。（第五条の五の二及び第二七条の一の二関係）
 - (四) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定経営力向上設備等の取得価額の最低限度を定めることとした。（第二七条の一の二の四関係）
 - (五) 関西化学術研究都市の化学術研究地区における化学術研究施設の特別償却制度について、対象となる研究用施設の施設に係る要件のうちその取得等に必要資金の額の最低限度を四億五、〇〇〇万円以上（改正前四億円以上）に引き上げることとした。（第二八条の四関係）
 - (六) 共同利用施設の特別償却制度について、対象となる共同利用施設のうち建物の取得価額の最低限度を六五〇万円以上（改正前六〇〇万円以上）に引き上げることとした。（第二八条の六関係）
 - (七) 再資源化事業等高度化設備の特別償却制度について、対象となる再資源化事業等高度化設備の範囲等を定めることとした。（第二八条の八の二関係）

(ハ) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととした。
(第六条の三及び第二八条の九関係)

(1) 沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、産業イノベーション促進地域に係る措置の対象となる事業の見直しを行った上、各区域に係る適用期限を二年延長する。

(2) 沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度の適用期限を二年延長する。

(3) 半島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域に係る措置について、対象となる情報サービス業等を情報サービス業その他の一定の事業とした上、その適用期限を二年延長する。

(九) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しを行うこととした。(第三三条の二関係)

(1) 異常災害損失の計算を区分ごとに行う異常災害による損失の発生状況が類似する保険(以下「特定保険」という。)及びその区分の細目を定める。

(2) 特定保険の異常災害損失率を一〇〇分の五五(改正前一〇〇分の五〇)に引き上げ

(3) 各事業年度終了の前日一〇年以前に終了した事業年度において積み立てた異常危険準備金の金額のうち益金の額に算入する金額の計算における保険の種類について、特定保険については、(1)の区分とする。

(4) 火災共済に係る積立率の特例の適用期限を三年延長する。

(5) 火災保険等に係る積立率の特例について、対象となる事業年度から除外される事業年度をその事業年度終了の日において法人の行う特定保険に係る異常危険準備金の金額がその特定保険の当年度保険料等に一〇〇分の三〇を乗じて計算した金額を超える場合のその事業年度とした上、その適用期限を三年延長する。

(ロ) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、次の見直しを行うこととした。(第三四条関係)

(1) 探鉱準備金制度について、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度における積立限度額の計算の基礎となる金額を定める。

(2) 海外探鉱準備金制度の対象となる国内鉱業者に準ずるものの判定における国外子会社の要件のうち「その法人の役員及びその法人又はその子会社の技術者が派遣されていること」との要件について、その法人の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣され、及びその法人又はその子会社の技術者が派遣されている場合にも要件を満たすこととするともに、技術者から重要な使用人を除外する。

(三) 農用地等を取付た場合の課税の特例の圧縮限度額の計算の基礎となる金額における交付金等のうち農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額について、交付金等のうち(二)の見直し後の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額とすることとした。(第一六条の三及び第三七条の三関係)

(四) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について、超過分配事業年度以後の各事業年度に係る金銭の分配の額が分配可能額の一〇〇分の九〇相当額を超えていることと要件における分配可能利益の額に加算する金額の計算の基礎となる純資産価額から控除する金額の範囲に評価・換算差額等の額を加えることとした。(第三九条の三五の二関係)

3
令和九年に開催される二〇二七年国際園芸博覧会の公式参加者等に係る課税の特例について、本特例の対象となる非居住者及び国内源泉

所得の範囲についての細目等を定めることとした。(第一九条の二及び第三九条の三三の二の二関係)

4 資産課税
(一) 認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる計画の範囲に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の安定取引関係確立事業活動計画等を加えることに伴う所要の整備を行うこととした。(第四二条の六関係)

(二) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行うこととした。(第四三条の三関係)

(1) 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が不動産の取得後に新築等又は特定増築等に着手するまでの期限に係る要件を、不動産の取得後三年以内(改正前二年以内)とする。

(2) 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得する建替え又は特定増築等を行うことが必要な建築物の築年数に係る要件を、建築物が新築された日から一五を超(改正前一〇年超)とする。

5 消費課税
(一) 海軍販売所等における免税物品の購入方法等について、外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。(第四六条関係)

(二) 輸出酒類販売場制度について、次の見直しを行うこととした。(第四六条の八の二、第四六条の八の四及び第四六条の八の七関係)

(1) 免税購入対象者が輸出酒類販売場で免税対象酒類を購入する際の免税購入手続の方法を次のように見直す。

イ 船舶観光上陸許可等の上陸の許可を受けて在留する免税購入対象者が輸出酒類販売場において免税購入する場合には、旅券及び船舶観光上陸許可書等を輸出酒類販売場を運営する酒類製造者に提示することとする。

ロ 免税購入対象者が輸出に係る運送契約を締結して、その場で国際第二種貨物利用運送事業者に引き渡す場合の免税購入手続の方法を廃止する。

(2) 輸出酒類販売場の許可の要件に、免税販売手続及び酒類購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていることを加える。

(3) 輸出酒類販売場を運営する酒類製造者は、税関確認情報の受領に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせることができる。

(三) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例について、一定の加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算の細目及び品目ごとの一個をもって紙巻たばこの二〇本に換算しないものの範囲を定めることとした。(第四六条の八の九及び第四六条の八の一〇関係)

(四) 自動車重量税率の特例に係る特定の検査自動車の範囲等及び使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度について、車検制度の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。(第五一条の三及び第五一条の五関係)

6 この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇国内税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一二八号)(財務省)

1 国外送金等に係る告知書の提出義務のない公共法人等の範囲から、非上場有価証券特例仲介業者を除外することとした。(第四条関係)

2 国外送金等をする者の告知制度等について、次の見直しを行うこととした。(第五条、第九条の三及び第九条の七関係)
(一) 国外送金等をする個人が告知書の提出をする場合において、金融機関の営業所等の長が、当該個人に係る特定通知等を受けて作成された一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該個人は、当該告知書への個人番号の記載を要しないこととする。

(二) 国外送金等をする個人が告知書の提出をする際、その提出を受ける金融機関の営業所等の長が、当該個人に係る特定通知等を受けて作成された一定の事項を記載した帳簿を備えている場合には、当該個人は、当該金融機関の営業所等の長に対しては、確認書類の提示等を要しないこととする。

3 この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇たばこ特別税に関する政令の一部を改正する政令(政令第一二九号)(財務省)

1 納期限の延長等により担保を提供する場合のたばこ税額に対するたばこ特別税額の割合について、たばこ税の税率の特例の創設に伴い、所要の見直しを行うこととした。(第三条及び附則第二項関係)

2 この政令は、令和九年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一三〇号)(財務省)

1 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。(第一条関係)

2 この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一三一号)(財務省)

1 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第二条の二、第一三条の五、第三一条の三、旧第一三条の五、旧第一八条の八及び旧第三一条の三関係)

2 この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令(政令第一三二号)(財務省)

1 復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。(第一三条関係)

2 この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一三三号)(財務省)

1 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和七年八月三十一日まで延長することとした。(第八条関係)

2 この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇防衛特別法人税に関する政令(政令第一三四号)(財務省)

1 防衛特別法人税に係る外国税額控除の控除限度額の計算の細目等を定めることとした。(第三条関係)

2 防衛特別法人税の額から控除する分配調整外国税相当額の計算等の細目を定めることとした。(第四条関係)

3 国税通則法の災害等による期限延長制度により通算法人の申告期限が延長された場合に他の通算法人についても申告期限が延長されたものとする措置について、その延長される期日等を定めることとした。(第六条及び第八条関係)

4 電子情報処理組織による申告の特例について、本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令等の細目を定めることとした。(第九条関係)

5 外国税額の還付及び中間納付額の還付について、手続及び充当の順序を定めることとした。(第一〇条及び第一二条関係)

6 中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算の細目等を定めることとした。(第一四条及び第一七条関係)

◇所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うたばこ税の税率の特例に関する経過措置に関する政令(政令第一三五号)(財務省)

1 手持品課税に係る申告書の記載事項その他所要の事項を定めることとした。(第一条関係)

2 国税通則法施行令の適用について、所要の経過措置を定めることとした。(第二条関係)

3 この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

7 欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付について、税務署長は、還付すべき防衛特別法人税の金額を通知することとした。(第一五条関係)

8 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例について、還付の特例の対象となる金額等の細目を定めることとした。(第一八条関係)

9 防衛特別法人税に係る関係法令の適用につき必要な事項を定めるほか、所要の規定を設けることとした。(第二条、第五条、第七条、第十九条及び附則第二条関係)

10 この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇防衛力強化資金に関する政令の一部を改正する政令(政令第一三六号)(財務省)

1 所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第一三三号)の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(本則関係)

2 この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一三七号)(財務省)

1 過誤納金の還付金等に該当する支払金の指定について、その支払金の範囲に外国税額に係る防衛特別法人税の還付金等を加えることとした。(国税収納金整理資金に関する法律施行令第二二条関係)

2 国税収納金整理資金から歳入に組み入れる場合におけるたばこ税及びたばこ特別税に係る受入金等の配賦割合の見直しを行うこととした。(国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第一四項及び第一六項関係)

◇国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令(政令第一三八号)(財務省)

1 国際関係の緊急時にロシアを原産地とする関税率法別表に掲げる物品に対して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えない措置について、期限を一年延長することとした。(国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令本則の表関係)

2 この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第一三九号)(農林水産省)

1 土地改良法施行令の一部改正関係

1 土地改良事業の施行に関する基本的な要件について、その施行に係る地域の土壌、水利その他の自然的、社会的及び経済的環境上、農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資するため必要であるものとした。(第二条関係)

2 同意徴集手続を要しない又は簡素化するこ

とができる施設更新事業の要件

同意徴集手続を要しない又は簡素化することとができる施設更新事業の要件について、土地改良区が当該施設更新事業に要する費用に充てるための資金を積み立てている場合には、当該土地改良区の組合員が当該費用及び施行後の管理事業に要する費用について負担することとなる金額から当該資金の金額を控除するものとした。(第四八条の二、第四八条の三関係)

3 急施の場合の要件

急施の防災事業及び急施の復旧事業の要件として、施行に係る土地改良施設に係る受益地の変更を要することとならないこと等を定めることとした。(第四八条の三の二、第五〇条の二の一及び第五〇条の二の二(一)関係)

4 情報通信環境整備事業の要件

(一) 情報通信環境整備事業の基本的な要件として、当該情報通信環境整備事業を行う区域が農業振興地域内にあること等を定めることとした。(第四八条の一(一)関係)

(二) 情報通信環境整備事業の遂行のための基礎的な要件として、必要な資金を確保する見込みがあること等を定めることとした。(第四八条の一(二)関係)

5 農地中間管理機構関連事業の要件

農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする土地改良事業(以下「農地中間管理機構関連事業」という。)の要件に係る規定について、実施主体に市町村を追加するとともに、市町村が行う機構関連事業の施行地域内農用地の面積の下限をおおむね五ヘクタールとすることとした。(第五〇条の二の八から第五〇条の二の一〇まで及び第七二条の三の二(一)関係)

6 都道府県の負担金及び国の補助

基幹的な農業用排水施設の更新に係る申請によらない土地改良事業、市町村が行う農地中間管理機構関連事業及び急施の事業について、都道府県の負担金及び国の補助に関する規定を整備することとした。(第五二条、第七八条等関係)

7 この政令中市町村又は市町村長に関する規定を特別区若しくは特別区の区長又は指定都市の区若しくは区長に適用する規定を削ることとした。(第七五条関係)

8 農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正関係

農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画における農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地の要件について、市町村が行う農地中間管理機構関連事業に係る規定の整備を行うこととした。(第八八条関係)

三 農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正関係

地域計画の区域内において行う農地中間管理機構関連事業に係る第二の要件の特例について、市町村が行う農地中間管理機構関連事業に係る規定の整備を行うこととした。(第九九条関係)

四 沖繩振興特別措置法施行令の一部改正関係

基幹的な農業用排水施設の更新に係る申請によらない土地改良事業及び急施の事業について、沖繩県において国が行うこれらの事業に係る国の負担の特例を設けることとした。(別表第一(一)関係)

五 独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正関係

同意徴集手続を簡素化することができる水資源開発施設の更新のための改築の業務の要件について、土地改良区が当該改築に要する費用に充てるための資金を積み立てている場合には、当該土地改良区の組合員が当該費用及び改築後の管理に要する費用について負担することとなる金額から当該資金の金額を控除するものとした。(第五五条関係)

六 施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第一四〇号)(ご家庭)

一 子ども・子育て支援法施行令の一部改正関係

1 妊婦のための支援給付に関する規定の整備
(一) 妊婦給付認定を取り消すことができることについて規定することとした。(第一条の二(一)関係)

二 妊婦支援給付金の支給に要する費用に係る国から市町村への交付金の交付を毎年度行う旨を規定することとした。(第二五条の二(一)関係)

三 子ども・子育て支援法第五八条第二項の規定による都道府県知事への報告の方法について規定することとした。(第二一条第二項関係)

二 児童福祉法施行令の一部改正関係

乳児等通園支援事業に関する所要の規定の整備を行うこととした。(第三五条の三及び第三五条の四(一)関係)

三 国有財産法施行令の一部改正関係

財務大臣への引継不要の特別会計に、子ども・子育て支援特別会計を追加することとした。(第四四(一)関係)

四 私立学校教職員共済法施行令の一部改正関係

読替元の国家公務員共済組合法施行令の一部の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第六六(一)関係)

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号において政令で定めることとされている補助金等として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四七号。以下「改正法」という。)による改正後の子ども・子育て支援法第六八条第一項の交付金を追加することとした。(第二条(一)関係)

六 国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係

改正法により創設される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に関する所要の規定の整備を行うこととした。(第一条の四第二項、第二条、第二二条の三第三項及び第二五条の三(一)関係)

七 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

改正法により創設される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に関する所要の規定の整備を行うこととした。(第二四(一)第二項、第二九条、第四三(一)の二、附則第三〇条の二の三及び附則第三〇条の二の五(一)関係)

八 行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の政令で定める命令等として、雇用保険法第六一条の第一項第一号及び第三項第二号並びに第六一条の二第一項を追加することとした。(第四四(一)第一項第一〇号関係)

九 健康増進法施行令の一部改正関係

学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する第一種施設として、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業を行う施設を追加することとした。(第三三(一)関係)

一〇 地方独立行政法人法施行令の一部改正関係

地方公共団体に適用される法令の規定であつて、地方独立行政法人を地方公共団体とみなして準用することとされているものとして、乳児等通園支援事業を追加することとした。(第四〇条第三項(一)関係)

一一 特別会計に関する法律施行令の一部改正関係

子ども・子育て支援特別会計に関する規定の整備

1 子ども・子育て支援特別会計が内閣府及び厚生労働省の共管となることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第一二条、第一七条、第一八条、第二六条、第二七条、第二九条の二、第三四(一)条、第三六条、第六〇条及び第六一条(一)関係)

2 改正法により新設する給付に関する規定の整備

改正法により新設する出生後休業支援給付費及び育児時短就業給付費について、主任の職員に対して前渡及び資金交付できる経費に追加することとした。(第一四(一)条及び第一五(一)条(一)関係)

3 労働保険特別会計に関する規定の整備

(一) 徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費及び附属諸費から控除すべき額として、育児休業等給付勘定から徴収勘定へ繰り入れる金額を追加することとした。(第五五(一)条(一)関係)

(二) 改正法による改正後の特別会計に関する法律第一〇二条の三の政令で定める額は特別会計に関する法律施行令第五五(一)第一項の合計額を控除した額とすることとした。(第五五(一)条(二)関係)

(三) 育児休業等給付に係る経理を子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定において行うため、所要の規定の整備を行うこととした。(第五六(一)条(一)関係)

4 年金特別会計に関する規定の整備
年金特別会計が厚生労働省の単管になることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第五六条の二関係)

5 労働保険特別会計の雇用勘定における積立金等からの補足の特例に関する規定について、必要な整備を行うこととした。(附則第七條の三関係)

二二 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部改正関係
地方公共団体情報システムによる処理の対象事務として、妊婦のための支援給付の支給に関する事務及び妊婦等包括相談支援事業の実施に関する事務を追加することとした。(第一〇号関係)

一三 厚生労働省組織令の一部改正関係
子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定が、改正法により新設される子ども・子育て支援特別会計において経理されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第八條、第一四條、第七七條、第一三〇條、第一三〇條の二及び附則第六條関係)

一四 子ども家庭庁組織令の一部改正関係
1 妊婦のための支援給付に関する規定の整備
改正法により新設された妊婦のための支援給付について、成育局の所掌に追加することとした。(第一五條関係)

2 子ども・子育て支援特別会計に関する規定の整備
改正法により新設された子ども・子育て支援特別会計について、拠出金の徴収に関する事務、経理及び国有財産の管理等に関する事務を、成育局及び成育局参事官の事務に追加することとした。(第三條、第一三條、第一八條及び附則第四條関係)

一五 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令等の一部改正関係
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令等について、所要の規定の整理等を行うこととした。(第一一條及び第一三條、第一六條関係)

一六 施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

法 律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第六号

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は」を「又は」に改め、同条ただし書中「国会議員には」の下に「旅費のうち宿泊のための種目及び」を加える。

第二条を次のように改める。
第二条 旅費の種目及び内容は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

第四条第一項中「日当は、」の下に「証人として出頭し又は陳述した」を加え、同条第二項を削る。

第五条を次のように改める。
第五条 証人がこの法律又は旅費及び日当の支給に関し両議院の議長が協議して定める規程に違反して旅費及び日当の支給を受けた場合には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第十条第一項の例による。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に議院に出頭をし又は陳述(証人の補佐人(以下「証人等」という。)の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当について適用し、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当については、なお従前の例による。ただし、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅行で、施行日以後に旅行内容に変更が生じた場合は、新法の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

総務大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 石破 茂

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第七号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ中「対象会計年度をいう」の下に「以下この号において同じ」を加え、「第八十二条の第二項」を「第八十二条の第三項」に改め、「法人税の額」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余額(同法第八十二条の十一第一項に規定する国際最低課税残余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第八十二条の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額」を加え、「第三項第四項及び第七項を除く。」、「第四十二条の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同号口中「法人税額」の下に「各対象会計年度の国内最低課税残余額(法人税法第四十五條の二第一項に規定する国際最低課税残余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第四十五條の六第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額を除く。」を加え、「第四十二条の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」及び第四十二条の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)を「及び第四十二條の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項)に改め、同項第七号及び第九号中「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の第三十四条第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の道府県民税の納税義務者の特定親族(同項第十二号に規定する特定親族をいう。次項において同じ)にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一のみ該当するものとみなす。

第三十四条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第三十四条第一項に次の一号を加える。

十二 自己と生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族(自己の配偶者を除く。及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないもの(以下この款において「特定親族」という。)を有する所得割の納税義務者(その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。)

イ 前年の合計所得金額が九十五万円以下である特定親族 四十五万円
ロ 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円
ハ 前年の合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円
ニ 前年の合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円

口 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち八十四万円を超え部分の金額に二を乗じた金額(当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないものうち最も多い金額とする。)を控除した金額

第三十四条第六項中「第二項」を「第一項第十二号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第二項」に改め、同条第八項中「その他の扶養親族」の下に「若しくは特定親族」を加え、同条第十項中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第十一項中「扶養控除額」の下に「特定親族特別控除額」を加える。

第四十五条の二第二項ただし書中「若しくは第三十四条第四項」を「第三十四条第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。）」を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第四十五条の三の二第二項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。
第四十五条の三の三第一項中「者に限る」の下に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第五十三条第一項中「第四十五條の五」を「第四十五條の十三」に改め、同条第三十八項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、控除の限度額で政令で定めるものの「を」を「政令で定めるところにより計算した金額の」に改める。

第七十二条の四第一項第四号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第七十二条の五第一項第八号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第七十二条の十七第一項中「支払賃借料」の下に「支払賃借料のうち」を加え、「に限る」を「を」に改め、「受取賃借料」の下に「受取賃借料のうち」を加え、同条第二項中「各事業年度において」を削り、「賃借権」の下に「法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引に係るものを除く。」を加え、「支払う」を「その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払うこととされている」に改め、同条第三項中「各事業年度において」を削り、「支払を受ける」を「その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払を受けることとされている」に改める。

第七十二条の四十九の二中「納税義務者」の下に「又は事業税の納税義務者との間に法人税法第二十二條の七の六に規定する完全支配関係(当該納税義務者による同号に規定する完全支配関係を除く。)があると認められる者」を加える。

第七十二条の五十二項中「第八十四条」を「第八十四条の二」に改める。

第七十四条の十八第一項第二号中「による」を「に違反して、帳簿を備えず、若しくは」に改める。

第四百四十四條の三第一項中「数量」の下に「(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第四百四十四條の三十二第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加え、同条第五項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。)」に、

「オーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア）」を「締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国」に改める。

第百四十四条の六の二及び第百四十四条の三十二第九項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

第百四十四条の三十三第五項第一号及び第百四十四条の三十七第五号中「による」を「に違反して、帳簿を備えず、若しくは」に改める。

第百四十八条第三項を次のように改める。

3 道府県は、締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもの）のうち政令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を課することができない。

第二百九十二条第一項第四号イ中「対象会計年度をいう」の下に「以下この号において同じ」を加え、「第八十二条の二第二項」を「第八十二条の三第一項」に改め、「法人税の額」の下に「、各対象会計年度の国際最低課税残余额（同法第八十二条の十一第一項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第八十二条の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額」を加え、「第三項、第四項及び第七項を除く。」、第四十二条の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同号口中「法人税額」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余额（法人税法第百四十五条の二第一項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第百四十五条の六第一項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。」を加え、「第四十二条の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」及び第四十二条の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「及び第四十二条の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項）」に改め、同項第七号及び第九号中「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の第三百四十四条の二第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の市町村民税の納税義務者の特定親族（同項第十二号に規定する特定親族をいう。次項において同じ。）にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

第二百九十四条第七項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第三百四十四条の二第一項に次の一号を加える。

十二 自己と生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族（自己の配偶者を除く。）及び児童（第百三十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下この

節において「特定親族」という。）を有する所得割の納税義務者（その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。）各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 前年の合計所得金額が九十五万円以下である特定親族 四十五万円

ロ 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち八十四万円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないものうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ハ 前年の合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円

ニ 前年の合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円

第三百四十四条の二第六項中「第二項」を「第一項第十二号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第二項」に改め、同条第八項中「その他の扶養親族」の下に「若しくは特定親族」を加え、同条第十項中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第十一項中「扶養控除額」の下に「特定親族特別控除額」を加える。

第三百四十七条の二第一項ただし書中「若しくは第三百四十四条の二第四項」を「第三百四十四条の二第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第三百四十七条の三の二第二項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第三百四十七条の三の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第三百四十一条の八第一項中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、同条第三十八項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、「控除の限度額で政令で定めるもの並びに」を「政令で定めるところにより計算した金額並びに」に改める。

第四百四十五条第三項を次のように改める。

3 市町村は、締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもの）のうち政令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（この法律の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。

第四百六十三条の十五第一項第一号イ中「二」を「ハ及びホ」に改め、同号口中「又は」を「ハに掲げるものを除く。」又は「ハ」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「又は」を「ハに掲げるものを除く。」又は「ハ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下

のものの

第七百一条の三十四第二項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第七百四十七条の二第一項中「この条から第七百四十七条の五まで」を「この条から第七百四十七条の五の二まで」に改める。

第七百四十七条の四の前の見出しを「（他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知の特例）」に改め、同条第一項中「次条第一項」の下に「及び第七百四十七条の五の二第一項」を加え、同項「面等行政機関宛通知」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同条の表第二項の項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、次項において同じ」を削る。

年額 二千元

第七百四十七条の五中「特定地方税関係通知等」を「特定書面等以外行政機関宛通知」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(既通知内容等の機構を経由する方法による提供)

第七百四十七条の五の二 地方団体の長は、他の行政機関の長以外の者に対して行う地方税関係通知(次に掲げるものを除き、当該地方税関係通知に附属する通知を含む。)のうち総務省令で定めるもの(以下この項及び次項において「特定納税者等宛通知」という。)を受けた者が、当該特定納税者等宛通知により当該者に通知した事項(総務省令で定める事項を除く。以下この項及び第三項並びに第七百四十七条の十三において「既通知内容」という。)及び当該特定納税者等宛通知と同種の特定納税者等宛通知により将来において当該者に通知する事項(総務省令で定める事項を除く。)について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした場合には、当該既通知内容を、総務省令で定めるところにより、当該方法により当該者に提供することができる。

一 第三百二十一条の四第一項後段の規定による同項後段に規定する通知事項の通知
二 第三百二十一条の四第七項又は第八項の規定による同条第一項後段に規定する通知事項の提供

三 この項の規定による既通知内容の提供及び次項の規定による同項に規定する通知内容の提供 2 地方団体の長は、前項の申出をした者に対して、当該申出に係る特定納税者等宛通知と同種の特定納税者等宛通知(以下この項において「同種通知」という。)を行う場合には、当該者から当該申出を取り下げる旨の申出があつた場合を除き、当該同種通知を行う際に、当該同種通知により当該者に通知する事項(総務省令で定める事項を除く。次項及び第七百四十七条の十三において「通知内容」という。)を、前項に規定する方法により当該者に提供することができる。

3 第一項の規定による既通知内容の提供及び前項の規定による通知内容の提供は、納付又は納入の告知その他の地方税関係法令の規定による処分の効力を生じさせるものではない。
第七百四十七条の十三中「特定書面等地方税関係通知及び」を「特定書面等行政機関宛通知」に、「特定地方税関係通知等」を「特定書面等以外行政機関宛通知並びに第七百四十七条の五の二第一項の規定により行われる既通知内容の提供及び同条第二項の規定により行われる通知内容の提供」に改める。

第七百四十八条第一項中「又は第七百四十四条の三十六」を、「第七百四十四条の三十六又は附則第十二条の七の二第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 附則第十二条の七の二第五項に規定する同条第三項の規定による届出をした特例対象事業者 同条第五項に規定する帳簿

第七百六十二条第二号ロ(2)中「第七百四十七条の五」を「第七百四十七条の五の二」に改める。
附則第三条の二の三第三項第三号中「の財産に係る」を「に規定する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二項の規定により租税特別措置法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の受託者に前二項に規定する道府県民税又は市町村民税の所得割が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この号において同じ。)及び固有資産等(公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下この号において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、道府県民税に関する規定(第二十四条 第二十四条の二の二、第二十四条の三、第二十七条、第二十八条、第七百三十九条の五及び第七百三十九条の六を除く。)又は市町村民税に関する規定(第二百九十四条、第二百九十四条の二、第二百九十四条の三、第二百九十九条から第三百二条まで、第三百七条の四、第三百七条の五、第三百七条の七、第三百二十四条、第三百二十八条の八、第三百二十八条の十六及び第三章第一節第三款を除く。)を適用する。この場合において、各公益信託の信託資産等及び固有資産等は、この号の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとし、当該公益信託の受託者(道府県民税又

は市町村民税の所得割の納税義務者に限る。)につきこの号の規定により各公益信託の信託資産等が帰属するものとされた当該別の者に係る前二項に規定する道府県民税又は市町村民税の所得割については、第二十三条第二項から第四項まで並びに第三十四条第一項第六号及び第八号から第三十四号の二第三項第六号及び第八号から第十二号まで、第三項、第八項並びに第十項の規定は、適用しない。

附則第四条第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四条の二第七項第一号及び第十三項第一号中「第十号の二」の下に「及び第十二号」を加える。

附則第八条第一項中「除く。及び」とあるのは「除く。並びに」とするを「第四十二条の二の五及び」とあるのは「第四十二条の二の五並びに」とするに改め、同条第二項中「から第十四項まで」を削り、「除く。及び」とあるのは「除く。並びに」とするを「第四十二条の二の五及び」とあるのは「第四十二条の二の五並びに」とするに改め、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項中「第四十二条の二の七第六項」を「第四十二条の二の六第二項」に、「第四十二条の二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)」を「第四十二条の二の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項)」に、「第四十二条の二の七第四項、第五項、第七項から第十二項まで、第十三項から第十六項まで及び第十八項」を「第四十二条の二の六第三項から第八項まで、第十三項から第十六項まで及び第十八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を同条第十三項とし、同条第十六項中「附則第八条第十五項」を「附則第八条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「附則第八条第十五項」を「附則第八条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「附則第八条第十五項」を「附則第八条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「附則第八条第十八項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「附則第八条第十八項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第十九項とする。

附則第八条の二の二第一項及び第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十三」に改める。

附則第九条第十項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。
附則第十条第一項及び第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
附則第十一条第一項及び第三項から第五項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同条第九項から第十二項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十四項を削り、同条第十五項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

附則第十一条の四第一項、第二項及び第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の二から第十二条の二の五までを削り、附則第十二条の二の二とし、同条の次に次のように加える。

第十二条の二の三から第十二条の二の五まで 削除

附則第十二条の次に次の一条を加える。
(加熱式たばこに係る道府県たばこ税の課税標準の特例)

第十二条の二 令和八年四月一日以後に第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項にお

いて同じ。)に係る第七十四条の四第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限り)。当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ(第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものに限り。)のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条の二の七第一項第二号中「第百四十四条の三第五項に規定するオーストラリア軍隊(第七項において「オーストラリア軍隊」という)を「締約国軍隊(円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもの)のうち政令で定めるものをいう)に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(この法律の施行地をいう)に所在する当該締約国の軍隊をいう。第七項において同じ)」に改め、同条第七項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改め、同条第八項中「その他」を「その他の」に改め、同条に次の一項を加える。

9 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第一百五十二条ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という)のうち同条第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油(第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。次条第一項及び第二項において同じ)である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合においては、当該軽油の消費については、第百四十四条の三第一項(第五号(軽油の消費に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第十二条の二の七の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第十二条の二の七の二 前条第一項第三号に掲げる軽油の引取りを行った特例対象事業者が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合(鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ)は、第百四十四条の三第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けた炭化水素油が軽油である場合においては、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

二 前項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油が軽油である場合には、第百四十四条の三十五第二項の規定は、適用しない。

3 特例対象事業者は、第一項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の総務省令で定める事項を、前条第二項において準用する第百四十四条の二十一第二項の道府県知事に届け出なければならない。

4 特例対象事業者は、前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を同項の規定に準じて道府県知事に届け出なければならない。

5 第三項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の総務省令で定める事項をこれに記載しなければならない。

6 道府県知事は、第三項又は第四項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を第一項の製造を行う場所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

7 第三項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第二項において準用する第百四十四条の二十七第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十二条の二の七の二第一項の製造に関する事項その他の」とする。

8 第五項の規定に違反して、帳簿を備えず、若しくは帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

10 第三項から前項までに定めるもののほか、第三項又は第四項の規定による届出及び第六項の規定による通知に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第十二条の二の十中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「車両総重量」の下に「(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう)」を、「トラック」の下に「(総務省令で定める被けん引自動車を除く。)」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制御装置」に係る保安基準を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制御装置」という)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

附則第十四条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項中「令和六年四月一日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)の施行の日」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「(総務省令)」を「(第六号に掲げる施設を除く。)」で総務省令」に改め、同項に次の一号を加える。

六 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十一条又は第十六条第一項の認定を受けた者が設置する同法第十三条第九項又は第十八条第五項に規定する廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 二分の一

附則第十五条第七項、第十項及び第十一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで」に、「を、取得して、若しくは取得した後」を「当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるもの」を「(以下この項において「新造車両」という)の取得等(取得すること又は取得した後)に当該新造車両を他の者に譲渡し、当該者から当該新造車両を賃借すること」をいう。第一号及び第二号において同じ)をしてこれを事業の用に供する場合又は製造

等対象期間内に改良された車両で政令で定めるもの（以下この項において「改良車両」という。）に、「改良された車両」を「改良車両」に、「当該改良車両の」を「当該改良車両の」に、「三分の二（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三）の」を「に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

一 総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合又は改良車両を事業の用に供する場合 五分の三

二 前号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合 三分の二

三 第一号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が改良車両を事業の用に供する場合 四分の三

附則第十五条第十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同条第十五項及び第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「令和六年度」を「令和八年度」に改め、同条第二十項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十一項中「あつては、」を「あつては」に、「部分に限り」を「部分に限るもの」とし、「に改め、同条第二十四項、第二十六項及び第二十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十九項を次のように改める。

29 港灣法第二条第二項に規定する国際戦略港灣、同項に規定する国際拠点港灣又は同項に規定する重要港灣において、港灣法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良された港灣法第五十一条の九第三項第一号に規定する協定特定港灣施設（政府の補助で総務省令で定めるものを受けて作成された同条第一項に規定する公表協働防護計画に定められた同項に規定する最適化事業の実施主体が締結した同項に規定する協働防護協定に定められたものに限る。）で政令で定めるもの用に供する償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限る。以下この項において「特定償却資産」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 特定償却資産で当該特定償却資産の存する港灣の港灣法第二条第三項に規定する港灣区域が同条第八項に規定する開発保全航路の区域（同法第五十五条の三の四に規定する国土交通省令で定める区域に限る。）又は同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの 二分の一

二 前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産 六分の五

附則第十五条第三十項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三十三項を削り、同条第三十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を第三十五項とし、第三十七項を第三十六項とし、第三十八項を第三十七項とし、同条第三十九項中「者」の下に「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に」を加え、「の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に」を削り、「基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する」を「従つて実施される同法第九條第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システムの導入（同法第二条第一項に規定する特定

高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）の適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合することについて総務大臣の承認を受けた場合に限る。）の用に供するために新たに取得した」に改め、「同法第二十八条に規定する」を削り、「構築物」の下に「であつて、当該特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの」を加え、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「第四十二条の四第十九項第七号」を「第四十二条の六第一項」に、「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで」に改め、「内」の下に「同法第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の五の第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額（以下この項において「雇用者給与等支給額」という。）の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された」を加え、同項ただし書中「租税特別措置法第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の五の五第五項第九号に規定する」を削り、「増加」を「天福な増加」に改め、「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得したものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分」を削り、「三分の一」を「四分の一」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項を同条第四十四項とし、同条に次の一項を加える。

45 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に既設の鉄道（軌道を含む。）に係る豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該償却資産のうち旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に掲げる者が取得したものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三）の額とする。

附則第十五条の二第二項中「若しくは第二十六項」を「第二十六項若しくは第四十五項」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九の三第一項中「同項に規定する管理組合の管理者等」を「管理者等（同項に規定する管理組合の管理者等をいう。第三項及び第四項において同じ。）に、令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「後」の下に「同項の納税義務者から」を、「場合」の下に「又は当該期間の経過後に管理者等から同項の書類の提出がされた場合」を、「当該申告書」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村長は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、管理者等から同項に規定する期間内に同項の書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが第一項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用することができる。

附則第十六条の二及び第十六条の三を削る。

附則第十六条の四第一項中「第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く」を削り、「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に、「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に、「附則第十六条の四

第一項」を「附則第十六条の第二項」に改め、同条第二項中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に、「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に、「附則第十六条の第四項」を「附則第十六条の第二項」に、「附則第十六条の第二項」を「附則第十六条の第四項」に改め、同条第三項及び第四項中「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に改め、同条第六項中「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に、「附則第十六条の第四項」を「附則第十六条の第二項」に、「附則第十六条の第四項」を「附則第十六条の第二項」に改め、同条第七項中「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に、「附則第十六条の第四項」を「附則第十六条の第二項」に改め、同条第八項及び第九項中「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10 市町村は、令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が令和七年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

11 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行った場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

12 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の第二十一項」とする。附則第十六条の四を附則第十六条の二とする。

附則第十七条第六号イの表(2)中「令和七年度又は」を「令和七年度である場合であつて、当該土地が令和六年度分の固定資産税について地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和七年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号ロの表(2)中「令和七年度又は」を「令和七年度である場合であつて、当該土地が令和六年度分の固定資産税について令和七年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第十七条の第五項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項及び第四十五項」を「第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項」に改める。

附則第十八条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第一号イ中「ついで」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和六年度分の固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第一号イ中「ついで」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和六年度分の固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十条の二の次に次の一条を加える。

附則第三十条の三 令和八年四月一日以後に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第四百六十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第四百六十六条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第四百六十七条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第四百六十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

8 道府県は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割又は令和七年度から令和九年度までの各年度分の自動車税の種別割に限り、参加国等又は参加国等の代表等が取得し、又は所有する自動車で政令で定めるものに対しては、第四百四十六條第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割又は種別割を課することができない。

9 市町村は、令和七年度から令和十年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会、参加国等若しくは参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの若しくは第三百四十三條第七項に規定する仮使用地（以下この項において「仮使用地」という。）又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供する家屋及び償却資産若しくは仮使用地に対しては、第三百四十二條、第三百四十三條第七項又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

10 市町村は、令和七年度から令和十年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に家屋及び償却資産を博覧会協会に貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に貸し付ける家屋及び償却資産（博覧会の用に供される家屋及び償却資産で政令で定めるものであつて、博覧会協会に貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）に対しては、第三百四十二條又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

11 市町村は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割又は令和七年度から令和九年度までの各年度分の軽自動車税の種別割に限り、参加国等又は参加国等の代表等が取得する三輪以上の軽自動車又は所有する軽自動車等で政令で定めるものに対しては、第四百四十三條第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割又は種別割を課することができない。

12 指定都市等は、博覧会の会場内において設置される参加国等又は参加者が博覧会に關して行う事業で政令で定めるもの用に供する施設に係る事業所等（第七百一條の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に対しては、令和十一年三月三十一日までに終了する事業年度分限り、第七百一條の三十二第一項の規定にかかわらず、事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一條の三十四第六項の規定を準用する。

13 前項の規定の適用がある場合における第七百一條の四十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「第七百一條の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一條の三十四又は附則第七十八條第十二項」とする。

14 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手續その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部を次のように改正する。
附則第一條第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十号中「附則第八條第四項」を「附則第八條第五項」に改める。

附則第五号中「附則第八條第四項」を「附則第八條第五項」に改める。
附則第八條第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「又は同号口」を「若しくは同号口」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新法第七十二條の二第一項第一号口（八年新法附則第八條の三の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号口に規定する所得等課税法人以外の法人で資本の額若しくは出資を有しないものに限る。）」を加え、同条第三項中「法人」の下に「（地方税法及び地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）第一條の規定による改正後の地方税法（次項において「令和七年改正後の地方税法」という。）附則第九條の二の二第一項の規定の適用がある法人を除く。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定の適用がある法人（令和七年改正後の地方税法附則第九條の二の二第一項の規定の適用がある法人に限る。）に対する八年新法第七十二條の二十四の十一第五項の規定の適用については、令和七年改正後の地方税法附則第九條の二の二第三項の規定にかかわらず、八年新法第七十二條の二十四の十一第五項中「及び第一項」とあるのは、「第一項及び附則第九條の二の二第一項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第八條第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、次に第一項の規定による」とあるのは「次に附則第九條の二の二第一項の規定による控除、前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第二十三條第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十四條、第四十五條の二第一項、第四十五條の三の二第一項、第四十五條の三の三第一項、第七十二條の五の二第二項並びに第二百九十二條第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに同法第三百四十四條の二、第三百四十七條の二第一項、第三百四十七條の三の二第一項、第三百四十七條の三の三第一項の改正規定並びに同法附則第四條第七項第一号及び第十三項第一号、第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の二の二第二項、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号並びに第四十四條の二の改正規定並びに次条第三項から第五項まで並びに附則第八條第一項から第四項まで、第十九條及び第二十條の規定 令和八年一月一日
- 二 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号イの改正規定（第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二條の二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改める部分を除く。、同号口の改正規定（、第四十二條の二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、及び第四十二條の二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項）を「及び第四十二條の二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項）」に改める部分を除く。）、同法第三十一條の八第一項の改正規定並びに同法附則第八條の二の二第一項及び第四項の改正規定（「第四百四十五條の五」を「第四百四十五條の十三」に改める部分に限る。）、同法附則第十二條の二の二から第十二條の二の五までを削り、同法附則第十二條の二を同法附則第十二條の二とし、同条の次に次のように加える改正規定、同法附則第十二條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第三十條の二の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條第二項、第五條及び第十一條の規定 令和八年四月一日
- 三 第一条中地方税法第七百四十七條の二第一項、第七百四十七條の四の前の見出し、同条及び第七百四十七條の五の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに同法第七百四十七條の十三及び第七百六十二條第二号口(2)の改正規定並びに附則第十四條の規定 令和九年四月一日

四 第一条中地方税法第四十四条の三第五項、第四十四条の六の二、第四十四条の三十二第九項、第四十八條第三項及び第四十五條第三項の改正規定並びに同法附則第十二條の二の七第一項並びに第七項の改正規定並びに附則第六條第二項から第四項まで、第七條第一項及び第二項並びに第十條第一項及び第二項の規定 公布の日から起算して七月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中地方税法附則第十五條第二十一項及び第二十九項の改正規定並びに附則第九條第四項の規定 港灣法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日

六 第一条中地方税法附則第十五條第二項の改正規定及び附則第九條第二項の規定 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日

七 第一条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一項第八号、第二百九十四條第七項及び第七百一條の三十四條第二項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法第七十二條の四第一項第四号の改正規定 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三條の二の三第三項の改正規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十三條第一項（第七号及び第九号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項、第三十四條並びに第四十五條の二第一項並びに附則第四條第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第四條の二第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三條の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十四條第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五條第四項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五條第五項（第一号に係る部分に限る。）、及び附則第三十五條の四第二項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五條の四第四項（第一号に係る部分に限る。）、及び附則第三十五條の四第五項（第一号に係る部分に限る。）、の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の道府県民税に係る申告書の提出に係る新法第四十五條の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新法第四十五條の三の二第一項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第八條において「一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新法第四十五條の二第一項ただし書に規定する給与について提出する新法第四十五條の三の二第一項及び第三項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき第一條の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第四十五條の二第一項ただし書に規定する給与について提出した旧法第四十五條の三の二第一項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第四十五條の三の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三條の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三條の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び附則第八條第四項において「公的年金等」という。）について提出する新法第四十五條の三の三第一項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五條の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）以下この条及び附則第八條において「所得税法等改正法」という。附則第四十四條の規定によりなお従前の例によることとされる所得税法等改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）以下この条及び附則第八條において「旧租税特別措置法」という。第四十二條の六の二第六第一項に規定す

る認定特定高度情報通信技術活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二十三條第十二項（同号の旧租税特別措置法第四十二條の六の二の規定に係る部分に限る。）、及び附則第八條第十二項（同号の規定に係る部分に限る。）、の規定の適用については、なお従前の例による。

6 所得税法等改正法附則第四十五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二條の七第五項第一項の規定による情報技術事業適応設備について同項の規定を適用する場合及び所得税法等改正法附則第四十五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二條の七第五項に規定する事業適応繰延資産について同項の規定を適用する場合における旧法第二十三條第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二條の七の七の規定に係る部分に限る。）、及び附則第八條第十三項（同号の規定に係る部分に限る。）、の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条 新法第七十二條の十七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の四十九の二の規定は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
 第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）
 第五条 次項に定めるものを除き、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新法附則第十二條の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、地方税法第七十四條の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同法第七十四條の四第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新法附則第十二條の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 地方税法第七十四條の四第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新法附則第十二條の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新法附則第十二條の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）
 第六条 新法第四十四條の三第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）、施行日及び以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新法第四十四條の三第五項及び第四十四條の六の二の規定は、附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日（以下「一号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（地方税法第四十四條の二第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、四号施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 新法第四十四條の三第九項の規定は、四号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、四号施行日前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。

4 新法附則第十二條の二の七第一項（第二号に係る部分に限る。）、及び第七項の規定は、四号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、四号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

5 新法附則第十二条の二の七第九項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

6 新法附則第十二条の二の七の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油（地方税法第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

第七條 新法第百四十八条第三項の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法第百四十八条第三項の規定中自動車税の種別割に関する部分は、四号施行日の属する年度分の四号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び同年度の翌年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、四号施行日の属する年度分までの四号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 令和六年四月三十日まで取得された旧法附則第十二条の二の十三第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第八條 新法第二百九十二条第一項（第七号及び第九号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項、第三百十四條の二並びに第三百十七條の二第一項並びに附則第四條第十三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第四條の二第十三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三條の二第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三條の三第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十四條第六項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五條第八項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五條の二第八項（第一号に係る部分に限る。）、及び附則第三十五條の四第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の市町村民税に係る新法第三百十七條の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新法第三百十七條の三の二第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき新法第三百十七條の二第二項ただし書に規定する給与について提出する新法第三百十七條の三の二第二項及び第三項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき旧法第三百十七條の二第一項ただし書に規定する給与について提出した旧法第三百十七條の三の二第一項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第三百十七條の三の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百十七條の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 所得税法等改正法附則第四十四條の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二條の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二條の十二の六の規定に係る部分に限る。）及び附則第八條第十二項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

6 所得税法等改正法附則第四十五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二條の十二の七第四項に規定する情報技術事業適応設備について同項の規定を適用する場合及び所得税法等改正法附則第四十五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二條の十二の七第五項に規定する事業適応繰延資産について同項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二條の十二の七の規定に係る部分に限る。）及び附則第八條第十三項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和六年四月一日から附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五條第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新たに製造され、又は改良された旧法附則第十五條第十二項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成三十年四月一日から附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に改良された旧法附則第十五條第二十九項に規定する特定償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五條第三十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第三十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第十五條第四十四項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第四十四項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第四十四項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第四十四項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡しに使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第四十四項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六條の二第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六條の三第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）又は改良が行われた旧法附則第十六條の三第十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十條 新法第四百四十五條第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十五條第三項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、四号施行日の属する年度の翌年度（四号施行日が四月一日である場合には、四号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、四号施行日の属する年度（四号施行日が四月一日である場合には、四号施行日の属する年度の前年度）分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 新法第四百六十三條の十五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十一條 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新法附則第三十條の三第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、地方税法第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同法第四百六十七條第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新法附則第三十條の三の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 地方税法第四百六十七條第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新法附則第三十條の三第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新法附則第三十條の三の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

3 令和八年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百六を乗じて得た割合」とする。

4 令和九年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百八を乗じて得た割合」とする。

5 令和十年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百三を乗じて得た割合」とする。

（事業所税に関する経過措置）
第十二條 旧法附則第三十三條第六項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）
第十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五條第三十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六條の二第十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六條の三第十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（既通知内容等の機構を経由する方法による提供に関する経過措置）
第十四條 新法第七百四十七條の五の二第一項及び第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行われた新法第七百四十七條の五の二第一項に規定する特定納税者等宛通知（同日から令和十年三月三十一日までの間に行われたものにあつては、法人に対して行われたものに限る。）を受けた者が、当該特定納税者等宛通知に係る同項に規定する既通知内容及び同項に規定する将来において当該者に通知する事項について同項の申出をした場合について適用する。

（二十七年国際園芸博覧会の開催に伴う地方税の特例に関する経過措置）
第十五條 新法附則第七十八條第二項及び第三項の規定は、同条第一項第三号に掲げる参加国等の施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

2 新法附則第七十八條第四項及び第五項の規定は、同条第一項第三号に掲げる参加国等の施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用する。

（罰則に関する経過措置）
第十六條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（拘禁刑に関する経過措置）

第十七條 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法附則第十二條の二の七の二第八項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の適用についても、同様とする。

（政令への委任）
第十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）
第十九條 次に掲げる法律の規定中「第十号の二」の下に「及び第十二号」を加える。

一 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條第三項第二号、第六項第二号、第八項第二号及び第十一項第二号

二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第五項第二号、第八項第二号、第十一項第二号及び第十四項第二号

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）
第二十條 前条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次項において「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第八條第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第六項（第二号に係る部分に限る。）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税条約等実施特例法」という。）第三條の二の二第五項（第二号に係る部分に限る。）及び第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新外国居住者等所得相互免除法第八條第八項（第二号に係る部分に限る。）及び第十一項（第二号に係る部分に限る。）並びに新租税条約等実施特例法第三條の二の二第十一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第八号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第十二條 第二項の表道府県の項第八号中「平成四年度」を「平成五年度」に、「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十一号中「平

財務大臣 加藤 勝信
総務大臣 村 上 誠 一 郎
内閣総理大臣 石破 茂

道府県	地方団体の種類		測定単位	単位費用	
	経費の種類	測定単位			
	一 警察費	警察職員数	一人につき	九、一六一、〇〇〇円	
		土木費			
	二 道路橋りよう費	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一三八、〇〇〇
		2 河川費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、八八四、〇〇〇
		3 港湾費	河川の延長	一キロメートルにつき	一八九、〇〇〇
	三 教育費	1 小学校費	留施設における係	一メートルにつき	三〇、〇〇〇
		2 中学校費	留施設における係	一メートルにつき	五、二〇〇
		3 高等学校費	留施設における係	一メートルにつき	一〇、三〇〇
	4 その他の土木費	留施設における係	留施設における係	一メートルにつき	四、四三〇
		郭施設における係	郭施設における係	一人につき	一、二九〇
	5 その他の教育費	1 小学校費	留施設における係	一人につき	六、三五六、〇〇〇
		2 中学校費	留施設における係	一人につき	六、二七一、〇〇〇
		3 高等学校費	留施設における係	一人につき	七、〇一九、〇〇〇
		4 特別支援学校費	留施設における係	一人につき	五、九一二、〇〇〇
		5 その他の教育費	留施設における係	一人につき	二、〇〇三、〇〇〇
私立の学校及び児童及び生徒の数	留施設における係	留施設における係	一人につき	二、二四〇、〇〇〇	
	留施設における係	留施設における係	一人につき	二二七、〇〇〇	
	留施設における係	留施設における係	一人につき	三二七、五四〇	

別表第一(第十二条第四項関係)

別表第一を次のように改める。

附則第十三条第一項中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改め、同条第二項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第三項中「令和八年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改め、同条中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に、「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条中「令和八年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改め、同条第三項中「令和八年度」を「令和九年度」に改める。

	四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	九、五五〇
		2 社会福祉費	人口	一人につき	七、七四〇
	3 衛生費	4 こども子育て費	人口	一人につき	一五、〇〇〇
		5 高齢者保健福祉費	十八歳以下人口	一人につき	一〇三、〇〇〇
	6 労働費	6 高齢者保健福祉費	六十歳以上人口	一人につき	五八、七〇〇
		7 労働費	七十五歳以上人口	一人につき	一〇一、〇〇〇
	五 産業経済費	1 農業行政費	人口	一人につき	四五九
		2 林野行政費	農家数	一人につき	一、〇〇〇
	3 水産行政費	3 水産行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	五、四一〇
		4 商工行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、五〇〇
	六 総務費	1 徴税費	水産業者数	一人につき	三七九、〇〇〇
		2 恩給費	人口	一人につき	二、一一〇
	七 災害復旧費	1 徴税費	世帯数	一世帯につき	五、八一〇
		2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	八四四、〇〇〇
	八 補正予算債償還費	3 地域振興費	人口	一人につき	七五〇
4 災害復旧費		災害復旧事業費	千円につき	九五〇	
補正予算債償還費	5 補正予算債償還費	平成五年度から平成七年度までの各年度において国の補正予算に充てられた地方債の償還金	千円につき	八〇〇	
	6 補正予算債償還費	平成六年度から平成七年度までの各年度において国の補正予算に充てられた地方債の償還金	千円につき	三一	

九 補 填 地 方 税 減 取 費	地方税の減取補填のため平成十七年度から令和七年までの各年度に於いての特異な増収を意図して地方債の償還額を削減するものではない。	千円につき	五九
十 財 源 対 策 債 償 還 費	平成十七年度から令和六年までの各年度に於いての財政出動の増加に資するため、令和七年の概算財政収支の補填に充てるものではない。	千円につき	三一
十一 債 償 還 費	個人住民税の減税による平成十七年度及び平成十八年度の補填に充てるものではない。	千円につき	四三
十二 対 策 債 償 還 費	臨時財政対策債の償還に充てるものではない。	千円につき	四九
十三 震 災 防 災 債 償 還 費	平成二十五年から令和六年までの各年度に於いての緊急防災・復旧費の充てに充てるものではない。	千円につき	四一
十四 費 化 策 債 償 還 費	令和六年から令和七年までの各年度に於いての地方債の償還に充てるものではない。	千円につき	二八

		市町村	
		一 消防費	二 土木費
1	道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき
2	港湾費	道路の延長	一キロメートルにつき
3	都市計画費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき
4	公園費	郭施設における外郭施設における係留施設の延長	一メートルにつき
5	下水道費	郭施設における外郭施設における係留施設の延長	一メートルにつき
6	その他の土木費	郭施設における外郭施設における係留施設の延長	一メートルにつき
7	小学校費	都市計画区域に定める人口	一人につき
8	中学校費	都市公園の面積	千平方メートルにつき
9	高等学校費	人口	一人につき
10	その他の教育費	児童数	一人につき
11	生活保護費	学級数	一学級につき
12	社会福祉費	学校数	一校につき
13	保健衛生費	生徒数	一人につき
14	子育て費	学級数	一学級につき
15		生徒数	一人につき
16		教職員数	一人につき
17		人口	一人につき
18		市部人口	一人につき
19		人口	一人につき
20		人口	一人につき
21		人口	一人につき
22		人口	一人につき
23		人口	一人につき
24		人口	一人につき
25		人口	一人につき
26		人口	一人につき
27		人口	一人につき
28		人口	一人につき
29		人口	一人につき
30		人口	一人につき
31		人口	一人につき
32		人口	一人につき
33		人口	一人につき
34		人口	一人につき
35		人口	一人につき
36		人口	一人につき
37		人口	一人につき
38		人口	一人につき
39		人口	一人につき
40		人口	一人につき
41		人口	一人につき
42		人口	一人につき
43		人口	一人につき
44		人口	一人につき
45		人口	一人につき
46		人口	一人につき
47		人口	一人につき
48		人口	一人につき
49		人口	一人につき
50		人口	一人につき
51		人口	一人につき
52		人口	一人につき
53		人口	一人につき
54		人口	一人につき
55		人口	一人につき
56		人口	一人につき
57		人口	一人につき
58		人口	一人につき
59		人口	一人につき
60		人口	一人につき
61		人口	一人につき
62		人口	一人につき
63		人口	一人につき
64		人口	一人につき
65		人口	一人につき
66		人口	一人につき
67		人口	一人につき
68		人口	一人につき
69		人口	一人につき
70		人口	一人につき
71		人口	一人につき
72		人口	一人につき
73		人口	一人につき
74		人口	一人につき
75		人口	一人につき
76		人口	一人につき
77		人口	一人につき
78		人口	一人につき
79		人口	一人につき
80		人口	一人につき
81		人口	一人につき
82		人口	一人につき
83		人口	一人につき
84		人口	一人につき
85		人口	一人につき
86		人口	一人につき
87		人口	一人につき
88		人口	一人につき
89		人口	一人につき
90		人口	一人につき
91		人口	一人につき
92		人口	一人につき
93		人口	一人につき
94		人口	一人につき
95		人口	一人につき
96		人口	一人につき
97		人口	一人につき
98		人口	一人につき
99		人口	一人につき
100		人口	一人につき

5 高齢者保健福祉費	6 清掃費	5 産業経済費	1 農業行政費	2 林野水産行政費	3 商工行政費	6 総務費	1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	3 地域振興費	7 災害復旧費	8 辺地対策事業債償還費	9 補正予算債償還費	
六十五歳以上人口	人口	農家数	農家数	林業及び水産業の従業者数	人口	世帯数	世帯数	戸籍数	世帯数	面積	災害復旧事業費に充てるため発行した地方債の償還金	辺地対策事業費に充てるため発行した地方債の償還金	平成十五年年度から平成十七年度までの各年度におおむね国の補正予算に充てるため発行した地方債の償還金
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき
七二、五〇〇	八五、八〇〇	五、三三〇	九五、八〇〇	五四一、〇〇〇	一、三九〇	四、四五〇	一、一七〇	二、二四〇	一、九六〇	九五〇	八〇〇	八〇〇	二九

10 地方税減収補償債償還費	11 財源対策債償還費	12 減税補填債償還費	13 臨時財政対策債償還費	14 東日本大震災全国緊急防災・復旧債償還費	15 国土強靭化施策債償還費
地方税の減収補償に充てるため発行した地方債の償還金	令和十三年度から令和十六年度までの各年度におおむね国の補正予算に充てるため発行した地方債の償還金	令和十三年度から令和十六年度までの各年度におおむね国の補正予算に充てるため発行した地方債の償還金	令和十三年度から令和十六年度までの各年度におおむね国の補正予算に充てるため発行した地方債の償還金	令和十三年度から令和十六年度までの各年度におおむね国の補正予算に充てるため発行した地方債の償還金	令和十三年度から令和十六年度までの各年度におおむね国の補正予算に充てるため発行した地方債の償還金
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
三九	二九	三九	三九	五二	二七

別表第二道府県の項中「一九、七四〇」を「二〇、三七〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一九、四〇〇」を「二〇、九〇〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和三十五年度」を「令和三十三年度」に、「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆五千五百七十八億四千六百四十万八千円」に、「令和七年度」を「令和八年度」に、「二十五兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十三兆千七百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項の表中「令和七年度

六千億円」を削る。

附則第五条中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、「二千五百億円を加算した額」を削り、同条第二項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第三項中「令和七年度から」を「令和八年度から」に改め、「令和七年度及び」を削り、同項第一号の表中「令和七年度

七百七十五億円」を削り、同項第二号

中「令和七年度分及び」を削り、「二千四百六十億七千七百八万二千円」を「千四百十四億五千五百八十八万二千円」に改め、同項第三号中「二千二百十九億千三百八十八万二千円」を「千三百八十二億四千二百七十二万五千円」に改める。

附則第十条第三項を次のように改める。

3 令和七年度においては、地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第三十三条の五の二第一項中「地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従って総務省令で定める方法」を「別に法律で定めるところ」に改める。

第三十三条の五の十一中「令和六年度」を「令和十一年度」に改める。

第三十三条の五の十三の次に次の一条を加える。

(情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の特例)

第三十三条の五の十四 地方公共団体は、令和七年度から令和十一年度までの間に限り、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業で総務省令で定めるものであつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における情報通信技術の活用に関する計画に基づいて行われ、地方債を起すことができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新地方交付税法」という。)の規定は、令和七年度分の地方交付税から適用し、令和六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(令和七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 令和七年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十六号及び市町村の項第二十九号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正)

第五条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の前の見出し及び同条を削り、附則第三条に見出しとして「森林環境譲与税の譲与の特例」を付する。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 令和六年度以前の年度分の森林環境譲与税については、なお従前の例による。

総務大臣 村上誠一郎
財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

棚田地域振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第九号

棚田地域振興法の一部を改正する法律

棚田地域振興法(令和元年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「機能」の下に「(第十六条の四において「棚田地域の有する多面的機能」という。)を加え、「棚田地域における定住等(棚田地域における定住及び他の地域の住民がその住所のほか棚田地域に居所を有することをいう)を「棚田地域への移住、棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住(他の地域に住所を有する者が定期的な滞在のため棚田地域内に居所を定める特定居住(広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう)をいう。第十六条の二及び第十六条の三において同じ」に改める。第六条第三項中「過疎地域持続的発展計画」の下に「特定居住促進計画」を加え、同条第五項中「第八条第一項において」を「以下」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(農地法等による処分)

第十三条の二 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、指定棚田地域内の土地を認定棚田地域振興活動計画に定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該指定棚田地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第十五条の見出し中「公表」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、指定棚田地域の振興に資する事業を活用した棚田地域振興活動を促進するため、農業者を、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の棚田地域振興活動に参加する者に対し、当該事業に関する情報の提供に努めるものとする。

第十五条の次に次の二条を加える。

(農業の振興を図るための生産基盤の強化等)

第十五条の二 国及び地方公共団体は、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るため、生産基盤の強化(災害復旧及び災害からの復興に係るものを含む)、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進、先端的な技術の導入並びに観光業その他の産業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(鳥獣被害の防止等)

第十五条の三 国及び地方公共団体は、棚田地域における生活環境の保全、農業の振興等を図るため、鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による鳥獣による被害の防止並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保について適切な配慮をするものとする。

第十六条中「地方公共団体は」の下に「前条に定めるもののほか、棚田地域の農業の振興に寄与する人材その他の」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(生活環境等の整備)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、棚田地域への移住、棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住並びに棚田地域における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備(空家の活用によるものを含む)、棚田地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進)

第十六条の三 国及び地方公共団体は、棚田地域への移住及び棚田地域における特定居住の促進を図るため、棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の棚田地域への滞在又は滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と棚田地域との促進について適切な配慮をするものとする。

(都市等と棚田地域の交流の促進等)

第十六条の四 国及び地方公共団体は、棚田地域における農業、棚田地域の有する多面的機能等を含め棚田地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した棚田地域への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と棚田地域との間の交流の促進等について適切な配慮をするものとする。

(棚田地域との関わりを持つ者の間における連携及び協力の確保)

第十六条の五 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ棚田地域の持続的な発展を図られるよう、年齢、性別等にかかわらず、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人、特定地域づくり事業協同組合(地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう)、学校、事業者その他の棚田地域との関わりを持つ者の間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂
 総務大臣 村上誠一郎
 文部科学大臣 阿部 俊子
 農林水産大臣 江藤 拓
 国土交通大臣 中野 洋昌
 環境大臣 浅尾慶一郎

半島振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第十号

半島振興法の一部を改正する法律

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保全」の下に「自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」を加え、「から」を「を受けていること並びにこれにより」に改め、「鑑み」の下に「半島地域の振興に關し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む」を加え、「これらの地域」を「半島地域」に、「向上及び」を「向上」に、「定住の促進」を「定住の促進等及び半島防災(半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。以下同じ)の推進」に改め、「均衡ある発展」の下に「並びに地方における活力ある社会経済の創出及びその再生(次条第一号において「地方創生」という。))を加え、同条の次に次の二条を加える。

(基本理念)

第一条の二 半島地域の振興のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあることに鑑み、これらの整備等を推進することにより地域住民の生活の向上を図るとともに、地方創生の一環として、多様な主体の連携及び協力の促進、半島地域における定住の促進等を通じて、個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会が実現されることを旨とする。

二 半島地域が国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、半島地域の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進を図ることを旨とする。

三 半島地域は三方を海に囲まれる等国土資源の利用の面における制約があることに鑑み、災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するための施策等を推進するとともに、これらを含む半島防災のための施策が国土強靱化(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第一条の国土強靱化をいう。第十五条の四において同じ)の理念を踏まえ着実に実施されることを旨とする。

(国及び都道府県の責務)

第一条の三 国は、前条の基本理念にのっとり、半島地域の振興のために必要な施策を総合的かつ積極的に策定し及び実施する責務を有する。

2 都道府県は、前条の基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた半島地域の振興のために必要な施策を策定し及び実施するよう努めるとともに、半島地域をその区域に含む市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。
(半島振興基本方針)
第二条の二 主務大臣は、半島振興対策実施地域の振興を図るため、半島振興基本方針を定めるものとする。

2 半島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 半島振興対策実施地域の振興の意義及び方向に関する事項
二 基幹的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施設の整備その他の半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び半島振興対策実施地域内の交通通信の確保に関する基本的な事項

三 農林水産業、商工業、情報通信業その他の産業の振興及び観光の開発に関する基本的な事項

四 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

五 水資源の開発及び利用に関する基本的な事項

六 生活環境の整備に関する基本的な事項

七 医療の確保等に関する基本的な事項

八 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する基本的な事項

九 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

十 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

十一 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項

十二 再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な事項

十三 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

十四 移住、定住及び特定居住（広域的域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第一項第一号ハの特定居住をいう。以下同じ。）の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十五 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。第四条第一項第十七号において同じ。）その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する基本的な事項

十六 前各号に掲げるもののほか、半島振興対策実施地域の振興に関する基本的な事項

3 主務大臣は、半島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、半島振興基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、半島振興基本方針の変更について準用する。

第三条第一項中「前条第一項」を「第二条第一項」に改め、関係都道府県は「の下に」、「半島振興基本方針に基づき」を加え、「作成しななければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同項後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「という」は「の下に」、「当該半島振興対策実施地域に係る半島振興計画が作成されていない場合には」を、「対し」の下に「当該半島振興対策実施地域に係る」を加え、「の変更をすることを提案する」を「を作成することを要請する」に、「当該提案」を「当該半島地域市町村」に、「素案を作成して、これを提示し」を「案を添え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条に次の九項を加える。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、当該要請に係る半島振興対策実施地域に係る半島振興計画を作成しななければならない。

5 半島地域市町村は、第三項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その半島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 第三項の案の提出を受けた都道府県は、半島振興計画を作成するに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

7 半島振興計画に次条第一項第四号から第十七号までに掲げる事項を記載するに当たっては、半島地域市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの半島地域市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供その他の援助についても、必要に応じて記載するよう、努めるものとする。
8 都道府県は、半島振興計画を作成したときは、直ちに、これを主務大臣（当該半島振興計画に係る地域が沖縄県の区域にあるものときは、内閣総理大臣を経由して、主務大臣）に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。

9 主務大臣は、前項の規定により半島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該半島振興計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

10 主務大臣は、第八項の規定により提出された半島振興計画が半島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

11 主務大臣は、第八項の規定により提出された半島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。

12 第二項、第三項及び第五項から前項までの規定は、半島振興計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興計画が作成されていない場合には」とあるのは「は」と読み替えるものとする。

13 第四条第一項第十号中「地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。」を削り、「強化」の下に「その他の半島防災のための施策」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第九号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 移住、定住及び特定居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保に関する事項

第四条第一項第八号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 自然環境の保全及び再生に関する事項

十四 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

第四条第一項第七号中「高齢者」の下に「及び児童」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第六号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する事項

第四条第一項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同項第二号中「商工業」の下に「情報通信業」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号中「交通施設及び」を「人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 半島振興対策実施地域の振興の基本的方針に関する事項

二 半島振興対策実施地域の振興に関する目標

三 計画期間

第四条第一項に次の二号を加える。

十八 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項

十九 前各号に掲げるもののほか、半島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項

第四条第二項を削り、同条第三項中「関する計画」の下に「並びに国土強靱化基本計画及び水循環基本計画」を加え、同項を同条第二項とする。

第十二条の二の見出しを「交通の確保」に改め、同条中「等を図るため」を「物資の流通の確保等を図るため、前三条に定めるもののほか、交通施設の整備及び保全並びに鉄道をはじめとする」に改める。

第十三条の見出しを「デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化等」に改め、同条中「医療及び教育の充実等を図るため」を「地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実、災害情報の収集及び提供の円滑化等を図るとともに、半島地域におけるデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に資するよう」に、「円滑化及び」を「円滑化」に、「充実」を「充実及び先端的な情報通信技術の活用」の推進に」に改める。

第十三条の二の見出し中「振興」を「振興等」に改め、同条第一項中「の振興」の下に「及びその競争力の強化」を、「防止」の下に、「水産動植物の生育環境の保全及び改善」を加え、同条第二項中「の振興」の下に「及びその競争力の強化」を加える。

第十三条の三中「する者」を「する者等」に改め、「おける」の下に「農林水産業その他の産業への」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、情報通信技術の進展、その活用による場所により制約されない働き方の普及等の社会の変化にも留意するよう努めるものとする。

第十三条の四「おける定住の促進」を「おいて移住、定住及び特定居住並びに持続可能な地域社会の維持及び形成を促進すること」に、「住宅及び」を「住宅等の整備 空家の活用によるものを含む。」に、「廃棄物及び海岸漂着物」を「及び廃棄物」に改め、「施策」の下に「並びに地域における住民の生活及び産業の振興の拠点の形成を図るための施策」を加える。

第十三条の五中「配置」の下に、「情報通信機器を活用した診療及びそのための施設の設置」を、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の無医地区以外において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、情報通信機器を活用した診療及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう、適切な配慮をするものとする。

第十三条の六の見出し中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス等」を加え、同条中「おける介護サービス」の下に「並びに障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等」を、「提供」の下に「介護サービスに関する知識及び技術の習得の促進等を通じた地域の人材の活用等による」を、「者の確保」の下に「並びに介護ロボット等の導入」を、「充実」の下に「並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の提供、当該障害福祉サービス等に従事する者の確保、当該障害福祉サービス等に係る事業所等の整備、提供される当該障害福祉サービス等の内容の充実」を加える。

第十四条の見出し中「高齢者」の下に「及び児童」を加え、同条中「おける高齢者」の下に「及び児童」を、「施設」の下に「及び児童福祉施設」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(教育の充実)

第十四条の二 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育（情報通信技術の活用によるものを含む）の充実を努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、半島振興対策実施地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する半島地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第十四条の三 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理その他の半島振興対策実施地域及びその周辺の海域における自然環境の保全及び再生（自然景観の保全を含む）に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第十四条の四 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に

寄与することに鑑み、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進するために必要な支援等の施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第十五条の二「文化的遺産」の下に「及び地域の風土等により形成された景観地」を加える。

第十五条の三中「おける」の下に「地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成等を通じた」を加える。

第十五条の三を次のように改める。

(移住等の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)

第十五条の三 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かすこと、半島振興対策実施地域の持続的発展を図られるよう、多様な人材の確保に資する移住、定住及び特定居住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう）、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

第十五条の四の見出しを「半島防災の推進及び実効性の確保」に改め、同条中「あること」の下に「及び国土強靱化の観点」を加え、「及び」を「及び軽減するため、並びに」に、「孤立する」を「孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害される」に、「国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救済、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進」を、「次に掲げる事項その他の半島防災のための施策の推進及びその実効性の確保」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 道路、港湾等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、再生可能エネルギー等を活用した非常用電源設備、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備
- 二 防災のための住居の集団的移転の促進
- 三 防災上必要な教育及び訓練の実施
- 四 被災者の救済、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

第十五条の四の次に次の三条を加える。

(感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保等)

第十五条の五 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、半島振興対策実施地域と当該半島振興対策実施地域以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し又は制限された場合には、当該半島振興対策実施地域において住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

(生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮)

第十五条の六 人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の集落に比較して特に低位にある半島振興対策実施地域内の集落をその区域に含む半島地域市町村は、当該集落において、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、適切な配慮をするものとする。この場合において、国及び都道府県は、当該半島地域市町村からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行う者の派遣その他の援助を行うよう努めなければならない。

寄与することに鑑み、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進するために必要な支援等の施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第十五条の二「文化的遺産」の下に「及び地域の風土等により形成された景観地」を加える。

第十五条の三中「おける」の下に「地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成等を通じた」を加える。

第十五条の三を次のように改める。

(移住等の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)

第十五条の三 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かすこと、半島振興対策実施地域の持続的発展を図られるよう、多様な人材の確保に資する移住、定住及び特定居住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう）、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

第十五条の四の見出しを「半島防災の推進及び実効性の確保」に改め、同条中「あること」の下に「及び国土強靱化の観点」を加え、「及び」を「及び軽減するため、並びに」に、「孤立する」を「孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害される」に、「国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救済、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進」を、「次に掲げる事項その他の半島防災のための施策の推進及びその実効性の確保」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 道路、港湾等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、再生可能エネルギー等を活用した非常用電源設備、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備
- 二 防災のための住居の集団的移転の促進
- 三 防災上必要な教育及び訓練の実施
- 四 被災者の救済、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

第十五条の四の次に次の三条を加える。

(感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保等)

第十五条の五 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、半島振興対策実施地域と当該半島振興対策実施地域以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し又は制限された場合には、当該半島振興対策実施地域において住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

(生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮)

第十五条の六 人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の集落に比較して特に低位にある半島振興対策実施地域内の集落をその区域に含む半島地域市町村は、当該集落において、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、適切な配慮をするものとする。この場合において、国及び都道府県は、当該半島地域市町村からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行う者の派遣その他の援助を行うよう努めなければならない。

(協議云)

第十五条の七 半島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、半島地域市町村又は半島振興対策実施地域の振興に取り組む団体等は、半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興の推進に關し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第十九条第二項中「第三条第一項、第二項及び第四項」を「第二条の二第一項、同条第三項及び第四項」に改め、「含む。」の下に「並びに第三条第八項から第十一項まで（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む）」を、「農林水産大臣」の下に、「内閣総理大臣」を加える。

附則第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和十七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日までに半島振興法第九条の二第九項の認定を受けた産業振興促進計画（同日までに同法第九条の四第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その変更後のもの）であつて同日においてその計画期間の末日が令和七年三月三十一日であるものについては、その計画期間の末日を令和七年六月三十日とする。

(検討)

第三条 国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の半島振興法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日

振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

附則第二条第二項の表令和十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

(国土交通省設置法の一部改正)

第六条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日

振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

附則第二条第一項の表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第九条第一項において同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

附則第五条の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日

山村振興法

附則第五条の表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

半島振興法

附則第九条第一項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日

振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附則第九条第一項の表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

山村振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第十一号

山村振興法の一部を改正する法律

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に「農林水産物の供給」を、「涵養」の下に「生物の多様性の確保その他」を、「自然環境の保全」の下に「地球温暖化の防止」を、「目標」の下に「及び国等の責務」を加え、「自立的発展」を「自立的かつ持続的な発展」に改め、「山村における」の下に「地域の特性を生かした産業の成長発展等による」を加え、「地域間の交流の促進等による」を削り、「の促進を含めた山村における定住の促進及び」を、「山村における定住等及び地域間交流の促進並びに」に改める。

第二条の二第一項中「有する」の下に「農林水産物の供給」を、「涵養」の下に「生物の多様性の確保その他の」を、「自然環境の保全」の下に「地球温暖化の防止」を、「機能」の下に「以下「山村の有する多面的機能」という。」を、「できるような」の下に「山村における農林水産業の生産活動及び農業者その他の地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに」を加え、同条第二項中「振興は」の下に「山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう」を加え、「及び地域間交流の促進等による」を「並びに」に、「移住の促進を含めた山村における定住」を「移住並びに山村における定住及び特定居住（広域的・地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう。以下同じ。）並びに地域間交流」に改める。

第三条中「次条及び第五条において」を「次条第一項及び第五条第一項において単に」に改め、同条第一号中「交通施設、通信施設等の整備」を「交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保」に、「交通通信連絡を確保するとともに、山村地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進する」を「交通の機能を確保し及び向上させる」に改め、同号の次に次の一号を加える。
 一の二 通信施設の整備等を図ることにより、山村におけるデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成を促進すること。

第三条第二号中「農用地の造成」を削り、同条第三号中「農業経営」を「農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営」に改め、「山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を削り、同条第四号中「整備等」を「整備、防災体制の強化等」に改め、同条第五号中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス」を、「高齢者」の下に「及び児童」を、「増進」の下に「子育て環境の確保」を加え、「福祉を向上させる」を「生活の安定と福祉の向上を図る」に改め、同条に次の一号を加える。

六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し及び育成すること。
 第四条の見出しを「国の責務」に改め、同条中「基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため」を削り、「財政金融上」を「財政上、金融上及び税制上」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
 国は、基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。
 第五条の見出しを「地方公共団体の責務」に改め、同条に次の一項を加える。
 都道府県は、山村の振興のため、市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する必要な情報の提供その他の援助を行うように努めなければならない。

第七条の二第二項第二号中「交通通信体系」を「交通体系」に改め、「山村における情報化及び地域間交流の促進のための施策」を削り、同号の次に次の一号を加える。
 二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する基本的な事項
 第七条の二第二項第三号中「農業経営」を「農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営」に改め、「山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 防災体制の強化のための施策に関する基本的な事項
 第七条の二第二項第四号中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス」を、「高齢者」の下に「及び児童」を、「増進」の下に「子育て環境の確保」を加え、同項第五号中「の整備、農用地の造成」を削り、同項に次の一号を加える。
 六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する基本的な事項

第七条の二第三項中「関する計画」の下に「並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第八号に掲げる防災基本計画、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第十条第一項に規定する国土強靱化基本計画及び水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）第十三条第一項に規定する水循環基本計画」を加える。
 第八条第二項第二号中「交通通信体系」を「交通体系」に改め、「地域における情報化及び地域間交流の促進のための施策」を削り、同号の次に次の一号を加える。
 二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する事項
 第八条第二項第三号中「農業経営」を「農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営」に改め、「山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を削り、同号の次に次の一号を加える。
 三の二 防災体制の強化のための施策に関する事項
 第八条第二項第四号中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス」を、「高齢者」の下に「及び児童」を、「増進」の下に「子育て環境の確保」を加え、同項第五号中「の整備、農用地の造成」を削り、同項に次の一号を加える。

六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する事項
 第八条第四項第二号中「第十四条において同じ」を削る。
 第十二条から第十六条までを次のように改める。
 第十二条から第十六条まで 削除
 第十二条の次に次の一条を加える。
 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等
 第十七条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、振興山村内での交流及び振興山村とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供及び物資の流通の確保について適切な配慮をするものとする。

第十八条の見出しを「情報の流通の円滑化等」に改め、同条中「における」の下に「情報通信技術の利用の機会その他の地域との格差の是正」を、「向上」の下に「農林水産業その他の」を、「の振興」の下に「地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実」を加え、「ため」を「とともに、振興山村におけるデジタル社会の形成に資するよう」に、「円滑化及び」を「円滑化」に改め、「充実」の下に「及び先端的な情報通信技術の活用」の推進」を加える。
 第十八条の二を第十八条の四とし、同条の次に次の三条を加える。

（就業の促進）
 第十八条の五 国及び地方公共団体は、振興山村の住民及び振興山村への移住又は振興山村における定住若しくは特定居住をしようとする者の振興山村における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上（高齢者を対象とするものを含む。）のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。
 （防災に関する施策の推進）
 第十八条の六 国及び地方公共団体は、山村が厳しい自然条件の下にあること及び国土強靱化（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第一条の国土強靱化をいう。）の観点から、災害を防止し及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、振興山村において、次に掲げる事項その他の防災に関する施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をするものとする。

一 道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備

二 防災上必要な教育及び訓練の実施

三 被災者の救難、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

(感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等)

第十八条の七 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、振興山村の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを享受できるように適切な配慮をするものとする。

第十八条の次に次の二条を加える。

(農林水産業その他の産業の振興)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(森林の整備及び保全の推進等)

第十八条の三 国及び地方公共団体は、振興山村における森林の適正な整備及び保全の推進等により山村の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進並びに森林病虫害の駆除及びそのまん延防止並びに建築物等における木材の利用の促進について適切な配慮をするものとする。

第十九条中「配置」の下に、「振興山村に係る遠隔医療(振興山村の住民等又は医療機関等と当該振興山村の区域内又は区域外の医療機関等との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を用いて行われる医療をいう。次項において同じ)の実施及びそのための施設の設置」を、「含む」の下に「。同項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、振興山村の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、振興山村に係る遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。

第十九条の二の見出し中「介護給付等対象サービス等」の下に「及び障害福祉サービス等」を加え、同条中「この条」を「この項」に改め、「者の確保」の下に「及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入」を加え、「整備及びび」を「整備並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、振興山村における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等(以下この項において「障害福祉サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービスに係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第二十条の見出し中「居住用施設」の下に「及び児童福祉施設」を加え、同条中「及び高齢者がその能力を発揮するための就業の機会の確保等」を削り、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、振興山村における児童の福祉の増進及び子育て環境の確保を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設(前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く)の整備等について適切な配慮をするものとする。

第二十條の次に次の一条を加える。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減)

第二十條の二 国及び地方公共団体は、振興山村と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、振興山村における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

第二十一条中「伝承されてきた」の下に「建造物その他の有形の文化的財産及び」を、「その他の」の下に「無形の」を、「文化的財産」の下に「山村における年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能等、山村における城跡その他の遺跡並びに山村の風土等により形成された景観地」を、「活用」の下に「並びにこれらの担い手の育成」を加える。

第二十一条の二を削る。

第二十一条の三の見出し中「防止」の下に「等」を加え、同条中「おける」の下に「住民の安全の確保その他の」を、「ため」の下に「鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による」を、「防止」の下に「並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、捕獲した鳥獣を地域における資源として有効に活用することができるよう、その食品等としての利用の促進について適切な配慮をするものとする。

第二十一条の三を第二十一条の二とする。

第二十一条の四第二項中「区域外」を「区域の内外」に改め、同条を第二十一条の三とし、同条の次に次の六条を加える。

(移住等の促進に資する生活環境の整備)

第二十一条の四 国及び地方公共団体は、振興山村への移住並びに振興山村における定住及び特定居住並びに振興山村における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備(空家の活用によるものを含む)、水の確保、汚水及び廃棄物の処理、振興山村において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進)

第二十一条の五 国及び地方公共団体は、振興山村への移住及び振興山村における特定居住の促進を図るため、振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

(都市等と山村の交流の促進等)

第二十一条の六 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業、山村の有する多面的機能等を含め山村に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した山村への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

(地域社会の担い手となる人材の育成等)

第二十一条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ山村の自立的かつ持続的な発展を図られるよう、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう)、特定地域づくり事業協同組合(地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう)、事業者その他の山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)
 第二十一条の八 国及び地方公共団体は、振興山村における自然環境の保全及び再生（自然景観の保全を含む）に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(規制の見直し)
 第二十一条の九 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が振興山村である地方公共団体から提案があつたときは、山村の振興を図るため、振興山村の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

附則第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和十七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の山村振興法第十九条の二第二項の規定の適用については、同項中「同条第十九項」とあるのは、「同条第十八項」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十一年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること

(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十一年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること

附則第五条の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法

附則第九条第一項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に關する調査及び調整その他当該計画の推進に關する事務
	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に關する調査及び調整その他当該計画の推進に關する事務

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和十七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第十二号

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年で」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第十二号）附則第二条の規定の施行の日から起算して五年以内」とする。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

内閣総理大臣 石破 茂

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第十三号

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第三十二号中「七十五万円」を「八十五万円」に改め、同項第三十三号中「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同項第三十四号中「ものを」を「(第三十四号の五)において「青色事業専従者等」という)を」に、「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同項第三十四号の四の次に次の一号を加える。

三十四の五 源泉控除対象親族 控除対象扶養親族並びに居住者の親族(その居住者の配偶者を除く)及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く)のうち年齢十九歳以上二十三歳未満の者で合計所得金額が百万円以下であるもの(控除対象扶養親族に該当しないものに限る)をいう。

第二十八条 第三項第一号中「百八十万円」を「百九十万円」に、「当該収入金額の百分の四十に相当する金額から十万円を控除した残額(当該残額が五十五万円に満たない場合には、五十五万円)を「六十五万円」に改め、同項第二号中「百八十万円」を「百九十万円」に、「六十二万円」を「六十五万円」に改める。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

十五 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)の規定による課徴金及び延滞金

第六十五条 削除

第六十七条の三第一項中「と」を「第四項第一号において「受益者等」という)と」に、「同号ロ」を「同法第二条第二十九号の二ロ」に改め、「いう」の下に「第三項及び第四項第一号において同じ)を、」を定める金額」の下に「(第三項において「帳簿価額相当額」という)を加え、同条第八項中「第三項」を「第五項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、同項の法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その受託法人の信託財産に属する特定株式については、前二項の規定にかかわらず、当該特定株式を第一項に規定する該当しないこととなつた時における価額(当該価額が帳簿価額相当額に満たない場合に

は、当該帳簿価額相当額)により取得したものとみなして、同項の居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式の当該帳簿価額相当額は、当該居住者のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

4 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定法人課税信託 その受託法人の信託財産に属する特定株式に係る発行人等が委託者となる第一項に規定する法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ)又は従業員(勤続年数、業績その他の基準を勘案して、当該役員又は従業員(役員又は従業員であつた者を含む)がその受益者等となるべき者として指定されるものをいう)。

二 特定株式 譲渡についての制限その他の条件が付されている株式として政令で定めるもの以外の株式をいう。

三 発行人等 特定株式の発行人、当該発行人の役員等(役員若しくは従業員又は株主をいう。以下この号において同じ)又は当該役員等と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。

第八十三条第一項第一号中「及び」を「第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)及び」に改める。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(特定親族特別控除)

第八十四条の二 居住者が生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族(その居住者の配偶者を除く)及び児童福祉法第二十七条第一項第三号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第六条の四(定義)に規定する里親に委託された児童(第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、合計所得金額が百二十万円以下であるものに限る)で控除対象扶養親族に該当しないもの(以下この項及び次項において「特定親族」という)を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特定親族一人につきその特定親族の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

- 一 合計所得金額が八十五万円以下である特定親族 六十三万円
 - 二 合計所得金額が八十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円からその特定親族の合計所得金額のうち八十四万円を超える部分の金額に二を乗じた金額(当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額に満たないものうち最も多い金額とする)を控除した金額
 - 三 合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円
 - 四 合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
- 一 特定親族が前項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合
 - 二 特定親族が、給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族(特定親族に限る)がある居住者として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号(賞与に係る徴収税額)の規定の適用を受けている場合(当該居住者としてこれらの規定の適用を受けている特定親族が、その年分の所得税につき、第百九十条(年末調整)の規定の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く)。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合

3 第一項の規定による控除は、特定親族特別控除という。

第八十五条第三項中「その他の扶養親族」の下に「若しくは前条第一項に規定する特定親族（第五項から第七項までにおいて「特定親族」という。）を加え、同条第六項中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同項を同条第六項とし、同条第五項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 一の居住者の配偶者がその居住者の第八十三条の二第一項に規定する生計を一にする配偶者となるに該当し、かつ、他の居住者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

第八十六条第一項第一号中「二千四百万円」を「二千三百五十万円」に、「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円を超え二千四百万円以下である場合 四十八万円

第八十七条第一項中「又は」を、「特定親族特別控除又は」に改める。

第二百二十条第三項第三号中「係る扶養控除」の下に「又は特定親族特別控除」を加え、「扶養控除に係る」を「これらの控除に係る」に改め、同条第四項第二号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項の規定による申告書に小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除に関する事項の記載をする居住者が当該申告書を提出する場合には、第三項の規定による同項第一号に定める書類（これらの控除に係る部分に限る。）の添付又は提示に代えて、当該書類に記載されている事項として財務省令で定める事項の記載がある明細書を当該申告書に添付することができる。

7 税務署長は、前項の規定により同項に規定する明細書が添付された申告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者（以下この項において「小規模企業共済等掛金控除等適用者」という。）に対し、当該申告書に係る確定申告期限の翌日から起算して五年を経過する日（同日前六月以内に国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求があった場合には、当該更正の請求があった日から六月を経過する日）までの間、前項に規定する書類の提示又は提出を求めることができる。この場合において、この項前段の規定による求めがあつたときは、当該小規模企業共済等掛金控除等適用者は、当該書類を提示し、又は提出しなければならない。

第二百一十一条第一項第二号口中「及び扶養控除の額」を、「扶養控除の額及び特定親族特別控除の額」に改める。

第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項中「第七項」を「第九項」に改め、「同条第五項」の下に「及び第七項」を加える。

第二百六十六条中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第二百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第二百八十六条第一項第一号及び第二項第一号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

（源泉控除対象親族に係る控除の適用）

第八十六条の三 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者（以下この条において「対象居住者」という。）のこれらの申告書に源泉控除対象親族（第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族に限る。以下この条において同じ。）である旨の記載がされた者（以下この条において「対象者」という。）が、他の者を、

当該対象者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として第八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとして、第八十五条第一項第一号及び第二号並びに第八十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

第八十七条第二号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

第九十条第二号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同号亦を同号へとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 給与所得者の特定親族特別控除申告書に記載された特定親族（第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族をいう。ホにおいて同じ。）（当該特定親族が第九十条第四項第五号又は第九十五条の三第二項（給与所得者の特定親族特別控除申告書）の記載がされた者である場合には、これらの規定に規定する書類の提出又は提示がされた特定親族に限る。）の有無、その特定親族がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか、その特定親族の合計所得金額又はその見積額及びその特定親族の数に応じ、第八十条の二の規定に準じて計算した特定親族特別控除の額に相当する金額

第九十四条第一項第五号から第七号までの規定及び同条第五項中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

第九十五条第一項中「扶養控除の額」を「源泉控除対象親族について控除を受ける扶養控除の額又は特定親族特別控除の額」に改め、同項第二号から第四号までの規定並びに同条第四項及び第五項中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

第九十五条の二第一項第二号中「及び次条第一項第二号」を、「次条第一項第二号及び第九十五条の四第一項第二号（給与所得者の基礎控除申告書）に改め、同項第三号中「個人番号及び」を「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに」に改める。

第九十五条の三第一項中「同条第二号ホ」を「同条第二号ハ」に改め、同条を第九十五条の四とし、第九十五条の二の次に次の一条を加える。

（給与所得者の特定親族特別控除申告書）

第九十五条の三 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ホに掲げる特定親族特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。）

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（次項において「特定親族」という。）の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその者のその年の合計所得金額又はその見積額並びにその者が非居住者である親族である場合にはその旨

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書に特定親族が非居住者である旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類及び当該記載がされた者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の特定親族特別控除申告書という。

(二)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙
	共 養 親 族 等 の 数							
0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額
195,000	4,110	2,530	940	0	0	0	0	17,900
199,000	4,180	2,600	1,010	0	0	0	0	18,600
199,000	4,250	2,670	1,080	0	0	0	0	19,300
201,000	4,320	2,740	1,150	0	0	0	0	20,000
203,000	4,390	2,810	1,220	0	0	0	0	20,600
205,000	4,460	2,880	1,290	0	0	0	0	21,300
207,000	4,530	2,950	1,360	0	0	0	0	22,000
209,000	4,600	3,020	1,430	0	0	0	0	22,700
211,000	4,670	3,090	1,500	0	0	0	0	23,400
213,000	4,740	3,160	1,570	0	0	0	0	24,100
215,000	4,810	3,230	1,640	0	0	0	0	24,800
217,000	4,880	3,300	1,710	130	0	0	0	24,800
219,000	4,950	3,370	1,780	200	0	0	0	25,300
221,000	5,040	3,450	1,870	290	0	0	0	25,900
224,000	5,140	3,560	1,980	390	0	0	0	26,900
227,000	5,250	3,660	2,080	500	0	0	0	27,900
230,000	5,350	3,770	2,190	600	0	0	0	28,900
233,000	5,460	3,870	2,290	710	0	0	0	29,900
236,000	5,560	3,980	2,400	810	0	0	0	30,900
239,000	5,670	4,080	2,500	920	0	0	0	31,900
242,000	5,770	4,190	2,610	1,020	0	0	0	32,900
243,000	5,880	4,290	2,710	1,120	0	0	0	33,900
248,000	5,980	4,390	2,820	1,220	0	0	0	34,900
251,000	6,090	4,500	2,920	1,320	0	0	0	35,900
254,000	6,190	4,610	3,030	1,440	0	0	0	36,800
257,000	6,300	4,710	3,130	1,550	0	0	0	37,800
260,000	6,400	4,820	3,240	1,650	0	0	0	38,800
263,000	6,510	4,920	3,340	1,760	0	0	0	39,800
266,000	6,610	5,030	3,450	1,880	280	0	0	40,800
269,000	6,720	5,130	3,550	1,970	380	0	0	41,800
272,000	6,820	5,240	3,660	2,070	490	0	0	42,800
275,000	6,930	5,340	3,760	2,180	590	0	0	43,800
278,000	7,030	5,450	3,870	2,280	700	0	0	44,700
281,000	7,140	5,550	3,970	2,390	800	0	0	45,700
284,000	7,240	5,660	4,080	2,490	910	0	0	46,800
287,000	7,350	5,760	4,180	2,590	1,010	0	0	47,900
290,000	7,460	5,870	4,290	2,700	1,120	0	0	49,000
293,000	7,560	5,970	4,390	2,810	1,220	0	0	49,900
296,000	7,660	6,080	4,500	2,910	1,330	0	0	51,200
299,000	7,770	6,190	4,600	3,020	1,440	0	0	51,300
302,000	7,880	6,310	4,720	3,140	1,560	0	0	52,500
305,000	7,990	6,430	4,840	3,260	1,680	0	0	53,400
308,000	8,100	6,550	4,960	3,380	1,800	210	0	54,900
311,000	8,230	6,670	5,080	3,500	1,920	330	0	55,700
314,000	8,360	6,790	5,200	3,620	2,040	450	0	56,500
317,000	8,490	6,910	5,320	3,740	2,160	570	0	57,300
320,000	8,620	7,030	5,440	3,860	2,280	690	0	58,300
323,000	8,750	7,150	5,560	3,980	2,400	810	0	59,300
326,000	8,880	7,270	5,680	4,100	2,520	930	0	60,300
329,000	9,010	7,390	5,800	4,220	2,640	1,050	0	61,300

(三)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙
	共 養 親 族 等 の 数							
0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	税 額
332,000	10,050	7,510	5,920	4,340	2,760	1,170	0	62,400
335,000	10,290	7,630	6,040	4,460	2,880	1,290	0	63,400
338,000	10,530	7,750	6,160	4,580	3,000	1,410	0	64,400
341,000	10,770	7,870	6,280	4,700	3,120	1,530	0	65,400
344,000	11,010	7,990	6,400	4,820	3,240	1,650	0	66,400
347,000	11,250	8,110	6,520	4,940	3,360	1,770	190	67,400
350,000	11,490	8,230	6,640	5,060	3,480	1,890	310	68,400
353,000	11,730	8,350	6,760	5,180	3,600	2,010	430	69,400
356,000	11,970	8,470	6,880	5,300	3,720	2,130	550	70,400
359,000	12,210	8,590	7,000	5,420	3,840	2,250	670	71,400
362,000	12,450	8,710	7,120	5,540	3,960	2,370	790	72,400
365,000	12,690	8,830	7,240	5,660	4,080	2,490	910	73,400
368,000	12,930	8,950	7,360	5,780	4,200	2,610	1,030	74,400
371,000	13,170	9,070	7,480	5,900	4,320	2,730	1,150	75,300
374,000	13,410	9,190	7,600	6,020	4,440	2,850	1,270	76,200
377,000	13,650	9,310	7,720	6,140	4,560	2,970	1,390	77,100
380,000	13,890	9,430	7,840	6,260	4,680	3,090	1,510	78,000
383,000	14,130	9,550	7,960	6,380	4,800	3,210	1,630	78,900
386,000	14,370	9,670	8,080	6,500	4,920	3,330	1,750	80,300
389,000	14,610	9,790	8,200	6,620	5,040	3,450	1,870	81,900
392,000	14,850	9,910	8,320	6,740	5,160	3,570	1,990	83,600
395,000	15,090	10,030	8,440	6,860	5,280	3,690	2,110	85,200
398,000	15,330	10,150	8,560	6,980	5,400	3,810	2,230	86,800
401,000	15,570	10,270	8,680	7,100	5,520	3,930	2,350	88,400
404,000	15,810	10,390	8,800	7,220	5,640	4,050	2,470	89,900
407,000	16,050	10,510	8,920	7,340	5,760	4,170	2,590	91,900
410,000	16,290	10,630	9,040	7,460	5,880	4,290	2,710	93,600
413,000	16,530	10,750	9,160	7,580	6,000	4,410	2,830	95,300
416,000	16,770	10,870	9,280	7,700	6,120	4,530	2,950	96,900
419,000	17,010	10,990	9,400	7,820	6,240	4,650	3,070	98,600
422,000	17,250	11,110	9,520	7,940	6,360	4,770	3,190	100,300
425,000	17,490	11,230	9,640	8,060	6,480	4,890	3,310	101,900
428,000	17,730	11,350	9,760	8,200	6,600	5,010	3,430	103,600
431,000	17,970	11,470	9,880	8,340	6,720	5,130	3,550	105,300
434,000	18,210	11,590	10,000	8,470	6,840	5,250	3,670	106,900
437,000	18,450	11,710	10,120	8,610	6,960	5,370	3,790	108,600
440,000	18,690	11,830	10,240	8,750	7,080	5,490	3,910	110,300
443,000	18,930	11,950	10,360	8,890	7,200	5,610	4,030	111,900
446,000	19,170	12,070	10,480	9,030	7,320	5,730	4,150	113,600
449,000	19,410	12,190	10,600	9,170	7,440	5,850	4,270	115,200
452,000	19,650	12,310	10,720	9,310	7,560	5,970	4,390	116,900
455,000	19,890	12,430	10,840	9,450	7,680	6,090	4,510	118,600
458,000	20,130	12,550	10,960	9,590	7,800	6,210	4,630	120,200
461,000	20,370	12,670	11,080	9,730	7,920	6,330	4,750	121,900
464,000	21,610	12,790	11,200	9,870	8,040	6,450	4,870	123,600
467,000	21,850	12,910	11,320	10,010	8,160	6,570	4,990	125,200
470,000	22,090	13,030	11,440	10,150	8,280	6,690	5,110	126,900
473,000	22,330	13,150	11,560	10,290	8,400	6,810	5,230	128,500
476,000	22,570	13,270	11,680	10,430	8,520	6,930	5,350	130,100
479,000	23,710	13,390	11,800	10,570	8,640	7,050	5,470	131,700

(四)

Table with columns for 'その月の社会保険料等控除後の給与等の金額', '共 養 親 族 等 の 数' (1-7), '税 額', and 'その月の社会保険料等控除後の給与等の金額', '税 額'.

(五)

Table with columns for 'その月の社会保険料等控除後の給与等の金額', '共 養 親 族 等 の 数' (1-7), '税 額', and 'その月の社会保険料等控除後の給与等の金額', '税 額'. Includes sub-headers for '740,000円を超え' and '740,000円に満たない金額'.

253,900円以上社会保険料等控除後の給与等のうち740,000円を超る部分に相当する金額を加算した金額

(六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙									
	共	養	親	族	等	の	数										
以上	未	満	税 額							税 額							
790,000円	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人	641,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、790,000円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額
960,000円	119,310	円	112,970	円	106,640	円	100,310	円	93,970	円	87,640	円	81,310	円	74,970	円	641,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、960,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額
960,000円を超え、1,710,000円に満たない金額	386,810	円	380,470	円	354,140	円	347,810	円	341,470	円	335,140	円	328,810	円	322,470	円	641,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、1,710,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額
2,130,000円を超え、2,170,000円に満たない金額	538,140	円	531,800	円	525,470	円	519,140	円	512,800	円	506,470	円	500,140	円	493,800	円	2,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、2,170,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額
2,170,000円を超え、2,210,000円に満たない金額	559,470	円	553,130	円	546,800	円	540,470	円	534,130	円	527,800	円	521,470	円	515,130	円	2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、2,210,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額
2,250,000円を超え、3,500,000円に満たない金額	602,130	円	595,790	円	589,460	円	583,130	円	576,790	円	570,460	円	564,130	円	557,790	円	2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、3,500,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額

(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙									
	共	養	親	族	等	の	数										
以上	未	満	税 額							税 額							
3,500,000円	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人	3,500,000円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、3,500,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額
3,500,000円を超え、6,000,000円に満たない金額	1,102,130	円	1,095,790	円	1,089,460	円	1,083,130	円	1,076,790	円	1,070,460	円	1,064,130	円	1,057,790	円	6,000,000円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、3,500,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) [扶養親族等]とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) [社会保険料等]とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書その月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(二) 当該申告書により申告された扶養親族等(第百八十六条の二(源泉控除対象配偶者)に係る控除の適用)の規定により当該申告書に記載されていないものとして記載されている源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する国外居住親族(以下「国外居住親族」という。)である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その申告された扶養親族等の数にのべて求めた甲欄との交わることを記載されている金額が、その求める税額である。

(三) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生に該当する旨の記載がある旨、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき)、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち障害者又は第百八十六条第二項(扶養親族等の判定の時期等に規定する同居特別障害者(当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る))がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わることを記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該扶養親族等(第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がないものとしてされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がないものとしてされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十五条第五項(従たる給与についての扶養控除等申告書)の記載がされた行)の記載がされた行)と乙欄との交わることを記載されている金額)が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙	丙																																				
	扶養親族等の数																																												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人			7人																																			
3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300	7,400	7,500	7,600	7,700	7,800	7,900	8,000

(二)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙	丙																																									
	扶養親族等の数																																																	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人			7人																																								
8,000	8,100	8,200	8,300	8,400	8,500	8,600	8,700	8,800	8,900	9,000	9,100	9,200	9,300	9,400	9,500	9,600	9,700	9,800	9,900	10,000	10,100	10,200	10,300	10,400	10,500	10,600	10,700	10,800	10,900	11,000	11,100	11,200	11,300	11,400	11,500	11,600	11,700	11,800	11,900	12,000	12,100	12,200	12,300	12,400	12,500	12,600	12,700	12,800	12,900	13,000

（三）

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	以上未満	甲							乙 税額	丙 税額	
		扶 養 親 族 等 の 数	0人	1人	2人	3人	4人	5人			6人
13,000	13,100	490	385	280	220	170	115	65	10	2,750	117
13,100	13,200	495	390	285	225	175	120	65	10	2,810	117
13,200	13,300	505	400	295	230	175	125	65	10	2,860	120
13,300	13,400	515	405	300	235	180	130	70	20	2,920	124
13,400	13,500	520	415	310	235	185	130	80	25	2,970	127
13,500	13,600	530	425	320	240	190	135	85	30	3,030	131
13,600	13,700	535	430	325	245	195	140	85	35	3,080	134
13,700	13,800	545	440	335	250	195	145	90	40	3,140	138
13,800	13,900	555	445	340	255	200	150	100	40	3,190	142
13,900	14,000	560	455	350	255	205	150	100	45	3,250	146
14,000	14,100	570	465	360	260	210	155	105	50	3,310	150
14,100	14,200	575	470	365	265	215	160	105	55	3,360	154
14,200	14,300	585	480	375	270	220	165	110	60	3,420	158
14,300	14,400	595	485	380	275	225	170	115	60	3,470	162
14,400	14,500	600	495	390	285	230	175	120	65	3,530	166
14,500	14,600	610	505	400	290	235	180	125	70	3,580	170
14,600	14,700	615	510	405	295	240	185	130	75	3,630	174
14,700	14,800	625	520	415	300	245	190	135	80	3,680	178
14,800	14,900	635	525	420	305	250	195	140	85	3,730	182
14,900	15,000	640	535	430	315	255	200	140	90	3,780	186
15,000	15,100	655	545	440	320	260	205	145	95	3,830	190
15,100	15,200	670	550	445	330	265	210	150	100	3,890	194
15,200	15,300	685	560	455	340	270	215	155	100	3,950	198
15,300	15,400	700	565	460	350	275	220	160	100	4,010	202
15,400	15,500	715	575	470	365	285	225	160	105	4,070	206
15,500	15,600	735	585	480	370	290	230	175	110	4,140	210
15,600	15,700	750	590	485	380	295	235	180	115	4,210	214
15,700	15,800	765	600	495	390	300	240	185	120	4,280	218
15,800	15,900	780	605	500	395	305	245	190	125	4,350	222
15,900	16,000	795	615	510	405	310	250	195	130	4,420	226
16,000	16,100	815	625	520	410	315	255	200	135	4,490	230
16,100	16,200	830	630	525	420	320	260	205	140	4,560	234
16,200	16,300	845	640	535	430	325	265	205	145	4,630	238
16,300	16,400	860	650	540	445	330	270	210	150	4,700	242
16,400	16,500	875	665	550	455	340	280	220	155	4,770	246
16,500	16,600	895	680	560	460	345	285	225	160	4,840	250
16,600	16,700	910	695	565	470	355	290	230	165	4,910	254
16,700	16,800	925	715	575	485	365	295	235	170	4,980	258
16,800	16,900	940	730	580	495	375	305	245	180	5,050	262
16,900	17,000	955	745	590	485	380	315	255	185	5,120	266
17,000	17,100	975	760	600	490	385	320	260	190	5,190	270
17,100	17,200	990	775	605	500	395	325	265	195	5,260	274
17,200	17,300	1,005	795	615	510	405	335	275	200	5,330	278
17,300	17,400	1,020	810	620	520	415	345	285	205	5,400	282
17,400	17,500	1,035	825	630	525	420	350	290	210	5,470	286
17,500	17,600	1,055	840	640	530	425	355	295	215	5,540	290
17,600	17,700	1,070	855	645	540	435	365	305	220	5,610	294
17,700	17,800	1,085	870	650	545	440	370	310	225	5,680	298
17,800	17,900	1,100	880	655	550	445	375	315	230	5,750	302
17,900	18,000	1,115	905	665	565	455	385	325	235	5,820	306

（四）

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	以上未満	甲							乙 税額	丙 税額	
		扶 養 親 族 等 の 数	0人	1人	2人	3人	4人	5人			6人
18,000	18,100	1,135	920	710	570	465	360	265	210	5,440	310
18,100	18,200	1,150	935	725	580	475	370	265	215	5,490	314
18,200	18,300	1,165	955	740	590	485	375	270	220	5,530	318
18,300	18,400	1,180	970	750	605	490	385	280	225	5,580	322
18,400	18,500	1,200	990	775	605	500	395	290	225	5,630	326
18,500	18,600	1,215	1,005	795	615	510	405	300	230	5,680	330
18,600	18,700	1,235	1,025	815	625	520	410	305	235	5,730	334
18,700	18,800	1,255	1,040	830	630	525	420	315	240	5,770	338
18,800	18,900	1,270	1,060	850	640	535	430	325	245	5,820	342
18,900	19,000	1,290	1,080	885	655	545	440	335	250	5,870	346
19,000	19,100	1,305	1,095	905	675	555	450	345	255	5,920	350
19,100	19,200	1,325	1,115	925	690	565	455	350	260	5,970	354
19,200	19,300	1,345	1,130	940	710	575	465	360	265	6,010	358
19,300	19,400	1,360	1,150	960	725	580	475	370	270	6,060	362
19,400	19,500	1,380	1,170	995	745	590	485	380	275	6,110	366
19,500	19,600	1,395	1,185	975	765	600	495	390	280	6,160	370
19,600	19,700	1,415	1,205	995	780	610	505	405	285	6,210	374
19,700	19,800	1,435	1,220	1,015	800	615	510	415	290	6,260	378
19,800	19,900	1,455	1,240	1,030	815	625	520	415	300	6,310	382
19,900	20,000	1,470	1,260	1,045	835	635	530	425	320	6,350	386
20,000	20,100	1,485	1,275	1,065	855	645	540	435	325	6,400	411
20,100	20,200	1,505	1,295	1,085	870	660	545	440	335	6,450	419
20,200	20,300	1,525	1,310	1,100	880	680	555	450	345	6,490	427
20,300	20,400	1,540	1,330	1,120	905	695	565	460	355	6,540	435
20,400	20,500	1,560	1,350	1,135	925	715	575	470	365	6,590	443
20,500	20,600	1,585	1,365	1,155	945	730	585	480	370	6,640	451
20,600	20,700	1,595	1,385	1,175	960	750	590	485	380	6,690	459
20,700	20,800	1,615	1,400	1,190	980	770	600	495	390	6,730	467
20,800	20,900	1,630	1,420	1,210	995	785	610	505	400	6,780	475
20,900	21,000	1,650	1,440	1,225	1,015	805	620	515	410	6,830	483
21,000	21,100	1,665	1,455	1,245	1,035	820	630	525	415	6,880	491
21,100	21,200	1,685	1,475	1,265	1,050	840	635	530	425	6,930	499
21,200	21,300	1,705	1,490	1,280	1,070	860	645	540	435	6,970	507
21,300	21,400	1,720	1,510	1,300	1,085	875	655	550	445	7,020	515
21,400	21,500	1,740	1,530	1,315	1,105	895	665	560	455	7,060	523
21,500	21,600	1,755	1,545	1,335	1,125	910	670	570	460	7,100	531
21,600	21,700	1,775	1,565	1,355	1,140	930	675	575	470	7,150	539
21,700	21,800	1,795	1,580	1,370	1,160	950	685	585	480	7,190	547
21,800	21,900	1,810	1,600	1,390	1,175	965	695	595	490	7,230	555
21,900	22,000	1,830	1,620	1,405	1,195	985	705	605	500	7,280	563
22,000	22,100	1,845	1,635	1,425	1,215	1,000	710	615	505	7,330	571
22,100	22,200	1,865	1,655	1,445	1,230	1,020	720	620	515	7,380	579
22,200	22,300	1,885	1,670	1,460	1,250	1,040	735	630	525	7,430	587
22,300	22,400	1,900	1,690	1,485	1,265	1,060	745	640	535	7,480	595
22,400	22,500	1,920	1,710	1,495	1,285	1,075	755	650	545	7,530	603
22,500	22,600	1,935	1,725	1,515	1,305	1,090	765	660	550	7,580	611
22,600	22,700	1,955	1,745	1,535	1,320	1,110	775	670	560	7,630	619
22,700	22,800	1,975	1,760	1,550	1,340	1,130	790	680	570	7,680	627
22,800	22,900	1,990	1,780	1,570	1,355	1,145	805	690	580	7,730	635
22,900	23,000	2,010	1,800	1,585	1,375	1,165	825	700	590	7,780	643

(五)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙	丙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人			7人
以上未滿	税額							税額	税額	
24,000円	2,205	1,995	1,785	1,570	1,380	1,150	940	725	8,130	731
24,000円を超え 26,500円に満たない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額							8,130円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額	731円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額	
26,500円	2,705	2,495	2,285	2,070	1,860	1,650	1,440	1,225	981	981
26,500円を超え 32,500円に満たない金額	26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額							981円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額	2,181円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額	
32,500円	4,085	3,875	3,665	3,450	3,240	3,030	2,820	2,605	2,181	2,181
32,500円を超え 57,500円に満たない金額	32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額							2,181円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額		

(六)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙	丙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人			7人
以上未滿	税額							税額	税額	
71,000円	17,850	17,640	17,430	17,215	17,005	16,795	16,585	16,370	16,370	16,370
71,000円を超え 72,500円に満たない金額	71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							16,370円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	8,431円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	
72,500円	18,630	18,420	18,210	17,995	17,785	17,575	17,365	17,150	17,150	17,150
72,500円を超え 75,000円に満たない金額	72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							17,150円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	8,431円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	
75,000円	19,210	19,000	18,790	18,575	18,365	18,155	17,945	17,730	17,730	17,730
75,000円を超え 75,000円に満たない金額	75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							17,730円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	8,431円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	
75,000円	19,990	19,780	19,570	19,355	19,145	18,935	18,725	18,510	18,510	18,510
75,000円を超え 116,500円に満たない金額	75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							18,510円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	8,431円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数							乙	丙
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		
以上 未 満								税 額	税 額
116,500円	36,590 ^円	36,380 ^円	36,170 ^円	35,955 ^円	35,745 ^円	35,535 ^円	35,325 ^円	35,110 ^円	27,901 ^円
116,500円を 超える金額	116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額							控除される給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を差し引いた金額	控除される給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を差し引いた金額

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、
① まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
② 当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとする源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三（源泉控除対象親族に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとする源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（4）において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(一)において同じ。）の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(二) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(三) 当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二十条第一項第三十二号イ又はハ（定義）に掲げる者に該当するとき）、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき（当該勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十五条第二項（扶養親族等の判定の時期）に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数）、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（控除される給与等についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（控除される給与等についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとする源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとする源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（控除される給与等についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じて、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) その給与等が第百八十五条第一項第三号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

賞与の金額に 乗るべき 率	甲														乙																	
	扶養		養		親		族		等		の		数																			
	以	未	以	未	以	未	以	未	以	未	以	未	以	未																		
0	人	千円未満	1	人	千円未満	2	人	千円未満	3	人	千円未満	4	人	千円未満	5	人	千円未満	6	人	千円未満	7	人	千円未満	以上	千円未満	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額						
0	人	千円未満	1	人	千円未満	2	人	千円未満	3	人	千円未満	4	人	千円未満	5	人	千円未満	6	人	千円未満	7	人	千円未満	以上	千円未満	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額						
2	82	94	2	107	143	2	250	143	2	276	276	2	300	300	2	300	304	2	343	343	2	317	317	2	383	383	千円					
4	94	280	4	289	289	4	346	321	4	377	377	4	405	405	4	431	431	4	457	457	4	483	483	4	508	508	千円					
6	280	309	6	346	346	6	426	426	6	457	457	6	484	484	6	509	509	6	531	531	6	554	554	6	578	578	千円					
8	309	342	8	373	373	8	442	442	8	479	479	8	505	505	8	529	529	8	553	553	8	578	578	8	614	614	千円					
10	342	372	10	402	402	10	479	479	10	505	505	10	529	529	10	553	553	10	578	578	10	614	614	10	657	657	千円					
12	372	402	12	430	430	12	509	509	12	531	531	12	554	554	12	578	578	12	614	614	12	657	657	12	708	708	千円					
14	402	433	14	463	463	14	540	540	14	564	564	14	589	589	14	614	614	14	657	657	14	708	708	14	752	752	千円					
16	433	520	16	520	520	16	604	604	16	630	630	16	657	657	16	681	681	16	708	708	16	752	752	16	821	821	千円					
18	520	605	18	605	605	18	681	681	18	708	708	18	734	734	18	759	759	18	788	788	18	813	813	18	838	838	千円					
20	605	684	20	684	684	20	759	759	20	788	788	20	813	813	20	838	838	20	862	862	20	887	887	20	907	907	千円					
22	684	715	22	715	715	22	788	788	22	813	813	22	838	838	22	862	862	22	887	887	22	907	907	22	933	933	22	957	957	千円		
24	715	752	24	752	752	24	821	821	24	848	848	24	876	876	24	903	903	24	930	930	24	957	957	24	985	985	24	1,051	1,051	千円		
26	752	795	26	795	795	26	854	854	26	882	882	26	910	910	26	938	938	26	966	966	26	994	994	26	1,022	1,022	295	527	千円			
30	854	854	30	854	854	30	910	910	30	938	938	30	966	966	30	994	994	30	1,022	1,022	30	1,051	1,051	30	1,135	1,135	295	527	千円			
32	922	1,318	32	922	922	32	982	982	32	1,013	1,013	32	1,044	1,044	32	1,074	1,074	32	1,104	1,104	32	1,135	1,135	32	1,165	1,165	1,489	1,489	千円			
35	1,318	1,521	35	1,318	1,318	35	1,342	1,342	35	1,367	1,367	35	1,391	1,391	35	1,416	1,416	35	1,440	1,440	35	1,464	1,464	35	1,489	1,489	35	1,518	1,518	1,489	1,489	千円
38	1,521	2,621	38	1,521	1,521	38	1,526	1,526	38	1,538	1,538	38	1,555	1,555	38	1,572	1,572	38	1,585	1,585	38	1,604	1,604	38	1,617	1,617	38	1,631	1,631	2,788	527	千円
41	2,621	3,495	41	2,621	2,621	41	2,645	2,645	41	2,669	2,669	41	2,693	2,693	41	2,716	2,716	41	2,740	2,740	41	2,764	2,764	41	2,788	2,788	41	2,812	2,812	3,717	1,118	千円
45	3,495	3,495	45	3,495	3,495	45	3,527	3,527	45	3,559	3,559	45	3,590	3,590	45	3,622	3,622	45	3,654	3,654	45	3,685	3,685	45	3,717	3,717	45	3,748	3,748	3,717	1,118	千円

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第二項(規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 賞与の金額に乗るべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。)を控除した金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等(第百八十六条の二(源泉控除対象配偶者に係る控除の適用)の規定により当該申告書に記載されていないものとする)を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する国外居住親族(二)において「国外居住親族」という。)である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。(三)において同じ。)の数と(1)により求めた金額とに比して甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗るべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(四) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち障害者又は第百八十五条第二項(扶養親族等の判定の時期等)に規定する同居特別障害者(当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。)がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、(四)に該当する場合を除き、

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求め、

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗るべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合は、この表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項(賞与に係る徴収税額)の規定(同条第三項の規定を含む。)により税額を計算する。

(四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の複数回の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(第二十八条、第九十

(一) 条関係)

Table with 12 columns: 給与等の金額 (Before/After), 給与所得控除後の給与等の金額 (Before/After), 除後の給与等の金額, 給与等の金額 (Before/After), 給与所得控除後の給与等の金額. Rows include amounts like 651,000円, 1,900,000円, 2,080,000円, etc.

(二)

Table with 12 columns: 給与等の金額 (Before/After), 給与所得控除後の給与等の金額, 給与等の金額 (Before/After), 給与所得控除後の給与等の金額. Rows include amounts like 2,460,000円, 2,464,000円, 2,468,000円, etc.

(三)

給与等の金額	給与所得控除後の給与		給与等の金額	給与所得控除後の給与	
	以上	未満		以上	未満
3,060,000			3,460,000	3,464,000	2,342,000
3,064,000			3,464,000	3,468,000	2,346,000
3,068,000			3,468,000	3,472,000	2,350,000
3,072,000			3,472,000	3,476,000	2,354,000
3,076,000			3,476,000	3,480,000	2,358,000
3,080,000			3,480,000	3,484,000	2,362,000
3,084,000			3,484,000	3,488,000	2,366,000
3,088,000			3,488,000	3,492,000	2,370,000
3,092,000			3,492,000	3,496,000	2,374,000
3,096,000			3,496,000	3,500,000	2,378,000
3,100,000			3,500,000	3,504,000	2,382,000
3,104,000			3,504,000	3,508,000	2,386,000
3,108,000			3,508,000	3,512,000	2,390,000
3,112,000			3,512,000	3,516,000	2,394,000
3,116,000			3,516,000	3,520,000	2,398,000
3,120,000			3,520,000	3,524,000	2,402,000
3,124,000			3,524,000	3,528,000	2,406,000
3,128,000			3,528,000	3,532,000	2,410,000
3,132,000			3,532,000	3,536,000	2,414,000
3,136,000			3,536,000	3,540,000	2,418,000
3,140,000			3,540,000	3,544,000	2,422,000
3,144,000			3,544,000	3,548,000	2,426,000
3,148,000			3,548,000	3,552,000	2,430,000
3,152,000			3,552,000	3,556,000	2,434,000
3,156,000			3,556,000	3,560,000	2,438,000
3,160,000			3,560,000	3,564,000	2,442,000
3,164,000			3,564,000	3,568,000	2,446,000
3,168,000			3,568,000	3,572,000	2,450,000
3,172,000			3,572,000	3,576,000	2,454,000
3,176,000			3,576,000	3,580,000	2,458,000
3,180,000			3,580,000	3,584,000	2,462,000
3,184,000			3,584,000	3,588,000	2,466,000
3,188,000			3,588,000	3,592,000	2,470,000
3,192,000			3,592,000	3,596,000	2,474,000
3,196,000			3,596,000	3,600,000	2,478,000
3,200,000			3,600,000	3,604,000	2,482,000
3,204,000			3,604,000	3,608,000	2,486,000
3,208,000			3,608,000	3,612,000	2,490,000
3,212,000			3,612,000	3,616,000	2,494,000
3,216,000			3,616,000	3,620,000	2,498,000
3,220,000			3,620,000	3,624,000	2,502,000
3,224,000			3,624,000	3,628,000	2,506,000
3,228,000			3,628,000	3,632,000	2,510,000
3,232,000			3,632,000	3,636,000	2,514,000
3,236,000			3,636,000	3,640,000	2,518,000
3,240,000			3,640,000	3,644,000	2,522,000
3,244,000			3,644,000	3,648,000	2,526,000
3,248,000			3,648,000	3,652,000	2,530,000
3,252,000			3,652,000	3,656,000	2,534,000
3,256,000			3,656,000	3,660,000	2,538,000
3,260,000			3,660,000	3,664,000	2,542,000
3,264,000			3,664,000	3,668,000	2,546,000
3,268,000			3,668,000	3,672,000	2,550,000
3,272,000			3,672,000	3,676,000	2,554,000
3,276,000			3,676,000	3,680,000	2,558,000
3,280,000			3,680,000	3,684,000	2,562,000
3,284,000			3,684,000	3,688,000	2,566,000
3,288,000			3,688,000	3,692,000	2,570,000
3,292,000			3,692,000	3,696,000	2,574,000
3,296,000			3,696,000	3,700,000	2,578,000
3,300,000			3,700,000	3,704,000	2,582,000
3,304,000			3,704,000	3,708,000	2,586,000
3,308,000			3,708,000	3,712,000	2,590,000
3,312,000			3,712,000	3,716,000	2,594,000
3,316,000			3,716,000	3,720,000	2,598,000
3,320,000			3,720,000	3,724,000	2,602,000
3,324,000			3,724,000	3,728,000	2,606,000
3,328,000			3,728,000	3,732,000	2,610,000
3,332,000			3,732,000	3,736,000	2,614,000
3,336,000			3,736,000	3,740,000	2,618,000
3,340,000			3,740,000	3,744,000	2,622,000
3,344,000			3,744,000	3,748,000	2,626,000
3,348,000			3,748,000	3,752,000	2,630,000
3,352,000			3,752,000	3,756,000	2,634,000
3,356,000			3,756,000	3,760,000	2,638,000
3,360,000			3,760,000	3,764,000	2,642,000
3,364,000			3,764,000	3,768,000	2,646,000
3,368,000			3,768,000	3,772,000	2,650,000
3,372,000			3,772,000	3,776,000	2,654,000
3,376,000			3,776,000	3,780,000	2,658,000
3,380,000			3,780,000	3,784,000	2,662,000
3,384,000			3,784,000	3,788,000	2,666,000
3,388,000			3,788,000	3,792,000	2,670,000
3,392,000			3,792,000	3,796,000	2,674,000
3,396,000			3,796,000	3,800,000	2,678,000
3,400,000			3,800,000	3,804,000	2,682,000
3,404,000			3,804,000	3,808,000	2,686,000
3,408,000			3,808,000	3,812,000	2,690,000
3,412,000			3,812,000	3,816,000	2,694,000
3,416,000			3,816,000	3,820,000	2,698,000
3,420,000			3,820,000	3,824,000	2,702,000
3,424,000			3,824,000	3,828,000	2,706,000
3,428,000			3,828,000	3,832,000	2,710,000
3,432,000			3,832,000	3,836,000	2,714,000
3,436,000			3,836,000	3,840,000	2,718,000
3,440,000			3,840,000	3,844,000	2,722,000
3,444,000			3,844,000	3,848,000	2,726,000
3,448,000			3,848,000	3,852,000	2,730,000
3,452,000			3,852,000	3,856,000	2,734,000
3,456,000			3,856,000	3,860,000	2,738,000
3,460,000			3,860,000	3,864,000	2,742,000
3,464,000			3,864,000	3,868,000	2,746,000
3,468,000			3,868,000	3,872,000	2,750,000
3,472,000			3,872,000	3,876,000	2,754,000
3,476,000			3,876,000	3,880,000	2,758,000
3,480,000			3,880,000	3,884,000	2,762,000
3,484,000			3,884,000	3,888,000	2,766,000
3,488,000			3,888,000	3,892,000	2,770,000
3,492,000			3,892,000	3,896,000	2,774,000
3,496,000			3,896,000	3,900,000	2,778,000
3,500,000			3,900,000	3,904,000	2,782,000
3,504,000			3,904,000	3,908,000	2,786,000
3,508,000			3,908,000	3,912,000	2,790,000
3,512,000			3,912,000	3,916,000	2,794,000
3,516,000			3,916,000	3,920,000	2,798,000
3,520,000			3,920,000	3,924,000	2,802,000
3,524,000			3,924,000	3,928,000	2,806,000
3,528,000			3,928,000	3,932,000	2,810,000
3,532,000			3,932,000	3,936,000	2,814,000
3,536,000			3,936,000	3,940,000	2,818,000
3,540,000			3,940,000	3,944,000	2,822,000
3,544,000			3,944,000	3,948,000	2,826,000
3,548,000			3,948,000	3,952,000	2,830,000
3,552,000			3,952,000	3,956,000	2,834,000
3,556,000			3,956,000	3,960,000	2,838,000
3,560,000			3,960,000	3,964,000	2,842,000
3,564,000			3,964,000	3,968,000	2,846,000
3,568,000			3,968,000	3,972,000	2,850,000
3,572,000			3,972,000	3,976,000	2,854,000
3,576,000			3,976,000	3,980,000	2,858,000
3,580,000			3,980,000	3,984,000	2,862,000
3,584,000			3,984,000	3,988,000	2,866,000
3,588,000			3,988,000	3,992,000	2,870,000
3,592,000			3,992,000	3,996,000	2,874,000
3,596,000			3,996,000	4,000,000	2,878,000
3,600,000			4,000,000	4,004,000	2,882,000
3,604,000			4,004,000	4,008,000	2,886,000
3,608,000			4,008,000	4,012,000	2,890,000
3,612,000			4,012,000	4,016,000	2,894,000
3,616,000			4,016,000	4,020,000	2,898,000
3,620,000			4,020,000	4,024,000	2,902,000
3,624,000			4,024,000	4,028,000	2,906,000
3,628,000			4,028,000	4,032,000	2,910,000
3,632,000			4,032,000	4,036,000	2,914,000
3,636,000			4,036,000	4,040,000	2,918,000
3,640,000			4,040,000	4,044,000	2,922,000
3,644,000			4,044,000	4,048,000	2,926,000
3,648,000			4,048,000	4,052,000	2,930,000
3,652,000			4,052,000	4,056,000	2,934,000
3,656,000			4,056,000	4,060,000	2,938,000
3,660,000			4,060,000	4,064,000	2,942,000
3,664,000			4,064,000	4,068,000	2,946,000
3,668,000			4,068,000	4,072,000	2,950,000
3,672,000			4,072,000	4,076,000	2,954,000
3,676,000			4,076,000	4,080,000	2,958,000
3,680,000			4,080,000	4,084,000	2,962,000
3,684,000					

(五)

給与等の金額 以上 未満	給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額 以上 未満	給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
				以上	未満	
4,250,000	2,968,000	4,460,000	3,128,000	4,650,000	3,288,000	
4,254,000	2,971,200	4,468,000	3,131,200	4,668,000	3,291,200	
4,268,000	2,974,400	4,472,000	3,134,400	4,676,000	3,294,400	
4,272,000	2,977,600	4,476,000	3,137,600	4,684,000	3,297,600	
4,276,000	2,980,800	4,480,000	3,140,800	4,692,000	3,300,800	
4,280,000	2,984,000	4,484,000	3,144,000	4,700,000	3,304,000	
4,284,000	2,987,200	4,488,000	3,147,200	4,708,000	3,307,200	
4,288,000	2,990,400	4,492,000	3,150,400	4,716,000	3,310,400	
4,292,000	2,993,600	4,496,000	3,153,600	4,724,000	3,313,600	
4,296,000	2,996,800	4,500,000	3,156,800	4,732,000	3,316,800	
4,300,000	3,000,000	4,504,000	3,160,000	4,740,000	3,320,000	
4,304,000	3,003,200	4,508,000	3,163,200	4,748,000	3,323,200	
4,308,000	3,006,400	4,512,000	3,166,400	4,756,000	3,326,400	
4,312,000	3,009,600	4,516,000	3,169,600	4,764,000	3,329,600	
4,316,000	3,012,800	4,520,000	3,172,800	4,772,000	3,332,800	
4,320,000	3,016,000	4,524,000	3,176,000	4,780,000	3,336,000	
4,324,000	3,019,200	4,528,000	3,179,200	4,788,000	3,339,200	
4,328,000	3,022,400	4,532,000	3,182,400	4,796,000	3,342,400	
4,332,000	3,025,600	4,536,000	3,185,600	4,804,000	3,345,600	
4,336,000	3,028,800	4,540,000	3,188,800	4,812,000	3,348,800	
4,340,000	3,032,000	4,544,000	3,192,000	4,820,000	3,352,000	
4,344,000	3,035,200	4,548,000	3,195,200	4,828,000	3,355,200	
4,348,000	3,038,400	4,552,000	3,198,400	4,836,000	3,358,400	
4,352,000	3,041,600	4,556,000	3,201,600	4,844,000	3,361,600	
4,356,000	3,044,800	4,560,000	3,204,800	4,852,000	3,364,800	
4,360,000	3,048,000	4,564,000	3,208,000	4,860,000	3,368,000	
4,364,000	3,051,200	4,568,000	3,211,200	4,868,000	3,371,200	
4,368,000	3,054,400	4,572,000	3,214,400	4,876,000	3,374,400	
4,372,000	3,057,600	4,576,000	3,217,600	4,884,000	3,377,600	
4,376,000	3,060,800	4,580,000	3,220,800	4,892,000	3,380,800	
4,380,000	3,064,000	4,584,000	3,224,000	4,900,000	3,384,000	
4,384,000	3,067,200	4,588,000	3,227,200	4,908,000	3,387,200	
4,388,000	3,070,400	4,592,000	3,230,400	4,916,000	3,390,400	
4,392,000	3,073,600	4,596,000	3,233,600	4,924,000	3,393,600	
4,396,000	3,076,800	4,600,000	3,236,800	4,932,000	3,396,800	
4,400,000	3,080,000	4,604,000	3,240,000	4,940,000	3,400,000	
4,404,000	3,083,200	4,608,000	3,243,200	4,948,000	3,403,200	
4,408,000	3,086,400	4,612,000	3,246,400	4,956,000	3,406,400	
4,412,000	3,089,600	4,616,000	3,249,600	4,964,000	3,409,600	
4,416,000	3,092,800	4,620,000	3,252,800	4,972,000	3,412,800	
4,420,000	3,096,000	4,624,000	3,256,000	4,980,000	3,416,000	
4,424,000	3,099,200	4,628,000	3,259,200	4,988,000	3,419,200	
4,428,000	3,102,400	4,632,000	3,262,400	4,996,000	3,422,400	
4,432,000	3,105,600	4,636,000	3,265,600	5,004,000	3,425,600	
4,436,000	3,108,800	4,640,000	3,268,800	5,012,000	3,428,800	
4,440,000	3,112,000	4,644,000	3,272,000	5,020,000	3,432,000	
4,444,000	3,115,200	4,648,000	3,275,200	5,028,000	3,435,200	
4,448,000	3,118,400	4,652,000	3,278,400	5,036,000	3,438,400	
4,452,000	3,121,600	4,656,000	3,281,600	5,044,000	3,441,600	
4,456,000	3,124,800	4,660,000	3,284,800	5,052,000	3,444,800	

(六)

給与等の金額 以上 未満	給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額 以上 未満	給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
				以上	未満	
5,040,000	3,448,000	5,044,000	3,452,000	5,052,000	3,456,000	
5,044,000	3,451,200	5,048,000	3,455,200	5,060,000	3,459,200	
5,048,000	3,454,400	5,052,000	3,458,400	5,068,000	3,462,400	
5,052,000	3,457,600	5,056,000	3,461,600	5,076,000	3,465,600	
5,056,000	3,460,800	5,060,000	3,464,800	5,084,000	3,468,800	
5,060,000	3,464,000	5,064,000	3,468,000	5,092,000	3,472,000	
5,064,000	3,467,200	5,068,000	3,471,200	5,100,000	3,475,200	
5,068,000	3,470,400	5,072,000	3,474,400	5,108,000	3,478,400	
5,072,000	3,473,600	5,076,000	3,477,600	5,116,000	3,481,600	
5,076,000	3,476,800	5,080,000	3,480,800	5,124,000	3,484,800	
5,080,000	3,480,000	5,084,000	3,484,000	5,132,000	3,488,000	
5,084,000	3,483,200	5,088,000	3,487,200	5,140,000	3,491,200	
5,088,000	3,486,400	5,092,000	3,490,400	5,148,000	3,494,400	
5,092,000	3,489,600	5,096,000	3,493,600	5,156,000	3,497,600	
5,096,000	3,492,800	5,100,000	3,496,800	5,164,000	3,500,800	
5,100,000	3,496,000	5,104,000	3,499,200	5,172,000	3,504,000	
5,104,000	3,499,200	5,108,000	3,502,400	5,180,000	3,507,200	
5,108,000	3,502,400	5,112,000	3,505,600	5,188,000	3,510,400	
5,112,000	3,505,600	5,116,000	3,508,800	5,196,000	3,513,600	
5,116,000	3,512,800	5,120,000	3,512,000	5,204,000	3,516,000	
5,120,000	3,516,000	5,124,000	3,516,000	5,212,000	3,519,200	
5,124,000	3,519,200	5,128,000	3,520,000	5,220,000	3,522,400	
5,128,000	3,522,400	5,132,000	3,524,000	5,228,000	3,525,600	
5,132,000	3,525,600	5,136,000	3,528,000	5,236,000	3,528,800	
5,136,000	3,528,800	5,140,000	3,532,000	5,244,000	3,532,000	
5,140,000	3,532,000	5,144,000	3,536,000	5,252,000	3,535,200	
5,144,000	3,536,000	5,148,000	3,540,000	5,260,000	3,538,400	
5,148,000	3,540,000	5,152,000	3,544,000	5,268,000	3,541,600	
5,152,000	3,544,000	5,156,000	3,548,000	5,276,000	3,544,800	
5,156,000	3,548,000	5,160,000	3,552,000	5,284,000	3,548,000	
5,160,000	3,552,000	5,164,000	3,556,000	5,292,000	3,551,200	
5,164,000	3,556,000	5,168,000	3,560,000	5,300,000	3,554,400	
5,168,000	3,560,000	5,172,000	3,564,000	5,308,000	3,557,600	
5,172,000	3,564,000	5,176,000	3,568,000	5,316,000	3,560,800	
5,176,000	3,568,000	5,180,000	3,572,000	5,324,000	3,564,000	
5,180,000	3,572,000	5,184,000	3,576,000	5,332,000	3,567,200	
5,184,000	3,576,000	5,188,000	3,580,000	5,340,000	3,570,400	
5,188,000	3,580,000	5,192,000	3,584,000	5,348,000	3,573,600	
5,192,000	3,584,000	5,196,000	3,588,000	5,356,000	3,576,800	
5,196,000	3,588,000	5,200,000	3,592,000	5,364,000	3,580,000	
5,200,000	3,592,000	5,204,000	3,596,000	5,372,000	3,583,200	
5,204,000	3,596,000	5,208,000	3,600,000	5,380,000	3,586,400	
5,208,000	3,600,000	5,212,000	3,604,000	5,388,000	3,589,600	
5,212,000	3,604,000	5,216,000	3,608,000	5,396,000	3,592,800	
5,216,000	3,608,000	5,220,000	3,612,000	5,404,000	3,596,000	
5,220,000	3,612,000	5,224,000	3,616,000	5,412,000	3,599,200	
5,224,000	3,616,000	5,228,000	3,620,000	5,420,000	3,602,400	
5,228,000	3,620,000	5,232,000	3,624,000	5,428,000	3,605,600	
5,232,000	3,624,000	5,236,000	3,628,000	5,436,000	3,608,800	
5,236,000	3,628,000	5,240,000	3,632,000	5,444,000	3,612,000	
5,240,000	3,632,000	5,244,000	3,636,000	5,452,000	3,615,200	
5,244,000	3,636,000	5,248,000	3,640,000	5,460,000	3,618,400	
5,248,000	3,640,000	5,252,000	3,644,000	5,468,000	3,621,600	
5,252,000	3,644,000	5,256,000	3,648,000	5,476,000	3,624,800	
5,256,000	3,648,000	5,260,000	3,652,000	5,484,000	3,628,000	
5,260,000	3,652,000	5,264,000	3,656,000	5,492,000	3,631,200	
5,264,000	3,656,000	5,268,000	3,660,000	5,500,000	3,634,400	
5,268,000	3,660,000	5,272,000	3,664,000	5,508,000	3,637,600	
5,272,000	3,664,000	5,276,000	3,668,000	5,516,000	3,640,800	
5,276,000	3,668,000	5,280,000	3,672,000	5,524,000	3,644,000	
5,280,000	3,672,000	5,284,000	3,676,000	5,532,000	3,647,200	
5,284,000	3,676,000	5,288,000	3,680,000	5,540,000	3,650,400	
5,288,000	3,680,000	5,292,000	3,684,000	5,548,000	3,653,600	
5,292,000	3,684,000	5,296,000	3,688,000	5,556,000	3,656,800	
5,296,000	3,688,000	5,300,000	3,692,000	5,564,000	3,660,000	
5,300,000	3,692,000	5,304,000	3,696,000	5,572,000	3,663,200	
5,304,000	3,696,000	5,308,000	3,700,000	5,580,000	3,666,400	
5,308,000	3,700,000	5,312,000	3,704,000	5,588,000	3,669,600	
5,312,000	3,704,000	5,316,000	3,708,000	5,596,000	3,672,800	
5,316,000	3,708,000	5,320,000	3,712,000	5,604,000	3,676,000	
5,320,000	3,712,000	5,324,000	3,716,000	5,612,000	3,679,200	
5,324,000	3,716,					

(七)

給与等の金額 以上未滿	給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額 以上未滿	給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
				以上未滿	給与所得控 除後の給与 等の金額	
5,460,000	3,928,000	5,660,000	4,088,000	5,860,000	4,248,000	
5,464,000	3,931,200	5,668,000	4,094,400	5,868,000	4,251,600	
5,468,000	3,934,400	5,676,000	4,097,600	5,876,000	4,254,200	
5,472,000	3,937,600	5,684,000	4,100,800	5,884,000	4,257,800	
5,476,000	3,940,800	5,692,000	4,104,000	5,892,000	4,261,400	
5,480,000	3,944,000	5,700,000	4,107,200	5,900,000	4,265,000	
5,484,000	3,947,200	5,708,000	4,110,400	5,908,000	4,268,600	
5,488,000	3,950,400	5,716,000	4,113,600	5,916,000	4,272,200	
5,492,000	3,953,600	5,724,000	4,116,800	5,924,000	4,275,800	
5,496,000	3,956,800	5,732,000	4,120,000	5,932,000	4,279,400	
5,500,000	3,960,000	5,740,000	4,123,200	5,940,000	4,283,000	
5,504,000	3,963,200	5,748,000	4,126,400	5,948,000	4,286,600	
5,508,000	3,966,400	5,756,000	4,129,600	5,956,000	4,290,200	
5,512,000	3,969,600	5,764,000	4,132,800	5,964,000	4,293,800	
5,516,000	3,972,800	5,772,000	4,136,000	5,972,000	4,297,400	
5,520,000	3,976,000	5,780,000	4,139,200	5,980,000	4,301,000	
5,524,000	3,979,200	5,788,000	4,142,400	5,988,000	4,304,600	
5,528,000	3,982,400	5,796,000	4,145,600	5,996,000	4,308,200	
5,532,000	3,985,600	5,804,000	4,148,800	6,004,000	4,311,800	
5,536,000	3,988,800	5,812,000	4,152,000	6,012,000	4,315,400	
5,540,000	3,992,000	5,820,000	4,155,200	6,020,000	4,319,000	
5,544,000	3,995,200	5,828,000	4,158,400	6,028,000	4,322,600	
5,548,000	3,998,400	5,836,000	4,161,600	6,036,000	4,326,200	
5,552,000	4,001,600	5,844,000	4,164,800	6,044,000	4,329,800	
5,556,000	4,004,800	5,852,000	4,168,000	6,052,000	4,333,400	
5,560,000	4,008,000	5,860,000	4,171,200	6,060,000	4,337,000	
5,564,000	4,011,200	5,868,000	4,174,400	6,068,000	4,340,600	
5,568,000	4,014,400	5,876,000	4,177,600	6,076,000	4,344,200	
5,572,000	4,017,600	5,884,000	4,180,800	6,084,000	4,347,800	
5,576,000	4,020,800	5,892,000	4,184,000	6,092,000	4,351,400	
5,580,000	4,024,000	5,900,000	4,187,200	6,100,000	4,355,000	
5,584,000	4,027,200	5,908,000	4,190,400	6,108,000	4,358,600	
5,588,000	4,030,400	5,916,000	4,193,600	6,116,000	4,362,200	
5,592,000	4,033,600	5,924,000	4,196,800	6,124,000	4,365,800	
5,596,000	4,036,800	5,932,000	4,200,000	6,132,000	4,369,400	
5,600,000	4,040,000	5,940,000	4,203,200	6,140,000	4,373,000	
5,604,000	4,043,200	5,948,000	4,206,400	6,148,000	4,376,600	
5,608,000	4,046,400	5,956,000	4,209,600	6,156,000	4,380,200	
5,612,000	4,049,600	5,964,000	4,212,800	6,164,000	4,383,800	
5,616,000	4,052,800	5,972,000	4,216,000	6,172,000	4,387,400	
5,620,000	4,056,000	5,980,000	4,219,200	6,180,000	4,391,000	
5,624,000	4,059,200	5,988,000	4,222,400	6,188,000	4,394,600	
5,628,000	4,062,400	5,996,000	4,225,600	6,196,000	4,398,200	
5,632,000	4,065,600	6,004,000	4,228,800	6,204,000	4,401,800	
5,636,000	4,068,800	6,012,000	4,232,000	6,212,000	4,405,400	
5,640,000	4,072,000	6,020,000	4,235,200	6,220,000	4,409,000	
5,644,000	4,075,200	6,028,000	4,238,400	6,228,000	4,412,600	
5,648,000	4,078,400	6,036,000	4,241,600	6,236,000	4,416,200	
5,652,000	4,081,600	6,044,000	4,244,800	6,244,000	4,419,800	
5,656,000	4,084,800	6,052,000	4,248,000	6,252,000	4,423,400	
5,660,000	4,088,000	6,060,000	4,251,200	6,260,000	4,427,000	
5,664,000	4,091,200	6,068,000	4,254,400	6,268,000	4,430,600	
5,668,000	4,094,400	6,076,000	4,257,600	6,276,000	4,434,200	
5,672,000	4,097,600	6,084,000	4,260,800	6,284,000	4,437,800	
5,676,000	4,100,800	6,092,000	4,264,000	6,292,000	4,441,400	
5,680,000	4,104,000	6,100,000	4,267,200	6,300,000	4,445,000	
5,684,000	4,107,200	6,108,000	4,270,400	6,308,000	4,448,600	
5,688,000	4,110,400	6,116,000	4,273,600	6,316,000	4,452,200	
5,692,000	4,113,600	6,124,000	4,276,800	6,324,000	4,455,800	
5,696,000	4,116,800	6,132,000	4,280,000	6,332,000	4,459,400	
5,700,000	4,120,000	6,140,000	4,283,200	6,340,000	4,463,000	
5,704,000	4,123,200	6,148,000	4,286,400	6,348,000	4,466,600	
5,708,000	4,126,400	6,156,000	4,289,600	6,356,000	4,470,200	
5,712,000	4,129,600	6,164,000	4,292,800	6,364,000	4,473,800	
5,716,000	4,132,800	6,172,000	4,296,000	6,372,000	4,477,400	
5,720,000	4,136,000	6,180,000	4,299,200	6,380,000	4,481,000	
5,724,000	4,139,200	6,188,000	4,302,400	6,388,000	4,484,600	
5,728,000	4,142,400	6,196,000	4,305,600	6,396,000	4,488,200	
5,732,000	4,145,600	6,204,000	4,308,800	6,404,000	4,491,800	
5,736,000	4,148,800	6,212,000	4,312,000	6,412,000	4,495,400	
5,740,000	4,152,000	6,220,000	4,315,200	6,420,000	4,499,000	
5,744,000	4,155,200	6,228,000	4,318,400	6,428,000	4,502,600	
5,748,000	4,158,400	6,236,000	4,321,600	6,436,000	4,506,200	
5,752,000	4,161,600	6,244,000	4,324,800	6,444,000	4,509,800	
5,756,000	4,164,800	6,252,000	4,328,000	6,452,000	4,513,400	
5,760,000	4,168,000	6,260,000	4,331,200	6,460,000	4,517,000	
5,764,000	4,171,200	6,268,000	4,334,400	6,468,000	4,520,600	
5,768,000	4,174,400	6,276,000	4,337,600	6,476,000	4,524,200	
5,772,000	4,177,600	6,284,000	4,340,800	6,484,000	4,527,800	
5,776,000	4,180,800	6,292,000	4,344,000	6,492,000	4,531,400	
5,780,000	4,184,000	6,300,000	4,347,200	6,500,000	4,535,000	
5,784,000	4,187,200	6,308,000	4,350,400	6,508,000	4,538,600	
5,788,000	4,190,400	6,316,000	4,353,600	6,516,000	4,542,200	
5,792,000	4,193,600	6,324,000	4,356,800	6,524,000	4,545,800	
5,796,000	4,196,800	6,332,000	4,360,000	6,532,000	4,549,400	
5,800,000	4,200,000	6,340,000	4,363,200	6,540,000	4,553,000	
5,804,000	4,203,200	6,348,000	4,366,400	6,548,000	4,556,600	
5,808,000	4,206,400	6,356,000	4,369,600	6,556,000	4,560,200	
5,812,000	4,209,600	6,364,000	4,372,800	6,564,000	4,563,800	
5,816,000	4,212,800	6,372,000	4,376,000	6,572,000	4,567,400	
5,820,000	4,216,000	6,380,000	4,379,200	6,580,000	4,571,000	
5,824,000	4,219,200	6,388,000	4,382,400	6,588,000	4,574,600	
5,828,000	4,222,400	6,396,000	4,385,600	6,596,000	4,578,200	
5,832,000	4,225,600	6,404,000	4,388,800	6,604,000	4,581,800	
5,836,000	4,228,800	6,412,000	4,392,000	6,612,000	4,585,400	
5,840,000	4,232,000	6,420,000	4,395,200	6,620,000	4,589,000	
5,844,000	4,235,200	6,428,000	4,398,400	6,628,000	4,592,600	
5,848,000	4,238,400	6,436,000	4,401,600	6,636,000	4,596,200	
5,852,000	4,241,600	6,444,000	4,404,800	6,644,000	4,599,800	
5,856,000	4,244,800	6,452,000	4,408,000	6,652,000	4,603,400	
5,860,000	4,248,000	6,460,000	4,411,200	6,660,000	4,607,000	
5,864,000	4,251,200	6,468,000	4,414,400	6,668,000	4,610,600	
5,868,000	4,254,400	6,476,000	4,417,600	6,676,000	4,614,200	
5,872,000	4,257,600	6,484,000	4,420,800	6,684,000	4,617,800	
5,876,000	4,260,800	6,492,000	4,424,000	6,692,000	4,621,400	
5,880,000	4,264,000	6,500,000	4,427,200	6,700,000	4,625,000	
5,884,000	4,267,200	6,508,000	4,430,400	6,708,000	4,628,600	
5,888,000	4,270,400	6,516,000	4,433,600	6,716,000	4,632,200	
5,892,000	4,273,600	6,524,000	4,436,800	6,724,000	4,635,800	
5,896,000	4,276,800	6,532,000	4,440,000	6,732,000	4,639,400	
5,900,000	4,280,000	6,540,000	4,443,200	6,740,000	4,643,000	
5,904,000	4,283,200	6,548,000	4,446,400	6,748,000	4,646,600	
5,908,000	4,286,400	6,556,000	4,449,600	6,756,000	4,650,200	
5,912,000	4,289,600	6,564,000	4,452,800	6,764,000	4,653,800	
5,916,000	4,292,800	6,572,000	4,456,000	6,772,000	4,657,400	
5,920,000	4,296,000	6,580,000	4,459,200	6,780,000	4,661,000	
5,924,000	4,299,200	6,588,000	4,462,400	6,788,000	4,664,600	
5,928,000	4,302,400	6,596,000	4,465,600	6,796,000	4,668,200	
5,932,000	4,305,600	6,604,000	4,468,800	6,804,000	4,671,800	
5,936,000	4,308,800	6,612,000	4,472,000	6,812,000	4,675,400	
5,940,000	4,312,000	6,620,000	4,475,200	6,820,000	4,679,000	
5,944,000	4,315,200	6,628,000	4,478,400	6,828,000	4,682,600	
5,948,000	4,318,400	6,636,000	4,481,600	6,836,000	4,686,200	
5,952,000						

〔法人税法の一部改正〕

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三條」を削り、「第七目の三 譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十五條・第五十四條・第五十四條の二）」を「第七目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十五條・第五十四條・第五十四條の二）」を「第七目の三 譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十五條・第五十四條）」を「第七目の四 不正行為等に係る費用等（第五十五條・第五十六條）」

四條の二）に、「収益及び費用を」工事の請負に係る収益及び費用」に、

第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第一節 総則（第八十二條の二）

第一節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第二節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第三節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第四節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第五節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第六節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第七節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第八節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第九節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十一節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十二節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十三節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十四節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十五節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十六節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十七節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十八節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第十九節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第二十節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第二十一節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第二十二節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第二十三節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第二十四節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第二十五節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

第二節 税額の計算（第四百四十五條の十二）
第三章 青色申告（第四百四十六條）
第六章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第四百四十六條の二）
第七節 更正及び決定（第四百四十七條―第四百四十七條の四）
第二十一條の次に次の二號を加える。
三十一の三 国際最低課税額確定申告書 第八十二條の十四第一項（国際最低課税額に

係る確定申告）（第四百四十五條の五（申告及び納付等）において準用する場合を含む）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む）をいう。
三十一の四 国内最低課税額確定申告書 第八十二條の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告）（第四百四十五條の九（申告及び納付等）において準用する場合を含む）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む）をいう。
第二条第三十二號及び第三十三號中「第四百四十五條の五」を「第四百四十五條の十三」に改める。
第三条中「及び」を「、第八十二條の十五（電子情報処理組織による申告、第八十二條の二十

三（電子情報処理組織による申告）及び」に改める。
第四条第一項ただし書中「引受けを行う場合」の下に「特定多国籍企業グループ等（二）を加え、」に属するを「をいう。以下この項及び第三項において同じ。」に属する同条第十三号に規定する構成会社等である場合若しくは特定多国籍企業グループ等に係る同条第十五号に規定する共同支配会社等である」に改め、同条第三項中「又は第四百四十五條の三」を「、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（第八十二條第六号に規定する恒久的施設等）をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。以下この項において同じ。」を有する第八十二條第十三号に規定する構成会社等であるとき若しくは特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する同条第十五号に規定する共同支配会社等であるとき又は第四百四十五條の十一」に改める。
第六条の二中「第八十二條第四号」を「特定多国籍企業グループ等（第八十二條第四号）に、」に属するを「をいう。以下この節において同じ。」に属する構成会社等（同条第十三号に規定する構成会社等）をいう。以下この節において同じ。である」に、第八十二條の二第一項」を「第八十二條の三第一項」に改め、同条の次に次の二條を加える。

（内国法人の国際最低課税額課税）
第六条の三 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に対しては、第五條（内国法人の課税所得の範囲）及び前條の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第八十二條の十一第一項（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課する。
（内国法人の国内最低課税額の課税）
第六条の四 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る第八十二條第十五号（定義）に規定する共同支配会社等である内国法人に対しては、第五條（内国法人の課税所得の範囲）及び前二條の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第八十二條の十九第一項（国内最低課税額）に規定する国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課する。
第七条中「前條」を「前三條」に改める。
第八条の次に次の二條を加える。

（外国法人の国際最低課税額課税）
第八条の二 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（第八十二條第六号（定義）に規定する恒久的施設等）をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。次条において同じ。を有する構成会社等である外国法人に対しては、前条第一項の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第四百四十五條の二第一項（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課する。

第三節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第一節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第二節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第三節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第四節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第五節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第六節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第七節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第八節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第九節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十一節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十二節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十三節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十四節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十五節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十六節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十七節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十八節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第十九節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第二十節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第二十一節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第二十二節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第二十三節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第二十四節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人
第二十五節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

（外国法人の国内最低課税額の課税）
第八条の三 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する第八十二条第十五号（定義）に規定する共同支配会社等である外国法人に対しては、第八条第一項（外国法人の課税所得の範囲）及び前条の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第四百四十五条の六第一項（国内最低課税額）に規定する国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課する。

第九条中「第四百四十五条の三」を「第四百四十五条の十二」に、「前条第一項」を「第八条第一項（外国法人の課税所得の範囲）及び前二条」に改める。

第五十五条第五項に次の一号を加える。
 八 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の規定による課徴金及び延滞金

第二編第一章第一節第四款第七目の三を同款第七目の四とし、同款第七目の二を同款第七目の三とする。

第五十二条の次に次の目名を付する。

第七目の二 賃貸借取引に係る費用

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 内国法人が資産の賃貸借で第六十四条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引以外のもの（以下この項において「賃貸借取引」という。）によりその賃貸借取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その賃貸借取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づき当該内国法人が支払うこととされている金額（その資産の賃借のために要する費用の額又はその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、次に掲げる額に該当するものを除く）があるときは、その支払うこととされている金額のうち当該各事業年度において債務の確定した部分の金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 第二十二條第三項第一号（各事業年度の所得の金額の計算の通則）に掲げる原価の額

二 固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の二第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20 内国法人が所有受益権（当該内国法人が有する第二十九条八に規定する特定受益証券発行信託の受益権をいう。）に係る同号八に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻し（当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。以下この項において「払戻し」という。）として金銭の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、当該所有受益権の払戻しの直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第六十一条の四第一項及び第六十一条の六第四項第三号中「第六十一条の二第二十項」を「第六十一条の二第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

第六十二条の八第一項中「限る。以下この項において同じ」を「限る。」に、「取得価額。以下この項において同じ」を「取得価額」に、「含む」を「含む」に、「控除した」を「減算した」に改め、「（当該資産の取得価額の合計額が当該負債の額の合計額に満たない場合には、その満たない部分の金額を加算した金額）」を削り、同条第十二項中「（当該非適格合併等）」に「（当該内国法人の株式又は出資の交付が省略された」と認められるものに限る。）」を加える。

第二編第一章第一節第七款の款名を次のように改める。

第七款 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例

第六十三條を削る。

第六十四條の見出しを削り、第二編第一章第一節第七款中同条を第六十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十四條 削除

第二編第二章の章名を次のように改める。
第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等
 第八十二条第一号八中「この節」を「この章」に改め、同条第三十一号及び第三十二号を次のように改める。

三十一 基準税率 百分の十五をいう。

三十二 過去対象会計年度 各対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度をいう。

三十三 自国内最低課税額に係る税 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税及び当該法人税に係る地方法人税又は外国におけるこれらに相当する税をいう。

三十四 グループ国際最低課税額等報告事項等 第五百五十條の三第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいう。

三十五 グループ国内最低課税額報告事項等 第五百五十條の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をいう。

第八十二条の三及び第二編第二章第二節から第四節までの節名を削る。

第八十二条の二の見出しを削り、同条第一項中「この章」を「この節」に改め、同項第四号中「前条第十五号八」を「第八十二条第十五号八（定義）に改め、同条第二項第一号中（百分の十五をいう。以下この項及び第四項において同じ。）」を削り、同号イ(3)中「ロに規定する」を削り、同号ロ中「（当該対象会計年度開始の日前に開始した各対象会計年度をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六項中「我が国以外の国又は地域」を「国等（我が国又は我が国以外の国若しくは地域をいう。第二号において同じ。）」に改め、同項第一号中「前条第二十六号」を「第八十二条第二十六号」に改め、同項第二号中「国又は地域」を「国等」に改め、同条第十項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に改め、同条第十一項及び第十二項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に改め、同条第十四項中「前条第五号」を「第八十二条第五号」に改め、同条を第八十二条の三とする。

第八十二条の次に次の一条、節名及び款名を加える。

（除外会社等に関する特例）

第八十二条の二 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において除外会社等（前条第十四号へに掲げる除外会社等に限る。以下この項及び次項において同じ。）に該当する会社等についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）若しくはグループ国内最低課税額報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において除外会社等に該当する会社等についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項若しくは当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第五百五十條の三第三項又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において当該会社等は除外会社等に該当しないものとして、この法律の規定を適用する。

2 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において除外会社等に該当する会社等について前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）若しくはグループ国内最低課税額報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において除外会社

等に該当する会社等について前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項若しくは当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第百五十条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合に限る)には、当該会社等については、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうち前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

4 第二項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうち第一項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

5 各対象会計年度の前対象会計年度において第一項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定の適用があつた場合における同項の規定の適用その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一款 国際最低課税額

第八十二条の四の次に次の款名を付する。

第二款 課税標準

第八十二条の四の次に次の款名を付する。

第三款 税額の計算

第八十二条の五の次に次の款名を付する。

第四款 申告及び納付等

第八十二条の六第二項中「当該対象会計年度について」を削り、場合(当該対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度)を「対象会計年度において当該申告書を提出する場合(過去対象会計年度)に、」が第百五十条の三第六項(特定多国籍企業グループ等報告事項等)を「若しくは外国法人(我が国を所在地とする恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項において同じ)若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が第百五十条の三第九項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等)に改める。」第八十二条の十中「特定基準法人税額」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額」に改める。

第二編第二章に次の二節を加える。

第三節 各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税

第一款 国際最低課税残額

第八十二条の十一 この節において「国際最低課税残額」とは、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の国内グループ国際最低課税残額に、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。以下この項において同じ)の従業員その他これに類する者(以下この項及び次項において「従業員等」という)の数の合計数のうちに当該内国法人(その所在地国が我が国であるものに限る。以下この項において同じ)の従業員等の数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合と当該構成会社等の有形資産の額の合計額のうち当該内国法人の有形資産の額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額をいう。

2 前項の「国内グループ国際最低課税残額」とは、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残額(第八十二条の三第一項(国際最低課税額)に規定するグループ国際最低課税額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額を控除した残額をいう)に、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計

数のうちに我が国を所在地とする構成会社等の従業員等の数の合計数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合と当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計額のうち我が国を所在地とする構成会社等の有形資産の額の合計額を占める割合として政令で定めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額をいう。

一 第八十二条の三第二項に規定する構成会社等に係るグループ国際最低課税額がある場合当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(以下この号において「対象構成会社等」という)ごとの会社等別国際最低課税額等(同条第一項に規定する会社等別国際最低課税額又は我が国を所在地とする構成会社等若しくは共同支配会社等に係るこれに相当するものとして政令で定める金額をいう。以下この項において同じ)に係る国際最低課税額等(同条第一項第一号口に規定する国際最低課税額等をいう。次号イにおいて同じ)(次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象構成会社等ごとの会社等別国際最低課税額等)を合計した金額

イ 当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が当該対象構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている場合
 ロ 当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が当該対象構成会社等の所有持分を直接に有していない場合であつて、かつ、当該最終親会社等と当該対象構成会社等との間に所有持分の保有を通じて介在する他の構成会社等が当該対象構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている場合(当該最終親会社等と当該対象構成会社等との間に所有持分の保有を通じて二以上の連鎖関係がある場合には、当該二以上の連鎖関係のいずれにおいても当該対象構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている他の構成会社等が介在する場合に限る。)

二 第八十二条の三第四項に規定する共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額がある場合当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等ごとの次に掲げる金額の合計額(当該合計額が当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等を超える場合には、当該会社等別国際最低課税額等)を合計した金額
 イ 当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等に係る国際最低課税額等
 ロ 当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等のうち当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に帰せられない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

3 特定多国籍企業グループ等の対象会計年度(以下この項において「判定対象会計年度」という)が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める対象会計年度開始の日以後五年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとして政令で定める対象会計年度に該当する場合には、当該判定対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の前項に規定するグループ国際最低課税残額は、零とする。

一 当該特定多国籍企業グループ等が各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税に関する法令の規定が最も早く施行された日と国際的に認められる日として財務省令で定める日から各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税(以下この号及び次号において「国際最低課税残額等施行日」という)の同日まで間に最初に開始した対象会計年度以後最初に開始した対象会計年度に該当する場合 国際最低課税残額等施行日以後最初に開始した対象会計年度
 二 前号に掲げる場合以外の場合 特定多国籍企業グループ等に該当する対象会計年度のうち、国際最低課税残額等施行日以後最初に開始した対象会計年度

4 会社等について、当該会社等の各対象会計年度に係る収入等（第八十二条第五号（定義）に規定する収入等をいう。以下この項において同じ。）のうち特定収入等（同号イ又はロに掲げる収入等をいう。以下この項において同じ。）とその他の収入等（特定収入等以外の収入等をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、特定収入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、第二項に規定する国内グループ国際最低課税残余額の計算を行うものとする。

5 我が国を所在地とする導管会社等がある場合における国際最低課税残余額の計算その他第一項及び第二項の計算並びに前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 課税標準

第八十二条の十二 内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額とする。

2 各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額とする。

第三款 税額の計算

第八十二条の十三 内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額に百分の九十・七の税率を乗じて計算した金額とする。

第四款 申告及び納付等

(国際最低課税残余額に係る確定申告)

第八十二条の十四 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該対象会計年度の課税標準である内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額

二 前号に掲げる内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が、前項の規定による申告書を最初に提出すべき対象会計年度において当該申告書を提出する場合（過去対象会計年度において当該内国法人又は当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人（我が国を所在地とする恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項において同じ。）若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が第五十条の三第九項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用を受けていなかった場合に限り）には、当該内国法人の当該最初に提出すべき対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

3 第一項の規定による申告書には、当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結等財務諸表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(電子情報処理組織による申告)

第八十二条の十五 第八十二条の七第二項（電子情報処理組織による申告）に規定する特定法人である内国法人は、前条第一項又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、国際最低課税残余額確定申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされる各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）又は添付書

類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）とその他の申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行われなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第六項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第八十二条の十六 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2 第八十二条の八第二項から第五項まで（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定は前項の承認について、同条第六項から第八項までの規定は前項の規定の適用を受けている内国法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定」とあるのは、「第八十二条の十六第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定」と、第八十二条の六第一項（国際最低課税標準）とあるのは、「第八十二条の十四第一項（国際最低課税残余額）と、同条第五項中「第一項」とあるのは、「第八十二条の十六第一項」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは、「第八十二条の十五第一項（電子情報処理組織による申告）」と、「第一項の承認」とあるのは、「第八十二条の十六第一項の承認」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは、「第八十二条の十五第一項」と、つき第一項」とあるのは、「つき第八十二条の十六第一項」と読み替えるものとする。

(国際最低課税残余額に係る確定申告による納付)

第八十二条の十七 第八十二条の十四第一項（国際最低課税残余額に係る確定申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(前対象会計年度の法人税額等の更正に伴う更正の請求の特例)

第八十二条の十八 内国法人が、国際最低課税残余額確定申告書に記載すべき第八十二条の十四第一項第一号若しくは第二号（国際最低課税残余額に係る確定申告）に掲げる金額又は地方税法第二十四条の四第三項（国際最低課税標準等に係る特定基準法人税額に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に記載すべき同項第一号若しくは第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各

対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る第八十二条の第十四第一項第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。以下この条において「申告書記載税額」という。)が過大となる場合には、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書記載税額につき国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第四節 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

第一款 国内最低課税額

第八十二条の十九 この節において「国内最低課税額」とは、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。以下この号において同じ。)である内国法人又は過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた内国法人で当該対象会計年度において当該構成会社等でないもの 当該対象会計年度における構成会社等に属する国内最低課税額

二 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。以下この号において同じ。)である内国法人又は過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であつた内国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないもの 当該対象会計年度における共同支配会社等に属する国内最低課税額

2 前項第一号に規定する構成会社等に係る国内最低課税額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係るイ(3)に規定する国内実効税率が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額(我が国に係る第八十二条の第三項第一号イ(1)(国際最低課税額)に規定する内別グループ純所得の金額をいう。以下この項において同じ。)がある場合 前項第一号に掲げる内国法人に係る次に掲げる金額の合計額(過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であつた内国法人で当該対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつては、ロに掲げる金額の合計額)

イ 当該対象会計年度の当期グループ国内最低課税額(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に(3)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。に、前項第一号に掲げる内国法人の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額(3)に規定する国内実効税率を計算するための基準とすべき税の額として構成会社等の各対象会計年度の第八十二条第二十六号(定義)に規定する当期純損益金額に係る我が国における対象租税の額その他の事情を勘案して政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項及び第九項第一号イにおいて同じ。が当該対象会計年度に係る個別基準税額(個別計算所得等の金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。)を下回る場合のその下回る部分の金額が、我が国を所在地とする全ての構成会社等の当該下回る部分の金額の合計額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額

(1) 国内グループ純所得の金額
 (2) 我が国に係る第八十二条の第三項第一号イ(2)に掲げる金額
 (3) 基準税率から当該対象会計年度に係る国内実効税率(イ)に掲げる金額(当該対象会計年度に係る(イ)に掲げる金額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において国内グループ純所得の金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに(イ)に掲げる金額が零を下回るも

のがあるときは、当該過去対象会計年度に係る(イ)に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る(イ)に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。)が(ii)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。を控除した割合

(i) 国内グループ調整後対象租税額(我が国を所在地とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額の合計額をいう。第三号において同じ。)

(ii) 国内グループ純所得の金額

口 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額(過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に満たない金額として政令で定める金額をいう。次号イ、第三号イ及び次項において同じ。)に過去帰属割合(前項第一号に掲げる内国法人の当該過去対象会計年度に係る国内調整後対象租税額が当該過去対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額が、当該過去対象会計年度において我が国を所在地とする全ての構成会社等の当該下回る部分の金額の合計額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。)を乗じて計算した金額

ハ 当該対象会計年度の前項第一号に掲げる内国法人(各種投資会社等に属する未分配所得国内最低課税額(当該内国法人に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかつた部分に対応する国内最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。))

二 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合 前項第一号に掲げる内国法人に係る次に掲げる金額の合計額(過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であつた内国法人で当該対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつては、イに掲げる金額の合計額)

イ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額

ロ 当該対象会計年度の前項第一号に掲げる内国法人(各種投資会社等に属する未分配所得国内最低課税額)

三 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がない場合 前項第一号に掲げる内国法人に係るイ及びロに掲げる金額の合計額(当該対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度の我が国に係る第八十二条の第三項第三号ハに規定する特定国内調整後対象租税額を超える場合にあつては次に掲げる金額の合計額とし、過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であつた内国法人で当該対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつてはイに掲げる金額の合計額とする。)

イ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額

ロ 当該対象会計年度の前項第一号に掲げる内国法人(各種投資会社等に属する未分配所得国内最低課税額)

ハ 当該対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度の我が国に係る第八十二条の第三項第三号ハに規定する特定国内調整後対象租税額を控除した残額に、前項第一号に掲げる内国法人の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額が当該対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額が、我が国を所在地とする全ての構成会社等の当該下回る部分の金額の合計額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額

3 前項各号の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）であつた内国法人が過去対象会計年度において合併により解散した場合又は過去対象会計年度において当該内国法人の残余財産が確定した場合において、各対象会計年度における当該内国法人に係る同項第一号ロ、第二号イ又は第三号イに掲げる金額があるときは、同項の規定にかかわらず、これらの金額は、再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度として政令で定めるものにおける当該内国法人の同項に規定する構成会社等に係る国内最低課税額を含むものとする。

4 第八十二条の第三項の規定は、第二項各号の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちその所在地国を我が国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八十二条の十九第二項及び第三項（国内最低課税額）と読み替えるものとする。

5 第一項第二号に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額とは、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）に係るイ(3)に規定する国内実効税率が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等に係る国内グループ純所得の金額（我が国に係る第八十二条の第三項第一号イ(1)に規定する別グループ純所得の金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合 第一項第二号に掲げる内国法人に係る次に掲げる金額の合計額（過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）であつた内国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないものにあつては、ロに掲げる金額の合計額）

イ 当該対象会計年度の当期グループ国内最低課税額(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に(3)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。に、第一項第二号に掲げる内国法人の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額(3)に規定する国内実効税率を計算するための基準とすべき税の額として共同支配会社等の各対象会計年度の第八十二条第二十六号に規定する当期純損益金額に係る我が国における対象租税の額その他の事情を勘案して政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。が当該対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額が、当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等の当該下回る部分の金額の合計額のうち占める割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額

(1) 国内グループ純所得の金額

(2) 我が国に係る第八十二条の第三項第一号イ(2)に掲げる金額

(3) 基準税率から当該対象会計年度に係る国内実効税率(イ)に掲げる金額（当該対象会計年度に係る(イ)に掲げる金額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において国内グループ純所得の金額がある場合において、過去対象会計年度のうち(イ)に掲げる金額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る(イ)に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る(イ)に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。）が(ロ)に掲げる金額のうち占める割合をいう。次号において同じ。を控除した割合

(ii) 国内グループ純所得の金額

ロ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額（過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に満たない金額として政令で定める金額をいう。次号イ、第三号イ及び次項において同じ。）に過去帰属割合（第一項第二号に掲げる内国法人の当該過去対象会計年度に係る国内調整後対象租税額が当該過去対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額が、当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であるものに限り）の当該下回る部分の金額の合計額のうち占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）を乗じて計算した金額

ハ 当該対象会計年度の第一項第二号に掲げる内国法人（各種投資会社等に限り）に係る未分配所得国内最低課税額（当該内国法人に係る個別計算所得金額のうち当該内国法人に係る他の共同支配会社等に分配されなかつた部分に対応する国内最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。）

二 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）に係る国内実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等に係る国内グループ純所得の金額がある場合 第一項第二号に掲げる内国法人に係る次に掲げる金額の合計額（過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）であつた内国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないものにあつては、イに掲げる金額の合計額）

イ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額

ロ 当該対象会計年度の第一項第二号に掲げる内国法人（各種投資会社等に限り）に係る未分配所得国内最低課税額

三 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）に係る国内グループ純所得の金額がない場合 第一項第二号に掲げる内国法人に係るイ及びロに掲げる金額の合計額（当該対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度の我が国に係る第八十二条の第三項第三号ハに規定する特定国内調整後対象租税額を超える場合にあつては次に掲げる金額の合計額とし、過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り）であつた内国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないものにあつてはイに掲げる金額の合計額とする。）

イ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額

ロ 当該対象会計年度の第一項第二号に掲げる内国法人（各種投資会社等に限り）に係る未分配所得国内最低課税額

ハ 当該対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度の我が国に係る第八十二条の第三項第三号ハに規定する特定国内調整後対象租税額を控除した残額に、第一項第二号に掲げる内国法人の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額が当該対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額が、当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等の当該下回る部分の金額の合計額のうち占める割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額

6 前項各号の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であつた内国法人が過去対象会計年度において合併により解散した場合又は過去対象会計年度において当該内国法人の残余財産が確定した場合において、各対象会計年度における当該内国法人に係る同項第一号口、第二号イ又は第三号イに掲げる金額があるときは、同項の規定にかかわらず、これらの金額は、再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度として政令で定めるものにおける当該内国法人の同項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額に含むものとする。

7 第八十二条の三第五項の規定は、第五項各号の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等のうちその所在地国を我が国とする同条第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八十二条の十九第五項及び第六項（国内最低課税額）」と読み替えるものとする。

8 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）である内国法人が各対象会計年度において次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る第二項第一号イに規定する当期グループ国内最低課税額は、零とする。

一 我が国における当該対象会計年度及びその直前の二対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が千円未満であること。

二 我が国における当該対象会計年度及びその直前の二対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

9 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国を我が国とする構成会社等のうち連結除外構成会社等（企業集団の計算書類において連結の範囲から除かれる構成会社等として財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が含まれるものに限る。）である内国法人が各対象会計年度において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る第二項第一号イに規定する当期グループ国内最低課税額は、零とする。

一 イに掲げる金額が口に掲げる金額（零を超えるものに限る。）のうちに占める割合が百分の十五以上であること。

イ 我が国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額及び我が国の租税に関する法令又はこれに相当するものにより国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係る我が国の税額に関する事項のうち財務省令で定めるものに係る金額（当該連結除外構成会社等に係る部分に限る。）の合計額として政令で定める金額

ロ 我が国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を減算した金額に、我が国の租税に関する法令又はこれに相当するものにより国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係る我が国の収入金額（当該連結除外構成会社等に係る部分に限る。）を加算した金額として政令で定める金額

二 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該内国法人に係る第二項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

10 第八十二条の三第三項の規定は、前項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちその所在地国を我が国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八十二条の十九第九項第一号（国内最低課税額）」と読み替えるものとする。

11 第八項及び第九項の規定は、これらの規定の特定多国籍企業グループ等のこれらの規定の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（第一項第一号に掲げる内国法人について第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限り、適用する。）

12 第二項第一号の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（同号に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第六項の規定の適用がある場合に限り、適用する。）

13 第二項第三号の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（同号に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第六項の規定の適用がある場合に限り、適用する。）

14 第一項第一号の特定多国籍企業グループ等の対象会計年度（以下この項において「判定対象会計年度」という。）が、第八十二条の十一第三項各号（国際最低課税残余額）に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める対象会計年度開始の日以後五年以内に開始し、かつ、同項に規定する政令で定める対象会計年度に該当する場合（当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）のいずれかに係る最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等が外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税を課することとされている場合を除く。）には、当該判定対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等に属する第一項第一号に掲げる内国法人の同号に定める金額は、零とする。

15 第八項及び第九項から前項までの規定は、第五項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額について準用する。この場合において、第八項中「第二項第一号イ」とあるのは「第五項第一号イ」と、同項各号中「我が国における」とあるのは「当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）の」と、「係る当該特定多国籍企業グループ等の」とあるのは「係る」と、第十一項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」と、「第一項第一号」とあるのは「第一項第二号」と、「第八項又は第九項」とあるのは「第十五項において準用する第八項」と、「第十二項中「第二項第一号」とあるのは「第五項第一号」と、「第十三項中「第二項第三号」とあるのは「第五項第三号」と、前項中「第一項第一号」とあるのは「第一項第二号」と読み替えるものとする。

16 会社等について、当該会社等の各対象会計年度に係る収入等（第八十二条第五号に規定する収入等をいう。以下この項において同じ。）のうち特定収入等（同号イ又はロに掲げる収入等をいう。以下この項において同じ。）とその他の収入等（特定収入等以外の収入等をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、特定収入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、国内最低課税額の計算を行うものとする。

17 国内最低課税額の計算その他第三項、第四項及び第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

18 第八十二条の二十 内国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額とする。

19 各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額は、各対象会計年度の国内最低課税額とする。

第三款 税額の計算

第八十二条の二十一 内国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額に百分の七十五・三の税率を乗じて計算した金額とする。

第四款 申告及び納付等

(国内最低課税額に係る確定申告)

第八十二条の二十二 第八十二条の十九第一項各号(国内最低課税額)に掲げる内国法人(以下この条において「申告対象法人」という。)は、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該対象会計年度の課税標準である内国法人に係る課税標準国内最低課税額
二 前号に掲げる内国法人に係る課税標準国内最低課税額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額
三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 申告対象法人が、前項の規定による申告書を最初に提出すべき対象会計年度において当該申告書を提出する場合(過去対象会計年度において当該申告対象法人又は当該申告対象法人の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人(我が国を所在地とする恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項において同じ。))若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が第五十条の三第九項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定の適用を受けていなかった場合に限り)には、当該申告対象法人の当該最初に提出すべき対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

3 第一項の規定による申告書には、当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に係る連結等財務諸表の作成の基礎となる申告対象法人の財産及び損益の状況を記載した計算書類その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(電子情報処理組織による申告)

第八十二条の二十三 第八十二条の七第二項(電子情報処理組織による申告)に規定する特定法人である内国法人は、前条第一項又は国税通則法第十八条(期限後申告)若しくは第十九条(修正申告)の規定により、国内最低課税額確定申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書(以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又はこれにこの法律(これに基づく命令を含む)若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づく命令を含む)及び国税通則法(第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)を除く)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項(定義)に規定する法人番号をいう。)の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第八十二条の二十四 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについては、同条の規定は、適用しない。

2 第八十二条の八第二項から第五項まで(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)の規定は前項の承認について、同条第六項から第八項までの規定は前項の規定の適用を受けている内国法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定の」とあるのは、「第八十二条の二十四第一項(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)の規定の」と、第八十二条の六第一項(国際最低課税額)とあるのは、「第八十二条の二十二第一項(国内最低課税額)と、同条第五項中「第一項」とあるのは、「第八十二条の二十四第一項」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは、「第八十二条の二十三第一項(電子情報処理組織による申告)と」、「第一項の承認」とあるのは、「第八十二条の二十四第一項の承認」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは、「第八十二条の二十三第一項」と、「つき第一項」とあるのは、「つき第八十二条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

(国内最低課税額に係る確定申告による納付)

第八十二条の二十五 第八十二条の二十二第一項(国内最低課税額に係る確定申告)の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国内に納付しなければならない。

(前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第八十二条の二十六 内国法人が、国内最低課税額確定申告書に記載すべき第八十二条の二十二第一項第一号若しくは第二号(国内最低課税額に係る確定申告)に掲げる金額又は地方税法第二十四条の十一第一項(国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む)に記載すべき同項第一号若しくは第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る第八十二条の二十二第一項第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。以下この条において「申告書記載税額」という。)が過大となる場合には、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書記載税額につき国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第八十二条の二十七 第八十二条の二十三第一項中「の課税標準の」と、「各対象会計年度の国際最低課税額に改めらるる」とあるのは、「各対象会計年度の国内最低課税額に改めらるる」とする。

第四百七十七条中「内国法人に係る更正及び決定」を「青色申告書等に係る更正等」に、「及び外国法人」を「外国法人の各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税、外国法人の各対象会計年度の国内最低課税額」とし、同編第七章を「同編第七章」と改める。

第三編第六章を同編第七章とし、同編第七章を同編第六章とし、同編第四章を同編第五章とする。第四百四十五条の五中「第四百四十五条の四」を「第四百四十五条の十二」に改め、第三編第三章第三節中同条を第四百四十五条の十三とし、同章第二節中第四百四十五条の四を第四百四十五条の十二とし、同章第一節中第四百四十五条の三を第四百四十五条の十一とし、第四百四十五条の二を第四百四十五条の十とする。

第三編第三章を同編第四章とし、同編第二章の次に次の一章を加える。

第三章 各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税等

第一節 各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税

第一款 国際最低課税残額

第四百四十五条の二 この節において「国際最低課税残額」とは、特定多国籍企業グループ等（第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この項において同じ。）に属する恒久的施設等（同条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国（同条第七号に規定する所在地国をいう。以下この条において同じ。）が我が国であるものに限る。以下この項において同じ。）を有する構成会社等（第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この項において同じ。）である外国法人の各対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の第八十二条の十一第二項（国際最低課税残額）に規定する国内グループ国際最低課税残額に、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。以下この項において同じ。）の同条第一項に規定する従業員等の数の合計数のうちに当該外国法人の恒久的施設等の同項に規定する従業員等の数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合と当該構成会社等の有形資産の額の合計額のうち当該外国法人の恒久的施設等の有形資産の額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額をいう。

2 我が国を所在地とする第八十二条第五号に規定する導管会社等がある場合における国際最低課税残額の計算その他前項の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 課税標準

第四百四十五条の三 外国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残額とする。

2 各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残額は、各対象会計年度の国際最低課税残額とする。

第三款 税額の計算

第四百四十五条の四 外国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税の額は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残額に百分の九十・七の税率を乗じて計算した金額とする。

第四款 申告及び納付等

第四百四十五条の五 前編第二章第三節第四款（申告及び納付等）（第八十二条の十五（電子情報処理組織による申告）及び第八十二条の十六（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）を除く。）の規定は、外国法人の各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税についての申告、納付及び国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。この場合において、第八十二条の十四第一項第一号（国際最低課税残額に係る確定申告）中「内国法人に係る課税標準国際最低課税残額」とあるのは「外国法人に係る課税標準国際最低課税残額」と、同項第二号中「内国法人に係る課税標準国際最低課税残額」とあるのは「外国法人に係る課税標準国際最低課税残額」と、「前条」とあるのは「第四百四十五条の四（税額の計算）」と読み替えるものとする。

第二節 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

第一款 国内最低課税額

第四百四十五条の六 この節において「国内最低課税額」とは、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

- 一 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等（第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この項において同じ。）に属する恒久的施設等（同条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国が我が国であるものに限る。以下この条において同じ。）を有する構成会社等（第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この号において同じ。）である外国法人又は過去対象会計年度（同条第三十二号に規定する過去対象会計年度をいう。次号において同じ。）において当該特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等であつた外国法人で当該対象会計年度において当該構成会社等でないもの 当該対象会計年度における構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額
- 二 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等（第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この号において同じ。）である外国法人又は過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等であつた外国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないもの 当該対象会計年度における共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額
- 三 前項第一号に規定する構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額とは、同号に掲げる外国法人の恒久的施設等につき、第八十二条の十九第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項（国内最低課税額）の規定に準じて計算した金額をいう。
- 四 国内最低課税額の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 課税標準

第四百四十五条の七 外国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額とする。

2 各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額は、各対象会計年度の国内最低課税額とする。

第三款 税額の計算

第四百四十五条の八 外国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額に百分の七十五・三の税率を乗じて計算した金額とする。

第四款 申告及び納付等

第四百四十五条の九 前編第二章第四節第四款（申告及び納付等）（第八十二条の二十三（電子情報処理組織による申告）及び第八十二条の二十四（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）を除く。）の規定は、第四百四十五条の六第一項各号（国内最低課税額）に掲げる外国法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税についての申告、納付及び国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。この場合において、第八十二条の二十二第一項第一号（国内最低課税額に係る確定申告）中「内国法人に係る課税標準国内最低課税額」とあるのは「外国法人に係る課税標準国内最低課税額」と、同項第二号中「内国法人に係る課税標準国内最低課税額」とあるのは「外国法人に係る課税標準国内最低課税額」と、「前条」とあるのは「第四百四十五条の八（税額の計算）」と読み替えるものとする。

第一百五十条の二第二項中「を除く」を「及び各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税を除く」に改める。

第百五十条の三の見出しを「特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供」に改め、同条第一項中「をいう。以下この条において同じ。」である内国法人(以下この条において「構成会社等」といふ)を「第一号及び第三号」を「以下この条」に、「でないものを除く。以下この条において同じ。」を「であるものに限る。」である内国法人又は当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等(第八十二条第六号に規定する恒久的施設等)をい、その所在地が我が国であるものに限る。第四項において同じ)を有する構成会社等である外国法人(以下この条において「グループ国際最低課税額等報告対象法人」といふ)に、「及び第六項」を「及び第九項」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「行う内国法人」を「行う法人」に、「次項、第四項及び第五項並びに」を「以下この条及び」に、「当該内国法人」を「当該グループ国際最低課税額等報告対象法人」に改め、同項第一号イ中「口及び第三項」を「第三項及び第四項第一号」に、「第八十二条の第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の第三項第一号イ(3)」に改め、同号口中「内国法人が最終親会社等その他の」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人が各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税を課することとされるものとして」に、「第八十二条の第二項第一号」を「第八十二条の第三項第一号」に改め、同項第二号中「第八十二条の第二項第一号」を「第八十二条の第三項第一号」に改め、同項第三号中「第八十二条の第三項第一号」を「第八十二条の第二項第一号」に改め、同条第二項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「事項」を「事項及び次項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項」を「第六項及び第七項」に、「に」に属する構成会社等である内国法人」を「のグループ国際最低課税額等報告対象法人」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人又はグループ国内最低課税額報告対象法人」に、「又は第四項の規定により」を「第四項又は第七項の規定により特定多国籍企業グループ等の」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等、グループ国内最低課税額報告事項等」に、「他の内国法人」を「他の法人又は当該特定多国籍企業グループ等に属する第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等であつた他の法人」に改め、「第二項」の下に「第四項、第五項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項中「内国法人」を「法人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、当該」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人又は前項の規定の適用を受けるグループ国内最低課税額報告対象法人は、第三項又は前項の」に改め、同項の「を削り、「第六項」を「第九項」に、「当該内国法人」を「当該グループ国際最低課税額等報告対象法人又は当該グループ国内最低課税額報告対象法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 グループ国内最低課税額報告対象法人(特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地が我が国であるものに限る)である内国法人若しくは過去対象会計年度(第八十二条第三十二号に規定する過去対象会計年度をいう。以下この条において同じ)において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地が我が国であるものに限る)であつた内国法人で報告対象会計年度(この項、第七項又は第九項の規定の適用に係る対象会計年度をいう。以下この条において同じ)において当該構成会社等でないもの(当該報告対象会計年度に係る第八十二条の十九第一項(国内最低課税額)に規定する国内最低課税額を有するものに限る)若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等(その所在地が我が国であるものに限る)である内国法人若しくは過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る同号に規定する共同支配会社等(その所在地が我が国であるものに限る)であつた内国法人で当該報告対象会計年度において当該共同支配会社等でないもの

(当該報告対象会計年度に係る同項に規定する国内最低課税額を有するものに限る)又は当該特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人若しくは過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等であつた内国法人で当該報告対象会計年度において当該構成会社等でないもの(当該報告対象会計年度に係る第八十二条の六第一項(国内最低課税額)に規定する国内最低課税額を有するものに限る)若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する同号に規定する共同支配会社等である外国法人若しくは過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する同号に規定する共同支配会社等であつた外国法人で当該報告対象会計年度において当該共同支配会社等でないもの(当該報告対象会計年度に係る同項に規定する国内最低課税額を有するものに限る)をいう。以下この項、第七項及び第九項において同じ)は、当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る次に掲げる事項(次項、第六項及び第九項並びに第六十条において「グループ国内最低課税額報告事項等」といふ)を、当該各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により、当該グループ国内最低課税額報告対象法人の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

一 当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地の名称その他の財務省令で定める事項及び当該特定多国籍企業グループ等に係る第八十二条の十九第一項又は第八十二条の六第一項に規定する国内最低課税額に関する事項として財務省令で定める事項

二 第八十二条の第二項、第八十二条の十九第八項、第九項、第十二項若しくは第十三項(これらの規定(同条第九項を除く)を同条第十五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ)又は第八十二条の六第二項若しくは第三項の規定により第八十二条の十九第八項、第九項、第十二項若しくは第十三項の規定に準じて計算する場合における同条第八項、第九項、第十二項若しくは第十三項の規定その他の政令で定める規定の適用を受けようとする旨

三 第八十二条の第二項の規定その他の政令で定める規定の適用を受けようとする旨

5 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループ等に係るグループ国内最低課税額報告事項等を提供しなければならぬこととされる法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該法人のうちいずれかの法人がこれらの法人を代表して同項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人の納税地の所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等を提供することを要しない。

6 前二項の規定は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地の租税に関する法令を執行する当局が当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができるものと認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、適用しない。

第七百五十九条第一項中「第八十九条第二号」を「第八十二条の十四第一項第二号(国際最低課税残額に係る確定申告(第四百四十五条の五(申告及び納付等)において準用する場合を含む)に規定する法人税の額、第八十二条の二十二第一項(第四百四十五条の九において準用する場合を含む)、第八十九条第二号の九(申告及び納付等)において準用する場合を含む)に規定する法人税の額、第八十九条第二号の九(申告及び納付等)において準用する場合を含む)に改め、「(偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪)を「罰則規定」を「罰則」に改め、同条第三項中「第八十九条(第四百四十五条の五)を「第八十二条の十四第一項(第四百四十五条の五)において準用する場合を含む」、第八十二条の二十二第一項(第四百四十五条の九)において準用する場合を含む)、第八十九条(第四百十

4 特定多国籍企業グループ等に属する法人が、前項の規定による申告書を最初に提出すべき課税対象会計年度において当該申告書を提出する場合（当該課税対象会計年度開始の前日に開始した課税対象会計年度において当該法人又は当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人若しくは当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が法人税法第五十条の三第九項の規定の適用を受けていなかった場合に限り）には、当該法人の当該最初に提出すべき課税対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

第二十四条の五第一項中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「特定基準法人税額に対する地方法人税」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第二十四条の六中「の承認」を「又は第八十二条の十六第一項の承認」に、「当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告（第二十四条の四第三項に係るものに限る。）」を「一次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める」に、「同条」を「前条」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法人税法第八十二条の八第一項の承認 当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告（第二十四条の四第一項に係るものに限る。）

二 法人税法第八十二条の十六第一項の承認 当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告（第二十四条の四第三項に係るものに限る。）

第二十四条の七の見出し中「特定基準法人税額」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十四条の四第三項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

第二十四条の八に次の一項を加える。

2 法人税法第八十二条の十八の規定は、法人が同法第三十一条の三に規定する国際最低課税残余額確定申告書に記載すべき同法第八十二条の十四第一項第一号又は第二号（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各課税対象会計年度で決定を受けた課税対象会計年度に係る第二十四条の四第三項第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となることについて準用する。

第三十三条第一項中「される」を「されるべき」に、「若しくは第二十四条の四第一項第二号」を「第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額、同条第三項第二号に規定する地方法人税の額若しくは第二十四条の十一第一項第二号」に改め、同条第三項中「又は第二十四条の四第一項の」を「第二十四条の四第一項若しくは第三項又は第二十四条の十一第一項の」に、「される」を「されるべき」に、「又は第二十四条の四第一項第二号」を「第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額、同条第三項第二号に規定する地方法人税の額又は第二十四条の十一第一項第二号」に改める。

第三十四条中「又は第二十四条の四第一項」を「第二十四条の四第一項若しくは第三項又は第二十四条の十一第一項」に改める。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とする。

第二十七条第五項中「内国法人の特定基準法人税額に対する地方法人税」を「法人の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税若しくは国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税

第一節 課税標準

第二十四条の九 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の課税標準は、各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税法人税額とする。

2 各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税法人税額は、各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額とする。

第二節 税額の計算

第二十四条の十 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税法人税額に七百五十三分の二百四十七の税率を乗じて計算した金額とする。

第三節 申告及び納付等

第二十四条の十一 申告対象法人（第六条第三項に規定する法人をいう。次項において同じ。）は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準国内最低課税法人税額

二 前号に掲げる課税標準国内最低課税法人税額につき前条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 申告対象法人が、前項の規定による申告書を最初に提出すべき課税対象会計年度において当該申告書を提出する場合（当該課税対象会計年度開始の前日に開始した課税対象会計年度において当該申告対象法人又は当該申告対象法人の特定多国籍企業グループ等（法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この項において同じ。）に属する同条第十三号に規定する構成会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人（我が国を同条第七号に規定する所在地とする同条第六号に規定する恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項において同じ。）若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る同条第十五号に規定する共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が同法第五十条の三第九項の規定の適用を受けていなかった場合に限り）には、当該申告対象法人の当該最初に提出すべき課税対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

（電子情報処理組織による申告）

第二十四条の十二 第二十四条の五第二項に規定する特定法人である内国法人は、前条又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、前条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは当該申告書に係る修正申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この項及び第三項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第二十四条の十三 前条第一項の内国法人が、法人税法第八十二条の二十四第一項の承認を受けている場合には、当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

（国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告による納付）

第二十四条の十四 第二十四条の十一第一項の規定による申告書提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方税法を国に納付しなければならない。

（更正の特例）

第二十四条の十五 法人税法第八十二条の二十六の規定は、法人が同法第二十一条の四に規定する国内最低課税額確定申告書に記載すべき同法第八十二条の二十二第一項第一号又は第二号（同法第四百五十五条の九において準用する場合を含む。）に掲げる金額につき修正申告書提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各課税対象会計年度で決定を受けた課税対象会計年度に係る第二十四条の十一第一項第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となることについて準用する。

（登録免許税法の一部改正）

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の四の項を同表の一の五の項とし、同表の一の三の項を同表の一の四の項とし、同表の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項の第三欄中「専ら自己の事務所に用いる建物」を「専ら自己の事務所に用いる建物（以下同じ。）」及び「土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。」を削り、同項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 療報情報基盤・診療報酬審査支払機構	療報情報基盤・診療報酬審査支払機構（昭和二十三年法律第二百二十九号）	事務所用建物（専ら自己の事務所に用いる建物（以下同じ。）」の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）」の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）」又は当該建物の敷地の所有権及び土地の上に存する権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）」の取得登記
---------------------	------------------------------------	---

別表第三の十一の項を次のように改める。

十一 削除	
-------	--

（消費税法の一部改正）

第五条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「政令で定める物品」を削り、「物品（消費税に関する不正の目的をもつて購入されるおそれが高い物品として財務省令で定めるもの及び当該購入される物品の譲渡が「に、ものを除く。」を「場合における当該物品を除く。以下この条において「免税対象物品」という。）の譲渡」に、「政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡」を「その免税対象物品に対して同一の輸出品物販売場において同一の日に譲渡する免税対象物品」に、「とき」を「場合」に、「には、当該物品」を「であつて、当該免税購入対象者が、政令で定めるところにより当該免税対象物品を輸出することにつき免税関長の確認を受けたとき（その購入した日から九十日以内に確認を受けた場合に限る。）は、当該免税購入対象者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類又は電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）を」と、「譲渡に係る第二項前段の規定により提供した購入記録情報及び前項後段の規定により提供された税関確認情報」を、政令で定めるところにより「に改め、同項ただし書中「既に次項本文若しくは第五項本文（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された場合又は」を削り、「書類若しくは電磁的記録」を「購入記録情報及び当該税関確認情報」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の譲渡をした輸出品物販売場を営業者は、当該譲渡に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）を、政令で定めるところにより、遅滞なく、国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、購入記録情報の提供を受けた国税庁長官は、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該購入記録情報を税関長に提供するものとする。

3 税関長は、前項の規定により提供された購入記録情報に基づき第一項の確認をした場合には、政令で定めるところにより、当該購入記録情報ごとに、遅滞なく、その確認をした旨を記録した電磁的記録（以下この項及び次項において「税関確認情報」という。）を国税庁長官に提供するものとする。この場合において、税関確認情報の提供を受けた国税庁長官は、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該税関確認情報をこれに係る購入記録情報を提供した輸出品物販売場を営業者に提供するものとする。

5 第八条第五項及び第六項を次のように改める。

5 第一項の税関長の確認を受けた免税購入対象者（輸出品物販売場において同項に規定する政令で定める方法により購入した後に免税購入対象者に該当しないこととなつた者を含む。次項において同じ。）は、当該確認を受けた免税対象物品を、遅滞なく、輸出しなければならない。

6 第一項の税関長の確認を受けた免税対象物品が輸出されないこととなつたときは、税関長は、当該確認を受けた免税購入対象者から当該免税対象物品の譲渡についての同項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。

第八条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第一項に規定する物品で同項」を「免税対象物品で第一項」に、「方法」を「政令で定める方法」に改め、「ものとして」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同項第二号中「次項」の下に「第三号に係る部分を除く。」を加え、同条第八項中「消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出品物販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 消費税に関する法令の規定に違反した場合
- 二 当該輸出品物販売場において免税対象物品を譲渡する際の手続その他の状況が特に不適当と認められる場合
- 三 第二項前段の規定により提供された購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により第一項の税関長の確認に支障があると認められる場合

第八条第九項中「第一項に規定する物品」を「免税対象物品」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第十一項中「第三項本文の承認及び」を「第六項の規定による」に、「並びに同項本文の規定により直ちに」を「及びその」に改め、同条第十二項中「第七項に規定する輸出物品販売場の許可に関する事項その他前各項」を「前各項に定めるもののほか、この条」に改める。

（個人事業者の山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十六条 個人事業者が所得税法第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に該当する資産の譲渡等（以下この条において「延払条件付譲渡」という。）を行った場合において、当該個人事業者（その相続人を含む。以下この条において同じ。）が当該延払条件付譲渡に係る所得税額の全部又は一部につき同項の延納の許可を受けたときは、当該延払条件付譲渡のうち当該延払条件付譲渡に係る賦払金の額で当該延払条件付譲渡をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの（当該課税期間において支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該個人事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該延払条件付譲渡に係る対価の額から控除することができる。

2 前項の規定により延払条件付譲渡をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該個人事業者が当該延払条件付譲渡に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、延払条件付譲渡に係る所得税の額につき所得税法第百三十五条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の取消し）の規定により前項の延納の許可が取り消された場合は、当該延納の許可が取り消された日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けようとする個人事業者は、当該適用を受けようとする課税期間及び前項本文の規定の適用を受けようとする各課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。次条第四項及び第十八条第二項において同じ。）にその旨を付記するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合又は第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「」を「（特例）」に改め、同条第二項中「第六十四条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同項ただし書中「第六十四条第二項ただし書」を「第六十三条第二項ただし書」に改める。

第二十七条の見出しを「税関長の確認を受けた免税対象物品を輸出しない場合の納税地」に改め、同条第一項中「第八条第三項本文」を「第八条第六項」に、「物品」を「同条第一項に規定する免税対象物品」に、「」に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地」を「税関長の確認を受けた場所（同条第六項に規定する免税購入対象者が当該税関長の確認を受けた場所以外の場所から出国する場合）」に改め、同条第二項を削る。

第五十九条の二第一項中「電磁的記録その他の」を「購入記録情報その他の」に、「いう」を「い、この法律その他の消費税に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところに従つて保存が行われているもの（以下この項において「特定電磁的記録」という。）であつてその保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録（当該事業者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。）を除く」に改める。

第六十五条第一号を次のように改める。

一 正当な理由なく、第八条第五項の規定に違反して同項の免税対象物品を輸出しなかつたとき、別表第三第一号の表一般財団法人及び一般社団法人の項の次に次のように加える。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二十九号）

第六條

（印紙税法の一部改正）
 別表第三第一号の表社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

第七條

（国税通則法の一部改正）
 別表第三独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書の項中「学資の貸与」を「学資の貸与及び支給」に、「学資の貸与を」を「学資の貸与若しくは支給を」に改め、同表社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二十九号）に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書の項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書の項中「第百三十九条第一項各号（支払基金）を「第百三十九条第一項各号（機構）」に係る支払基金」を「係る機構」に、「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条各号（機構の業務）に掲げる業務、介護保険法」に、「第百六十条第一項各号（支払基金）を「第百六十条第一項各号（機構）」に「支払基金の業務」に掲げる業務及び」を「基盤機構の業務」に掲げる業務及び」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同表児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五号第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項中「第五十六条の五の二（連合会の業務）」の規定による業務の下に、「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）」に掲げる業務を加え、高齢者の医療の確保に関する法律（「母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二号の十四各号（連合会の業務）に掲げる業務、高齢者の医療の確保に関する法律」に、「業務並びに」を「業務、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六十七条の十二第一号及び第三号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）」に掲げる業務並びに」に改める。

第七條 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号の二中「及び特定基準法人税額に対する地方法人税」を「各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第三十三條第四項中「第八條第三項」を「第八條第六項」に改める。
 第六十五條第三項第二号口中「第百四十五條の五」を「第百四十五條の十三」に改める。
 第七十四條の二第一項第四号イ中「方法」を「政令で定める方法」に改める。
 (租税特別措置法の一部改正)

第八條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
 第八條の四第三項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。
 第九條の八中「第三十七條の十四第三十四項及び第三十五項」を「第三十七條の十四第三十五項及び第三十六項」に改める。
 第十條の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
 第十條の四第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。
 第十條の五の三第一項中「認定(ロ)の下に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第十三條各号に掲げる計画につき同法第六條第一項、第八條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の認定を受けた場合における当該認定を含む」を加え、「認定」を「特定認定」に、「受けた同法」を「受けた中小企業等経営強化法」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「も」を「ものに限る」に該当するものうち「に、認定」を「特定認定」に、「その変更後」を「その変更後のものとし、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三條各号に掲げる計画(同法第七條第一項の規定又は同法第八條第七項、第九條第八項若しくは第十條第七項において準用する同法第七條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後)」に、「記載された」を「を含む」に記載された」に、「に限る」に該当するものうち政令」を「政令」に、「もの(以下)を「ものに限る。以下」に改める。

第十條の五の五を削る。
 第十條の五の六の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に、「場合等」を「場合」に改め、同條第一項から第四項までを削り、同條第五項中「された産業競争力強化法」の下に「平成二十五年法律第九十八号」を加え、「認定に係る同法」を「認定(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七條第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画(以下この項において「環境負荷低減事業活動計画」という)につき同法第九條第一項の認定を受けた場合における当該認定(以下この項において「事業活動計画認定」という)を含む。以下この項及び第三項において「特定認定」という)に係る産業競争力強化法」に、「その同條第二項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九條第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む」のうちその産業競争力強化法第二十一條の二十三第二項」に、「に關する」を「(以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という)に關する」に、「以下この條」を「ものとし、事業活動計画認定に係る環境負荷低減事業活動計画(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九條第八項において準用する同法第七條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)を含む。以下この項及び第三項」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に、「行同法第二十一條の二十二第二項第二号に規定する」を「行う」に改め、「(以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という)を削り、「して同法」を「して産業競争力強化法」に、「に限る。第九項」を「第三項」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けな」といときは、供用年」を「貸付けの用に供した日の場合を除く。第三項において同じ)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という)に、「金額。第九項」を「金額。第三項」に改め、同項を同條第一項とし、同條第六項を同條第二項

とし、同條第七項及び第八項を削り、同條第九項中「産業競争力強化法第二十一條の二十二第一項の認定」を「特定認定」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に改め、「第五項又は第七項」を削り、「生産工程効率化等設備税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、同項は供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額」を削り、同項を同條第三項とし、同條第十項中「及び第五項」及び「第一項に規定する情報技術事業適応設備及び」を削り、同項を同條第四項とし、同條第十一項中「から第六項まで」を「及び第二項」に改め、「第一項に規定する情報技術事業適応設備」第三項に規定する事業適応設備又は」を削り、同項を同條第五項とし、同項の次に次の一項を加える。
 6 第一項及び第三項の規定は、令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一條の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一條の二十三第二項に規定する認定事業適応計画のうち同法第二十一條の二十三第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するもの(同日以後に同法第二十一條の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く)に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたものについては、適用しない。
 第十條の五の六第十二項を削り、同條第十三項中「第七項から第九項までの規定は」を「第三項の規定は」に、「これら」を「同項」に改め、「第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応設備の額又は」を削り、「第七項から第九項まで」を、「同項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第十四項中「第七項から第九項までの」を「第三項の」に、「第十條の五の六第七項から第九項まで(事業適応設備)を「第十條の五の五第三項(生産工程効率化等設備)に、「場合等」を「場合」に改め、同項を同條第八項とし、同條第十五項中「第十項」を「第四項」に、「第九項」を「第三項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第十五項中「第十項」を「第十條の六第一項第十号中「第十條の五の五第三項」を「前條第三項」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同條第五項中「第十号又は第十一号」を「又は第十号」に改め、同條第六項中「第十條の五の五第六項及び前條第十三項」を「及び前條第七項」に改める。
 第十一條の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「百分の十八(令和七年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十六)を「百分の十六」に改める。
 第十二條第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二條第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(同項第一号に掲げるものに限る)にあつては当該個人の第十條の五の五第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし」を削り、同項の表の第一号中「沖縄振興特別措置法」の下に「平成十四年法律第十四号」を加え、同條第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同條第四項中「から令和七年三月三十一日まで」を削り、「から令和九年三月三十一日まで」を「から令和九年三月三十一日まで」に改め、同項の表の第一号中「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の下に「(令和三年法律第十九号)を加え、同表の第二号中「半島振興法」の下に「(昭和六十年法律第六十三号)を加え、同表の第三号中「離島振興法」の下に「(昭和二十八年法律第七十二号)を加える。
 第十二條の二第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
 第十九條第一項第一号中「第十條の五の六」を削り、同條第二項中「又は繰延資産の額」を削り、「又は繰延資産について」を「について」に改める。

第二十二條第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「次に」を「同号及び第二号」に改め、「低い金額」の下に「その年の前年以前五年内の各年のいずれにおいても鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わなかった場合には、当該いずれか低い金額から第三号に掲げる金額を控除した金額」を加え、同項に次の一号を加える。

三 次に掲げる金額の合計額からその年の次条第一項第一号に掲げる金額を控除した残額（当該残額が前二号に掲げる金額のうちいずれか低い金額に百分の二十五を乗じて計算した金額を超える場合には、当該計算した金額）

イ その年において第三項の規定により総収入金額に算入されるべきこととなつた同項の五年を経過した探鉱準備金の金額

ロ その年において第四項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同項第二号に規定する探鉱準備金の金額に係る同号に定める金額

第二十四條の第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第三項第二号イ及び」を「第三項第二号イ及びロ並びに」に改め、同条第三項中「第二号イ若しくはロ又は第四号」を「これらの号」に改め、同項第二号中「農用地等（次条第一項）を次に掲げる農用地（農業経営基盤強化促進法第四條第一項第一号に規定する農用地をいい、当該農用地に係る賃借権を含む。以下この号において同じ。）又は特定農業用機械等（次条第一項）に「農用地等」を「特定農業用機械等」に、「イ及びロ」を「以下この号」に、「いい、同項に規定する」を「いい、に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地又は特定農業用機械等の取得価額に相当する金額」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 認定計画等の定めるところにより取得等をする次条第一項に規定する農用地等

ロ 農用地（認定計画等の定めるところにより取得等をするものを除く。）又は特定農業用機械等（イに掲げるもの並びに農業用の器具及び備品並びにソフトウェアを除く。）

第二十四條の第三項中「農用地」を「農用地で同法第十九條第一項に規定する地域計画（同条第八項の規定によるこれを定めた旨の公告があつたものに限るものとし、同項の規定によるこれを変更した旨の公告があつたときはその変更後のものとする。）に当該個人が利用するものとして定められたもの」に改める。

第二十五條の第二項第一号中「規定する電磁的記録」の下に「（以下この号において「電磁的記録」という。）を加え、「当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、同法第八條第四項に規定する財務省令で定める要件を満たしている」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該作成する電磁的記録の当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、電子計算機を使用して令で定める要件を満たしている場合

ロ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1) その年において前項に規定する不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第五号に規定する電子取引（②において「電子取引」という。）の同号に規定する取引情報（②において「取引情報」という。）に係る同法第八條第五項に規定する特定電磁的記録（②において「特定電磁的記録」という。）の保存が同項に規定する財務省令で定める要件を満たすために必要な措置として財務省令で定めるものを講じていること。

(2) その年において(1)の電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録を保存していること。

第二十七條中「二十五万円」を「六十五万円」に改める。

第二十八條の四第五項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

第二十九條を次のように改める。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者に勤務する非居住者等の給与の非課税）

第二十九條 恒久的施設を有しない非居住者で次に掲げるものの所得税法第六十一条第一項第二号イに掲げる給与（令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行う博覧会関連業務（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の準備又は運営に関する業務で営利を目的としないものをいう。第二号において同じ。）に係る勤務に基因するものに限る。）については、所得税を課さない。

一 公式参加者（日本国政府からの二千二十七年国際園芸博覧会への参加の公式の招請を受けられた外国又は国際機関（外国法人に限る。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に勤務する者

二 公式参加者の博覧会関連業務を行う外国人で財務省令で定めるものに勤務する者

三 公式参加者が当該公式参加者の二千二十七年国際園芸博覧会の会場における展示について責任を有することその他の政令で定める任務のために任命する者又はその者の当該任務に係る事務の代理をする者

四 博覧会国際事務局の事務局長又は博覧会国際事務局の事務局の職員

第三十一條第三項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

第三十七條の十第四項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その特定受益証券発行信託の元本の払戻し（当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。）により交付を受ける金銭の額

第三十七條の十第六項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

第三十七條の十一第二項第十三号中「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「及び同法第二十九條の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介業者」を加え、同条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 その特定受益証券発行信託の元本の払戻し（当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。）により交付を受ける金銭の額

第三十七條の十一の三第九項中「第四十二條の三第四項第三号」を「第四十二條の三第六項第三号」に改める。

第三十七條の十三第一項中「この項及び同条」を「この項、第三項及び第五項並びに同条」に改め、「として政令で定める金額」の下に「（以下第三項までにおいて「控除対象特定株式取得金額」という。）を加え、「この項に」を「この項及び第三項に」に、「当該政令で定める金額」を「当該控除対象特定株式取得金額」に改め、同項第三号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額として政令で定める金額」を「控除対象特定株式取得金額」に改め、同条第三項中「場合」の下に「又は第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合」を加え、「その他前二項」を「これらの場合において控除対象特定株式をその取得の日の属する年の翌年中に譲渡をしたときにおける当該控除対象特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前各項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二項の次に次の十一項を加える。

3 令和八年一月一日以後に控除対象特定株式を払込みにより取得をした第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、その年において生じた特定株式控除未済額（その年分の適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が控除対象特定株式取得金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のうち、同項第一号又は第二号に定める特定株式に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、その年分の確定申告書（前条第九項（第三十七條の十三の三第十項において準用す

る場合を含む。又は第四十一条の十五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。第五項及び第九項において同じ。）の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する所得税の還付を請求することができる。

一 その年の前年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額をいう。以下この条において同じ。）及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額をいう。以下この条において同じ。）（次条第四項において準用する場合）の適用がある場合には、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から同条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額。次号において同じ。）につき第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額

二 その年の前年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から当該特定株式控除未済額を控除した金額につき第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額

4 前項の場合において、同項に規定する控除した金額に相当する所得税の額がその年の前年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額（次条第四項において準用する前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した金額に相当する所得税の額を控除した金額）（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を超えるときは、前項の還付の請求をすることができる金額は、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額に相当する金額を限度とする。

5 第三項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年分の所得税につき第一項第一号又は第二号に定める特定株式をその年中に払込みにより取得をする見込みである旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある確定申告書をその提出期限までに提出している場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む）であつて、その年分の確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

6 所得税法第二百二十五条第一項から第三項まで又は第五項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出する者は、その年の中途において死亡をした第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、政令で定めるところにより、当該申告書の提出と同時に、当該申告書に係る所得税の納税地の所轄税務署長に対し、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する所得税の還付を請求することができる。

一 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年の前年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（次条第四項において準用する場合）の規定の適用がある場合には、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から同条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額。次号において同じ。）につき第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額

二 前号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年の前年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から当該特定株式控除未済額を控除した金額につき第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額

第四項の規定は、前項の場合について準用する。

8 第六項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年の前年分の所得税につき第五項に規定する書類の添付がある確定申告書をその提出期限までに提出している場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて、第六項に規定する申告書を提出する者が当該申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

9 第三項の居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が年の中途において死亡をした場合におけるその相続人等（相続人（包括受遺者を含む。以下この項において同じ。）又は当該相続人がその相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日（同日前に当該相続人が出国（所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）をする場合には、その出国の時）までに次項の還付請求書を提出しない死亡をした場合における当該相続人の相続人（以下「相続人」といふ。第一号において同じ。）が、第三項又は第六項の規定による還付の請求をしようとする場合であつて、その年分の所得税につき確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、次に定めるところによる。

一 当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又はその相続人等は、第三項又は第六項に規定する所得税の還付を請求できるものとする。

二 第三項から前項までの規定は、前号の還付の請求をする場合について準用する。この場合において、第三項中「その年分の確定申告書（前条第九項（第三十七条の十の三）第三十項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項（同法第六十六条）又は第六項において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。第五項及び第九項において同じ。）の提出と同時に、納税地」とあるのは、「納税地」と、同項第一号中「この項」とあるのは、「第九項第二号において準用する場合」と、第四項中「前項の規定」とあるのは、「第九項第二号において準用する場合」と、第五項中「その年分の確定申告書」をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合）とあるのは、「第十項の還付請求書をその年の翌年三月十五日（その者が同日前に出国（第九項に規定する出国をいう。以下この項及び第八項において同じ。）をする場合には、その出国の時。以下この項において同じ。）までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該還付請求書をその年の翌年三月十五日）」と、第六項中「所得税法第二百二十五条第一項から第三項まで又は第五項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出する者は、その年の中途において死亡をした第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者」とあるのは、「第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者」と、同項中「この項」とあるのは、「第九項第二号において準用する場合」と、同項第一号中「この項」とあるのは、「第九項第二号において準用する場合」と、同項中「申告書を提出する者が当該申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合）」とあるのは、「相続人等が第十項の還付請求書をその相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日（同日前に当該相続人等が出国をする場合には、その出国の時。以下この項において同じ。）までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該還付請求書をその提出期限後に提出した場合）」と読み替へるものとする。

10 第三項又は第六項（これらの規定を前項第二号において準用する場合を含む。以下この項及び第十三項において同じ。）の規定による還付の請求をしようとする者は、その還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書に特定株式控除未済額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類を添付して、第三項又は第六項に規定する税務署長に提出しなければならない。

11 税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求の基礎となつた特定株式控除未済額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした者に対し、所得税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

12 前項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる同項の期間は、第三項又は第六項（これらの規定は第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求がされた日（第三項又は第六項の規定による還付の請求がされた日）これらの規定による還付の請求がされた日（第三項又は第六項の規定による還付の請求がされた日）の提出期限とし、同号において準用する第三項又は第六項の規定による還付の請求がされた日が同号において準用する第五項又は第八項の還付請求書の提出期限前である場合にはその提出期限とする。）の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當（同法第五十七条第一項の規定による充當をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

13 第三項又は第六項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十三第三項若しくは第六項（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する特定株式控除未済額」と、同法」とあるのは「これらの法律」と、同法第十九条第四項第二号ハ中「又は」とあるのは「、」と、の」とあるのは「、又は租税特別措置法第三十七条の十三第三項（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）」とする。

第三十七條の十三の二第一項中「の取得に要した金額」として政令で定める金額（以下この項、第三項及び第四項において「控除対象設立特定株式取得金額」という。）を、合計額（以下この項の下に「及び第四項」を加え、「当該取得に要した金額」を「当該控除対象設立特定株式取得金額」に改め、同条第二項中「前項」の下に「の規定又は第四項において準用する前条第三項若しくは第六項（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）」を、「前条第一項」の下に「の規定又は同条第三項若しくは第六項（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「控除対象設立特定株式の取得に要した金額」を「控除対象設立特定株式取得金額」に改め、同条第四項中「金額」の下に「と前項において準用する前条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合における当該所得税に係る設立特定株式控除未済額との合計額」を加え、「その他前三項」を、「第一項の規定の適用を受けた場合又は同条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合において控除対象設立特定株式をその取得の日の属する年の翌年中に譲渡をしたときにおける当該控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前各項」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第三項から第十三項までの規定は、令和八年一月一日以後に控除対象設立特定株式を払込みにより取得をした第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年において生じた設立特定株式控除未済額（その年分の適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が控除対象設立特定株式取得金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。次項において同じ。）がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「特定株式控除未済額（その年分の適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が控除対象特定株式取得金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のうち、同項第一号又は第二号に定める特定株式に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは「設立特定株式控除未済額（次条第四項に規定する設立特定株式控除未済額」と、同項第一号中「次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から同条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額。次号において同じ。）に」とあるのは「（につき）」と、「に準じて」とあるのは「を適用して」と、同項第二号中「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、同条第四項中「の額（次条第四項において準用する前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した金額に相当する所得税の額を控除した金額）」とあるのは「の額」と、「前項」とあるのは「、同項」と、同条第五項中「第一項第一号又は第二号に定

める特定株式」とあるのは「次条第一項に規定する設立特定株式」と、同条第六項中「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、同項第一号中「次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から同条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額。次号において同じ。）に」とあるのは「（につき）」と、「に準じて」とあるのは「を適用して」と、同項第二号中「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、同条第九項第二号中「同項第一号中「この項」とあるのは「第九項第二号において準用するこの項」と、第四項中「前項の規定」とあるのは「第九項第二号において準用する前項の規定」と、第五項」とあるのは「第五項」と、同項第一号中「この項」とあるのは「第九項第二号において準用するこの項」と、前項」とあるのは「前項」と、同条第十項及び第十一項中「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、同条第十三項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十三の二第四項（特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等）において準用する同法」と、「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と読み替えるものとする。

第三十七條の十四第四項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同条第五項第一号中「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項第二号中「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同号イ中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同号イ(2)中「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同項第四号中「第六号」を「第六号」を削り、「同項第二号イ」を「同号イ」に改め、同項第六号中「イ及び」を、「累積投資契約（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、一定額と同項第二号イ又はロに掲げる上場株式等（当該上場株式等が同号イに掲げる上場株式等である場合には、一定額又は当該一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の同号イに掲げる上場株式等）につき、定期的）に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託をし、当該金融商品取引業者等から取得し、又は当該金融商品取引業者等が行う募集により取得することを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする上場株式等の銘柄が定められているものをいう。）により取得したイに掲げるもの及び」に改め、「イに掲げるものにあつては、累積投資契約により取得したものに限る。」を削り、同号イ及びハ(1)中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項第七号ロ中「第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供」を「これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供（ロ及びハにおいて「廃止通知の提出又は提供」という。）に、「当該事項の提供」を「当該廃止通知の提出又は提供」に改め、同号に次のように加える。

ハ その勘定を設定しようとする年の一月一日前に廃止通知の提出又は提供があつた場合において、同日に当該勘定が設けられるときは、当該廃止通知の提出又は提供に係る第二十項に規定する提出事項につき同日前に第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第二号に定める事項の提供がなかつたこと。

第三十七條の十四第八項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同条第十一項中「あるもの」の下に「（次項第二号において「特定非課税口座開設届出書」という。）」を加え、同条第十二項中「第九項の規定により受理することができないもの又は前項の規定により提出をすることができないもの」を「次に掲げる届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第九項の規定により受理することができない非課税口座開設届出書又は前項の規定により提出をすることができない非課税口座開設届出書
- 二 特定非課税口座開設届出書に係る第二十項に規定する提出事項につき第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第二号に定める事項の提供があつた場合における当該特定非課税口座開設届出書

第三十七条の十四第四十項中「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「第三十六項」を「第三十七項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第三十六項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項を同条第三十六項とし、同条第三十一項から第三十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十項中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十六項並びに」を「第二十七項並びに」に改め、同項第一号中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22 第十九項の勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類（電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項を含む。以下この項において「勘定廃止通知書」という。）に係る第二十項に規定する提出事項につき前項の規定により同項の所轄税務署長から同項第二号に定める事項の提供があつた場合には、当該勘定廃止通知書の提出又は提供により非課税口座に設けられた当該口座に係る振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定は、当該勘定の設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとし、かつ、非課税口座に該当しない上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられたものとして、第五項第一号及び第六号から第八号までの規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

第三十七条の十四の二第五項第二号ト及び第六号ホ中「第二十項」を「第二十項第一号」に改め、同条第二十項中「未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行につき未成年者口座等廃止事由又は課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合には、これらの事由が生じた時に、当該」を「次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時又は日に、当該各号の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行につき未成年者口座等廃止事由又は課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合 これらの事由が生じた時
- 二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合 同日
- イ 当該未成年者口座に設けられる非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日又は対象年（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十八歳である年をいう。）の一月一日のいずれか遅い日

口 令和八年一月一日

第三十七条の十四の三第一項中「第六十八条の二の三第五項第一号」を「第六十八条の二の二第五項第一号」に改める。

第三十七条の十四の四第一項中「第六十八条の二の三第五項第一号」を「第六十八条の二の二第五項第一号」に改め、同条第二項中「第六十八条の二の三第二項第一号」を「第六十八条の二の二第二項第一号」に改める。

第三十八条第三項中「第二百二十四条の三第四項第三号」を「第二百二十四条の三第四項第四号」に改める。

第四十条第四項第四号中「第四十条第四項第三号」を「第四十条第四項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「この項、第十一項及び第十二項」を「この条に、「の財産に係る」を「」に規定する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項後段の規定により第一項第二号に規定する公益信託の受託者に前項後段に規定する所得税が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この号において同じ。）及び固有資産等（公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下この号において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、所得税法（第一編第二章及び第五章並びに第六編を除く。）この法律（第四十二条の三を除く。）その他所得税に関する法令の規定を適用する。この場合において、各公益信託の信託資産等及び固有資産等は、この号の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとし、当該公益信託の受託者（居住者に限る。）につきこの号の規定により各公益信託の信託資産等が帰属するものとされた当該別の者に係る同項後段に規定する所得税については、所得税法第七十九条から第八十五条までの規定は、適用しない。

第四十条第五項中「この場合において」の下に、「次の各号の公益法人等が第一項第二号に規定する公益信託の受託者であるとき（当該公益信託の受託者が二以上ある場合に限り。）はその主宰受託者が当該各号の書類を提出しなればならないものとし」を加え、同条第七項中「次項」の下に「第九項」を加え、同条第九項中「以下この項において「受贈公益法人等」という」を「同号に掲げる者に限り」に、「贈与しよう」を「贈与し、又は類似の公益事務をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が第一項第二号に掲げる者に該当する者であるものに限り。）の信託財産とし」に改め、「寄附」の下に「又は支出」を加え、「贈与の日」を「贈与の日又は当該信託財産とする日（以下この項において「贈与等の日」という。）の」に、「贈与の日その他」を「贈与等の日その他」に、「贈与の日以後」を「贈与等の日以後」に、「受贈公益法人等」を「他の公益法人等又は当該公益信託の受託者（以下この項において「受贈公益法人等」という。）は」に、「贈与を受けた」を「贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同条第十四項中「当該特定一般法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日」を「又は同項に規定する財産等を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合（当該特定一般法人が当該贈与又は当該信託財産とすることにつき同項に規定する書類を同項に規定する贈与等の日」に改める。

第四十条の三の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第四十条の四第一項、第八項及び第十一項並びに第四十条の七第一項、第六項、第八項及び第十一項中「二月」を「四月」に改める。

第四十一条第十項中「及び第十二項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同条第十三項中「同第十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第十四項中「令和六年十二月三十一日」を「居住年の十二月三十一日」に改め、同条第二十一項中「令和六年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

第四十一条の十五の三第二項第一号中「九万円」を「十万円」に、「十三万五千元」を「十四万円」に改める。

第四十一条の十五の四の次に次の一条を加える。
 (年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の特例)
第四十一条の十五の五 居住者が年齢二十三歳未満の扶養親族(所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。次項において同じ。)を有する場合における令和八年分の同法第七十六条第十一項に規定する生命保険料控除については、同条第一項中「各年」とあるのは「令和八年」と、同項第一号イ中「二万円」とあるのは「三万円」と、同号ロ中「二万円」とあるのは「三万円」と、「四万円」とあるのは「六万円」と、同号ハ中「四万円」とあるのは「六万円」と、「八万円」とあるのは「十二万円」と、「三万円」とあるのは「四万五千円」と、同号ニ中「八万円」とあるのは「十二万円」と、「四万円」とあるのは「六万円」と、同項第三号中「四万円」とあるのは「六万円」とする。

2 前項の場合において、その者が年齢二十三歳未満の扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和八年十二月三十一日(その居住者が年の中途において死亡し、又は出国(所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。以下この項において同じ。)をする場合には、その死亡又は出国の時)の現況による。ただし、その判定に係る者がその当該既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第九十条第二号ロの規定	及び租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項(年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例)の規定
第九十六条第一項 事項を	事項並びに租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項(年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例)に規定する扶養親族の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)その他の財務省令で定める事項を
第九十六条第一項 第三号 の規定	の規定及び租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項の規定
第九十八条第四項 又は給与所得者の特定親族特別控除申告書	、給与所得者の特定親族特別控除申告書又は給与所得者の保険料控除申告書
その他財務省令	、租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項(年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例)に規定する扶養親族その他財務省令
の規定	並びに同法第四十一条の十五の五第三項の六条第一項の規定

第四十一条の十六の次に次の一条を加える。
 (令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例)

第四十一条の十六の二 令和七年分以後の各年分において、居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額(所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。第一号において同じ。)が六百五十五万円(令和九年分以後の各年分にあつては、百三十二万円)以下である場合における同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額を加算した額とする。

- 一 令和七年分及び令和八年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円以下である場合 三十万円

ロ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円を超え三百三十六万円以下である場合 三十万円

ハ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が三百三十六万円を超え四百八十九万円以下である場合 十万円

ニ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が四百八十九万円を超える場合 五万円

二 令和九年分以後の各年分 三十七万円

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第九十条の規定の適用については、同条第二号ハ中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項(令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例)の規定」とする。

3 令和八年以後の各年分において、居住者が所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等(以下この項及び次項において「公的年金等」という。)の支払を受ける場合において、その年分に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額以下であるときは、同法第二百三条の三の規定及び第四十一条の十五の三第二項の規定の適用については、同法第二百三条の三第一号イ及び第四十一条の十五の三第二項の規定の適用については、同法第二百三条の三第一号イ及び第四号中「七万五千円」とあるのは「十万円」と、「十万円」とあるのは「十二万五千円」と、同項第一号中「所得税法」とあるのは「第四十一条の十六の二第四項の規定により読み替えて適用する所得税法」と、「十万円」とあるのは「十二万五千円」と、「十四万円」とあるのは「十六万五千円」とする。

4 令和八年において、居住者が公的年金等の支払を受ける場合において、その年分に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において前項に規定する政令で定める金額を超えるときにおける所得税法第二百三条の三の規定及び第四十一条の十五の三第二項の規定の適用については、同法第二百三条の三第一号イ及び第四号中「七万五千円」とあるのは「十万円」と、「十万円」とあるのは「十二万五千円」と、同項第一号中「所得税法」とあるのは「第四十一条の十六の二第四項の規定により読み替えて適用する所得税法」と、「十万円」とあるのは「十二万五千円」と、「十四万円」とあるのは「十六万五千円」とする。

5 第二項に定めるもののほか、第一項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十八の四第一項中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「及び第三十七條の十三の二第一項」を「の規定又は同条第三項若しくは第六項(これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。)」の規定及び第三十七條の十三の二第一項の規定又は同条第四項において準用する第三十七條の十三第三項若しくは第六項(これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十一条の十九の三第七項中「同年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「令和六年分」を「その居住の用に供した日の属する年分」に改め、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18 第七項の規定は、特例対象個人がその年の前年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該前年分の所得税について同項の規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する対象子育て対応改修工事等をした場合は、この限りでない。

第四十二条の二の二第一項及び第三項中「第三十七條の十四第三十四項」を「第三十七條の十四第三十五項」に改め、同条第四項中「第三十七條の十四第三十四項」を「第三十七條の十四第三十五項」に、「第三十七條の十四第三十六項から第四十項まで」を「第三十七條の十四第三十七項から第四十一項まで」に改める。

第四十二条の三第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」の下に「第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項第二号中「第三十七条の十四第三十六項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十六項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

偽りその他不正の行為により、第三十七条の十三第十一項（第三十七条の十三の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた所得税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその還付を受けた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第四十二条の三の二第二項中「、同法第六十六条第六項に規定する大通算法人」及び「（以下この項において「適用除外事業者」という。）を削り、「通算法人である普通法人の各事業年度終了の日において当該普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合における当該普通法人を含む。」を「及び通算法人」に、令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の第二欄中「第六項並びに」を削り、同号の第四欄及び同表の第二号の第四欄中「百分の十五」の下に「（所得の金額が年十億円を超える事業年度については、百分の十七）を加え、同表の第三号の第四欄及び第四号の第四欄中「百分の十五」の下に「（所得の金額が年十億円を超える事業年度については、百分の十七）とする。」を加え、同条第二項中「協同組合等」を「協同組合等（通算親法人であるものを除く。）」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「各事業年度の所得の金額のうち」を「（所得の金額が十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数に乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。以下この項において同じ。）以下である事業年度にあつては当該事業年度の所得の金額のうち」に、「以下」を「（以下この項において同じ。）以下」に、「十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数に乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を「（所得の金額が十億円を超える事業年度にあつては当該事業年度の所得の金額のうち、八百万円以下の部分の金額については百分の十七とし、十億円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第三号及び第四号に掲げる法人（前項第二号に規定する協同組合等及び同項第四号に規定する法人を除く。）」に対する第一項（同表の第三号及び第四号に係る部分に限る。）を「各号に掲げる法人又は人格のない社団等に対する同項」に、「第三号及び第四号中」を「第一号及び第二号中「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数に乗じて計算した金額」と、同表の第三号及び第四号中」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数に乗じて計算した金額」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第四十二条の四第十九項第二号イ中、「第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項及び第十一項」を「から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第十九項第七号に規定する」を削り、「（同項第八号）を（政令で定める中小企業者に該当する法人をいう。）のうち第四十二条の四第十九項第八号」に、「適用除外事業者又は」を「適用除外事業者及び」に、「に該当するものを除く。」又は「を」のいずれにも該当しないもの又は「に改め、もの」に「第四十二条の四第一項に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当するものうち当該特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に同項第二号に掲げる減価償却資産が記載されているものを除く。」を加え、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四十二条の九第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該法人の第四十二条の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、」を削る。

第四十二条の十一の二第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。

第四十二条の十二の二第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。第四十二条の十二の四第一項中「第四十二条の四第十九項第七号」を「第四十二条の六第一項」に、「（同項第八号）を（第四十二条の四第十九項第八号）に、「同項第九号」を「第四十二条の四第十九項第九号」に改め、認定」の下に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三条各号に掲げる計画につき同法第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の認定を受けた場合における当該認定を含む。」を加え、「認定」を「特定認定」に、「を受けた同法」を「を受けた中小企業等経営強化法」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェア」を「機械及び装置、工具、器具及び備品等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるものを、）を「減価償却資産で次に掲げるもの」のうち」に、「認定に係る同条第一項」を「特定認定に係る同法第十七条第一項」に、「その変更後」を「その変更後のものとし、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三条各号に掲げる計画（同法第七条第一項の規定又は同法第八条第七項、第九条第八項若しくは第十条第七項において準用する同法第七条第二号口において「特定経営力向上計画」という。）に記載された」に、「に限る。」に該当するものものうち政令」を「（政令）に、もの（以下）を「もの」に限る。以下」に、「当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する」を「次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェア（次号において「特定ソフトウェア」という。）で、中小企業等経営強化法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるものに限る。）に該当するもの（同号に掲げるものを除く。）その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

二 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに特定ソフトウェアで、中小企業等経営強化法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等（建物の新設又は増設をする場合における当該建物を含む生産等設備を構成するもので、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして財務省令で定めるものに限る。）に該当するもの（イ及び次項各号において「特定機械装置等」という。）次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 機械及び装置、工具、器具及び備品並びに特定ソフトウェア その取得価額（一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が六十億円を超える場合には、六十億円にその特定機械装置等の取得価額が当該合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額。ロ及び次項において「基準取得価額」という。）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

ロ 建物及びその附属設備 その基準取得価額の百分の十五（その中小企業者等のその特定認定に係る特定経営力向上計画に記載された中小企業等経営強化法第二条第十項に規定する経営力向上が確実に行われるために必要なものとして財務省令で定めるもの（次項第二号において「特定建物等」という。）については、百分の二十五）に相当する金額

第四十二条の十二の四第二項中「百分の七(中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人がその指定事業の用に供した当該特定経営力向上設備等)については、百分の十に相当する」を「(前項第二号に掲げる減価償却資産にあつては、基準取得価額)に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前項第一号に掲げる減価償却資産及び特定機械装置等のうち同項第二号イに掲げるもの百分の七(中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人がその指定事業の用に供したこれらの減価償却資産については、百分の十)
- 二 特定機械装置等のうち前項第二号ロに掲げるもの百分の一(特定建物等については、百分の二)

第四十二条の十二の六を削る。

第四十二条の十二の七の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「認定に係る同法」を「認定(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画(以下この項において「環境負荷低減事業活動計画」という。)につき同法第九条第一項の認定を受けた場合における当該認定(以下この項において「事業活動計画認定」という。)を含む。以下この項及び次項において「特定認定」という。)に係る産業競争力強化法」に、「その同条第二項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。」のうちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項」に、「関する」を「(以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。)に關する」に、「以下の条を」とし、事業活動計画認定に係る環境負荷低減事業活動計画(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)を含む。以下この項及び次項」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に、「行同法第二十一条の二十二第二項第二号に規定する」を「(行同法)に改め、(以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。)を削り、(して同法)を「して産業競争力強化法」に「に限る。第六項」を「(次項)に、認定の日」を「特定認定の日」に、「において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度」を「貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。に、金額。第六項)を「金額。次項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定」を「特定認定」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に、「第一項、第三項又は第四項」を「前項」に、「調整前法人税額からその」を「調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ)からその」に、「生産工程効率化等設備税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、「(前二項の規定により当該供用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を削り、同項を同条第二項とし、同条第七項中「第二十一条の三十五第二項」を「第二十一条の三十五」に、「第十項」を「第六項」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画(同法第二十一条の二十二第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に關するものに限る。第六項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。に、「第九項」を「第十三項」に、「第一項、第三項、第四項又は前項」を「前二項」に、「第五項」を「前二項」に、「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「第四項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項中「第

十七項」を「第十三項」に、「第一項、第三項、第四項、第六項又は第七項」を「第一項から第三項まで」に、「第十二項」を「第八項」に、「第四項から第八項まで」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「第四項から第八項まで」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「及び第三項」及び「第一項に規定する情報技術事業適応設備及び」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十四項中「から第三項まで」及び「第一項に規定する情報技術事業適応設備」第二項に規定する事業適応繰延資産又は「を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 11 第一項及び第二項の規定は、令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画のうち同法第二十一条の二十二第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に關するもの(同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。)に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたものについては、適用しない。

第四十二条の十二の七第五項を削り、同条第十六項中「第四項から第六項までの規定は」を「第二項の規定は」に、「これら」を「同項」に改め、「第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は」を削り、「第四項から第六項まで」を、「同項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第七項及び第十項」を「第三項及び第六項」に、「第七項各号又は第十項各号」を「第三項各号又は第六項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「第七項及び第十項」を「第三項及び第六項」に、「第四十二条の十二の五第五項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第五項第四号」を「前条第五項第四号」に、「第二十三項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項を同条第十五項とし、同条第二十項中「第八項」を「第四項」に、「第十一項」を「第七項」に、「第七項又は第十項」を「第三項又は第六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項中「第四項から第八項まで、第十項又は第十一項」を「第二項から第四項まで、第六項又は第七項」に、「第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項及び第十一項」を「第四十二条の十二の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十二項中「第十項又は第十一項」を「第六項及び第七項」に、「第十二条の七第十項及び第十一項」を「第四十二条の十二の六第六項及び第七項」に、「する」を「」に、「同法第十二条第二項中「まで」とあるのは「まで並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項」と、国外所得金額(同法)とあるのは「国外所得金額(法人税法)と、同法第十二条の二第一項中「超える」とあるのは「(当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項又は第七項の規定により控除された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該控除された金額を控除した金額)を超え」と、同条第二項中「のみ」とあるのは「(租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項又は第七項の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額)のみ」とする」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十三項中「第十三項」を「第九項」に、「第十八項第一号」を「第十四項第一号」に、「第十二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条を第四十二条の十二の六とする。

第四十二条の十三第一項第十五号中「第四十二条の十二の六第二項」を「前条第二項」に改め、同項第十六号を削り、同項第十六号の二中「前条第七項、第八項、第十項又は第十一項」を「前条第三項、第四項、第六項又は第七項」に、「同条第七項」を「同条第三項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に、「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第七項」に改め、同条第十六号とし、同条第二項中「前条第八項若しくは第十二項」を「前条第四項若しくは第七項」に改め、同条第三項中「前条第九項若しくは第十三項」を「前条第五項若しくは第八項」に改め、同条第五項中「第十五号又は第十六号」を「又は第十五号」に改め、同条第八項中「第四十二条の十二の六第五項並びに前条第十六項」を「並びに前条第十二項」に改める。

第四十二条の十四第一項の表の第九号の上欄中「規定」の下に、「同条第三項の規定又は同条第四項の規定」を加え、同号の下欄中「同項」を「同条第二項」に改め、同表の第十号を削り、同表の第十一号の上欄中「第四十二条の十二の七第六項」を「第四十二条の第六項」に、「同条第十一項」を「同条第七項」に改め、同号の下欄中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同号を同表の第十号とし、同条第四項中「第四十二条の七第七項、第八項、第十項若しくは第十一項」を「第四十二条の十二の六第三項、第四項、第六項若しくは第七項」に改め、同条第五項中「第四十二条の十二の七第十項及び第十一項」を「第四十二条の六第六項及び第七項」に、「とす」を「と」、同法第十二条の第二項中「を超える」とあるのは「(当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二条の十四第一項又は第四項(同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る)の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額に当該加算された金額を加算した金額を超える」とす」に改める。

第四十四条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「百分の十八(令和七年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十六)を「百分の十六」に改める。

第四十四条の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四十四条の五の次に次の一条を加える。

(再資源化事業等高度化設備の特別償却)

第四十四条の六 青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に關する法律(令和六年法律第四十一号)第十一條第一項又は第十六條第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和十年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次の各号に掲げる計画(以下この項において「認定計画」という)に記載された当該各号に定める施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、同法第二條第二項に規定する再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして政令で定めるもの(政令で定める規模のものに限る。以下この項において「再資源化事業等高度化設備」という)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は再資源化事業等高度化設備を製作して、これを当該法人の指定事業(同法第十一條第一項に規定する高度再資源化事業又は同法第十六條第一項に規定する高度分離・回収事業をいう。以下この項において同じ)の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該再資源化事業等高度化設備をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該再資源化事業等高度化設備の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再資源化事業等高度化設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該再資源化事業等高度化設備の取得価額(その認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円にその指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)の百分の三十五に相当する金額をいう)との合計額とする。

一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十二條第二項に規定する認定高度再資源化事業計画 同法第十一條第九項に規定する廃棄物処理施設

二 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十七條第三項に規定する認定高度分離・回収事業計画 同法第十六條第二項第七号に規定する廃棄物処理施設

第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二條第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(同項第一号に掲げるものに限る。)にあつては当該法人の第四十二条の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、同条第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「令和七年三月三十一日」を削り、「から令和九年三月三十一日まで」を「から令和九年三月三十一日まで」に改める。

第四十五条の二第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「減価償却資産又は繰延資産で、」を「(減価償却資産で)」に改め、「第四十二条の十二の七第一項から第三項まで」を削り、若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項を「又は第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「又は繰延資産」を削り、同条第四項中「若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項」を「又は第二項」に改め、同条第五項中「又は第三十二条第二項」を削る。

第五十二条の三第五項中(繰延資産にあつては、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数を十二で除した数。以下この項において「耐用年数等」という。)を削り、「耐用年数等」を「耐用年数」に改める。

第五十三条第一項第二号中、「第四十二条の七」を削り、同条第二項中「又は繰延資産の額」を削り、「又は繰延資産について」を「について」に改める。

第五十七条の五第二項中「共済の種類」の下に「異常災害による損失の発生状況が類似するものとして政令で定める保険又は共済については、政令で定める区分」を加え、同条第六項中「に係る」を「第二項に規定する政令で定める保険又は共済については、同項に規定する区分」に係る」に改める。

第五十八条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「次に」を「同号及び第二号」に改め、低い金額」の下に「当該事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わなかつた場合には、当該いずれか低い金額から第三号に掲げる金額を控除した金額。第八項及び第十四項において「積立限度額」という。)を加え、同項に次の一号を加える。

三 次に掲げる金額の合計額から当該事業年度の次条第一項第一号に掲げる金額を控除した残額(当該残額が前二号に掲げる金額のうちいずれか低い金額に百分の二十五を乗じて計算した金額を超える場合には、当該計算した金額)

イ 当該事業年度において第四項の規定により益金の額に算入されるべきこととなつた同項の五年を経過した探鉱準備金の金額

ロ 当該事業年度において第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同項第四号に規定する探鉱準備金の金額に係る同号に定める金額

第五十八条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「相当する金額」の下に「(当該事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わなかつた場合には、当該相当する金額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額(当該残額が当該相当する金額に百分の二十五を乗じて計算した金額を超える場合には、当該計算した金額)を加え、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度において第四項の規定により益金の額に算入されるべきこととなつた同項の五年を経過した海外探鉱準備金の金額

ロ 当該事業年度において第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同項第四号に規定する海外探鉱準備金の金額に係る同号に定める金額

二 当該事業年度の次条第二項第一号に掲げる金額

第五十八条第八項中「第一項各号」を「第一項」に、「金額のうちいずれか低い金額」を「積立限度額」に改め、同条第十四項中「第一項第一号に規定する収入金額」を「における積立限度額」に、「同項」を「第一項」に改める。

第六十条第一項の表及び第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第三項第二号イ」を「第三項第二号イ及びロ」に改め、同条第三項中「第二号イ若しくはロ又は第五号」を「これらの号」に改め、同項第二号中「農用地等（次条第一項）」を「次に掲げる農用地（農業経営基盤強化促進法第四條第一項第二号に規定する農用地をいい、当該農用地に係る賃借権を含む。以下この号において同じ。）又は特定農業用機械等（次条第一項）」に、「農用地等」を「特定農業用機械等を」に、「イ及びロ」を「以下この号」に、「いい、同項に規定する」を「いい」に、「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地又は特定農業用機械等の取得価額に相当する金額」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 認定計画の定めるところにより取得等をする次条第一項に規定する農用地等
 ロ 農用地（認定計画の定めるところにより取得等をするものを除く。）又は特定農業用機械等（イに掲げるものと並びに農業用の器具及び備品並びにソフトウェアを除く。）

第六十一条の三第一項中「農用地」を「農用地で同法第十九條第一項に規定する地域計画（同条第八項の規定によるこれを定めた旨の公告があつたものに限るものとし、同項の規定によるこれを変更した旨の公告があつたときはその変更後のものとする。）に当該法人が利用するものとして定められたもの」に改める。

第六十六条の六第一項、第六項、第八項及び第十一項中「二月」を「四月」に改める。
 第六十六条の七第四項第一号中「法人税」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余額に對する法人税及び」を、「基準法人税額に對する地方法人税」の下に「及び同条第二項第二号に定める国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に對する地方法人税」を加え、同条第九項中「第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の七第二十一項」を「又は第四十二条の十二の六第十七項」に改める。

第六十六条の九の二第二項、第六項、第八項及び第十一項中「二月」を「四月」に改める。
 第六十六条の九の三第三項第一号中「法人税」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余額に對する法人税及び」を、「基準法人税額に對する地方法人税」の下に「及び同条第二項第二号に定める国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に對する地方法人税」を加え、同条第八項中「第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の七第二十一項」を「又は第四十二条の十二の六第十七項」に改める。

第六十六条の十一の三第四項中「規定」の下に「及び第四十二条の三の二第三項の規定」を加える。
 第六十七条の五第一項中「通算法人を除く。」のうち、「を削り、をいう」を「に限るものとし、通算法人及び第四十二条の十二の四第一項に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当するものうち当該特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に同項第二号に掲げる減価償却資産が記載されているものを除く。」をいう」に改める。

第六十七条の五の二を削る。
 第六十七条の十六の次に次の一条を加える。
 （令和九年に開催される二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）
 第六十七条の十六の二 次に掲げる外国法人の各事業年度の法人税法第百三十八條第一項第一号に掲げる国内源泉所得又は同項第六号に掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるもの（これらの国内源泉所得のうち令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行う第二十九条に規定する博覧会関連業務に係るものに限る。次項において「対象国内源泉所得」という。）については、法人税を課さない。

- 一 第二十九条第一号に規定する公式参加者
- 二 第二十九条第二号に規定する財務省令で定める外国法人
- 三 博覧会国際事務局

2 前項各号に掲げる外国法人の各事業年度の対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。
 3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六條の二第二項及び第百五十條の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第二項（令和九年に開催される二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
 第六十八條の二を削る。

第六十八條の二の二第二項中「第六十八條の二の二第二項」を「第六十八條の二の二第一項」に改め、同条第六十八條の二とする。
 第六十八條の二の三第一項中「第六十八條の二の三第一項」を「第六十八條の二の二第二項」に改め、同条第六十八條の二の三第三項を「第六十八條の二の二第三項」に改め、同条第四項中「第六十八條の二の三第四項」を「第六十八條の二の二第四項」に改め、同条第六十八條の二の二とする。

第六十八條の三の四第二項及び第四項中「第四十二條の十二の七第八項、第十一項及び第十八項」を「第四十二條の十二の六第四項、第七項及び第十四項」に改める。
 第七十條の二の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
 第七十條の六の八第二項第二号ハ及び第七十條の七の五第二項第六号ハ中「日まで引き続き三年以上にわたり」を「直前において」に改める。

第七十一條の十六第一項中「電波法」の下に「（昭和二十五年法律第百三十一号）」を加える。
 第七十八條中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「千分の一・五」を「千分の二」に改める。

第八十條第一項中「第十五條の規定」の下に「又は食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七條第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定」を加える。
 第八十三條の二の二、第八十三條の三第一項及び第三項並びに第八十四條の二の三中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第八十六條の二第二項中「に對し」を「（以下この條において「海軍販売所等」という。）に對し」に、「次項」を「以下この條に、これらの機関を「海軍販売所等」に、政令で定めるもの」を「（消耗品その他の財務省令で定めるものを除く。以下この條において「免税対象物品」という。）に、「物品」を「免税対象物品」に改め、同条第二項中「同項の物品」を「免税対象物品」に、「物品が」を「免税対象物品が」に、「方法」を「政令で定める方法」に改め、同項ただし書中「次項において準用する消費税法第八條第三項本文」を「次項本文」に、「同条第六項」を「第六項」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 海軍販売所等において免税対象物品を第一項に規定する政令で定める方法により購入した合衆国軍隊の構成員等が、本邦から出国する日（その者が合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、当該合衆国軍隊の構成員等でなくなる日）までに当該免税対象物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者が当該免税対象物品を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該免税対象物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当事実が生じている場合は第五項本文（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された場合は、この限りでない。

（以下この條に、これらの機関を「海軍販売所等」に、政令で定めるもの）を「（消耗品その他の財務省令で定めるものを除く。以下この條において「免税対象物品」という。）に、「物品」を「免税対象物品」に改め、同条第二項中「同項の物品」を「免税対象物品」に、「物品が」を「免税対象物品が」に、「方法」を「政令で定める方法」に改め、同項ただし書中「次項において準用する消費税法第八條第三項本文」を「次項本文」に、「同条第六項」を「第六項」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。
 3 海軍販売所等において免税対象物品を第一項に規定する政令で定める方法により購入した合衆国軍隊の構成員等が、本邦から出国する日（その者が合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、当該合衆国軍隊の構成員等でなくなる日）までに当該免税対象物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者が当該免税対象物品を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該免税対象物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当事実が生じている場合は第五項本文（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された場合は、この限りでない。

4 合衆国軍隊の構成員等が海軍販売所等において第一項に規定する政令で定める方法により購入した免税対象物品は、国内（消費税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。次項及び第六項において同じ。）において譲渡又は譲受け（これらの委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において同じ。）をしなくてはならない。ただし、当該免税対象物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該免税対象物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第八十六条の二に次の七項を加える。

5 国内において前項に規定する免税対象物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該免税対象物品を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含む。次項において同じ。）から当該免税対象物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用により消費税が徴収された場合は、この限りでない。

6 第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する免税対象物品の譲渡又は譲受けがされたときは、当該免税対象物品を譲り受けた者（同項本文に規定する所持をした者を含む。）は、当該免税対象物品を譲り渡した者と連帯して当該免税対象物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を納付する義務を負う。この場合における消費税の徴収については、前項の規定を準用する。

7 第三項本文の規定に該当する免税対象物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とする。

8 第五項本文又は第六項の規定に該当する免税対象物品の譲渡に係る消費税の納税地は、これらの規定に規定する譲渡又は譲受けがあつた時（第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該譲渡若しくは譲受け又は承認に係る免税対象物品の所在場所とする。

9 第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項に規定する免税対象物品の譲渡又は譲受けをしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

10 法人（人格のない社団等（消費税法第二条第一項第七号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

11 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十七条の六第一項中「政令で定める酒類で」を削り、「もの」を「酒類（政令で定める酒類をいう。以下この条において「免税対象酒類」という。）」に、「当該酒類」を「当該免税対象酒類」に、「移出する場合」を「移出した場合であつて、当該免税購入対象者が、政令で定めるところにより当該免税対象酒類を輸出することにつき税関長の承認を受けたとき（その購入した日から九十日以内に承認を受けた場合に限る。）」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「酒類が免税購入対象者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を」を「移出に係る第二項前段の規定により提供した酒類購入記録情報及び前項後段の規定により提供された税関確認情報を政令で定めるところにより」に改め、同

項ただし書中「既に次項本文若しくは第五項本文（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録」を「酒類購入記録情報及び当該税関確認情報」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の移出をした輸出酒類販売場を営業者は、当該移出に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）として政令で定めるもの（以下この条において「酒類購入記録情報」という。）を、政令で定めるところにより、消費税法第八十二条第二項の規定による購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。）の提供に併せて、遅滞なく、国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、酒類購入記録情報の提供を受けた国税庁長官は、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該酒類購入記録情報を税関長に提供するものとする。

3 税関長は、前項の規定により提供された酒類購入記録情報に基づき第一項の確認をした場合には、政令で定めるところにより、当該酒類購入記録情報ごとに、遅滞なく、その確認をした旨を記録した電磁的記録（以下この条において「税関確認情報」という。）を国税庁長官に提供するものとする。この場合において、税関確認情報の提供を受けた国税庁長官は、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該税関確認情報をこれに係る酒類購入記録情報を提供した輸出酒類販売場を営業者の酒類製造者に提供するものとする。

第八十七条の六第五項から第七項までを次のように改める。

5 第一項の税関長の確認を受けた免税購入対象者（輸出酒類販売場において同項に規定する政令で定める方法により購入した後免税購入対象者に該当しないこととなつた者を含む。次項において同じ。）は、当該確認を受けた免税対象酒類を、遅滞なく、輸出しなければならない。

6 第一項の税関長の確認を受けた免税対象酒類が輸出されないこととなつたときは、税関長は、当該確認を受けた免税購入対象者から当該免税対象酒類の移出についての同項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を直ちに徴収する。

7 前項の規定の適用がある免税対象酒類に係る酒税の納税地は、第一項の税関長の確認を受けた場所（前項に規定する免税購入対象者が当該税関長の確認を受けた場所以外の場所から出国する場合に、その出港地）とする。

第八十七条の六第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に、「第一項に規定する酒類で同項」を「免税対象酒類で第一項」に、「方法」を「政令で定める方法」に改め、「として」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同項第一号中「第十一項」の下に「第三号に係る部分を除く。」を加え、同条第十項中「次項及び第十五項」を「及び次項」に改め、同条第十一項中「酒税に関する法令の規定に違反した場合又は輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 酒税に関する法令の規定に違反した場合
- 二 当該輸出酒類販売場において免税対象酒類を販売する際の手続その他の状況が特に不適当と認められる場合
- 三 第二項前段の規定により提供された酒類購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により第一項の税関長の確認に支障があると認められる場合

第八十七条の六第十二項中「は第一項に規定する酒類で同項に規定する」を「は免税対象酒類を第一項に規定する政令で定める」に、「第二項に規定する電磁的記録」を「酒類購入記録情報及び税関確認情報」に、「第八十七条の六第一項に規定する酒類で同項に規定する」を「第八十七条の六第一項に規定する免税対象酒類（以下この項及び次項において「免税対象酒類」という。）を同条第一項に規定する政令で定める」に、「の規定の適用を受けた酒類」を「に規定する政令で定める方

法により購入した免税対象酒類」に、「掲げる酒類」を「掲げる免税対象酒類」に、「当該酒類」を「当該免税対象酒類」に、「事業者により保存され」に、「酒類製造者」を「酒類製造者により保存され」に、「電磁的記録」(第八条第二項に規定する電磁的記録)を「第八条第二項に規定する購入記録情報」に改め、をいう。以下この項において同じ。を削り、「電磁的記録」を「酒類購入記録情報及び同条第三項に規定する税関確認情報」に、「消費税」とあるのは「」を「この法律その他の消費税に関する法律(これらに基づく命令を含む)」とあるのは「(財務省令)」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「関し消費税」とあるのは「関し」に改め、同条第十四項中「第三項本文の承認及び」を「第六項の規定による」に並び、同項本文の規定により直ちに「前各項に定めるもののほか、この条」に改め、同条第十六項中「第四項本文」を「正当な理由なく、第五項」に、「同項ただし書の承認を受けなくて同項に規定する酒類の譲渡等をした」を「同項の免税対象酒類を輸出しなかつた」に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 令和八年四月一日以後に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこ(たばこ税法第二条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、同法第八条第二項の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ)に係る同法第十条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(同法第二条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第二号に規定する葉たばこをいう)を原料の全部又は一部としたものを紙その他のこれに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを財務省令で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る) 当該加熱式たばこの重量(フィルタ―その他の財務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ(たばこ税法第八条第二項の規定により製造たばこことみなされるものに限る)のうち、前項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十八条の二第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第九十条の八の二第二項中「第一条」を「昭和二十九年法律第八十九号 第一条」に改める。

第九十条の十一第一項中「及び第二項並びに」を「並びに」に改める。

第九十条の十一の二第二項中「月」を「月の前月」に改める。

第九十条の十一の三第一項を削り、同条第二項中「月」を「月の前月」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十一条の三第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九條 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「取引情報に係る電磁的記録」の下に「同条に規定する財務省令で定めるところに従つて保存が行われているもの(以下この項において「特定電磁的記録」という。)であつて、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場

合における当該特定電磁的記録(当該保存義務者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る)を除く。」を加える。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十條 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條の四第一項中「第十一條の六まで」を「この条及び次条」に改め、同条第六項中「次項」を「次項及び」に改め、及び第十一條の七」を削る。

第十一條の六を削る。

第十一條の七第一項の表租税特別措置法第三十一條の三第二項第二号の項中「第十一條の七第三項」を「第十一條の六第三項」に改め、同条を第十一條の六とする。

第十三條の二第三項中「同年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第十一條の七第三項」を「第十一條の六第三項」に改める。

第十七條の二第十四項中「第四十二條の七第四項から第八項まで、第十項及び第十一項」を「から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第十八條の九第一項中「及び次条」を削る。

第十八條の十及び第四十條の四を削る。

第四十一條の二第一項中「登録免許税法」の下に「昭和四十二年法律第三十五号」を加える。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十一條 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「復興特別所得税に係る次の」を「この章の規定の適用がある場合における次の」に改め、同項の表租税特別措置法の項中

第四十條第四項第三号 所得税

第四十條第四項第四号 所得税

所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

を

第四十條第四項第三号 所得税が

その他

第四十條第四項第四号 所得税

所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が

を

第四十條第四項第四号 所得税

その他

第四十條第四項第四号 所得税

に、「第四十條第四項第四号」を「第四十條第四項第五号」に改め、同条第三項中「所得税又は」を「所得税及び」に改める。

(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)
第十二条 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中
第四章 防衛力強化資金(第六条―第十三条)を
第五章 防衛力強化税外収入の用途(第十四条)を

「第四章 防衛特別法人税」
第一節 総則(第一条―第十二条)
第二節 課税標準(第十三条)
第三節 税額の計算(第十四条)
第四節 申告・納付及び還付等(第十五条―第二十一条)
第五節 確定申告(第二十五条)
第六節 電子情報処理組織による申告(第二十九条)
第七節 更正の請求の特例(第三十条)
第八節 雑則(第四十条―第四十一条)
第九節 罰則(第四十二条)
第十節 防衛力強化税外収入等の徴収(第四十三条―第四十五条)

条―第二十条)

条―第二十四条)
条―第二十六条)
よる申告の特例(第二十七条・第二十八条)

第三十条)
第三十一条)
の他(第三十四条―第三十九条)

四十三条)
四十四条)
四十五条)

条―第五十七條)
条―第五十八條)
使途(第五十九條)

第一条第一項中「講ずるとともに」の下に、「防衛特別法人税を創設し、及びたばこ税の税率の特例を定めるほか」を加え、同条第二項中「第十四条第一項」を「第五十八条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第八条第二項」を「第五十二条第二項」に改め、「」の下に「並びに第五十八条第二項に定める防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額に係る額」を加え、「第一条」を「第五十五条」に改める。
第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 令和八年度以降の各年度における防衛特別法人税の収入及びたばこ税の収入額の千分の百九十に相当する額は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てるものとする。
第十四条を第五十八条とする。
第五章の章名中「防衛力強化税外収入」を「防衛力強化税外収入等」に改め、同章を第七章とする。
第四章中第十三条を第五十七条とし、第十二条を第五十六条とする。
第十一条中「第十四条」を「第五十八条」に改め、同条を第五十五条とする。
第十条を第五十四条とし、第六条から第九条までを四十四条ずつ繰り下げる。
第四章を第六章とする。

第三章の次に次の二章を加える。

第四章 防衛特別法人税

第一節 総則

(定義)

第六条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内国法人 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三号に規定する内国法人をいう。
 - 二 外国法人 法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。
 - 三 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。
 - 四 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。
 - 五 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。
 - 六 通算親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。
 - 七 通算子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。
 - 八 通算法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。
 - 九 通算完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。
 - 十 適格合併 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。
 - 十一 恒久的施設 法人税法第二条第十二号の九に規定する恒久的施設をいう。
 - 十二 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。
 - 十三 法人課税信託 法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。
 - 十四 防衛特別法人税中間申告書 第二十一条第一項の規定による申告書をいう。
 - 十五 防衛特別法人税確定申告書 第二十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む)をいう。
 - 十六 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。
 - 十七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
 - 十八 中間納付額 第二十九条の規定により納付すべき防衛特別法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の防衛特別法人税の額)をいう。
 - 十九 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。
 - 二十 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。
 - 二十一 充当 国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。
 - 二十二 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。
- (法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用)
- 第七条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章(第二十七条及び第六節を除く。)の規定を適用する。
- 2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(次条、第十二条及び第六節を除く。)の規定を適用する。
- 3 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
- (納税義務者)
- 第八条 各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、この法律により、防衛特別法人税を納める義務がある。
- 第九条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、当分の間、防衛特別法人税を課する。

第十條 この章（第四十三條第二項第二号を除く。）において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき内国法人 当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十八條から第七十條の二まで並びに租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二條の十二の六第六項及び第七項、第四十二條の十四第一項及び第四項（同法第四十二條の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る）、第六十六條の七第四項並びに第六十六條の九の三第三項の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）。

二 法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人 次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の次に掲げる国内源泉所得（法人税法第三十八條第一項に規定する国内源泉所得をいう。以下この号において同じ。）に係る所得の金額の区分ごとに、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四十四條から第四十四條の二の三まで並びに租税特別措置法第四十二條の十二の六第六項及び第七項の規定を除く。）により計算した法人税の額の合計額（附帯税の額を除く。）。

(1) 法人税法第四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得

(2) 法人税法第四十一條第一号ロに掲げる国内源泉所得

ロ 恒久的施設を有しない外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四十四條並びに租税特別措置法第四十二條の十二の六第六項及び第七項の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）。

第十一條 この章（第十八條第一項及び第二項を除く。）において「課税事業年度」とは、法人の令和八年四月一日以後に開始する各事業年度（当該法人が通算子法人である場合には、当該法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度の期間内に開始する当該法人の事業年度）をいう。（納税地）

第十二條 法人の防衛特別法人税の納税地は、当該法人の法人税法第十六條から第十八條までの規定による法人税の納税地とする。

第十三條 防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

第十四條 各課税事業年度の課税標準法人税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額

二 各課税事業年度の基準法人税額に法人税法第六十七條第一項の規定により加算された金額がある場合 次に掲げる金額の合計額

イ 当該課税事業年度の加算前基準法人税額（基準法人税額から法人税法第六十七條第一項の規定により加算された金額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）から基礎控除額を控除した金額

ロ 当該課税事業年度の基準法人税加算額（基準法人税額のうち法人税法第六十七條第一項の規定により加算された金額をいう。以下この条において同じ。）から基礎控除額を控除した金額

3 前項に規定する基礎控除額とは、次の各号に掲げる課税事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 通算法人以外の法人の課税事業年度 年五百万円

二 通算法人の課税事業年度（通算子法人の課税事業年度にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度に限る。） 五百万円にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該通算法人の当該課税事業年度の基準法人税額（前項第二号に掲げる場合には、加算前基準法人税額。以下この条において同じ。）

ロ 当該通算法人の当該課税事業年度及び当該課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する課税事業年度の基準法人税額の合計額

三 通算子法人の前号に掲げる課税事業年度以外の課税事業年度 五百万円を十二で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した金額

4 第二項第二号ロに規定する基礎控除残額とは、次の各号に掲げる課税事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 通算法人以外の法人の課税事業年度 前項に規定する基礎控除額から加算前基準法人税額を控除した金額

二 通算法人の課税事業年度（通算子法人の課税事業年度にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度に限る。） 五百万円から前項第二号ロに掲げる金額を控除した金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該通算法人の当該課税事業年度の基準法人税加算額

ロ 当該通算法人の当該課税事業年度及び当該課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する課税事業年度の基準法人税加算額の合計額

三 通算子法人の前号に掲げる課税事業年度以外の課税事業年度 前項に規定する基礎控除額から加算前基準法人税額を控除した金額

5 前三項の規定を適用する場合において、第三項第二号イ若しくはロの基準法人税額又は前項第二号イ若しくはロの基準法人税加算額が第三項第二号の通算法人の同号イの課税事業年度若しくは同号ロの他の通算法人の同号ロに規定する日に終了する課税事業年度又は前項第二号の通算法人の同号イの課税事業年度若しくは同号ロの他の通算法人の同号ロに規定する日に終了する課税事業年度（以下この条において「通算課税事業年度」という。）の第二十五條第一項の規定による申告書に当該通算課税事業年度の基準法人税額又は基準法人税加算額として記載された金額（以下この項及び第七項においてそれぞれ「当初申告基準法人税額」とし、「当初申告基準法人税加算額」という。）と異なるときは、当初申告基準法人税額又は当初申告基準法人税加算額を第三項第二号イ若しくはロの基準法人税額又は前項第二号イ若しくはロの基準法人税加算額とみなす。

6 通算課税事業年度のいづれかに該当するときは、第三項第二号の通算法人の同号イの課税事業年度及び第四項第二号の通算法人の同号イの課税事業年度については、前項の規定は、適用しない。

一 前項の規定を適用しないものとした場合における第三項第二号ロに掲げる金額（第二項第二号ロに掲げる金額を加算した金額）が五百万円以下である場合

二 当該通算課税事業年度について法人税法第六十四條の五第六項の規定の適用がある場合

三 当該通算課税事業年度について法人税法第六十四條の五第八項の規定の適用がある場合

7 通算課税事業年度について前項（第三号に係る部分を除く。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第五項の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八條第二項に規定する更正通知書に当該通算課税事業年度の基準法人税額又は基準法人税加算額として記載された金額を当初申告基準法人税額又は当初申告基準法人税加算額とみなす。

8 第三項第一号に掲げる課税事業年度が一年に満たない場合における同号の法人に対する同項の規定の適用については、同号中「年五百万円」とあるのは、「五百万円を十二で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、通算親法人の課税事業年度が一年に満たない場合における当該通算親法人及び他の通算法人に対する同項(第二号に係る部分に限る。)、第四項(第二号に係る部分に限る。及び第六項の規定の適用については、第三項第二号、第四項第二号及び第六項第一号中「五百万円」とあるのは「五百万円を十二で除し、これに当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。)

9 第三項第三号及び前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第三節 税額の計算

(税率)
第十四条 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の四の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前二項の場合において、法人の各課税事業年度の基準法人税額に法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、前項の課税標準法人税額は、前条第二項第二号に掲げる金額とする。

(特定同族会社の特別税率の適用がある場合の防衛特別法人税の額)
第十五条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける場合には、防衛特別法人税の額は、前条及び次条第九項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により計算した防衛特別法人税の額に、第十三条第二項第二号に掲げる金額に百分の四を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(外国税額の控除)
第十六条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項及び地方税法(平成二十六年法律第十一号)第十二条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象外国法人税の額(法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をい)、租税特別措置法第六十六条の七第一項又は第六十六条の九の三第一項の規定により法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。第十六項及び第十七項において同じ。)が法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額及び地方税法第十二条第一項に規定する地方法人税控除限度額の合計額を超えるときは、防衛特別法人税控除限度額(第十四条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の防衛特別法人税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の国外所得金額(法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいう。第四項において同じ。)に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第四十四条の二第一項及び地方税法第十二条第二項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の法人税法第四十四条の二第二項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額及び地方税法第十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属防衛特別法人税額(第十条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第四十四条から第四十四条の三の三まで並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項の規定を除く。)により計算した法人税の額に当該課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額のみを課税標準法人税額として第十四条の規定を適用して計算した場合の防衛特別法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。)のうち当該外国法人の当該課税事業年度の国外所得金額(法人税法第四十四条の二第一項に規定する国外所得金額をいう。)に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

3 法人税法第六十九条第十三項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同法第四十四条の二第九項の規定は前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

4 通算法人の第一項の各課税事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「通算課税事業年度」という。)の第一項の防衛特別法人税控除限度額は、当該通算法人の当該通算課税事業年度の第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額及び当該通算課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日を終了する各課税事業年度の同条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算課税事業年度の国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

5 第一項の規定を適用する場合において、通算法人の同項の各課税事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日を終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する課税事業年度、残余財産の確定の日の属する課税事業年度及び公益法人等(法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。)に該当することとなつた日の前日の属する課税事業年度を除く。以下第七項までにおいて「適用課税事業年度」という。)の税額控除額(当該適用課税事業年度における第一項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この条において同じ。)が、当初申告税額控除額(当該適用課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項及び第七項において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

6 前項の通算法人の適用課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 通算法人又は当該通算法人の適用課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用課税事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその防衛特別法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 法人税法第六十九条第十六項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合

7 適用課税事業年度について前項(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第五項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなす。

8 通算法人(通算法人であった内国法人(公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。))を含む。以下第十一項までにおいて同じ。)の各課税事業年度(以下第十二項までにおいて「対象課税事業年度」という。)において、過去適用課税事業年度(当該対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度で第五項の規定の適用を受けた課税事業年度をいう。以下この項及び第十一項第二号において同じ。)における税額控除額(当該対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度(以下この項において「対象前各課税事業年度」という。)において当該過去適用課税事業年度に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各課税事業年度の防衛特別法人税の額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。)が過去当初申告税額控除額(当該過去適用課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載

された金額（当該過去適用課税事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第十項から第十二項までにおいて同じ。）を当該対象課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

9 通算法人の対象課税事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象課税事業年度の防衛特別法人税の額は、第十四条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した防衛特別法人税の額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項から第十二項までにおいて同じ。）を加算した金額とする。

10 前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

11 前項の通算法人の対象課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を減少させることによりその防衛特別法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 対象課税事業年度において第八項の規定により防衛特別法人税の額から控除した税額控除不足額相当額又は第九項の規定により防衛特別法人税の額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用課税事業年度について第六項の規定の適用がある場合

三 対象課税事業年度（第十八項又は第十九項の規定による説明が行われた日の属するものに限る。以下この号において同じ。）の第二十五条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が第十八項又は第十九項の規定による説明の内容と異なる場合

12 対象課税事業年度について前項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第十項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

13 第八項及び第九項の規定は、通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下この条において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項	の各課税事業年度（以下第十二項までにおいて「対象課税事業年度」という。）の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日以後	の各課税事業年度（以下第十二項までにおいて「対象課税事業年度」という。）の残余財産が確定した場合又は通算法人の合併の日以後又はその残余財産の確定の日以後
	当該対象課税事業年度	当該対象課税事業年度

14 第八項及び第九項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項	税額控除額（当該対象課税事業年度を超える場合には）	税額控除額（当該最終課税事業年度を超えるときは）
	を当該対象課税事業年度	を当該最終課税事業年度
第九項	の対象課税事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後
	場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

14 第八項及び第九項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書（次項及び第十七項において「申告書等」という。）に控除対象外国法人税等の額（第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は法人税法第一百四十四条の第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）、第一項及び第二項の規定による控除を受けるべき金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認められる場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額として記載された金額を限度とする。

15 第八項及び第九項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書（次項及び第十七項において「申告書等」という。）に控除対象外国法人税等の額（第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は法人税法第一百四十四条の第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）、第一項及び第二項の規定による控除を受けるべき金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認められる場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額として記載された金額を限度とする。

第九項	税額控除額（当該対象課税事業年度を超える場合には）	税額控除額（当該最終課税事業年度を超えるときは）
	を当該対象課税事業年度	を当該最終課税事業年度
第九項	の対象課税事業年度において	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後
	場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

16 第八項及び第九項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書（次項及び第十七項において「申告書等」という。）に控除対象外国法人税等の額（第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は法人税法第一百四十四条の第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）、第一項及び第二項の規定による控除を受けるべき金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認められる場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額として記載された金額を限度とする。

17 第九項(第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける通算法人は、申告書等に第九項の規定により防衛特別法人税の額に加算されるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額は、事務署長において特別の事情があると認められる場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税の額として記載された金額を限度とする。

18 防衛特別法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各課税事業年度(第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限が到来していないものに限る。)において第八項又は第九項の規定を適用すべきと認められる場合には、国税庁、国税局又は事務署の当該職員は、当該通算法人に対し、その調査結果の内容(第八項又は第九項の規定を適用すべきと認められた金額及びその理由を含む)を説明するものとする。

19 実地の調査により第四十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の九第一項に規定する質問検査等を行った通算法人について同条第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該通算法人の第四十二条第一項において準用する同法第七十四条の十一第四項の同意があるときは、前項の規定による説明は、当該通算法人に代えて、当該税務代理人に行うことができる。

20 第三項及び第十五項から前項までに定めるもののほか、第一項、第二項及び第四項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条 内国法人が各課税事業年度において東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号。以下この条及び次条において「復興財確法」という。)第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項及び地方法人税法第十二条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第十條第一号に定める基準法人税額(当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項の規定により控除された金額又は同法第四十二条の十四第一項若しくは第四項(同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。)の規定により加算された金額を加算した場合)に、当該基準法人税額から当該控除された金額を控除した金額に当該加算された金額を加算した金額)及び地方法人税法第十一条に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四十四条の二の二第一項及び地方法人税法第十二条の二第二項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第十條第一号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第四十四条から第四十四条の三までの規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)及び地方法人税法第十二条の二第二項に規定する政令で定める金額の合計額を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項又は第七項の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額)に当該課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額のみを課税標準法人税額として第十四条の規定を適用して計算した場合の防衛特別法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

3 法人税法第六十九条の二第二項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同法第四十四条の二の二第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額(復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。)、第一項及び第二項の規定による控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(控除対象所得税額等相当額の控除)
第十八条 内国法人が各防衛特別法人税課税事業年度(第十一条に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)において第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該防衛特別法人税課税事業年度と同条第四項に規定する控除対象所得税額等相当額が同条第十項に規定する事業年度の同条第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する課税事業年度の同項に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を当該防衛特別法人税課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2 内国法人が各防衛特別法人税課税事業年度において第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定の適用を受ける場合において、当該防衛特別法人税課税事業年度と同条第三項に規定する控除対象所得税額等相当額が同条第九項に規定する事業年度の同条第三項に規定する法人税の額及び同条第九項に規定する課税事業年度の同項に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を当該防衛特別法人税課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

3 前二項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に前二項の規定による控除の対象となる所得税等の額(第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第三項に規定する所得税等の額をいう。以下この項において同じ。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除)
第十九条 内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度(当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日以前に開始した課税事業年度(以下この条において「被合併法人課税事業年度」という。))を含む)の防衛特別法人税につき事務署長が更正をした場合において、当該更正につき第三十九条第一項の規定の適用があったときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理防衛特別法人税額(既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなった金額及びこの条の規定により控除された金額を除く。)は、当該各課税事業年度(当該更正の日(当該更正が被合併法人課税事業年度の防衛特別法人税につき当該適格合併の日以前にしたものである場合には、当該適格合併の日)以後に終了する課税事業年度に限る。)の防衛特別法人税の額から控除する。

(税額控除の順序)
第二十条 第十六条から前条までの規定による防衛特別法人税の額からの控除については、次に掲げる順序によるものとする。
一 第十七条の規定による控除
二 第十八条の規定による控除
三 前条の規定による控除
四 第十六条の規定による控除

第四節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告

(中間申告)

第二十一条 法人税法第七十一条又は第四百四十四条の三の規定による申告書を提出すべき法人は、これらの申告書に係る課税事業年度(当該法人が通算子法人である場合には、当該課税事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日(以下この条において「六月経過日」という))から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度の前課税事業年度の防衛特別法人税額(防衛特別法人税確定申告書に記載すべき第二十五条第一項第二号に掲げる金額(第十六条第九項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額)をいう。次項第一号及び第五項において同じ。)で六月経過日の前日までに確定したものを当該前課税事業年度の月数で除し、これに当該課税事業年度開始の日から当該前日までの期間(次項第一号及び第三項において「中間期間」という)の月数を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 前項の場合において、同項の法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべき当該課税事業年度の防衛特別法人税中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該課税事業年度の前課税事業年度 当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各課税事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)の防衛特別法人税額(第十六条第十三項において準用する同条第九項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第五項において同じ。)で六月経過日の前日までに確定したもののうち最も新しい課税事業年度に係るもの(次号及び次項において「被合併法人確定防衛特別法人税額」という)をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該法人の当該前課税事業年度の月数のうち占める当該前課税事業年度開始の日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数の割合に中間期間の月数を乗じた数を乗じて計算した金額

二 当該課税事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間 当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定防衛特別法人税額をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該適格合併の日から六月経過日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

3 第一項の場合において、同項の法人が適格合併(法人を設立するものに限り)に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税事業年度の防衛特別法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該適格合併に係る各被合併法人の被合併法人確定防衛特別法人税額をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額の合計額とする。

4 前三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第一項第一号に規定する前課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限が同条第四項の規定により当該前課税事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に防衛特別法人税額が確定したときは、六月経過日の前日までに当該防衛特別法人税額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

(仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等)

第二十二條 前条第一項に規定する法人又は通算法人で、法人税法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出するもの(還付請求法人を含む。第二十四条において「仮決算中間申告法人」という)は、当該申告書に係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した防衛特別法人税中間申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節(第十五条及び第十九条を除く。)の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 前項に規定する還付請求法人とは、法人税法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出する法人で、当該申告書に係るこれらの規定に規定する期間について、同法第八十条第五項において準用する同条第一項又は同法第四百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による還付の請求をするものをいう。

3 第一項第一号に規定する期間に係る課税標準である課税標準法人税額及び同項第二号に掲げる防衛特別法人税の額の計算については、第十三条第五項並びに第十六条第五項、第十項及び第十一項第三号中「第二十五条第一項の規定による申告書」とあり、並びに同条第十五項、第十七条第四項及び第十八条第三号中「防衛特別法人税確定申告書」とあるのは、「防衛特別法人税中間申告書」とする。

4 第一項の法人が通算子法人である場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項第一号に規定する期間は、同号の課税事業年度開始の日から前条第一項に規定する六月経過日の前日までの期間とする。

二 第二項中「これらの規定」とあるのは、「同法第七十二条第五項第一号」とする。

5 第三項に定めるもののほか、第一項第二号に掲げる防衛特別法人税の額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(通算法人の災害等による防衛特別法人税中間申告書の提出期限の延長)

第二十三條 国税通則法第十一条の規定により通算法人の第二十一条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

(防衛特別法人税中間申告書の提出がない場合の特例)

第二十四條 防衛特別法人税中間申告書を提出すべき法人がその防衛特別法人税中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し第二十一条第一項各号に掲げる事項(仮決算中間申告法人にあつては、第二十二條第一項各号に掲げる事項)を記載した防衛特別法人税中間申告書の提出があつたものとみなして、この章の規定を適用する。

第二款 確定申告

(確定申告)

第二十五條 法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額

三 第十六条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかつた金額

四 当該法人が当該課税事業年度につき防衛特別法人税中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる防衛特別法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度(当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものを除く。)に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内(当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)」とする。

3 外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内(恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第一百七十二条第二項の規定による納税管理人の届出をしない恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が法人税法第三百三十八条第一項第四号に規定する事業でこの法律の施行地において行うものを廃止する場合には、当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその有しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで)」とする。

4 第一項の法人が同項の課税事業年度の所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条(同法第四百四十四条の七において準用する場合を含む。)又は第七十五条の二(同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。)の規定により同法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税については、同法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第八項若しくは第十項において準用する同法第七十五条第七項の規定を準用する。

5 租税特別措置法第六十六条の三の規定は、前項において準用する法人税法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定の適用を受ける法人の第一項の規定による申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税について準用する。

(通算法人の災害等による防衛特別法人税確定申告書の提出期限の延長)

第二十六条 国税通則法第十一条の規定により通算法人の前条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第三款 電子情報処理組織による申告の特例

(電子情報処理組織による申告)

第二十七条 特定法人である内国法人は、第二十一条、第二十二條若しくは第二十五条又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、防衛特別法人税中間申告書若しくは防衛特別法人税確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書(以下この項及び第三項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又はこれに基づく命令を含む。)若しくは同法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている各課税事業年度の防衛特別法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ財務省長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力

装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。)とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 当該課税事業年度開始の時点における資本金の額、出資金の額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人

二 通算法人(前号に掲げる法人を除く。)

三 保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社(前号に掲げる法人を除く。)

四 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この章(これに基づく命令を含む。)及び国税通則法(第二百二十四条を除く。)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に財務省長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十六項に規定する法人番号をいう。)の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第二十八条 前条第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第一項の承認を受けている場合には、当該承認に係る財務省長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

第四款 納付

(中間申告による納付)

第二十九条 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した第二十一条第一項第一号に掲げる金額(第二十二條第一項各号に掲げる事項を記載した防衛特別法人税中間申告書を提出した場合には、同項第二号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する防衛特別法人税を国に納付しなければならない。

(確定申告による納付)

第三十条 第二十五条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する防衛特別法人税を国に納付しなければならない。

第五款 還付

(外国税額の還付)

第三十一条 防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、当該防衛特別法人税確定申告書に第二十五条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、財務省長は、当該防衛特別法人税確定申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の防衛特別法人税確定申告書の提出期限(当該防衛特別法人税確定申告書が期限後申告書である場合には、当該防衛特別法人税確定申告書提出した日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当する日(同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を同項の防衛特別法人税確定申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充当する方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条 防衛特別法人税中間申告書の提出

課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に第二十五条第一項第五号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3 第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項の規定により還付をすべき中間納付額の納付の日(その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当する日(同日前に充当するものに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。ただし、同項の防衛特別法人税確定申告書が期限後申告書である場合には、当該申告書の提出期限の翌日からその提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

4 第一項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

5 前二項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充当する方法その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条 防衛特別法人税の還付があつた場合の還付

(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)
 税務署長は、法人税法第八十条第九項の還付請求書を提出した内国法人又は同法第四十四条の十三第三十二項の還付請求書を提出した外国法人に対して同法第八十条第十項(同法第四十四条の十三第三十三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度、同法第四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の防衛特別法人税の額(附帯税の額を除くもの)とし、第十六条第一項、第二項若しくは第八項又は第十九条の規定により控除された金額がある場合には当該金額を加算した金額とし、第十六条第九項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。)でその還

付の時において確定しているもの(既にこの項の規定の適用がある場合には、当該防衛特別法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定防衛特別法人税の額」という。)があるときは、当該内国法人又は外国法人に対し、当該確定防衛特別法人税の額のうち、同法第八十条第十項の規定による還付金の額に百分の四を乗じて計算した金額に当該課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度、同法第四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に該当する課税事業年度については、防衛特別法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定による還付金については、還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の還付請求書に係る法人税法第八十条第十項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合における同条第十一項(同法第四十四条の十三第三十三項において準用する場合を含む。)に規定する三月を経過した日から前項の規定による還付のための支払決定をする日又は同項の規定による還付金につき充当する日(同日前に充当するものに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。ただし、同項ただし書の防衛特別法人税確定申告書が期限後申告書である場合において、その提出された日が当該三月を経過した日以後であるときは、当該三月を経過した日から当該提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

第六款 更正の請求の特例

(更正の請求の特例)
第三十四条 法人税法第八十一条の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。)を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第二十五条第一項第二号若しくは第四号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となり、又は当該課税事業年度に係る同項第五号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過小となるにつき準用する。

一 法人税法第二十一条第三号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号までに掲げる金額又は同法第四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは同条第二項第一号から第五号までに掲げる金額

二 地方税法第二条第十五号に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第五号までに掲げる金額

三 防衛特別法人税確定申告書に記載すべき第二十五条第一項第一号から第五号までに掲げる金額

第三十五条 内国法人の提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準

準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額を超えている場合において、その超える金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該課税事業年度の防衛特別法人税につき、当該事実を仮装して経理した内国法人が当該課税事業年度後の各課税事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

2 税務署長が第三十九条第一項の更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及び二又はホに掲げる金額のうち我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)第三十九条第一項又は第二項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例)の規定の適用がある金額」とする。

（青色申告書に係る更正）

第三十六条 法人が法人税法第二百一十一条第一項（同法第四百六十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けている場合には、その法人は、防衛特別法人税中間申告書及び防衛特別法人税確定申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書（次項において「防衛特別法人税申告書」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2 法人が法人税法第二百一十一条第一項（同法第四百六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二百一十一条第一項の承認を取り消された場合には、同項の承認の取消しに係る同法第二百一十一条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した防衛特別法人税申告書（納付すべき義務が同日前に成立した防衛特別法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によって提出する防衛特別法人税申告書という。）第五項において同じ。）以外の申告書とみなす。

3 通算法人が法人税法第二百一十一条第一項の規定により同法第二百一十一条第一項の承認を取り消された場合には、その承認の取消しについては、前項の規定は、適用しない。

4 通算法人であった法人に係る第二項の規定の適用については、同項中「事業年度」とあるのは、「事業年度（当該事業年度が同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日がある場合にその法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）前事業年度である場合に、当該失効事業年度」とする。）

5 法人税法第三百三十条第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る防衛特別法人税について準用する。

（更正等による外国税額の還付）

第三十七条 内国法人の提出した防衛特別法人税確定申告書に係る防衛特別法人税につき更正（当該防衛特別法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第二十五条第一項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金については、還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日）と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当する日（同日前に充当するものに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を同項の防衛特別法人税確定申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当する方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）
第三十八条 防衛特別法人税中間申告書提出した法人のその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があった場合において、その決定に係る第二十五条第一項第五号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 防衛特別法人税中間申告書提出した法人のその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税につき更正（当該防衛特別法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。第四項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は決

定（同法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び同号イにおいて「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第二十五条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

4 第一項又は第二項の規定による還付金については、還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期前に納付された場合には、その納期）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当する日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。
一 第一項の規定による還付金 同項に規定する課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から第一項の決定の日までの日数
二 第二項の規定による還付金 同項に規定する課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）
（1）更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。）（1）において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日
（2）国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する課税事業年度の課税標準法人税額の計算の基礎となつた事実のうち含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為が無効であることに基き消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基き行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日
5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。
7 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当する方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の特例）
第三十九条 内国法人の提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額を超え、かつ、その超える額のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該課税事業年度の防衛特別法人税につき更正をしたとき（当該内国法人につき当該課税事業年度

終了の日から当該更正の日の前日までの間に第三項各号又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該内国法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人につき当該適格合併の日から当該更正の日の前日までの間に当該事実が生じたときを除く。は、当該課税事業年度の防衛特別法人税として納付された金額で政令で定めるものうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの(以下この条において「仮装経理防衛特別法人税額」という。)は、次項、第三項又は第七項の規定の適用がある場合のこれらの規定による還付金の額を除き、還付しない。

2 前項に規定する場合において、同項の内国法人(当該内国法人が同項の更正の日の前日までに適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人。以下この項において同じ。)の前項の更正の日の属する課税事業年度開始の前日一年以内を開始する各課税事業年度の防衛特別法人税の額(附帯税の額を除く。)で当該更正の日の前日において確定しているもの(既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この項において「確定防衛特別法人税額」という。)があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該更正に係る仮装経理防衛特別法人税額のうち当該確定防衛特別法人税額に達するまでの金額を還付する。

3 第一項の規定の適用があつた内国法人(当該内国法人が適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人。以下この条において「適用法人」という。)について、同項の更正の日の属する課税事業年度開始の日(当該更正が当該適格合併に係る被合併法人の課税事業年度の防衛特別法人税について当該適格合併の前日にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する課税事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限(当該更正の日から当該課税事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める日の属する課税事業年度の同項の規定による申告書の提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。)が到来した場合(当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかつた場合)にあつては、当該申告書に係る期限後申告書の提出又は当該申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税についての国税通則法第二十五条の規定による決定があつた場合には、税務署長は、当該適用法人に対し、当該更正に係る仮装経理防衛特別法人税額(既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第十九条の規定により控除された金額を除く。)を還付する。

- 一 残余財産が確定したこと。その残余財産の確定の日
- 二 合併(適格合併を除く。)による解散をしたこと。その合併の日の前日
- 三 破産手続開始の決定による解散をしたこと。その破産手続開始の決定の日
- 四 法人税法第二十九条に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと。その該当することとなつた日の前日
- 4 適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人は、当該事実が生じた日以後一年以内、納税地の所轄税務署長に対し、その適用に係る仮装経理防衛特別法人税額(既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及び第十九条の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。)の還付を請求することができる。

- 一 更生手続開始の決定があつたこと。
- 二 再生手続開始の決定があつたこと。
- 三 前二号に掲げる事実に基づき政令で定める事実
- 5 内国法人につきその各課税事業年度の課税標準法人税額を減少させる更正で当該内国法人の当該各課税事業年度開始の前日に終了した課税事業年度の防衛特別法人税についてされた更正(当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の前日に終了した課税事業年度の防衛特別法人税についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という。)に

伴うもの(以下この項において「反射的更正」という。)があつた場合において、当該反射的更正により減少する部分の課税標準法人税額のうち当該原更正に係る課税事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各課税事業年度において当該内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前各項の規定を適用する。

6 第四項の規定による還付の請求しようとする適用法人は、その還付を受けようとする仮装経理防衛特別法人税額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、仮装経理防衛特別法人税額を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

8 第二項、第三項又は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日(第三項の規定による還付金にあつては同項の最終申告期限(同項の期限後申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日とし、前項の規定による還付金にあつては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当する日(同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

9 第一項の場合において、同項の更正により第二十五条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理防衛特別法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

第五節 雑則

(通算法人の電子情報処理組織による申告)

第四十条 通算親法人が、他の通算法人の第二十七条第一項に規定する防衛特別法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合においては、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

2 前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の防衛特別法人税の申告について第二十七条第五項に規定する措置を講じたものとみなす。(連帯納付の責任)

第四十一条 法人税法第五十二条第一項及び第二項の規定は、通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人につきその通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立した各課税事業年度の防衛特別法人税について準用する。

2 法人税法第五十二条第三項及び第四項の規定は、第七条第三項において準用する同法第四条の四第二項の規定により同法第五十二条第三項に規定する主宰受託者が納めるものとされる防衛特別法人税について準用する。(当該職員の問題検査権等)

第四十二条 国税通則法第七十四条の二(第一項第二号に係る部分に限る。次項において同じ。)及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、防衛特別法人税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二の規定による防衛特別法人税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)
 第四十三条 この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第二十六号 第六号	又は 規定	若しくは 又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)以下「特別措置法」という)第三十一条(外国税額の還付)の規定若しくは第三十七条(更正等による外国税額の還付)の規定
法人税法第二十四号 第六号	又は 規定	若しくは 又は特別措置法第三十三条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定
法人税法第二十条 第六号	地方法人税	地方法人税並びに防衛特別法人税
法人税法第三十八号 第八号	額は 額を	額並びに防衛特別法人税(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く)の額は
法人税法第三十七号 第七号	額と当該	額並びに当該
法人税法第六十条 第九号	並びに同法 の規定による	並びに地方法人税法 (三)並びに特別措置法第十六条第一項及び第八項(同条第十項)において準用する場合を含む)並びに第十九条(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除)の規定による
法人税法第八十条 第一号	掲げる金額又は 掲げる金額又は	掲げる金額若しくは 掲げる金額又は特別措置法第六条第十五号(定義)に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき特別措置法第二十五条第一項第一号から第五号まで(確定申告)に掲げる金額につき

法人税法第二百四十二号 第四号	又は 計算した	若しくは 計算した金額に相当するものに限る)又は特別措置法第三十三条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定による還付金(同号に定める金額に百分の四を乗じて計算した金額)に課税する事業年度の特別措置法第十三条第二項(課税標準)に規定する課税標準額を乗じてこれを当該課税事業年度の特別措置法第十三条第二号(基準法人税額)に定める基準法人税額で除して計算した
法人税法第二百四十一条	及び	、防衛特別法人税控除限度額として政令で定める金額及び
法人税法第二百四十五条	掲げる金額又は	掲げる金額若しくは 掲げる金額又は特別措置法第六条第十五号(定義)に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき特別措置法第二十五条第一項第一号から第五号まで(確定申告)に掲げる金額につき
地方法人税法第二十四号	掲げる金額につき	掲げる金額又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)第六条第十五号に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき同法第二十五条第一項第一号から第五号までに掲げる金額につき
租税特別措置法第九号 第九号	及び地方法人 税法	、地方法人税法及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)以下「特別措置法」という)
租税特別措置法第九号 第六号	及び地方法人 税法	、地方法人税法及び特別措置法
租税特別措置法第九号 第四号	地方法人税法 及び特別措置法	地方法人税法及び特別措置法
租税特別措置法第九号 第四号	並びに地方 人税法	、地方法人税法並びに特別措置法
租税特別措置法第九号 第六号	及び 地方法人税を 除く)	、 地方法人税を除く)の額(附帯税の額を除く)及び防衛特別法人税
租税特別措置法第九号 第六号	規定は	規定並びに特別措置法第十三条第八項の規定は

租税特別措置法第九十三条第一項第二号	準用する法人税法第七十五条第七項	十五 準用する法人税法第七十五条第七項並びに特別措置法第二十五条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項
国税通則法第三十号	地方法人税	地方法人税並びに防衛特別法人税
国税通則法第九号	還付)の	還付)若しくは我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という)第三十三条第一項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の
国税通則法第二十一号	地方法人税	地方法人税、防衛特別法人税
国税通則法第二十三号	加算した金額	加算した金額(特別措置法第六号第十八号(定義)に規定する中間納付額又は特別措置法第十六号(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額があるときは、これらの金額を加算した金額)
地方通則法第八十号	地方法人税	地方法人税、防衛特別法人税
地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)第五十三号第三十六項	及び第十項	及び第十項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第十六号)以下この条において「特別措置法」という)第十八号第一項
地方税法第五十三号第三十七項	同条第四項	租税特別措置法第六十六号の七第四項
地方税法第五十三号第三十八項	所得地方法人税額及び	所得地方法人税額及び特別措置法第十八号第一項に規定する防衛特別法人税の額
地方税法第五十三号第三十八項	額及び	額、
地方税法第五十三号第三十八項	同条第三項	租税特別措置法第六十六号の九の三第三項
地方税法第五十三号第三十八項	所得地方法人税額及び	所得地方法人税額及び特別措置法第十八号第二項に規定する防衛特別法人税の額
地方税法第五十三号第三十八項	額、	額、
地方税法第五十三号第三十八項	同条第四項	租税特別措置法第六十六号の七第四項
地方税法第五十三号第三十八項	額及び	額、
地方税法第五十三号第三十八項	計算した金額	計算した金額及び特別措置法第十六号第一項の防衛特別法人税控除限度額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額

地方税法第五十三号第四十項	三 地方税法第十二号(第六号)に定める部分(以下「三」)に掲げる場合における税額	三 地方税法第十二号(第六号)に定める部分(以下「三」)に掲げる場合における税額
地方税法第五十三号第四十一項	及び第三号	、第三号及び第四号
地方税法第五十三号第四十五項	三 地方税法第十二号(第六号)に定める部分(以下「三」)に掲げる場合における税額	三 地方税法第十二号(第六号)に定める部分(以下「三」)に掲げる場合における税額
地方税法第三十六号第三十一項	及び第十項	及び第十項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この条において「特別措置法」という)第十八号第一項
地方税法第三十六号第三十二項	同条第四項	租税特別措置法第六十六号の七第四項
地方税法第三十六号第三十二項	所得地方法人税額及び	所得地方法人税額及び特別措置法第十八号第一項に規定する防衛特別法人税の額
地方税法第三十六号第三十二項	額及び	額、
地方税法第三十六号第三十二項	同条第四項	租税特別措置法第六十六号の七第四項
地方税法第三十六号第三十二項	額及び	額、
地方税法第三十六号第三十二項	計算した金額	計算した金額及び特別措置法第十六号第一項の防衛特別法人税控除限度額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額

地方税法第三百三十七項	及び第九項 同条第三項 額及び 所得地方法人 税額	及び第九項並びに特別措置法第十八条第二項 租税特別措置法第六十六条の九の三第三項 額、 所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第二項に規定する 防衛特別法人税の額
地方税法第三百三十八項	計算した金額 控除限度額及 び	計算した金額及び特別措置法第十六条第一項の防衛特別法人税控除限度額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額 控除限度額
地方税法第三百四十二項	三 地方法人 税法第十二 条第六項 （第一号に 係る部分に 限る）の規 定の適用が ある場合 （同号に掲 げる場合に おける税額 控除額が当 初申告税額 と異なる場 合に限る）	三 地方税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る） 四 特別措置法第十六条第六項（第一号に係る部分に限る）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る）
地方税法第三百四十一項	三 地方法人 税法第十二 条第六項 （第一号に 係る部分に 限る）の規 定の適用が ある場合 （同号に掲 げる場合に おける税額 控除額が当 初申告税額 と異なる場 合に限る）	三 地方税法第十二条第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る） 四 特別措置法第十六条第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る）
地方税法第三百四十五項	三 地方法人 税法第十二 条第六項 （第一号に 係る部分に 限る）の規 定の適用が ある場合 （同号に掲 げる場合に おける税額 控除額が当 初申告税額 と異なる場 合に限る）	三 地方税法第十二条第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る） 四 特別措置法第十六条第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る）
地方税法第七百三十四条第三項	三 地方法人 税法第十二 条第六項 （第一号に 係る部分に 限る）の規 定の適用が ある場合 （同号に掲 げる場合に おける税額 控除額が当 初申告税額 と異なる場 合に限る）	（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の規定を準用する。

- 2 前項に定めるもののほか、法人税、地方法人税及び防衛特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - 一 国税通則法第七十一条第一号の規定の適用については、法人税及び防衛特別法人税は、同一の税目に属する国税とみなす。
 - 二 法人税（各事業年度の所得に対する法人税に限る。以下この号、次項及び第五項において同じ。）又は防衛特別法人税に係る更正決定等（国税通則法第五十八条第一号イに規定する更正決定等をいう。以下この条において同じ。）については不服申立てがされている場合において、当該法人税又は防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である他の防衛特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百四条第二項又は第四百五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の防衛特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は防衛特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。地方法人税（地方税法第六条第一項第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。以下この号、次項及び第五項において同じ。）又は防衛特別法人税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合における当該地方法人税又は防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である他の防衛特別法人税又は地方法人税についてされた更正決定等についても、同様とする。
- 3 国税通則法第七十条第三項（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（同法第五十九条の三第十四項、第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）以下この項及び第五項において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る更正が行われた場合には、当該法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税について更正又は当該更正に伴って行われることとなる加算税（同法第六十九条に規定する加算税をいう。以下この条において同じ。）についてする賦課決定（同法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）は、同法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第八項（第十三項から第十五項までにおいて準用する場合を含む。）以下この項及び第五項において同じ。）の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。同条第三項（第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である法人税についての更正又は賦課決定、同条第三項（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により地方法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該地方法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税についての更正又は賦課決定並びに国税通則法第七十条第三項（第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である地方法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。
- 4 前項の場合において、国税通則法第七十条第五項、第七十一条及び七十二條の規定の適用については、同項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十三条第三項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、同項第二号中「又は第三項」とある

の「若しくは第三項又は特別措置法第四十三條第三項」と、同法第七十一條第一項中「日が前條」とあるのは、「日が前條又は特別措置法第四十三條第三項(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)と、同條」とあるのは、「前條及び同項」と、同法第四十號口中「前條」とあるのは「前條又は特別措置法第四十三條第三項」と、同法第七十二條第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第四十三條第三項(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正があつた日」とする。

5 国税通則法第七十一條第一項(第三号に係る部分に限るものとし、租税特別措置法第六十六條の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が国税通則法第七十條の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税についての更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来するときは、当該防衛特別法人税についての更正又は当該更正に伴って行われることとなる加算税の請求があつた日から六月間においても、することができ。同法第七十一條第一項(同号に係る部分に限るものとし、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において同号に定める期間の満了する日が同法第七十條の規定、地方法人税法第六十六條第一項(租税特別措置法第六十六條の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、租税特別措置法第六十六條の四第二十七項の規定又は第三項の規定により当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である法人税についての更正又は賦課決定、国税通則法第七十一條第一項(同号に係る部分に限るものとし、租税特別措置法第六十六條の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に定める期間の満了する日後に到来するときににおける当該法人税についての更正又は賦課決定、国税通則法第七十一條第一項(同号に係る部分に限るものとし、租税特別措置法第六十六條の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に定める期間の満了する日及び前項の規定により同号に定める期間の満了する日が国税通則法第七十條の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該地方法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税についての更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来するときににおける当該防衛特別法人税についての更正又は賦課決定並びに同法第七十一條第一項(同号に係る部分に限るものとし、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において同号に定める期間の満了する日が同法第七十條の規定、地方法人税法第二十六條第一項(租税特別措置法第六十六條の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、租税特別措置法第六十六條の四第二十七項の規定又は第三項の規定により当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である地方法人税についての更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来するときににおける当該地方法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

6 前項の場合において、国税通則法第七十二條第一項の規定の適用については、同項中「あつた日」とあるのは、「あつた日とし、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三條第五項(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正があつた日」とする。

7 法人の各課税事業年度の所得に対する法人税につき租税特別措置法第六十六條の四第二十六項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の防衛特別法人税(同項の規定の適用に係る部分に限る。)に係る国税通則法第二十三條第一項(第二号を除く。)の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「七年」とする。

8 更正決定等次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十條第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から掲げるものを経過する日まで、することができ。この場合において、同法第三項及び第四項並びに同法第七十一條第一項の規定の適用については、同法第七十條第三項中「の規定により」とあるのは、「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第四十三條第八項(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)の規定により」と、「前二項」とあるのは、「前二項及び同法第八項」と、同法第四項中「第一項」とあるのは、「第一項及び特別措置法第四十三條第八項」と、同法第七十一條第一項中「日が前條」とあるのは、「日が前條及び特別措置法第四十三條第八項(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)と、同條」とあるのは、「前條及び同項」と、同法第四十號口中「前條」とあるのは、「前條及び特別措置法第四十三條第八項」とする。

6 一次に掲げる更正決定(更正又は決定(国税通則法第二十五條の規定による決定をいう。第十九條、第十八項及び第二十三項において同じ。)をいう。以下この項において「課税標準等」という。)又は同法第一項に規定する課税標準等(以下この項及び第十六項において「課税標準等」という。)に異動を生ずべき防衛特別法人税に係る更正決定 当該更正決定に係る防衛特別法人税の同法第二十七條第七号に規定する法定申告期限(イ又はロの法人税に係る更正が同法第六十一條第一項第二号に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日)

イ 法人が当該法人に係る租税特別措置法第六十六條の四第一項に規定する国外関連者との取引を同項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定

ロ イに掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定
ニ 前号イ若しくはロに掲げる更正決定又は同号イに規定する事実に基づいてする法人税に係る国税通則法第二十二條第六号に規定する納税申告書(同法第十七條第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。)の提出若しくは前号ロに規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき防衛特別法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその防衛特別法人税に係る加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

9 租税特別措置法第六十六條の四第二十八項及び第二十九項の規定は、防衛特別法人税に係る国税通則法第七十二條第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

10 第八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十條第三項の規定による更正若しくは賦課決定又は同法第四項の規定による賦課決定により納付すべき防衛特別法人税に係る同法第七十二條第一項の規定の適用については、同項中「(第七十條第三項)とあるのは、「特別措置法第四十三條第八項(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される第七十條第三項」と、第七十條第三項」とあるのは、「特別措置法第四十三條第八項の規定により読み替えて適用される第七十條第三項」と、第七十條第四項」とあるのは、「特別措置法第四十三條第八項の規定により読み替えて適用される第七十條第四項」とする。

11 租税特別措置法第六十六條の四第三十一項の規定は、防衛特別法人税に係る延滞税について準用する。

12 租税特別措置法第六十六條の四の二の規定は、第八項第一号に掲げる更正決定により納付すべき防衛特別法人税の額及び当該防衛特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、同法第四項中「納税の猶予」とあるのは、「納税の猶予(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三條第十二項(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。以下同じ。))と、同法第六項中「の規定による納税の猶予を含む)又は」と、同法第五十二條第一項」と「の規定による納税の猶予を含む)又

13 第七項から第十項までの規定は、法人が当該法人に係る租税特別措置法第五十九条の第三第二項第一号に規定する関連者との間で行った同項第五号イに規定する特許権譲受等取引につき、同条第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	租税特別措置法	租税特別措置法第五十九条の第三十四項において準用する同法
第八項	第四十三條第八項（特例等）	第四十三條第十三項（特例等）において準用する同条第八項
第八項第一号イ	同項	同法第五十九条の第三第四項
第九項	租税特別措置法	租税特別措置法第五十九条の第三十四項において準用する同法
第十項	第四十三條第八項（特例等）	第四十三條第十三項（特例等）において準用する同条第八項
第七項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
第八項	第四十三條第八項（特例等）	第四十三條第十四項（特例等）において準用する同条第八項

14 第七項から第十二項までの規定は、恒久的施設を有する外国法人の租税特別措置法第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引につき、同項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号イ	当該法人に係る租税特別措置法第六十六條の四の三第一項に規定する独立企業間価格と異なる額とした	租税特別措置法第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした
第九項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
第十項	第四十三條第八項（特例等）	第四十三條第十四項（特例等）において準用する同条第八項
第十一項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
第十二項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
第七項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法
第八項	第四十三條第八項（特例等）	第四十三條第十五項（特例等）において準用する同条第八項
第八項第一号イ	当該法人に係る租税特別措置法第六十六條の四の三第一項に規定する独立企業間価格と異なる額とした	租税特別措置法第六十七条の十八第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした

15 第七項から第十二項までの規定は、租税特別措置法第六十七条の十八第一項に規定する国外事業所等を有する内国法人の同項に規定する内部取引につき、同項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

23 租税条約等実施特例法第七條第四項（同項の表法人税法第八十一條の項及び法人税法第四百四十五條の項に係る部分に限る。）の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第三十四條各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七條第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る第二十五條第一項第二号若しくは第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる時、又はその更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る同項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過小となる時、その更正を受けた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、同表法人税法第八十一條の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十三條第二十二項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と、同表法人税法第四百四十五條の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（特別措置法第四十三條第二十二項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

24 租税条約等実施特例法第七條第五項の規定は、第二十二項において準用する同條第一項又は第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

25 前各項に定めるもののほか、防衛特別法人税に係る法人税に関する法令の規定の技術的読替え、租税特別措置法第四十二條の四第八項第六号若しくは第七号（これらの規定を同條第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二條の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七條の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十二條第一項、第六十二條の三第一項若しくは第九項又は第六十三條第一項の規定の適用がある場合における前節の規定の適用に関する事項その他この章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第四十四條 偽りその他不正の行為により、第二十五條第一項第二号に規定する防衛特別法人税の額（第十六條の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同條の規定を適用しないでした防衛特別法人税の額）につき防衛特別法人税を免れ、又は第三十三條第一項の規定による防衛特別法人税の還付を受けた場合には、法人（人格のない社団等を含む。第三項、次条並びに第四十八條第一項及び第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第四十六條までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第四十八條第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた防衛特別法人税の額又は同項の還付を受けた防衛特別法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた防衛特別法人税の額又は還付を受けた防衛特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第二十五條第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同項第二号に規定する防衛特別法人税の額（第十六條の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を適用しないでした防衛特別法人税の額）につき防衛特別法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた防衛特別法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた防衛特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

第四十五條 正当な理由がなくて第二十五條第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第四十六條 第二十二條第一項各号に掲げる事項を記載した防衛特別法人税中間申告書に偽りの記載をして税務署長に提出したときは、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第四十二條第一項において準用する国税通則法第七十四條の二の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十二條第一項において準用する国税通則法第七十四條の二の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第四十八條 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）、又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第四十四條第一項若しくは第三項又は前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各條の罰金を科す。

2 前項の規定により第四十四條第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五章 たばこ税法の特例

（たばこ税の税率の特例）

第四十九條 令和九年四月一日以後に製造たばこ（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第三條に規定する製造たばこをいう。以下この条において同じ。）の製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九條に規定する保税地域をいう。次項において同じ。）から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき八千三百二十円とする。

2 令和九年四月一日以後にたばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、同條及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき一万五千九百二十四円とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三條 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。附則第五十三條及び第五十四條中「を除く」を「及び公益信託に関する法律附則第四條第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和七年十二月一日

イ 第一條中所得税法第二條第三十二號の改正規定、同項第三十三號の改正規定、同項第三十四號の改正規定（四十八万円）を「五十八万円」に改める部分に限る。）、同法第二十八條第三項の改正規定、同法第八十三條第一項第一號の改正規定、同法第八十四條の次に一條を加

える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第八十七条第一項の改正規定、同法第九十条第三項第三号の改正規定、同法第九十一条第一項第二号口の改正規定、同法第九十二条第二号ホを同号へとし、同号二の次に次のように加える改正規定、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同法第九十五条の三第一項の改正規定、同法第九十五条の四とし、同法第九十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八条第四項の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第六条第一項、第三項及び第四項、第七條、第八條第一項、第九條第二項、第三項及び第五項から第七項まで、第十條第三項から第五項まで並びに第十一條の規定

イ 第八条中租税特別措置法第二十七条の改正規定及び同法第四十一条の十六の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十二条及び第三十七条の二（第二項を除く。）の規定

二 次に掲げる規定 令和八年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第三十四号の改正規定（「四十八万円」を「五十八万円」に改める部分を除く。）、同項第三十四号の次に一号を加える改正規定、同法第八十五条第一項第一号及び第二号並びに第八十六条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、同法第八十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十条第二号八の改正規定、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第二百三条の六の改正規定並びに同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分を除く。）並びに附則第六条第二項、第九条第一項及び第四項、第十條第一項及び第二項並びに第六十八條の規定

ロ 第八条中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三第九項の改正規定、同法第三十七條の十四の二の改正規定、同法第四十條の四第一項、第六項、第八項及び第十一項並びに第四十條の七第一項、第六項、第八項及び第十一項の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号、第四十一條の五の二第十二項第一号及び第四十一條の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十五の四の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二條の三の改正規定（同法第四項第二号に係る部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分を除く。）並びに附則第三十六條、第三十七條及び第三十七條の二第二項の規定

三 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十四條の三第四項の改正規定及び附則第十二條の規定

ロ 第二条の規定（同条中法人税法の目次の改正規定（「第五十三條」を削り、「第七目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十四條・第五十四條の二）」を「第七目の三 貸借取付株式を対価とする費用等（第五十四條・第五十四條の二）」とし、「第七目の四 不正行為等に係る費用等（第五十五條・第五十六條）」を「第七目の三 不正行為等に係る費用等（第五十五條・第五十六條）」とし、「第七目の四 不正行為等に係る費用（第五十三條）」を「第七目の三 不正行為等に係る費用等（第五十四條・第五十四條の二）」とし、「収益及び費用」を「工事の請負に係る収益及び費用」に改める部分に限る。）、同法第五十五條第五項に一号を加える改正規定、同法第二編第一章第一節第四款第七目の三を同款第七目の四とし、同款第七目の二を同款第七目の三とする改正規定、同法第五十二條の次に目名を付する改正規定、同法第五十三條の改正規定、同法第六十二條の八の改正規定、同節第七款の款名の改正規定、同法第六十三條を削る改正規定、同法第六十四條の見出しを削り、同款中同条を同法第六十三條とし、同條の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十三條、第十五條、第十八條、第十九條、第七十一條及び第七十三條の規定

ハ 第三条の規定及び附則第二十条の規定

ニ 第七条中国税通則法第十五條第二項第三号の二の改正規定及び同法第六十五條第三項第二号口の改正規定

ホ 第八条中租税特別措置法第二十二條第一項の改正規定（令和七年三月三十一日）を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十四條の二の改正規定（同条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十四條の三第一項の改正規定、同法第三十七條の十第四項の改正規定、同法第三十七條の十一第四項の改正規定、同法第三十八條第三項の改正規定、同法第五十八條の改正規定（同条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一條の二の改正規定（同条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一條の二の改正規定（同条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一條の三第一項の改正規定、同法第六十六條の七第四項第一号の改正規定、同法第六十六條の九の三第三項第一号の改正規定及び同法第八十八條の改正規定並びに附則第二十九條、第三十條、第三十三條、第三十四條第二項、第四十八條、第四十九條及び第五十八條から第六十條までの規定

ヘ 第十二條の規定及び附則第六十二條から第六十七條までの規定

四 次に掲げる規定 令和八年十一月一日

イ 第五条中消費税法第八條の改正規定、同法第二十七條（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十九條の二第一項の改正規定（電磁的記録その他のものを「購入記録情報その他のもの」に改める部分に限る。）、及び同法第六十五條第一号の改正規定並びに附則第二十一條の規定

ロ 第七条中国税通則法第三十三條第四項の改正規定及び同法第七十四條の二第一項第四号イの改正規定

ハ 第八条中租税特別措置法第八十六條の二の改正規定及び同法第八十七條の六の改正規定（同条第十二項中「事業者」を「事業者により保存され」に改める部分、「酒類製造者」を「酒類製造者により保存され」に改める部分及び「消費税」とあるのは「を」「この法律その他の消費税法に関する法律（これらに基づく命令を含む。）」とあるのは「財務省令で」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「関し消費税」とあるのは「関し」に改める部分を除く。）並びに附則第五十六條及び第五十七條第一項の規定

五 次に掲げる規定 令和九年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百十條の改正規定（同条第三項第三号に係る部分及び同条第四項第二号に係る部分を除く。）、同法第二百二十二條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項の改正規定並びに同法第六十六條の改正規定並びに附則第八條第二項の規定

ロ 第五条中消費税法第五十九條の二第一項の改正規定（「電磁的記録その他のものを「購入記録情報その他のもの」に改める部分を除く。）」及び附則第二十三條の規定

ハ 第八条中租税特別措置法第二十五條の二第四項第一号の改正規定及び同法第八十七條の六第十二項の改正規定（「事業者」を「事業者により保存され」に改める部分、「酒類製造者」を「酒類製造者により保存され」に改める部分及び「消費税」とあるのは「を」「この法律その他の消費税法に関する法律（これらに基づく命令を含む。）」とあるのは「財務省令で」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「関し消費税」とあるのは「関し」に改める部分に限る。）並びに附則第三十一條、第五十七條第二項及び第七十二條の規定

ニ 第九条の規定及び附則第六十一條の規定

第二項に、「に」に関するを「以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。に」に改める部分、「行う同法第二十一条の第二項第二号に規定する」とを削る部分、「に改め、以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。」を削る部分、「に」に限る。第六項を「次項」に改める部分及び「において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けたいときは、供用年度を「貸付けの用に供したる場合を除く。次項において同じ。）」には、その事業の用に供したる日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。次項の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）」に、「金額。第六項」を「金額。次項」に改める部分を除く。同条第六項の改正規定（「産業競争力強化法第二十一条の第二項第一項の認定」を「特定認定」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（第二十一条の第三十五項）を「第二十一条の第三十五」に、「第十項」を「第六項」に改める部分及び「第十七項」を「第十三項」に、「第二十一項、第三項、第四項又は前項」を「前二項」に、「第九項」を「第五項」に、「前三項」を「前二項」に改める部分を除く。及び同法第八十条第一項の改正規定（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日）第十四 第八条中租税特別措置法第三十七条の十一、第二項第十三号の改正規定及び附則第三十四条第一項の規定（金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行の日）第十五 次に掲げる規定（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日）

イ 第八条中租税特別措置法第四十条の改正規定及び同法第四十一条の十八の四第一項の改正規定
定

口 第十一条の規定
ハ 第十三条の規定

十六 第八条中租税特別措置法第四十四条の五の次に一条を加える改正規定（資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日）
（勤労学生の定義等に関する経過措置）

第二 第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。第二項第一項（第三十二号、第三十三号及び第三十四号に係る部分に限る。）」の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第二項第一項第三十二号、第三十三号又は第三十四号の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（給与所得に関する経過措置）

第三 新所得税法第二十八条の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第二十八条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）
第四 此の法律の施行の日（以下「施行日」という。前に第一項の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。第六十五条第一項に規定するリース譲渡を行った個人の令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。）」

2 施行日前に旧所得税法第六十五条第一項に規定するリース譲渡を行ったことがある個人（施行日前行われた同項に規定するリース譲渡に係る契約の移転を受けた個人を含む。）」の令和八年以後の各年分の旧リース譲渡（令和九年以前の各年分において行われた同項に規定するリース譲渡をいう。以下この条において同じ。）」に係る事業所得の金額の計算については、旧所得税法第六十五条（旧所得税法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）」の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧所得税法第六十五条第一項ただし書中「場合」とあるのは「場合（有得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この項及び次項において「令和七年改正法」という。）」附則第四条第三項第一号（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）に掲げる場合に該当する場合を除く。）」又は令和七年改正法附則第四条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた場合」と、「の年分」とあるのは「の年分又は同条第三項に規定する基準年以後の年分」と、同条第二項中「算入する」とあるのは「算入する。ただし、当該リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき、同日の属する年の翌年以後のいずれかの年において令和七年改正法附則第四条第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合は、同条第三項に規定する基準年以後の年分前の事業所得の金額の計算については、この限りでない」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法（以下この条において「旧効力所得税法」という。第六十五条第一項本文又は第二項本文（旧所得税法第六十五条第一項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。以下この条において同じ。）」の規定の適用を受ける個人）のその適用に係る旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収入金額及び費用の額（当該各号に定める年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収入金額」という。）」の年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 当該旧リース譲渡（旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用に係るものに限る。）」に係る収入金額及び費用の額につき令和八年又は令和九年において同項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた場合。その経理しなかつた年

二 当該旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額のうち、令和九年までの各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されなかつたものがある場合（次に掲げる場合に該当する場合を除く。）」令和十年

イ 前号に掲げる場合
ロ 当該旧リース譲渡（旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用に係るものに限る。）」に係る収入金額及び費用の額につき令和十年において同項に規定する延払基準の方法（同年以後の各年分において当該旧リース譲渡の対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額のみを当該各年の収入金額とする方法に限る。）」により経理した場合

4 旧効力所得税法第六十五条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける個人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合には、当該旧リース譲渡に係る未計上収入金額が当該旧リース譲渡に係る未計上経費額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額（事業を廃止した日の属する年及び同号に掲げる金額がそれぞれ第二号に掲げる金額を超える年）にあっては、同号に掲げる金額を、基準年以後の各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 当該未計上収入金額及び未計上経費額をそれぞれ六十で除し、これらにその年において事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額
二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

ロ イに掲げる金額のうちその年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額

5 前項の規定は、基準年の年分の所得税に係る確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかった場合又は同項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出がなかったこと又はその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第四項の規定を適用することができる。

7 第四項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

8 旧効力所得税法第六十五条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けている個人が死亡し、又は出国をする場合における旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他第二項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 新所得税法第六十七条の三(第三項及び第四項に係る部分に限る。)(の規定は、施行日以後に効力が生ずる同項第一号に規定する特定法人課税信託について適用する。

(特定親族特別控除等に関する経過措置)

第六節 新所得税法第八十四条の二(第二項第二号及び第三号に係る部分を除く。)(の規定は、令和七

年新所得税法第八十四条の二(第二項第二号に係る部分に限る。)(の規定は、令和八年分以後の所得

税について適用する。

3 新所得税法第八十五条の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所

得税については、なお従前の例による。

4 令和七年十二月一日以前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定に

よる確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告

書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があった場合には、

その更正後の事項)につき新所得税法第八十四条の二の規定の適用により異動を生ずることとな

ったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、

国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(基礎控除に関する経過措置)

第七節 新所得税法第八十六条の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前

の所得税については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日以前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条(これら

の規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)(の規定による確定申告書を提出した者及

び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決

定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項)につき新

所得税法第二百二十五条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずること

となつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更

正の請求をすることができる。

(確定申告書の添付書類に関する経過措置)

第八節 新所得税法第二百二十条第三項(第三号に係る部分に限る。)(所得税法第二百二十二条第三項、

第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。)(

の規定は、令和七年十二月一日以後に同年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合につ

いて適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和六年分以前の所得税に係る確定

申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二十条第六項及び第七項(これらの規定を新所得税法第二百二十二条第三項、第

百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。)(の規

定は、令和九年一月一日以後に令和八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について

適用する。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第九節 新所得税法第四編第二章第一節、第九十条(第二号ハに係る部分に限る。)(及び別表第二

から別表第四までの規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第八十三条第一項に規定

する給与等(以下この条及び附則第三十七条の二第二項において「給与等」という。)(について適用

し、同日以前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十条(第二号ホに係る部分に限る。)(及び別表第五の規定は、令和七年中に支払

うべき給与等(以下この条及び附則第三十七条の二第二項において「給与等」という。)(及び別表第五

の規定は、令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につ

き所得税法第二百三条の二の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

を超過する額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しな

ならない。

一 令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につ

き所得税法第二百三条の二の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

を超過する額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支

払をする場合において、第一号に掲げる所得税の額の合計額が同日以後その年最後に特定公的年金

等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し超過額があるときは、その超過

額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しな

ならない。

一 令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につ

き所得税法第二百三条の二の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

を超過する額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支

二 新所得税法第二百三条の三(第一号イ及び第四号に係る部分に限る。)及び第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第四十一条の十五の三(第二項第一号に係る部分に限る。)の規定並びにその居住者の新租税特別措置法第四十一条の十六の二の第四項に規定するその年中に支払を受けるべき公的年金等の額が同項に規定する現況において同条第三項に規定する政令で定める金額を超えるものとした場合における同条第四項の規定の適用があるものとしたときにおける令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収されるべき税額

4 前項の場合において、同項に規定する超過額を令和七年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない超過額(当該超過額のうちにも徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額)以下この項及び次項において「超過額」という。)があるときは、前項に規定する支払者は、その超過額を還付する。

5 過納額の還付の手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一條 前条第三項に規定する支払者が、同項の居住者に対して令和七年十二月一日以後その年最後に支払う特定公的年金等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合における同項から同条第五項までの規定の適用については、同条第三項中「掲げる所得税の額」とあるのは「掲げる所得税及び復興特別所得税の額」と、掲げる税額」とあるのは「掲げる合計額」と、所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と、同項第一号中「の合計額」とあるのは「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(次号において「特別措置法」という。)第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「税額」とあるのは「税額及び特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収されるべき税額の合計額」と、同条第四項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「一次条第一項の規定により読み替えて適用する前二項」とする。

2 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第九項及び第十項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する前条第三項又は第四項の規定による所得税及び復興特別所得税の充当又は還付があつた場合について準用する。(株式等の譲渡の対価の受領者等の告知に関する経過措置)

第十二條 新所得税法第二百二十四条の三第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年四月一日以後行われる同項に規定する償還金等の交付について適用する。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十三條 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定(附則第一条第三号口に掲げる改正規定に限る。)による改正後の法人税法(以下「令和八年新法人税法」という。)の規定は、内国法人の令和八年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、法人(人格のない社団等を含む。以下附則第十七条までにおいて同じ。)の同日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税及び法人の同日以後に開始する対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について適用し、内国法人の同日以前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

(賃貸借取引に係る費用に関する経過措置)

第十四條 第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)第五十三条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置)

第十五條 令和八年新法人税法第六十一条の二第二十項の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同項に規定する払戻しについて適用する。

(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置)

第十六條 新法人税法第六十二条の八第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する非適格合併等について適用し、施行日前に行われた第二号の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等については、なお従前の例による。

(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

第十七條 施行日前に旧法人税法第六十三条第一項に規定するリース譲渡を行った法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法人税法第六十三条第一項に規定するリース譲渡に係る契約の移転を受けた法人を含む。)の施行日以後に開始する事業年度(次項及び第四項において「経過措置事業年度」という。)の旧リース譲渡(令和九年三月三十一日以前に開始した事業年度において行われた同条第一項に規定するリース譲渡をいう。以下この条において同じ。)に係る所得の金額の計算については、旧法人税法第六十三条(旧法人税法第四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第六十三条第一項ただし書中「又は第三項若しくは第四項」とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号。以下この項及び次項において「令和七年改正法」という。)附則第十七条第三項第一号(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は第三項若しくは第四項の規定若しくは令和七年改正法附則第十七条第三項若しくは第四項」と、これらの規定の適用を受けた事業年度後」とあるのは「第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度後若しくは同条第三項に規定する基準事業年度以後」と、同条第二項ただし書中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項の規定又は令和七年改正法附則第十七条第三項若しくは第四項」と、これらの規定の適用を受けた事業年度後」とあるのは「次項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度後又は同条第三項に規定する基準事業年度以後」と、同条第三項中「各事業年度の所得の金額」とあるのは「各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第二十一条第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。)の所得の金額又は連結所得の金額」と規定する(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第二十一条第八号の四(定義)に規定する連結所得をいう。次項において同じ。)の金額」と、同条第四項中「各事業年度の所得の金額」とあるのは「各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法(以下この項及び次項において「旧効力法人税法」という。)第六十三条第一項本文又は第二項本文(旧法人税法第四十二条第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定の適用を受ける法人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額の各号に掲げる場合、当該収益の額及び費用の額は、当該各号に定める事業年度の開始の日以前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日以前に開始した各連結事業年度の所得の額(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。第二号において同じ。)の連結所得(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第十八号の四に規定する連結所得をいう。第二号において同じ。)の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収益額」と及び「未計上費用額」という。)は、当該各号に定める事業年度(次項及び第五項において「基準事業年度」という。)の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一 当該旧リース譲渡(旧効力法人税法第六十三条第一項本文の規定の適用に係るものに限る。)に係る収益の額及び費用の額につき令和九年三月三十一日以前に開始した経過措置事業年度の確定した決算(法人税法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間(通算子法号)にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間)については同法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載した中間申告書提出する場合には、その期間に係る決算。次号口において同じ。)において旧効力法人税法第六十三条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた場合、その経理しなかつた決算に係る事業年度

二 当該旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち、令和九年三月三十一日以前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日以前に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されなかったものがある場合（次に掲げる場合に該当する場合を除く。）同日後最初に開始する事業年度

イ 前号に掲げる場合

ロ 当該旧リース譲渡（旧効力法人税法第六十三條第一項本文の規定の適用に係るものに限る。）に係る収益の額及び費用の額につき令和九年三月三十一日後最初に開始する経過措置事業年度の確定した決算において同項に規定する延払基準の方法（当該経過措置事業年度以後の各事業年度において当該旧リース譲渡の対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額のみを当該各事業年度の収益の額とする方法に限る。）により経理した場合

4 旧効力法人税法第六十三條第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける法人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該旧リース譲渡に係る未計上収益額が当該旧リース譲渡に係る未計上費用額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額（解散若しくは事業の全部の廃止若しくは譲渡（適格分割による分割承継法人への譲渡その他の政令で定めるものを除く。）の日の属する事業年度、清算中の事業年度又は被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日の属する事業年度、普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合におけるその該当することとなる日の前日の属する事業年度及び同号に掲げる金額がそれぞれ第二号に掲げる金額を超える事業年度にあつては、同号に掲げる金額）を、基準事業年度以後の各経過措置事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一 当該未計上収益額及び未計上費用額をそれぞれ六十で除し、これらに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該未計上収益額及び未計上費用額
ロ イに掲げる金額のうち当該事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額

5 前項の規定は、基準事業年度の確定申告書（基準事業年度の中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第四十四條の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したものを提出する場合）には、その中間申告書。次項において同じ。）に前項の規定により益金の額及び損金の額に算入される金額の申告の記載がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第四項の規定を適用することができる。

7 第四項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

8 適格合併、適格分割又は適格現物出資により旧リース譲渡に係る契約の移転があつた場合における当該旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国内最低課税額の計算に関する経過措置）

第十八条 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第一号に掲げる内国法人（各種投資会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。第三項及び第七項において同じ。）である構成会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に対する所有持分（令和八年新法人税法第八十二条第八号に規定する所有持分をいう。第三項において同じ。）を有する他の構成会社等のうちに我が国をその所在地国（令和八年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。以下この項及び第三項

において同じ。）としないものがある場合における当該各種投資会社等である構成会社等その他の政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「対象外構成会社等」という。）を除く。以下この項において同じ。）が令和八年四月一日から同年十二月三十一日まで間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までで終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合に、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第一号に定める金額は、零とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該対象会計年度に係る国別報告事項（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表（令和八年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。）を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。）又はこれに相当する事項として租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局（以下この項において「所轄税務署長等」という。）に提供された我が国に係る収入金額（当該内国法人に係る特定多国籍企業グループ等（令和八年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。）に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、対象外構成会社等を除く。イにおいて同じ。）のうちに、国別報告事項にその情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれない構成会社等として財務省令で定めるものがある場合は、当該構成会社等に係る収入金額として財務省令で定める金額を加算した金額）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。）の所在地国に提供されるものとした場合における我が国に係る当該収入金額）が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された我が国に係る税引前当期利益の額（当該税引前当期利益の額の計算において、令和八年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。ロ及び次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における我が国に係る調整後税引前当期利益の額）が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額（零を超えるものに限る。）のうちに占める割合が百分の十七以上であること。

イ 当該対象会計年度に係る我が国を租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域とする全ての構成会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等及び対象外構成会社等を除く。）の連結等財務諸表に記載された法人税の額その他の財務省令で定める金額（当該金額のうち、令和八年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性があつる金額として財務省令で定める金額が含まれていない場合は、これらを除く。）の合計額

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された我が国に係る調整後税引前当期利益の額（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における我が国に係る調整後税引前当期利益の額）

三 前号口に掲げる金額が当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第四項の規定を適用しないで計算した場合の同条第二号イ(2)に掲げる金額(当該対象会計年度の係る国別報告事項又はこれに相当する事項における租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域とその所在地国が我が国である構成会社等(対象外構成会社等を除く)に係るものに限る)以下であること。

二 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一 前項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和八年新法人税法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等(当該内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があること(同条第六項の規定の適用がある場合に限る)。

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度(我が国において令和六年四月一日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第十四条第一項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る)においても、我が国につき同条第一項の規定(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む)の適用を受けて令和八年新法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するもの計算が行われていること。

三 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に掲げる内国法人(各種投資会社等である共同支配会社等(令和八年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ)に対する所有持分を有する当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等のうち我が国をその所在地国としないものがある場合における当該各種投資会社等である共同支配会社等その他の政令で定めるもの(以下この項及び第六項において「対象外共同支配会社等」という)を除く。以下この項において同じ)が、令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度(令和十年六月三十日までに終了するものに限る)において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に定める金額は、零とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限るものとし、対象外共同支配会社等を除く。以下この項及び次項第二号において同じ)の連結等財務諸表に記載された収入金額として財務省令で定める金額の合計額が千万欧元を財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額の合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額の合計額を控除した金額(当該金額の計算において、令和八年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号口において「調整後税引前当期純利益の額」という)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二 イに掲げる金額が口に掲げる金額(零を超えるものに限る)のうち占める割合が百分の十七以上であること。

イ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表における法人税の額その他の財務省令で定める金額(当該金額のうち、令和八年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が含まれている場合には、これらの金額を除く)の合計額。

ロ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の調整後税引前当期純利益の額。

三 前号口に掲げる金額が当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第七項の規定を適用しないで計算した場合の同条第五項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

四 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一 前項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和八年新法人税法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等(当該内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があること(同条第六項の規定の適用がある場合に限る)。

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度(我が国において令和六年四月一日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第十四条第三項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る)においても、我が国において前項の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等につき同条第三項の規定(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む)の適用を受けて令和八年新法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するもの計算が行われていること。

五 第一項及び第二項の規定は、令和八年新法人税法第四十五条の六第一項第一号に掲げる外国法人(対象外構成会社等を除く)に係る同号に定める金額について準用する。この場合において、第一項中「第八十二条の十九第一項第一号」とあるのは「第四百四十五条の六第一項第一号」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第二項中「内国法人」とあるのは「外国法人」と読み替えるものとする。

六 第三項及び第四項の規定は、令和八年新法人税法第四十五条の六第一項第二号に掲げる外国法人(対象外共同支配会社等を除く)に係る同号に定める金額について準用する。この場合において、第三項中「第八十二条の十九第一項第二号」とあるのは「第四百四十五条の六第一項第二号」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第四項中「内国法人」とあるのは「外国法人」と読み替えるものとする。

七 第一項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が各種投資会社等である場合又は第三項の内国法人若しくは当該内国法人に係る他の共同支配会社等が各種投資会社等である場合の第二項各号又は第三項各号に掲げる要件の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条 令和八年新法人税法第五十条の三の規定は、令和八年四月一日以後に開始する対象会計年度に係る同条第一項に規定するグループ国内最低課税額等報告事項等及び同条第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等について適用し、同日前に開始した対象会計年度に係る第二項の規定(附則第一条第三号口に掲げる改正規定に限る)による改正前の法人税法第五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等については、なお従前の例による。

三 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に掲げる内国法人(各種投資会社等である共同支配会社等(令和八年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ)に対する所有持分を有する当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等のうち我が国をその所在地国としないものがある場合における当該各種投資会社等である共同支配会社等その他の政令で定めるもの(以下この項及び第六項において「対象外共同支配会社等」という)を除く。以下この項において同じ)が、令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度(令和十年六月三十日までに終了するものに限る)において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に定める金額は、零とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限るものとし、対象外共同支配会社等を除く。以下この項及び次項第二号において同じ)の連結等財務諸表に記載された収入金額として財務省令で定める金額の合計額が千万欧元を財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額の合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額の合計額を控除した金額(当該金額の計算において、令和八年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号口において「調整後税引前当期純利益の額」という)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

2 前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする場合における令和八年新法人税法第百五十条の第三項の規定の適用については、同項第二号中「その他」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十八条第一項（国内最低課税額の計算に関する経過措置）（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定その他」とする。

（地方法税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 第三条の規定による改正後の地方法税法の規定は、法人（人格のない社団等を含む。）の令和八年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び同日以後に開始する課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について適用し、内国法人の同日以前に開始した課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税に関する経過措置）

第二十一条 第五条の規定による改正後の消費税法第八条の規定は、輸出物品販売場を営業者（同条第一項に規定する輸出物品販売場を営業者をいう。以下この条において同じ。）が令和八年十一月一日以後に行う同項に規定する免税対象物品の譲渡について適用し、輸出物品販売場を営業者が同日以前に行つた第五条の規定による改正前の消費税法第八条第一項に規定する物品の譲渡については、なお従前の例による。

（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第二十二条 施行日前に第五条の規定による改正前の消費税法（次項及び第三項において「旧消費税法」という。第十六条第一項に規定するリース譲渡（以下この条において「旧リース譲渡」という。）を行つた事業者（消費税法第二十条第一項第十三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）の施行日前に開始した年又は事業年度（消費税法第二十条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に含まれる各課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に係る消費税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧リース譲渡を行つたことがある事業者（施行日前に行われた旧リース譲渡に係る契約の移転を受けた事業者を含む。）の施行日以後に開始する年又は事業年度に含まれる各課税期間（個人事業者（消費税法第二十条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。以下この条において同じ。）にあつては令和十二年十二月三十一日以前に開始する課税期間に限るものとし、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間に限るものとし、法人にあつては「経過措置課税期間」という。）については、旧消費税法第十六条（第五項（同項に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和七年経過措置課税期間（経過措置課税期間のうち、個人事業者にあつては令和九年十二月三十一日以前に開始する課税期間をいい、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間をいう。以下この項において同じ。）については、同条第一項中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この項において「令和七年改正法」という。附則第四条第三項に規定する旧効力所得税法をいう。）」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法（令和七年改正法附則第十七条第三項に規定する旧効力法人税法をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項ただし書中「所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた」とあるのは「同項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた場合又は旧効力法人税法第六十三条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた」と、「所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する」とあるのは「課税期間若しくはその」と、「課税期間若しくはその」とある

のは「課税期間又は」とし、経過措置課税期間のうち令和七年経過措置課税期間以外の各課税期間については、同条第一項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この項において「令和七年改正法」という。附則第四条第一項に規定する旧所得税法をいう。）」と、「法人税法」とあるのは「旧法人税法（令和七年改正法附則第十六条に規定する旧法人税法をいう。）」と、「当該事業者がこれらの規定の適用を受けるため」とあるのは「当該事業者が」と、同条第二項ただし書中「所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた」とあるのは「同項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた」と、「所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する」とあるのは「その」と、「課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定することあるのは「課税期間又はその」と、「課税期間若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間」とあるのは「課税期間」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧消費税法（以下この条において「旧効力消費税法」という。第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の旧リース譲渡につき、経過措置課税期間において同項ただし書（附則第十七条第三項に規定する旧効力法人税法第六十三条第三項及び第四項に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る賦払金の額で旧効力消費税法第十六条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた年又は事業年度（第五項において「不適用基準事業年度等」という。）の末日の属する課税期間の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等（消費税法第二十条第一項第八号に規定する資産の譲渡等）をいう。以下この条において同じ。）を行つたものとみなす。

4 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の旧リース譲渡（前項の規定の適用を受けたものを除く。）のうち、個人事業者にあつては令和十二年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとみなされた部分がある場合には、当該旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る賦払金の額で満了基準事業年度等（個人事業者にあつては令和十三年をいい、法人にあつては令和十二年四月一日以後最初に開始する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該満了基準事業年度等の末日の属する課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなす。

5 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る旧リース譲渡が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合には、これらの規定にかかわらず、当該旧リース譲渡のうち、第一号に掲げる金額（同号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える課税期間にあつては、同号に掲げる金額）に係る部分については、当該事業者が不適用基準事業年度等又は満了基準事業年度等以後の各年又は各事業年度の末日の属する各課税期間（以下この項及び次項において「適用課税期間」という。）において、資産の譲渡等を行つたものとみなすことができる。

一 当該旧リース譲渡に係る賦払金の額で、不適用基準事業年度等又は満了基準事業年度等の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分の金額（以下この項において「未計上譲渡額」という。）を百二十で除し、これに当該適用課税期間が含まれる年又は事業年度の月数を乗じて計算した金額（当該未計上譲渡額に当該年又は当該事業年度において資産の譲渡等を行つたものとみなされた部分に係る金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

二 当該未計上譲渡額から当該未計上譲渡額のうち当該適用課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなされた部分に係る金額を控除した金額

6 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）にその旨を付記するものとする。

7 第五項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

8 第二項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により旧リース譲渡に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第二項の規定の適用を受ける事業者が同法第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなった場合における旧リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例に関する経過措置）

第二十三条 第五条の規定による改正後の消費税法第五十九条の二第一項の規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第二号に規定する還付請求申告書については、当該還付請求申告書を提出した日とする。以下この条において「法定申告期限」という。）が到来する消費税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した消費税については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 第六条の規定による改正後の印紙税法別表第三独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与及び支給に係る業務に関する文書の項の規定は、施行日以後に同項の下欄に掲げる者が作成する同項の上欄に掲げる文書について適用する。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十五条 新租税特別措置法第十条の四第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定事業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の四第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（事業適応設備を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十七条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の六第一項及び第七項に規定する情報技術事業適応設備については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に支出した費用に係る旧租税特別措置法第十条の五の六第三項及び第八項に規定する事業適応繰延資産については、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の五の五第一項の規定の適用については、同項中「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。」のうちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項とあるのは、「のうちその同条第二項」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第二十八条 新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定事業継続力強化設備等については適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（探鉱準備金に関する経過措置）

第二十九条 新租税特別措置法第二十二條第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置）

第三十条 新租税特別措置法第二十四条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が令和八年四月一日以後に同号に規定する農用地又は特定農業用機械等の同号に規定する取得等について適用し、個人が同日前にした旧租税特別措置法第二十四条の二第三項第二号に規定する農用地等の同号に規定する取得等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第二十四条の三第一項の規定は、個人が令和八年四月一日以後に取得をする同項に規定する農用地について適用し、個人が同日前に取得をした旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する農用地については、なお従前の例による。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第三十一条 新租税特別措置法第二十五条の二（第四項第一号口に係る部分に限る。）の規定は、令和九年分以後の所得税について適用する。

（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置）

第三十二条 新租税特別措置法第二十七条の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百五条又は第二百二十七条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項）につき新租税特別措置法第二十七条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ。

（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十三条 新租税特別措置法第三十七条の十第四項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻しについて適用する。

（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十四条 新租税特別措置法第三十七条の十一（第二項第十三号に係る部分に限る。）の規定は、租税特別措置法第三十七条の十一第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項の譲渡による所得について適用し、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前にした旧租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻しについて適用する。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第三十五条 新租税特別措置法第三十七条の十四(第五項第六号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以て適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する累積投資上場株式等について取得し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する累積投資契約により取得した同号に規定する特定累積投資上場株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四(第五項第七号及び八に係る部分に限る。)の規定は、施行日以て適用し、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書、同項第十号に規定する財務省令で定める書類が提出される場合、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項若しくは同項第十号に規定する非課税口座開設届出書の記載がされて新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出がされる場合又は同号に規定する電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座開設届出書の提出がされる場合又は同号に規定する電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座開設届出書の提出がされる場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七条の十四第十二項の規定は、施行日以て同条第五項第一号に規定する提出をする同号に規定する非課税口座開設届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する提出をした同号に規定する非課税口座開設届出書については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条の十四第二十二項の規定は、施行日以て提出又は提供をする同号に規定する勘定廃止通知等について適用する。

(居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第三十六条 新租税特別措置法第四十条の四第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項各号に掲げる居住者の令和八年分以後の各年分に係る新適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をい、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和七年十一月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和七年分以前の各年分に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和七年分以前の各年分に係る旧適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をい、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。)については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第四十条の四の規定を適用することができる。

3 新租税特別措置法第四十条の七第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和八年分以後の各年分に係る新適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をい、当該居住者に係る同条第一項に規定する外国関係法の令和七年十一月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和七年分以前の各年分に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和七年分以前の各年分に係る旧適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をい、当該居住者に係る同条第一項に規定する外国関係法の令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。)については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第四十条の七の規定を適用することができる。

第三十七条 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第二項第一号の規定により読み替えられた新所得税法第二百三十三条の三の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

(令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置)

第三十七条の二 新租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定により読み替えられた新所得税法第九十条(第二号へに係る部分に限る。)の規定は、令和七年中に支払うべき給与等とその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについては、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十六の二第三項又は第四項の規定により読み替えられた新所得税法第二百三十三条の三の規定及び新租税特別措置法第四十一条の十五の三の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

3 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項)につき新租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

第三十八条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三第三十八項の規定は、同項の特例対象個人が同条第七項に規定する対象子育て対応改修工事等をして令和七年一月一日以後に同項の定めるところにより居住の用に供する場合について適用する。

(中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置)

第三十九条 新租税特別措置法第四十二条の規定は、法人(租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第五十二条までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度(通算子法人(同項第十号の五に規定する通算子法人をいう。)の施行日以後に開始する事業年度のうち当該通算子法人に係る通算親法人(同項第十号の四に規定する通算親法人をいう。)の施行日以前に開始した事業年度の期間内に開始する事業年度(以下この条において「経過事業年度」という。)を除く。分の法人税)について適用し、法人の施行日以前に開始した事業年度(経過事業年度を含む)分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第四十二条の六第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

(沖縄の特定地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第四十二条の十一の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定事業用機械等について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十一の二第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

(中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用については、同項中「」を含む。第二号口」とする。

(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十四条 法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

(事業適応設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十五条 法人が施行日以前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備については、なお従前の例による。

2 法人が施行日以前に支出した費用に係る旧租税特別措置法第四十二条の七第二項及び第五項に規定する事業適応繰延資産については、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項の規定の適用については、同項中「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。」のうちその産業界競争力強化法第二十一条の二十三第二項」とあるのは、「のうちその同条第二項」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

(保険会社等の異常危険準備金に関する経過措置)

第四十七条 新租税特別措置法第五十七条の五第二項及び第六項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日以前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置)

第四十八条 新租税特別措置法第五十八条第一項 第二項及び第八項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(認定農地所有適格法人の課税の特例に関する経過措置)

第四十九条 新租税特別措置法第六十一条の二第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が令和八年四月一日以後にする同号に規定する農用地又は特定農業用機械等の同号に規定する取得等について適用し、法人が同日以前にした旧租税特別措置法第六十一条の二第三項第二号に規定する農用地等の同号に規定する取得等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十一条の三第一項の規定は、法人が令和八年四月一日以後に取得をする同項に規定する農用地について適用し、法人が同日以前に取得をした旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する農用地については、なお従前の例による。

(内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第五十条 新租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項各号に掲げる内国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をい、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和七年二月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日以前に開始した事業年度に係る旧適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をい、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和六年十二月一日から令和七年一月三十一日までの間に終了する事業年度(当該事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む)当該内国法人の事業年度が施行日以後に開始するものである場合に限り)に係るものに限る。)については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十六条の六の規定を適用することができる。

3 新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をい）当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の令和七年二月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以前に開始した事業年度に係る旧適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をい）当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の令和六年十二月一日から令和七年一月三十一日までの間に終了する事業年度（当該事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む当該内国法人の事業年度が施行日以後に開始するものである場合に限り）に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十六条の九の二の規定を適用することができる。

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損算入の特例に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法第六十七条の五第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

(特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例に関する経過措置)

第五十二条 法人が施行日以前にした旧租税特別措置法第六十七条の五の二第一項に規定する公共施設等運営権の設定については、なお従前の例による。

(令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例に関する経過措置)

第五十三条 新租税特別措置法第六十七条の十六の二の規定は、同条第一項各号に掲げる外国法人の施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。

(農業協同組合等の合併に係る課税の特例に関する経過措置)

第五十四条 施行日以前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の二各号に掲げる合併については、なお従前の例による。

(贈与税の特例に関する経過措置)

第五十五条 新租税特別措置法第七十条の六の八第二項第二号ハの規定は、令和七年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得する特定事業用資産（租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産をいう。以下この項において同じ。）に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした特定事業用資産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十条の七の五第二項第六号ハの規定は、令和七年一月一日以後に贈与により取得する非上場株式等（租税特別措置法第七十条の七の五第二項第五号に規定する非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

(海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税に関する経過措置)

第五十六条 新租税特別措置法第八十六条の二第一項から第六項までの規定は、令和八年十一月一日以後に事業者（同条第一項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う新租税特別措置法第八十六条の二第一項に規定する免税対象物品の譲渡について適用し、同日前に事業者が行った旧租税特別措置法第八十六条の二第一項に規定する物品の譲渡については、なお従前の例による。

(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税に関する経過措置)

第五十七条 新租税特別措置法第八十七条の六の規定は、同条第八項に規定する輸出酒類販売場を営む酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）が、令和八年十一月一日以後に、新租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者に対し、輸出するため同項に規定する政令で定める方法により購入される同項に規定する免税対象酒類を販売するため、当該免税対象酒類を当該輸出酒類販売場から移出する酒類（租税特別措置法第二条第四項第一号に規定する酒類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、旧租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同日前に、同条第一項に規定する免税購入対象者に対し、同項に規定する政令で定める酒類を輸出するため同項に規定する政令で定める方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出した酒類については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する第五条の規定による改正後の消費税法第五十九条の二第一項の規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該還付請求申告書を提出した日とする。以下この項において「法定申告期限」という。）が到来する酒税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した酒税については、なお従前の例による。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する経過措置)

第五十八条 別段の定めがあるものを除き、令和八年四月一日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新租税特別措置法第八十八条第一項に規定する加熱式たばこをいう。以下同じ。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、製造たばこ（租税特別措置法第二条第四項第三号に規定する製造たばこをいう。以下この項及び次条において同じ。）の製造場から移出され、又は保税地域（同法第二条第四項第七号に規定する保税地域をいう。附則第六十条において同じ。）から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第一項の製造たばこの本数（次条及び附則第六十条において「たばこ税の課税標準」という。）は、同法第十条第三項及び新租税特別措置法第八十八条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 たばこ税法第十条第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新租税特別措置法第八十八条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新租税特別措置法第八十八条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

(未納税移出に係る経過措置)

第五十九条 令和八年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの（次項の規定に該当するものを除く。）に限る。）について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、前条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

二 新租税特別措置法第八十八条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

(未納税移出に係る経過措置)

第五十九条 令和八年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの（次項の規定に該当するものを除く。）に限る。）について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、前条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

2 令和八年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限り)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新租税特別措置法第八十八条の規定により算定した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第六十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和八年四月一日前に保稅地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該加熱式たばこ(次項の規定に該当するものを除く)に係るたばこ税の課税標準は、附則第五十八条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

免除の規定	追徴の規定
たばこ税法第十三条第一項	同条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同条第五項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和二十七年法律第百二十二号)第七條(日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定)の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四條において準用する場合を含む)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む)

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和八年十月一日前に保稅地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新租税特別措置法第八十八条の規定により算定した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 第九条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八條第五項の規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限(国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む)が、国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該還付請求申告書が提出された日とする。以下この条において「法定申告期限」というものが到来する所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。以下この条において同じ)及び法人税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した所得税及び法人税については、なお従前の例による。

(我が国の防衛力の技術的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う防衛特別法人税に関する経過措置)

第六十二条 第十二条の規定による改正後の我が国の防衛力の技術的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下附則第六十七條までにおいて「新特別措置法」という)第四章(第四節第一款を除く)の規定は、法人(新特別措置法第六條第三号に規定する人格のない社団等を含む)の令和八年四月一日以後に開始する課税事業年度(新特別措置法第十一條に規定する課税事業年度をいう。次項において同じ)の新特別措置法第十條に規定する基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用する。

2 新特別措置法第四章第四節第一款の規定は、法人の令和九年四月一日以後に開始する課税事業年度(当該法人が新特別措置法第六條第七号に規定する通算子法人である場合には、当該法人に係る同条第六号に規定する通算親法人の同日以後に開始する課税事業年度の期間内に開始する当該法人の課税事業年度)の新特別措置法第二十一條第一項の規定による申告書について適用する。

3 前二項に定めるもののほか、新特別措置法第四章の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(我が国の防衛力の技術的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴うたばこ税の税率の特例に関する経過措置)

第六十三条 別段の定めがあるものを除き、令和九年四月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこ(新特別措置法第四十九條第一項に規定する製造たばこをいう。以下附則第六十六條までにおいて同じ)の製造場から移出され、又は保稅地域(同項に規定する保稅地域をいう。次項並びに附則第六十五條及び第六十六條において同じ)から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一條第一項及び新特別措置法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

1 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで 千本につき七千三百二十円

2 令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで 千本につき七千八百二十円

3 次の各号に掲げる期間内に、特定販売業者(たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第六十六條第五項において同じ)以外の者により保稅地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一條、新特別措置法第四十九條及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

1 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで 千本につき一万四千九百二十四円

2 令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで 千本につき一万五千四百二十四円

(未納税移出に係る経過措置)

第六十四条 令和九年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二條第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの(次項及び第三項の規定に該当するものを除く)に限る)について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条第二項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

2 令和十年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二條第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの(次項の規定に該当するものを除く)に限る)について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条第二項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

3 令和十一年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二條第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限り)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新特別措置法第四十九條第一項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)
第六十五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和九年四月一日前に保稅地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこ（次項及び第三項の規定に該当するものを除く。）に係るたばこ税の税率は、附則第六十三條第二項第一号又は第三項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
たばこ税法第十三條第一項	同条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第一項	同条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項	同条第五項において準用する関税法第十四條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に関する法律（日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律）第七條（日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律）第四條において準用する場合を含む。	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律（日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律）第八條（日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律）第四條において準用する場合を含む。

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和十年四月一日前に保稅地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこ（次項の規定に該当するものを除く。）に係るたばこ税の税率は、附則第六十三條第二項第二号又は第三項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和十一年四月一日前に保稅地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新特別措置法第四十九條第一項又は第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

(手持品課税)

第六十六条 令和九年四月一日に、製造たばこの製造場又は保稅地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十條の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあつては、新租税特別措置法第八十八條の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所から製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。以下この条において同じ。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九條第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、令和九年四月三十日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

1 その貯蔵場所において所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二條第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

2 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

3 その他参考となるべき事項

4 前項の規定による申告書を提出した者は、令和九年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5 前項の規定は、第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたものうち同法第三十五條第二項第二号の規定による日が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保稅地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保稅地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保稅地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の承認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十五條第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六條第四項に規定する製造たばこ製造者をいい、同法第八條第三項の規定により製造たばこ製造者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第六十六條の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合には、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

7 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

8 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

9 たばこ税法第二十六條（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない年四月一日に、製造たばこの製造場又は保稅地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

8 令和十年四月一日に、製造たばこの製造場又は保稅地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

9 第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは、「第八項」と、「令和九年四月三十日」とあるのは、「令和十年五月一日」と、第三項中「令和九年九月三十日」とあるのは、「令和十年十月二日」と、第五項中「第一項の規定により」とあるのは、「第八項の規定により」と、第六項中「第一項」とあるのは、「第八項」と読み替えるものとする。

10 令和十一年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

11 第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは、「第十項」と、「令和九年四月三十日」とあるのは、「令和十一年五月一日」と、第三項中「令和九年九月三十日」とあるのは、「令和十一年十月一日」と、第五項中「第一項の規定により」とあるのは、「第十項の規定により」と、第六項中「第一項」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

12 第一項、第八項又は第十項の規定により課するたばこ税に関する調査については、これらの規定に規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号二に規定する者とそれぞれみなして、同条（同号二に係る部分に限る。）並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第一号二に係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を適用する。この場合において、同号二中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管する者」とする。

13 第二項（第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

14 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、状況により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

15 第二項（第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十三項若しくは第十四項又は前項の罰金刑を科するほか、その法人又は個人に対して第十三項若しくは第十四項又は前項の罰金刑を科する。

17 前項の規定により第十三項の違反行為につき法人又は個人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。
（我が国の防衛力の抜本的強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴うたばこ税の収入額に関する経過措置）
第六十七条 令和八年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十」とあるのは、「千分の四十五」とする。
2 令和九年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十」とあるのは、「千分の百十一」とする。
3 令和十年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十」とあるのは、「千分の百五十六」とする。
4 令和十一年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十」とあるのは、「千分の百八十四」とする。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第六十八条 次に掲げる法律の規定中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

一 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第七十七条第一号、第十三項第二号、第十五項第二号、第十七項第二号及び第十九項第二号
二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十七項第一号、第十九項第二号、第二十一項第二号、第二十三項第二号及び第二十五項第二号

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）
第六十九条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。
第十條第二項及び第十一條第二項中「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に改める。
第十二條第二項第一号中「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に改め、同項第二号中「第十一條第二項」の下に「又は我が国の防衛力の抜本的強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第十四條第二項、第十六條第四項及び第十七條第二項において「防衛財源確保法」という。第四十九條第二項」を加え、「千分の五十四」を「千分の四十九」に、「千分の九百四十六」を「千分の九百五十一」に改める。
第十四條第一項中「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に改め、同條第二項中「第十一條第二項」の下に「又は防衛財源確保法第四十九條第二項」を加え、「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の五十四」を「千分の四十九」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に、「千分の九百四十六」を「千分の九百五十一」に改める。
第十六條第三項中「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に改め、同條第四項中「第十一條第二項」の下に「若しくは防衛財源確保法第四十九條第二項」を加える。
第十七條第一項中「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に改め、同條第二項中「第十一條第二項」の下に「若しくは防衛財源確保法第四十九條第二項」を加える。

第七十条 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間における前条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	第十二條第二項、第十一條第二項及び第十二條第二項第一号	千分の九十 千分の九百十	千分の百一 千分の八百九十九
	第十二條第二項第二号	千分の四十九 千分の五十一	千分の九百五十一 千分の九百四十八

第十四条第一項	千分の九十	千分の百一
	千分の九百十	千分の八百九十九
第十四条第二項	千分の九十	千分の百一
	千分の四十九	千分の五十二
第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の九百五十	千分の八百九十九
	千分の九百五十一	千分の九百四十八
第十條第二項、第十一條第二項及び第十二條第二項第一号	千分の九十	千分の百一
	千分の九百十	千分の八百九十九
第十二條第二項第二号	千分の四十九	千分の五十
	千分の九百五十一	千分の九百五十
第十四條第一項	千分の九十	千分の九十五
	千分の九百十	千分の九百五
第十四條第二項	千分の九十	千分の九十五
	千分の四十九	千分の五十
第十六條第三項及び第十七條第一項	千分の九百十	千分の九百五十
	千分の九百五十	千分の九百五

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正)

第七十一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第百四十五條の五」を「第百四十五條の十三」に改める。
(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四條中「において新租税特別措置法」を「において租税特別措置法」に改める。

第七十三条 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)の一部を次のように改正する。
附則第十四條第一項中「令和六年新法人税法第八十二條の二第二項第一号」を「法人税法第八十二條の三第二項第一号」に改め、同項第三号中「令和六年新法人税法第八十二條の二第三項」を「法人税法第八十二條の三第三項」に改め、同条第二項第一号中「令和六年新法人税法」を「法人税法」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に改め、同項第二号中「令和六年四月一日」を「我が国において令和六年四月一日以後に同項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度

及び」に改め、「同日前に」を削り、「場合には、その施行の日」以後を開始する対象会計年度であつて」を「国又は地域においてその施行の日以後に」に改め、「当該対象会計年度において」を削り、「おける当該」を「おけるその該当した」に、「令和六年新法人税法第八十二條の二第二項」を「法人税法第八十二條の三第一項」に改め、同条第三項中「令和六年新法人税法第八十二條の二第四項第一号」を「法人税法第八十二條の三第四項第一号」に改め、同項第三号中「令和六年新法人税法第八十二條の二第五項」を「法人税法第八十二條の三第五項」に改め、同条第四項第一号中「令和六年新法人税法第五十條の三第一項」を「法人税法第五十條の三第一項」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「令和六年新法人税法第八十二條の二第二項」を「同法第八十二條の三第一項」に、「令和六年新法人税法第五十條の三第三項」を「同法第五十條の三第三項」に改め、同項第二号中「令和六年四月一日」を「我が国において令和六年四月一日以後に同項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び」に改め、「同日前に」を削り、「場合には、その施行の日」以後を開始する対象会計年度であつて」を「国又は地域においてその施行の日以後に」に改め、「当該対象会計年度において」を削り、「おける当該」を「おけるその該当した」に、「令和六年新法人税法第八十二條の二第二項」を「法人税法第八十二條の三第一項」に改め、同条第五項中「令和六年新法人税法第六十條の二第二項第一号イ」を「法人税法第八十二條の三第二項第一号イ」に改め、同条第六項中「令和六年新法人税法第八十二條の二第二項第一号イ(2)ii」を「法人税法第八十二條の三第二項第一号イ(2)ii」に改める。

附則第十六條の見出しを「特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置」に改め、同条第二項中「令和六年新法人税法」を「法人税法」に、「特例」を含むに改める。

第七十四条 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)の一部を次のように改正する。
第一条のうち所得税法第十一條第二項の改正規定中「第六十七條の三第八項」を「第六十七條の三第十項」に改める。

第一条のうち所得税法第六十七條の三の改正規定中「第六十七條の三第八項を同条第九項とし、同条第七項」を「第六十七條の三第十項を同条第十一項とし、同条第九項」に改め、同条第八項を同条第十項とする。

第十三條のうち租税特別措置法第四十條第一項の改正規定中「第六十七條の三第八項」を「第六十七條の三第十項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第七十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「第三十七條の十四第三十四項」を「第三十七條の十四第三十五項」に改める。
(産業競争力強化法の一部改正)

第七十六条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第二十一條の二十第二項第一号中「及び第二十一條の三十五第一項」を削り、同項第二号中「第二十一條の三十五第二項」を「第二十一條の三十五」に改める。

第二十一條の三十五第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「昭和三十三年法律第二十六号」を加え、同項を同条とする。

(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の一部改正)
第七十七条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 課税の特例(第二十八條)」を「第三節 削除」に改める。
第二章第四項中「及び第二十八條」を削る。
第四章第三節を次のように改める。

第三節 削除
第二十八條 削除

(出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七十八條 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条のうち登録免許税法別表第三の一の項の改正規定中「別表第三の一の項」を「別表第三の一の二の項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第七十九條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(所得税の抜本的な改革に係る措置)

第八十一條 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるといふ基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

(所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置)

第八十二條 政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

土地改良法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

法律第十四号

土地改良法等の一部を改正する法律

(土地改良法の一部改正)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の九」を「第五十七条の十六」に改める。

第一条第一項中「開発を」を「保全を」に、「農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び」を「農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第三条第八項中「第八十七条の三第七項」及び「第十八項」の下に「第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第四条の二第三項中「土地改良長期計画は」の下に、「良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るため、農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨として」を加え、「農業生産の選択的拡大」を削り、「及び農業総生産の増大」を「農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第十五条第二項中「第五十七条の四第一項」の下に、「第五十七条の九第一項及び第五十七条の十一第一項」を加える。

第十五条の二第二項中「含む」の下に「第十五条の五第二項、第四十二条及び第五十七条の十一第一項において同じ」を加え、「土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつている団体であつて」を削り、「もの」を「団体その他の者」に改める。

第十五条の五の見出し中「土地改良事業」の下に「及び連携管理保全事業」を加え、同条第二項中「前項の情報の提供」を「第一項の情報の提供及び前項の措置」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、その組合員又は組合員以外の者の第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全事業への参加の促進を図るため、当該連携管理保全事業に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条中第十九項を第二十項とし、第六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 土地改良区は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第二十三條第四項中「第七項から第十一項まで、第十三項、第十五項及び第十六項」を「第八項から第十二項まで、第十四項、第十六項及び第十七項」に改める。

第二十四條第一項中「の決議」の下に「(第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画(同条第三項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。))について、同条第一項の認可(第五十七条の十三において準用する第五十七条の十一第一項の変更の認可を含む。))の申請をする旨の決議を含む。」を加える。

第二十八條第一項中「場所」を削り、同項ただし書中「よい」を「足りる」に改め、同条第二項中「場所」を削る。

第三十三條第二号中「第八十七条の二第四項」の下に「(第八十八条第六項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画の認可(第五十七条の十三において準用する第五十七条の十一第一項の変更の認可を含む。第五十七条の十五において同じ。))の申請

第三十三條に次の一号を加える。

五 第三十三條の二第三項の規定による権利義務の承継

第三十八條中「第四十二条第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

第四十四條を削り、第四十三条を第四十四条とし、第四十二条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

(土地改良施設の更新に必要な資金の積立て)

第四十二條 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、定款で定めるところにより、その管理する土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案し、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要な費用に充てるために資金を積み立てることができる。

第四十九條第一項中「第二条第二項第五号の一」を「次に掲げる」に、「その事業」を「当該土地改良事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条第二項第五号の土地改良事業(次号、第五十二条第一項及び第八十七条の五第一項において「復旧事業」という。)

二 復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更を内容とする第二十条第二項第一号の土地改良事業（当該復旧事業が、災害復旧に係るものである場合にあっては当該復旧事業に係る土地改良施設において再度災害を防止するためのものに限り、突発事故被害の復旧に係るものである場合にあっては当該復旧事業に係る土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するためのものに限り）とを一体とした事業であつて、当該事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するもの。

第五十二条第二項中「第二条第二項第五号の事業」を「復旧事業」に改める。

第二章第一節第三款第一目中第五十七条の九を第五十七条の十六とし、第五十七条の八の次に次の七条を加える。

（情報通信環境整備事業の実施）

第五十七条の九 農業用排水施設等の管理（委託を受けて行う管理を含む。）を行う土地改良区は、当該管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用を促進するため、当該土地改良区の地区又はその周辺の地域における情報通信技術の利用上必要な施設（土地改良施設を除く。）の新設、管理、廃止又は変更を内容とする事業（以下「情報通信環境整備事業」という。）を行うとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て情報通信環境整備事業の計画その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 情報通信環境整備事業については、第五十七条の四第二項及び第三項並びに第五十七条の五から第五十七条の七までの規定を準用する。この場合において、同項中「第一項」とあり、及び第五十七条の五中「前条第一項」とあるのは「第五十七条の九第一項」と、第五十七条の六中「排水量」とあるのは「当該施設の利用状況」と読み替えるものとする。

（情報通信環境整備事業の計画の変更）

第五十七条の十 情報通信環境整備事業の計画の変更については、前条第一項及び第二項（第五十七条の四第二項及び第三項並びに第五十七条の五に係る部分に限る。）の規定を準用する。

（連携管理保全事業の実施）

（連携管理保全事業の実施）

第五十七条の十一 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、単独で又は共同して、農業用水の供給その他の当該土地改良施設の機能の発揮に資するため、農用地の利用上必要な当該土地改良施設以外の施設であつて当該土地改良施設と同一の水系に属するものその他の当該土地改良施設との間に地域の自然的社会的諸条件からみて相当の関連性があるもの（第一号及び第四項において「関連施設」という。）の管理者、関係市町村その他の関係者（第二号及び第五十七条の十四第一項において「関係者」という。）と連携して、当該土地改良施設の管理に関する活動及び次に掲げる取組を内容とする事業（以下「連携管理保全事業」という。）を行うとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て連携管理保全事業の計画（以下「連携管理保全計画」という。）その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 当該土地改良施設の管理に関する活動と一体として行う当該関連施設の保全のために行うしゅんせつ、点検、修繕その他の取組（次号において「一体保全取組」という。）

二 一体保全取組における土地改良区及び関係者の適切な役割分担を定め、これに基づく土地改良区の運営基盤の強化その他の一体保全取組を円滑に行うための取組

2 連携管理保全計画においては、農林水産省令で定めるところにより、当該連携管理保全事業につき、目的、区域、内容及び実施時期その他必要な事項を定めるものとする。

3 連携管理保全計画には、連携管理保全事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 第五十七条の九第一項の認可（前条において準用する同項の変更の認可を含む。）第五十七条の十五第一項において同じ。）を要する情報通信環境整備事業に関する事項

二 第七十二条第二項の認可を要する土地改良区の合併に関する事項

4 第一項の規定により連携管理保全計画を定めるには、土地改良区は、あらかじめ、当該連携管理保全計画について、第五十七条の十四第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該協議会が組織されていない場合にあっては関連施設の管理者その他農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

（連携管理保全事業の認可）

第五十七条の十二 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを認可しなければならない。

一 申請に係る連携管理保全事業が、申請に係る土地改良区が行う土地改良事業の遂行を妨げるものであるとき。

二 申請の手續又は連携管理保全計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分と違反しているとき。

三 申請に係る連携管理保全事業の適確な遂行が困難であると認められるとき。

四 当該連携管理保全計画に前条第三項第一号に掲げる事項が定められている場合において、当該事項に係る情報通信環境整備事業に関する内容が第五十七条の九第二項（第五十七条の十において準用する場合を含む。）において準用する第五十七条の五各号に掲げる場合に該当するとき。

五 当該連携管理保全計画に前条第三項第二号に掲げる事項が定められている場合において、当該事項に係る合併の内容が第七十二条第五項において準用する第八条第四項各号に掲げる場合に該当するとき。

2 都道府県知事は、前条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（連携管理保全計画の変更）

第五十七条の十三 連携管理保全計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）については、前二条の規定を準用する。

（協議会）

第五十七条の十四 土地改良区は、連携管理保全計画の作成及び連携管理保全事業の実施に關し必要な事項について協議を行うため、当該土地改良区及び関係者により構成される協議会を組織することができる。

2 前項の協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

（情報通信環境整備事業及び合併の認可の特例）

第五十七条の十五 第五十七条の十一第三項第一号に掲げる事項が定められた連携管理保全計画について同条第一項の認可があつたときは、当該認可を受けた土地改良区が当該認可に係る連携管理保全計画に従つて行う情報通信環境整備事業について、第五十七条の九第一項の認可があつたものとみなす。

2 第五十七条の十一第三項第二号に掲げる事項が定められた連携管理保全計画について同条第一項の認可があつたときは、当該認可を受けた土地改良区が当該認可に係る連携管理保全計画に従つて行う合併については、第七十二条第二項の認可があつたものとみなす。

第六十八条第四項中「第十八条第十七項から第十九項まで」を「第十八条第十八項から第二十項まで」に改める。

第六十九条の見出しを「（財産処分の方法等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 残余財産は、土地改良事業を行う者その他土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人（農林水産省令で定めるものに限る。）に帰属させなければならない。

第七十一条の六の次に次の一項を加える。

（解散命令によつて解散した場合の清算に関する規定の適用）

第七十一条の七 土地改良区が第三百三十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による解散命令によつて解散した場合における清算に関する規定の適用については、第六十九条第一項及び第七十一条中「これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければ」とあるのは、「都道府県知事の認可を受けなければ」とする。

第八十三條の次に次の一条を加える。
(所属土地改良区の合併に伴う解散等)

第八十三條の二 土地改良区連合は、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかにその所属土地改良区がなくなつた場合には、次条において準用する第六十七條第一項各号に掲げる事由によるほか、当該一の土地改良区が第三項の認可を受けて当該土地改良区連合の権利義務(当該土地改良区連合がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。)を承継することによつて解散する。

2 土地改良区連合は、前項の規定により解散する場合には、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 第一項の一の土地改良区は、同項に規定する場合において、その所属する土地改良区連合の権利義務を承継しようとするときは、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 都道府県知事は、前二項の認可をしたときは、遅滞なく、第二項の土地改良区連合については解散する旨、前項の一の土地改良区については定款の変更の内容及び当該土地改良区連合の権利義務を承継する旨を公告しなければならない。

5 第一項の規定による土地改良区連合の解散及び第三項の規定による一の土地改良区による当該土地改良区連合の権利義務の承継は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(当該一の土地改良区の組合員等を除く。)に対抗することができない。

6 第一項の規定による解散については、次条において準用する第六十八條第一項の規定は、適用しない。

第八十五條第八項中「関係都道府県知事を経由して」を削る。

第八十五條の第二十項中「の定める」を「で定める」に改め、「関係都道府県知事を経由して、(第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接)」を削り、「関係都道府県知事に」を「関係都道府県知事に」に改める。

第八十五條の第三項及び第十一項並びに第八十五條の第四項中「の定める」を「で定める」に改め、「関係都道府県知事を経由して」を削る。

第八十七條の二第二項に次の一号を加える。
三 土地改良施設(農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的なものに限る。)の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二條第二項第一号に掲げる事業

第八十七條の二第三項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「の定める」を「で定める」に改め、同條第四項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同條第六項中「同項第二号」及び「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同條第十項中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第八十七條の三第一項第一号中「同じ。」の下に「又は所有権(以下「農地中間管理権等」といふ。))」を加え、同項第三号中「事業施行地域内農用地」を「農地中間管理機構が事業施行地域内農用地について農地中間管理権を有する場合にあつては、当該事業施行地域内農用地」に改め、同條第三項及び第四項中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改める。

第八十七條の四第一項中「結果、」を「結果を踏まえて農業用排水施設の一」に、「図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二條第二項第一号の土地改良事業(当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能の維持を図る)を図るために、又は農業用排水施設が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、急速に次の各号に掲げる土地改良事業(当該土地改良事業により、当該各号に定める農業用排水施設が有

している本来の機能を維持し、又は代替する」に、「当該事業」を「当該土地改良事業」に、「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に、「その事業」を「当該土地改良事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業用排水施設の変更を内容とする第二條第二項第一号の土地改良事業 当該変更に係る農業用排水施設

二 既存の農業用排水施設に代わるこれと同様の機能を有する農業用排水施設(次項において「代替農業用排水施設」といふ。)の新設(当該新設に附帯して行う当該既存の農業用排水施設の変更又は廃止を含む。)を内容とする第二條第二項第一号の土地改良事業 当該既存の農業用排水施設

第八十七條の四第二項中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、「変更後の農業用排水施設」の下に「又は代替農業用排水施設」を加える。

第八十七條の五第一項中「第二條第二項第五号の」を「次に掲げる」に、「その事業」を「当該土地改良事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 復旧事業

二 復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更を内容とする第二條第二項第一号の土地改良事業(当該復旧事業が、災害復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において再度災害を防止するためのものに限り、突発事故被害の復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するためのものに限り)とを一体とした事業であつて、当該事業に係る土地改良施設の有している本来の機能を維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三條に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するもの

第八十八條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「計画の変更等」を付し、同條第一項中「除く。につき、土地改良事業」を「除く。次条において同じ。につき、土地改良事業」に、「を変更し」を「の変更(土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち第一号に規定する非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の面積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。を)し」の「の定める」を「で定める」に改め、同項第一号中「者」の下に「当該土地について、当該変更前の土地改良事業計画に係る土地改良事業により利益を受けないことが明らかになつた旨の申出をした者(以下「非受益申出者」といふ。を)除く。」を加え、同項第二号中「者」の下に「(当該土地について当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。)」を加え、同條第六項中「並びに第八十七條の二第八項」を「並びに第八十七條の二第四項、第五項、第八項」に改め、「第四十八條第四項中」の下に「組合員」とあるのは「同條に規定する資格を有する者(当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八條第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。)」と、「を」を加え、「第八十七條の二第八項中」を「第八十七條の二第四項」とあるのは「第八十八條第一項」と、「同項第二号又は第三号の事業のうち施設更新事業」とあるのは「施設更新事業」と、「(限る。に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合)」とあるのは「(限る。以下この項において同じ。に係る土地改良事業の計画を変更しようとする場合であつて、その変更後の土地改良事業の計画が施設更新事業の施行を内容とするものであるとき)」と、同條第八項中「に改め、同條第十五項第一号中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改め、同項第二号中「当該土地改良事業計画」を「農地中間管理機構が前号に規定する農用地について農地中間管理権を有する場合にあつては、当該土地改良事業計画」に、「前号の」を「当該」に改め、同條第十八項中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改め、同條第十九項中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、「変更後の農業用排水施設」の下に「又は代替農業用排水施設」を加え、同條の次に次の一条を加える。

第八十八條の二 完了前の国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業について、市街化の進展その他の自然的社会的条件の変化により、これらの土地改良事業の工事が完了してもその土地改良事業の施行に係る土地の大部分が当該土地改良事業の計画において予定した利益を受

ける見込みがなくなつたと認められる場合において、当該土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件の事故によりその周辺の地域に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項第二号の規定によらず、同号に掲げる同意を得ることなく、当該国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業につき、同項に規定する土地改良事業の廃止をすることができ。

第九十一条の二第六項第一号イ中「第八十七条の三第一項」の下に「第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

第九十二条の二「係る土地」の下に「農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。」を、「第八十七条の三第一項」の下に「第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第九十五条の二第二項中「を変更し」を「の変更（土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の面積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。）をし」に改め、「全ての者」の下に「当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。」を加え、同条第三項中「とあり、及び」組合員の三分の二以上の同意を削り、「者の同意」との下に「組合員の三分の二以上」とあるのは「当該権利を有する全ての者（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。）と」を加える。

第九十六条の三第二項中「を変更し」を「の変更（土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の面積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。）をし」に、「の定める」に改め、「者」の下に「当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。」を加え、同条第五項中「第四十八条第四項中」の下に「組合員」とあるのは「同条に規定する資格を有する者（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。）と」を加える。

第九十六条の四第一項中「第六十五条まで」の下に、「第八十七条の三」を加え、「第八十八条第十九項及び第二十項」を「第八十八条第十五項から第二十項まで」に改め、「及び第七項」の下に「、第九十一条第一項ただし書」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第一項及び第三十六条の三第三項	定款	その地区内にある土地につき、その組合員に対して
第三十六条第一項	条例	その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三十三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、

第三十六条第五項	組合員又は准組合員	第一項若しくは第二項	第一項に規定する者
第三十六条の三第一項	組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三十三条に規定する資格に係るものを	当該組合員	土地改良事業（第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内にある土地につき第三十三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を
第五十二条第六項	当該土地改良区の理事	当該土地改良区の理事	当該市町村の長
第五十二条第七項	第二十七条、第二十八条第一項	第二十八条第一項	
第五十二条の三第二項	「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「前条第六項」とあるのは「前条第六項」と	「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「前条第六項」とあるのは「前条第六項」と	「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と
第五十三条の四第二項	第五十二条第四項から第九項まで及び	第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに	
第五十五条	申請し	申請し、又は囑託し	
第五十七条の二第一項	管理規程を定め	申請し、又は囑託し	申請し、又は囑託し
第五十七条の二第二項及び第三項	都道府県知事の認可を受けなければ	都道府県知事に協議しなければ	都道府県知事に協議しなければ
第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項	組合員	第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したものを	
第六十一条第三項	規約	規約	条例
第六十四条	第百十三条の三第二項	第百十三条の三第三項	第百十三条の三第三項
第八十七条の三第一項	第五十五条第一項、第八十五条の三第一項若しくは第八十五条の三第二項若しくは第八十五条の三第三項による申請によつて行う土地改良事業及び前	第九十六条の二及び第九十六条の三	

第八十七條の三第六項	関係市町村長（その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者）をその土地改良区として、都道府県知事と協議する者	その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者
第八十七條の三第七項	及び第四項	から第六項まで
第八十七條の四第一項	第八十五條から前条まで	第九十六條の二及び第九十六條の三
第八十七條の四第二項	あらかじめ	あらかじめ、市町村の議会の議決を経て
第八十七條の四第三項	必要な事項について、国営土地改良事業にあつては、関係市町村長と協議することともに	必要な事項について
第八十七條の四第四項	第七條第三項	第七條第三項、第五項及び第六項
第八十七條の五第一項	第八十五條から前条まで	第九十六條の二から第九十六條の四まで
第八十八條第十八項	定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）	関係市町村長（その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者）をその土地改良区として、都道府県知事と協議する者
第八十八條第十九項	第八條第二項	第七條第五項及び第六項、第八條第二項
第八十七條の四第二項及び第三項	同条第二項中「その緊急防災等工事計画	同項中「その緊急防災等工事計画

第八十八條第二十項	第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項	前項
第六項、第十項、第十三項又は前二項	同項	同項
第九十條第四項	前二項に掲げる者	第三十六條第一項に規定する者
第九十條第七項	第二項、第四項又は前項	第四項
第九十三條	土地改良区からの者	土地改良区からの者（国及び都道府県を除く。）
第九十六條の四第二項中「第八十七條の四第一項の緊急防災等工事計画」に改める。	第九十六條の四第二項中「第八十七條の四第一項の緊急防災等工事計画」に改める。	第九十六條の四第二項中「第八十七條の四第一項の緊急防災等工事計画」に改める。
第九十九條	「第八十八條第十三項から第十六項まで」を「第十八條第十四項から第十七項まで」に、「第十八條第十七項」を「第十八條第十八項から第二十項まで」とあるのは「第十八條第十八項」と、「第六十九條第二項中「土地改良事業を行う者その他土地改良事業」とあるのは「連合会又はその事業」に改める。	「第八十八條第十三項から第十六項まで」を「第十八條第十四項から第十七項まで」に、「第十八條第十七項」を「第十八條第十八項から第二十項まで」とあるのは「第十八條第十八項」と、「第六十九條第二項中「土地改良事業を行う者その他土地改良事業」とあるのは「連合会又はその事業」に改める。
第一百零二條第二項中「第八十七條の三第七項」の下に「第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。」を加え、「第十三項、第十八項及び第十九項」を「及び第十三項、同条第十八項及び第十九項（これらの規定を）に改める。	「第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。」を加え、「第十三項、第十八項及び第十九項」を「及び第十三項、同条第十八項及び第十九項（これらの規定を）に改める。	「第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。」を加え、「第十三項、第十八項及び第十九項」を「及び第十三項、同条第十八項及び第十九項（これらの規定を）に改める。
第一百零五條	「第二十五條を削り、第二十五條の二を第二十五條とする。	「第二十五條を削り、第二十五條の二を第二十五條とする。
第一百零六條	「第八十五條の五中「第八十五條第八項、第八十五條の二第十項、第八十五條の三第五項及び第十一項並びに第八十五條の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（国営土地改良事業に係るものに限る。）並びに」を削る。	「第八十五條の五中「第八十五條第八項、第八十五條の二第十項、第八十五條の三第五項及び第十一項並びに第八十五條の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（国営土地改良事業に係るものに限る。）並びに」を削る。
第一百四十四條第二号中「第十八條第六項」を「第十八條第七項」に改め、同条第九号中「第六十九條」を「第六十九條第一項」に改める。	「第十八條第六項」を「第十八條第七項」に改め、同条第九号中「第六十九條」を「第六十九條第一項」に改める。	「第十八條第六項」を「第十八條第七項」に改め、同条第九号中「第六十九條」を「第六十九條第一項」に改める。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第二条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二十二條の六第一項中「都道府県」の下に「又は市町村」を、

附 則

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

（残余財産の帰属に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第六十九條第二項（新法第八十四條及び第九十一條の二十八において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた事由により土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会が解散した場合について適用する。

（解散命令によつて解散した場合の清算に関する規定の適用に関する経過措置）

第三条 新法第七十一條の七（新法第八十四條において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に土地改良区及び土地改良区連合が新法第三十五條第一項（第二号に係る部分に限る。）（新法第八十四條において準用する場合を含む。）の規定による解散命令によつて解散した場合について適用する。

（土地改良事業計画の変更等に関する経過措置）

第四条 施行日以前にした第一条の規定による改正前の土地改良法第八十八條第一項、第九十五條の第二項又は第九十六條の第三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の手続については、なお従前の例による。

（新法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七條の三第一項の規定により行う土地改良事業に関する経過措置）

第五条 新法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七條の三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律（次項において「農地中間管理事業法」という。）第二條第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地（新法第二條第一項に規定する農用地（新法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七條の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に当り当該農用地への地目変換を予定する当該農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む）をいう。次項において同じ。）について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、農地中間管理事業法第二條第四項に規定する農地中間管理機構が、施行日前に取得した同條第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地に関し、新法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七條の三第一項の規定による土地改良事業が行われ

ることがあることについて、農林水産省令で定めるところにより、施行日以後に当該農用地の所有者及びその貸付けの相手方の同意を得た場合には、当該農用地については、新法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七條の三第一項の規定を適用する。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の項中「第八十五條第八項、第八十五條の第十項、第八十五條の第三第五項及び第十一項並びに第八十五條の第四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（国営土地改良事業に係るものに限る。）並びに」を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
第十五條中「第八十七條の三第七項」の下に「第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。」を加え、「第十三項、第十八項及び第十九項」を「及び第十三項、同條第十八項及び第十九項（これらの規定を）」に改める。

政 令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百十四号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。
附則第三条第三項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

Table with 2 columns: Date (令和十七年三月三十一日) and Content (振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七條第一項に規定する振興山村をいう)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。)

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 石破 茂

別表第二 住居手当の月額に係る控除率及び限度額 (第二条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	控除率	限 度 額						
			単 位	号 別					5 号
				公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	
アジア	インド	16.9%	インド・ルピー	270,190	219,530	194,199	168,869	151,982	135,095
	インドネシア	10.8%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
	カンボジア	9.8%	アメリカ合衆国ドル	5,590	4,542	4,018	3,494	3,145	2,795
	シンガポール	6.6%	シンガポール・ドル	11,030	8,962	7,928	6,894	6,205	6,205
	スリランカ	19.9%	アメリカ合衆国ドル	2,765	2,246	1,987	1,728	1,555	1,382
	タイ	13.1%	タイ・バーツ	148,485	120,644	106,723	92,803	83,523	74,242
	大韓民国	14.3%	ウォン	5,238,274	4,256,097	3,765,009	3,273,921	2,946,529	2,619,137
	中華人民共和国	8.3%	アメリカ合衆国ドル	6,635	5,391	4,769	4,147	3,732	3,318
	ネパール	36.4%	アメリカ合衆国ドル	1,507	1,225	1,083	942	848	754
	パキスタン	12.8%	アメリカ合衆国ドル	4,301	3,494	3,091	2,688	2,419	2,150
	バングラデシュ	18.6%	アメリカ合衆国ドル	2,950	2,397	2,121	1,844	1,660	1,475
	東ティモール	12.7%	アメリカ合衆国ドル	4,334	3,522	3,115	2,709	2,438	2,167
	フィリピン	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,872	3,146	2,783	2,420	2,178	1,936
	ブータン	36.4%	アメリカ合衆国ドル	1,507	1,225	1,083	942	848	754
	ブルネイ	11.5%	シンガポール・ドル	6,352	5,161	4,566	3,970	3,573	3,176
	ベトナム	9.6%	アメリカ合衆国ドル	5,746	4,668	4,130	3,591	3,232	2,873
	マレーシア	28.1%	マレーシア・リングギ	8,882	7,216	6,384	5,551	4,996	4,441
	ミャンマー	7.4%	アメリカ合衆国ドル	7,394	6,007	5,314	4,621	4,159	4,159
	モルディブ	12.7%	アメリカ合衆国ドル	4,322	3,511	3,106	2,701	2,431	2,161
	モンゴル	31.9%	アメリカ合衆国ドル	1,722	1,399	1,237	1,076	968	861
ラオス	24.3%	アメリカ合衆国ドル	2,259	1,836	1,624	1,412	1,271	1,130	
大洋州	オーストラリア	18.8%	オーストラリア・ドル	4,390	3,567	3,156	2,744	2,470	2,195
	キリバス	15.7%	オーストラリア・ドル	5,240	4,258	3,766	3,275	2,948	2,620
	クック	19.0%	アメリカ合衆国ドル	2,896	2,353	2,082	1,810	1,629	1,448
	サモア	19.1%	アメリカ合衆国ドル	2,880	2,340	2,070	1,800	1,620	1,440
	ソロモン	14.7%	アメリカ合衆国ドル	3,738	3,037	2,686	2,336	2,102	1,869
	ツバル	9.3%	アメリカ合衆国ドル	5,894	4,789	4,237	3,684	3,316	2,947
	トンガ	23.5%	アメリカ合衆国ドル	2,339	1,901	1,681	1,462	1,316	1,170
	ナウル	19.0%	アメリカ合衆国ドル	2,896	2,353	2,082	1,810	1,629	1,448
	ニウエ	20.9%	ニュージーランド・ドル	4,286	3,483	3,081	2,679	2,411	2,143
	ニュージーランド	17.5%	ニュージーランド・ドル	5,123	4,163	3,682	3,202	2,882	2,562
	バヌアツ	10.6%	アメリカ合衆国ドル	5,184	4,212	3,726	3,240	2,916	2,592
	バプアニューギニア	11.7%	アメリカ合衆国ドル	4,715	3,831	3,389	2,947	2,652	2,358
	パラオ	21.8%	アメリカ合衆国ドル	2,518	2,046	1,810	1,574	1,417	1,259

	フィジー	16.3%	アメリカ合衆国ドル	3,363	2,733	2,417	2,102	1,892	1,892
	マーシャル	28.6%	アメリカ合衆国ドル	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	1,079
	ミクロネシア	21.0%	アメリカ合衆国ドル	2,613	2,123	1,878	1,633	1,470	1,306
北米	アメリカ合衆国	10.4%	アメリカ合衆国ドル	5,270	4,282	3,788	3,294	2,965	2,965
	カナダ	18.7%	カナダ・ドル	3,995	3,246	2,872	2,497	2,247	1,998
中南米	アルゼンチン	11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,738	3,849	3,405	2,961	2,665	2,369
	アンティグア・バーブーダ	16.3%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	ウルグアイ	19.5%	アメリカ合衆国ドル	2,814	2,287	2,023	1,759	1,583	1,407
	エクアドル	28.7%	アメリカ合衆国ドル	1,915	1,556	1,377	1,197	1,077	958
	エルサルバドル	19.2%	アメリカ合衆国ドル	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ガイアナ	10.9%	アメリカ合衆国ドル	5,062	4,113	3,639	3,164	2,848	2,531
	キューバ	10.4%	ユーロ	4,869	3,956	3,499	3,043	2,739	2,739
	グアテマラ	20.3%	アメリカ合衆国ドル	2,712	2,204	1,949	1,695	1,526	1,356
	グレナダ	16.3%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	コスタリカ	19.1%	アメリカ合衆国ドル	2,869	2,331	2,062	1,793	1,614	1,434
	コロンビア	21.1%	アメリカ合衆国ドル	2,610	2,120	1,876	1,631	1,468	1,305
	ジャマイカ	10.2%	アメリカ合衆国ドル	5,390	4,380	3,874	3,369	3,032	2,695
	スリナム	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,368	3,549	3,140	2,730	2,457	2,184
	セントクリストファー・ネイビス	16.3%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	セントビンセント	16.3%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	セントルシア	16.3%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	チリ	20.2%	アメリカ合衆国ドル	2,715	2,206	1,952	1,697	1,527	1,358
	ドミニカ	16.3%	アメリカ合衆国ドル	3,360	2,730	2,415	2,100	1,890	1,680
	ドミニカ共和国	19.2%	アメリカ合衆国ドル	2,867	2,330	2,061	1,792	1,613	1,434
	トリニダード・トバゴ	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,861	3,137	2,775	2,413	2,172	1,930
	ニカラグア	24.6%	アメリカ合衆国ドル	2,230	1,812	1,603	1,394	1,255	1,255
	ハイチ	11.4%	アメリカ合衆国ドル	4,800	3,900	3,450	3,000	2,700	2,400
	パナマ	15.8%	アメリカ合衆国ドル	3,478	2,826	2,500	2,174	1,957	1,739
	バハマ	19.2%	アメリカ合衆国ドル	2,867	2,330	2,061	1,792	1,613	1,434
	パラグアイ	19.3%	アメリカ合衆国ドル	2,840	2,308	2,041	1,775	1,598	1,420
	バルバドス	8.9%	アメリカ合衆国ドル	6,195	5,034	4,453	3,872	3,485	3,098
	ブラジル	21.4%	アメリカ合衆国ドル	2,562	2,081	1,841	1,601	1,441	1,281
	ベネズエラ	13.1%	アメリカ合衆国ドル	4,184	3,400	3,007	2,615	2,354	2,092
	ベリーズ	11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,741	3,852	3,407	2,963	2,667	2,370
	ペルー	17.3%	アメリカ合衆国ドル	3,179	2,583	2,285	1,987	1,788	1,590
	ボリビア	25.5%	アメリカ合衆国ドル	2,154	1,750	1,548	1,346	1,211	1,077
	ホンジュラス	21.1%	アメリカ合衆国ドル	2,603	2,115	1,871	1,627	1,464	1,302
メキシコ	13.7%	アメリカ合衆国ドル	4,024	3,270	2,892	2,515	2,264	2,012	

欧州	アイスランド	11.0%	スターリング・ポンド	3,902	3,171	2,805	2,439	2,195	2,195
	アイルランド	11.6%	ユーロ	4,363	3,545	3,136	2,727	2,454	2,182
	アゼルバイジャン	11.2%	アメリカ合衆国ドル	4,926	4,003	3,541	3,079	2,771	2,463
	アルバニア	15.0%	ユーロ	3,365	2,734	2,418	2,103	1,893	1,683
	アルメニア	11.7%	アメリカ合衆国ドル	4,712	3,829	3,387	2,945	2,651	2,356
	アンドラ	12.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	イタリア	17.7%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ウクライナ	12.3%	アメリカ合衆国ドル	4,483	3,643	3,222	2,802	2,522	2,242
	ウズベキスタン	12.3%	アメリカ合衆国ドル	4,451	3,617	3,199	2,782	2,504	2,226
	英国	9.5%	スターリング・ポンド	4,523	3,675	3,251	2,827	2,544	2,262
	エストニア	21.7%	ユーロ	2,325	1,889	1,671	1,453	1,308	1,308
	オーストリア	17.4%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	オランダ	16.6%	ユーロ	3,040	2,470	2,185	1,900	1,710	1,520
	カザフスタン	13.0%	アメリカ合衆国ドル	4,229	3,436	3,039	2,643	2,379	2,114
	北マケドニア	27.1%	ユーロ	1,866	1,516	1,341	1,166	1,049	933
	キプロス	15.0%	ユーロ	3,363	2,733	2,417	2,102	1,892	1,682
	ギリシャ	21.0%	ユーロ	2,413	1,960	1,734	1,508	1,357	1,206
	キルギス	16.4%	アメリカ合衆国ドル	3,354	2,725	2,410	2,096	1,886	1,677
	クロアチア	14.2%	ユーロ	3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785
	コソボ	14.1%	ユーロ	3,574	2,904	2,569	2,234	2,011	1,787
	サンマリノ	17.7%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ジョージア	8.7%	アメリカ合衆国ドル	6,333	5,145	4,552	3,958	3,562	3,166
	スイス	8.8%	スイス・フラン	5,448	4,427	3,916	3,405	3,065	2,724
	スウェーデン	19.6%	スウェーデン・クローネ	30,021	24,392	21,577	18,763	16,887	15,010
	スペイン	16.7%	ユーロ	3,032	2,464	2,179	1,895	1,706	1,516
	スロバキア	20.6%	ユーロ	2,458	1,997	1,766	1,536	1,382	1,229
	スロベニア	17.2%	ユーロ	2,934	2,384	2,109	1,834	1,651	1,651
	セルビア	14.2%	ユーロ	3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785
	タジキスタン	15.0%	アメリカ合衆国ドル	3,670	2,982	2,638	2,294	2,065	1,835
	チェコ	19.5%	チェコ・コルナ	64,544	52,442	46,391	40,340	36,306	32,272
	デンマーク	11.3%	デンマーク・クローネ	33,005	26,816	23,722	20,628	20,628	18,565
	ドイツ	14.7%	ユーロ	3,432	2,789	2,467	2,145	1,931	1,931
	トルクメニスタン	21.1%	アメリカ合衆国ドル	2,602	2,114	1,870	1,626	1,463	1,301
	ノルウェー	20.5%	ノルウェー・クローネ	28,771	23,377	20,679	17,982	16,184	14,386
	バチカン	17.7%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ハンガリー	16.0%	ユーロ	3,154	2,562	2,267	1,971	1,774	1,577
	フィンランド	11.1%	ユーロ	4,541	3,689	3,264	2,838	2,554	2,270
	フランス	12.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブルガリア	29.1%	ユーロ	1,739	1,413	1,250	1,087	978	978
	ベラルーシ	20.5%	アメリカ合衆国ドル	2,677	2,175	1,924	1,673	1,506	1,338
	ベルギー	15.5%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634

	ポーランド	14.2%	ユーロ	3,558	2,891	2,558	2,224	2,002	1,779
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	15.2%	ユーロ	3,317	2,695	2,384	2,073	1,866	1,658
	ポルトガル	19.6%	ユーロ	2,578	2,094	1,853	1,611	1,450	1,289
	マルタ	13.7%	ユーロ	3,694	3,002	2,655	2,309	2,078	1,847
	モナコ	12.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	モルドバ	27.6%	アメリカ合衆国ドル	1,989	1,616	1,429	1,243	1,119	994
	モンテネグロ	14.2%	ユーロ	3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785
	ラトビア	16.8%	ユーロ	3,011	2,447	2,164	1,882	1,694	1,506
	リトアニア	19.5%	ユーロ	2,594	2,107	1,864	1,621	1,459	1,297
	リヒテンシュタイン	8.4%	スイス・フラン	5,734	4,659	4,122	3,584	3,226	2,867
	ルーマニア	17.1%	ユーロ	2,949	2,396	2,119	1,843	1,659	1,474
	ルクセンブルク	13.8%	ユーロ	3,664	2,977	2,634	2,290	2,061	1,832
	ロシア	6.2%	アメリカ合衆国ドル	8,818	7,164	6,338	5,511	4,960	4,409
中東	アフガニスタン	9.5%	アメリカ合衆国ドル	5,784	4,700	4,157	3,615	3,254	2,892
	アラブ首長国連邦	6.1%	アラブ首長国連邦ディルハム	33,098	26,892	23,789	20,686	18,617	16,549
	イエメン	13.0%	アメリカ合衆国ドル	4,227	3,435	3,038	2,642	2,378	2,114
	イスラエル	9.1%	アメリカ合衆国ドル	6,064	4,927	4,359	3,790	3,411	3,411
	イラク	5.6%	アメリカ合衆国ドル	9,848	8,002	7,078	6,155	5,540	4,924
	イラン	10.7%	ユーロ	4,723	3,838	3,395	2,952	2,657	2,362
	オマーン	11.5%	アメリカ合衆国ドル	4,797	3,897	3,448	2,998	2,698	2,398
	カタール	8.2%	アメリカ合衆国ドル	6,739	5,476	4,844	4,212	3,791	3,370
	クウェート	8.9%	アメリカ合衆国ドル	6,157	5,002	4,425	3,848	3,463	3,078
	サウジアラビア	8.2%	サウジアラビア・リヤール	25,062	20,363	18,014	15,664	14,098	12,531
	シリア	12.9%	アメリカ合衆国ドル	4,243	3,448	3,050	2,652	2,387	2,122
	トルコ	14.8%	アメリカ合衆国ドル	3,715	3,019	2,670	2,322	2,090	1,858
	バーレーン	10.3%	アメリカ合衆国ドル	5,325	4,326	3,827	3,328	2,995	2,662
	ヨルダン	14.1%	アメリカ合衆国ドル	3,898	3,167	2,801	2,436	2,192	1,949
	レバノン	10.2%	アメリカ合衆国ドル	5,384	4,375	3,870	3,365	3,029	2,692
アフリカ	アルジェリア	8.4%	ユーロ	6,008	4,882	4,318	3,755	3,380	3,004
	アンゴラ	4.6%	アメリカ合衆国ドル	11,947	9,707	8,587	7,467	6,720	5,974
	ウガンダ	12.4%	アメリカ合衆国ドル	4,414	3,587	3,173	2,759	2,483	2,207
	エジプト	15.0%	アメリカ合衆国ドル	3,664	2,977	2,634	2,290	2,061	1,832
	エスワティニ	26.4%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959
	エチオピア	11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655
	エリトリア	11.3%	アメリカ合衆国ドル	4,870	3,957	3,501	3,044	2,740	2,435
	ガーナ	10.6%	アメリカ合衆国ドル	5,198	4,224	3,736	3,249	2,924	2,599
	カーボベルデ	15.7%	ユーロ	3,214	2,612	2,310	2,009	1,808	1,607
	ガボン	13.0%	ユーロ	3,891	3,162	2,797	2,432	2,189	1,946
	カメルーン	11.7%	ユーロ	4,338	3,524	3,118	2,711	2,440	2,440

ガンビア	15.7%	ユーロ	3,214	2,612	2,310	2,009	1,808	1,607
ギニア	9.9%	アメリカ合衆国ドル	5,571	4,527	4,004	3,482	3,134	2,786
ギニアビサウ	15.7%	ユーロ	3,214	2,612	2,310	2,009	1,808	1,607
ケニア	17.4%	アメリカ合衆国ドル	3,165	2,571	2,275	1,978	1,780	1,780
コートジボワール	14.0%	ユーロ	3,618	2,939	2,600	2,261	2,035	1,809
コモロ	26.4%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959
コンゴ共和国	6.2%	アメリカ合衆国ドル	8,805	7,154	6,328	5,503	4,953	4,402
コンゴ民主共和国	5.6%	アメリカ合衆国ドル	9,861	8,012	7,087	6,163	5,547	4,930
サントメ・プリンシペ	12.3%	ユーロ	4,096	3,328	2,944	2,560	2,304	2,048
ザンビア	10.9%	アメリカ合衆国ドル	5,034	4,090	3,618	3,146	2,831	2,517
シエラレオネ	10.6%	アメリカ合衆国ドル	5,198	4,224	3,736	3,249	2,924	2,599
ジブチ	14.4%	アメリカ合衆国ドル	3,816	3,101	2,743	2,385	2,147	2,147
ジンバブエ	15.2%	アメリカ合衆国ドル	3,619	2,941	2,601	2,262	2,036	2,036
スーダン	16.2%	アメリカ合衆国ドル	3,398	2,761	2,443	2,124	1,912	1,699
セーシェル	11.2%	アメリカ合衆国ドル	4,893	3,975	3,517	3,058	2,752	2,446
赤道ギニア	12.3%	ユーロ	4,096	3,328	2,944	2,560	2,304	2,048
セネガル	17.4%	ユーロ	2,901	2,357	2,085	1,813	1,632	1,450
ソマリア	12.5%	アメリカ合衆国ドル	4,379	3,558	3,148	2,737	2,463	2,190
タンザニア	10.3%	アメリカ合衆国ドル	5,331	4,332	3,832	3,332	2,999	2,666
チャド	12.3%	ユーロ	4,096	3,328	2,944	2,560	2,304	2,048
中央アフリカ	11.7%	ユーロ	4,338	3,524	3,118	2,711	2,440	2,169
チュニジア	32.3%	ユーロ	1,566	1,273	1,126	979	881	783
トーゴ	14.6%	ユーロ	3,456	2,808	2,484	2,160	1,944	1,728
ナイジェリア	5.8%	アメリカ合衆国ドル	9,523	7,738	6,845	5,952	5,357	4,762
ナミビア	21.5%	アメリカ合衆国ドル	2,558	2,079	1,839	1,599	1,439	1,279
ニジェール	14.6%	ユーロ	3,456	2,808	2,484	2,160	1,944	1,728
ブルキナファソ	19.2%	ユーロ	2,627	2,135	1,888	1,642	1,478	1,478
ブルンジ	6.2%	アメリカ合衆国ドル	8,805	7,154	6,328	5,503	4,953	4,402
ベナン	19.5%	ユーロ	2,589	2,103	1,861	1,618	1,456	1,294
ボツワナ	22.6%	アメリカ合衆国ドル	2,430	1,975	1,747	1,519	1,367	1,367
マダガスカル	20.1%	ユーロ	2,514	2,042	1,807	1,571	1,414	1,257
マラウイ	14.3%	アメリカ合衆国ドル	3,851	3,129	2,768	2,407	2,166	1,926
マリ	16.6%	ユーロ	3,053	2,480	2,194	1,908	1,717	1,526
南アフリカ共和国	21.0%	アメリカ合衆国ドル	2,621	2,129	1,884	1,638	1,474	1,310
南スーダン	4.3%	アメリカ合衆国ドル	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057
モーリシャス	26.2%	ユーロ	1,931	1,569	1,388	1,207	1,086	966
モーリタニア	14.9%	ユーロ	3,390	2,755	2,437	2,119	1,907	1,695
モザンビーク	9.5%	アメリカ合衆国ドル	5,789	4,703	4,161	3,618	3,256	3,256
モロッコ	20.8%	ユーロ	2,429	1,973	1,746	1,518	1,366	1,214
リビア	12.6%	ユーロ	3,997	3,247	2,873	2,498	2,248	1,998

	リベリア	10.6%	アメリカ合衆国ドル	5,198	4,224	3,736	3,249	2,924	2,599
	ルワンダ	15.7%	アメリカ合衆国ドル	3,501	2,844	2,516	2,188	1,969	1,750
	レソト	26.4%	ユーロ	1,918	1,559	1,379	1,199	1,079	959

二 総領事館

地 域	所 在 地	控除率	単 位	限 度 額				
				号 別				
				1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
アジア	コルカタ	36.9%	インド・ルピー	100,684	89,066	77,449	69,704	61,959
	チェンナイ	21.3%	インド・ルピー	174,382	154,261	134,140	120,726	120,726
	ベンガルール	23.8%	インド・ルピー	156,416	138,368	120,320	108,288	96,256
	ムンバイ	11.5%	インド・ルピー	324,735	287,265	249,796	224,816	224,816
	スラバヤ	19.6%	アメリカ合衆国ドル	2,276	2,014	1,751	1,576	1,401
	デンパサール	32.0%	アメリカ合衆国ドル	1,394	1,233	1,072	965	858
	メダン	19.8%	アメリカ合衆国ドル	2,250	1,991	1,731	1,558	1,385
	チェンマイ	18.5%	タイ・バーツ	85,246	75,410	65,574	59,017	52,459
	済州	20.8%	ウォン	2,927,495	2,589,707	2,251,919	2,026,727	1,801,535
	釜山	24.4%	ウォン	2,497,061	2,208,938	1,920,816	1,728,734	1,536,653
	広州	10.2%	アメリカ合衆国ドル	4,390	3,884	3,377	3,039	2,702
	上海	8.7%	アメリカ合衆国ドル	5,158	4,563	3,968	3,571	3,571
	重慶	12.3%	アメリカ合衆国ドル	3,618	3,200	2,783	2,505	2,226
	瀋陽	12.0%	アメリカ合衆国ドル	3,728	3,298	2,868	2,581	2,294
	青島	14.1%	アメリカ合衆国ドル	3,168	2,803	2,437	2,193	1,950
	香港	5.6%	香港ドル	63,067	55,790	48,513	43,662	38,810
	カラチ	16.5%	アメリカ合衆国ドル	2,712	2,399	2,086	1,877	1,669
	セブ	15.2%	アメリカ合衆国ドル	2,933	2,594	2,256	2,030	1,805
	ダバオ	17.0%	アメリカ合衆国ドル	2,629	2,325	2,022	1,820	1,618
	ダナン	11.1%	アメリカ合衆国ドル	4,011	3,548	3,085	2,777	2,468
ホーチミン	9.1%	アメリカ合衆国ドル	4,905	4,339	3,773	3,396	3,018	
ベナン	38.0%	マレーシア・リングギ	5,339	4,723	4,107	3,696	3,286	
大洋州	シドニー	10.7%	オーストラリア・ドル	6,262	5,540	4,817	4,335	3,854
	パース	18.0%	オーストラリア・ドル	3,728	3,298	2,868	2,581	2,294
	ブリスベン	16.2%	オーストラリア・ドル	4,131	3,655	3,178	2,860	2,542
	メルボルン	15.1%	オーストラリア・ドル	4,437	3,925	3,413	3,072	2,730
	オークランド	14.5%	ニュージーランド・ドル	5,032	4,452	3,871	3,484	3,097
北米	アトランタ	13.4%	アメリカ合衆国ドル	3,341	2,956	2,570	2,313	2,056
	サンフランシスコ	8.4%	アメリカ合衆国ドル	5,340	4,724	4,108	3,697	3,286
	シアトル	14.9%	アメリカ合衆国ドル	2,993	2,647	2,302	2,072	2,072

	シカゴ	11.0%	アメリカ合衆国ドル	4,061	3,593	3,124	2,812	2,499
	デトロイト	14.6%	アメリカ合衆国ドル	3,065	2,712	2,358	2,122	1,886
	デンバー	14.1%	アメリカ合衆国ドル	3,167	2,801	2,436	2,192	1,949
	ナッシュビル	13.1%	アメリカ合衆国ドル	3,409	3,015	2,622	2,360	2,098
	ニューヨーク	7.1%	アメリカ合衆国ドル	6,280	5,556	4,831	4,761	4,232
	ハガツニャ	12.5%	アメリカ合衆国ドル	3,558	3,148	2,737	2,463	2,190
	ヒューストン	13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,379	2,989	2,599	2,339	2,079
	ボストン	7.5%	アメリカ合衆国ドル	5,914	5,231	4,549	4,094	3,639
	ホノルル	11.0%	アメリカ合衆国ドル	4,070	3,601	3,131	2,818	2,505
	マイアミ	11.6%	アメリカ合衆国ドル	3,848	3,404	2,960	2,664	2,368
	ロサンゼルス	8.9%	アメリカ合衆国ドル	5,005	4,428	3,850	3,465	3,080
	カルガリー	23.3%	カナダ・ドル	2,610	2,309	2,008	1,807	1,606
	トロント	15.7%	カナダ・ドル	3,883	3,435	2,987	2,688	2,390
	バンクーバー	17.8%	カナダ・ドル	3,423	3,028	2,633	2,370	2,106
	モントリオール	16.2%	カナダ・ドル	3,753	3,320	2,887	2,598	2,310
中南米	クリチバ	29.2%	アメリカ合衆国ドル	1,529	1,352	1,176	1,058	941
	サンパウロ	19.6%	アメリカ合衆国ドル	2,276	2,014	1,751	1,576	1,401
	マナウス	32.4%	アメリカ合衆国ドル	1,378	1,219	1,060	954	848
	リオデジャネイロ	15.4%	アメリカ合衆国ドル	2,902	2,567	2,232	2,009	1,786
	レシフェ	23.8%	アメリカ合衆国ドル	1,877	1,661	1,444	1,300	1,155
	レオン	18.3%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,160	1,878	1,690	1,502
欧州	ミラノ	13.7%	ユーロ	2,989	2,644	2,299	2,069	1,839
	エディンバラ	16.8%	スターリング・ポンド	2,070	1,831	1,592	1,433	1,274
	バルセロナ	15.3%	ユーロ	2,683	2,374	2,064	1,858	1,651
	デュッセルドルフ	19.4%	ユーロ	2,122	1,877	1,632	1,469	1,306
	ハンブルク	19.1%	ユーロ	2,150	1,902	1,654	1,489	1,323
	フランクフルト	16.1%	ユーロ	2,544	2,251	1,957	1,761	1,566
	ミュンヘン	12.2%	ユーロ	3,374	2,984	2,595	2,336	2,076
	ストラスブール	20.0%	ユーロ	2,055	1,818	1,581	1,423	1,265
	マルセイユ	19.2%	ユーロ	2,144	1,896	1,649	1,484	1,319
	ウラジオストク	12.0%	アメリカ合衆国ドル	3,725	3,295	2,865	2,579	2,292
	サンクトペテルブルク	14.6%	アメリカ合衆国ドル	3,059	2,706	2,353	2,118	1,882
	ハバロフスク	26.9%	アメリカ合衆国ドル	1,656	1,465	1,274	1,147	1,019
	ユジノサハリンスク	28.2%	アメリカ合衆国ドル	1,581	1,398	1,216	1,094	973
中東	ドバイ	9.4%	アラブ首長国連邦ディルハム	17,300	15,304	13,308	11,977	10,646
	ジッダ	7.8%	サウジアラビア・リヤール	21,516	19,034	16,551	14,896	13,241
	イスタンブール	10.3%	アメリカ合衆国ドル	4,319	3,820	3,322	2,990	2,658

三 政府代表部

地 域	所 在 地	控除率	限 度 額						
			単 位	号 別					5 号
				公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	10.8%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
北米	ニューヨーク (国際連合)	6.5%	アメリカ合衆国ドル	8,464	6,877	6,084	5,290	4,761	4,232
	モントリオール (国際民間航空機関)	16.2%	カナダ・ドル	4,619	3,753	3,320	2,887	2,598	2,310
欧州	ローマ (在ローマ国際機関)	17.7%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ウィーン (在ウィーン国際機関)	17.4%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	7.4%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	(軍縮会議)	7.4%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	パリ (経済協力開発機構)	12.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	(国際連合教育科学文化機関)	12.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブリュッセル (欧州連合)	15.5%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
	(北大西洋条約機構)	15.5%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
アフリカ	アディスアベバ (アフリカ連合)	11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655
	ナイロビ (在ナイロビ国際機関)	17.4%	アメリカ合衆国ドル	3,165	2,571	2,275	1,978	1,780	1,780

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 在ミャンマー、在キプロス、在バーレーン、在エリトリア、在ギニア、在シブチ、在スーダン及び在ルワンダの各日本国大使館並びに在スラバヤ、在広州、在重慶、在瀋陽、在ホーチミン及び在マナウスの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であつて、令和七年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣 岩屋 毅
内閣総理大臣 石破 茂

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百十六号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八條第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 独立行政法人農畜産業振興機構の行う補助に係る予算案の準備に関する事務（畜産に関するものに限る。）の調整に関する事。

第五十九條第二号中「こと」の下に「総務課の所掌に属するものを除く。」を加える。

附則第五條の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二條第一項の半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
-------------	---

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第五條の改正規定は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 江藤 拓
内閣総理大臣 石破 茂

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百十七号

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六條中「バリアフリー政策課」を「共生社会政策課」に改める。

第四十條（見出しを含む。）中「バリアフリー政策課」を「共生社会政策課」に改め、同条第一号イを次のように改める。

イ 共生社会の形成の促進のための移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安
全性の向上

附則第二條の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七條第一項に規定する振興山村をいう。附則第八條において同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二條第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第八條において同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

附則第七條の表令和七年三月三十一日までの間の項を削り、同表令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間の項中「令和七年四月一日から」を削り、「及び離島振興対策分科会を」、「離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会」に改め、同表令和九年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間の項中「及び離島振興対策分科会」を「離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会」に改め、同表に次のように加える。

令和十五年四月一日から令和十七年三月三十一日までの間	豪雪地帯対策分科会及び山村振興対策分科会
----------------------------	----------------------

附則第八條の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

附則第十六條の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

半島振興法第十條の規定による道路の指定に関する事。

附則第十八條の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日

山村振興法第十一條第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事。

半島振興法第十一條第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事。

（国土審議会令の一部改正）

第二条 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七條第一項及び第二十二條	国土交通省国土政策局地域振興課
-------------	-----------	----------------------------------	-----------------

附則第二條第二項中「山村振興対策分科会及び特殊土壤地帯対策分科会」を「特殊土壤地帯対策分科会及び山村振興対策分科会」に改め、同条第三項を削る。

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（国土交通省組織令第三十六條の改正規定及び同令第四十條（見出しを含む。）の改正規定を除く。）及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

地方財政法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百十八号

地方財政法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第八号)の施行に伴い、及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十二条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方財政法施行令の一部改正)

第一条 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項第八号中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和二年度から令和四年度までの各年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改める。

附則第十条(見出しを含む)中「令和二年度及び」を削る。

附則第十三条を削り、附則第十四条を附則第十三条とし、附則第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の二中「附則第六条の四」を「附則第六条の三」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

附則第五条中「附則第十五条」を「附則第十四条」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条中「附則第十六条」を「附則第十五条」に改め、同条を附則第五条とし、附則第七条を附則第六条とする。

総務大臣 村上誠一郎

内閣総理大臣 石破 茂

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百十九号

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第七号)の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の第二項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第七条の三の第三項中「の場合」を「に規定する場合」に、及び次条第一項を「次条第一項及び第七条の三の第五項」に改める。

第七条の三の四の見出し中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第一項中「第二十三条第三項の場合」を「第二十三条第四項に規定する場合」に改め、「納税義務者の扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、によつて」を「により」に改め、「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同条第二項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条を第七条の三の五とし、第七条の三の三の次に次の一条を加える。

(二)以上の納税義務者がある場合の生計を一にする配偶者の所属

第七条の三の四 法第二十三条第三項に規定する場合において、同項に規定する道府県民税の納税義務者の配偶者が同項に規定する生計を一にする配偶者(以下この条において「特別控除対象配偶者」という)又は特定親族(法第三十四条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。以下この条及び次条において同じ)のいずれに該当するかは、法第四十五条の二第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、給与所得等以外の所得を有しなかつた者にあつては法第三百七十七条の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところにより、自己の特別控除対象配偶者又は特定親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が特別控除対象配偶者又は特定親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定により特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である道府県民税の納税義務者の特別控除対象配偶者とする。

第七条の十三第一項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項中「同条第六項ただし書」を「同条第四項ただし書」に改める。

第九条の七第一項中「及び同法」を「(第十六項及び次条第一項において「内国法人の控除対象外国法人税の額」という)及び同法」に、「の計算」を「(第十六項において「外国法人の控除対象外国法人税の額」という)の計算」に改め、同条第二項中「第四項に規定する地方法人税の控除限度額」を「地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第十二条第一項に規定する地方法人税控除限度額」に、又は同法」を「又は法人税法」に、「第五項に規定する地方法人税の控除限度額」を「地方法人税法施行令(平成二十六年政令第三十九号)第三条第三項の規定により計算した金額」に、「第六項」を「第四項」に、「次条第二項」を「次条第三項」に、「第八項」を「第六項」に、「次条第一項」を「次条第二項」に、「第四十八条の十三の二第二項」を「第四十八条の十三の二第二項」に改め、「(平

成二十六年法律第十一号)を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第四十八條の十三第三項」を「第四十八條の十三第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十八條の十三第三項」を「第四十八條の十三第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十一項第二号」を「第十九項第二号」とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二十二項第三号」を「第二十項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第二十四項第一号」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「第六項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「第七項又は第十九項」を「第五項又は第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第九條の七の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項」に、「前条第十九項」を「前条第十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第六項ただし書」を「前条第四項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第十九項から第二十七項まで」を「前条第十七項から第二十五項まで」に改め、「同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」及び「法第五十三條第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。」を削り、「前条第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「前条第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十三項及び第二十五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十三條第四十二項(同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定による税額控除不足額相当額(法第五十三條第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項、第三項及び第五項において同じ)の控除は、内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九條又は第七十八條第一項若しくは第三百三十三條第一項の規定の適用を受ける事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

第二十條の二第二項中「次項」の下に「及び第二十條の二の五第一項第一号」を加える。

第二十條の二の五第一項を次のように改める。

法第七十二條の十六第一項に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される支払利子の額は、次に掲げる支払利子の額とする。

- 一 当該事業年度以前の事業年度において支払われた棚卸資産等に係る支払利子の額
- 二 法人税法第五十三條第一項に規定する賃貸借取引に係る支払利子の額

第二十條の二の十の見出し中「支払う」の下に「こととされている」を加え、同条中「支払う」の下に「こととされている」を加え、当該事業年度において「及び」で当該事業年度に係るもの」を削る。

第二十條の二の十一の見出し中「受ける」の下に「こととされている」を加え、同条中「受ける」の下に「こととされている」を加え、当該事業年度において「及び」で当該事業年度に係るもの」を削る。

第二十條の二の二十三中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 法人税法第五十三條第一項に規定する賃貸借取引の目的となる資産が当該貸借対照表に計上されている場合の当該資産の金額

第三十五條の六第一号中「第八條第三項本文(租税特別措置法第八十六條の二第三項において準用する場合を含む)及び第五項本文(消費税法第八條第六項(租税特別措置法第八十六條の二第三項において準用する場合を含む)及び租税特別措置法第八十六條の二第三項において準用する場合を含む)」を「第八條第六項」に改め、同条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 租税特別措置法第八十六條の二第三項本文及び第五項本文(同条第六項において準用する場合を含む)。

第三十六條の十第二項第六号中「親子関係形成支援事業」の下に「乳児等通園支援事業」を加える。

第四十三條の四の次に次の一条を加える。

(法第四十四條の三第五項の国際約束)

第四十三條の四の二 法第四十四條の三第五項に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定とする。

第四十六條の二の二第二項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第四十六條の三第一項中「の場合」を「に規定する場合」に、「及び次条第一項」を「次条第一項及び第四十六條の五第一項」に改める。

第四十六條の四の見出し中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第一項中「第二十九條第三項の場合」を「第二十九條第四項に規定する場合」に改め、「納税義務者の扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に改め、「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同条第二項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条を第四十六條の五とし、第四十六條の三の次に次の一条を加える。

(二)以上の納税義務者がある場合の生計を一にする配偶者の所属

第四十六條の四 法第二百九十二條第三項に規定する場合において、同項に規定する市町村民税の納税義務者の配偶者が同項に規定する生計を一にする配偶者(以下この条において「特別控除対象配偶者」という)又は特定親族(法第三十四條の二第二項第十二号に規定する特定親族をいう。以下この条及び次条において同じ)のいずれに該当するかは、法第三百十七條の二第二項の

申告書を提出する義務を有する者にあつては当該申告書、給与所得等以外の所得を有しなかつた者にあつては法第三十七條の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書に記載されたところによる。ただし、給与所得等以外の所得を有しなかつた者が、総務省令で定めるところにより、自己の特別控除対象配偶者又は特定親族とする者の氏名その他必要な事項を記載した申請書を賦課期日現在の住所所在地の市町村長に提出したときは、当該申請書に記載されたところによる。

2 前項の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が特別控除対象配偶者又は特定親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定により特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である市町村民税の納税義務者の特別控除対象配偶者とする。

第四十八條の六第一項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。
 第四十八條の十二の二第一項中「第九條の七第五項」を「第九條の七第五項」に、「第四十八條の十三第七項ただし書」を「第四十八條の十三第五項ただし書」に改める。
 第四十八條の十二の三第一項中「第九條の七第七項」を「第九條の七第五項」に、「次条第七項ただし書」を「次条第五項ただし書」に改める。

第四十八條の十三第一項中「及び同法」を「第十七項及び次条第一項において「内国法人の控除対象外国法人税の額」という。及び同法」に、「計算」を「第十七項において「外国法人の控除対象外国法人税の額」という。の計算」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を第四項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項第二号中「第二十二項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第九項」を「第七項」に改め、同項第三号中「第二十三項第三号」を「第二十一項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第七項」に、「第八項」を「第六項」に、「第十項各号」を「第九項各号」に、「第十項各号」を「第八項各号」に、「第十一項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第九項」を「第七項」に、「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第九項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第二号中「第八項後段」を「第六項後段」に改め、同号イ中「第二十五項第一号」を「第二十三項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第九項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第二十八項」を「第二十六項」に、「第九項」を「第七項」に、「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「法人税法第六十九條の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九條若しくは第七十八條第一項若しくは第三百三十三條第一項の規定の適用を受ける」に、「同法第六十四條の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「外国法人の控除対象外国法人税の額につき同法第六十四條の二若しくは第三百四十四條の十一第一項若しくは第三百四十七條の三第一項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項を第十八項とし、第二十一項を第十九項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第十九項第二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十一項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第十八項」に、「第二十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第七項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第八項又は第二十項」を「第六項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十八項とする。

第四十八條の十三の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項」に、「前条第二十項」を「前条第十八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第七項ただし書」を「前条第五項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第二十項から第二十八項まで」を「前条第十八項から第二十六項まで」に改め、「同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」及び「法第三百二十一條の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。」を削り、「前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第二十八項」を「前条第十八項から第二十一項まで、第二十三項、第二十四項及び第二十六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
 法第三百二十一條の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による税額控除不足額相当額（法第三百二十一條の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項、第三項及び第五項において同じ。）の控除は、内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九條又は第七十八條第一項若しくは第三百三十三條第一項の規定の適用を受ける事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

第四十九條の十五第二項第九号中「親子関係形成支援事業」の下に、「乳児等通園支援事業」を加える。

第五十二條の十九の次に次の一條を加える。

第五十二條の十九の二 法第四百四十五條第三項に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定とする。

第五十六條の二十六の五中「親子関係形成支援事業」の下に、「乳児等通園支援事業」を加える。

第五十六條の八十八の二第一項中「六十五万円」を「六十六万円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第五十六條の八十九第一項中「五十四万五千円」を「五十六万円」に、「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同条第二項中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改める。

第五十七條の二中「第四十八條の十三第九項及び第四十八條の十三の二第二項（同条第三項）を「第四十八條の十三第二十七項及び第四十八條の十三の二第三項（同条第四項）に改め、同条の表第四十八條の十三第七項の項上欄中「第四十八條の十三第七項」を「第四十八條の十三第五項」に改め、同項下欄中「第九條の七第六項ただし書又は第四十八條の十三第七項ただし書」を「第九條の七第四項ただし書又は第四十八條の十三第五項ただし書」に改め、同表第四十八條の十三第八項の項中「第四十八條の十三第八項」を「第四十八條の十三第六項」に改め、同表第四十八條の十三第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項の項中「第四十八條の十三第九項、第十二項、第十三項、第十四項及び第十六項」を「第四十八條の十三第七項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項」に改める。

第六十一條中「第十一條の六」の下に、「第十二條の二」を加え、「第十二條の二の八、第十二條の二の九」を「第十二條の二の七第九項第十二條の二の七の二から第十二條の二の九まで」に、「第七十七條」を「第七十八條」に改める。

附則第三條の二の三中「同条第三項第三号」を「同条第三項第四号」に改める。

附則第四條の七中「第二十六條の二十七の二第一項」を「第二十六條の二十七の三第一項」に改める。

第四十八條の十三の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項」に、「前条第二十項」を「前条第十八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第七項ただし書」を「前条第五項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第二十項から第二十八項まで」を「前条第十八項から第二十六項まで」に改め、「同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」及び「法第三百二十一條の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。」を削り、「前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第二十八項」を「前条第十八項から第二十一項まで、第二十三項、第二十四項及び第二十六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
 法第三百二十一條の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による税額控除不足額相当額（法第三百二十一條の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項、第三項及び第五項において同じ。）の控除は、内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九條又は第七十八條第一項若しくは第三百三十三條第一項の規定の適用を受ける事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

附則第六條の二第一項中「第二十條の二の二十三第一号から第四号まで」を「第二十條の二の二十三各号」に改める。

附則第七條第十七項第二号ハ(1)及び(2)中「二年」を「三年」に改め、同条第二十項第一号中「十年」を「十五年」に改め、同条第二十四項中「附則第十一條第十七項」を「附則第十一條第十六項」に改める。

附則第十條を附則第九條の三とし、同条の次に次の二條を加える。

(道府県たばこ税における加熱式たばこの重量の本数への換算方法)

第九條の四 法附則第十二條の二第一項の規定により加熱式たばこ(同項に規定する加熱式たばこをいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこ(同項に規定する紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数に換算する場合における計算は、法第七十四條の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量(法附則第十二條の二第一項第一号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法附則第十二條の二第一項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(法附則第十二條の二第二項に規定する政令で定める加熱式たばこ)

第十條 法附則第十二條の二第二項に規定する政令で定める加熱式たばこは、次に掲げるものとする。

一 法附則第十二條の二第一項第一号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるもの

二 法附則第十二條の二第一項第二号に掲げる加熱式たばこ(法第七十四條の三の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(法第七十四條の三の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第十條の二の二中第二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項第三号中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間にける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律(令和五年法律第二十六号)を「日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間にける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律(令和七年法律第 号)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十二條の二の七第一項第二号に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間にける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定とする。

附則第十一條第九項中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同条第二十五項中「第四十三項」を「第四十二項」に改め、同条第三十三項中「特別特定技術基準対象施設」を「協定特定港湾施設」に「護岸」を「防潮堤、護岸、堤防、胸壁」に改め、「物揚場」の下に「これらのうち、同項に規定する協働防護協定に定められた港湾法第五十一條の九第三項第二号に掲げる基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。」を加え、同条第三十六項中「総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されていない」を「次に掲げる要件のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されていないこと。

二 緑地の量的拡充又は質的向上に資するものとして総務省令で定める要件に該当すること。

附則第三十一條第三十七項を削り、同条第三十八項中「附則第十五條第三十四項」を「附則第十五條第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十五條第三十五項」を「附則第十五條第三十四項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五條第三十五項」を「附則第十五條第三十四項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十五條第三十五項」を「附則第十五條第三十四項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十五條第三十六項」を「附則第十五條第三十五項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五條第三十六項」を「附則第十五條第三十五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五條第三十八項」を「附則第十五條第三十九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五條第三十九項」を「附則第十五條第三十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五條第四十項」を「附則第十五條第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46 法附則第十五條第四十三項に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものは、雇用者給与等支給額(同項に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項及び第四十九項において同じ。)の引上げの方針(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第五十二條第一項の規定により同項に規定する先端設備等導入計画を提出した日(当該先端設備等導入計画につき同法第五十三條第一項の規定による変更の認定があつた場合であつて総務省令で定めるときは、総務省令で定める日)の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該提出した日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額(以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。)を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合(第二十九項において「雇用者給与等支給増加割合」という。)を百分の一・五以上とする旨のものに限る。)とする。

附則第三十一條第四十七項中「附則第十五條第四十四項」を「附則第十五條第四十三項」に改め、同条第四十八項中「附則第十五條第四十四項」を「附則第十五條第四十三項」に改め、同条第四十九項中「附則第十五條第四十四項」を「附則第十五條第四十三項」に改め、同条第五十項中「増加」を「大幅な増加」に改め、(同項に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。)を削り、「中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第五十二條第一項の規定により同項に規定する先端設備等導入計画を提出した日の属する事業年度(令和五年四月一日以後に開始する事業年度に限る。又は当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該提出した日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額(以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。)を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合を百分の一・五)を「雇用者給与等支給増加割合を百分の三」に改め、同条第五十項及び第五十一項中「附則第十五條第四十五項」を「附則第十五條第四十四項」に改める。

附則第三十二條第四十八項中「同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は」を「管理者等に係るマンション又は」に改める。

附則第三十二條の四及び第十二條の五を削る。

附則第十二條の六の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項及び第二項中「附則第十六條の四第一項」を「附則第十六條の二第一項」に改め、同条第三項中「附則第十六條の四第二項」を「附則第十六條の二第二項」に改め、同条第一号中「附則第十六條の四第三項」を「附則第十六條の二第三項」に改め、同号中「令和五年又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同号及び八中「令和五年又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同項第二号中「附則第十六條の四第三項」を「附則第十六條の二第三項」に改め、同条第五項中「令和五年又は令和六年度」を「令和

七年度又は令和八年度」に、「法附則第十六条の四第三項」を「建物の区分所有等に関する法律第二条第三項」に改め、「専有部分をいう」の下に「第十三項第一号及び第二号において同じ。」を加え、「第七項」を「第七項第二号口」に改め、同条第七項中「附則第十六条の四第二項」を「附則第十六条の四第二項」に改め、同条第九項中「附則第十六条の四第六項」を「附則第十六条の四第六項」に改め、同条第十項中「附則第十六条の四第七項」を「附則第十六条の四第七項」に改め、同条第十項中「附則第十六条の四第六項」を「附則第十六条の四第六項」に改め、同条第十一項中「附則第十六条の四第六項」を「附則第十六条の四第六項」に改め、同条第十一項を同条第十九項とし、同条第十項の次に次の八項を加える。

11 法附則第十六条の第二十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第十六条の第二十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第十六条の第二十項に規定する取得され、又は改築された家屋（第十三項において「特別適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び第十五項第四号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

12 法附則第十六条の第二十項に規定する政令で定める区域は、令和二年七月豪雨に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域（第十六項において「被災区域」という。）とする。

13 法附則第十六条の第二十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特別適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 区分所有に係る特別適用家屋（法第三百四十一条第一号に規定する区分所有に係る家屋（以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特別適用家屋をいう。次号及び同項において同じ。）及び共有物である特別適用家屋以外の特別適用家屋 当該特別適用家屋に係る固定資産税額（当該特別適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特別適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第十一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合に法附則第十六条の二第二十一項に規定する者が有していた次号及び第三号において同じ。）を当該特別適用家屋の床面積に乘以得た面積とする。

二 区分所有に係る特別適用家屋 当該特別適用家屋の専有部分に係る区分所有者（法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。）が同条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（当該特別適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額（当該特別適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）に、被災家屋の床面積を当該特別適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である特別適用家屋 当該特別適用家屋に係る固定資産税額（当該特別適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特別適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が第十一項各号に掲げる者がそれぞれ有している特別適用家屋に係る持分の割合を当該特別適用家屋の床面積に乘以得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特別適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

14 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特別適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

15 法附則第十六条の第二十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第十六条の第二十一項に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第十七項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

16 法附則第十六条の第二十一項に規定する政令で定める区域は、被災区域とする。

17 法附則第十六条の第二十一項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

- 一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合により法附則第十六条の二第二十一項に規定する取得又は改良が行われた償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合における代替償却資産に係る持分の割合に應ずる部分
- 二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第十五項各号に掲げる者（次号において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に應ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に應ずる部分

18 第十一項又は第十五項に規定する者が法附則第十六条の第二十項又は第二十一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

附則第十二条の六を附則第十二条の四とする。

附則第十五条の二の五の次に次の二条を加える。
 (市町村たばこ税における加熱式たばこの重量の本数への換算方法)
第十五条の二の六 法附則第三十条の三第一項の規定により加熱式たばこ(同項に規定する加熱式たばこをいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこ(同項に規定する紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数に換算する場合における計算は、法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量(法附則第三十条の三第一項第一号に規定する加熱式たばこの重量をいう)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法附則第三十条の三第一項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
 (法附則第三十条の三第二項に規定する政令で定める加熱式たばこ)
第十五条の二の七 法附則第三十条の三第二項に規定する政令で定める加熱式たばこは、次に掲げるものとする。

- 一 法附則第三十条の三第一項第一号に掲げる加熱式たばこを併せて喫煙の用に供されるもの
- 二 法附則第三十条の三第一項第二号に掲げる加熱式たばこ(法第四百六十六条の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(法第四百六十六条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第十六条の二の十の見出し中「適用等」を「適用」に改め、同条第一項中「次項及び第三項において同じ」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十六条の二の十一第二項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号の項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第四項の表第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号の項中「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の五第二項」に改める。

附則第十六条の三第三項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号の項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第六項の表第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号の項中「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の五第二項」に改める。

附則第十七条第二項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号の項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第八項の表第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号の項中「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の五第二項」に改める。

附則第十八条第一項中「第二十五条の十二第七項及び第八項、第二十五条の十二の二第七項」を「第二十五条の十二第十項から第十二項まで、第二十五条の十二の二第八項及び第九項」に改め、同条第四項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号の項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第八項の表第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号の項中「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の五第二項」に改める。

附則第十八条の五第七項第四号及び第八項第四号中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第十六項第五号及び第十八項第五号中「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の五第二項」に改める。
 附則第十八条の六第六項第四号及び第八項第四号中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第十六項第五号及び第十八項第五号中「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の五第二項」に改める。
 附則第十八条の七第三項の表第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号の項中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第六項の表第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号の項中「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の五第二項」に改める。
 附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の三の四第二項」を「第七条の三の五第二項」に改め、同条第十五項第五号中「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の五第二項」に改める。
 附則第二十七條の二第一項及び第三項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改める。
 附則第三十六條第三項第一号及び第五項第一号中「第四百四十五條の五」を「第四百四十五條の十三」に改める。
 附則に次の一条を加える。
第四百四十五條 法附則第七十八條第一項第四号ハに規定する政令で定める任務は、次に掲げるものとする。
 一 法附則第七十八條第一項第三号イに規定する公式参加者の同項第一号に規定する博覧会(第三十三項第一号及び第十七項において「博覧会」という。)の会場における展示について責任を有すること。
 二 前号の展示の内容を二千二十七年国際園芸博覧会政府委員に通知すること。
 2 法附則第七十八條第一項第六号イに規定する政令で定める場所は、国内(同項第三号に規定する国内をいう。以下この条において同じ。)にある次に掲げる場所とする。
 一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
 二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
 三 その他事業を行う一定の場所
 3 法附則第七十八條第一項第六号ロに規定する政令で定めるものは、非居住者(同項第四号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。)又は外国法人(同項第三号に規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。)の国内にある長期建設工事現場等(非居住者又は外国法人が国内において長期建設工事等(建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第七項において同じ。)を行う場所をいい、非居住者又は外国法人の国内における長期建設工事等を含む。第七項において同じ。)とする。
 4 前項の場合において、二以上に分割して建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供(以下この項及び第六項において「建設工事等」という。)に係る契約が締結されたことにより前項の非居住者又は外国法人の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等(以下この項において「契約分割後建設工事等」という。)が一年を超えて行われないうこととなつたとき(当該契約分割後建設工事等を行う場所(当該契約分割後建設工事等を含む。)を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととする)が当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときは、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間(当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。)を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

5 非居住者又は外国人の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所(当該各号に掲げる活動を含む)は、第二項に規定する政令で定める場所及び第三項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。ただし、当該各号に掲げる活動(第六号に掲げる活動にあつては、同号の場所における活動の全体)が、当該非居住者又は外国人の事業の遂行に当該準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、当該非居住者又は外国人の事業の遂行に当該非居住者又は外国人に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。当該施設

一 当該非居住者又は外国人に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。当該保有することのみを行う場所

二 当該非居住者又は外国人に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること。当該保有することのみを行う場所

三 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第二項各号に掲げる場所を保有すること。当該場所

四 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第二項各号に掲げる場所を保有すること。当該場所

五 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第二項各号に掲げる場所を保有すること。当該場所

六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、第二項各号に掲げる場所を保有すること。当該場所

7 前項の規定は、次に掲げる場所については、適用しない。

一 第二項各号に掲げる場所(国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。)を使用し、又は保有する前項の非居住者又は外国人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該非居住者又は外国人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該非居住者又は外国人(国内において当該非居住者又は外国人に代わつて活動をする場合における当該活動をする者を含む)が当該事業を行う一定の場所(国内にあるものに限る。以下この項において「他の場所」という。)において行う事業上の活動(口において「細分化活動」という。)が一体的な業務の一部として補充的な機能を果たすときに限り)における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所(当該他の場所において当該非居住者又は外国人が行う建設工事等及び当該活動をする者を含む)が当該非居住者又は外国人の恒久的施設に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

二 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の非居住者又は外国人及び当該非居住者又は外国人と特殊の関係にある者(国内において当該者に代わつて活動をする場合における当該活動をする者(イ及び次号イにおいて「代理人」という。)を含む。以下この項において「関連者」という。)が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該非居住者又は外国人及び当該関連者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動(口において「細分化活動」という。)がこれらの者による一体的な業務の一部として補充的な機能を果たすときに限り)における当該事業を行う一定の場所

イ 当該事業を行う一定の場所(当該事業を行う一定の場所において当該関連者(代理人を除く。以下イにおいて同じ)が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む)が当該関連者の恒久的施設(当該関連者が居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。次号イにおいて同じ)又は内国法人(国内に主たる事務所又は事業所を有する法人をいう。同号イにおいて同じ)である内国法人は、恒久的施設に相当するもの)に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該非居住者又は外国人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

三 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の非居住者又は外国人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合で、かつ、当該非居住者又は外国人に係る関連者が他の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該非居住者又は外国人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該関連者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動(口において「細分化活動」という。)がこれらの者による一体的な業務の一部として補充的な機能を果たすときに限り)における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所(当該他の場所において当該関連者(代理人を除く。以下イにおいて同じ)が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む)が当該関連者の恒久的施設(当該関連者が居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。次号イにおいて同じ)又は内国法人(国内に主たる事務所又は事業所を有する法人をいう。同号イにおいて同じ)である内国法人は、恒久的施設に相当するもの)に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該非居住者又は外国人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

8 法附則第七十八條第一項第六号ハに規定する政令で定める者は、国内において非居住者又は外国人に代わつて、その事業に關し、反復して次に掲げる契約を締結し、又は当該非居住者若しくは外国人により重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者(当該者の国内における当該非居住者又は外国人に代わつて行う活動(当該活動が複数の活動を組み合わせたものである場合には、その組合せによる活動の全体)が、当該非居住者又は外国人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のもの(当該非居住者又は外国人に代わつて行う活動とみなして同項の規定を適用する場合に同項の規定により当該事業を行う一定の場所につき第五項の規定を適用しないこととされる場合における当該活動を除く)のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人等」という。)とする。

一 当該非居住者又は外国人の名において締結される契約

二 当該非居住者又は外国人が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

三 当該非居住者又は外国人による役務の提供のための契約

9 国内において非居住者又は外国人に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該非居住者又は外国人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人等に含まれないものとする。ただし、当該者が、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わつて行動する場合は、この限りでない。

10 第六項第二号及び前項ただし書に規定する特殊の関係とは、一方の者が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く)の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の総務省令で定める特殊の関係をいう。

11 法附則第七十八條第六項に規定する政令で定める家屋は、物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供する家屋以外の家屋とする。

12 法附則第七十八條第七項に規定する政令で定める家屋は、物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供する家屋以外の家屋とする。

13 法附則第七十八條第八項に規定する参加国等又は参加国等の代表等が取得し、又は所有する自動車で政令で定めるものは、次に掲げる自動車とする。

一 法附則第七十八條第一項第三号に規定する参加国等（次項及び第十七項において「参加国等」という。）が取得し、又は所有する自動車で、博覧会の用に供するものうち、関稅定率法第十七條第一項（第七号の二に係る部分に限る。）の規定により関稅を免除されたもの

二 法附則第七十八條第一項第四号に規定する参加国等の代表等が取得し、又は所有する自動車で、関稅定率法第十七條第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定により関稅を免除されたもの

14 法附則第七十八條第九項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、同條第一項第二号に規定する博覧會協會、参加国等又は同項第五号に規定する参加者が所有する家屋及び償却資産（これらのうち物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供するものを除く。）とする。

15 法附則第七十八條第十項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、同項に規定する契約を締結した者が所有する家屋及び償却資産（これらのうち物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業の用に供するものを除く。）とする。

16 第十三項の規定は、法附則第七十八條第十一項に規定する参加国等又は参加国等の代表等が取得する三輪以上の軽自動車又は所有する軽自動車等（政令で定めるものについて準用する。この場合において、第十三項中「自動車」とあるのは、「三輪以上の軽自動車又は軽自動車等」とする。）と、同項各号中「取得し、又は所有する自動車」とあるのは、「取得する三輪以上の軽自動車又は所有する軽自動車等」と読み替えるものとする。

17 法附則第七十八條第十二項に規定する政令で定める事業は、参加国等又は同條第一項第五号に規定する参加者が博覧會に關して行う物品販売業、飲食店業その他の総務省令で定める事業以外の事業とする。

18 法附則第七十八條第十二項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せて行う場合における従業者給与総額の算定については、第五十六條の四十九の規定を準用する。この場合において、同條中「第七百一條の三十四第三項又は第五項」とあるのは、「附則第七十八條第十二項」と読み替えるものとする。

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）
第二条 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

（二千二十七年国際園芸博覧會の開催に伴う市町村交付金の特例）

9 令和七年度から令和十二年度までの各年度分の市町村交付金に限り、国又は地方公共団体が地方税法附則第七十八條第一項第二号に規定する博覧會協會に無償で貸し付け、又は使用させている土地で、同項第一号に規定する博覧會の会場内において当該博覧會の用に供するもの又は当該博覧會の會場の周辺における交通を確保するために供するものについては、第一條の五第一号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は国若しくは地方公共団体が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七十八條第一項第二号に規定する博覧會協會に無償で貸し付け、若しくは使用させている土地で、同項第一号に規定する博覧會の会場内において当該博覧會の用に供するもの若しくは当該博覧會の會場の周辺における交通を確保するために供するもの」として、同條の規定を適用する。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方税法施行令第七條の二の第二項、第七條の三の第三項及び第七條の三の四の改正規定、同條を同令第七條の三の五とし、同令第七條の三の三の次に一條を加える改正規定、同令第七條の十三第一項、第四十六條の二の第二項、第四十六條の三の第一項及び第四十六條の

四の改正規定、同條を同令第四十六條の五とし、同令第四十六條の三の次に一條を加える改正規定並びに同令第四十八條の六第一項の改正規定並びに同令附則第四條の七、第十六條の二の十一、第二項の表及び第四項の表、第十六條の三第三項の表及び第六項の表、第十七條第二項の表及び第四項の表、第十七條の三第四項の表及び第八項の表、第十八條、第十八條の五、第十八條の六、第十六項及び第三十三項、第十八條の七第三項の表及び第六項の表、第十八條の七の二第七項、第四号及び第十五項第五号並びに第二十七條の二第一項及び第三項の改正規定並びに次條並びに附則第六條及び第十條の規定 令和八年一月一日

二 第一條中地方税法施行令第六十一條の改正規定（第十一條の六の下に、「第十二條の二」を加える部分に限る。）並びに同令附則第九條の三とし、同條の次に二條を加える改正規定、同令附則第十五條の二の五の次に二條を加える改正規定並びに同令附則第三十六條第三項第一号及び第五項第一号の改正規定並びに附則第五條及び第八條の規定 令和八年四月一日

三 第一條中地方税法施行令第三十五條の六の改正規定 令和八年十一月一日

四 第一條中地方税法施行令第四十三條の四の次に一條を加える改正規定、同令第四十四條の二の次に一條を加える改正規定及び同令第五十二條の十九の次に一條を加える改正規定並びに同令附則第十條の二の二の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（附則第五條、第七條第三項及び第八條において「改正法」という。）附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

五 第一條中地方税法施行令附則第十條の二の二の改正規定（同條第二項第三号に係る部分に限る。）日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に關する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に關する法律（令和七年法律第

号）の施行の日
 六 第一條中地方税法施行令附則第十一條第三十三項の改正規定 港灣法等の一部を改正する法律（令和七年法律第

号）の施行の日
 七 第一條中地方税法施行令附則第三條の二の三の改正規定 公益信託に關する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（道府県民税に關する経過措置）
第二条 第一條の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七條の二の第二項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新令第七條の十三第一項（地方税法施行令第七條の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税又は令和七年以後の各年において生ずる地方税法第三十三條第五項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税又は令和六年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

（事業税に關する経過措置）
第三条 新令第二十二條の二の五第一項及び第二十二條の二の二十三（第二号に係る部分に限る。）並びに附則第六條の二第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に關する経過措置）
第四条 新令第三十六條の十第二項（第六号に係る部分に限る。）並びに附則第七條第十七項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)
第五条 改正法附則第五条第二項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 新令第四十六条の二の第二項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の六第一項(地方税法施行令第四十八条の五の四第二項において準用する場合を含む。)の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税又は令和七年度以後の各年において生ずる地方税法第三百四十四条第五項に規定する特定雑損失金額について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税又は令和六年度以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損失金額については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和六年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第九項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する設備に対して課すべき令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された第一条の規定による改正前の地方税法施行令附則第十一条第九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第三十六項の規定は、施行日以後に設置される改正法第一条の規定による改正後の地方税法附則第十五条第三十二項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課すべき令和七年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に設置された改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十二項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第八条 改正法附則第十一条第二項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第九条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第二項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第十条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項の表第七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号口の項及び同条第四項の表第七條の三の四第二項並びに第七條の十三第一項及び第二項第二号口の項中「第七條の三の四第二項」を「第七條の三の五第二項」に改め、同条第六項の表第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号口の項及び同条第八項の表第四十六條の四第二項並びに第四十八條の六第一項及び第二項第二号口の項中「第四十六條の四第二項」を「第四十六條の五第二項」に改める。

総務大臣 村上誠一郎
 財務大臣 加藤 勝信
 内閣総理大臣 石破 茂

所得税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百十号

所得税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)の施行に伴い、並びに同法附則第四条第八項並びに第十条第三項及び第五項(同項の規定を同法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十一号イ、第七条第一項第二号、第二十五号第三項、第三十号第六項第一号、第三十一号第三号、第四十二号第一項、第四十八号第二項、第四十九号第三項、第六十号第二項、第六十一号第一項、第六十二号第三号、第六十三号、第六十四号第二項、第六十五号第五項及び第六項、第六十六号第一項、第六十七号第一項、第六十八号第二項、第六十九号第五項、第七十号第四項及び第五項、第七十一号第五号の三第二項、第七十二号の六第三項、第七十三号の七、第七十四号第四項、第七十五号の三第二項、第七十六号の四、第七十七号の五第一項並びに第七十八号の六並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所得税法施行令の一部改正)

第一条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七号」を「第九十一号」に、
 第一款 リース譲渡(第八十八号―第九十
 第二款 工事の請負(第九十二号―第九十
 第三款 小規模事業者等の収入及び費用の帰属
 四款 小規模事業者等の収入及び費用の帰属
 時期(第九十五号―第九十七号)を
 第一款 工事の請負(第九十二号―第九十四号)
 第二款 小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期(第
 百九十五号―第九十七号)に改める。

第一条第一項中「控除対象扶養親族」の下に、「源泉控除対象親族」を、「控除対象扶養親族」の下に、「源泉控除対象親族」を加え、同条第二項第四号中「扶養控除」の下に、「特定親族特別控除」を加える。

第十一条の二第二項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。
 第十七条第一項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第六十一条第二項第一号中「資本金等の額(以下この項を「資本金等の額(以下この条)に改め、同項第二号イ中「イ」を「以下この項及び第六項第十一号イ」に、「第五号イ」を「以下この条」に、「は、その」を「はその」に、「減算した金額」を「減算した金額とし、当該分割型分割の直前の時において調整対象通算法人の株式を有する場合には当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に満たないときにおけるその満たない部分の金額を加算し、又は当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額を超えるときにおけるその超える部分の金額を減算した金額とする。」に改め、同号口中「移転した」を「移転をした」に、「帳簿価額から」を「帳簿価額(調整対象通算法人の株式にあつては、当該株式の修正帳簿価額を当該分割型分割の直前に有していた当該調整対象通算法人の株式の数で除し、これに当該分割型分割により当該分割法人から当該分割承継

法人に移転をした当該調整対象通算法人の株式の数を乗じて計算した金額)の合計額から」に、「帳簿価額を」を「帳簿価額の合計額を」に改め、同項第三号口中「帳簿価額」の下に「調整対象通算法人の株式にあつては、当該株式の修正帳簿価額」を加え、同項第四号イ(1)を次のように改める。

- (1) 当該払戻し等の日の属する事業年度の前期(当該払戻し等の日の前六月以内)に法人税法第七十二条第一項に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した同法第二十条第三号に規定する中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該払戻し等の日までの間に同条第三十一号に規定する確定申告書を提出していなかった場合には、当該中間申告書に係る同項に規定する期間)終了の時の資産の帳簿価額から負債(新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む)の帳簿価額を減算した金額(当該終了の時から当該払戻し等の直前の時まで)の間に資本金等の額又は利益積立金額(法人税法施行令第九号第一号及び第六号に掲げる金額を除く)が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額)

第六十一条第二項第四号口及び第六号口中「第八号第三項」を「第八号第三項」に改め、同条第六項第三号中「第十号」を「第十三号」に改め、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号の次に次の三号を加える。

- 九 調整対象通算法人 第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人が通算法人(法人税法第二十条第七の二に規定する通算法人をいう。以下この号において同じ。)である場合における他の通算法人(法人税法施行令第二十四条の三(資産の評価益の計上ができない株式の発行人等から除外される通算法人)に規定する初年度離脱通算子法人及び同法第二十条第七の二に規定する通算親法人を除く。)のうち当該分割型分割又は株式分配に基いて通算終了事由(同令第九号の三第五項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する通算終了事由をいう。次号において同じ。)が生ずるものをいう。

十 修正前帳簿価額 調整対象通算法人について第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配に基いて通算終了事由が生じた場合における当該調整対象通算法人の株式を有していた法人の当該株式の法人税法施行令第九号の三第五項に規定する直前の帳簿価額に相当する金額をいう。

十一 修正帳簿価額 調整対象通算法人の株式の修正前帳簿価額に次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして法人税法施行令第九号の三第五項(同令第九号の四第一項後段(評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例)においてその例による場合を含む。以下この号において同じ。)の規定を適用した場合における同令第九号の三第五項に規定する簿価純資産不足額を加算し、又は当該修正前帳簿価額から次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして同項の規定を適用した場合における同項に規定する簿価純資産超過額を減算した金額をいう。

イ 第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人の同項第二号イに規定する前事業年度(同項第三号イの規定により当該株式分配を同項第二号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する前事業年度を含む)終了の時(当該終了の時)が当該調整対象通算法人の事業年度又は同号イに規定する中間申告書に係る法人税法第七十二条第一項に規定する期間(第二項第三号イの規定により当該株式分配を同項第二号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する中間申告書に係る同条第一項に規定する期間を含む)終了の時でない場合には、当該前事業年度終了の時の属する当該調整対象通算法人の事業年度(当該事業年度が当該分割型分割又は株式分配の日の前日の属する事業年度である場合には、その前事業年度)終了の時(1)及び(2)において「前期末時」という)において当該調整対象

通算法人の有する資産の帳簿価額の合計額(次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額) 当該調整対象通算法人の法人税法施行令第九号の三第五項第一号に掲げる金額

- (1) 前期末時から当該分割型分割又は株式分配の直前の時までの間に当該調整対象通算法人の資本金等の額又は利益積立金額(法人税法施行令第九号第一号及び第六号に掲げる金額を除く。口(1)において同じ。)が増加した場合、その増加した金額
- (2) 当該調整対象通算法人が当該分割型分割又は株式分配の直前の時に他の調整対象通算法人の株式を有する場合において、当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に相当する金額として財務省令で定めるところにより計算した金額に満たないとき、その満たない部分の金額

口 前期末時において当該調整対象通算法人の有する負債(新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む)の帳簿価額の合計額(次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額) 当該調整対象通算法人の法人税法施行令第九号の三第五項第二号に掲げる金額

- (1) 前期末時から第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時までの間に当該調整対象通算法人の資本金等の額又は利益積立金額が減少した場合、その減少した金額
- (2) 当該調整対象通算法人が第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時に他の調整対象通算法人の株式を有する場合において、当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に相当する金額として財務省令で定めるところにより計算した金額を超えるとき、その超える部分の金額

第七十条第一項第二号中「その年の前年以前四年内(その年に第七十二条第三項第七号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる一時金の支払を受けた場合には、十九年内。以下この号において同じ。)に退職手当等(前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。)の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた」を「次に掲げる」に、「前年以前四年内」を「前年以前」に、「退職手当等(次項)を」を「退職手当等(次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める退職手当等とする。次項)に改め、同号に次のように加える。

- イ その年の前年以前四年内に退職手当等(前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。)の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合(口及びハに掲げる場合に該当する場合を除く。) その年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等
- ロ その年の前年以前四年内に第七十二条第三項第七号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる一時金(令和八年一月一日以後に支払を受けたもの)に限り、前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合(ハに掲げる場合に該当する場合を除く。) 次に掲げる退職手当等
- (1) 令和八年一月一日以後に支払を受けた退職手当等であつてその年の前年以前四年内に支払を受けたもの
- (2) 令和八年一月一日前に支払を受けた退職手当等であつてその年の前年以前四年内に支払を受けたもの

ハ その年の前年以前四年内に退職手当等(前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。)の支払を受け、かつ、その年に第七十二条第三項第七号に掲げる一時金の支払を受けた場合、その年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等

第七十三条第二項第三号中「第五条第十七号イからトまで」を「第五条第二十号イからトまで」に改める。

第八十九条第三号中「第十五条第三号」の下に「及び第三号の二」を、「除く。」の下に「及び補助金」を加える。

第一百十三条の二第三項中「第六十一条第六項第九号」を「第六十一条第六項第十二号」に改める。

第百十四条第一項中「第五項」を「次項」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 居住者が、その有する特定受益証券発行信託の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）に係る特定受益証券発行信託の元本の払戻し（当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。以下この項において「払戻し」という。）として金銭の交付を受けた場合には、その払戻しのあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による旧受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧受益権一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額から旧受益権一口の従前の取得価額に元本減少割合（当該旧受益権に係る特定受益証券発行信託の当該払戻しの直前の元本の額のうちに当該払戻しにより減少した元本の額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額を控除した金額とし、かつ、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。

5 前項に規定する旧受益権に係る特定受益証券発行信託の受託者は、同項に規定する払戻しを行った場合には、当該払戻しを受けた個人に対し、元本減少割合を通知しなければならない。

第百十四条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する旧株を発行した法人は、同項に規定する払戻し等を行った場合には、当該払戻し等を受けた個人に対し、当該払戻し等に係る払戻等割合を通知しなければならない。

第百二十条の二第二項第六号中「当該取得価額」を「当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年三月三十一日以前に締結されたものの取得価額」に改め、同条第二項第五号口中「対し」を「対し」に改め、「著しく有利な価額」を削り、「いる」を「おり、かつ、当該権利が目的資産を著しく有利な価額で買い取るものであることその他の事情により当該権利が行使されることが確実であると見込まれる」に改める。

第百二十四条第一項第二号中「（八）」を「（第百二十条の二第二項第六号（減価償却資産の償却の方法）」に、「第百二十条の二第二項第五号（減価償却資産の償却の方法）」を「同条第二項第五号」に改め、「所有権移転外リース取引」の下に「（八）において「所有権移転外リース取引」という。）を加え、同号八中「掲げる減価償却資産」の下に「（当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年三月三十一日以前に締結されたものに限る。）」を加える。

第百七十条第五項第十二号中「第百十四条第二項」を「第百十四条第三項」に改め、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第百十四条第三項」を「第百十四条第六項」に改め、同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の第百十四条第四項に規定する払戻し 当該個人が当該払戻しの前から引き続き有している当該特定受益証券発行信託の受益権の国外転出時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額

第百七十条第六項中「第十五号」を「第十六号」に、「から第三項まで、第百十五号」を「第三項、第四項及び第六項、第百十五号」に、「及び第百十四条第一項から第三項までの規定」を「並びに第百十四条第一項、第三項、第四項及び第六項」に改め、同条第七項中「第十四号」を「第十五号」に、「第十六号」を「第十七号」に改める。

第百七十条の二第二項中「同項第一号」を「同項第一号の」に、「同条第八項第一号」を「同条第八項第一号の」に、「第十六号」を「第十七号」に改め、同条第三項中「第十五号」を「第十六号」に、「から第三項まで（）」を「第三項、第四項及び第六項（）」に改める。

第二編第一章第七節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第百八十七条から第百九十一条までを次のように改める。

第百八十七条から第百九十一条まで 削除

第百九十一条の次に次の節名を付す。

第七節 収入及び費用の帰属の時期の特例

第二編第一章第七節第二款を同節第一款とし、同節第三款を同節第二款とする。

第百九十七条の三第五項中「第六十七条の三第三項」を「第六十七条の三第五項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同項第一号中「第六十七条の三第七項」を「第六十七条の三第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 法第六十七条の三第四項第二号に規定する政令で定める株式会社は、第八十四条第一項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する特定譲渡制限付株式とする。

3 法第六十七条の三第四項第三号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。

一 法第六十七条の三第四項第三号に規定する役員等（以下この項及び次項第一号において「役員等」という。）の親族

二 役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 役員等の使用人

四 前三号に掲げる者以外の者で役員等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

4 法第六十七条の三第四項第三号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる法人とする。

一 役員等（これと前項に規定する特殊の関係のある個人を含む。以下この項において「対象役員等」という。）が法人を支配している場合における当該法人

二 対象役員等及びこれと前号に規定する特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三 対象役員等及びこれと前二号に規定する特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

4 法人税法施行令第四條第三項（同族関係者の範囲）の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

第百二十五条第一項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第百二十七条の二の次に次の一条を加える。

（特定親族特別控除を適用しない場合）

第百二十七条の三 法第八十四条の二第二項第三号（特定親族特別控除）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 他者が、法第八十四条の二第二項に規定する居住者を、当該他の者の提出した法第九十条第四項第八項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する給与所得者の扶養控除等申告書又は法第九十五条第六項（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族（法第八十四条の二第二項に規定する特定親族（第百二十八条の二（二）以上の居住者がある場合の生計を一にする配偶者の所属）及び第百二十九条（二）以上の居住者がある場合の扶養親族及び特別親族の所属）において「特定親族」という。）に限る。次号において同じ。）として、法第八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該他の者が、その年分の所得税につき、法第九十条（年末調整）の規定の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。）

二 他者が、法第八十四条の二第二項に規定する居住者を、当該他の者の提出した法第二百三条の六第八項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象親族として、法第二百三条の三第一号から第三号まで（徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該他の者がその年分の所得税につき確定申告書の提出をし、又は決定を受けた者である場合を除く。）

第二百十八条第一項中「の場合」を「に規定する場合」に、「居住者の」を「居住者又は他の居住者の」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「居住者が」を「居住者又は他の居住者が」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(二)以上の居住者がある場合の生計を一にする配偶者の所属

第二百十八条の二 法第八十五条第五項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する場合において、同項に規定する居住者の配偶者が同項に規定する生計を一にする配偶者（以下この条において「特別控除対象配偶者」という。）又は特定親族のいずれに該当するかは、同項に規定する居住者又は他の居住者の提出するその年分の前条第一項に規定する申告書等又は法第九十五条の第三項（給与所得者の特定親族特別控除申告書）の規定による申告書（以下この条において「申告書等」という。）に記載されたところによる。ただし、本文又は次項の規定により、当該居住者の配偶者が当該特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれかとされた後において、当該居住者又は他の居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、その区分を変更することを妨げない。

2 前項の場合において、同項の居住者又は他の居住者が同一人をそれぞれ自己の特別控除対象配偶者又は特定親族として申告書等に記載したとき、その他同項の規定により特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である居住者の特別控除対象配偶者とする。

第二百十九条の見出し中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第一項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に、「の場合」を「に規定する場合」に改め、二以上の居住者の扶養親族」及び「いずれの居住者の扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、前条第一項を「第二百十八条第一項（二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の所属）」に、「以下」を「）又は法第九十五条の第三項（給与所得者の特定親族特別控除申告書）の規定による申告書（以下）に改め、同項ただし書中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同条第二項中「自己の扶養親族」及び「よりいずれの居住者の扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項第一号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項第二号中「とするか」を「又は特定親族とするか」に、「は」を「又は特定親族は」に、「とするか」を「若しくは特定親族とするか」に、「とする」を「又は特定親族とする」に改める。

第二百二十条第一項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に、「の」を「に規定する」に改める。

第二百五十八条第三項第一号中「第二百九十二条第一項第十三号」を「第二百九十二条第一項第十二号」に改める。

第二百六十二条第四項中「以下」を「又は法第八十四条の二第二項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（以下）に、「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に改め、同項ただし書中「控除された扶養親族」の下に「若しくは特定親族特別控除」を加え、「国外居住扶養親族の」を「国外居住扶養親族等の」に、「当該扶養親族の額に」を「当該」に、「国外居住扶養親族以外」を「国外居住扶養親族等以外」に改め、同項第一号中「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に改め、同項第二号中「国外居住扶養親族が法第二十一条第三十四号の二口(1)（を「国外居住扶養親族等（控除対象扶養親族に限る。ハ及び次号において同じ）が法第二条第一項第三十四号の二口(1)（に改め、同号ハ及び同項第三号中「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に改める。

第二百八十一条第一項第四号中「第三号」を「第四号」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第二百九十二条第一項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同条第二項の表第九十九条第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）及び第九十九条第七項（事業の廃止、死亡等の場合のリース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）の項を削る。

第三百十六条の二第二項第三号、第三百十八条（見出しを含む。）及び第三百十八条の二第二号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

第三百十八条の三の次に次の一条を加える。

(給与所得者の特定親族特別控除申告書に関する書類の提出又は提示)

第三百十八条の四 法第九十五条の三第一項（給与所得者の特定親族特別控除申告書）の規定による申告書に法第八十四条の二第二項（特定親族特別控除）に規定する特定親族（以下この条において「特定親族」という。）が非居住者である親族である旨の記載をした居住者は、当該記載がされた特定親族についての次に掲げる書類を各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）の規定により提出し、又は提示したその特定親族に係る第一号に掲げる書類については、この限りでない。

一 その特定親族が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの
二 その特定親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの

第三百十九条の十第二号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

第三百十九条の十二中「百八万円」を「百十八万円」に改める。

第三百三十六條第四項中「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第五条第三項（預金保険機構による個人番号の通知）の規定による通知その他財務省令で定める通知又は提供をいう。以下この編において同じ。）」を加える。

第三百四十二条第四項中「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等」を加える。

第三百四十六條第四項中「第二百二十四条の三第四項第二号」を「第二百二十四条の三第四項第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第三百四十八條第四項、第三百五十條の三第四項及び第三百五十條の八第四項中「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等」を加える。

第二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正
（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号イ中「及び」を「」、同法第八十四条の二第三項に規定する特定親族特別控除の額及び」に改める。

第三条 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「第六十五条第三項」とあるのは「」を「法第六十五条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この号において「令和七年改正法」という。）第一条の規定による改正前の所得税法（以下この号において「令和七年旧法」という。）」に、「又は第二項」とあるのは「法第六十五条第一項本文若しくは第二項又は旧効力法第六十五条第一項本文」と、「同条第三項」とあるのは「法」を「又は第二項の規定の適用を受けたもの」とあるのは「令和七年旧法第六十五条第一項本文若しくは第二項、令和七年改正法附則第四條第二項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和七年改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下この号において「令和

七年旧効力法」という。第六十五條第一項本文若しくは第二項本文（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）又は旧効力法第六十五條第一項本文の規定の適用を受けたものに」と、「同条第三項」とあるのは「令和七年旧法」に、「と、旧令」を「と、同条第一項本文又は第二項、令和七年旧効力法第六十五條第一項本文若しくは第二項本文又は旧効力法第六十五條第一項本文の規定の適用を受けたものを」と、旧令に、「又は第二項」とあるのは「法第六十五條第一項本文若しくは第二項又は旧効力法第六十五條第一項本文」とするを「又は第二項」とあるのは「令和七年旧法第六十五條第一項本文若しくは第二項、令和七年改正法附則第四條第二項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和七年改正法第一條の規定による改正前の所得税法第六十五條第一項本文若しくは第二項本文（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）又は旧効力法第六十五條第一項本文」とするに改める。

附 則

（施行期日）

第一條 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和七年十二月一日

イ 第一條中所得税法施行令第一條第二項第四號の改正規定、同令第十一條の第二項の改正規定、同令第二五五條第一項の改正規定、同令第二百七十七條の二の次に一條を加える改正規定、同令第二百二十八條の改正規定、同令の次に一條を加える改正規定、同令第二百二十九條（見出しを含む）の改正規定、同令第二百二十條第一項の改正規定、同令第二百六十二條第四項の改正規定及び同令第三百十八條の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第十條、第十二條第二項から第七項まで、第十三條及び第十五條の規定

ロ 第二條の規定及び附則第十四條の規定

二 第一條中所得税法施行令第一條第一項の改正規定、同令第七十條第一項第二號の改正規定、同令第三百十六條の二第二項第三號、第三百十八條（見出しを含む）及び第三百十八條の二第二號の改正規定、同令第三百十九條の十第二號の改正規定並びに同令第三百十九條の十二の改正規定並びに附則第四條、第十一條及び第十二條第一項の規定 令和八年一月一日

三 第一條中所得税法施行令第十七條第一項の改正規定、同令第一百四十四條の改正規定、同令第一百七十條の改正規定、同令第二百八十一條第一項第四號の改正規定及び同令第三百四十六條第四項の改正規定並びに附則第六條及び第八條の規定 令和八年四月一日

日 （ひとり親の範囲に関する経過措置）

第二條 第一條の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。第十一條の二第二項の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。）

2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五條又は第二百二十七條の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合）には、その更正後の事項）につき新令第十一條の二第二項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法（昭和三十三年法律第六十六号）第二十三條第一項の更正の請求をすることができる。

（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第三條 新令第六十一條第二項第二號及び同項第三號の株式分配について適用し、施行日前に行われた第一條の規定による改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。第六十一條第二項第二號の分割型分割及び同項第三號の株式分配については、なお従前の例による。）

（退職所得控除額の計算の特例に関する経過措置）
 第四條 新令第七十條第一項（第二號に係る部分に限る。）の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。
 （国庫補助金等の範囲に関する経過措置）
 第五條 新令第八十九條第三號の規定は、個人が施行日以後に交付を受ける同号に掲げる助成金及び補助金について適用する。

（資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額に関する経過措置）
 第六條 新令第一百四十四條第四項及び第五項の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同条第四項に規定する払戻しについて適用する。

（減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）
 第七條 新令第二百二十條の二第二項第五號の規定は、個人が施行日以後に締結する同号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、個人が施行日前に締結した旧令第二百二十條の二第二項第五號に規定する所有権移転外リース取引に係る契約については、なお従前の例による。

2 所得税法施行令第二百二十條の二第二項第四號に規定するリース資産のうち当該リース資産についての同項第五號に規定する所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年三月三十一日以前に締結されたもの（その取得価額（同令第二百二十六條第一項各号の規定による残価保証額に相当する金額が含まれているものに限る。以下この条において「経過リース資産」という。）については、当該経過リース資産を有する個人の令和八年以後の各年分において、新令第二百二十條の二第一項第六號に定める償却の方法に代えて、経過リース期間定額法（当該経過リース資産の改定取得価額を改定リース期間の月数で除して計算した金額にその年における当該改定リース期間の月数を乗じて計算した金額を各年分の所得税法施行令第二百二十條第一項に規定する償却費（第四項において「償却費」という。）として償却する方法をいう。以下この条において同じ。）を選定することができる。ただし、本文の規定の適用を受けようとする個人が、経過リース期間定額法を採用しようとする年において有する経過リース資産のいずれかについてそのよるべき償却の方法として経過リース期間定額法を選定しない場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定の適用を受けようとする個人は、経過リース期間定額法を採用しようとする年分（令和十年以前の各年分に限る。）の所得税に係る確定申告期限までに、同項本文の規定の適用を受けようとする経過リース資産の所得税法施行令第二百二十條の三第二項に規定する資産の種類その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第二項に規定する改定取得価額とは、同項本文の規定の適用を受ける経過リース資産の当該適用を受ける最初の年の一月一日（当該経過リース資産が同日後に事業の用に供したものである場合には、当該事業の用に供した日）における取得価額（既に償却費としてその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいい、同項に規定する改定リース期間とは、同項本文の規定の適用を受ける経過リース資産の所得税法施行令第二百二十條の二第二項第七號に規定するリース期間（当該経過リース資産が同号に規定するリース期間の中途において所得税法第六十條第一項各号に掲げる事由以外の事由により移転を受けたものである場合には、当該移転の日以後の期間に限る。）のうち当該適用を受ける最初の年の一月一日以後の期間をいう。

5 第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項本文の規定の適用を受けている経過リース資産に係る新令第三百三十四條第一項の規定の適用については、同項第二號に規定する償却の方法には経過リース期間定額法を含むものとし、同号八に掲げる減価償却資産には当該経過リース資産を含まないものとする。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に関する経過措置）
第八条 新令第七十条第五項（第十三号に係る部分に限り、新令第七十条の第二項において準用する場合を含む。）及び第六項（新令第七十条の第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する払戻しについて適用する。
 （リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）
第九条 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第四項第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第六十五条（旧法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）次項及び第四項において同じ。）の規定に基づく旧令第八十八号、第八十九号、第九十一条並びに第九十二条第二項（第十一号に係る部分に限る。）及び第九十一条（同項の表第八十九号第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）及び第九十一条第七項（事業の廃止、死亡等の場合のリース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）の項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第八十九号第一項中「場合」とあるのは「場合（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この款において「令和七年改正法」という。）附則第四項第三項又は第四項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）の規定の適用を受けた場合を除く。）」と、同条第二項中「場合」とあるのは「場合（そのリース譲渡に係る収入金額及び費用の額につきその解除又は移転をした日の属する年において令和七年改正法附則第四項第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、旧令第九十一条第六項中「とき」とあるのは「とき（そのリース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき当該居住者のその移転をした日の属する年において令和七年改正法附則第四項第三項又は第四項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、「この同項」とあるのは「法の第六十五条第二項」とする。

2 改正法附則第四項第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十九条の規定の適用については、同条第四項中「合計額」とあるのは「合計額（以下この項において「原価等の額」という。）を」と、「とする」とあるのは「とする。この場合において、当該事業所得に係る収入金額及び原価等の額につき所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第四項第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第六十五条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、当該収入金額及び原価等の額は、同条の規定によりその年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入される金額（当該総収入金額に算入される金額のうち所得税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二十号）附則第九項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の所得税法施行令第八十八号第一項第二号口に掲げる金額に相当する金額及び同条第三項第二号口に掲げる金額が含まれている場合には、これらの金額を控除した金額）によるものとする」とする。

3 改正法附則第四項第四項の規定の適用を受けた個人（以下この項において「均等計上個人」という。）が死亡した場合において、当該均等計上個人の事業を承継した相続人が当該均等計上個人からその適用に係る旧リース譲渡（同条第二項に規定する旧リース譲渡をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る契約の移転を受けたときは、当該相続人のその死亡の日の属する年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、当該相続人を同条第四項に規定する個人と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなし、かつ、当該均等計上個人がした同条第五項の記載は当該相続人がしたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。この場合において、同項第一号中「その年」とあるのは「その年（この項の規定の適用を受けた個人の死亡によりその個人の事業を承継した相続人が当該個人から当該旧リース譲渡に係る契約の移転を受けた日

の属する年にあつては、同日からその年十二月三十一日までの期間）」と、同項第二号口中「算入された金額」とあるのは「算入された金額（前号に規定する個人において各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額を含む。）」とする。
 4 旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき改正法附則第四項第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けている個人が死亡した場合において、その個人の事業を承継した相続人が当該個人から当該旧リース譲渡に係る契約の移転を受けたとき（当該旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき当該適用を受けている個人の当該移転をした日の属する年において改正法附則第四項第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）における改正法附則第四項第三項及び第四項の規定の適用については、当該相続人が同条第二項に規定する個人でない場合には、当該相続人の当該移転を受けた日の属する年以後の各年において、当該相続人を同条第三項に規定する個人と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなす。
 （雑損控除の適用を認められる親族の範囲等に関する経過措置）
第十条 新令第二百五条第一項（所得税法施行令第二百四十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年分以後の所得税又は同年以後の各年において生ずる所得税法第七十一条の二第二項に規定する特定雑損損失金額について適用し、令和六年分以前の所得税又は同年以前の各年において生じた同項に規定する特定雑損損失金額については、なお従前の例による。
 2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百五条又は第二百二十七条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項）につき新令第二百五条第一項の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（特定親族特別控除を適用しない場合に関する経過措置）
第十一条 新令第二百七十七条の三の規定は、令和八年分以後の所得税について適用する。
第十二条 新令第三百九十九条の十二の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の七に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき同条に規定する公的年金等については、なお従前の例による。
 2 改正法附則第十條第三項に規定する政令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等（所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。
 一 厚生労働大臣が支給する公的年金等
 二 国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等
 三 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する公的年金等
 四 日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等
 五 地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等
 六 恩給法（大正十二年法律第四十八号）他の法律において準用する場合を含む。）による公的年金等
 七 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号）附則第十三条の規定による公的年金等
 八 前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める公的年金等
 3 改正法附則第十條第四項の規定により準用する場合には、その還付をすべき金額に相当する金額は、同条第三項に規定する特定公的年金等（次項において「特定公的年金等」という。）の支払者が所得税法第二百三条の二の規定により納付すべき金額から控除する。

3 改正法附則第十條第四項の規定により準用する場合には、その還付をすべき金額に相当する金額は、同条第三項に規定する特定公的年金等（次項において「特定公的年金等」という。）の支払者が所得税法第二百三条の二の規定により納付すべき金額から控除する。

4 前項の規定を適用する場合において、同項に規定する特定公的年金等の支払者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該特定公的年金等に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長は、改正法附則第十條第四項の規定により還付すべき金額のうちまだ還付されていない金額を同条第三項に規定する居住者に還付する。

一 特定公的年金等の支払者でなくなったこと又は所得税法第二百三条の二の規定により徴収して納付すべき所得税の額がなくなったことにより改正法附則第十條第四項の規定による還付をすべき金額の全部又は一部を還付することができないこととなった場合

二 改正法附則第十條第四項の規定による還付をすべきこととなった日の属する月の翌月一日から起算して二月を経過した後において、なお当該還付をすべき金額の全部を還付するに至らない場合

5 前項の規定の適用を受けようとする同項に規定する支払者は、同項各号のいずれかに該当することとなった旨を記載した書面に、各人別の改正法附則第十條第四項の規定による還付をすべき金額及び当該金額のうちまだ還付をされていない部分の金額その他必要な事項を記載した明細書を添付して、これを前項の税務署長に提出しなければならない。

6 改正法附則第十條第三項から第五項までの規定の適用がある場合における所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十條第三項から第五項まで（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）」とする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、改正法附則第十條第三項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第十三条 改正法附則第十一條第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 前条第三項から第七項までの規定の適用については、同条第三項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、第二百三条の二とあるのは「第二百三条の二及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）次項第一号において「特別措置法」という。」第二十八條第一項と、同条第四項中、「改正法」とあるのは、「改正法附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同項第一号中「第二百三条の二」とあるのは「第二百三条の二及び特別措置法第二十八條第一項」と、「所得税の額」とあるのは「金額」と、「改正法」とあるのは「改正法附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同項第二号及び同条第五項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同条第六項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、附則第十條第三項から第五項まで（とあるのは「附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する改正法」と、同条第七項中「改正法」とあるのは「改正法附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する改正法」とする。

二 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第六條第十五号の規定の適用については、同号中「第四節」とあるのは、第四節及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十一條第一項の規定により読み替えて適用する同法附則第十條第三項から第五項まで」とする。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 第二条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九條第二項の規定は、令和七年十二月一日以後に生ずる災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第一条に規定する災害により被害を受ける場合について適用し、同日前に生じた同条に規定する災害により被害を受けた場合については、なお従前の例による。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）
第十五条 所得税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二百七條の二を削る改正規定及び附則第一条第二号中「削る」を「削り、第二百七條の三を第二百七條の二とする」に改める。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百一十一号

法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十三條の十二を「第二百二十八條」に、

「第三款 収益及び費用の帰属事業年度の特例（第二百二十九條―第三百一十條）」を「第三款 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（第二百二十九條―第三百一十條）」に、

第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等
第一節 用語の定義等（第二百五十五條の三―第二百五十五條の三十五）
第一款 国際最低課税額（第二百五十五條の三十六―第二百五十五條の五十八）
第二款 申告（第二百五十六條）

「第二百五十五條の三」を「第二百五十五條の三十五」とし、

「第二百五十五條の三」を「第二百五十五條の三十五」とし、

第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等
第一節 用語の定義等（第二百五十五條の三―第二百五十五條の三十五）
第一款 国際最低課税額（第二百五十五條の三十六―第二百五十五條の五十八）
第二款 申告（第二百五十六條）

「第二百五十五條の三」を「第二百五十五條の三十五」とし、

「第二百五十五條の三」を「第二百五十五條の三十五」とし、

第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等
第一節 用語の定義等（第二百五十五條の三―第二百五十五條の三十五）
第一款 国際最低課税額（第二百五十五條の三十六―第二百五十五條の五十八）
第二款 申告（第二百五十六條）

「第二百五十五條の三」を「第二百五十五條の三十五」とし、

第三章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等
第一節 用語の定義等（第二百五十五條の三―第二百五十五條の三十五）
第一款 国際最低課税額（第二百五十五條の三十六―第二百五十五條の五十八）
第二款 申告（第二百五十六條）

「第二百五十五條の三」を「第二百五十五條の三十五」とし、

第三章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等
第一節 用語の定義等（第二百五十五條の三―第二百五十五條の三十五）
第一款 国際最低課税額（第二百五十五條の三十六―第二百五十五條の五十八）
第二款 申告（第二百五十六條）

余額に対する法人税等
 額に対する法人税(第二百七条)
 (第二百九条) に、第二百一十一条・第二百二条を「第二百一十三条・第二百二条」に改める。

第三条第一項第二号中「法人に」を「者に」に改め、同号口中「第五条第十七号イ」を「第五条第二十号イ」に改め、同号に次のように加える。

ハ その残余財産が公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号(定義)に規定する公益信託の信託財産とされる場合における当該公益信託の受託者

第三条第二項第五号中「若しくは口に掲げる法人」を「から八までに掲げる者」に改める。

第四条の第三項第四号中「要件」の下に「当該合併に係る被合併法人及び合併法人(当該合併が新設合併である場合にあつては、当該合併に係る被合併法人の全て)が法別表第二又は別表第三に掲げる法人のうち、その組合員である事業者又は消費者の相互扶助を目的とする組合その他これに類する団体として財務省令で定めるものである場合には第二号に掲げる要件を、」を加え、「第一号から第四号までに掲げる要件」を「第五号に掲げる要件を、それぞれ除く。」に改め、同条第八項中「おいて」の下に「当該分割に係る分割法人及び分割承継法人(当該分割が複数新設分割である場合にあつては、当該分割に係る分割法人の全て)が第四項に規定する財務省令で定める法人であるときは第二号に掲げる要件を、」を加え、「第一号から第五号までに掲げる要件」を「第六号に掲げる要件を、それぞれ除く。」に改め、同条第二十項及び第二十四項中「第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件」を「第五号に掲げる要件を除く。」に改める。

第五条第一項第二号中「又は」を、「第七十一条の二(民間都市開発法の特例)又は」に改め、同項第十号ホ(3)中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第八条第一項第十五号イ中「イ」を「以下この項及び次項第三号イ」に、「は、その」を「は」その「に」金額とし、当該直前の時において調整対象通算法人の株式を有する場合には当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に満たないときにおけるその満たない部分の金額を加算し、又は当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額を超えるときにおけるその超える部分の金額を減算した金額とする。」に改め、同号口中「帳簿価額(調整対象通算法人の株式の株式の数(出資にあつては、金額。口において同じ)で除し、これに当該分割型分割により当該分割法人から当該分割承継法人に移転をした当該調整対象通算法人の株式の数を乗じて計算した金額)の合計額から」に、「帳簿価額」を「帳簿価額の合計額」に改め、同項第十七号ロ中「帳簿価額」の下に「調整対象通算法人の株式にあつては、当該株式の修正帳簿価額」を加え、同項第十八号イ(1)を次のように改める。

- (1) 当該資本の払戻し等の日の属する事業年度の前事業年度(当該資本の払戻し等の日の以前六月以内に法第七十二条第一項に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出し、かつ、その提出した日から当該資本の払戻し等の日までの間に確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書に係る同項に規定する期間)終了の時の資産の帳簿価額から負債(新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む)の帳簿価額を減算した金額(当該終了の時から当該資本の払戻し等の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額(次条第一号及び第六号に掲げる金額を除く)が増加し、又は減少した場合)には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額

第八条第一項第二十一号中「第二十三条第三項第五号」を「第二十三条第四項第五号」に改め、同項第二十二号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第三項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第十八号ロ」を「第一項第十八号ロ」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に、「第五項」を「第六項」に、「前項第十五号」を「第一項第十五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項第十五号及び第十七号並びにこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 調整対象通算法人 前項第十五号の分割型分割又は同項第十七号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人が通算法人である場合における他の通算法人(第二十四条の三(資産の評価益の計上ができない株式の発行人等から除外される通算法人)に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く)のうち当該分割型分割又は株式分配に基因して通算終了事由(第百九条の三第五項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の単一位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する通算終了事由をいう。次号において同じ)が生ずるものをいう。
 - 二 修正前帳簿価額 調整対象通算法人について前項第十五号の分割型分割又は同項第十七号の株式分配に基因して通算終了事由が生じた場合における当該調整対象通算法人の株式を有していた法人の当該株式の第百九条の三第五項に規定する直前の帳簿価額に相当する金額をいう。
 - 三 修正帳簿価額 調整対象通算法人の株式の修正前帳簿価額に次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして第百九条の三第五項(第百九条の四第一項後段(評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例)においてその例による場合を含む)以下この号において同じ)の規定を適用した場合における第百九条の三第五項に規定する簿価純資産不足額を加算し、又は当該修正前帳簿価額から次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして同項の規定を適用した場合における同項に規定する簿価純資産超過額を減算した金額をいう。

- イ 前項第十五号の分割型分割又は同項第十七号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人の同項第十五号イに規定する前事業年度(同項第十七号イの規定により当該株式分配を同項第十五号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する前事業年度を含む)終了の時(当該終了の時)が当該調整対象通算法人の事業年度又は同号イに規定する中間申告書に係る法第七十二条第一項に規定する期間(前項第十七号イの規定により当該株式分配を同項第十五号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する中間申告書に係る同条第一項に規定する期間を含む)終了の時でない場合には、当該前事業年度の時の属する当該調整対象通算法人の事業年度(当該事業年度が当該分割型分割又は株式分配の日の前日の属する事業年度である場合には、その前事業年度)終了の時(1)及び(2)において「前期末時」という)において当該調整対象通算法人の有する資産の帳簿価額の合計額(次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額) 当該調整対象通算法人の第百九条の三第五項第一号に掲げる金額
 - (1) 前期末時から当該分割型分割又は株式分配の直前の時までの間に当該調整対象通算法人の資本金等の額又は利益積立金額(次条第一号及び第六号に掲げる金額を除く。口(1)において同じ)が増加した場合、その増加した金額
 - (2) 当該調整対象通算法人が当該分割型分割又は株式分配の直前の時に他の調整対象通算法人の株式を有する場合において、当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に相当する金額として財務省令で定めるところにより計算した金額に満たないとき、その満たない部分の金額

口 前期期末時において当該調整対象通算法人の有する負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額の合計額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を当該調整対象通算法人の第百十九条の三第五項第二号に掲げる金額

(1) 前期期末時から前項第十五号の分割型分割又は同項第十七号の株式分配の直前の時までの間に当該調整対象通算法人の資本金等の額又は利益積立金額が減少した場合、その減少した金額

(2) 当該調整対象通算法人が前項第十五号の分割型分割又は同項第十七号の株式分配の直前の時に他の調整対象通算法人の株式を有する場合において、当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に相当する金額として財務省令で定めるところにより計算した金額を超えるとき、その超える部分の金額

第九条第一号ホ中「の額並びに」を「ホにおいて同じ」の額並びにに、「法人税の額及び」を「法人税（法第八条第一項（外国法人の課税所得の範囲）の規定により課される法人税に限る。）の額及び」に改める。

第十四条の七第三項第十号及び第十一号を削り、同項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号を同項第十一号とする。

第二十三条第一項第二号中「第六項第二号」を「第七項第二号」に改め、同号イ中「イ」を「以下この項及び次項第三号イに」、「は、その」を「はその」に、「減算した金額」を「減算した金額」とし、当該分割型分割の直前の時において調整対象通算法人の株式を有する場合には当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に満たないときにおけるその満たない部分の金額を加算し、又は当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額を超えるときにおけるその超える部分の金額を減算した金額とする。」に改め、同号ロ中「移転した」を「移転をした」に、「帳簿価額から」を「帳簿価額（調整対象通算法人の株式にあつては、当該株式の修正前帳簿価額を当該分割型分割が当該分割型分割の直前に有して当該調整対象通算法人の株式の数で除し、これに当該分割型分割により当該分割型分割人から当該分割型分割人へ移転をした当該調整対象通算法人の株式の数に計算した金額）の合計額から」に、「帳簿価額を」を「帳簿価額の合計額を」に改め、同項第三号ロ中「帳簿価額」の下に「調整対象通算法人の株式にあつては、当該株式の修正前帳簿価額」を加え、同項第四号イ(1)を次のように改める。

(1) 当該払戻し等の日の属する事業年度の前事業年度（当該払戻し等の日以前六月以内に法第七十二条第一項に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該払戻し等の日までの間に確定申告書を提出していない）かつ、当該中間申告書に係る同項に規定する期間（終了の時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額（当該終了の時から当該払戻し等の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（第九條第一号及び第六号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合）には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）

第二十三条第一項第四号ロ及び第六号ロ中「第八條第三項」を「第八條第三項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号及び第三号並びにこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 調整対象通算法人 前項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人が通算法人である場合における他の通算法人（第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）のうち当該分割型分割又は株式分配に基因して通算終了事由（第百十九條の三第五項（移動平均法を適用する有価証券）について評価換え等があつた場合）の単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する通算終了事由をいう。次号において同じ。）が生ずるものをいう。

二 修正前帳簿価額 調整対象通算法人について前項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配に基因して通算終了事由が生じた場合における当該調整対象通算法人の株式を有していた法人の当該株式の第百十九條の三第五項に規定する直前の帳簿価額に相当する金額をいう。

三 修正帳簿価額 調整対象通算法人の株式の修正前帳簿価額に次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして第百十九條の三第五項（第百十九條の四第一項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。以下この号において同じ。）の規定を適用した場合における第百十九條の三第五項に規定する簿価純資産不足額を加算し、又は当該修正前帳簿価額から次に掲げる金額をそれぞれ次に定める金額とみなして同項の規定を適用した場合における同項に規定する簿価純資産超過額を減算した金額をいう。

イ 前項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配に係る分割法人又は現物分配法人の同項第二号イに規定する前事業年度（同項第三号イの規定により当該株式分配を同項第二号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する前事業年度を含む。）終了の時（当該終了の時）が当該調整対象通算法人の事業年度又は同号イに規定する中間申告書に係る法第七十二条第一項に規定する期間（前項第三号イの規定により当該株式分配を同項第二号イの分割型分割とみなして同号イに掲げる金額を計算する場合における同号イに規定する中間申告書に係る同条第一項に規定する期間を含む。）終了の時でない場合には、当該前事業年度終了の時の属する当該調整対象通算法人の事業年度（当該事業年度が当該分割型分割又は株式分配の日の前日の属する事業年度である場合には、その前事業年度）終了の時（1）及びロにおいて「前期期末時」という。）において当該調整対象通算法人の有する資産の帳簿価額の合計額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を当該調整対象通算法人の第百十九條の三第五項第一号に掲げる金額

(1) 前期期末時から当該分割型分割又は株式分配の直前の時までの間に当該調整対象通算法人の資本金等の額又は利益積立金額（第九條第一号及び第六号に掲げる金額を除く。ロ(1)において同じ。）が増加した場合、その増加した金額

(2) 当該調整対象通算法人が当該分割型分割又は株式分配の直前の時に他の調整対象通算法人の株式を有する場合において、当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に相当する金額として財務省令で定めるところにより計算した金額に満たないとき、その満たない部分の金額

口 前期期末時において当該調整対象通算法人の有する負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額の合計額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を当該調整対象通算法人の第百十九條の三第五項第二号に掲げる金額

(1) 前期期末時から前項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時までの間に当該調整対象通算法人の資本金等の額又は利益積立金額が減少した場合、その減少した金額

(2) 当該調整対象通算法人が前項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時に他の調整対象通算法人の株式を有する場合において、当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に相当する金額として財務省令で定めるところにより計算した金額を超えるとき、その超える部分の金額

第四十八條の二第一項第六号中「当該取得価額」を「当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年三月三十一日以前に締結されたものの取得価額」に改め、同条第四項中「当該リース資産」の下に「に」についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年三月三十一日以前に締結されたもの」を加え、同条第五項第五号ロ中「対し」を「対し」に改め、「著しく有利な価額で」を削り、「いる」を「おり、かつ、当該権利が目的資産を著しく有利な価額で買い取るものであることその他の事情により当該権利が行使されることが確実であると見込まれる」に改める。

第六十一条第一項第二号中「ハ」を「(第四十八条の二第二項第六号(減価償却資産の償却の方法)に「第四十八条の二第五項第五号(減価償却資産の償却の方法)を「同条第五項第五号に改め、」所有権移転外リース取引」の下に「ハにおいて「所有権移転外リース取引」という。を「ハ」を加え、同号ハ中「掲げる減価償却資産」の下に「当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年三月三十一日以前に締結されたものに限る。」を加える。

第七十九条第三号中「第十五条第三号」の下に「及び第三号の二」を「除く。」の下に「及び補助金」を加える。

第九十九条の三に次の一項を加える。

28 内国法人がその有する法第二十九条八に規定する特定受益証券発行信託の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）に係る法第六十一条の二十項に規定する払戻しとして金銭の交付を受けた場合には、所有受益権（その特定受益証券発行信託の受益権で、その交付の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその交付の直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、その旧受益権のその交付の直前の帳簿価額から第九十九条の九の二第一項（特定受益証券発行信託の元本の払戻しの場合の受益権の譲渡原価の額等）の規定により計算した金額を控除した金額をその所有受益権の数で除して計算した金額とする。

第九十九条の四第一項中「同条第二十七項」の下に「若しくは第二十八項」を加える。

第九十九条の九の次に次の一項を加える。

（特定受益証券発行信託の元本の払戻しの場合の受益権の譲渡原価の額等）

第九十九条の九の二 法第六十一条の二十項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する払戻しの直前の同項に規定する所有受益権の帳簿価額に元本減少割合（当該所有受益権に係る法第二十九条八（定義）に規定する特定受益証券発行信託の当該払戻しの直前の元本の額のうちに当該払戻しにより減少した元本の額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額とする。

2 前項に規定する所有受益権に係る同項に規定する特定受益証券発行信託の受託者は、同項に規定する払戻しを行った場合には、当該所有受益権を有していた法人に対し、元本減少割合を通知しなければならない。

第九十九条の十第一項中「第六十一条の二十項第一号」を「第六十一条の二十項第一号」に改め、同条第二項中「第六十一条の二十項」を「第六十一条の二十項」に、「第六十一条の二十項第二号」を「第六十一条の二十項第二号」に改める。

第九十九条の十一第一項中「第六十一条の二十二項」を「第六十一条の二十三項」に改める。

第九十九条の十一の二第一項及び第二項中「第六十一条の二十三項」を「第六十一条の二十四項」に改め、同条第三項中「第六十一条の二十三項」を「第六十一条の二十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改め、同条第四項中「第六十一条の二十三項」を「第六十一条の二十四項」に改める。

第二百三十三条の十第三項中「第二号」を「第二号イ」に改め、同条第十六項中「非適格合併等」の下に「(第四条の三第二項第一号(適格組織再編成における株式の保有関係等)に規定する無対価合併で同項第二号ロに掲げる関係があるもの又は同条第六項第一号イに規定する無対価分割で同項第二号イ(2)に掲げる関係若しくは分割法人が分割承継法人の発行済株式若しくは出資(当該分割承継法人が有する自己の株式又は出資を除く)の全部を保有する関係があるものに限る。」を加え、同項第一号中「当該非適格合併等が第四条の三第二項第一号(適格組織再編成における株式の保有関係等)に規定する無対価合併で同項第二号ロに掲げる関係があるもの又は同条第六項第一号イに規定する無対価分割で同項第二号イ(2)に掲げる関係若しくは分割法人が分割承継法人の発行済株式若しくは出資(当該分割承継法人が有する自己の株式又は出資を除く)の全部を保有する関係があるものである場合において、」を削り、「が行われたとき(次号)を」を行つている場合(次号ロ)に、

「ロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額」を「ロに掲げる金額以上である場合におけるその差額に相当する金額(イに掲げる金額がロに掲げる金額と同額である場合には、零)に、資産調整勘定の金額」を「超える部分の金額」に、「負債調整勘定の金額」を「満たない部分の金額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる場合 当該非適格合併等に係る法第六十二条の八第一項に規定する超える部分の金額及び同条第三項に規定する満たない部分の金額は、ないものとする。

イ 当該非適格合併等において前号に規定する財務省令で定める資産評価を行つていない場合において、当該非適格合併等により移転を受けた資産(営業権にあつては、独立取引営業権に限る。ロにおいて同じ。)の取得価額(法第六十二条の八第一項に規定する取得価額をいう。ロにおいて同じ。)の合計額が当該非適格合併等により移転を受けた負債の額(同条第二項に規定する負債調整勘定の金額及び同号ロに掲げる金額を含む。ロにおいて同じ。)の合計額以上であるとき。

ロ 当該非適格合併等により移転を受けた資産の取得価額(当該非適格合併等の際に前号に規定する財務省令で定める資産評価を行つていない場合においては、同号イに掲げる金額を含む。)の合計額が当該非適格合併等により移転を受けた負債の額の合計額に満たない場合

第二編第一章第一節第三款の款名並びに同款第一目及び第二目の目名を削る。

第二百二十四条から第二百二十八条までを次のように改める。

第二百二十四条から第二百二十八条まで 削除

第二百二十八条の次に次の款名を付する。

第三款 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例

第二百二十九条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「帰属事業年度」を「帰属事業年度の特例」に、「この目」を「この款」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第五項中「第六十四条第二項本文」を「第六十三条第二項本文」に、「この目」を「この款」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第九項中「第六十四条第二項本文」を「第六十三条第二項本文」に、「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第十項中「第六十四条第二項本文」を「第六十三条第二項本文」に改め、同条第十一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第二項」に改める。

第二百三十条第一項中「において法第六十四条第一項」を「において法第六十三条第一項」に、「帰属事業年度」を「帰属事業年度の特例」に改め、同項第一号中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第二百三十一条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「帰属事業年度の特例」に改め、同条第二項中「第六十四条第二項」を「第六十三条第二項」に改める。

第二百三十一条の二の見出しを削り、同条第三項中「賃借人が賃借料」の下に「その他当該リース資産を賃借するために支出した費用」を、「譲渡人が賃借料」の下に「その他当該資産を賃借するために支出した費用」を加える。

第二百三十一条の五第四項中「第五条第十七号」を「第五条第二十号」に改め、「贈与を」の下に「、又は同号の定款の定めに従い成立した公益目的取得財産残額に相当する額の財産を公益信託(公益信託に関する法律第二条第一項第一号(定義)に規定する公益信託をいう。)の信託財産とする契約(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十条第一項の規定により成立したものとみなされるものを含む。)により金銭その他の資産の譲渡を」を、「当該贈与」の下に「又は譲渡」を加え、同条第九項中「贈与」の下に「又は譲渡」を加える。

第三十一条の十三第一項第三号を削り、同項第四号中「次項第四号及び第三項第四号」を「次項第三号及び第三項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号ロ中「及び第四号ロ」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第三項第二号ロ中「及び第四号ロ」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

「ロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額」を「ロに掲げる金額以上である場合におけるその差額に相当する金額(イに掲げる金額がロに掲げる金額と同額である場合には、零)に、資産調整勘定の金額」を「超える部分の金額」に、「負債調整勘定の金額」を「満たない部分の金額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる場合 当該非適格合併等に係る法第六十二条の八第一項に規定する超える部分の金額及び同条第三項に規定する満たない部分の金額は、ないものとする。

イ 当該非適格合併等において前号に規定する財務省令で定める資産評価を行つていない場合において、当該非適格合併等により移転を受けた資産(営業権にあつては、独立取引営業権に限る。ロにおいて同じ。)の取得価額(法第六十二条の八第一項に規定する取得価額をいう。ロにおいて同じ。)の合計額が当該非適格合併等により移転を受けた負債の額(同条第二項に規定する負債調整勘定の金額及び同号ロに掲げる金額を含む。ロにおいて同じ。)の合計額以上であるとき。

ロ 当該非適格合併等により移転を受けた資産の取得価額(当該非適格合併等の際に前号に規定する財務省令で定める資産評価を行つていない場合においては、同号イに掲げる金額を含む。)の合計額が当該非適格合併等により移転を受けた負債の額の合計額に満たない場合

第二編第一章第一節第三款の款名並びに同款第一目及び第二目の目名を削る。

第二百二十四条から第二百二十八条までを次のように改める。

第二百二十四条から第二百二十八条まで 削除

第二百二十八条の次に次の款名を付する。

第三款 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例

第二百二十九条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「帰属事業年度」を「帰属事業年度の特例」に、「この目」を「この款」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第五項中「第六十四条第二項本文」を「第六十三条第二項本文」に、「この目」を「この款」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第九項中「第六十四条第二項本文」を「第六十三条第二項本文」に、「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第十項中「第六十四条第二項本文」を「第六十三条第二項本文」に改め、同条第十一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第二項」に改める。

第二百三十条第一項中「において法第六十四条第一項」を「において法第六十三条第一項」に、「帰属事業年度」を「帰属事業年度の特例」に改め、同項第一号中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第二百三十一条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「帰属事業年度の特例」に改め、同条第二項中「第六十四条第二項」を「第六十三条第二項」に改める。

第二百三十一条の二の見出しを削り、同条第三項中「賃借人が賃借料」の下に「その他当該リース資産を賃借するために支出した費用」を、「譲渡人が賃借料」の下に「その他当該資産を賃借するために支出した費用」を加える。

第二百三十一条の五第四項中「第五条第十七号」を「第五条第二十号」に改め、「贈与を」の下に「、又は同号の定款の定めに従い成立した公益目的取得財産残額に相当する額の財産を公益信託(公益信託に関する法律第二条第一項第一号(定義)に規定する公益信託をいう。)の信託財産とする契約(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十条第一項の規定により成立したものとみなされるものを含む。)により金銭その他の資産の譲渡を」を、「当該贈与」の下に「又は譲渡」を加え、同条第九項中「贈与」の下に「又は譲渡」を加える。

第三十一条の十三第一項第三号を削り、同項第四号中「次項第四号及び第三項第四号」を「次項第三号及び第三項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号ロ中「及び第四号ロ」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第三項第二号ロ中「及び第四号ロ」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第百五十五條の二十三第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第三項中「第百五十條の三第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第六項中「第八二條の二第三項」を「第百五十條の三第三項」に改め、同条第七項中「第八二條の二第五項」を「第八二條の三第五項」に改める。

第百五十五條の二十四第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「第百五十條の三第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第六項中「第八二條の二第三項」を「第八二條の三第三項」に改め、同条第七項中「第八二條の二第五項」を「第八二條の三第五項」に改める。

第百五十五條の二十四の二第二項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「第百五十條の三第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第五項中「第八二條の二第三項」を「第八二條の三第三項」に改め、同条第六項中「第八二條の二第五項」を「第八二條の三第五項」に改める。

第百五十五條の二十五第一項中「（特例）又は」（「特例」若しくは）に改め、再計算国際最低課税額の下に「又は第百五十五條の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）を加え、」には第百五十五條の四十四第四項を「には第百五十五條の四十四第五項第一号」に改め、同項第一号イ中「第百五十五條の四十一第一項」を「第百五十五條の四十一第二項第三号又は第百五十五條の六十五第二項第三号」に改め、同号口中「第百五十五條の四十四第四項」を「第百五十五條の四十四第五項の六十五第一項（とあるのは「第百五十五條の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五條の六十五第一項」と、が）に、場合によっては第百五十五條の四十四第四項」を「第百五十五條の四十四第五項第一号」に、場合によっては第百五十五條の五十一第二項において準用する第百五十五條の四十四第五項第一号」に、「同号イ2」を「又は」とあるのは「又は第百五十五條の七十三第二項において準用する」と、同号イ2」に改める。

第百五十五條の二十六第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「第百五十條の三第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第百五十五條の二十七第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「第百五十條の三第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第百五十五條の二十八第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改める。

第百五十五條の二十九第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第二項中「同号ロ及び同項第二号ロ」を「同号ロただし書及び同項第二号ロただし書」に改める。

第百五十五條の三十第一項第一号中「部分の金額」の下に「のうち当該法令の規定により当該構成会社等の所得（その源泉が当該構成会社等の所在地にあるものに限る。）の金額から減算される金額に相当する金額として財務省令で定める金額」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 前号の規定により減算された金額を当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額に加算する。

第百五十五條の三十一第一項中「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同条第三項中「第百五十條の三第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第百五十五條の三十四第二項第一号中「又は」を「及び当該法人税に係る地方法人税又は」に、「これ」を「これら」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 各対象会計年度の間際最低課税残余額に対する法人税及び当該法人税に係る地方法人税又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれらに相当する税

三 自国内最低課税額に係る税

第百五十五條の三十五第一項第二号中「第三項第一号において同じ」を削り、同条第二項第一号中「この項」の下に「及び次項第一号」を加え、同項第三号中「又は」を削り、若しくは「の規定」を「又は第百五十五條の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）（第百五十五條の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第三項第一号中「当期純損益金額に係る対象租税の額（法人税等調整額を除く）」を「配分可能当期対象租税額（構成会社等又は共同支配会社等の前項に規定する当期対象租税額（当期法人税等の額に係る部分に限る。）に当該当期対象租税額に係る同項第三号イに掲げる金額を加算した金額をいう）」に改め、同項第二号中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額（当該対象導管会社等に係る第四号に定める金額がある場合には、当該金額を加算した金額）」に改め、同項第三号中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額（当該対象各種投資会社等に係る次号に定める金額がある場合には、当該金額を加算した金額）」に改め、同項第四号中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額」に改め、同項第五号中「要件の全てを満たす会社等である」を「会社等のいずれかに該当する」に、「の構成員である」を「に対する所有持分を直接又は間接に有する」に、「の当期純損益金額に係る対象租税の額のうち当該他の構成会社等又は共同支配会社等」（「当該他の構成会社等又は共同支配会社等が第百五十五條の十六第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合（当該構成会社等又は共同支配会社等が同号の対象導管会社等に該当する場合に限る。）又は第百五十五條の十七第一項（第二号に係る部分に限る。）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合（当該構成会社等又は共同支配会社等が同号の対象各種投資会社等に該当する場合に限る。）における当該他の構成会社等又は共同支配会社等を除く。以下この号において「対象会社等」という。）の配分可能当期対象租税額のうち当該対象会社等に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 導管会社等以外の会社等で次に掲げる要件の全て（その所在地（我が国を除く。）に法人税に相当する税が存在しない場合にあつては、(2)に掲げる要件）を満たすもの

(1) 会社等の所在地の租税に関する法令において法人税又は法人税に相当する税を課することとされること。

(2) 会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令において当該会社等の収入等の全部又は一部が当該他の会社等の収入等として取り扱われること。

ロ 導管会社等

第百五十五條の三十五第三項第六号中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額」に改め、同条第四項中「各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「当該対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を」（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）に改め、同条第五項中「第八二條の二第三項」を「第八二條の三第三項」に改め、同条第六項中「第八二條の二第五項」を「第八二條の三第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（除外会社等に関する特例）

第百五十五條の三十五の二 各対象会計年度の前対象会計年度（対象法人（法第百五十條の三十一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告対象法人及び同条第四項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいう。以下この条において同じ。）がない対象会計年度に限る。）において、法第八十二條の第二十四（除外会社等に掲げる会社等）につき我が国以外の国又は地域の租税に関する法令を執行する当局は特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。）の提供があつた場合には、

第百五十五条の五十三第一項中「被配分当期対象租税額」を「被配分当期対象租税額等」に、「をいう」を「その他財務省令で定める金額をいう」に、「第八十二条の第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の第三項第一号イ(3)」に改め、同条第二項中「被配分当期対象租税額」を「被配分当期対象租税額等」に、「第八十二条の第二項第一号ロ」を「第八十二条の第三項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第八十二条の第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の第三項第一号イ(3)」に、「第八十二条の第二項第一号ロ」を「第八十二条の第三項第一号ロ」に、「第八十二条の第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の第三項第一号イ(3)」に、「第八十二条の第二項第一号ロ」を「第八十二条の第三項第一号ロ」に、「第八十二条の第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の第三項第一号イ(3)」に、「第八十二条の第二項第一号ロ」を「第八十二条の第三項第一号ロ」に改める。

第百五十五条の五十四第一項中「第八十二条の第六項第一号」を「第八十二条の第六項第一号」に改め、同項第二号イ及びロ中「第八十二条の第六項」を「第八十二条の第六項」に改め、同項第三号中「第八十二条の第六項第二号」を「第八十二条の第六項第二号」に改め、同項第一号中「第八十二条の第六項の国又は地域」を「国等（法第八十二条の第六項に規定する国等をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該国又は地域」を「当該国等」に改め、同項第二号中「法第八十二条の第六項の国又は地域」を「国等」に、「当該国又は地域」を「当該国等」に改め、同項第三号中「法第八十二条の第六項の国又は地域」を「国等」に改め、同項第四号中「法第八十二条の第六項の国又は地域」を「国等」に、「同条第二項各号」を「法第八十二条の第三項各号」に改める。

第百五十五条の五十五第一項中「第八十二条の第七項第一号」を「第八十二条の第七項第一号」に改め、同条第二項中「第八十二条の第七項第二号」を「第八十二条の第七項第二号」に改め、「その期間が一年でない対象会計年度にあつては、当該金額を当該対象会計年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額」を削り、同項第一号中「個別計算所得金額」の下に「その期間が一年でない対象会計年度にあつては、当該個別計算所得金額を当該対象会計年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額」を加え、同項第二号中「個別計算損失金額」の下に「その期間が一年でない対象会計年度にあつては、当該個別計算損失金額を当該対象会計年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額」を加え、同条第三項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等（一）を「グループ国際最低課税額等報告事項等（一）に、「第八十二条の第八項」を「第八十二条の第八項」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「特定多国籍企業グループ等報告事項等」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「特定多国籍企業グループ等報告事項等」に改め、同条第四項中「第二項」を「第二項各号」に改め、同条第五項中「第八十二条の第八項第一号イ」を「第八十二条の第八項第一号イ」に改め、同条第六項中「第八十二条の第八項第一号ロ」を「第八十二条の第八項第一号ロ」に改め、同条第七項中「第八十二条の第八項」を「第八十二条の第八項」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に改める。

第百五十五条の五十六中「第八十二条の第十三項」を「第八十二条の第十三項」に改める。
 第百五十五条の五十七中「第八十二条の第二項第一号イ」を「第八十二条の第三項第一号イ」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第二款 申告

第百五十五条の五十八を次のように改める。
第百五十五条の五十八 法第八十二条の七第三項（電子情報処理組織による申告）に規定する政令で定める法令は、地方税法その他の法人税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法を除く。）とする。

第二編第二章に次の二節を加える。

第三節 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税

第三款 国際最低課税残余額

第百五十五条の五十九 法第八十二条の十一第一項（国際最低課税残余額）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数のうち内国法人の従業員等の数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合とする。

一 法第八十二条の十一第一項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除く。次項第一号において同じ。）の同条第一項に規定する従業員等の数として財務省令で定めるところにより計算した数（次号、第三項及び第五項において「従業員等の数」という。）の合計数
 二 法第八十二条の十一第一項の内国法人（各種投資会社等を除く。次項第二号において同じ。）の従業員等の数

2 法第八十二条の十一第一項に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計数のうち内国法人の有形資産の額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合とする。

一 法第八十二条の十一第一項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の有形資産（現金その他の財務省令で定める資産を除く。）の額としてその帳簿価額を基礎として財務省令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「有形資産の額」という。）の合計額
 二 法第八十二条の十一第一項の内国法人の有形資産の額

3 法第八十二条の十一第二項に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数のうち我が国を所在地とする構成会社等の従業員等の数の合計数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合とする。

一 法第八十二条の十一第二項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地が我が国又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令において各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている場合における当該国若しくは地域（当該法令の規定により、同項の各対象会計年度の同項に規定する国内グループ国際最低課税残余額に相当する金額がないものとする場合における当該国又は地域を除く。次項第一号及び第五項第一号において「国際最低課税残余額相当課税国」という。）であるものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）の従業員等の数の合計数
 二 法第八十二条の十一第二項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）の従業員等の数の合計数

4 法第八十二条の十一第二項に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計数のうち我が国を所在地とする構成会社等の有形資産の額の合計数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合とする。

一 法第八十二条の十一第二項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地が我が国又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令において各対象会計年度の国際最低課税残余額に相当する金額を除く。）の有形資産の額の合計数
 二 法第八十二条の十一第二項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）の有形資産の額の合計数

5 以下この項において同じ。）がある場合における前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第一号に掲げる数には導管会社等（その設立国が我が国であるもの又は国際最低課税残余額相当課税国であるもの（その所在地が国際最低課税残余額相当課税国であるものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）の従業員等の数を含むものとし、前項第一号に掲げる金額には導管会社等の有形資産の額を含むものとする。

二 法第八十二条の十一第二項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）の有形資産の額の合計額
 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうち導管会社等（各種投資会社等を除く。以下この項において同じ。）がある場合における前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第一号に掲げる数には導管会社等（その設立国が我が国であるもの又は国際最低課税残余額相当課税国であるもの（その所在地が国際最低課税残余額相当課税国であるものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）の従業員等の数を含むものとし、前項第一号に掲げる金額には導管会社等の有形資産の額を含むものとする。

二 第三項第二号に掲げる数には導管会社等（その設立国が我が国であるものに限る。以下この号において同じ。）の従業員等の数を含むものとし、前項第二号に掲げる金額には導管会社等の有形資産の額を含むものとする。

三 導管会社等の設立国を所在地国とする他の構成会社等がない場合又は当該設立国を所在地国とする他の構成会社等の全てが各種投資会社等その他の財務省令で定める構成会社等に該当する場合又は、前二号の規定にかかわらず、第三項各号に掲げる数には当該設立国を設立国とする導管会社等の従業員等の数を含むものとし、前項各号に掲げる金額には当該導管会社等の有形資産の額を含まないものとする。

6 第百五十五条の三十六（会社等別国際最低課税額の計算）の規定は、法第八十二条の十一第二項第一号に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第百五十五条の三十六第一項中「を除く」とあるのは「に限る」と、同条第二項中「前項の」とあるのは「第百五十五条の五十九第六項（国際最低課税残余額）において準用する前項の」と、同条第三項とあるのは「法第八十二条の三第三項」と、「第百五十五条の三十六第一項第一号」とあるのは「第百五十五条の五十九第六項（国際最低課税残余額）において準用する同令第百五十五条の三十六第六項第一号」と、「第百五十五条の三十六第六項第七号」とあるのは「第百五十五条の五十九第六項において準用する同令第百五十五条の三十六第六項第七号」と読み替えるものとする。

7 法第八十二条の十一第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の同項第一号に規定する会社等別国際最低課税額等から、当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等のみに対し当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課するものとして計算した場合における法第八十二条の三第一項第一号ロ（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額等を控除した残額とする。

8 法第八十二条の十一第三項に規定する政令で定める対象会計年度は、次に掲げる要件の全てを満たす対象会計年度とする。

一 判定対象会計年度（法第八十二条の十一第三項に規定する判定対象会計年度をいう。次号において同じ。）における同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（各種投資会社等を除く。同号イにおいて同じ。）の所在地国の数が六以下であること。

二 判定対象会計年度における次に掲げる金額の合計額が五千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額以下であること。

イ 特定所在地国（法第八十二条の十一第三項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当する対象会計年度のうち同項第一号に規定する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税に関する法令が最も早く施行された）と国際的に認められる日として財務省令で定める日以後最初に開始した対象会計年度において、同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が所在地国とする国又は地域のうち当該国又は地域を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額が最も多いものをいう。ロにおいて同じ。以外の国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計額

ロ 法第八十二条の十一第三項の特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等（各種投資会社等を除く。）の有形資産の額（特定所在地国に所在する第二項第一号に規定する有形資産に係るものを除く。）の合計額

第二款 申告

第百五十五条の六十 法第八十二条の十五第二項（電子情報処理組織による申告）に規定する政令で定める法令は、地方税法その他の法人税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法を除く。）とする。

第四節 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

第一款 国内最低課税額

第百五十五条の六十一 法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額がないものとして計算した場合における構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。以下この条において同じ。）の調整後対象租税額とする。

一 当該構成会社等が恒久的施設等である場合における第百五十五条の三十五第三項第一号（調整後対象租税額の計算）に定める金額

二 当該構成会社等の第百五十五条の三十五第三項第四号に規定する親会社等が同号に規定する外国子会社合算税制等の適用を受ける場合における同号に定める金額

三 当該構成会社等が第百五十五条の三十五第三項第五号イに掲げる会社等に該当する場合における同号に定める金額

四 当該構成会社等の第百五十五条の三十五第三項第六号に規定する親会社等（その所在地国が我が国でないものに限る。）に対して利益の配当を行った場合における同号に定める金額（所得税法第二十一条第四十五号（定義）に規定する源泉徴収の方法により課されるものを除く。）

五 前各号に掲げる金額に係る第百五十五条の三十五第一項第二号に規定する法人税等調整額として財務省令で定める金額

2 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の各対象会計年度において、当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の過去対象会計年度に係る過大であった国内調整後対象租税額（法第八十二条の十九第二項第一号イに規定する国内調整後対象租税額をいう。以下第百五十五条の六十八までにおいて同じ。）の合計額が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たない場合において、当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（当該全ての構成会社等の国内調整後対象租税額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供があるとき又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があるとき（法第百五十五条の三十五第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）は、第百五十五条の三十五第二項第二号ホ及び第百五十五条の六十四第一項第一号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に掲げる金額は、零とする。

3 法第八十二条の三第三項（国際最低課税額）の規定は、前項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうち同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の六十一第二項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）と読み替えるものとする。（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）」

第百五十五条の六十二 法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、各対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該対象会計年度に係る第二号に掲げる金額のうち占める割合とする。

一 法第八十二条の十九第一項第一号に掲げる内国法人（同号の特定多国籍企業グループ等に属する同号に規定する構成会社等であるものに限る。）の国内調整後対象租税額（当該対象会計年度においてグループ繰越控除額がある場合には、当該グループ繰越控除額に係る繰越控除帰属額を減算した金額。次号において同じ。）が個別基準税額（同条第二項第一号イに規定する個別基準税額をいう。以下この条において同じ。）を下回る場合のその下回る部分の金額

二 前号の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 グループ繰越控除額 法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)に規定する政令で定める金額であつて同号イ(3)の規定により控除された金額をいう。

二 繰越控除帰属額 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)の法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)の対象会計年度に係るグループ繰越控除額に当該対象会計年度に係るイに掲げる金額が当該対象会計年度に係るロに掲げる金額のうちを占める割合又はこれに準ずる割合として財務省令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。

イ 当該構成会社等の繰越対象帰属額
ロ 当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)の繰越対象帰属額の合計額

三 繰越対象帰属額 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)の次に掲げる過去対象会計年度の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額(過去対象会計年度においてグループ繰越控除額がある場合には、当該グループ繰越控除額に係る当該構成会社等の繰越控除帰属額の合計額を控除した残額)をいう。

イ 次条第一号に掲げる過去対象会計年度 同号に定める金額に当該過去対象会計年度に係る(1)に掲げる金額が当該過去対象会計年度に係る(2)に掲げる金額のうちを占める割合を乗じて計算した金額

(1) 当該構成会社等(当該過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等(当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る)に限る)の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額

(2) 当該過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等(当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る)の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額

ロ 次条第二号に掲げる過去対象会計年度 法第八十二条の十九第十三項の規定を適用しないで計算した場合の当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る同条第二項第三号ハに掲げる金額

(繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額) 法第八十二条の十九第二項第一号イ(3) (国内最低課税額) に規定する政令で定める金額は、同号イ(3)の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額(同項第一号イ(3)の規定により同号イ(3)の対象会計年度開始の前日に開始した対象会計年度において国内グループ調整後対象租税額(同号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額をいう。第一号において同じ)から控除されたものを除く)とする。

一 国内グループ純所得の金額(法第八十二条の十九第二項第一号に規定する国内グループ純所得の金額をいう。次号において同じ)がある過去対象会計年度 当該過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る部分の金額

二 国内グループ純所得の金額がない過去対象会計年度(当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の十九第二項第三号ハに規定する控除した残額の計算につき同条第十三項の規定の適用を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る) 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに規定する控除した残額

(構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額) 法第八十二条の十九第二項第一号ロ(国内最低課税額) に規定する政令で定める金額は、過去対象会計年度に係る次に掲げる金額がある場合において、当該過去対象会計年度に係る再計算当期グループ国内最低課税額から当該過去対象会計年度に係る同号イに規定する当期グループ国内最低課税額を控除した残額(同号の対象会計年度開始の前日に開始した各対象会計年度において既に当該過去対象会計年度に係る同号ロに規定する再計算グループ国内最低課税額とされた金額(以下この項において「グループ調整済額」という)がある場合には、当該残額から当該グループ調整済額を控除した残額)とする。

一 当該過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の額(国内調整後対象租税額に含まれていないものに限る)が当該過去対象会計年度後の対象会計年度において減少した場合におけるその減少した金額

二 当該過去対象会計年度に係る法第五十五条の三十五第二項第一号(調整後対象租税額の計算)に掲げる金額(国内調整後対象租税額に含まれていたものに限る)のうち当該過去対象会計年度終了の日の翌日から三年を経過する日までに納付されなかつた金額が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額を超える場合における当該納付されなかつた金額

三 当該過去対象会計年度に計上された法人税等調整額(法第五十五条の三十五第二項第二号に規定する法人税等調整額をいう。次号において同じ)のうちその計上された金額が過大であつたものとして財務省令で定められた金額

四 当該過去対象会計年度に計上された法人税等調整額のうちその計上された金額が過少であつたものとして財務省令で定められた金額

2 前項に規定する再計算当期グループ国内最低課税額とは、過去対象会計年度(当該過去対象会計年度の特定期間)に属する再計算当期グループ国内最低課税額と、過去対象会計年度(当該過去対象会計年度の特定期間)に属する再計算当期グループ国内最低課税率を基準税率を下回り、かつ、当該過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する第一号に掲げる金額がある場合における当該過去対象会計年度に限る)に係る同号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。

一 再計算国内グループ純所得の金額(イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。第三号において同じ)

イ 我が国を所在地とする全ての構成会社等の当該過去対象会計年度に係る法第五十五条の四十第二項第一号イ(構成会社等に係る再計算国内最低課税額) に規定する再計算個別計算所得金額の合計額

ロ 我が国を所在地とする全ての構成会社等の当該過去対象会計年度に係る法第五十五条の四十第二項第一号ロに規定する再計算個別計算損失金額の合計額

二 当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)に掲げる金額(当該過去対象会計年度に係るイに掲げる金額が零を超え、かつ、当該過去対象会計年度において再計算国内グループ純所得の金額がある場合において、当該過去対象会計年度開始の前日に開始した各対象会計年度のうちイに掲げる金額が零を下回るものがあるときは、当該対象会計年度に係るイに掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該過去対象会計年度に繰り越される部分として財務省令で定める金額を控除した残額とし、当該過去対象会計年度に係るイに掲げる金額が零を下回る場合には零とする)がロに掲げる金額のうちを占める割合をいう)を控除した割合

イ 再計算国内グループ調整後対象租税額(我が国を所在地とする全ての構成会社等の当該過去対象会計年度に係る再計算国内調整後対象租税額(構成会社等の過去対象会計年度に係る国内調整後対象租税額に前項第四号に掲げる金額を加算した金額から同項第一号から第三号までに掲げる金額を減算した金額をいう。法第五十五条の六十六第一項(構成会社等に係る過去帰属割合)において同じ)の合計額をいう)

ロ 再計算国内グループ純所得の金額

イ 再計算国内グループ調整後対象租税額(我が国を所在地とする全ての構成会社等の当該過去対象会計年度に係る再計算国内調整後対象租税額(構成会社等の過去対象会計年度に係る国内調整後対象租税額に前項第四号に掲げる金額を加算した金額から同項第一号から第三号までに掲げる金額を減算した金額をいう。法第五十五条の六十六第一項(構成会社等に係る過去帰属割合)において同じ)の合計額をいう)

ロ 再計算国内グループ純所得の金額

(不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例)
 第百五十五条の六十五 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。以下この項において同じ。)の各対象会計年度に係る国内利益超過額がある場合において、当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度(以下この条において「適用対象会計年度」という。)に係るグループ国内最低課税額報告事項等(当該構成会社等及び我が国を所在地国とする他の構成会社等に係る法第八十二条の十九第二項第一号口(国内最低課税額)に規定する再計算グループ国内最低課税額並びに当該構成会社等及び当該他の構成会社等の個別計算所得等の金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供があるとき又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があるとき(法第百五十条の三第六項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)は、当該適用対象会計年度の直前の四対象会計年度の各対象会計年度(以下この項及び次項第二号において「調整対象会計年度」という。)に係る年度別損失充当額と年度別利益配分額との合計額を当該特定多国籍企業グループ等の当該調整対象会計年度に係る前条第二項第一号に規定する残額に加算する。この場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「掲げる金額が」とあるのは「掲げる金額又は調整対象会計年度(次条第一項に規定する調整対象会計年度をいう。次項第一号及び第三号イにおいて同じ。)に係る年度別損失充当額(次条第二項第二号に規定する年度別損失充当額をいう。次項第一号及び第三号イにおいて同じ。)若しくは年度別利益配分額(次条第二項第三号に規定する年度別利益配分額をいう。次項第一号及び第三号イにおいて同じ。)」が、「同号イ」とあるのは「法第八十二条の十九第二項第一号イ」と、同条第二項第一号中「残額」とあるのは「残額(当該過去対象会計年度が調整対象会計年度である場合には、当該残額に当該調整対象会計年度に係る年度別損失充当額と年度別利益配分額との合計額を加算した金額)」と、同項第三号イ中「合計額」とあるのは「合計額(当該過去対象会計年度が調整対象会計年度である場合には、当該合計額並びに年度別損失充当額及び年度別利益配分額に係る対象租税の額を勘案して財務省令で定めるところにより計算した金額)」とする。

- 2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 国内利益超過額 適用対象会計年度の我が国に係る国内利益額(第百五十五条の四十一第二項第一号(不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例)に規定する国内利益額をいう。次号において同じ。)から当該適用対象会計年度の我が国に係る国内別損失額(同項第一号に規定する国内別損失額をいう。次号において同じ。)を控除した残額をいう。
 - 二 年度別損失充当額 我が国に係る国内利益額が我が国に係る国内別損失額を下回る調整対象会計年度(以下この項及び第四項において「損失対象会計年度」という。)に係る国内損失超過額(当該損失対象会計年度の我が国に係る国内別損失額から我が国に係る国内利益額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。)から、当該国内損失超過額のうち過去対象会計年度において前項の規定により読み替えて適用する前条第二項第一号の規定により加算された金額を控除した残額をいう。
 - 三 年度別利益配分額 適用対象会計年度に係る国内利益超過額から損失対象会計年度に係る年度別損失充当額の合計額を控除した残額を五で除して計算した金額をいう。
 - 3 各対象会計年度において第百五十五条の二十四第一項(資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)の規定の適用を受ける不動産の譲渡を行った場合における前二項の規定の適用については、前項第一号中「第百五十五条の四十一第二項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十一第三項」と、「特例」とあるのは「特例」の規定により読み替えられた同条第二項第一号」とする。
 - 4 適用対象会計年度において、損失対象会計年度に係る年度別損失充当額(第二項第二号に規定する年度別損失充当額をいう。以下この項において同じ。)の合計額が当該適用対象会計年度に係る国内利益超過額(第二項第一号に規定する国内利益超過額をいう。以下この項において同じ。)

を越える場合における年度別損失充当額は、第二項第二号の規定にかかわらず、損失対象会計年度に係る年度別損失充当額を、最も古い損失対象会計年度のものから順次に、当該適用対象会計年度に係る国内利益超過額を限度として当該国内利益超過額に充てるものとした場合に当該国内利益超過額に充てられることとなる金額とする。

5 法第八十二条の三第三項(国際最低課税額)の規定は、第一項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうち我が国を所在地国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは「法人税法施行令第百五十五条の六十五第一項から第四項まで(不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例)」と読み替えるものとする。

(構成会社等に係る過去帰属割合)
 第百五十五条の六十六 法第八十二条の十九第二項第一号口(国内最低課税額)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、過去対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該過去対象会計年度に係る第二号に掲げる金額のうち占める割合とする。

- 一 法第八十二条の十九第一項第一号に掲げる内国法人(当該過去対象会計年度において同号の特定多国籍企業グループ等に属する同号に規定する構成会社等であったものに限る。)の再計算国内調整後対象租税額(当該過去対象会計年度において再計算グループ繰越控除額がある場合には、当該再計算グループ繰越控除額に係る再計算繰越控除額を減算した金額。次号において同じ。)が再計算個別基準税額(第百五十五条の四十二第二項第一号イ(構成会社等に係る再計算国内国際最低課税額)に規定する再計算個別計算所得等の金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。次号において同じ。)を下回る場合のその下回る部分の金額(当該過去対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額(法第八十二条の十九第二項第一号イに規定する当期グループ国内最低課税額をいう。次号において同じ。)に係る法第八十二条の十九第二項第一号イに掲げる金額又は当該過去対象会計年度に係るグループ調整済額(第百五十五条の六十四第一項(構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額)に規定するグループ調整済額をいう。次号において同じ。)に係る法第八十二条の十九第二項第一号口、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額がある場合には、これらの金額の合計額を控除した残額)
- 二 当該過去対象会計年度において前号の特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等(当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であったものに限る。)の再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額(当該過去対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額に係る法第八十二条の十九第二項第一号イに掲げる金額又は当該過去対象会計年度に係るグループ調整済額に係る同項第一号口、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額がある場合には、これらの金額の合計額を控除した残額)の合計額

- 2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 再計算グループ繰越控除額 第百五十五条の六十四第二項第三号に規定する財務省令で定める金額であつて同号の規定により控除された金額をいう。
 - 二 再計算繰越控除額 第百五十五条の六十四第二項第三号の過去対象会計年度に係る再計算グループ繰越控除額のうち当該過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等(当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であったものに限る。)に帰せられる金額として財務省令で定める金額をいう。

(構成会社等に係る未分配所得国内最低課税額)
 第百五十五条の六十七 法第八十二条の十九第二項第一号ハ(国内最低課税額)に規定する政令で定める金額は、同条第一項第一号に掲げる内国法人(同号の特定多国籍企業グループ等に属する同号に規定する構成会社等(第百五十五条の三十一第一項(各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)に規定する対象各種投資会社等に限る。)であるものに限る。)の各対象会計年度に係る第百五十五条の四十二第二項第一項(構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額)に規定する各対象株主等に係る同項に規定する株主等別未分配額の合計額とする。

(国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における構成会社等に帰せられる割合)
第五十五条の六十八 法第八十二条の十九第二項第三号ハ(国内最低課税額)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、各対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該対象会計年度に係る第二号に掲げる金額のうちを占める割合とする。

一 法第八十二条の十九第一号に掲げる内国法人(同号の特定多国籍企業グループ等に属する同号に規定する構成会社等であるものに限る。)の国内調整後対象租税額が個別基準租税額を下回る場合のその下回る部分の金額
二 前号の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)の国内調整後対象租税額が個別基準租税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額
(構成会社等の再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度)

第五十五条の六十九 法第八十二条の十九第三項(国内最低課税額)に規定する政令で定める過去対象会計年度は、同条第二項第一号ロ、第二号イ又は第三号イに掲げる金額をこれらの規定に定めるところにより過去対象会計年度ごとに計算する場合における当該過去対象会計年度とする。

(共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額)
第五十五条の七十 第五十五条の六十一第一項(構成会社等に係る国内調整後対象租税額)の規定は、法第八十二条の十九第五項第一号イ(国内最低課税額)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第五十五条の六十一第一項中「構成会社等」とあるのは、「共同支配会社等」と読み替えるものとする。

2 第五十五条の六十一第二項の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の各対象会計年度に係る国内調整後対象租税額(法第八十二条の十九第五項第一号イに規定する国内調整後対象租税額をいう。次条及び第五十五条の七十六(国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における共同支配会社等に帰せられる割合)において同じ。)の計算について準用する。この場合において、第五十五条の六十一第二項中「属する全ての構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と、「当該全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等」と、「第五十五条の六十四第一項第一号」とあるのは「第五十五条の七十三第一項(共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額)において準用する第五十五条の六十四第一項第一号」と読み替えるものとする。

3 法第八十二条の三第五項(国際最低課税額)の規定は、前項において準用する第五十五条の六十一第二項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のうちその所在地国を我が国とする法第八十二条の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第五十五条の七十第二項(共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額)において準用する同令第五十五条の六十一第二項(構成会社等に係る国内調整後対象租税額)」と読み替えるものとする。
(当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合)
第五十五条の七十一 法第八十二条の十九第五項第一号イ(国内最低課税額)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、各対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該対象会計年度に係る第二号に掲げる金額のうちを占める割合とする。

一 法第八十二条の十九第一項第二号に掲げる内国法人(同号の特定多国籍企業グループ等に係る同号に規定する共同支配会社等であるものに限る。)の国内調整後対象租税額(当該対象会計年度においてグループ繰越控除額がある場合には、当該グループ繰越控除額に係る繰越控除額を減算した金額。次号において同じ。)が個別基準租税額を下回る場合のその下回る部分の金額

二 前号の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)の国内調整後対象租税額が個別基準租税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 グループ繰越控除額 法第八十二条の十九第五項第一号イ(3)に規定する政令で定める金額であつて同号イ(3)の規定により控除された金額をいう。
二 繰越控除額 特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)の法第八十二条の十九第五項第一号イ(3)の対象会計年度に係るグループ繰越控除額に当該対象会計年度に係るイに掲げる金額が当該対象会計年度に係るロに掲げる金額のうちを占める割合又はこれに準ずる割合として財務省令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。

イ 当該共同支配会社等の繰越対象帰属額
ロ 当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)の繰越対象帰属額の合計額

三 繰越対象帰属額 特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)の次に掲げる過去対象会計年度の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額(過去対象会計年度においてグループ繰越控除額がある場合には、当該グループ繰越控除額に係る当該共同支配会社等の繰越控除額を控除した残額)をいう。
イ 次条第一号に掲げる過去対象会計年度 同号に定める金額に当該過去対象会計年度に係る(1)に掲げる金額が当該過去対象会計年度に係る(2)に掲げる金額のうちを占める割合を乗じて計算した金額

(1) 当該共同支配会社等(当該過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。)であつたものに限る。)の国内調整後対象租税額が個別基準租税額を下回る場合のその下回る部分の金額
(2) (1)に規定する共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。)の国内調整後対象租税額が個別基準租税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額

ロ 次条第二号に掲げる過去対象会計年度 法第八十二条の十九第五項において準用する同条第十三項の規定を適用しないで計算した場合の当該共同支配会社等の当該過去対象会計年度に係る同条第五項第三号ハに掲げる金額
(繰越控除の対象となる共同支配会社等の過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額)

第五十五条の七十二 法第八十二条の十九第五項第一号イ(3)(国内最低課税額)に規定する政令で定める金額は、同号イ(3)の過去対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額(同項第一号イ(3)の規定により同号イ(3)の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において国内グループ調整後対象租税額(同号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額をいう。第一号において同じ。)から控除されたものを除く。)とする。
一 国内グループ純所得の金額(法第八十二条の十九第五項第一号に規定する国内グループ純所得の金額をいう。次号において同じ。)がある過去対象会計年度 当該過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る部分の金額

二 国内グループ純所得の金額がない過去対象会計年度(当該過去対象会計年度に係る法第八十二条の十九第五項第三号ハに規定する控除した残額の計算につき同条第十五項において準用する同条第十三項の規定を受けた場合における当該過去対象会計年度に限る。) 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該過去対象会計年度に係る同号ハに規定する控除した残額

共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額

共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額
(共同支配会社の七十三 第百五十五條の六十四(構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額)
の規定は、法第八十二條の十九第五項第一号口(国内最低課税額)に規定する政令で定める金額
について準用する。この場合において、第百五十五條の六十四第二項中「係る第三号」とあるの
は「係る共同支配会社等(その所在地が我が国であるものに限る。及び当該共同支配会社等に
係る他の共同支配会社等(その所在地が我が国であるものに限る。に係る第三号)」と、「当該特
定多国籍企業グループ等」とあるのは「当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等」と、
同項第一号イ及びロ中「我が国を所在地とする全ての構成会社等」とあるのは「当該共同支配
会社等及び当該他の共同支配会社等」と、「過去対象会計年度に係る」とあるのは「過去対象会
計年度に係る第百五十五條の四十八第一項(共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額)に
おいて準用する」と、同項第二号中「第八十二條の十九第二項第一号イ(2)」とあるのは「第八
十二條の十九第五項第一号イ(2)」と、同項第三号イ中「我が国を所在地とする全ての構成会社等
」とあるのは「当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

2 第百五十五條の六十五第一項から第四項まで(不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課
税額の特例)の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る法第八十二條の
十九第五項第一号口に規定する再計算グループ国内最低課税額の計算について準用する。この場
合において、第百五十五條の六十五第一項中「他の構成会社等に」とあるのは「当該共同支配会
社等に係る他の共同支配会社等に」と、「第八十二條の十九第二項第一号口」とあるのは「第八
十二條の十九第五項第一号口」と、「他の構成会社等」とあるのは「他の共同支配会社等」と、「前
条第二項第一号」とあるのは「第百五十五條の七十三第一項(共同支配会社等に係る再計算グルー
プ国内最低課税額)において準用する前条第二項第一号」と、「次条第一項」とあるのは「第百五
十五條の七十三第二項(共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額)において準用す
る次条第一項」と、「次条第二項第二号」とあるのは「第百五十五條の七十三第二項において準用
する次条第二項第二号」と、「次条第二項第三号」とあるのは「第百五十五條の七十三第二項にお
いて準用する次条第二項第三号」と、「第八十二條の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二
條の十九第五項第一号イ」と、同条第二項第一号中「第百五十五條の四十一第二項第一号」とあ
るのは「第百五十五條の四十八第二項(共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額)にお
いて準用する第百五十五條の四十一第二項第一号」と、同項第二号中「前条第二項第一号」とあ
るのは「第百五十五條の七十三第一項において準用する前条第二項第一号」と、同条第三項中「第
百五十五條の二十四第一項」とあるのは「第百五十五條の二十四第七項」と、「の特例」とあるの
は「の特例)において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 法第八十二條の三第五項(国際最低課税額)の規定は、前項において準用する第百五十五條の
六十五第一項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のうちその所在地を我が国
とする法第八十二條の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。こ
の場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五
條の七十三第二項(共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額)において準用する同
令第百五十五條の六十五第一項から第四項まで(不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課
税額の特例)」と読み替えるものとする。

共同支配会社等に係る過去帰属割合

第百五十五條の七十四 法第八十二條の十九第五項第一号口(国内最低課税額)に規定する政令で
定めるところにより計算した割合は、過去対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該過去対
象会計年度に係る第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一 法第八十二條の十九第一項第一号に掲げる内国法人(当該過去対象会計年度において同号の
特定多国籍企業グループ等に係る同号に規定する共同支配会社等であつたものに限る。)の再計
算国内調整後対象租税額(前条第一項において準用する第百五十五條の六十四第二項第三号イ
(構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額)に規定する再計算国内調整後対象租税額

をいい、当該過去対象会計年度において再計算グループ繰越控除額がある場合には当該再計算
グループ繰越控除額に係る再計算繰越控除帰属額を減算した金額とする。次号において同じ。)
が再計算個別基準租税額(第百五十五條の四十八第一項(共同支配会社等に係る再計算国別国際
最低課税額)において準用する第百五十五條の四十八第二項第一号イ(構成会社等に係る再計算
国別国際最低課税額)に規定する再計算個別計算所得等の金額に基準税率を乗じて計算した金
額をいう。次号において同じ。)を下回る場合のその下回る部分の金額(当該過去対象会計年度
に係る当期グループ国内最低課税額(法第八十二條の十九第五項第一号イに規定する当期グ
ループ国内最低課税額をいう。次号において同じ。)に係る法第八十二條の十九第五項第一号イ
に掲げる金額又は当該過去対象会計年度に係るグループ調整済額(前条第一項において準用す
る第百五十五條の六十四第一項に規定するグループ調整済額をいう。次号において同じ。)に係
る法第八十二條の十九第五項第一号口、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額がある場合に
は、これらの金額の合計額を控除した残額)

二 前号の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等(当該過去対象会計年度におい
てその所在地が我が国であつたものに限る。)の再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基
準租税額を下回る場合のその下回る部分の金額(当該過去対象会計年度に係る当期グループ国内
最低課税額に係る法第八十二條の十九第五項第一号イに掲げる金額又は当該過去対象会計年度
に係るグループ調整済額に係る同項第一号口、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額がある
場合には、これらの金額の合計額を控除した残額)の合計額

2 一 再計算グループ繰越控除額 前条第一項において準用する第百五十五條の六十四第二項第三
号に規定する財務省令で定める金額であつて同号の規定により控除された金額をいう。
二 再計算繰越控除帰属額 前条第一項において準用する第百五十五條の六十四第二項第三号の
過去対象会計年度に係る再計算グループ繰越控除額のうち当該過去対象会計年度において特定
多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(当該過去対象会計年度においてその所在地が
我が国であつたものに限る。)であつたものに帰せられる金額として財務省令で定める金額をい
う。

(共同支配会社等に係る未分配所得国内最低課税額)
第百五十五條の七十五 第百五十五條の六十七(構成会社等に係る未分配所得国内最低課税額)の
規定は、法第八十二條の十九第五項第一号ハ(国内最低課税額)に規定する政令で定める金額に
ついて準用する。この場合において、第百五十五條の六十七中「同条第一項第一号」とあるのは
「同条第一項第二号」と、「属する」とあるのは「係る」と、「構成会社等(第百五十五條の三十一
第一項)とあるのは「共同支配会社等(第百五十五條の三十一第六項)と、「特例」とあるのは「特
例)において準用する同条第一項」と「第百五十五條の四十二第一項」とあるのは「第百五十五
條の四十九(共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額)において準用する第百五十五
條の四十二第一項」と読み替えるものとする。

(国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における共同支配会社等に帰せられる
割合)
第百五十五條の七十六 法第八十二條の十九第五項第三号ハ(国内最低課税額)に規定する政令で
定めるところにより計算した割合は、各対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該対象会
計年度に係る第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一 法第八十二條の十九第一項第二号に掲げる内国法人(同号の特定多国籍企業グループ等に係
る同号に規定する共同支配会社等であるものに限る。)の国内調整後対象租税額が個別基準租税
額を下回る場合のその下回る部分の金額

二 前号の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等(その所在地が我が国である
ものに限る。)の国内調整後対象租税額が個別基準租税額を下回る場合のその下回る部分の金額の
合計額

び他の共同支配会社等」と、同条第九項中「第百五十五条の四十第一項（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」において準用する第百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」と読み替えるものとする。

（財務省令への委任）

第百五十五条の八十一 第百五十五条の六十一から前条までに定めるもののほか、第百五十五条の三十五第一項第二号（調整後対象租税額の計算）に規定する税効果会計の適用により資産とみなされて計上される金額がある場合における法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)(i)（国内最低課税額）に規定する国内グループ調整後対象租税額の計算の特例その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二款 申告

第百五十六条 法第八十二条の二十三第二項（電子情報処理組織による申告）に規定する政令で定める法令は、地方法人税法その他の法人税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む）及び国税通則法を除く。）とする。

第百八十四条第一項第十三号イ中「いう。」の下に「次号ロ及び」を加え、同号ロ中「第十九号において「国内事業終了年度」という。」を削り、同項第十九号を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 法第五十三条（貸借取引に係る費用） 次に定めるところによる。

イ 法第五十三条第一項に規定する貸借取引は、外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該貸借取引に限るものとする。

ロ 法第五十三条第一項の規定により損金の額に算入されることとなる金額には、同項に規定する債務の確定した部分の金額のほか、同項に規定する支払うこととされている金額のうち恒久的施設と本店等との間の内部取引に係るものであつて債務の確定しないものを含むものとする。

第百八十四条第四項中「第一項第十八号」を「第一項第十九号」に改め、同条第五項の表第百二十五条第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）の項を削る。

第百九十六条中「第九条の七第六項」を「第九条の七第四項」に、「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第五項」に、「同令第四十八条の十三第七項」を「同項の一」に改める。

第二百二条第一項第二号中「第百二十八条第一項（適格合併等が行われた場合における延払基準の適用）及び「の範囲」を削り、「賃借料」を「費用」に改める。

第二百二十二条の見出しを「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）」に改め、同条第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に、「次項」を「次項、第四項及び第五項」に、「含む」を「含む、第四項において同じ。」に改め、「再計算国別国際最低課税額」の下に「において準用する第百五十五条の四十一第一項」を、「無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額」の下に「において準用する第百五十五条の四十四第四項」を加え、同条第三項第一号中「次号」を「次号及び」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「に属する構成会社等（法第八十二条第十三号に規定する構成会社等）をいう。」を「に属する構成会社等（法第八十二条の三第一項）を「のグループ国際最低課税額等報告対象法人（同条第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告対象法人をいう。第七項において同じ。）が同条第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告対象法人をいう。第七項において同じ。）が同条第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等及びグループ国内最低課税額報告事項等（法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等）をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。」に、「これ」を「これら」に、「の特定多国籍企業

グループ等報告事項等」を「のグループ国際最低課税額等報告事項等及びグループ国内最低課税額報告事項等」に、「をい、法第五十条の三第三項」を「同項第二号において「当局間合意」という。）であつて、同条第三項」に、「に属する」を「をいう」に改め、同条第四項中「特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が法第五十条の三第六項」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人又はグループ国内最低課税額報告対象法人（法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいう。以下この項において同じ。）が同条第九項」に、「当該」を「当該グループ国際最低課税額等報告対象法人又はグループ国内最低課税額報告対象法人の」に、「前項」を「第三項及び前項」に、「同項各号」を「第三項各号及び前項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 法第五十条の三第四項第二号に規定する政令で定める規定は、第百五十五条の十七第一項、第百五十五条の二十第一項、第百五十五条の二十三第一項、第百五十五条の二十四第一項、第百五十五条の二十四の二第二項、第百五十五条の二十六第一項、第百五十五条の二十七第一項、第百五十五条の二十八第一項、第百五十五条の二十九第一項、第百五十五条の三十一第一項、第百五十五条の六十一第二項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額（法第百四十五条の六第二項（国内最低課税額）の規定により準じて計算する場合を含む）、第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む）、第百五十五条の七十一第二項（共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額））において準用する第百五十五条の六十一第二項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む）、第百五十五条の七十三第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額））において準用する第百五十五条の六十五第一項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む）又は第百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する第百五十五条の七十九第三項（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む）若しくは第百五十五条の七十九第二項において準用する第百五十五条の七十九第五項及び第六項（法第百四十五条の六第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む）の規定その他財務省令で定める規定とする。

5 法第百五十条の三第四項第三号に規定する政令で定める規定は、第百五十五条の十七第一項、第百五十五条の二十第一項、第百五十五条の二十三第一項、第百五十五条の二十四第一項、第百五十五条の二十四の二第二項、第百五十五条の二十六第一項、第百五十五条の二十七第一項又は第百五十五条の三十一第一項の規定その他財務省令で定める規定とする。

6 法第百五十条の三第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第百五十条の三第六項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等の当該各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合
- 二 財務大臣と特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地の権限ある当局との間の適格当局間合意（当局間合意であつて、法第百五十条の三第六項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月を経過する日において現に効力を有するものをいう。）がある場合
- 第二百二十二条を第百二十四条とし、第百二十一一条を第百二十三条とする。
- 第二百十條第一項及び第二項中「第百十條第三項」を「第百二十二條第三項」に改め、第三編第四章中同条を第百二十二条とし、第百九條を第百二十一一条とし、第百八條を第百二十條とし、第二章を同編第五章とする。
- 第二百七條の見出しを削り、同条中「第百四十五條の三」を「第百四十五條の十一」に改め、第三編第三章中同条を第百九條とし、同章を同編第四章とする。

第三編第二章の次に次の一章を加える。

第三章 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税

第二百七条 法第百四十五条の第二項（国際最低課税残余额）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数のうち外国法人の恒久的施設等の従業員等の数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合とする。

一 法第百四十五条の第二項の特定多国籍企業グループ等（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。次項第一号において同じ。）に属する全ての法第八十二条第三号に規定する構成会社等（その所在地（同条第七号に規定する所在地）をいう。次号において同じ。）が我が国であるものに限り、各種投資会社等（同条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。次号において同じ。）を除く。次項第一号において「構成会社等」というのは「従業員等の数（第百四十五条の五十九第一項第一号（国際最低課税残余额）に規定する従業員等の数（第百四十五条の五十九第一項第一号）の合計数」という。

二 法第百四十五条の第二項の外国法人（各種投資会社等を除く。次項第二号において同じ。）の恒久的施設等（法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地（我が国であるもの）に限る。次項第二号において同じ。）の従業員等の数

2 法第百四十五条の第二項に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計額のうち外国法人の恒久的施設等の有形資産の額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合とする。

一 法第百四十五条の第二項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の有形資産の額（第百四十五条の五十九第二項第一号に規定する有形資産の額をいう。次号において同じ。）の合計額

二 法第百四十五条の第二項の外国法人の恒久的施設等の有形資産の額

第二節 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

第二百八条 法第百四十五条の六第一項第一号（国内最低課税額）に掲げる外国法人の同号に規定する構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額につき、同条第二項の規定により前編第二章第四節（各対象会計年度の国内最低課税額）に規定する法人税の規定に準じて計算する場合においては、第百四十五条の六第二項第一号（当期グループ国内最低課税額）に規定する割合は、第百四十五条の六第二項第一号（当期グループ国内最低課税額）に規定する割合と同一とし、第百四十五条の六第一項第一号（国内最低課税額）と「内国法人」とあるのは「外国法人」と、構成会社等とあるのは「恒久的施設等」を有する構成会社等と、同じのとあるのは「」の当該恒久的施設等」と、同条第二項第一号（構成会社等）に係る過去帰属割合 及び第百四十五条の六十八第一号（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における構成会社等に帰せられる割合）中「第八十二条の十九第一項第一号」とあるのは「第百四十五条の六第一項第一号（国内最低課税額）と、内国法人」と、同条第二号中「内国法人」とあるのは「外国法人」と、共同支配会社等とあるのは「恒久的施設等」を有する共同支配会社等と、同じのとあるのは「」の当該恒久的施設等」と、同条第二号中「内国法人」とあるのは「外国法人の恒久的施設等」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第百四十五条の七十四第一項第一号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）中「第八十二条の十九第一項第二号」とあるのは「第百四十五条の六第一項第二号（国内最低課税額）と、内国法人」とあるのは「外国法人」と、共同支配会社等とあるのは「恒久的施設等」を有する共同支配会社等と、同じのとあるのは「」の当該恒久的施設等」と、同条第二号中「内国法人」とあるのは「外国法人の恒久的施設等」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第百四十五条の七十四第一項第一号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）中「第八十二条の十九第一項第二号」とあるのは「第百四十五条の六第一項第二号（国内最低課税額）と、内国法人」とあるのは「外国法人」と、読み替えるものとする。

項第二号（国内最低課税額）と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、「共同支配会社等」とあるのは「恒久的施設等を有する共同支配会社等」と、「」の当該恒久的施設等」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「外国法人の恒久的施設等」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第百四十五条の七十六第一号（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における共同支配会社等に帰せられる割合）中「第八十二条の十九第一項第二号」とあるのは「第百四十五条の六第一項第二号（国内最低課税額）と、内国法人」とあるのは「外国法人」と、「共同支配会社等」とあるのは「恒久的施設等を有する共同支配会社等」と、同じのとあるのは「」の当該恒久的施設等」と、同条第二号中「内国法人」とあるのは「外国法人の恒久的施設等」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、読み替えるものとする。

第二条 法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九條第一項中「第六十三條第六項」とあるのは「」を「法第六十三條第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この号において「令和七年改正法」という。）第二條の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和七年旧法」という。）に、又は第二項本文」とあるのは「法第六十三條第一項本文若しくは第二項本文又は旧効力法第六十三條第一項本文」と、同条第六項」とあるのは「法」を「又は第二項本文の規定の適用を受けたものに」とあるのは「令和七年旧法第六十三條第一項本文若しくは第二項本文、令和七年改正法附則第十七條第二項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和七年改正法第二條の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和七年旧効力法」という。）第六十三條第一項本文若しくは第二項本文（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）又は旧効力法第六十三條第一項本文の規定の適用を受けたものに」と「同条第六項」とあるのは「令和七年旧法」に、「と、旧令」を「と」同条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けたものを」とあるのは「令和七年旧法第六十三條第一項本文若しくは第二項本文、令和七年旧効力法第六十三條第一項本文若しくは第二項本文又は旧効力法第六十三條第一項本文」とあるのは「法第六十三條第一項本文若しくは第二項本文又は旧効力法第六十三條第一項本文」とするを「又は第二項本文」とあるのは「令和七年旧法第六十三條第一項本文若しくは第二項本文、令和七年改正法附則第十七條第二項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和七年改正法第二條の規定による改正前の法人税法第六十三條第一項本文若しくは第二項本文（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）又は旧効力法第六十三條第一項本文」とするに改める。

附則第十三條第十項中「外国法人の新令第百八十四条第一項第十三号口（恒久的施設帰属所得に係る所得金額の計算）に規定する国内事業終了年度」を「恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなった場合におけるその有しないこととなった日の属する事業年度」に改め、同条第十一項中「新令第百八十四条第一項」を「法人税法施行令第百八十四条第一項（恒久的施設帰属所得に係る所得金額の計算）に改める。

附則

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定（同条中法人税法施行令の目次の改正規定（第百二十三條の十一）を「第百二十八條」に、「第三款 収益及び費用の帰属事業年度の特例」を「第三款 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（第百二十九條―第百三十一條）」に改める部分に限る。）、同令第三条の改正規定、同令第四条の三の改正規定、同令第五条第一項の改正規定、同令第八条

一 第一款 収益及び費用の帰属事業年度の特例
第二款 工事の請負（第百二十九條―第百三十一條）
第三款 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（第百二十九條―第百三十一條）に改める部分に限る。）、同令第三条の改正規定、同令第四条の三の改正規定、同令第五条第一項の改正規定、同令第八条

該金額を控除した金額)をいい、第二項に規定する改定リース期間とは、同項本文の規定の適用を受ける経過リース資産の同令第四十八條の第五項第七号に規定するリース期間(当該経過リース資産が同号に規定するリース期間中途において適格合併、適格分割又は適格現物出資以外の事由により移転を受けたものである場合には、当該移転の日以後の期間に限る。)のうち当該適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間をいう。

5 第二項本文の規定の適用を受けている経過リース資産につき法人税法施行令第四十八條第五項第三号に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度(当該評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度)における当該経過リース資産に係る第二項に規定する除して計算した金額は、当該経過リース資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額を当該経過リース資産の同項に規定する改定リース期間のうち当該評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間(当該評価換え等が行われた事業年度第四号に規定する期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日(当該事業年度が当該経過リース資産を事業の用に供した日の属する事業年度である場合には、同日)以後の期間)の月数で除して計算した金額とする。

6 第二項及び前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第二項本文の規定の適用を受けている経過リース資産に係る新令第六十一条第一項の規定の適用については、同項第二号に規定する償却の方法には経過リース期間定額法を含むものとし、同号八に掲げる減価償却資産には当該経過リース資産を含まないものとする。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第八條 新令第七十九條第三号の規定は、法人が施行日以後に交付を受ける同号に掲げる助成金及び補助金について適用する。

(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例等に関する経過措置)

第九條 第一條の規定(附則第一條第一号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の法人税法施行令(以下「令和八年新令」という。)第九十九條の三第二十八項及び第九十九條の四第一項(令和八年新令第九十九條の三第二十八項に係る部分に限る。)の規定は、令和八年四月一日以後に行われる令和八年新令第九十九條の三第二十八項に規定する交付について適用する。

(特定受益証券発行信託の元本の払戻しの場合の受益権の譲渡原価の額等に関する経過措置)

第十條 令和八年新令第九十九條の九の二第二項の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同條第一項に規定する払戻しについて適用する。

(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置)

第十一條 新令第二百二十三條の十第六項の規定は、施行日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。)第二條の規定による改正後の法人税法第六十二條の八第一項に規定する非適格合併等について適用し、施行日前に行われた改正法第二條の規定による改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第六十二條の八第一項に規定する非適格合併等については、なお従前の例による。

(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

第十二條 改正法附則第十七條第二項の規定によりなすその効力を有するものとされる旧法第六十三條(旧法第四百二十二條第二項の規定により準じて計算する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に基づく旧令第二百二十四條から第二百二十八條まで並びに第二百八十四條第一項(第十九号に係る部分に限る。)及び第五項(同項の表第五百二十五條第二項(延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理)の項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第二百二十五條第一項中「場合」とあるのは、「場合(所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号。以下この目において「令和七年改正法」という。)附則第十七條第三項又は第四項(リ

ス譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)の規定の適用を受けた場合を除く。)と、「各事業年度の所得の金額」とあるのは、「各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三條の規定による改正前の法人税法第十五條の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。以下この目において同じ。)の連結所得(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三條の規定による改正前の法人税法第二條第十八号の四(定義)に規定する連結所得をいう。以下この目において同じ。)の金額」と、同條第二項中「場合」とあるのは、「場合(そのリース譲渡に係る収益の額及び費用の額につきその解除又は移転をした事業年度において令和七年改正法附則第十七條第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合を除く。)」と、「各事業年度の所得の金額」とあるのは、「各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額」と、同條第三項並びに旧令第二百二十六條第一項各号及び第二百二十七條第一項各号中「各事業年度の所得の金額」とあるのは、「各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額」と、同條第二項第一号イ中「第三百三十一條の十三第二項第三号口(時価評価資産等の範囲)に掲げるリース譲渡契約」とあるのは、「令和七年改正法第二條の規定による改正前の法人税法第六十三條第一項に規定するリース譲渡に係る契約(口において「リース譲渡契約」という。)のうち第三百三十一條の十三第二項第二号口(時価評価資産等の範囲)に規定する初年度離脱開始子法人の有するもの」と、同号口中「第三百三十一條の十三第三項第三号口に掲げるリース譲渡契約」とあるのは、「リース譲渡契約のうち第三百三十一條の十三第三項第二号口に規定する初年度離脱加入子法人の有するもの」と、旧令第二百二十八條第一項中「を除く」とあるのは「並びに当該リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき当該被合併法人等のその移転及び費用した事業年度において令和七年改正法附則第十七條第三項又は第四項(リース譲渡に係る収益及び費用の額)とあるのは「並びに当該リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき当該被合併法人等のその移転をした事業年度において令和七年改正法附則第十七條第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合を除く」とする。

2 改正法附則第十七條第二項の規定によりなすその効力を有するものとされる旧法第六十三條の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第十四條の七第三項	規定を	規定並びに法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令(令和七年政令第二百二十一号)附則第十二條第一項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)の規定によりなすその効力を有するものとされる同令第一條の規定による改正前の法人税法施行令第六十二条第五條第二項(延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理)及び第二十八條(適格合併等が行われた場合における延払基準の適用)の規定を	及び所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)附則第十七條第二項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)の規定によりなすその効力を有するものとされる旧法第六十二條の規定による改正前の法人税法(以下この項において「旧効力法」という。)第六十三條第一項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定するリース譲渡(以下この条において「リース譲渡」という。)に係る契約のうち、当該リース譲渡に係る収益の額(当該事業年度前の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三條の規定による改正前の法人税法第十五條の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)の連結所得(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三條の規定による改正前の法人税法第二條第十八号の四
法人税法施行令第一百三十一條の十三第一項	とする	とする	とする

かつ、当該均等計上法人がした同条第五項の申告の記載は当該分割承継法人等がしたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。この場合において、当該分割承継法人等の次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該適格分割等の日の属する事業年度 当該適格分割等に係る移転未計上収益額及び移転未計上費用額をそれぞれ第五項第二号に掲げる月数で除し、これらに同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を改正法附則第十七条第四項第一号に掲げる金額とし、当該移転未計上収益額及び移転未計上費用額を同項第二号に掲げる金額とし、同号口に掲げる金額はないものとする。

二 当該適格分割等の日の属する事業年度後の各事業年度 当該適格分割等に係る移転未計上収益額及び移転未計上費用額をそれぞれ第五項第二号に掲げる月数で除し、これらに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を改正法附則第十七条第四項第一号に掲げる金額とし、当該移転未計上収益額及び移転未計上費用額を同項第二号に掲げる金額とし、当該移転未計上収益額及び移転未計上費用額のうち、当該分割承継法人等において当該事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額を同号口に掲げる金額とする。

八 第五項及び前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

九 改正法附則第十七条第四項の規定は、恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなつた場合におけるその有しないこととなつた日の属する事業年度(当該外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資(適格分割又は適格現物出資にあつては、当該外国法人が第五項の規定の適用を受ける場合における当該適格分割又は適格現物出資に限る。))により恒久的施設を有しないこととなつた場合におけるその有しないこととなつた日の属する事業年度を除く。次項において「国内事業終了年度」という。においては、適用しない。

十 改正法附則第十七条第四項の規定の適用を受けた外国法人のその適用を受けた事業年度後の事業年度が国内事業終了年度に該当する場合においては、その適用に係る未計上収益額及び未計上費用額(当該国内事業終了年度前の各事業年度の法令第八十八條第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額を除く)は、当該国内事業終了年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

十一 法人が旧令第二百二十八条第一項に規定する適格合併等により旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき旧法第六十三條第一項本文若しくは第二項本文の規定又は改正法附則第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三條第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受けている法人から当該旧リース譲渡に係る契約の移転を受けた場合(当該旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき当該適用を受けている法人の当該移転をした事業年度において改正法附則第十七条第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合を除く)における改正法附則第十七条第三項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該移転を受けた法人が改正法附則第十七条第二項に規定する法人でない場合には、当該移転を受けた法人の当該移転を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度においては、当該移転を受けた法人を同条第三項に規定する法人と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなす。

二 前号に規定する場合以外の場合において、当該移転を受けた法人の当該移転を受けた日の属する事業年度が令和九年三月三十一日後最初に開始する事業年度であるときは、当該移転を受けた日の属する事業年度を同月三十一日後最初に開始する事業年度とみなす。

第十三条 新令第三百三十一條の二第三項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第十四条 新令第三百三十一條の五第四項及び第九項の規定は、内国法人の附則第一条第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する経過措置)

第十五条 第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く)による改正後の法人税法施行令第五十五条の十六第三項、第四項、第十三項及び第十四項、第五十五條の三十第一項、第五十五條の三十五第三項、第五十五條の三十六第一項第三号イ及び第九号イ並びに第五十五條の五十三第一項及び第二項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

(除外国法人等に関する特例に関する経過措置)

第十六条 令和八年新令第五百五十五條の三十五の二第一項に規定する前対象会計年度が令和八年四月一日前に開始する対象会計年度である場合における同項の規定の適用については、同項中「対象法人(法第五百五十條の三第一項(特定多国籍企業グループ等)に係る報告事項等の提供)に規定するグループ国際最低課税額等報告対象法人及び同条第四項に規定するグループ国内最低課税額報告対象法人をいう。以下この条において同じ。」とあるのは、「特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人」とする。

二 令和八年新令第五百五十五條の三十五の二第二項及び第三項の直前の四対象会計年度のうち令和八年四月一日前に開始する対象会計年度がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対象会計年度」とあるのは、「対象会計年度(当該対象会計年度が令和八年四月一日前に開始する対象会計年度である場合には、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人がない対象会計年度)が」とする。

(国内最低課税額の計算に関する経過措置)

第十七条 改正法附則第十八条第一項に規定する政令で定める構成会社等は、次に掲げるものとする。

一 各種投資会社等(改正法第二条の規定(改正法附則第一条第三号口に掲げる改正規定に限る)による改正後の法人税法(以下「令和八年新法」という)第八十二條第十六号に規定する各種投資会社等をいう。以下この条において同じ)である構成会社等(令和八年新法第八十二條第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条において同じ)に対する所有持分(令和八年新法第八十二條第八号に規定する所有持分をいう。以下この条において同じ)を有する他の構成会社等のうち我が国をその所在地(令和八年新法第八十二條第七号に規定する所在地をいう。以下この条において同じ)としないものがある場合における当該各種投資会社等である構成会社等(次号又は第三号に該当するものを除く)。

二 令和八年新令第五百五十五條の十七第一項(第一号に係る部分に限る)の規定の適用を受ける各種投資会社等である構成会社等

三 令和八年新令第五百五十五條の三十一第一項(第二号に係る部分に限る)の規定の適用を受ける各種投資会社等である構成会社等

二 改正法附則第十八条第一項第一号口に規定する政令で定める金額は、構成会社等の令和八年新令第五百五十五條の十八第二項第二号に掲げる金額の合計額から同条第三項第三号に掲げる金額の合計額を控除した残額(その残額が五千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額を超えるものに限る)とする。

三 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等(令和八年新法第八十二條第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ)に属する構成会社等の当該対象会計年度に係る次に掲げる金額に各種投資会社等の金額が含まれている場合における改正法附則第十八条第一項の規定の適用については、当該対象会計年度に係る次に掲げる金額から当該各種投資会社等の金額を控除する。

一 改正法附則第十八条第一項第一号イに規定する収入金額
二 改正法附則第十八条第一項第一号ロに規定する調整後税引前当期利益の額
三 改正法附則第十八条第一項第二号イに掲げる金額

地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十二号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第十二条第二項、第十二条の二第一項及び第二項、第二十四条の二第二項並びに第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令(平成二十六年政令百三十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「まで」の下に「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項を加える。」

第四条第一項中「基準法人税額」の下に「(当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項若しくは第七項の規定により控除された金額又は同法第四十二条の十四第一項若しくは第四項(同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。)の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該控除された金額を控除した金額に当該加算された金額を加算した金額)を加え、同条第三項中「まで」の下に「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項」を加える。

第十三条の二第二項中「第二十四条の五第三項」の下に「及び第二十四条の十二第二項」を加える。
附則第二項第五項を次のように改める。
5 第二項第一号に掲げる規定の適用がある場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「(以下)」とあるのは「又は附則第二項第一号に掲げる規定(以下)」と、同条第二項中「又は第五節の二の規定」とあるのは「若しくは第五節の二の規定又は附則第二項第二号に掲げる規定」と、同条第五項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「(以下)」とあるのは「又は附則第二項第一号に掲げる規定(以下)」とする。
附則第二項第六項を削る。

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の二第二項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

相統税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十三号

相統税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)第四十一条第一項(同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十八条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

相統税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)の一部を次のように改正する。
第十七条中「及び次の各号」を「並びに第一号及び第二号」に、「残額」とを「額に第三号に掲げる額を合算した額(当該合算した額が零を下回る場合には零とし、当該合算した額が同項第一号に掲げる額を超える場合には同号に掲げる額とする。)」に改め、同条第一号中「以後」を「の翌日から延

納期間の終了する日までの間」に改め、同条第二号中「以後」を「の翌日から延納期間の終了する日までの間」に改め、「おいて」の下に「納税義務者等(を「含む」)の下に「をいう。次号において同じ。」を加え、「並びに」を「及び」に、「掲げる」を「規定する生活のために通常必要とされる費用の三分分に相当する金額及び同号に規定する事業の継続のために当面必要な運転資金の」に改め、同条に次の一号を加える。

三 延納期間の終了した日以後において、納税義務者等の生活のために通常必要とされる費用の三分分に相当する金額(納税義務者が負担すべきものに限る。)と納税義務者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額とを合計した額

第二十五条の七第一項中「金額」との下に「同項第一号に掲げる額」とあり、及び「同号に掲げる額」とあるのは「当該特定物納対象税額」とを加える。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の相統税法施行令(以下「新令」という。)第十七条(相統税法施行令第二十五条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合及び新令第二十五条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この政令の施行の日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

登録免許税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十四号

登録免許税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

登録免許税法施行令(昭和四十二年政令百四十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六条中「別表第三の一の三の項及び一の四の項」を「別表第三の一の四の項及び一の五の項」に改める。

附則

この政令は、医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十五号

消費税法施行令の一部を改正する政令

所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)の施行に伴い、並びに同法附則第二十条第八項並びに消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第八号、第八条第一項から第四項まで、第七項、第十項及び第十二項、第五十九条の二第一項並びに別表第二第七号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第五号中「不特定かつ多数の者によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信」を「放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)第二条第一号(定義)に規定する放送又は同条第三十一号に規定する配信」に改める。

第十四条の三第一号中「第七条第一項(児童福祉施設)」を「第六条の三第二十三項(定義)に規定する乳児等通園支援事業として行われる資産の譲渡等(法別表第二第七号ロに掲げるものを除く。）」並びに児童福祉法第七号第一項(定義)に「法別表第二第七号ロ」を「同号ロ」に改める。
第十八条から第十八条の四までを次のように改める。

第十八条

法第八号第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 日本国籍を有する者であつて、国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき財務省令で定める書類(当該書類に係る電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ。)を含む。次項第二号において同じ。)により確認がされた者
二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族

2 法第八号第一項に規定する政令で定める方法は、免税購入対象者(同項に規定する免税購入対象者をいう。以下第十八条の三までにおいて同じ。)が、輸出物品販売場(法第八号第七項に規定する輸出物品販売場(同条第九項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。)をいう。以下第十八条の四まで及び第十八条の五第二項第一号ロにおいて同じ。)において免税対象物品(法第八号第一項に規定する免税対象物品をいう。以下第十八条の三までにおいて同じ。)の引渡しを受ける日において、第一号に掲げる要件(前項第一号に掲げる者にあつては、第一号及び第二号に掲げる要件)を満たす方法とする。

一 その所持する旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十四条の二又は第十六条から第十八条まで(上陸の許可)に規定する上陸の許可を受けて在留する者にあつては、旅券及び同法第十四条の二第四項、第十六条第四項、第十七条第三項又は第十八条第四項に規定する船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書又は遭難による上陸許可書。以下この号において「旅券等」という。)又はデジタル庁が整備及び管理をする情報システムにより

り当該旅券等に係る情報が表示された当該免税購入対象者の使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面を当該輸出物品販売場を経営する事業者に提示し、かつ、当該旅券等に係る情報を当該事業者に提供すること。
二 前項第一号に規定する財務省令で定める書類を当該輸出物品販売場を経営する事業者に提示し、かつ、当該書類に記載された情報を当該事業者に提供すること。

3 輸出物品販売場を経営する事業者は、当該輸出物品販売場において前項に規定する方法により免税対象物品を購入する免税購入対象者に対し、法第八号第一項の税関長の確認を受けた場合には当該免税対象物品を遅滞なく輸出しなければならない旨その他の財務省令で定める事項を説明しなければならない。

4 法第八号第一項に規定する政令で定める金額は、五千円とする。
5 免税購入対象者(輸出物品販売場において第二項に規定する方法により購入した後に免税購入対象者に該当しないこととなつた者を含む。以下この項において同じ。)は、本邦から出国する際、その出港地を所轄する税関長に対して当該免税購入対象者の所持する旅券を提示し、又は当該旅券に係る情報を提供して法第八号第一項の税関長の確認を受けるものとする。

6 法第八号第二項に規定する政令で定める電磁的記録は、免税対象物品を購入する免税購入対象者から提供を受けた第二項各号に規定する情報並びに当該免税対象物品に係る購入の年月日、品名及び価額その他の購入の事実に関する情報として財務省令で定める事項を記録した電磁的記録とする。

7 法第八号第二項前段の規定により輸出物品販売場を経営する事業者が行う購入記録情報(同項に規定する購入記録情報をいう。以下第十八条の五までにおいて同じ。)の提供は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と当該事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法により行うものとする。この場合において、当該購入記録情報は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

8 輸出物品販売場を経営する事業者は、法第八号第二項前段の規定により購入記録情報を提供する場合には、国税庁長官の定める方法により、当該事業者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

9 法第八号第二項後段の規定により国税庁長官が行う購入記録情報の提供、同条第三項前段の規定により税関長が行う税関確認情報(同項に規定する税関確認情報をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。)の提供及び同項後段の規定により国税庁長官が行う税関確認情報の提供は、第七項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

10 法第八号第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場を経営する事業者は、同条第二項前段の規定により提供した購入記録情報及び同条第三項後段の規定により提供された税関確認情報を整理し、同条第一項の譲渡を行った日の属する課税期間の末日から二月(清算中の法人については残余財産が確定した場合を除き、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地に保存(財務省令で定める方法による保存に限る。)をしなければならない。

11 第二項各号の規定により提供する同項各号に規定する情報に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。
(輸出物品販売場の許可に関する手続等)

第十八条の二 法第八号第七項の許可を受けようとする販売場を経営する事業者は、その販売場の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に当該販売場で行う同条第一項の規定の適用を受けるための事務の概要を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ、当該各号に定める場合において、当該各号に掲げる許可をし、当該場合に該当しないときはその申請を却下する。

一 一般型輸出物品販売場（次号に規定する自動販売機型輸出物品販売場以外の輸出物品販売場をいう。次条及び第十八条の五第二項第一号において同じ。）の許可 次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 法第八条第七項各号に掲げる要件の全てを満たす事業者が経営する販売場であること。

ロ 免税販売手続（輸出物品販売場を経営する事業者が行う法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続のうち、購入記録情報の提供等（同条第二項前段の規定による購入記録情報の提供及び同条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をいう。以下第十八条の五までにおいて同じ。）並びに法第八条第四項の規定による購入記録情報及び税関確認情報の保存を除いたものをいう。以下第十八条の五までにおいて同じ。）を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。

ハ 購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。

ニ 自動販売機型輸出物品販売場（当該販売場において免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続及び法第八条第二項前段の規定による購入記録情報の提供が、当該販売場に設置する自動販売機によつてのみ行われる輸出物品販売場をいう。第十八条の五第二項第二号において同じ。）の許可 次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 前号イに掲げる要件を満たすこと。

ロ 免税販売手続及び購入記録情報の提供を行うことができる機能を有する自動販売機の基準として財務大臣が定める基準を満たす一の自動販売機（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）のみを設置する販売場であること。

3 税務署長は、法第八条第八項の処分又は前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

4 法第八条第七項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る輸出物品販売場において同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第七項の許可は、同日限りその効力を失う。（承認免税手続事業者）

第十八条の三 一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、当該一般型輸出物品販売場の免税販売手続に係る事務を、次項の規定による承認を受けた事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条第四項第三号において「承認免税手続事業者」という。）の当該承認に係る免税手続力カウンター（承認免税手続事業者が他の事業者の免税販売手続を行うための施設設備をいう。以下この条において同じ。）において、当該承認免税手続事業者に委託して行わせることができる。この場合において、当該一般型輸出物品販売場を経営する事業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該免税手続力カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品が当該一般型輸出物品販売場において譲渡した免税対象物品と同一であることを確認できるようにするための措置

二 当該免税手続力カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、まだ免税販売手続が行われていないことを確認できるようにするための措置

三 その他当該免税手続力カウンターにおいて行う免税販売手続に必要な情報の提供

2 前項の規定により委託を受けて一般型輸出物品販売場の免税販売手続に係る事務を行おうとする事業者は、その設置する免税手続力カウンターごとに、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けようとする事業者は、設置しようとする免税手続力カウンターの所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に当該免税手続力カウンターで行う免税販売手続に係る事務の概要を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次に掲げる要件の全てを満たすときはその申請を承認し、当該要件のいずれかを満たさないときはその申請を却下する。

一 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二 当該免税手続力カウンターにおいて免税販売手続を適正に実施するための必要な体制を整備していること。

三 当該事業者が、法第八条第八項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は次項若しくは次条第五項の規定により承認免税手続事業者若しくは同条第一項に規定する承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他免税手続力カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

5 税務署長は、承認免税手続事業者が消費税に關する法令の規定に違反した場合又は第二項の承認に係る免税手続力カウンターにおける免税販売手続の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認免税手続事業者に係る同項の承認を取り消すことができる。

6 税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

7 承認免税手続事業者は、第二項の承認に係る免税手続力カウンターを廃止しようとするときは、その廃止しようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同項の承認は、同日限りその効力を失う。

8 一の免税手続力カウンターにおいて、複数の一般型輸出物品販売場において同一の日に同一の免税購入対象者に対して譲渡された免税対象物品につきその法第二十八条第一項に規定する対価の額（以下この項において「合算対象額」という。）を合計して免税販売手続を行う場合であつて、その合計した額が五千円以上であるときは、当該一般型輸出物品販売場のそれぞれにおける法第八条第一項に規定する政令で定める金額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、当該一般型輸出物品販売場のそれぞれに係る合算対象額とする。

9 承認免税手続事業者は、第一項の規定により委託を受けて免税販売手続に係る事務を行つた場合には、当該免税販売手続に係る一般型輸出物品販売場を経営する事業者に対し、当該一般型輸出物品販売場を経営する事業者が法第八条第二項前段の規定による購入記録情報の提供を行うために必要な情報を提供しなければならない。

10 承認免税手続事業者は、財務省令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けて免税販売手続に係る事務を行つた一般型輸出物品販売場の別に、当該免税販売手続に係る事務に關し記録を作成し、その作成した記録を保存しなければならない。（承認送受信事業者）

第十八条の四 輸出物品販売場を経営する事業者は、当該輸出物品販売場の購入記録情報の提供等に係る事務を、次項の規定による承認を受けた事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条において「承認送受信事業者」という。）に委託して行わせることができる。この場合において、当該輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報の提供等を行うために必要な情報を当該承認送受信事業者に提供しなければならない。

2 前項の規定により委託を受けて輸出物品販売場の購入記録情報の提供等に係る事務を行おうとする事業者は、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けようとする事業者は、購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に当該購入記録情報の提供等に係る事務の概要を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次に掲げる要件の全てを満たすときはその申請を承認し、当該要件のいずれかを満たさないときはその申請を却下する。

一 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二 購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制を整備していること。

三 当該事業者が、法第八条第八項の規定により輸出品販売場の許可を取り消され、又は前条第五項若しくは次項の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他第一項の規定により委託を受けて購入記録情報の提供等に係る事務を行う承認送受信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

5 税務署長は、承認送受信事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は第一項の規定により委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供等の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認送受信事業者に係る第二項の承認を取り消すことができる。

6 税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

7 承認送受信事業者は、第二項の承認に係る事業を廃止しようとするときは、その廃止しようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同項の承認は、同日限りその効力を失う。

8 第十八条第八項の規定は、承認送受信事業者が第一項の規定により委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供について準用する。

9 承認送受信事業者は、第一項の規定により委託を受けて事務を行う輸出品販売場に係る法第八条第二項前段の規定による購入記録情報の提供又は同条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をした場合には、当該購入記録情報又は当該税関確認情報を当該輸出品販売場を経営する事業者に提供しなければならない。

10 承認送受信事業者は、財務省令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けて行う購入記録情報の提供等に係る事務に関し記録を作成し、その作成した記録を保存しなければならない。

第十八条の五第一項中「は、を」は、「は、設置を予定している臨時販売場（同条第九項の規定により同条第七項に規定する輸出品販売場とみなされる同条第九項に規定する臨時販売場をいう。以下この条において同じ。）の概要その他の」に、「財務省令で定める書類を添付して、を」を、「に改め、同条第二項中「応じ、」の下に「当該各号に定める場合に該当するときは」を加え、「又は当該各号に定める要件を満たさないときは」を「当該場合に該当しないときは」に改め、同項第一号中「又は手続委託型輸出品販売場とみなされる」を「とみなされる」に改め、「法第八条第九項の規定により同条第七項に規定する輸出品販売場とみなされる同条第九項に規定する臨時販売場をいう。以下この項、次項及び第六項において同じ。」及び「当該事業者が」を削り、「満たすこと」を「満たす場合」に改め、同号イ中「に係る」を「及び購入記録情報の提供等に係る」に改め、「として財務省令で定める者」を削り、同号ロ中「第八条第八項」及び「次項」の下に「第三号に係る部分を除く。」を加え、同号ハ中「又は手続委託型輸出品販売場」を削り、同項第二号中「当該事業者が」を削り、「こと」を「場合」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 税務署長は、法第八条第十項の承認を受けた事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

一 消費税に関する法令の規定に違反した場合

二 臨時販売場における免税販売手続の状況が特に不適当と認められる場合

三 法第八条第二項前段の規定により提供された購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により同条第一項の税関長の確認に支障があると認められる場合

第十八条の五第六項中「一般型輸出品販売場若しくは手続委託型輸出品販売場とみなされる臨時販売場又は自動販売機型輸出品販売場とみなされる」を削る。

第十八条の六第一項中「第八条第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する法令」を「第八条第六項の規定による徴収に係る税関長の権限及びその徴収する消費税に関する法令」に改め、同項第一号中「第八条第三項本文の承認及び」を「第八条第六項の規定による」に、「同項本文の規定により直ちに」を「その」に改める。

第二十八条第一項中「並びに第三十五条、第三十六条の二、を」の規定並びに「に改める。

第三十一条の見出し中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同条中「事業者」を「個人事業者」に、「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に、「この条から第三十七条まで」を「第三十四条まで」に改める。

第三十二条の見出しを「延納の許可が取り消された場合等の処理」に改め、同条第一項中「リース譲渡につき」を「延払条件付譲渡につき」に、「受けている事業者」を「受けている個人事業者」その相続人を含む。以下第三十四条までにおいて同じ。に、「当該リース譲渡」を「当該延払条件付譲渡」に、「所得税法第六十五条第一項ただし書（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了の」を「同項ただし書に規定する延納の許可が取り消された」に、「これらの」を「当該」に、「当該事業者」を「当該個人事業者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に、「事業者」を「個人事業者」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十二条の二を削る。

第三十三条中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に、「事業者が」を「個人事業者が」に改め、同条各号中「事業者」を「当該個人事業者」に、「免除される事業者」を「免除される個人事業者」に改める。

第三十四条の見出し中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同条第一項中「リース譲渡につき」を「延払条件付譲渡につき」に、「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に、「リース譲渡に係る賦払金」を「延払条件付譲渡に係る賦払金」に改め、同項第一号中「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同項第二号中「免除される事業者」を「免除される個人事業者」に、「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同項第三号中「事業者」を「個人事業者」に、「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同項第三号中「事業者」を「個人事業者」に、「リース譲渡」を「延払条件付譲渡」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第三十五条から第三十七条までを次のように改める。

第三十五条から第三十七条まで 削除

第三十九条中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「の」を「の特例」の「に改める。

第六十二条第二項中「並びに第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項の規定」を削る。

第六十三条の二第二項中「おける」の下に「第十八条第十項」を、「ついでには」の下に「第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」と」を加える。

第七十一条の二第二項第一号中「電磁的記録」を「購入記録情報及び同条第三項に規定する税関確認情報」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十号までを一

号ずつ繰り上げる。

第七十六条第四項中「事業者に係る」の下に「第十八条第十項」を、「ついでには」の下に「第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」と」を加える。

第七十六条第四項中「事業者に係る」の下に「第十八条第十項」を、「ついでには」の下に「第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」と」を加える。

第七十六条第四項中「事業者に係る」の下に「第十八条第十項」を、「ついでには」の下に「第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」と」を加える。

人税法施行令」と、「掲げる方法」とあるのは「掲げる方法(以下この項において「利息法」という。二)と、「所得税法第六十五條第一項(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期)又は法人税法第六十三條第一項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する」とあるのは「そのリース譲渡をした日の属する年又は事業年度以後の」と、「これらの規定により当該各年の総収入金額に算入される」とあるのは「利息法」と、同条第二項中「法」とあるのは「旧効力消費税法」と、旧令第三十三條から第三十五條までの規定中「法第六十六條第二項本文」とあるのは「旧効力消費税法第六十六條第二項本文」と、旧令第三十六條の第二項中「所得税法」とあるのは「令和七年改正法附則第四條第一項に規定する旧所得税法」と、「法人税法」とあるのは「令和七年改正法附則第十六條に規定する旧法人税法」と、「適用を受ける」とあるのは「例により当該リース譲渡に係る収入金額又は収益の額を計算する」と、「これらに規定する」とあるのは「この日の属する年又は事業年度以後の」と、「これらの規定により」とあるのは「これらの規定の例により計算した場合における」と、「総収入金額に算入される収入金額」とあるのは「収入金額」と、「益金の額に算入される収益の額」とあるのは「収益の額」と、同条第三項中「対価の額につき法人税法第六十三條第二項ただし書若しくは法人税法施行令第二百五條第三項若しくは第三項(延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理)又は所得税法施行令第八十九條第二項(延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理)の規定の適用を受けることとなつた」とあるのは「契約の解除又は他の者に対する移転(相続又は合併若しくは分割による移転を除く)をした」と、同法第六十三條第二項ただし書若しくは法人税法施行令第二百五條第二項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の属する課税期間若しくは同条第三項の規定の適用を受けた年の十二月三十一日」とあるのは「その解除又は移転をした年又は事業年度の末日」と、同条第五項中「法第六十六條第三項」とあるのは「旧効力消費税法第六十六條第三項」と、旧令第三十七條中「方法又はこれ」とあるのは「方法」と、「当該法人が同法第六十三條第一項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定の適用を受けるため」とあるのは「当該法人が」と、「法第六十六條」とあるのは「旧効力消費税法第六十六條及び令和七年改正法附則第二十二條第二項から第八項まで」とする。

4 改正法附則第二十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十六條の規定の適用がある場合における消費税法第四十三條第二項及び第四十五條第五項並びに新令第二十八條第一項及び第六十二條第二項の規定の適用については、同法第四十三條第二項中「第十六條第三項」とあるのは「旧効力消費税法(所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)附則第二十二條第三項に規定する旧効力消費税法をいう。第四十五條第五項において同じ。第十六條第三項」と、同法第四十五條第五項ただし書中「第十六條第一項、第十七條第一項若しくは第二項本文又は第十八條第一項」とあるのは「第十七條第一項若しくは第二項本文若しくは第十八條第一項又は旧効力消費税法第六十六條第一項」と、新令第二十八條第一項中「並びに第三十八條第二項及び第四十一條」とあるのは「第三十八條第二項及び第四十一條の規定並びに旧効力令(消費税法施行令の一部を改正する政令(令和七年政令第二百五号)附則第三條第五項に規定する旧効力令をいう。第六十二條第二項において同じ。第三十五條及び第三十六條の二)と、新令第六十二條第二項中「の規定」とあるのは「の規定及び旧効力令第三十六條の二の規定」とする。

5 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令(以下この条において「旧効力令」という。第三十四條第二項又は第三十五條第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定の適用を受ける事業者のこれらの規定の適用を受ける旧リース譲渡(改正法附則第二十二條第一項に規定する旧リース譲渡をいう。以下この条において同じ。旧効力令第三十四條第三項又は第三十五條第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該旧リース譲渡が改正法附則第二十二條第三項に規定する場合に該当するものとみなして、同条第五項の規定を適用することができる。

6 旧効力令第三十四條第二項又は第三十五條第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定の適用を受ける事業者のこれらの規定の適用を受ける旧リース譲渡のうち、個人事業者(消費税法第二條第一項第三号に規定する個人事業者をいう。以下この条において同じ)にあつては令和十二年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始した同法第二條第一項第十三号に規定する事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等(同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ)を行ったものとしなかつた部分がある場合には、当該旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る賦払金の額で満了した部分等(改正法附則第二十二條第四項に規定する満了基準事業年度等をいう。以下この項において同じ)の初日以後にその支払の期日が到来するもの(当該初日の前日以前に既に当該旧リース譲渡に係る事業を承継させた被相続人若しくは被合併法人(消費税法第二條第一項第五号の二に規定する被合併法人をいう。第二十二項において同じ)若しくは分割法人(同法第二條第一項第六号に規定する分割法人をいう。第十九項及び第二十二項において同じ)又は当該事業者が支払を受けたものを除く)に係る部分については、当該事業者が当該満了基準事業年度の末日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。この場合において、当該旧リース譲渡については、改正法附則第二十二條第四項に規定する場合に該当するものとみなして、同条第五項の規定を適用することができる。

7 事業者(改正法附則第二十二條第二項に規定する事業者に該当するものを除く)が、相続又は合併若しくは分割により同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十六條第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の旧リース譲渡に係る事業を承継した場合(旧効力令第三十四條第一項第二号若しくは第三号又は第三十五條第一項第一号若しくは第二号(同条第五項において準用する場合を含む)に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く)には、当該事業を承継した事業者の当該事業に係る旧リース譲渡が改正法附則第二十二條第三項に規定する場合に該当するものとみなして、同条第三項及び第五項の規定を適用する。この場合において、同条第三項及び第五項第一号中「支払を受けたもの」とあるのは、「支払を受けたもの(既に当該旧リース譲渡に係る事業を承継させた被相続人又は消費税法第二條第一項第五号の二に規定する被合併法人若しくは同項第六号に規定する分割法人が支払を受けたものを含む)」とする。

8 旧効力令第三十二條の第二項又は第二項の規定の適用がある場合における改正法附則第二十二條第三項から第五項までの規定及び第六項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「賦払金の額」とあるのは「対価の額」と、以後にその支払の期日が到来するもの(当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く)と、以後にその支払の期日が到来するもの(当該初日の前日以前に既に資産の譲渡等を行ったもの)と、「以後にその支払の期日が到来するもの(当該初日の前日以前に既に資産の譲渡等を行ったもの)と」とあるのは「前日以前に既に資産の譲渡等を行ったもの(当該初日の前日)と」と、「以後にその支払の期日が到来するもの(当該初日の前日)と」とあるのは「前日」と、「支払を受けたものを除く」とあるのは「資産の譲渡等を行ったもの」とした部分に係る金額以外の金額」とする。

9 改正法附則第二十二條第五項(前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下第二十二項までにおいて同じ)の規定の適用を受ける事業者の同条第五項の規定の適用を受ける旧リース譲渡に係る未計上譲渡額(同項第一号に規定する未計上譲渡額をいう。以下この条において同じ)につき同号の規定による控除をして控除しきれない金額がある場合には、当該未計上譲渡額のうち当該控除しきれない金額に係る部分については、当該控除しきれない金額が生じた適用課税期間(同項に規定する適用課税期間をいう。第二十項において同じ)において、当該控除に係る資産の譲渡等につき消費税法第三十八條第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、同法(同条第二項及び第五十七條の四第三項を除く)の規定を適用する。

10 改正法附則第二十二條第五項の規定の適用を受けている事業者が、同項の規定の適用を受ける旧リース譲渡につき同項の規定の適用を受けなかった場合には、当該旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る未計上譲渡額でその適用を受けなかったとした課税期間の初日の前日以前に既に資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額以外の金額に係る部分は、同項の規定にかかわらず、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

11 改正法附則第二十二條第五項の規定の適用を受けている事業者が、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、同項の規定の適用を受ける旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る未計上譲渡額でその該当することとなった課税期間の初日の前日以前に既に資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額以外の金額に係る部分は、同項の規定にかかわらず、当該事業者が当該課税期間の初日において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

12 改正法附則第二十二條第五項の規定の適用を受けている個人事業者が、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、同項の規定の適用を受けている旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る未計上譲渡額でその該当することとなった日の属する課税期間の初日の前日以前に既に資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額以外の金額に係る部分は、同項の規定にかかわらず、当該個人事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

一 当該個人事業者が死亡した場合において、当該旧リース譲渡に係る事業を承継した相続人がないとき。

二 当該個人事業者（消費税法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が同項本文の規定の適用を受けなかった場合

三 当該個人事業者（消費税法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が同項本文の規定の適用を受けることとなった場合

13 改正法附則第二十二條第五項の規定の適用を受けている法人が、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、同項の規定の適用を受ける旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る未計上譲渡額でその該当することとなった日の属する課税期間の初日の前日以前に既に資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額以外の金額に係る部分は、同項の規定にかかわらず、当該法人が当該課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

一 当該法人（消費税法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。）が合併により消滅した場合において、当該旧リース譲渡に係る事業を承継した合併法人（同法第二條第一項第五号に規定する合併法人をいう。以下この条において同じ。）が同法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人であるとき。

二 当該法人（消費税法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人に限る。）が合併により消滅した場合において、当該旧リース譲渡に係る事業を承継した合併法人が同項本文の規定の適用を受けない法人であるとき。

三 当該法人が当該旧リース譲渡に係る事業の全部を譲渡した場合

四 当該法人が解散又は事業の全部の廃止をした場合

14 前項の規定は、旧リース譲渡につき改正法附則第二十二條第五項の規定の適用を受けている法人が分割によりその適用を受けた旧リース譲渡に係る事業を分割承継法人（消費税法第二條第一項第六号の二に規定する分割承継法人をいう。第十八項及び第二十二項において同じ。）に承継させた場合について準用する。

15 改正法附則第二十二條第五項の規定の適用を受けている個人事業者が死亡した場合（第十二項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該個人事業者が同条第五項の規定の適用を受けていた旧リース譲渡に係る事業を相続したときは、その死亡の日の属する課税期間以後の各課税期間においては、当該相続人を同項に規定する事業者と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該相続人の当該旧リース譲渡に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「受けたもの」とあるのは「受けたもの（既にその死亡した個人事業者が支払を受けたものを含む。）」と、「月数」とあるのは「月数（その死亡の日の属する年にあつては、同日の翌日から当該年の末日までの期間の月数）」とする。

16 前項の場合において、同項の個人事業者のその死亡の日の属する課税期間における改正法附則第二十二條第五項の規定の適用については、同項中「が不適用基準事業年度等又は満了基準事業年度等以後の各年又は各事業年度の末日の属する各課税期間」とあるのは「の死亡の日の属する課税期間」と、同項第一号中「年又は事業年度」とあるのは「年の初日から当該死亡の日までの期間」とする。

17 改正法附則第二十二條第五項の規定の適用を受けている法人が合併により消滅した場合（第十三項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該法人が同条第五項の規定の適用を受けていた旧リース譲渡に係る事業をその合併法人が承継したときは、当該合併の日の属する課税期間以後の各課税期間においては、当該合併法人を同項に規定する事業者と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該合併法人の当該旧リース譲渡に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「受けたもの」とあるのは「受けたもの（既にその合併に係る消費税法第二條第一項第五号の二に規定する被合併法人が支払を受けたものを含む。）」と、「月数」とあるのは「月数（その合併の日の属する事業年度にあつては、同日から当該事業年度の末日までの期間の月数）」とする。

18 改正法附則第二十二條第五項の規定の適用を受けている法人が分割により同項の規定の適用を受けている旧リース譲渡に係る事業を分割承継法人に承継させた場合（第十四項において準用する第十三項の規定の適用を受ける場合を除く。）には、当該分割の日の属する課税期間以後の各課税期間においては、当該分割承継法人を同条第五項に規定する事業者と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該分割承継法人の当該旧リース譲渡に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「受けたもの」とあるのは「受けたもの（既にその分割に係る消費税法第二條第一項第六号に規定する分割法人が支払を受けたものを含む。）」と、「月数」とあるのは「月数（その分割の日の属する事業年度にあつては、同日から当該事業年度の末日までの期間の月数）」とする。

19 前項の場合において、同項の分割に係る分割法人のその分割の日の属する課税期間における改正法附則第二十二條第五項の規定の適用については、同項中「が不適用基準事業年度等又は満了基準事業年度等以後の各年又は各事業年度の末日の属する各課税期間」とあるのは「のその分割の日の属する課税期間」と、同項第一号中「年又は事業年度」とあるのは「事業年度の初日から当該分割の日の前日までの期間」とする。

20 改正法附則第二十二條第六項の規定は、第十五項、第十七項又は第十八項の規定により同条第五項の規定の適用を受けようとする事業者のその適用を受けようとする最初の適用課税期間について準用する。

21 改正法附則第二十二條第四項から第七項までの規定並びに第七項及び第十項から前項までの規定は、旧効法令第三十六條の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける事業者の旧リース譲渡について準用する。この場合において、改正法附則第二十二條第四項中「賦払金の額」とあるのは「対価の額」と、以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）」とあるのは「の前日以前に既に資産の譲渡等を行ったものとした部分に係る金額以外の金額」と、同条第五項中「前二項に規定する場合のいずれか」とあるのは「前項に規定する場合」と、「これら」とあるのは「同項」と、同項第一号中「賦払金の額」とあるのは「対価の額」と、以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分の「とあるのは「の前日以前に既に資産の譲渡等を行ったものとした部分に係る金額以外の」と読み替えるものとする。

22 受託事業者（消費税法第十五条第三項に規定する受託事業者をいう。以下この項において同じ。）についての前各項の規定の適用については、信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託（同条第一項に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）に係る受託事業者は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託事業者は合併法人に含まれるものとし、信託の分割は法人の分割とみなし、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る受託事業者は分割法人に含まれるものと、信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託に係る受託事業者は分割承継法人に含まれるものとする。

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十六号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。第十三条第二項第二号中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改める。第四十一条第一項第三号口中「課税標準国際最低課税額」の下に、「同法第八十二条の二十二第二項（課税標準）に規定する内国法人に係る課税標準国際最低課税額、同法第八十二条の二十第二項（課税標準）に規定する内国法人に係る課税標準国際最低課税額、同法第百四十五条の三第二項（課税標準）に規定する外国法人に係る課税標準国際最低課税額及び同法第百四十五条の七第一項（課税標準）に規定する外国法人に係る課税標準国際最低課税額」を加える。

附則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。第一条の二第三項の表第二十七条の四第十七項第三号の項の次に次のように加える。

第二十七条の六第一項	法人又は	
	(当該	法人（法人税法第四条の三に規定する受託法人を除く）又は
	には、	託（法人税法第四条の三に規定する受託法人及び当該
	に	における
第二十七条の六第一項第二号	該当しない	該当せず、又は法人税法第四条の三に規定する受託法人に該当する

第三条の三第八項中「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者」を加える。

第五条の三第八項中「第十条の五の六第七項から第九項まで」を削る。

第五条の五の二第一項中「二千万円」を「一億円」に改める。

第五条の六の五を削る。

第五条の六の六の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に、「場合等」を「場合」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「第十条の五の六第九項」を「第十条の五の五第三項」に改め、並びに法第十条の五の六第七項及び第八項の規定による控除をすべき金額及び「及びこれらの規定による控除をすべき金額」を削り、「同条第九項」を「法第十条の五の五第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項中「第十条の五の六第九項第一号」を「第十条の五の五第三項第一号」に、「同条第五項」を「同条第一項」に、「同条第九項第二号ロ」を「同条第三項第二号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項中「第三項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第五条の六の五とする。

第五条の七第二項中「第十条の五の五第七項及び第十条の五の六第十四項」を「及び第十条の五の五第八項」に改める。

第六条の三第一項各号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「デザイン業」を削り、同条第五項第一号口中「卸売業及びデザイン業」を「及び卸売業」に改め、同項第二号二を削り、同号ホを同号ニとし、同条第八項並びに第十四項第二号及び第三号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「第二十一項及び第二十三項において同じ」を削り、同条第二十一項中「情報サービス業等」の下に「情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第二十三項において同じ。」を加える。

第十条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第十六条の二第一項中「農用地等（法第二十四条の三第一項に規定する農用地等をいう。）」を「次に掲げる固定資産」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第一項第一号に規定する農用地で法第二十四条の三第一項に規定する地域計画の区域において当該個人の利用が見込まれるもの（当該農用地に係る賃借権を含む。）
- 二 法第二十四条の三第一項に規定する特定農業用機械等

第十六条の第三項中「以下の条」を「第六項」に改め、同条第四項中「農用地等」を「前条第一項各号に掲げる固定資産」に改める。
 第十八条の第二項各号中「五十五万円」を「六十五万円」に改める。
 第十九条第四項中「以下の項において『原価等の額』という。」を削り、同項後段を削る。
 第十九条の二を次のように改める。
 (令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者に勤務する非居住者等の給与の非課税)

第十九条の二 法第二十九条第三号に規定する政令で定める任務は、次に掲げるものとする。

一 法第二十九条第一号に規定する公式参加者の令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の会場における展示について責任を有すること。

二 前号の展示の内容を二千二十七年国際園芸博覧会政府委員に通知すること。

第二十五条の九中(昭和五十五年法律第六十五号)を削る。

第二十五条の八第十四項中「第二百二十条第六項」を「第二百二十条第八項」に改める。

第二十五条の十の第二十四項第二十七号中「及び第三十号において同じ。」又は「第三十号及び第三十二号において同じ。」又は「この号、第二十九号イ及び第三十号において同じ。」を「この項において同じ。」に改め、同項第三十一号中「できないもの」の下に「又は同条第三十二項第二号に掲げるもの」を加える。

第三十二号とし、同項第三十二号を同項第三十三号とし、同項第三十一号の次に次の一号を加える。
 第三十二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が法第三十七条の十四第二十二項に規定する勘定廃止通知等の提出又は提供をして上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた同項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとしてされる同項の勘定に係る上場株式等で、当該口座から当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定口座への振替の方法により当該上場株式等の全てを受け入れるもの

第二十五条の十の第二十六項中「発行した法人」の下に「又は当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の受託者」を加え、同項に次の一号を加える。

四 当該受託者が所得税法施行令百十四条第四項に規定する払戻しを行った場合 当該払戻しを行つた旨及び当該払戻しに係る同項に規定する元金減少割合

第二十五条の十の第三十五項中「提示又は」を「提示若しくは」に改め、「送信」の下に「又はその者に係る特定通知等(預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号) 第五条第三項の規定による通知その他財務省令で定める通知又は提供を行う。)」を加える。

第二十五条の十の十二中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

第二十五条の十一第四項及び第五項中「第二百二十条第六項」を「第二百二十条第八項」に改める。

第二十五条の十一の第二十四項中「第七項」を「第九項」に改め、「第二百二十条第五項」の下に「及び第七項」を加える。

第二十五条の十二第二項第一号中「特定株式(以下この条の下に、「次条第十項を加え、同項を『法第三十七条の十三第一項第一号中「特定株式(以下この条の下に、「第七項及び第八項」を「第十項から第十二項まで」に改め、同条第三項中「又は」の下に「出園」を、「規定する出園」の下に「をいう。以下この項及び第十二項において同じ。』を、「残数をいう」の下に「次項並びに第十二項第二十号イ及び口において同じ」を加え、同条第四項中「前項に規定する」を削り、同条第十一項を同条第十六項とし、同条第十項第一号から第三号までを次のように改める。

一 法第三十七條の十三第一項第一号に定める特定株式 平成十五年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

二 法第三十七條の十三第一項第二号イに掲げる特定株式 平成十六年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

三 法第三十七條の十三第一項第二号ロに掲げる特定株式 令和二年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

第二十五条の第十二第十項を同条第十五項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「居住者又は」を「居住者若しくは」に改め、「次項及び第十項第一号ロにおいて「特例株式会社」という。」を削り、「受けた場合」の下に「又は同条第三項の居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が年の中途において死亡をした場合におけるその相続人等が、当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者がその年中に取得をした当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき同条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合」を加え、が二十億円」を「及び当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額として財務省令で定める金額(以下この項において「適用特定株式控除未済額」という。)の合計額が二十億円」に、「その適用を受けた年」を「同条第一項の規定の適用を受けた年又は当該適用特定株式控除未済額が生じた年」に改め、「受けた特例控除対象特定株式」の下に「又は当該適用年において生じた適用特定株式控除未済額に係る特例控除対象特定株式」を加え、同項第二号イ中「以外の」を「と銘柄が異なる」に改め、「適用額」の下に「及び適用特定株式控除未済額の合計額」を加え、同号ロ中「適用額」の下に「及び適用特定株式控除未済額の合計額」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12 法第三十七條の十三第一項又は第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取得をした前項に規定する特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき、同条第一項の規定の適用を受けた場合又は同条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合において、適用年の翌年一月一日(その者が当該適用年の中途において出国をした場合には、その出国の時)から当該適用年の翌年十二月三十一日までの間に、当該適用年において取得をした特例適用控除対象特定株式の法第三十七條の十三の三第二項に規定する譲渡(当該特例適用控除対象特定株式に係る法第三十七條の十三の三第一項に規定する上場等の日以後に行う当該特例適用控除対象特定株式の譲渡その他の財務省令で定めるものを除く。)をしたときは、当該適用年の翌年以後の各年分における所得税法第四十八條の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第六十七條の七第四項から第七項までの規定並びに第二十五条の十二の四第四項の規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第五十五條第一項の規定により算出した取得価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第五十八條第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。

一 当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第五十五條第一項の規定により算出した取得価額(前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した金額)

二 当該特例適用控除対象特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額
 イ 当該適用年において当該特例適用控除対象特定株式と銘柄が異なる特例適用控除対象特定株式(口において「他の特例適用控除対象特定株式」という。)がない場合 前項に規定する適用額及び適用特定株式控除未済額の合計額(当該合計額が二十億円を超える場合には、二十億円。口において同じ。)を当該適用年の十二月三十一日における当該特例適用控除対象特定株式に係る控除対象特定株式数で除して計算した金額に当該譲渡をした当該特例適用控除対象特定株式の数を乗じて計算した金額の合計額

口 当該適用年において他の特例適用控除対象特定株式がある場合、前項に規定する適用額及び適用特定株式控除未済額の合計額に当該特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額と当該他の特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうち占める当該特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額を、当該適用年の十二月三十一日における当該特例適用控除対象特定株式に係る控除対象特定株式数で除して計算した金額に、当該譲渡をした当該特例適用控除対象特定株式の数を乗じて計算した金額の合計額

13 前項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特例適用控除対象特定株式の同項に規定する譲渡をする場合において、同一銘柄の特例適用控除対象特定株式のうち二以上の年にわたつて取得をしたものがあるときは、当該特例適用控除対象特定株式については、先に取得をしたものから順次譲渡をしたものとして同項の規定を適用し、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該譲渡の直前において特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式で払込みにより取得をした特定株式（特例適用控除対象特定株式を除く。）を有するときは、まず当該特例適用控除対象特定株式の譲渡をし、次に当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡をしたものとして同項の規定を適用する。

14 第五項及び第六項の規定は、第十二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第五項中「特定株式の払込みによる取得の後当該取得の日の属する年十二月三十一日まで」とあるのは「第十二項に規定する適用年の翌年一月一日から同項の特例適用控除対象特定株式の同項に規定する譲渡をした日まで」と、「取得後期間」とあるのは「譲渡前期間」と、「当該特定株式」とあるのは「当該特例適用控除対象特定株式」と、「第三項各号に掲げる数及び前項に規定する取得をした特定株式の数」とあるのは「第十二項第二号イ及びロに定める金額」と、「当該分割又は併合の前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数」とあるのは「同号イ及びロに規定する控除対象特定株式数」と、「当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の」とあるのは「当該譲渡前期間内における」と、「当該取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の」とあるのは「当該譲渡前期間」と読み替えるものとする。

第二十五条の第十二第七項中「居住者又は」を「居住者若しくは」に改め、「受けた場合」の下に「又は同条第三項の居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が年の中途において死亡をした場合におけるその相続人等が、当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者がその年中に取得をした当該控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき同条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合」を加え、「その適用を受けた年」を「同条第一項の規定の適用を受けた年又はその還付の請求の基礎となつた同条第三項に規定する特定株式控除未済額（以下この項及び次項において「特定株式控除未済額」という。）が生じた年に改め、「受けた控除対象特定株式」の下に「又は当該適用年において生じた当該特定株式控除未済額に係る控除対象特定株式」を加え、同項第二号イ中「以外の」を「と銘柄が異なる」に、法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた金額として財務省令で定める金額（ロ）において「適用額」という。）を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同号イに次のように加える。

- (1) 法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた金額として財務省令で定める金額（ロ）において「適用額」という。）
- (2) 法第三十七条の十三第三項の規定による所得税の還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額として財務省令で定める金額（ロ）において「適用特定株式控除未済額」という。）

第二十五条の第十二第七項第二号ロ中「適用額に、当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額と当該他の適用控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうち占める当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同号ロに次のように加える。

- (1) 適用額に、当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額と当該他の適用控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうち占める当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額
- (2) 適用特定株式控除未済額に、当該適用控除対象特定株式（法第三十七条の十三第一項第一号又は第二号に定める特定株式に係るものに限る。）の取得に要した金額と当該他の適用控除対象特定株式（同項第一号又は第二号に定める特定株式に係るものに限る。）の取得に要した金額との合計額のうち占める当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

7 法第三十七条の十三第三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法第三十七条の十三第三項の満たない部分の金額に、同条第一項に規定する控除対象特定株式取得金額（以下この項において「控除対象特定株式取得金額」という。）の合計額のうち占める同条第一項第一号又は第二号に定める特定株式に係る控除対象特定株式取得金額の合計額を乗じて計算した金額とする。

8 法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求をする場合において、相続人等（同条第九項に規定する相続人等をいう。以下第一項までにおいて同じ。）が二人以上あるときは、当該請求に係る同条第十項の規定による還付請求書は、各相続人等が連署による一の書面を提出しなければならない。ただし、他の相続人等の氏名を付記して各別に提出することを妨げない。

9 前項ただし書の方法により同項の請求書を提出した相続人等は、遅滞なく、他の相続人等に対し、当該請求書に記載した事項の要領を通知しなければならない。

第二十五条の十二の第二第二項第一号中「の合計額の同項」を「第四項の規定により計算される金額をいう。第八項及び第九項において同じ。」の合計額の同条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中、「又は」の下に「出国（を、規定する出国」の下に「をいう。以下この項及び第九項において同じ。」を、「残数をいう」の下に「。次項並びに第九項第二号イ及びロにおいて同じ」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法第三十七条の十三の第二第一項に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額として政令で定める金額は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の銘柄ごとに、その払込みにより取得をした設立特定株式の取得に要した金額の合計額を当該取得をした設立特定株式の数で除して計算した金額に控除対象設立特定株式数を乗じて計算した金額とする。

第二十五条の十二の第五項中「第三項に規定する取得をした設立特定株式の」を「第三項各号に掲げる」に、「前項各号に掲げる」を「前項に規定する取得をした設立特定株式の」に改め、同条第六項中「第三項に規定する取得をした設立特定株式の」を「第三項各号に掲げる」に、「第四項各号に掲げる」を「第四項に規定する取得をした設立特定株式の」に改め、同条第十項を同条第十四項とし、同条第九項中「前項前段の規定により通知を受けた特定株式会社の適用控除対象特定株式」を削り、「前項後段」を「前項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「前項の規定の適用がある場合において、適用控除対象設立特定株式の取得をした同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式を同項の適用年の翌年以後最初に譲渡又は贈与をする時まで、同項の規定の適用がある旨その他の財務省令で定める事項を当該適用控除対象設立特定株式に係る特定株式会社（当該特定株式会社であつた株式会社を含む。以下この項及び

次項において同じ。に通知しなければならない。この場合において、当該を「適用控除対象設立株式の取得をした第八項の」に「当該翌年」を「同項の適用年の翌年」に改め、「において当該」及び「遅滞なく、当該」の下に「適用控除対象設立特定株式に係る」を加え、「にその旨」を「当該特定株式会社であつた株式会社を含む。次項において同じ」にその旨、「同項を同条第十二項とし、同条第七項中「居住者又は」を「居住者若しくは」に改め、「受けた場合」の下に「又は同条第四項において準用する法第三十七條の十三第三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。次項において同じ）」の居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者若しくは当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が年の中途において死亡をした場合におけるその相続人等（同条第九項に規定する相続人等をいう。）が、当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者がその年中に取得をした当該控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき同条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合」を加え、「が二十億円」を「及び当該還付の請求の基礎となつた法第三十七條の十三の二第四項に規定する設立特定株式控除未済額（以下この項において「適用設立特定株式控除未済額」という。）の合計額が二十億円」に改め、「受けた年」の下に「又は当該適用設立特定株式控除未済額が生じた年」を加え、「及び次項」を「次項及び第十二項」に改め、「受けた控除対象設立特定株式」の下に「又は当該適用年において生じた適用設立特定株式控除未済額に係る控除対象設立特定株式」を加え、同項第二号イ中「以外の」を「と銘柄が異なる」に改め、「適用額」の下に「及び適用設立特定株式控除未済額の合計額」を加え、「第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。口において同じ。」を削り、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9 法第三十七條の十三の二第一項又は同条第四項において準用する法第三十七條の十三第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取得をした前項に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき、法第三十七條の十三の二第一項の規定の適用を受けた場合又は同条第四項において準用する法第三十七條の十三の二第一項の規定の適用を受けた場合においては、適用年の翌年一月一日（その者が当該適用年の中途において出国をした場合には、その出国の時）から当該適用年の翌年十二月三十一日までの間に、当該適用年において取得をした適用控除対象設立特定株式の法第三十七條の十一の二第二項に規定する譲渡（当該適用控除対象設立特定株式に係る法第三十七條の十三の二第一項に規定する上場等の日以後に行う当該適用控除対象設立特定株式の譲渡その他の財務省令で定めるものを除く。）をしたときは、当該適用年の翌年以後の各年分における所得税法第四十八條の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第六十七條の七第四項から第七項までの規定並びに第二十五條の十二の四第四項の規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第五十五條第一項の規定により算出した取得価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第十八條第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。

一 当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第五十五條第一項の規定により算出した取得価額（前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した金額）
 二 当該適用控除対象設立特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額
 イ 当該適用年において当該適用控除対象設立特定株式と銘柄が異なる適用控除対象設立特定株式（口において「他の適用控除対象設立特定株式」という。）がない場合 前項に規定する適用額及び適用設立特定株式控除未済額の合計額（当該合計額が二十億円を超える場合には、二十億円。口において同じ。）を当該適用年の十二月三十一日における当該適用控除対象設立特定株式に係る控除対象設立特定株式数で除して計算した金額に当該譲渡をした当該適用控除対象設立特定株式の数を乗じて計算した金額の合計額

口 当該適用年において他の適用控除対象設立特定株式がある場合 前項に規定する適用額及び適用設立特定株式控除未済額の合計額に当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額と当該他の適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額を、当該適用年の十二月三十一日における当該適用控除対象設立特定株式に係る控除対象設立特定株式数で除して計算した金額に、当該譲渡をした当該適用控除対象設立特定株式の数を乗じて計算した金額の合計額

10 前項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が適用控除対象設立特定株式の同項に規定する譲渡をする場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該譲渡の直前において適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式で払込みにより取得をした特定株式（適用控除対象設立特定株式を除く。）を有するときは、まず当該適用控除対象設立特定株式の譲渡をし、次に当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡をしたものとして同項の規定を適用する。

11 第五項及び第六項の規定は、第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第五項中「設立特定株式の払込みによる取得の後当該取得の日の属する年十二月三十一日まで」とあるのは、「第九項に規定する適用年の翌年一月一日から同項の適用控除対象設立特定株式の同項に規定する譲渡をした日まで」と、「取得後期間」とあるのは、「譲渡前期間」と、「当該設立特定株式」とあるのは、「当該適用控除対象設立特定株式」と、「第三項各号に掲げる数及び前項に規定する取得をした設立特定株式の数」とあるのは、「第九項第二号イ及びロに定める金額」と、「当該分割又は併合の前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数」とあるのは、「同令イ及びロに規定する控除対象設立特定株式の数」とあるのは、「同令イ及びロに規定する控除対象設立特定株式の数」と、「当該取得及び譲渡若しくは譲渡若しくは贈与がされた株式の数」とあるのは、「当該譲渡前期間内における」と、「第六項中「設立特定株式の払込みによる取得後期間内」とあるのは、「譲渡前期間内」と、「第九項の適用控除対象設立特定株式」と、「当該設立特定株式」とあるのは、「当該適用控除対象設立特定株式」と、「第三項各号に掲げる数及び第四項に規定する取得をした設立特定株式の数」とあるのは、「第九項第二号イ及びロに定める金額」と、「当該株式無償割当ての前にされたこれらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数」とあるのは、「同令イ及びロに規定する控除対象設立特定株式の数」と、「当該取得及び譲渡及び贈与がされた株式の数」とあるのは、「当該控除対象設立特定株式の数」と、「（取得後期間」とあるのは、「譲渡前期間」と、「当該取得及び譲渡若しくは贈与がされた後の」とあるのは、「当該譲渡前期間内における」と読み替えるものとする。

7 前条第八項及び第九項の規定は、法第三十七條の十三の二第四項において準用する法第三十七條の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合について準用する。
 第二十五條の十二の三第十九項中「第七項」を「第九項」に改め、「第二百十條第五項」の下に「及び第七項」を加える。
 第二十五條の十三第五項中「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同条第六項第一号中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第七項第二号中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第十七項ただし書中「第三十七條の十四第二十二項」を「第三十七條の十四第二十三項」に改め、同条第三十三項中「提示又は」を「提示若しくは」に改め、「送信」の下に「又はその者に係る特定通知等（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第五條第三項の規定による通知その他財務省令で定める通知又は提供をいう。）」を加え、「第三十七條の十四第二十四項」を「第三十七條の十四第二十五項」に改め、同条第三十五項中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、同条第三十九項中「第三十七條の十四第二十七項」を「第三十七條の十四第二十八項」に改め、同条第二十七項を「同条第二十八項」に改め、同条第四十項及び第四十二項中「第三十七條の十四第三十項」を「第三十七條の十四第三十一項」に改める。

第二十五条の十三の第二項中「第三十三項」を「第三十四項」に、「第三十七條の十四第二十五項」を「第三十七條の十四第二十六項」に改め、同条第七項中「第三十七條の十四第二十二項」を「第三十七條の十四第二十三項」に改める。

第二十五条の十三の第三項中「第三十三項」を「第三十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改める。

第二十五条の十三の第六第二項中「第二十九項後段」を「第三十項後段」に改め、同条第三項中「同条第二十七項後段」を「同条第二十八項後段」に改め、同条第五項中「同条第二十二項各号」を「同条第二十三項各号」に改める。

第二十五条の十三の第七項中「第三十七條の十四第三十四項」を「第三十七條の十四第三十五項」に改め、同条第四項中「第三十七條の十四第三十七項」を「第三十七條の十四第三十八項」に改める。

第二十五条の十三の第八第二十項の表第二十五条の十三第三十三項の項中「第三十七條の十四第二十四項」を「第三十七條の十四第二十五項」に改め、同表第二十五条の十三第三十五項の項中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改め、同表第二十五条の十三第四十項の項及び第二十五條の十三第四十二項の項中「第三十七條の十四第三十項」を「第三十七條の十四第三十一項」に改め、同表第二十五條の十三の第二項の項中「第三十三項」を「第三十四項」に、「第三十七條の十四第二十五項」を「第三十七條の十四第二十六項」に改め、同表第二十五條の十三の第三項の項中「第三十三項」を「第三十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改め、同表第二十五條の十三の第六第三項の項中「第二十九項後段」を「第三十項後段」に改め、同表第二十五條の十三の第六第三項の項中「同条第二十七項後段」を「同条第二十八項後段」に改め、同表第二十五條の十三の第六第五項の項中「同条第二十二項各号」を「同条第二十三項各号」に改め、同表前条第一項の項中「第三十七條の十四第三十四項」を「第三十七條の十四第三十五項」に改め、同表前条第四項の項中「第三十七條の十四第三十七項」を「第三十七條の十四第三十八項」に改める。

第二十五条の十四の第二項、第四項、第五項第一号及び第六項中「第六十八條の二の三第五項第一号」を「第六十八條の二の第五項第一号」に改める。

第二十五条の十七第三項第六号中「ホまで」を「ヘまで」に改め、同条第五項中「及び日本司法支援センター」を「日本司法支援センター及び国立健康危機管理研究機構」に改め、同条第六項第二号八中「含む」の下に「次項第一号において同じ」を加え、同条第七項中「及び国立研究開発法人」を「国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構」に、「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項」を「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条」に、「で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに限る」を「をいい、同法第二百五十二條第五項の規定により設立された法人を含む」に、「社会福祉法人又は」を「社会福祉法人」に、「に」に限る」を「又は公益信託の受託者に限る」に、「法人に限る」を「法人に限り、当該贈与又は遺贈が公益信託の信託財産とするためのものである場合における当該国立大学法人等を除く」に改め、同項第一号中「親族等」の下に「当該贈与又は遺贈が公益信託の信託財産とするためのものである場合においては、当該公益信託の受託者及び公益信託に関する法律第二条第二項第二号に規定する信託管理人並びにこれらの者（個人に限る）の親族等」を加え、同項第二号中「掲げる当該贈与又は遺贈」の下に「当該贈与又は遺贈がイからホまでに掲げる公益法人等に対するものである場合には、公益信託の信託財産とするためのものを除く」を加え、同号イ中「第四十二項」を「第四十二項」に改め、同号ロ中「第五條第十六号」を「第五條第十九号」に改め、同号ハ中「財政基盤」を「運営基盤」に改め、同号ニ次のように加える。

へ 公益信託の受託者 当該贈与又は遺贈を受けた財産（当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した資産（財務省令で定めるものに限る。）を含む。）が、関係大臣が財務大臣と協議して定める事務に充てるために関係大臣が財務大臣と協議して定める方法により管理されることにつき、関係大臣が財務大臣と協議して定める所轄庁に確認されていること。

第二十五条の十七第九項中「規定する事業年度」の下に「当該贈与又は遺贈が公益信託の信託財産とするためのものである場合には、信託事務年度」を加え、「ホまで」を「ヘまで」に改め、同条第十二項中「第四十項」を「第四十一項」に改め、同条第十四項中「又はホに掲げる公益法人等を」を「ホ又はヘに掲げる公益法人等を」に、「を当該公益法人等の主たる事務所の所在地」を「当該公益法人等の主たる事務所の所在地（当該公益法人等が個人である場合には、当該公益法人等の納税地。以下この項において同じ。）」に、「より、当該公益法人等の主たる」を「より、当該公益法人等の本店又は主たる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号の公益法人等が同条第二号に規定する公益信託の受託者であるとき（当該公益信託の受託者が二以上ある場合に限る。）は、その同条第四項第四号に規定する主宰受託者が第一号に定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第二十五条の十七第四項第二号中「又はホ」を「ホ又はヘ」に改め、同条第十六項中「同条第四項第三号」を「同条第四項第四号」に、「第三十八項」を「第三十九項」に改め、同条第二十一項中「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同条第四十一項中「及びホ」を「ホ及びヘ」に改め、「事業」の下に「事務」を加え、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項を同条第四十一項とし、同条第三十九項を同条第四十項とし、同条第三十八項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「同条第三十七項とし、同条第三十五項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「受けた場合」を「受けた場合又は同項に規定する財産等を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合」に、「と、当該」を「と、当該受贈公益法人等が当該特定一般法人から当該財産等を当該公益信託の信託財産として受け入れた場合について準用するときは、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは、本店又は主たる事務所の所在地（当該受贈公益法人等が個人である場合には、当該受贈公益法人等の納税地）」と、当該」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項第一号中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「特定贈与等を受けた法第四十條第九項に規定する特定一般法人が同項の規定により同項に規定する財産等を同項に規定する受贈公益法人等に贈与しようとする場合又は同条第十項」を「法第四十條第十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25 特定贈与等を受けた法第四十條第九項に規定する特定一般法人が、同項の規定により同項に規定する財産等を同項に規定する他の公益法人等に贈与し、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する贈与等の日の前日までに、同項に規定する書類を添付して、これを当該特定一般法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第二十五条の二十第二項中「をいう」を「をいう。以下この項において同じ。」に、「に」に相当する税、法人税法施行令第五十五條の三十四條第二項第三号に掲げる税及び法人税法第八十二條第三十一号に規定する国内最低課税額に係る税」を「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改める。

第二十五条の二十二の三第十四項第三号中「第六十一條の第二十項」を「第六十一條の第二十二項」に改め、同項第四号及び第五号中「第六十一條の第二十一項」を「第六十一條の第二十二項」に改める。

第二十六条の二十三第四項中「第二百十條第六項」を「第二百十條第八項」に改める。

第二十七条の六第十一項中「第一項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める中小企業者に該当する法人は、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人(当該法人が通算親法人である場合には、第二号に掲げる法人を除く。)とする。

一 第二十七条の四第十七項第一号又は第二号に掲げる法人(その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)第十条の承認会社人の所有に属している農地法第二条第三項に規定する農地所有資格法人を除く。)

イ 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち前号に掲げる法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

第二十七条の九第一項各号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「ソフトウェア業」の下に「(不特定多数の者に販売することを目的として自らがあらかじめ定める仕様によりソフトウェアの開発を行う事業を除く。次項第二号において同じ。)」を加え、同条第七項中「デザイン業」を削り、同条第八項第一号ロ中「卸売業及びデザイン業」を「及び卸売業」に改め、同条第二号二を削り、同条ホを同条二とする。

第二十七条の十一の二第二項中「二千万円」を「一億円」に改める。

第二十七条の十二の四第一項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の四第一項第一号」に、「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に該当するものとする。

一 法第四十二条の十二の四第一項第一号に掲げる減価償却資産 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める規模のもの

イ 機械及び装置 一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。ロ及び次号において同じ。)の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この号及び次号において同じ。)が六十万円以上のも

ロ 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のも

ハ 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のも

ニ ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のも

二 法第四十二条の十二の四第一項第二号に掲げる減価償却資産 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める規模のもの

イ 機械及び装置 一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のも

ロ 工具、器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のも

ハ 建物及びその附属設備 一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が千万円以上のも

ニ ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のも

第二十七条の十二の四第三項中「第四十二条の十二の四第二項」を「第四十二条の十二の四第二項第一号」に改め、同条第四項中「器具及び備品」の下に「建物」を加える。

第二十七条の十二の六を削る。

第二十七条の十二の七の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十二条の十二の七第六項第一号」を「第四十二条の十二の六第二項第一号」に、「同条第三項」を「同条第一項」に、「同条第六項第二号ロ」を「同条第二項第二

号ロ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第四十二条の十二の七第七項第一号」を「第四十二条の十二の六第三項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第四十二条の十二の七第七項第二号」を「第四十二条の十二の六第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四十二条の十二の七第七項に規定する政令」を「第四十二条の十二の六第三項に規定する政令」に改め、同条第一号中「第四十二条の十二の七第七項」を「第四十二条の十二の六第三項」に、「同条第七項」を「同条第三項」に改め、同条第二号中「第四十二条の十二の七第七項」を「第四十二条の十二の六第三項」に、「第八項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十二条の十二の七第七項」を「第四十二条の十二の六第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十二条の十二の七第七項」を「第四十二条の十二の六第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十二条の十二の七第七項」を「第四十二条の十二の六第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第四十二条の十二の七第七項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第六項第二号イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第四十二条の十二の七第七項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第六項第二号イ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第四十二条の十二の七第七項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第六項第二号イ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第四十二条の十二の七第七項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第六項第二号イ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十項」に改め、同条第二号中「第四十二条の十二の七第七項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第六項第二号イ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の七第七項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第六項第二号イ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第四十二条の十二の七第七項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第六項第二号イ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第四十二条の十二の七第七項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第六項第二号イ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第四十二条の十二の七第七項第二号イ」を「第四十二条の十二の六第六項第二号イ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第一項又は第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十七條の十二の六とする。

第二十七條の十三第二項中「第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第二十一項」を「又は第四十二条の十二の六第十七項」に改める。

第二十七條の十四中「第四章」を「第五章」に改める。

第二十八條の四第一項第一号中「四億円」を「四億五千万円」に改める。

第二十八條の六中「六百万円」を「六百五十万円」に改める。

第二十八條の八の次に次の一条を加える。

第二十八條の八の二 法第四十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、同項各号に定める施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、同項に規定する再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2 法第四十四条の六第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。)の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。)が二千万円以上のも

3 法人が、その取得し、又は製作した機械及び装置並びに器具及び備品(以下この項において「機械等」という。)につき法第四十四条の六第一項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械等が同項に規定する再資源化事業等高度化設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 環境大臣は、第一項の規定により機械及び装置並びに器具及び備品を指定したときは、これを告示する。

第二十八條の九第一項各号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「デザイン業」を削り、同条第五項第一号口中「卸売業及びデザイン業」を「及び卸売業」に改め、同項第二号を削り、同号ホを同号ニとし、同条第八項並びに第十五項第二号及び第三号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「以下この条」を「第二号」に改め、同条第二十二項中「及び情報サービス業等」の下に「情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第二号及び第二十四項において同じ。」を加える。

第三十條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項第四号及び第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三十二條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第三十三條の二第六項第一号中「第十四項」を「第十五項第二号」に改め、同項第二号中「第九項第二号及び第十四項第二号」を「第十項第三号及び第十五項第二号」に、「この項及び第十四項第二号ホ」を「この号及び第十五項第二号ホ」に改め、同条第二十一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、開始する各事業年度」の下に「当該各事業年度終了の日において当該法人の行う特定保険に係る第十五項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該特定保険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該各事業年度を除く。」を加え、「当該各事業年度終了の日において当該保険に係る第十四項第一号に規定する異常危険準備金の金額が当該保険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該保険を除く。」を削り、「第四項第三号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「第十四項第一号」を「第十五項第一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「政令で定める保険の種類又は共済の種類」を「保険の種類又は共済の種類(特定保険については、特定保険区分)に改め、同項第二号中「第九項第四号」を「第十項第五号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項第一号中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項第二号イ中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に、「第十一項第五号」を「第十二項第五号」に改め、同号口中「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同号ハ中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同号ニ中「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同号ハ中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同号ニ中「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項第五号を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定保険及び長期育林共済 百分の五十五

第三十三條の二第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

九 法第五十七條の五第二項に規定する政令で定める保険又は共済は、第四項第二号から第四号までに掲げる保険(以下この条において「特定保険」という。)とし、法第五十七條の五第二項に規定する政令で定める区分は、同条第一項に規定する政令で定める保険を特定保険と特定保険以外の保険とに区分した場合における特定保険の区分(第十五項において「特定保険区分」という。)とする。

第三十四條第九項中「並びに」を「が派遣され、又は当該法人の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣され、並びに」に、「の」を「のその」に、「を除く」を「及び重要な使用人を除く」に改め、当該法人又は当該他の会社から」を削り、「役員」の下に「又は重要な使用人」を加え、同条第十項第四号中「重要な使用人を除く」を削り、同条第十五項を次のように改める。

15 法第五十八條第八項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する適格分割又は適格現物出資(第一号及び第二号において「適格分割等」という。)の日を含む事業年度において、同条第一項の規定の適用を受ける場合における次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一 法第五十八條第一項第一号に規定する収入金額 当該収入金額から同条第八項の規定により当該適格分割等に係る同項に規定する積立限度額に相当する金額を計算する場合において同号に規定する収入金額とされた金額を控除した金額

二 法第五十八條第一項第三号に規定する当該事業年度の法第五十九條第一項第一号に掲げる金額(以下この号において「新鉱床探鉱費の額等」という。) 当該新鉱床探鉱費の額等から法第五十八條第八項の規定により当該適格分割等に係る同項に規定する積立限度額に相当する金額を計算する場合において新鉱床探鉱費の額等とされた金額を控除した金額

第三十七條の二第二項中「農用地等(法第六十一條の三第一項に規定する農用地等をいう。)」を「次に掲げる固定資産」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業経営基盤強化促進法第四條第一項第一号に規定する農用地で法第六十一條の三第一項に規定する地域計画の区域において当該法人の利用が見込まれるもの(当該農用地に係る賃借権を含む。)

二 法第六十一條の三第一項に規定する特定農業用機械等

第三十七條の三第三項中「農用地等(同項に規定する農用地等をいう。以下この条において同じ。)」を「前条第一項各号に掲げる固定資産」に改め、同条第五項中「受けた農用地等」の下に「(同項に規定する農用地等をいう。以下この条において同じ。)」を加える。

第三十八條第五項中「第四章」を「第五章」に改める。

第三十八條の四第三項後段 第五項後段及び第六項後段を削る。

第三十九條第三十項第一号中「第三百三十一條の十三第二項第四号」を「第三百三十一條の十三第三項第三号」に改め、同項第二号中「第三百三十一條の十三第三項第四号」を「第三百三十一條の十三第三項第三号」に改める。

第三十九條の七第三十八項第一号中「第三百三十一條の十三第二項第四号」を「第三百三十一條の十三第三項第三号」に改め、同項第二号中「第三百三十一條の十三第三項第四号」を「第三百三十一條の十三第三項第三号」に改める。

第三十九條の十の二第四項第四号中「第八條第二項」を「第八條第三項」に改める。

第三十九條の十五第二項中「第三十九條の十七の二第二項第一号」を「以下この項並びに第三十九條の十七の二第二項第一号イ及びロ」に、「に」に相当する税、法人税法施行令第五十五條の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税(法人税法第八十二條第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税をいう。第三十九條の十七の二第二項第一号イ及びロにおいて同じ。)」を「各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改める。

第三十九條の十七の二第二項第一号イ中「自国内最低課税額に係る税」を「外国における各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に、「イ(3)及び(6)を除く。」に「(1)に」、「法令(二)を「法令(当該)に改め、同号口中「に相当する税、法人税法施行令第五十五條の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税」を「各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改める。

第三十九條の十七の三第十六項第三号中「第六十一條の二十項」を「第六十一條の第二十二項」に改め、同項第四号及び第五号中「第六十一條の第二十二項」を「第六十一條の第二十二項」に改める。

第三十九條の十七の四第九項、第三十九條の二十第二項、第三十九條の二十の五第七項及び第三十九條の二十の九第三項中「二月」を「四月」に改める。

第三十九條の二十四の二第七項第一号中「第三百三十一條の十三第二項第四号」を「第三百三十一條の十三第三項第三号」に改め、同項第二号中「第三百三十一條の十三第三項第四号」を「第三百三十一條の十三第三項第三号」に改める。

第三十九條の十七の四第九項、第三十九條の二十第二項、第三十九條の二十の五第七項及び第三十九條の二十の九第三項中「二月」を「四月」に改める。

第三十九條の二十四の二第七項第一号中「第三百三十一條の十三第二項第四号」を「第三百三十一條の十三第三項第三号」に改め、同項第二号中「第三百三十一條の十三第三項第四号」を「第三百三十一條の十三第三項第三号」に改める。

第三十九條の二十九を次のように改める。

第三十九條の二十九 削除

第三十九條の三十三第五項中「第二百一十一條第一項」を「第二百一十三條第一項」に改める。
第三十九條の三十三の次に次の一條を加える。
(令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例)

第三十九條の三十三の二の二 法第六十七條の十六の二第二項に規定する政令で定める国内源泉所得は、法人税法施行令第八十條第一号、第二号及び第五号に掲げる所得とする。

2 法第六十七條の十六の二第二項に規定する損失の額として政令で定める金額は、同項の外国法人の当該事業年度の同条第一項に規定する対象国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額が益金の額に算入すべき金額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額とする。

3 法第六十七條の十六の二第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二百三條及び第二百一十三條の規定の適用については、同令第二百三條第一項中「規定は」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七條の十六の二第二項(令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例)の規定並びに」と、同条第二項中「規定は」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七條の十六の二第二項(令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例)の規定並びに」と、同条第二項中「規定は」とあるのは「規定は、租税特別措置法第六十七條の十六の二第二項の規定並びに」とする。

4 前三項に定めるもののほか、法第六十七條の十六の二第二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三十九條の三十四の二を削る。

第三十九條の三十四の三第一項及び第二項中「第六十八條の二の二第二項」を「第六十八條の二第二項」に改め、同条第三十九條の三十四の二とする。

第三十九條の三十四の四第一項中「第六十八條の二の三第一項」を「第六十八條の二の三第一項」に改め、同条第二項中「第六十八條の二の三第二項」を「第六十八條の二の三第二項」に改め、同条第三項中「第六十八條の二の三第三項」を「第六十八條の二の三第三項」に改め、同条第五項中「第六十八條の二の三第五項第二号」を「第六十八條の二の三第五項第二号」に改め、同項第二号イ中「第六十八條の二の三第一項」を「第六十八條の二の三第一項」に改め、同条第十項中「第六十八條の二の三第五項第三号」を「第六十八條の二の三第五項第三号」に改め、同条第十項中「第六十八條の二の三第五項第三号」を「第六十八條の二の三第五項第三号」に改め、同条第十三項中「第六十八條の二の三第五項第四号」を「第六十八條の二の三第五項第四号」に改め、同条第十四項中「第六十八條の二の三第五項第五号」を「第六十八條の二の三第五項第五号」に改め、同条第三十九條の三十四の三とする。

第三十九條の三十五第二項中「第六十八條の二の三第五項第一号」を「第六十八條の二の三第五項第一号」に改め、同条第五項中「第六十八條の二の三第五項第一号」を「第六十八條の二の三第五項第一号」に改め、同条第五項中「第六十八條の二の三第五項第一号」を「第六十八條の二の三第五項第一号」に改め、同条第五項中「第六十八條の二の三第五項第一号」を「第六十八條の二の三第五項第一号」に改め、同条第五項中「第六十八條の二の三第五項第一号」を「第六十八條の二の三第五項第一号」に改める。

第三十九條の三十五の二第八項第一号中「元本の額」の下に「及び評価・換算差額等の額の合計額」を加える。

第三十九條の三十六第七号中「附則第八十六條第四項又は第八十七條第一項」を「附則第八十七條第一項」に改め、「第四十七條又は」を削る。

第四十二條の六第二項を次のように改める。

2 法第八十條第一項第一号、第二号口及び第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項第一号から第三号までに掲げる事項について登記を受ける者の次に掲げる計画に基づき増加した資本金の額を合計した金額とする。

一 法第八十條第一項に規定する認定事業再編計画
二 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十五條の規定の適用に係る同法第十二條第二項に規定する認定事業基盤強化計画

三 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下第六号までにおいて「食品等持続的供給法」という)第十七條第一項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第六條第一項の規定を受けた同項に規定する安定取引関係確立事業活動計画(食品等持続的供給法第七條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)

四 食品等持続的供給法第十七條第二項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第八條第一項の規定を受けた同項に規定する流通合理化事業活動計画(同条第七項において準用する食品等持続的供給法第七條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)

五 食品等持続的供給法第十七條第四項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第九條第一項の規定を受けた同項に規定する環境負荷低減事業活動計画(同条第八項において準用する食品等持続的供給法第七條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)

六 食品等持続的供給法第十七條第五項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第十條第一項の規定を受けた同項に規定する消費者選択支援事業活動計画(同条第七項において準用する食品等持続的供給法第七條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)

第四十三條の三第一項第三号イ及びロ中「二年」を「三年」に改め、同条第二項第一号中「十年」を「十五年」に改める。

第四十五條の四第三項中「次条第三項」を「次条第二項」に改める。

第四十六條第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一條に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族で同協定第十五條第一項(a)に規定する海軍販売所又はピー・エックス(以下この項において「を」を「同項に規定する合衆国軍隊の構成員等が、海軍販売所等(同項に規定する)に」という)において物品」を「をいう。以下この項において同じ。」に改め、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に、「物品」を「免税対象物品」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に、「物品」を「免税対象物品」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に改める。

第四十六條の二第二項中「消費税法施行令」の下に「昭和六十三年政令第三百六十号」を、「ついで」の下に、「同令第十八條第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十六條の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日)」を加え、「昭和三十三年法律第二十六号」を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

第四十六條の八の二及び第四十六條の八の三を次のように改める。
(輸出酒類販売場における免税販売手続等)

第四十六條の八の二 法第八十七條の六第一項に規定する政令で定める者は、日本国籍を有する者であつて、国内(酒税法の施行地をいう)以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき財務省令で定める書類(当該書類に係る電磁的記録(同条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ)を含む。次項第二号において同じ)により確認がされた者とする。

2 法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める方法は、免税購入対象者（同項に規定する免税購入対象者をいう。以下この条において同じ。）が、輸出酒類販売場（法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下第四十六條の八の四までにおいて同じ。）において免税対象酒類（法第八十七条の六第一項に規定する免税対象酒類をいう。次項及び第六項において同じ。）の引渡しを受ける日において、第一号に掲げる要件（前項に規定する者にあつては、同号及び第二号に掲げる要件）を満たす方法とする。

一 その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二又は第十六条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者にあつては、旅券及び同法第十四条の二第四項、第十六条第四項、第十七条第三項又は第十八条第四項に規定する船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書又は遭難による上陸許可書。以下この号において「旅券等」といふ。）又はデジタル庁が整備及び管理をする情報システムにより当該旅券等に係る情報が表示された当該免税購入対象者の使用する通信端末機器（入出力装置を含む）の映像面を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示し、かつ、当該旅券等に係る情報を当該酒類製造者に提供すること。

二 前項に規定する財務省令で定める書類を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示し、かつ、当該書類に記載された情報を当該酒類製造者に提供すること。

3 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、当該輸出酒類販売場において前項に規定する方法により免税対象酒類を購入する免税購入対象者に対し、法第八十七条の六第一項の税関長の確認を受けた場合には当該免税対象酒類を遅滞なく輸出しなければならない旨その他の財務省令で定める事項を説明しなければならない。

4 法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める酒類は、次に掲げる要件の全てを満たす酒類とする。

一 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類であること。

二 当該酒類製造者が製造した酒類であること。

三 法第八十七条の六第一項の販売につき消費税法第八条第一項の規定の適用を受ける酒類であること。

5 免税購入対象者（輸出酒類販売場において第二項に規定する方法により購入した後免税購入対象者に該当しないこととなつた者を含む。以下この項において同じ。）は、本邦から出国する際、その出港地を所轄する税関長に対して当該免税購入対象者の所持する旅券を提示し、又は当該旅券に係る情報を提供して法第八十七条の六第一項の税関長の確認を受けるものとする。

6 法第八十七条の六第二項に規定する政令で定める電磁的記録は、免税購入対象者により購入された免税対象酒類に係る税率の適用区分その他の当該免税対象酒類に関する情報として財務省令で定める事項を記録した電磁的記録とする。

7 法第八十七条の六第二項前段の規定により輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が行う酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下第四十六條の八の四までにおいて同じ。）の提供は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該酒類製造者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法により行うものとする。この場合において、当該酒類購入記録情報は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

8 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、法第八十七条の六第二項前段の規定により酒類購入記録情報を提供する場合に、国税庁長官の定める方法により、当該酒類製造者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

9 法第八十七条の六第二項後段の規定により国税庁長官が行う酒類購入記録情報の提供、同条第三項前段の規定により税関長が行う税関確認情報（同項に規定する税関確認情報をいう。以下第四十六條の八の四までにおいて同じ。）の提供及び法第八十七条の六第三項後段の規定により国税庁長官が行う税関確認情報の提供は、第七項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

10 消費税法施行令第十八条第十項（同令第六十三條の二第二項若しくは第七十六條第四項又は第四十六條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場を経営する酒類製造者による酒類購入記録情報及び税関確認情報の保存について準用する。この場合において、同令第十八条第十項中「法第八條第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場を経営する事業者は、同条第二項前段」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場（同条第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この項において同じ。）を経営する酒類製造者（同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）は、同法第八十七条の六第二項前段」と「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。）」と、「税関確認情報」とあるのは「税関確認情報（同項に規定する税関確認情報をいう。）」と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第八條第一項」と、「納税地」とあるのは「当該酒類製造者の消費税に係る納税地」と読み替えるものとする。

11 第二項各号の規定により提供する同項各号に規定する情報に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（承認送受信事業者に委託して行わせる酒類購入記録情報の提供等）
 第四十六條の八の三 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、当該輸出酒類販売場の酒類購入記録情報の提供等（消費税法第八条第二項前段の規定による購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。）の提供に併せて行ふ法第八十七条の六第二項前段の規定による酒類購入記録情報の提供及び同条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をいう。以下この項及び第四項並びに次条第二項において同じ。）に係る事務を、承認送受信事業者（消費税法施行令第十八條の四第一項に規定する承認送受信事業者をいう。以下この条において同じ。）に委託して行わせることができる。この場合において、当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、酒類購入記録情報の提供等を行うために必要な情報を当該承認送受信事業者に提供しなければならない。

2 前条第八項の規定は、承認送受信事業者が前項の規定により委託を受けて事務を行う法第八十七条の六第二項前段の規定による酒類購入記録情報の提供について準用する。

3 承認送受信事業者は、第一項の規定により委託を受けて事務を行う輸出酒類販売場に係る法第八十七条の六第二項前段の規定による酒類購入記録情報の提供又は同条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をした場合には、当該酒類購入記録情報又は当該税関確認情報を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供しなければならない。

4 承認送受信事業者は、財務省令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けて行う酒類購入記録情報の提供等に係る事務に関し記録を作成し、その作成した記録を保存しなければならない。

第四十六條の八の四第一項中「酒類製造者は、」の下に「当該酒類製造者の酒類の製造場の所在地その他の」を、申請書に「の下に」当該酒類の製造場の敷地の状況を示す図面その他の「を加え、添付して、当該酒類製造者の」を「添付して、当該」に改め、同条第二項中「審査し、」の下に「次に掲げる要件の全てを満たすときは」を加え、又は次の各号に掲げる「を」に「当該」に、「その」を「その」に改め、同項第三号中「第十八條の二第二項第三号」を「第十八條の二第二項第二号」に改め、同項に次の二号を加える。

四 法第八十七条の六第八項の許可を受けようとする酒類の製造場が、免税販売手続（輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が行う同条第一項の規定の適用を受けるための手続のうち、酒類購入記録情報の提供等並びに同条第四項の規定による酒類購入記録情報及び税関確認情報の保存を除いたものをいう。）を適正に実施するための必要な体制が整備されている酒類の製造場であること。

五 法第八十七条の六第八項の許可を受けようとする酒類の製造場が、酒類購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されている酒類の製造場であること。

第四十六条の八の四第六項第二号中「第十八条の二第十七項」を「第十八条の二第四項」に改める。
 第四十六条の八の七第一項中「第八十七条の六第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する酒税に関する法令」を「第八十七条の六第六項の規定による徴収に係る税関長の権限及びその徴収する酒税に関する法令」に改め、同項第一号中「第八十七条の六第三項本文の承認及び」を「第八十七条の六第六項の規定による」に、「同項本文の規定により直ちに」を「その」に改める。
 第四十六条の八の次に次の二条を加える。

(加熱式たばこの本数の換算方法)

第四十六条の八の九 法第八十八条第一項の規定により加熱式たばこ(同項に規定する加熱式たばこをいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこ(同項に規定する紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数に換算する場合の計算は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量(法第八十八条第一項第一号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
 (法第八十八条第二項に規定する政令で定めるもの)

第四十六条の八の十 法第八十八条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第八十八条第一項第一号に掲げる加熱式たばこ(併せて喫煙の用に供されるもの)
- 二 法第八十八条第一項第二号に掲げる加熱式たばこ(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

第四十六条の九第三項中「昭和五十九年法律第七十二号」を削る。
 第五十一条中「第五十一条の三」を削る。

第五十一条の三第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第二項」及び「以下この条において「軽自動車」という。及び特定自動車(同法第六十二条に規定する継続検査(自動車検査証の有効期間の満了する日の二月前の日から当該満了する日の一月前の日までの間に受けるものに限る。))の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の起算日が従前の有効期間の満了する日の翌日とされる自動車(財務省令で定めるものをいう。次項及び第三項において同じ。))で軽自動車以外のもの」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第九十条の十一の二第一項に規定する政令で定める月は、初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する年から起算して十八年を経過した年の十一月とする。

3 法第九十条の十一の三第一項に規定する政令で定める月は、初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する年から起算して十三年を経過した年の十一月とする。

第五十一条の五第三項第一号中「法第九十条の十五第一項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。))又は法第九十条の十五第二項に規定する被災自動車(以下この条において「被災自動車」という。))が第五十一条の三第一項を「道路運送車両法第六十二条」に、を受けた同項に規定する特定自動車であり」を「自動車検査証の有効期間の満了する日の二月前の日から当該満了する日の一月前の日までの間に受けるものに限る。))の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の起算日が従前の有効期間の満了する日の翌日とされる場合であつて」に、「除して」を「除し、これに確定日から当該旧自動車検査証に記録された有効期間の満了する日までの月数を乗じて」に改め、同項第二号中「使用済自動車」を「法第九十条の十五第一項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。))」に、「被災自動車」を「法第九十条の十五第二項に規定する被災自動車(以下この条において「被災自動車」という。))」に改め、同条第六項第一号中「又は法人番号」を「及び法人番号」に改める。

効期間の起算日が従前の有効期間の満了する日の翌日とされる場合であつて」に、「除して」を「除し、これに確定日から当該旧自動車検査証に記録された有効期間の満了する日までの月数を乗じて」に改め、同項第二号中「使用済自動車」を「法第九十条の十五第一項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。))」に、「被災自動車」を「法第九十条の十五第二項に規定する被災自動車(以下この条において「被災自動車」という。))」に改め、同条第六項第一号中「又は法人番号」を「及び法人番号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条の二第二項各号の改正規定、第二十六条の二十七の三を第二十六条の二十七の四とする改正規定、第二十六条の二十七の二第六項の改正規定及び同条を第二十六条の二十七の三とし、第二十六条の二十七の次に一条を加える改正規定 令和七年十二月一日

二 第二十五条の十の十二の改正規定及び第二十六条の二十七第一項の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定 令和八年一月一日

三 第十六条の二第二項の改正規定、第十六条の三の改正規定、第二十二條の九の改正規定、第二十五条の十の二第二十六項の改正規定、第二十五条の十三第三十七項第二号の改正規定、第二十五条の二十第二項の改正規定、第二十七条の二十四の改正規定、第三十四條第十五項の改正規定、第三十七條の五項の改正規定、第二十七條の十四の改正規定、第三十七條の三の改正規定、第三十九條の十七の二第二項第一号の改正規定、第三十九條の十七の三第五項の改正規定、第三十九條の三十三第五項の改正規定、第四十六條の八の次に二条を加える改正規定及び第四十六條の九第三項の改正規定並びに附則第五条、第六条、第十八條第二項、第十九條及び第二十四條の規定 令和八年四月一日

四 第四十五條の四第三項の改正規定、第四十六條の改正規定、第四十六條の二の改正規定、第四十六條の八の二及び第四十六條の八の三の改正規定、第四十六條の八の四の改正規定並びに第四十六條の八の七第一項の改正規定並びに附則第二十三條及び第二十六條の規定 令和八年十一月一日

五 第二十五條の八第十四項の改正規定、第二十五條の十一の改正規定、第二十五條の十一の二第十四項の改正規定、第二十五條の十二の三第十九項の改正規定、第二十六條の二十三第四項の改正規定及び第二十六條の二十六第七項の改正規定 令和九年一月一日

六 第三条の三第八項の改正規定及び次条の規定、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第三十二号)の施行の日

七 第二十五條の十七の改正規定(同条第五項に係る部分、同条第七項中「及び国立研究開発法人」を「国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構」に、「私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十四條第一項」を「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三條」に、「同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うものに限る」を「をい、同法百五十二條第五項の規定により設立された法人を含む」に改める部分、同項第二号ロ(1)に係る部分及び同号ハに係る部分を除く。))、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日

八 第二十八條の八の次に一条を加える改正規定、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)の施行の日

九 第四十二條の六第二項の改正規定、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日

(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。)第三条の三第八項の規定は、同項に規定する金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は証券金融会社が前条第六号に定める日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第八條第二項の公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当について適用し、改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)第三条の三第八項に規定する金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は証券金融会社が同日前に支払を受けるべき同法第八條第二項の公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当については、なお従前の例による。(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三条 新令第五条の五の二第二項の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十三条第一項に規定する地域経済牽引事業計画(以下この条において「地域経済牽引事業計画」という。)について同法第十三条第四項又は第七項の規定による承認(以下この条において「承認」という。)を受ける個人の当該承認に係る所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)以下「改正法」という。)第八條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十条の四第一項に規定する承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備について適用し、施行日前に地域経済牽引事業計画について承認を受けた個人の当該承認に係る改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の四第一項に規定する承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備については、なお従前の例による。(個人の特定地域における工業用機械等の特別償却に関する経過措置)

第四条 新令第六条の三第四項及び第五項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第十二條第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。
2 新令第六条の三第二十一項の規定は、個人が施行日以後に新法第十二條第二項に規定する取得等をする同条第四項に規定する産業振興機械等について適用し、個人が施行日前に旧法第十二條第二項に規定する取得等をした同条第四項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。(農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置)

第五条 新令第十六条の二第一項及び第十六條の三第四項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置)

第六条 新令第二十五条の十の二第二十六項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する戻戻しについて適用する。
(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置)

第七条 新令第二十五条の十二第二項から第十四項までの規定は、個人が令和八年一月一日以後に同条第一項第一号に規定する払込みにより同号に規定する取得をする同条第十二項の特例適用控除対象特定株式について適用する。
(特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置)

第八条 新令第二十五条の十二の二第九項から第十一項までの規定は、個人が令和八年一月一日以後に租税特別措置法施行令第二十五条の十二の二第一項第一号の払込みにより同号の取得をする新令第二十五条の十二の二第九項の適用控除対象設立特定株式について適用する。
2 新令第二十五条の十二の二第九項の規定は、施行日以後に同項に規定する譲渡又は贈与をする場合について適用し、施行日前に旧令第二十五条の十二の二第八項後段に規定する譲渡又は贈与をした場合については、なお従前の例による。

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第九条 この政令(附則第一条第七号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項の規定は、施行日以後にされる租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた同項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。
(公的年金等控除の最低控除額の特例に関する経過措置)

第十条 新令第二十六条の二十七第一項の規定により読み替えられた所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第三百九条の十二の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十三條の七に規定する公的年金等(以下この条及び次条において「公的年金等」という。)について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。
(令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置)

第十一条 新令第二十六条の二十七の二第二項の規定により読み替えられた所得税法施行令(第三百九条の十二)の規定及び新令第二十六条の二十七の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。
(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十二条 新令第二十六条の二十八の二第二項(第二号ロ(1)に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に個人が支出する租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項第一号(ロ)に係る部分に限る。)に掲げる寄附金について適用し、施行日前に個人が支出した同号(ロ)に係る部分に限る。)に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、当該個人が施行日から令和八年六月三十日までの間に支出する同号(ロ)に係る部分に限る。)に掲げる寄附金に係る新令第二十六条の二十八の二第二項第二号ロ(1)の規定の適用については、同号ロ(1)中「計算書類等」とあるのは「計算書類等及び」と、及び同法」とあるのは「又は貸借対照表等(私立学校法の一部を改正する法律(令和五年法律第二十一号)による改正前の私立学校法第四十七条第一項の貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに同法第三十七條第三項第四号の監査報告書をいう。)並びに私立学校法」とする。(沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新令第二十七条の九第五項、第七項及び第八項の規定は、法人(租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十四条 新令第二十七条の十一の二第一項の規定は、施行日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三條第一項に規定する地域経済牽引事業計画(以下この条において「地域経済牽引事業計画」という。)について同法第十三條第四項又は第七項の規定による承認(以下この条において「承認」という。)を受ける法人の当該承認に係る新法第四十二条の十一の二第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備について適用し、施行日前に地域経済牽引事業計画について承認を受けた法人の当該承認に係る旧法第四十二条の十一の二第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備については、なお従前の例による。
(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十五条 新令第二十七条の十二の四第四項の規定は、新法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用する。

第十六条 新令第二十八條の四第一項第一号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第三項までにおいて同じ。）をする新法第四十四條第一項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四條第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

2 新令第二十八條の六の規定は、法人が施行日以後に取得等をする新法第四十四條の三第一項に規定する共同利用施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四條の三第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

3 新令第二十八條の九第四項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4 新令第二十八條の九第二項の規定は、法人が施行日以後に新法第四十五條第二項に規定する取得等をする同条第三項に規定する産業振興機械等について適用し、法人が施行日前に旧法第四十五條第二項に規定する取得等をした同条第三項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。

（保険会社等の異常危険準備金に関する経過措置）
 第十七条 新令第三十三條の第二項、第十五項及び第二十二項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置）
 第十八条 新令第三十四條第九項の規定は、施行日以後に同項の認定を受ける法人について適用し、施行日前に旧令第三十四條第九項の認定を受けた法人については、なお従前の例による。

2 新令第三十四條第十五項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（認定農地所有資格法人の課税の特例に関する経過措置）
 第十九条 新令第三十七條の二第一項及び第三十七條の三第三項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例に関する経過措置）
 第二十条 施行日から令和八年三月三十一日までの間における新令第三十九條の三十三の二の二第三項の規定の適用については、同項中「第二百十三條の」とあるのは「第二百十一條の」と、「第二百十三條第一項」とあるのは「第二百十一條第一項」とする。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）
 第二十一条 新令第三十九條の三十五の二第八項第一号の規定は、特定目的信託（租税特別措置法第六十八條の三の二第一項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）に係る受託法人（同法第六十八條の三の二第一項に規定する受託法人をいう。以下この条において同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、特定目的信託に係る受託法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）
 第二十二条 新令第四十三條の三第一項及び第二項の規定は、施行日以後に締結する新法第八十三條の三第二項に規定する不動産特定共同事業契約（以下この条において「新契約」という。）に係る不動産の取得をする場合における当該不動産の所有権の移転の登記又は新契約に係る建築物の新築、改築若しくは同項第三号に規定する特定増築等をする場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に締結した旧法第八十三條の三第一項に規定する不

動産特定共同事業契約（以下この条において「旧契約」という。）に係る不動産の取得をした場合における当該不動産の所有権の移転の登記又は旧契約に係る建築物の新築、改築若しくは同項第三号に規定する特定増築等をした場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（輸出酒類販売場の許可に関する経過措置）
 第二十三条 令和八年十月三十一日において旧法第八十七條の六第八項の輸出酒類販売場（同項に規定する輸出酒類販売場をいう。次項において同じ。）の許可（次項において「旧許可」という。）を受けている販売場は、同年十一月一日において新法第八十七條の六第八項の許可を受けた同項に規定する輸出酒類販売場とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、旧許可を受けている輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。）が、令和八年十月三十一日において当該輸出酒類販売場に係る旧令第四十六條の八の二第五項の規定による提供の方法の届出をしていないときは、当該旧許可は、同日限りその効力を失う。

（製造たばこの本数の換算方法に関する経過措置）
 第二十四条 改正法附則第五十八條第二項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）
 第二十五条 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十七條第三項中「第三十三條の二第十四項及び第十六項」を「第三十三條の二第十五項及び第十七項」に、「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「第三十三條の二第十六項」を「第三十三條の二第十七項」に改める。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）
 第二十六条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第八項の表租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の項中

第四十六條の八の二第五項	輸出販売
第四十六條の八の二第一項	酒の製造

酒類の場	酒類の場
特別区域酒類販売場（当該輸出酒類販売場が体験製造場（構造改革特別区域法第二十七條第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項並びに第四十六條の八の四第一項及び第五項において同じ。）であるとき、又は法第八十七條の六第九項前段の規定が適用される酒類の製造場に係る主製造場（同法第二十七條第三項に規定する主製造場をいう。第四十六條の八の四第一項及び第五項において同じ。）の	特別区域酒類販売場（当該輸出酒類販売場が体験製造場（構造改革特別区域法第二十七條第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項並びに第四十六條の八の四第一項及び第五項において同じ。）であるとき、又は法第八十七條の六第九項前段の規定が適用される酒類の製造場に係る主製造場（同法第二十七條第三項に規定する主製造場をいう。第四十六條の八の四第一項及び第五項において同じ。）の

を	第四十六條の八の二第一項の場、当該酒類の製造
---	------------------------

、当該酒類の製造場（当該製造場が体験製造場（構造改革特別区域法第二十七條第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五項において同じ。）であるとき、又は法第八十七條の六第九項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場をいう。構造改革特別区域法第二十七條第三項に規定する主製造場をいう。第五項において同じ。）以下この項において同じ。）に改める。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十八号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第三條第一項及び第四項、第四條の二第三項並びに第四條の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号中「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「及び同法第二十九條の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者」を加える。

第五條第二項中「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第五條第三項の規定による通知その他財務省令で定める通知又は提供をいう。第五項、第九條の三第三項及び第九條の七第三項において同じ。）」を加え、同條第五項中「もの又は」の下に「その者に係る特定通知等を受け、若しくは」を加える。

第九條の三第三項及び第九條の七第三項中「もの又は」の下に「その者に係る特定通知等を受け、若しくは」を加える。

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第四條第一項第四号の改正規定は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

たばこ特別税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百二十九号

たばこ特別税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第十三條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

たばこ特別税に関する政令（平成十年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「八百九十二分の百八」を「九百十分の九十一」に改め、同條第二項中「第十一條第二項」の下に「又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第四十九條第二項」を加え、「八百九十二分の百八」を「九百十分の九十一」に、「九百四十六分の五十四」を「九百五十一分の四十九」に改める。

附則
（施行期日）
1 この政令は、令和九年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間における改正後のたばこ特別税に関する政令の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる同令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	第三條第一項	九百十分の九十	八百九十九分の百一
	第三條第二項	九百十分の九十	八百九十九分の百一
令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	第三條第一項	九百五十一分の四十九	九百四十八分の五十二
	第三條第二項	九百十分の九十	九百五十分の九十五
	第三條第二項	九百十分の九十	九百五十分の九十五
	第三條第二項	九百五十一分の四十九	九百五十分の五十

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百十号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二條第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六十八条の二の三」を「第六十八条の二の二」に改め、同条第五号中「まで」の下に「第八十八条」を加える。

第二条第二号中「第四十二条の十二の七」を「第四十二条の十二の六」に改め、同条第十一号中「第六十七条の六、第六十七条の七」を「から第六十七条の七まで」に改める。

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条第五号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百三十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する

政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項第一号中「第十条の五の六第七項から第九項まで」を削り、同条第八項中「、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第七項から第九項まで」を「並びに第十条の五の五第三項」に改める。

第十三条の五を削る。

第十三条の六第一項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十八条の八を削る。

第三十一条の三を削り、第三十一条の二の二を第三十一条の三とする。

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百三十二号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「復興特別所得税に係る次の」を「法第四章の規定の適用がある場合における次の」に改め、同項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第三十九項」を「第二十五条の十七第四十項」に、

第二十六条の二十八の三の二第四項第三号及び第三号	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した金額と「二・一」を乗じて計算した金額との合計額
--------------------------	---------------	---------------	------------------------------------

第二十六条の二十八の三の二第四項第三号及び第三号	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した金額と「二・一」を乗じて計算した金額との合計額
--------------------------	---------------	---------------	------------------------------------

第二十六条の二十八の三の二第五項第三号及び第三号	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した金額	調整所得税額を控除した金額と「二・一」を乗じて計算した金額との合計額
--------------------------	---------------	---------------	------------------------------------

に改める。

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（第二十五条の十七第三十九項）を「第二十五条の十七第四十項」に改める部分に限る。）は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百三十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和二年政令第百六十号)の一部を次のように改正する。
第八条第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和七年八月三十一日」に改める。

附則
この政令は、令和七年四月一日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百三十四号

防衛特別法人税に関する政令
内閣は、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)第四章の規定に基づき、この政令を制定する。

(定義)

第一条 この政令において「内国法人」、「外国法人」、「通算子法人」、「通算法人」、「通算完全支配関係」、「恒久的施設」、「防衛特別法人税中間申告書」、「防衛特別法人税確定申告書」、「修正申告書」、「中間納付額」、「更正」、「附帯税」、「充当」、「還付加算金」、「課税事業年度」又は「課税標準法人税額」とは、それぞれ我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「法」という。)第六条第一号、第二号、第七号から第九号まで、第十一号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第二十二号まで、第二十一条又は第十三条第二項に規定する内国法人、外国法人、通算子法人、通算法人、通算完全支配関係、恒久的施設、防衛特別法人税中間申告書、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書、中間納付額、更正、附帯税、充当、還付加算金、課税事業年度又は課税標準法人税額をいう。

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第二条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第七条第二項の規定を適用する場合について準用する。

2 受託法人(法第七条第三項において準用する法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四条の三に規定する受託法人をいう。)に対する法第四章及びこの政令の規定の適用については、法第二十七条第二項中「次に」とあるのは、「第七条第三項において準用する法人税法第四条の三に規定する受託法人以外の法人のうち次に」とする。

(外国税額の控除限度額の計算)

第三条 法第十六条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該課税事業年度の課税標準法人税額につき法第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額(当該課税事業年度の基準法人税額(法第十条第一号に定める基準法人税額をいう。以下この項及び第五項において同じ。))のうち租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十二条の十四第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第四項又は第三章第五節若しくは第五節の二の規定(以下この項において「税額加算規定」という。))により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額(当該基準

法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該税額加算規定により加算された金額及び同項の規定により加算された金額の合計額)を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四条第一項の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額(第五項において「税額控除規定」という。)を適用した場合に法第十七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項の規定により控除されるべき金額の合計額を控除した金額に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第四百四十二条第二項から第五項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

一 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)次号及び次項において「復興財確法」という。第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項及び地方税法(平成二十六年法律第十一号)第十二条の二第一項並びに法第十七条第一項

二 法第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項並びに第六十六条の九の三第三項及び第九項並びに法第十八条第一項及び第二項

2 法第十六条第二項に規定する政令で定める金額は、同項の恒久的施設を有する外国法人の当該課税事業年度の法第十条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第四十四条から第四十四条の三の三まで並びに租税特別措置法第四十二条の六第六項及び第七項の規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)に当該課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額(当該課税事業年度の当該法人税の額のうち租税特別措置法第三章第五節又は第五節の二の規定(以下この項において「税額加算規定」という。))により加算された金額がある場合には、当該法人税の額から当該加算された金額を控除した金額に当該割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として同条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額)から、税額加算規定の適用がないものとして復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四十四条の二第二項及び地方税法第十二条の二第二項並びに法第十七条第二項の規定を適用した場合に同項の規定により控除されるべき金額を控除した金額(次項において「防衛特別法人税額」という。))とする。

3 法第十六条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、防衛特別法人税額に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第九十四条第二項から第四項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

4 法第十六条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の通算法人の通算課税事業年度(同項に規定する通算課税事業年度をいう。以下この条において同じ。))の調整前控除限度額から当該通算課税事業年度の控除限度調整額を控除した金額(当該調整前控除限度額が零を下回る場合には、零)とする。

5 前項に規定する調整前控除限度額とは、次に掲げる金額の合計額に当該通算課税事業年度に係る法人税法施行令第四百八条第三項から第八項までの規定を適用して計算した同条第二項に規定する割合を乗じて計算した金額(次項において「調整前控除限度額」という。))をいう。

一 前項の通算法人の当該通算課税事業年度の課税標準法人税額につき法第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額(当該通算課税事業年度の基準法人税額のうち租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号若しくは第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。))第四十二條の十四第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七條の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは

第四項又は第三章第五節若しくは第五節の二の規定（以下この項において「税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額（当該基準法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該税額加算規定により加算された金額及び同項の規定により加算された金額の合計額）を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四条第一項の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額）から、法人税法第六十七条第一項の規定及び税額加算規定の適用がないものとして税額控除規定を適用した場合に法第十七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項の規定により控除されるべき金額の合計額を控除した金額

二 前項の通算法人の当該課税標準事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（次項及び第七項において「他の課税標準事業年度」という。）の当該終了の日に終了する課税標準事業年度（以下この号及び次項において「他の課税標準事業年度」という。）の課税標準法人税額につき法第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額（当該他の課税標準事業年度の基準法人税額のうち税額加算規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額（当該基準法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した防衛特別法人税の額）を控除した金額に当該課税標準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した防衛特別法人税の額）から、法人税法第六十七条第一項の規定及び税額加算規定を適用して計算した防衛特別法人税の額）を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四条第一項の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額）から、法人税法第六十七条第一項及び第二項の規定により控除されるべき金額の合計額を控除した金額の合計額

二 次に掲げる金額の合計額
イ 第四項の通算法人の当該課税標準事業年度の調整前控除限度額（零を超えるものに限る。）
ロ 他の通算法人の他の課税標準事業年度の調整前控除限度額（零を超えるものに限る。）の合計額

七 通算法人（通算法人であった内国法人を含む。）は、当該通算法人の通算課税標準事業年度後において、当該通算課税標準事業年度の法第二十五条第一項の規定による申告書に添付された書類に防衛特別法人税額（第五項第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。）として記載された金額と当該通算課税標準事業年度の防衛特別法人税額とが異なることとなった場合には、他の通算法人に対し、その異なることとなった防衛特別法人税額を通知しなければならない。
（分配時調整外国税相当額の控除）

第四條 法第十七条第一項の規定により各課税標準事業年度の防衛特別法人税の額から控除する金額は、当該課税標準事業年度における復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法施行令第四百九条第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち法第十七条第一項に規定する合計額を超える金額とする。

二 法第十七条第二項の規定により各課税標準事業年度の防衛特別法人税の額から控除する金額は、当該課税標準事業年度における復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法施行令第二百一条の二第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち法第十七条第二項に規定する合計額を超える金額とする。

三 法第十七条第二項に規定する政令で定める金額は、同項の恒久的施設を有する外国法人の当該課税標準事業年度の法第十条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十四条から第四百四十四条の三まで並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）に当該課税標準事業年度の課税標準法人税額が当該課税標準事業年度の同号に定める基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額とする。

（仮決算をした場合の中間申告）
第五條 法第二十二條第一項第一号に規定する期間（通算法人にあっては、同条第四項第一号に規定する期間）に係る同条第一項第二号に掲げる防衛特別法人税の額の計算については、第三条第七項中「法第二十五条第一項の規定による申告書」とあるのは、「防衛特別法人税中間申告書」とする。
（通算法人の災害等による防衛特別法人税中間申告書の提出期限の延長）

第六條 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定により通算法人の防衛特別法人税中間申告書の提出期限が延長された場合には、他の通算法人についても、その延長された防衛特別法人税中間申告書に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三十五号）第三条第一項から第三項までの規定により指定された期日まで、同法第十一条の規定により防衛特別法人税中間申告書（その延長された防衛特別法人税中間申告書に係る法第二十一条の規定による六月経過日の前日に終了する当該他の通算法人の同項第一号に規定する中間期間に係るものに限る。以下この条において同じ。）の提出期限が延長されたものとみなす。ただし、当該指定された期日が当該他の通算法人の防衛特別法人税中間申告書の提出期限の前日である場合は、この限りでない。

第七條 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十一の規定は、法第二十五条第五項において準用する租税特別措置法第六十六条の三の規定を適用する場合について準用する。
（通算法人の災害等による防衛特別法人税確定申告書の提出期限の延長）

第八條 国税通則法第十一条の規定により通算法人の法第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、他の通算法人についても、その延長された申告書に係る国税通則法施行令第三条第一項から第三項までの規定により指定された期日まで、国税通則法第十一条の規定により法第二十五条第一項の規定による申告書（その延長された申告書に係る課税標準事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の課税標準事業年度に属するものに限る。以下この条において同じ。）の提出期限が延長されたものとみなす。ただし、当該指定された期日が当該他の通算法人の同項の規定による申告書の提出期限の前日である場合は、この限りでない。

（電子情報処理組織による申告）
第九條 法第二十七条第二項第一号に規定する政令で定める金額は、銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額とする。

第十條 法第二十七条第三項に規定する政令で定める法令は、法人税法その他の防衛特別法人税の申告に関する法令（法第四章（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法を除く。）とする。
（外国税額の還付の手続）

第十一條 法第三十一条第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。
一 法第三十一条第一項の防衛特別法人税確定申告書に係る課税標準事業年度の防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきもの（当該還付金が法第二十五条第一項第三号に掲げる金額に係るものである場合には、中間納付額を除く。）があるときは、当該防衛特別法人税に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

(中間納付額の還付の手続)

第十二条 税務署長は、法第二十五条第一項第五号に掲げる金額の記載がある防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合には、当該金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、遅滞なく、法第三十二条第一項又は第二項の規定による還付又は充当の手続をしなければならぬ。

(還付すべき中間納付額の充当の順序)

第十三条 法第三十二条第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。次項において同じ。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。

一 当該還付金の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきもの（中間納付額を除く。）があるときは、当該防衛特別法人税に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、同号に規定する中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の中間納付額に充当する。

三 前二号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

2 その課税事業年度の法第十条第一号に定める基準法人税額に対する防衛特別法人税に係る法第三十一条第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。以下この項において同じ。）と法第三十二条第一項又は第二項の規定による還付金とがある場合において、これらの還付金をその課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する防衛特別法人税で未納のものに充当するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める還付金からまず充当するものとする。

一 第十一条第一号に規定する防衛特別法人税に充当する場合 法第三十一条第一項の規定による還付金

二 中間納付額に充当する場合 法第三十二条第一項又は第二項の規定による還付金（中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算）

第十四条 法第三十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 法第三十二条第一項に規定する防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税の額の合計額

二 当該中間納付額（法第三十二条第一項の規定による還付金をもって充当をされる部分の金額を除く。）のうち次に定める順序により当該中間納付額に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載された法第二十五条第一項第二号に掲げる金額（前条第一項第一号の充当をされる防衛特別法人税がある場合には、当該防衛特別法人税の額を加算した金額）に達するまで順次求めた各中間納付額につき国税に関する法律の規定により計算される延滞税の額の合計額

イ 当該中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の早いものを先順位とする。

ロ 確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の早いものを先順位とする。

2 法第三十二条第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、同項に規定する防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額（当該還付金をもって充当をされる部分の金額を除く。）のうち次に定める順序により当該還付金の額（当該還付金をもって前条第一項第一号又は第二号の充当をする場合には、当該充当をする還付金の額を控除した金額）に達するまで順次求めて求めた各中間納付額を法第三十二条第三項に規定する還付をすべき中間納付額として、同項の規定を適用する。

一 当該中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の遅いものを先順位とする。

二 確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の遅いものを先順位とする。

(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付の通知)

第十五条 税務署長は、法第三十三条第一項の内国法人又は外国法人に対して法人税法第八十条第一項（同法第四百四十四条の十三第三十三項において準用する場合を含む。）の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度、同法第四百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、当該内国法人又は外国法人に対し、当該課税事業年度の法第三十三条第一項に規定する確定防衛特別法人税額のうち同項の規定により還付すべきこととなる金額を通知する。

(更正等により還付すべき外国税額の充当の順序)

第十六条 第十一条の規定は、法第三十七条第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について準用する。

第十七条 法第三十八条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 法第三十八条第一項又は第二項に規定する防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税の額の合計額（当該延滞税のうち既に法第三十二条第二項又は第三十八条第三項の規定により還付されるべきこととなったものがある場合には、その還付されるべきこととなった延滞税の額を除く。）

二 当該中間納付額（法第三十二条第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による還付金をもって充当をされる部分の金額を除く。）のうち次に定める順序により当該還付の基因となる決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）又は更正等（同項に規定する更正等をいう。）に係る法第二十五条第一項第二号に掲げる金額（第四項において準用する第十三条第一項第一号の充当をされる防衛特別法人税がある場合には、当該防衛特別法人税の額を加算した金額）に達するまで順次求めた各中間納付額につき国税に関する法律の規定により計算される延滞税の額の合計額

イ 当該中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の早いものを先順位とする。

ロ 確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の早いものを先順位とする。

2 法第三十八条第四項第二号イ(2)に規定する政令で定める理由は、国税通則法第五十八条第五項に規定する政令で定める理由とする。

3 法第三十八条第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、これらの規定に規定する防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額（既に法第三十二条第三項の還付加算金の額の計算の基礎とされた部分の金額があり、又は法第三十八条第一項若しくは第二項の規定による還付金をもって充当をされる部分の金額がある場合には、これらの金額を除く。以下この項において同じ。）のうち次に定める順序により当該還付金の額（当該還付金をもって次項において準用する第十三条第一項第一号又は第二号の充当をする場合には、当該充当をする還付金の額を控除した金額）に達するまで順次求めて求めた各中間納付額を法第三十八条第四項に規定する還付をすべき中間納付額として、同項の規定を適用する。

一 当該中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の遅いものを先順位とする。

二 確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の遅いものを先順位とする。

4 第十三条の規定は、法第三十八条第一項から第三項までの規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について準用する。

一 当該中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の遅いものを先順位とする。

二 確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の遅いものを先順位とする。

国税通則法施行令第 五条第六号	又は当該	若しくは我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）以下「特別措置法」という。第六十条第四号（定義）に規定する防衛特別法人税中間申告書（以下「防衛特別法人税中間申告書」という）の提出又は次に掲げる	又は地方法人税	、地方法人税又は防衛特別法人税	定める時	定める時（防衛特別法人税中間申告書にあつては、防衛特別法人税課税事業年度（特別措置法第十一条（課税事業年度）に規定する課税事業年度をいう。以下「同」が提出すべき防衛特別法人税中間申告書の通算するその防衛特別法人税課税事業年度の開始の日）の属する当該通算する防衛特別法人税課税事業年度の開始の日から六月を経過する時）	に定める期間	に定める期間（次条第二項に規定する納付中間防衛特別法人税についてはその防衛特別法人税課税事業年度による申告書の提出期限までの期間）	国税と	国税及び納付中間防衛特別法人税（防衛特別法人税中間申告書の提出により納付すべき防衛特別法人税及び当該防衛特別法人税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき防衛特別法人税をいう。）と	地方法人税の額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）以下「特別措置法」という。の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額	地方法人税の額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）以下「特別措置法」という。の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額	地方法人税控除限度額及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）以下「特別措置法」という。の規定を適用して計算した金額	計算した金額及び防衛特別法人税に関する政令（令和七年政令第百三十四号）第三条第三項の規定により計算した金額	及び	、地方法人税法第十二条第一項及び第二項の規定並びに特別措置法第十六条第一項及び第二項	並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項	並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項	地方税法施行令第 四 十八条の十三第三項
--------------------	------	---	---------	-----------------	------	---	--------	---	-----	---	---	---	--	---	----	--	-----------------------	-----------------------	----------------------------

地方税法施行令第五 十七条の二	の規定を	（防衛特別法人税に関する政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定を	地方税法施行令第五 十七条の二の第一 号	額及び	額、	地方税法施行令第五 十七条の二の第一 号	所得地方法人税	額、	所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第二項に規定する防衛特別法人税の額
地方税法施行令第五 十七条の二の第一 号	額及び	額、	地方税法施行令第五 十七条の二の第一 号	所得地方法人税	額、	地方税法施行令第五 十七条の二の第一 号	所得地方法人税	額、	所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第二項に規定する防衛特別法人税の額

2 租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。第一号及び第二号において同じ。）、第四十二条の四の二第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定の適用がある場合における法第四十二条の四の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第二十一条第一項第一号に規定する防衛特別法人税額は、当該防衛特別法人税額から当該防衛特別法人税額に係る基準法人税額（法第十条に規定する基準法人税額をいう。以下この項において同じ。）に含まれる租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号、第四十二条の十四第一項及び第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項及び第九項並びに第六十三条第一項の規定（次号及び第三号において「特別税額加算規定」という。）により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

二 法第三十三条第一項に規定する防衛特別法人税の額は、当該防衛特別法人税の額から当該防衛特別法人税の額に係る基準法人税額に含まれる特別税額加算規定（租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号の規定を除く。）により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税の額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

三 法第三十九条第二項に規定する防衛特別法人税の額は、当該防衛特別法人税の額から当該防衛特別法人税の額に係る基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税の額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

3 租税特別措置法施行令第三十九条の二の二の規定は、法第四十三条第十二項において準用する租税特別措置法第六十六条の四の二の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第三十九条の二の二第四項中「納税の猶予」とあるのは、「納税の猶予（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第十二項（防衛特別法人税に係る法人税法の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

4 前項の規定は、外国法人の租税特別措置法第六十六条の四の三第一項に規定する本店等と恒久的施設との間の同項に規定する内部取引につき、法第四十三条第十四項において同条第十二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「第四十三条第十二項」とあるのは「第四十三条第十四項（と、「特例等」とあるのは「特例等）」において準用する同条第十二項」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定は、内国法人の租税特別措置法第六十七条の十八第一項に規定する本店等と同項に規定する国外事業所等との間の同項に規定する内部取引につき、法第四十三条第十五項において同条第十二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三項中「第四十三条第十二項」とあるのは「第四十三条第十五項」と、「特例等」とあるのは「特例等」において準用する同条第十二項」と読み替えるものとする。

6 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十七号）第三十条（同条第二項及び第二項の規定を同令第三十一条第一項において準用する場合を含む。）及び第三十一条（同条第二項の規定は、法第四十三条第二十一項において準用する外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第三十六条（同条第一項の規定を同法第三十七条第一項において準用する場合を含む。）及び第三十七条第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第三十条第三項の表第四項の項及び第三十一条第二項の表第四項の項中「特例」とあるのは、「特例」（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十一項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和八年四月一日から施行する。

第二条（旧賃借資産税額加算規定の適用がある場合における防衛特別法人税額の計算の特例）

旧賃借資産税額加算規定（所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）以下この項において「平成十九年改正法」という。）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条及び第九十二条の規定（以下この項において「改正法附則規定」という。）によりなお従前の例によることとされる場合における平成十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項及び第四十二条の十一第六項の規定（以下この項において「旧規定」という。）並びに改正法附則規定に類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧規定に類する賃借した資産を事業の用に供しなくなった場合の法人税の額への加算に関する特例を定めている規定をいう。以下この条において同じ。）の適用がある場合における法第四章第四節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第二十一条第一項第一号に規定する防衛特別法人税額は、当該防衛特別法人税額から当該防衛特別法人税額に係る基準法人税額（法第十条に規定する基準法人税額をいう。以下この項において同じ。）に含まれる旧賃借資産税額加算規定により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

二 法第三十三条第一項に規定する防衛特別法人税の額は、当該防衛特別法人税の額から当該防衛特別法人税の額に係る基準法人税額に含まれる旧賃借資産税額加算規定により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税の額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

三 法第三十九条第二項に規定する防衛特別法人税の額は、当該防衛特別法人税の額から当該防衛特別法人税の額に係る基準法人税額に含まれる旧賃借資産税額加算規定により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税の額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

2 旧賃借資産税額加算規定の適用がある場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「以下」とあるのは「又は旧賃借資産税額加算規定（附則第二条第一項に規定する旧賃借資産税額加算規定をいう。次項及び第五項第一号において同じ。）（以

下」と、同条第二項中「又は第五節の二の規定」とあるのは「若しくは第五節の二の規定又は旧賃借資産税額加算規定」と、同条第五項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「以下」とあるのは「又は旧賃借資産税額加算規定（以下」とする。

第三条（財務省組織令の一部改正）

附則第四条の三中「及び復興特別法人税」を、「復興特別法人税及び防衛特別法人税」に改める。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うたばこ税の税率の特例に関する経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百三十五号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うたばこ税の税率の特例に関する経過措置に関する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第六十六条第二項、第五項及び第六項（これらの規定を同条第九項及び第十一項において準用する場合を含む。）並びに国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百五十五条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（手持品課税に係る申告等）

第一条 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第六十六条第二項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の住所（住所がない場合には、居所。以下この条において同じ。）、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。第六項第一号及び第八項第一号において同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）

二 貯蔵場所（改正法附則第六十六条第二項に規定する貯蔵場所をいう。以下この条において同じ。）の所在地及び名称

2 たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第十一条第二項から第五項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。

3 改正法附則第六十六条第五項の承認を受けようとする者は、製造たばこ（改正法附則第六十三条第二項に規定する製造たばこをいう。以下この条において同じ。）を保税地域（改正法附則第六十三条第二項に規定する保税地域をいう。以下この項及び第六項第四号において同じ。）に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該製造たばこの区分（改正法附則第六十六条第二項第一号に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条において同じ。）及び区分ごとの数量、その置かれていた保税地域の所在地及び名称並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。

4 前項の申請書の提出を受けた税関長は、改正法附則第六十六条第五項の承認をしたときは、立会いその他の方法により当該廃棄の事実を確認するものとする。

- 5 改正法附則第六十六条第五項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類（次項及び第八項において「手持品課税対象証明書」という。）で同条第二項の税務署長から交付を受けたもの（当該製造たばこにつき当該確認を受けようとする者と同条第一項の規定の適用を受けた者が異なる場合にあつては、同項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けたもの）を添付し、これを同条第五項の税関長に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
- 三 当該製造たばこにつき改正法附則第六十六条第一項の規定の適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称（当該製造たばこにつき当該確認を受けようとする者と同項の規定の適用を受けた者が異なる場合にあつては、同項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称）
- 四 当該製造たばこの輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称
- 五 その他参考となるべき事項
- 6 前項に規定する手持品課税対象証明書の交付を受けようとする改正法附則第六十六条第一項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 当該製造たばこにつき改正法附則第六十六条第一項の規定の適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称
- 三 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
- 四 当該製造たばこを引き取った特定販売業者（改正法附則第六十三条第三項に規定する特定販売業者をいう。）の住所及び氏名又は名称並びに当該製造たばこの引取りに係る保税地域の所在地及び名称
- 五 その他参考となるべき事項
- 7 第五項の申請書の提出を受けた税関長は、改正法附則第六十六条第五項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。
- 8 改正法附則第六十六条第六項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこにつき同条第一項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けた手持品課税対象証明書を添付し、これを同条第六項の税務署長に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 当該製造場の所在地及び名称
- 三 当該製造たばこを当該製造場に戻し、又は移送した者の住所及び氏名又は名称
- 四 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
- 五 当該製造たばこにつき改正法附則第六十六条第一項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称
- 六 その他参考となるべき事項
- 9 第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第六項第四号中「当該製造たばこを引き取った特定販売業者（改正法附則第六十三条第三項に規定する特定販売業者をいう。）」とあるのは、「当該製造たばこ製造者」と、「引取りに係る保税地域」とあるのは、「戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場」と、第七項中「税関長」とあるのは、「税務署長」と、「附則第六十六条第五項」とあるのは、「附則第六十六条第六項」と読み替えるものとする。
- 10 改正法附則第六十六条第六項第一号に規定する政令で定めるものは、同項に規定する製造たばこ製造者から移入した製造たばこのうち同条第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものでたばこ税法施行令第九條第一項各号に掲げる製造たばこに該当するものとする。

11 前各項の規定は、改正法附則第六十六条第八項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第五項中「同条第一項」とあるのは「同条第八項」と、同項第三号及び第六項中「附則第六十六条第一項」とあるのは「附則第六十六条第八項」と、第八項中「同条第一項」とあるのは「同条第八項」と、同項第五号中「附則第六十六条第一項」とあるのは「附則第六十六条第八項」と読み替えるものとする。

12 第一項から第十項までの規定は、改正法附則第六十六条第十項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第五項中「同条第一項」とあるのは「同条第十項」と、同項第三号及び第六項中「附則第六十六条第一項」とあるのは「附則第六十六条第十項」と、第八項中「同条第一項」とあるのは「同条第十項」と、同項第五号中「附則第六十六条第一項」とあるのは「附則第六十六条第十項」と読み替えるものとする。

（国税通則法施行令の適用の特例）
第二条 改正法附則第六十六条第一項、第八項又は第十項の規定によりたばこ税を課する場合における国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第六十六条第十三項（手持品課税）の罪」とする。

附則
 この政令は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
 内閣総理大臣 石破 茂

防衛力強化資金に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百三十六号

防衛力強化資金に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

防衛力強化資金に関する政令（令和五年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。
 本則中「第十三条第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

附則
 この政令は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
 内閣総理大臣 石破 茂

国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百三十七号

国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第二条第二項及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第八十九条第七項」を「第三十七条の十三第三十一項（同法第三十七条の十三の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十九条第七項」に改め、同条に次の一号を加える。

二十一 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第三十一条第一項、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十三条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項から第三項まで又は第三十九条第二項、第三項若しくは第七項の規定による還付金

附則第十四項中「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に、「千分の百八」を「千分の九十」に改める。

附則第十六項中「第十一条第二項」の下に「又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十九条第二項」を加え、「同法」を「たばこ税法」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十」に、「千分の九百四十六」を「千分の九百五十一」に、「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の五十四」を「千分の四十九」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条に一号を加える改正規定及び次項の規定 令和八年四月一日

二 附則第十四項の改正規定及び附則第十六項の改正規定並びに附則第三項の規定 令和九年四月一日

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用の特例）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第六十六条第五項又は第六項（これらの規定を同条第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定の適用については、同令第二条第九号に掲げる還付金とみなす。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間における改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第十四項及び第十六項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる同令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	附則第十四項	千分の九百十	千分の八百九十九
	附則第十六項	千分の九百十	千分の百一
		千分の九百五十一	千分の九百四十八
		千分の九十	千分の百一
		千分の四十九	千分の五十二

令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

附則第十四項	附則第十六項
千分の九百十	千分の九百十
千分の九十	千分の九百五十一
千分の九百十	千分の九百五十一
千分の九百十	千分の九十
千分の九百五	千分の九百五
千分の九百五	千分の九百五
千分の九百五	千分の五十
千分の九百五	千分の四十九

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百三十八号

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する

政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百三十九号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、土地改良法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地改良法施行令の一部改正）

第一条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の九中「第八十七条の三第七項」の下に「第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加え、「及び第十八項」を「並びに同条第十八項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二条第一号中「農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び」を「農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第四十八条の二第二号中「こととなる金額」の下に「（当該土地改良区が、定款で定めるところにより、イに掲げる費用に充てるための資金を積み立てている場合には、当該資金の金額を控除した金額。次条第三号において同じ。）」を加える。

（急施の場合の要件）

第四十八条の三の二 法第四十九条第一項第二号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 法第四十九条第一項第一号に規定する復旧事業（以下「復旧事業」という。）とこれに附帯して施行することを相当とする同項第二号に規定する土地改良事業とを一体とした事業（次号において単に「事業」という。）の施行に係る土地改良施設について、次に掲げる変更を要することとならないこと。

イ 当該土地改良施設に係る受益地の変更

ロ 当該土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

二 当該事業の施行に係る地域内にある土地について法第三条に規定する資格を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該土地改良施設の管理に現に要する費用及び当該事業を行わないものとするれば当該土地改良施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

イ 当該事業に要する費用

ロ 当該事業の施行後の当該土地改良施設の管理に要する費用

第四十八条の十二を第四十八条の十四とし、第四十八条の十一を第四十八条の十三とし、第四十八条の十の次に次の二条を加える。

（情報通信環境整備事業の施行に関する基本的な要件）

第四十八条の十一 法第五十七条の九第二項において準用する法第五十七条の五第一号（法第五十七条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める基本的な要件は、次に掲げるものとする。

一 当該情報通信環境整備事業を行う区域が、当該土地改良区の地区内にある土地又はその周辺の地域内にある土地の区域であつて、農業振興地域内にあること。

二 当該情報通信環境整備事業が、当該土地改良区による農業用排水施設の管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用を促進するため、必要かつ効果的であると認められること。

三 当該情報通信環境整備事業に係る施設の構造及び設備が、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、農林水産省令で定める技術的基準に適合するものであること。

（情報通信環境整備事業の遂行のための基礎的な要件）

第四十八条の十二 法第五十七条の九第二項において準用する法第五十七条の五第三号（法第五十七条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該土地改良区において当該情報通信環境整備事業を適確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。

二 当該土地改良区において当該情報通信環境整備事業の規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあること。

三 当該土地改良区の当該情報通信環境整備事業に係る業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあること。

第五十条第二項中「農業生産の選択的拡大」を「消費者の需要に即した農業生産の推進」に改める。

第五十条の二の七中「第八十七条の二第四項の」を「第八十七条の二第四項（法第八十八条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の」に改める。

第五十条の二の八の前の見出し中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改める。

第五十条の二の九中「第八十七条の三第一項第二号」の下に「（法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十条の二の十中「第八十七条の三第一項第三号」の下に「（法第九十六条の四第一項において準用する場合及び）」を加える。

第五十条の二の十一の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（急施の場合の要件）」を付し、同条中「含む」の下に「以下この条において同じ」を加え、同条各号を次のように改める。

一 法第八十七条の四第一項第一号に掲げる土地改良事業にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 当該土地改良事業の施行に係る農業用排水施設について、次に掲げる変更を要することとならないこと。

(1) 当該農業用排水施設に係る受益地の変更

(2) 当該農業用排水施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

ロ 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第三条に規定する資格を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該農業用排水施設の管理に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとするれば当該農業用排水施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

(1) 当該土地改良事業に要する費用

(2) 当該土地改良事業の施行後の当該農業用排水施設の管理に要する費用

イ 当該土地改良事業の施行後の農業用排水施設に係る受益地が法第八十七条の四第一項第二号の既存の農業用排水施設に係るものと一致し、かつ、当該施行後の農業用排水施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分が当該既存の農業用排水施設に係るものとおおむね同等であること。

ロ 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第三条に規定する資格を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該既存の農業用排水施設の管理に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとするれば当該既存の農業用排水施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

(1) 当該土地改良事業に要する費用
(2) 当該土地改良事業の施行後の農業用排水施設の管理に要する費用

(六) 土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費

別表第三の三の三の項の(二)中「二の項」を「二の項の(一)」に改め、同項の中欄(二)の次に次のように加える。

(三) 土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更に関する事業費(二の項の(二)から(四)までに掲げるものを除く。)

(四) 土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業に要する事業費(二の項の(六)に掲げるものを除く。)

別表第九の一の項を次のように改める。

一 (一) 干拓(農林水産大臣が当該干拓により造成されるべき干拓地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに限る。)に要する事業費(二の項に掲げるものを除く。)

(二) 法第八十七条の二第一項第三号に掲げる事業に要する事業費

別表第九の二の二の項を次のように改める。

二 (一) 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費

(二) 土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更に関する事業費

(三) 土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業に要する事業費

別表第十二の二の一の項中「変更」の下に「又は代替農業用排水施設の新設」を加え、同表の二の項を次のように改める。

二 (一) 法第八十七条の二第一項第三号に掲げる事業に要する事業費

(二) 農業用排水施設の変更又は代替農業用排水施設の新設に要する事業費(一の項に掲げるものを除く。)

別表第十二の三の二の項を次のように改める。

二 土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費

別表第十二の三の三の項を同表の四の項とし、同表の二の項の次に次のように加える。

三 (一) 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費

(二) 土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更に関する事業費(二の項に掲げるものを除く。)

(三) 土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業に要する事業費

別表第十五の二の一の項から三の項までの規定中「変更」の下に「又は代替農業用排水施設の新設」を加え、同表の四の項を次のように改める。

四 (一) 法第八十七条の二第一項第三号に掲げる事業に要する事業費

(二) 農業用排水施設の変更又は代替農業用排水施設の新設に要する事業費(一の項から三の項までに掲げるものを除く。)

別表第十五の三の二の項及び三の項を次のように改める。

二 (一) 土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費

(二) 土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更に関する事業費(三の項の(二)に掲げるものを除く。)

(三) 土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費

三 (一) 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費(二の項の(一)に掲げるものを除く。)

(二) 土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更であつて、農用地の土壌の侵食を防止するため行うものに要する事業費

(三) 土地改良施設の突発事故被害の復旧とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更とを一体とした事業に要する事業費(二の項の(三)に掲げるものを除く。)

(農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正)

第二条 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号口中「第八十七条の三第一項」の下に「(同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三条 農業経営基盤強化促進法施行令(昭和五十五年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第八十七条の三第一項」の下に「(同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)」を、「都道府県」の下に「又は市町村」を加える。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第四条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項の(一)中「又は同法」を、「同法第八十七条の二第一項の規定により行う同項第三号に掲げる土地改良事業、同法第八十七条の四第一項の規定により行う同項第三号に掲げる土地改良事業(農業用排水施設が老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために行うものに限る。又は同法に「土地改良施設」を「同項各号に掲げる土地改良事業(同法第二条第二項第五号に規定する)」に改め、「復旧」の下に「に係るものに限る。)」を加える。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）
第五條 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第三号中「こととなる金額」の下に「当該土地改良区が、定款で定めるところにより、イに掲げる費用に充てるための資金を積み立てている場合には、当該資金の金額を控除した金額」を加える。

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂
農林水産大臣 江藤 拓
国土交通大臣 中野 洋昌

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第四百十号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第一条 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（妊婦給付認定の取消し）

第一条の二 法第十条の十の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 当該妊婦給付認定者が、正当な理由なしに、法第十条の五の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の間問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 当該妊婦給付認定者が法第十条の九第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をしたとき。

第三条の見出しを「（教育・保育給付認定の取消し）」に改め、同条第一号中「第十三条第一項」を「第十三条」に、「同項」を「同条」に改める。

第十五条の二中「第十二条から第十八条まで」を「第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条まで」に改める。

第十五条の五の見出しを「（施設等利用給付認定の取消し）」に改め、同条第一号中「第十三条第一項」を「第十三条」に、「同項」を「同条」に改める。

第二十一条の見出しを「（法第五十八条第一項及び第二項の規定による報告）」に改め、同条中「特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の」を「同項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第五十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

第二十四条の三第二項中「第六十八條第一項」を「第六十八條第二項」に改める。
第二十四条の五第二項中「第六十八條第二項」を「第六十八條第三項」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 国は、法第六十八條第一項の規定により、毎年度、市町村に対して、法第六十五条第一号に掲げる費用の全額に相当する額を交付する。

第四十三条中「第五十九條の二第二項」を「第五十九條の二第三項」に改める。
附則第六條第一項の表法第十三條第一項の項中「第十三條第一項」を「第十三條」に改め、同表法第六十七條第一項及び第六十八條第一項の項中「第六十八條第一項」を「第六十八條第二項」に改め、同表法第八十二條第一項の項中「第十三條第一項」を「第十條の五若しくは第十三條」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「読み替えられた第十三條第一項」を「読み替えられた第十三條」に、「又は第十三條第一項」を「これら」に、「又は同項」を「同条」に改める。

附則第七條及び第十三條（見出しを含む）中「第六十八條第一項」を「第六十八條第二項」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三を次のように改める。

第三十五条の三 法第三十四條の十五第三項第四号の政令で定める使用人は、家庭的保育事業等に関する同条第二項の認可の申請にあつては申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者、乳児等通園支援事業に関する同項の認可の申請にあつては申請者の行う乳児等通園支援事業を管理する者、保育所に関する法第三十五条第四項の認可の申請にあつては申請者の設置する保育所を管理する者とする。

第三十五条の四中「家庭的保育事業等」の下に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

（国有財産法施行令の一部改正）

第三条 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 子ども・子育て支援特別会計

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第四条 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表第十一条の四第二項第一号の項を次のように改める。

第十一条の四第二項第一号

、休業手当金の額、育児休業手当金の額、育児休業手当金の支給する場合にあっては、育児休業手当金の額に育児休業支援手当金の額を合算した額とする。以下この号において同じ。又は介護休業手当金	又は休業手当金
、休業手当金の額、育児休業手当金の額、又は介護休業手当金	又は休業手当金

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第五条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十七号中「及び同法」を「並びに同法第六十八條第一項及び」に改める。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第六條 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十一條の四第二項第一号を次のように改める。

一 出産手当金の額、休業手当金の額、育児休業手当金の額(育児休業支援手当金を支給する場合にあつては、育児休業手当金の額に育児休業支援手当金の額を合算した額とする。以下この号において同じ。)、又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該出産手当金の額、休業手当金の額、育児休業手当金の額又は介護休業手当金の額

第二十二條第一項第三号中「第二号」を「第三号」に改める。
第二十二條の三第三号中「第九十九條第四項第二号」を「第九十九條第四項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第九十九條第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国が毎年度において負担すべき金額は、当該事業年度において組合ごとにその組合員に支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額の合計額とする。

第二十五條の三第一項中「第二号を除く」を「第一号に係る部分に限る」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第一号を除く」を「第三号に係る部分に限る」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、予算で定めるところにより、法第九十九條第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定により負担すべき金額を、当該事業年度における育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給の状況を勘案して組合に払い込むものとする。

第二十五條の四第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十五條第三項中「第六十八條の三第一項」を「第六十八條の四第一項」に改める。
第七條 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項第一号を次のように改める。
一 出産手当金の額、休業手当金の額、育児休業手当金の額(育児休業支援手当金を支給する場合にあつては、育児休業手当金の額に育児休業支援手当金の額を合算した額とする。以下この号において同じ。)、又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合、当該出産手当金の額、休業手当金の額、育児休業手当金の額又は介護休業手当金の額

第二十九條の九見出し中「育児休業手当金及び介護休業手当金」を「育児休業手当金等」に改め、同条第一項中「法第十三條第四項第一号」を「次の各号」に、「同項」を「法第十三條第四項」に、「事業年度における組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に次項に定める割合を乗じて得た」を「各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第十三條第四項第一号に掲げる費用 当該事業年度における組合の当該費用の予想額に次項に定める割合を乗じて得た額

二 法第十三條第四項第一号の二に掲げる費用 当該事業年度における組合の当該費用の予想額

第四十三條第六項中「第七十條の三第一項」を「第七十條の四第一項」に改める。
第四十三條の二の見出し中「育児休業手当金及び介護休業手当金」を「育児休業手当金等」に改め、同条中「法第十三條第四項第一号」を「次の各号」に、「事業年度における警察共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に第二十九條第二項に定める割合を乗じて得た」を「各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第十三條第四項第一号に掲げる費用 当該事業年度における警察共済組合の当該費用の予想額に第二十九條第二項に定める割合を乗じて得た額

二 法第十三條第四項第一号の二に掲げる費用 当該事業年度における警察共済組合の当該費用の予想額

附則第三十條の二の三の見出し中「育児休業手当金及び介護休業手当金」を「育児休業手当金等」に改め、同条中「及び介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金」に改める。

附則第三十條の二の五第三項中「拠出金」の下に「(同号の拠出金にあつては、同条第四項の規定による地方公共団体の負担に係る費用に相当する部分を除く。)」を加え、「及び介護休業手当金」を「育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金」に、「費用」を「費用(同条第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。)」に改める。

(行政手続法施行令の一部改正)
第八條 行政手続法施行令(平成十六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十号中「(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。、同条第五項(一)に、「第二項並びに」を「第二項」に、「の命令等」を「第六十一條の十第一項第一号(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第三項第二号並びに第六十一條の十二第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の厚生労働省令で定める理由に係る部分及び同条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の厚生労働省令で定める日に係る部分に限る。の命令等」に改める。

(健康増進法施行令の一部改正)
第九條 健康増進法施行令(平成十四年政令第三百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第十五号中「及び同条第二十一項」を「同条第二十一項」に、「の用」を「同条第二十二項に規定する妊婦等包括相談支援事業及び同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業の用」に改める。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)
第十條 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四十條第三項第一号中「小規模保育事業」の下に「及び乳児等通園支援事業」を加える。
(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正)
第十一條 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第六十八條の三」を「第六十八條の四」に改める。
第十一條第一項中「第七十條の三」を「第七十條の四」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)
第十二條 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第六節 労働保険特別会計(第五十五條・第五十六條) 第七節 年金特別会計(第五十六條の二―第六十一條) 第八節 食料安定供給特別会計(第六十二條―第六十四條)」を 「第六節 労働保険特別会計(第五十五條―第五十六條) 第七節 年金特別会計(第五十六條の二―第六十一條) 第八節 子ども・子育て食料安定供給特別会計(第六十二條―第六十四條) 第九節 食料安定供給特別会計(第六十二條―第六十四條)」に、「第九節」を「第十節」に、「第十節」を「第十一節」に改める。

第十二條中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十四條及び第十五條を次のように改める。
(資金前渡のできる経費)

第十四條 各特別会計においては、会計法第十七條の規定により、次に掲げる経費について、主任の職員の現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

一 労働保険特別会計の労災勘定における保険給付費並びに社会復帰促進等事業費のうち労災就学等援護費及び労災援護給付金

二 労働保険特別会計の雇用勘定における失業等給付費及び雇用安定事業費のうち雇用安定等給
付金

三 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定における育児休業給付費並びに出生後休
業支援給付費及び育児時短就業給付費
(年度開始前に資金交付のできる経費)

第十五条 各特別会計においては、会計法第十八条第一項の規定により、次に掲げる経費について、
会計年度開始前に主任の職員に対し資金を交付することができる。

一 労働保険特別会計の雇用勘定における失業等給付費

二 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定における育児休業給付費並びに出生後休
業支援給付費及び育児時短就業給付費

第十七条第一項第三号及び第三項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に改め、
同条第四項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働大臣」を「内閣総
理大臣」に改める。

第十八条第一項第三号中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に改め、同条第三
項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」
に改める。

第二十六条第二項第三号を次のように改める。

三 子ども・子育て支援特別会計 子ども家庭庁

第二十七条第一項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に改める。

第二十九条の二第一項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に改め、同条第三
項及び第四項中「厚生労働省」を「内閣府」に、「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」
に改める。

第三十四条第四項及び第三十六条第三項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」
に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十五条第四項中「合計額」の下に「及び法第二百三十三条の九第二項の規定により子ども・子
育て支援特別会計の育児休業等給付勘定から労働保険特別会計の徴収勘定へ繰り入れる金額」を加
え、同条の次に次の一条を加える。

(徴収勘定から子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への繰入れ)

第五十五条の二 法第二百二条の三の政令で定める額は、附属雑収入の額から前条第一項の合計額を
控除した額とする。

第五十六条第三項第一号中「育児休業給付に係る歳入額(次項において「育児休業給付費充当歳
入額」という。)並びに」を削り、「第五項」を「次項」に改め、「の合計額」を削り、同項第二号イ中
「育児休業給付に係る歳出額(以下この条において「育児休業給付費充当歳出額」という。)及び」
及び「の合計額」を削り、同号ロ中「育児休業給付費充当歳出額に係る繰越額及び」及び「の合計
額」を削り、同号ハ中「(以下この条において「超過額相当額」という。)(育児休業給付に係る超過
額相当額を控除した残りの額とする。)」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とす
る。

第五十六条の二を削る。

第五十七条中「第四号」を「第三号」に改める。

第五十八条中「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。

第五十九条及び第六十条を削り、第六十一条を第五十九条とする。

第二章第十節を第十一節とし、第九節を第十節とし、第八節を第九節とし、第七節の次に次の
一節を加える。

第八節 子ども・子育て支援特別会計

(子ども・子育て支援特別会計の所管大臣の所掌区分等)

第六十条 子ども・子育て支援特別会計の管理に関する事務のうち育児休業等給付勘定に係るもの
は、厚生労働大臣が行うものとする。

2 前項に規定する事務以外の子ども・子育て支援特別会計の管理に関する事務のうち、同会計全
体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計の所管大臣が協議して定めるところによ
り内閣総理大臣が行い、その他のものは内閣総理大臣が行うものとする。

(積立金等からの補正)

第六十一条 法第二百三十三条の十第二項に規定する政令で定める場合は、子ども・子育て支援特別
会計の子ども・子育て支援勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度へ
の繰越額及び法第二百三十三条の十六第一項に規定する超過額に相当する金額を控除して不足す
る場合とし、法第二百三十三条の十第二項の規定により同勘定の積立金から補正する金額は、当該不
足する額のうち、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九条第一項に規
定する拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用、拠出金対象地域子ども・子育
て支援事業費用及び仕事・子育て両立支援事業費用(次項において「拠出金対象費用」という。)
に相当する金額とする。

2 子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金は、拠出金対象費用の財源に
充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることが
できる。

3 法第二百三十三条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、子ども・子育て支援特別会計の
子ども・子育て支援勘定の毎会計年度の収納済みの法第二百三十三条の十第一項第一号に規定する
支援納付金対象費用充当歳入額から支出済みの同項第二号に規定する支援納付金対象費用充当歳
出額(以下この項において「支援納付金対象費用充当歳出額」という。)及び支援納付金対象費用
充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額を控除して不足する場合とし、法第二百三十三条の十一
第四項の規定により子ども・子育て支援資金から補正する金額は、当該不足する額に相当する金
額とする。

4 法第二百三十三条の十二第四項の規定により育児休業給付資金から補正する金額は、毎会計年度
の同条第三項第一号に規定する育児休業給付費充当歳入額から当該年度の同項第二号に規定する
育児休業給付費充当歳出額を控除して不足する額に相当する金額とする。

附則第七条の三中「及び第五項」を「及び第四項」に、「第五項」を「次項」に、「法」と、「以下
この条」とあるのは「八及び次項」と、同条第五項を「子ども・子育て支援法等の一部を改正す
る法律(令和六年法律第四十七号)第十七条の規定による改正前の法」と、「金額」とあるのは「金
額(育児休業給付に係る当該額を控除した残りの額とする。)」と、同条第四項に「法第五十五条」
を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第十七条の規定による改正前の法第五十五条」に
改める。

附則第十四条の二から第十四条の四までを削る。

第十三条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令の一部改
正(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令の一部改
正)
成十九年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第九十九条第四項第二号」を「第九十九条第四項第三号」に改める。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行
令の一部改正)

第十四条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法
律施行令(平成二十二年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「第二百二十条第二項第六号」を「第二百二十条第二項第五号」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令等の一部改正）
第十五条 次に掲げる政令の規定中「第七十条の三」を「第七十条の四」に改める。

一 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）第二条
第一項
二 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第四条第一項
三 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第三条第一項
四 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）第四条第一項
五 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十六号）第五条第一項

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）
第十六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。
第六十六条中「改正後地共済法」を「地方公務員等共済組合法」に、「第七十条の三第一項」を「第七十条の四第一項」に、「地方公務員等共済組合法」を「同法」に、「第十号の三まで」を「第十号の二まで及び第十号の四」に改める。
（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部改正）

第十七条 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）の一部を次のように改正する。
第十号中「母子保健法」を「児童福祉法による妊婦等包括相談支援事業の実施に関する事務、母子保健法」に、「又は」を「、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する事務又は」に改める。
（厚生労働省組織令の一部改正）

第十八条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第八条第十三号及び第十四号中「雇用勘定」の下に「及び子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定」を加える。
第十四条第七号中「の規定」を「第六十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定」に改め、同条第十二号中「除き、子ども・子育て支援勘定にあつては子ども・子育て支援法の規定による拠出金に係る部分に限る。」を削り、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。」を削り、同号を同条第十号とする。
第三十条の二第四号中「の規定」を「第六十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定」に改め、「同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。」を削る。
附則第六条第二項中「いう。」及び「された旧児童手当法」の下に「第二十号第一項（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

（子ども家庭庁組織令の一部改正）
第十九条 子ども家庭庁組織令（令和五年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第二号中「第六十九条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加え、「第二十一号」及び「及び第十八条第六号」を削り、「拠出金の徴収」を「一号拠出金の徴収」に改め、同条第四号中「第十八条第二号及び第五号」を「第十八条第三号及び第六号」に改め、同条第二十一号を次のように改める。
二十一 子ども・子育て支援特別会計（育児休業等給付勘定に係る部分を除く。次号において同じ。）の経理に関すること。
第三号中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。
二十二 子ども・子育て支援特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
第十三条第一号中「拠出金の徴収」を「一号拠出金の徴収」に改める。
第十五条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 子ども・子育て支援法の規定による妊婦のための支援給付に関すること。
第十八条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 子ども・子育て支援法第六十九条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定による拠出金の徴収に関すること。
第十八条中第七号を第九号とし、同号の前に次の二号を加える。
七 子ども・子育て支援特別会計（育児休業等給付勘定に係る部分を除く。次号において同じ。）の経理に関すること。
八 子ども・子育て支援特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則第三項を附則第三条とし、附則に次の一条を加える。
（成育局参事官の所掌事務の特例）
第四条 第十一条の成育局に置かれる参事官は、第十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、平成二十二年政令における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この条において「旧児童手当法」という。）第二十条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定による拠出金並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定による拠出金の徴収に関する事務をつかさどる。

附則
この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂
総務大臣 村上誠一郎
財務大臣 鈴木 馨祐
財務大臣 加藤 勝信
文部科学大臣 阿部 俊子
厚生労働大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 武藤 容治
国土交通大臣 中野 洋昌

○内閣府令第三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第三十七条の規定に基づき、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

	改 正 後	改 正 前
<p>第十四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、別記様式第三の二の実施状況確認結果報告書及び別記様式第三の三の実施報告書に、当該事業の概要を記載した書類を添えて、これらを速やかに内閣総理大臣に提出するものとする。当該事業期間内の各会計年度が終了した場合においても同様とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、認定地方公共団体は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める日以後、速やかに、別記様式第三の二の実施状況確認結果報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>一 認定地方公共団体以外の者がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の企画又は立案に関与している場合において、その者と当該事業に関連する寄附を行った法人又は当該法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する「関係会社」をいう。）との間に取引等（契約に基づく取引又は行為をいう。）の関係がある場合 当該法人から当該事業に関連する寄附を受けた日</p> <p>二 認定地方公共団体以外の者がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の企画又は立案に関与している場合において、その者が当該事業に係る契約の相手方となった場合 当該契約の締結の日</p> <p>三 認定地方公共団体の議会がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る歳出予算について議決をする前に、当該認定地方公共団体が当該事業に関連する寄附を受けた場合 当該寄附を受けた日</p>	<p>第十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、別記様式第三の二の実施報告書に、当該事業の概要を記載した書類を添えて、これらを速やかに内閣総理大臣に提出するものとする。当該事業期間内の各会計年度が終了した場合においても同様とする。</p> <p>〔項を加える。〕</p>	<p>第十四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、別記様式第三の二の実施報告書及び別記様式第三の三の実施報告書に、当該事業の概要を記載した書類を添えて、これらを速やかに内閣総理大臣に提出するものとする。当該事業期間内の各会計年度が終了した場合においても同様とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第3の3(第14条関係)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

認定地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る令和 年度の実施状況について、地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 地域再生計画の名称及び事業の名称

地域再生計画の名称	
事業の名称	

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附の実績

年度	
事業費計(円)	
寄附額計(円)	

法人名	法人番号	寄附額(円)	受領日	公表の可否

注 別記様式第3による受領証を交付した全ての寄附について記載してください。

3 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する契約等の実績

(1) 競争入札

(ただし、(i)入札に加わった者が一の者又はその者の関係者のみ (ii)契約の相手方等が寄附法人等であるのいずれも満たす場合に限る。)

	契約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合)寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	契約の相手方からの委託者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合)寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

※各契約について、各行の丸囲みの数字を対応させて記載してください(以下同じ。)

※契約の相手方等とは、契約の相手方からの委託者を含みます(以下同じ。)

※寄附法人等とは、寄附法人又はその法人の関係会社を指します(以下同じ。)

※関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます(以下同じ。)

(2) 随意契約

(ただし、少額のものを除き、契約の相手方等が寄附法人等である場合に限る。)

	契約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合)寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

別記様式第三の二を次のように改め、同様式を別記様式第三の三とする。

	契約の相手方からの委託者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

(3) 補助金

(ただし、(i) 交付の申請をした者が一の者又はその者の関係者のみ (ii) 補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である のいずれも満たす場合に限る。)

	補助事業者	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	補助事業を行うため締結する契約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

(4) 負担金

(ただし、(i) 拠出先が一の者又はその者の関係者のみ (ii) 拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方が寄附法人等である のいずれも満たす場合に限る。)

	拠出先	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

	負担金に係る事業を行うため締結する契約の相手方	法人番号	寄附法人との関係	(関係会社の場合) 寄附法人名	(非公表の場合)公表を希望しない理由
①					
②					
③					

4 事業の実施状況に関する客観的な指標

指標			
	年 月	目標値	実績値
申請時			
初年度			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			

注 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施期間中に寄附を充当した事業に関連する指標を全て記載してください。

別記様式第3の2（第14条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施状況確認結果報告書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

認定地方公共団体の長の氏名

年 月 日付で認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度の実施状況を確認した結果について、地域再生法施行規則第14条第3項又は第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 地域再生計画の名称及び事業の名称

Table with 2 columns: 地域再生計画の名称, 事業の名称

2 各事業の実施状況

Table with 2 columns: 個別事業の名称, (blank)

2-1

Main table with columns: 項目, 内容, 番号, 寄附受領日, and Check columns (i-v). Rows include 1-7 for plan stages and 1-3 for implementation details.

Table with 3 columns: 項目, 番号, 備考

2-2

Main table with columns: 項目, 内容, 番号, 契約締結日, and Check columns (i-v). Rows include 1-3 for implementation details.

Table with 3 columns: 項目, 番号, 備考

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

別記様式第三の次に別記様式第三の二として次の一様式を加える。

○内閣府令第三十四号

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百六十四条第一項の規定に基づき、特定目的信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

令和七年三月三十一日

特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

内閣総理大臣 石破 茂

改正後	改正前
<p>(元本等の部の区分)</p> <p>第二十九条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 第二項第二号の項目について、当該事業年度に係る金銭の分配の額が当該事業年度終了の時における純資産価格（その有する資産の帳簿価格の合計額からその有する負債の帳簿価格の合計額を減算した金額をいう。）から元本の額及び評価・換算差額等の額の合計額を控除した金額を上回る金額がある場合には、その上回る部分の金額を受益権調整引当額として表示しなければならない。</p> <p>[5・8 略]</p> <p>(利益処分計算)</p> <p>第六十七条 [略]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>第六十八条 第二十九条第四項の場合において、受益権調整引当額を当期の利益処分に充当する場合においては、当該受益権調整引当額は、前条第一号の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）に当該金額を加算する形式により、受益権調整引当額として表示しなければならない。</p> <p>第六十九条 第二十九条第五項第一号の任意積立金を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、第六十七条第一号の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。</p> <p>第七十条 第六十七条第二号の利益処分額は、次に掲げる項目に細分しなければならない。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>[2・4 略]</p>	<p>(元本等の部の区分)</p> <p>第二十九条 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>4 第二項第二号の項目について、当該事業年度に係る金銭の分配の額が当該事業年度終了の時における純資産価格（その有する資産の帳簿価格の合計額からその有する負債の帳簿価格の合計額を減算した金額をいう。）から元本の額を控除した金額を上回る金額がある場合には、その上回る部分の金額を受益権調整引当額として表示しなければならない。</p> <p>[5・8 同上]</p> <p>(利益処分計算)</p> <p>第六十七条 [同上]</p> <p>2 資産につき時価を付すものとした場合（第五条第三項及び第六項第一号の場合を除く。）においては、その資産の評価差額金（利益又は損失として計上したものを除く。）は、前項第一号の当期末処分利益から当該金額を控除する形式により、当該評価差額金を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。</p> <p>第六十八条 第二十九条第四項の場合において、受益権調整引当額を当期の利益処分に充当する場合においては、当該受益権調整引当額は、前条第一項第一号の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）に当該金額を加算する形式により、受益権調整引当額として表示しなければならない。</p> <p>第六十九条 第二十九条第五項第一号の任意積立金を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、第六十七条第一号の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益）に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。</p> <p>第七十条 第六十七条第一項第二号の利益処分額は、次に掲げる項目に細分しなければならない。</p> <p>[一・二 同上]</p> <p>[2・4 同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

(施行期日)

1 この府令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則第二十九条第四項及び第六十七条の規定は、令和七年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始した計算期間に係る計算書類については、なお従前の例による。

○内閣府令第三十五号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに係法令の規定に基づき、及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）を実施するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第一条 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章 総則（第一条―第一条の四）

第一章の二 妊婦のための支援給付（第一条の四の二―第一条の四の五）

第一章の三・第一章の四 [略]

第二章 [略]

第一節 [略]

〔第一款〕第三款 [略]

第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）

第二節 [略]

〔第三章〕第六章 [略]

附則

第一章の二 妊婦のための支援給付

（法第十条の九第一項の認定の申請）

第一条の四の二 法第十条の九第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする者が、当該認定の申請を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告

二 届出年月日

三 氏名、年齢、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び職業

四 居住地

五 妊娠月数（申請日において、既に出産、死産又は流産している場合は、それらが確認された日）

六 医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名

目次

第一章 総則（第一条―第一条の四）

第一章の二・第一章の三 [同上]

第二章 [同上]

第一節 [同上]

〔第一款〕第三款 [同上]

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）

第二節 [同上]

〔第三章〕第六章 [同上]

附則

〔章を加える。〕

〔条を加える。〕

2 法第十条の九第一項の申請が、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十五条の規定による妊娠の届出と併せて行われるとき又は当該妊娠の届出が既に行われているときは、前項の申請書に記載するとされた事項のうち当該妊娠の届出に記載したものについては、同項の規定にかかわらず、同項の申請書に記載することを要しない。

（法第十条の十三第一項の届出）

第一条の四の三 法第十条の十三第一項の規定による届出は、出産予定日の八週間前の日（同日前に出産、死産又は流産した場合はその日）以降に、次に掲げる事項を市町村に提出してするものとする。

- 一 氏名、住所地、生年月日及び電話番号
- 二 胎児の数
- 三 当該妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の名称
- 四 その他市町村長が必要と認める事項

（法第十条の十四第二項の内閣府令で定める方法）

第一条の四の四 法第十条の十四第二項の内閣府令で定める支払の方法は、妊婦給付認定者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該者の預金、貯金への振込み又は小切手の振出しの方法とする。

（妊婦支援給付金の支給に関する事項の通知）

第一条の四の五 市町村は、法第十条の九第二項の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する処分を行ったときは、その内容を申請者又は届出者に通知するものとする。

第一章の三 [略]

（認定の申請等）

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもは、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

[二～四 略]

[2～5 略]

第一章の四 [略]

第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

第一章の二 [同上]

（認定の申請等）

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもは、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

[二～四 同上]

[2～5 同上]

第一章の三 [同上]

第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

(法第五十八條第二項の内閣府令で定める事項)

第五十條の二 法第五十八條第二項の内閣府令で定める事項は、別表第三(都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等)にあつては、同表第二号及び第四号イを除く。第五十二條において同じ。)に掲げる項目に関するものとする。

(法第五十八條第三項の規定による公表の方法)

第五十一條 都道府県知事は、法第五十八條第一項又は第二項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容(同項の規定による報告にあつては、次条に掲げる項目に限る。以下この条において同じ。)を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第五十八條第五項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

(法第五十八條第三項の内閣府令で定める事項)

第五十一條の二 法第五十八條第三項の内閣府令で定める事項は、別表第四(都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等)にあつては、同表第二号を除く。)に掲げる項目に関するものとする。

(法第五十八條第四項の規定による調査及び分析並びに当該調査及び分析の結果の公表の方法)

第五十一條の三 都道府県知事は、法第五十八條第二項の規定による報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について、施設等を運営する法人の種類、教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、利用定員その他都道府県知事が必要と認める事項に依りて調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。

(法第五十八條第五項の内閣府令で定める教育・保育等情報等)

第五十二條 法第五十八條第五項の内閣府令で定める教育・保育等情報又は特定教育・保育施設設置者等経営情報は、別表第一及び別表第二に掲げる項目又は別表第三に掲げる項目に関する情報とする。

(法第五十八條第九項の内閣府令で定める情報)

第五十三條 法第五十八條第九項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等の質及び教育・保育等に従事する従業者に関する情報(教育・保育等情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

(身分を示す証明書の様式)

第六十條 法第十四條第二項(法第三十條の三において準用する場合を含む。)の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

〔項を削る。〕

2 法第三十八條第二項及び第五十八條の八第二項において準用する法第十四條第二項、法第五十條第二項において準用する法第十四條第二項及び法第五十六條第五項において準用する法第十四條第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

別表第一(第五十條、第五十二條関係)

一 施設又は事業所(以下この表から別表第三までにおいて「施設等」という。)を運営する法人に関する事項
〔イ〜ハ 略〕

〔条を加える。〕

(法第五十八條第二項の規定による公表の方法)

第五十一條 都道府県知事は、法第五十八條第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同表第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(法第五十八條第三項の内閣府令で定める教育・保育情報)

第五十二條 法第五十八條第三項の内閣府令で定める教育・保育情報は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第五十八條第七項の内閣府令で定める情報)

第五十三條 法第五十八條第七項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の質及び教育・保育に従事する従業者に関する情報(教育・保育情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

(身分を示す証明書の様式)

第六十條 法第十三條第二項(法第三十條の三において準用する場合を含む。)及び法第十四條第二項(法第三十條の三において準用する場合を含む。)において準用する法第十三條第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

2 法第十五條第三項(法第三十條の三において準用する場合を含む。)において準用する法第十三條第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

3 法第三十八條第二項及び第五十八條の八第二項において準用する法第十三條第二項、法第五十條第二項において準用する法第十三條第二項及び法第五十六條第五項において準用する法第十三條第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

別表第一(第五十條、第五十二條関係)

一 施設又は事業所(以下この表及び次表において「施設等」という。)を運営する法人に関する事項
〔イ〜ハ 同上〕

二 法人が教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設並びに当該法人が行う地域型保育事業及び乳児等通園支援事業

ホ [略]

二 当該報告に係る教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ 教育・保育施設、地域型保育事業又は乳児等通園支援事業の種類

[ロ～ニ 略]

ホ 認定子ども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業又は乳児等通園支援事業の認可又は認定を受けた年月日

[ハ～チ 略]

三 施設等において教育・保育等に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項

イ・ロ 略

ハ 従業者の教育・保育等の業務に従事した経験年数等

[ニ・ホ 略]

四 教育・保育等の内容に関する事項

イ [略]

ロ 当該報告に係る教育・保育等の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）

ハ [略]

二 当該報告に係る教育・保育等の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあつては、その旨を含む。）

[ホ・ヘ 略]

ト 当該報告に係る教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

チ 施設等の教育・保育等の提供内容に関する特色等

リ [略]

五 当該報告に係る教育・保育等を利用するに当たつての利用料等に関する事項

六 [略]

別表第二（第五十条、第五十二条関係）

第一 教育・保育等の内容に関する事項

一 教育・保育等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利保護等のために講じている措置

イ 教育・保育等の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

ロ [略]

二 [略]

二 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業

ホ [同上]

二 当該報告に係る教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類

[ロ～ニ 同上]

ホ 認定子ども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日

[ハ～チ 同上]

三 施設等において教育・保育に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項

イ・ロ 同上

ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等

[ニ・ホ 同上]

四 教育・保育等の内容に関する事項

イ [同上]

ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）

ハ [同上]

二 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあつては、その旨を含む。）

[ホ・ヘ 同上]

ト 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

チ 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等

リ [同上]

五 当該報告に係る教育・保育等を利用するに当たつての利用料等に関する事項

六 [同上]

別表第二（第五十条、第五十二条関係）

第一 教育・保育の内容に関する事項

一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利保護等のために講じている措置

イ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

ロ [同上]

二 [同上]

第二 教育・保育等を提供する施設等の運営状況に関する事項

〔一・二 略〕

三 教育・保育等の提供内容の改善の実施の状況

第三 〔略〕

別表第三（第五十条の二、第五十二条関係）

一 施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項

イ 施設等の名称及び所在地

ロ 施設等を運営する法人の種類

ハ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類

ニ 利用定員及び利用小学校就学前子ども数

ホ その他都道府県知事が必要と認める事項

二 施設等の収益及び費用に関する事項

イ 施設等を運営する法人の種類に応じた収益及び費用の内訳

ロ 施設等の収益に対する人件費の割合

ハ その他都道府県知事が必要と認める事項

三 施設等の職員の員数に関する事項

イ 施設等の職員の職種別員数

ロ その他都道府県知事が必要と認める事項

四 施設等の職員の給与等に関する事項

イ 施設等の各職員の給与

ロ 施設等の職員の職種別給与

ハ 施設等の職員に係る標準的な給与体系

ニ その他都道府県知事が必要と認める事項

五 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第四（第五十一条の二関係）

一 前表第一号に掲げる事項

二 前表第二号ロに掲げる事項

三 前表第三号イに掲げる事項

四 前表第四号ハに掲げる事項

五 その他都道府県知事が必要と認める事項

第二 教育・保育等を提供する施設等の運営状況に関する事項

〔一・二 同上〕

三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

第三 〔同上〕

〔別表を加える。〕

〔別表を加える。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（法第六十条第一項関係）

(表面)

子ども・子育て支援検査証		第 号
写 真	官 職 又は職名	
	氏 名	
	生年月日	
	子ども・子育て支援法第十四条（第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）に定める当該職員であることを証する。	
	令和 年 月 日 交付	
	市（区）町村	印

(裏面)

子ども・子育て支援法（抄）

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用)

第三十条の三 第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十二条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十条の五若しくは第十三条（第三十条の三において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項（第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 (略)

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不要となったときは、速やかに返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

様式第四号を削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号（第六十条第二項関係）

（表面）

写真	<p style="font-size: 1.2em;">子ども・子育て支援検査証</p> <p style="font-size: 1.2em;">第 号</p> <p>官 職 又は職名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>子ども・子育て支援法第三十八条、第五十条、第五十六条及び第五十八条の八に定める当該職員であることを証する。</p> <p>令和 年 月 日 交付</p> <p style="text-align: center;">市（区）町村</p>	印
----	---	---

（裏面）

子ども・子育て支援法（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第十四条（略）

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者であつた者若しくは特定教育・保育施設の職員であつた者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に係る場所へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第五十条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であつた者若しくは特定地域型保育事業所の職員であつた者（以下この項において「特定地域型保育事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に係る場所へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第五十六条 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に係る関係者に対して質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に係る場所へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4（略）

5 第十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であつた者（以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に係る場所へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七十九条 第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項若しくは第五十八条の八第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不要となったときは、速やかに返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条の三十二の九 法第六条の三第二十二項に規定する妊婦等包括相談支援事業は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十条の九第一項に基づく妊婦のための支援給付を受ける資格を有することの認定を受け付けた時並びに出産前及び出産後の適当な時期に、面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)又はこれに準ずる方法により、妊婦及び出産した者、これらの配偶者並びに市町村長が妊婦等包括相談支援事業による支援が必要と認める者に対して行うものとする。</p> <p>第一条の三十二の十 法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業は、次項に規定する施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの(第三項に規定する者を除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業とする。</p> <p>〔②〕 法第六条の三第二十三項に規定する内閣府令で定める施設は、保育所、幼稚園、認定こども園その他の乳児等通園支援事業を適切に行うことができる施設とする。</p> <p>〔③〕 法第六条の三第二十三項に規定する内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 出生の日から六箇月を経過しない乳児 二 次のイ、ロ若しくは二に掲げる施設に入所し、又は次のハに掲げる事業による保育を受けている出生の日から六箇月を経過した乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの <ul style="list-style-type: none"> イ 保育所 ロ 認定こども園 ハ 家庭的保育事業等 二 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第一条に定める施設 <p>第二十四条 市町村は、法第二十四条第三項の規定に基づき、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の規定による確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合(法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。</p> <p>第三十六条の三十六 〔略〕</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>
<p>〔②〕 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類 	<p>〔②〕 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
<p>〔②〕 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類 	<p>〔②〕 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行おうとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類

三 略

〔③・④ 略〕

第三十六条の三十六の二 法第三十四条の十五第三項第四号ニただし書の内閣府令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、市町村長が法第三十四条の十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有して責任の程度を確認した結果、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

〔② 略〕

第三十六条の三十六の三 略

〔②・③ 略〕

〔④〕 法第三十四条の十五第三項第四号ホの内閣府令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一 二 略

三 家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行つていた者又は保育所を設置していた者であること。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。

一 略

二 現に保育又は乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行つた法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。)を受けている児童に対する措置

〔三・四 略〕

〔② 略〕

第三十六条の三十七の二 令第三十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める事項は、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う事業所が所在する市町村における前年度の令第三十五条の四本文に規定する実地の検査の実施状況及び当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を開始してからの年数とする。

二 家庭的保育事業等を行おうとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類

三 同上

〔③・④ 同上〕

第三十六条の三十六の二 法第三十四条の十五第三項第四号ニただし書の内閣府令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、市町村長が法第三十四条の十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有して責任の程度を確認した結果、当該家庭的保育事業等を行う者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

〔② 同上〕

第三十六条の三十六の三 同上

〔②・③ 同上〕

〔④〕 法第三十四条の十五第三項第四号ホの内閣府令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一 二 同上

三 家庭的保育事業等を行つていた者又は保育所を設置していた者であること。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。

一 同上

二 現に保育を受けている児童に対する措置

〔三・四 同上〕

〔② 同上〕

第三十六条の三十七の二 令第三十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める事項は、当該家庭的保育事業等を行う事業所が所在する市町村における前年度の令第三十五条の四本文に規定する実地の検査の実施状況及び当該家庭的保育事業等を開始してからの年数とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(児童手当法施行規則の一部改正)
 第三条 児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等) 第十二条の十 [略] 2 [略] 3 法第二十一条第一項の児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。)に類するものとして内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。 [一] 三 略 [二] 三 略 [三] 三 略 [四] 児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業の利用に要する費用 [五] 六 [略]</p>	<p>(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等) 第十二条の十 [同上] 2 [同上] 3 法第二十一条第一項の児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。)に類するものとして内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。 [一] 三 同上 [二] 三 同上 [三] 三 同上 [四] 五 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(子ども・子育て支援法施行規則の一部改正)
 第四条 子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前		
<p>附則 [条を削る。]</p>	<p>附則 (令和元年改正法附則第四条第二項の規定により市町村が条例を定めた場合における技術的読替え) 第四条 令和元年改正法附則第四条第二項の規定により、市町村が条例を定めた場合における第五十三条の六の適用については、次の表の上段に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>第五十三条の六 一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称 二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地 三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあつては、その年月日 四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間</p> </td> <td> <p>一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称 二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地 三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあつては、その年月日 四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間</p> </td> </tr> </table>	<p>第五十三条の六 一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称 二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地 三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあつては、その年月日 四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間</p>	<p>一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称 二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地 三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあつては、その年月日 四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間</p>
<p>第五十三条の六 一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称 二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地 三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあつては、その年月日 四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間</p>	<p>一 当該特定子ども・子育て支援提供者の名称 二 当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地 三 確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあつては、その年月日 四 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間</p>		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

(子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令の施行の日から子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間における第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行規則第五十条、第五十二条、第五十三条、別表第一及び別表第二の規定の適用については、第五十条、第五十三条、別表第一及び別表第二中「教育・保育等情報」とあるのは「教育・保育情報」と、第五十二条及び第五十三条中「教育・保育等情報」とあるのは「教育・保育情報」と、第五十三条、別表第一及び別表第二中「教育・保育等に」とあるのは「教育・保育」と、別表第一及び別表第二中「並びに当該法人が行う地域型保育事業及び乳児等通園支援事業」とあるのは「及び当該法人が行う地域型保育事業」と、「地域型保育事業又は乳児等通園支援事業」とあるのは「又は地域型保育事業」とする。

(様式に関する経過措置)

第三条 この府令の施行の際現に使用されているこの府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。
2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府 令 ・ 省 令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第四号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第七号)の施行に伴い、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

- 内閣総理大臣 石破 茂
- 総務大臣 村上誠一郎
- 財務大臣 加藤 勝信
- 文部科学大臣 阿部 俊子
- 厚生労働大臣 福岡 資麿
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 経済産業大臣 武藤 容治
- 国土交通大臣 中野 洋昌
- 環境大臣 浅尾慶一郎

五 子ども・子育て支援施設等の種類	五 子ども・子育て支援施設等の種類
六 特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあつては、第二十八条の二十第三項を満たしているか否かの別	六 特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあつては、第二十八条の二十第三項を満たしているか否かの別
	七 法附則第四条第二項の規定による条例で定める基準への適合状況

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年内閣府、総務省、財務省、
経済産業省、厚生労働省、農林水産省、令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一の2中「[法第28条]」を「[地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項]」に改め、様式第一の4中「[法第28条]」を「[地方税法附則第15条第38項]」に改め、

附 則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第五号
経済産業省、国土交通省、環境省

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p> <p>（事業適応計画の認定の申請）</p> <p>第十一条の二（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、 法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に 関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環 境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。</p>	<p>改正前</p> <p>（事業適応計画の認定の申請）</p> <p>第十一条の二（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、 法第二十一条の三十五第一項に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画及び 同条第二項に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の 実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減 事業適応計画の実施期間は十年以上とする。</p>
---	---

(認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等)

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上とする。

457 (略)

第十一条の十八及び第十一条の十九 削除

(認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等)

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五第一項に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応に関する計画及び同条第二項に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上とする。

457 (略)

第十一条の十八 削除

(情報技術事業適応に係る課税の特例)

第十一条の十九 法第二十一条の三十五第一項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、第十一条の二第一項の規定による認定申請書の提出又は第十一条の四第一項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第十八の十七による確認申請書(以下この条において「確認申請書」という。)を、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、確認申請書のほか、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が産業競争力強化法第二十一条の三十五第一項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準(令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号。次項及び第四十八条第一項において「情報技術事業適応特例基準」という。)に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに情報技術事業適応特例基準に照らしてその内容を審査し、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が情報技術事業適応特例基準に適合するものであることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者に様式第十八の十八による確認書を交付するものとする。

(エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る課税の特例)

第十一条の二十 法第二十一条の三十五の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、認定事業適応計画の実施期間内の各事業年度において、当該各事業年度終了後一月以内に、様式第十八の十九による確認申請書(以下この条において「確認申請書」という。)を、主務大臣に提出しなければならない。

第十一条の二十 法第二十一条の三十五第二項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、認定事業適応計画の実施期間内の各事業年度において、当該各事業年度終了後一月以内に、様式第十八の十九による確認申請書(以下この条において「確認申請書」という。)を、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、確認申請書のほか、当該認定事業適応計画に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応が法第二十一条の三十五の規定に基づく我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準（令和七年財務省・経済産業省告示第五号。次項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

3 (略)

(実施状況の報告)

第四十八条 認定事業適応事業者、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者は、認定事業適応計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定事業適応事業者については様式第四十七により、認定事業再編事業者については様式第四十八により、認定特別事業再編事業者については様式第四十八の二により、主務大臣に報告をしなければならない。

256 (略)

(課税の特例等に関する報告事項)

第五十一条 (削る)

租税特別措置法第十条の五の五第一項若しくは第三項又は第四十二条の十二の六第六項若しくは第二項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

2 租税特別措置法第四十二条の十二の六第三項、第四項、第六項又は第七項の法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けることによる法人税額の控除額についても報告しなければならない。

3・4 (略)

2 主務大臣は、確認申請書のほか、当該認定事業適応計画に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応が法第二十一条の三十五第二項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準（令和七年財務省・経済産業省告示第五号。次項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

3 (略)

(実施状況の報告)

第四十八条 認定事業適応事業者、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者は、認定事業適応計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定事業適応事業者については様式第四十七により、認定事業再編事業者については様式第四十八により、認定特別事業再編事業者については様式第四十八の二により、主務大臣に報告をしなければならない。ただし、法第二十一条の三十五第一項に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応を行う認定事業適応事業者にあつては、その認定事業適応計画に係る情報技術事業適応設備等（情報技術事業適応の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア及び当該情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェア（その利用に係る費用で繰延資産となるものを支出するものに限る。並びにこれらのソフトウェアとともに当該情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品をいう。）のうち情報技術事業適応特例基準に規定する要件に該当するもの）の全部を取得し、又は製作して、これを国内にある当該認定事業適応事業者の事業の用に供し、情報技術事業適応特例基準に規定する具体的な指標を達成したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

256 (略)

(課税の特例等に関する報告事項)

第五十一条 租税特別措置法第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の七の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

2 租税特別措置法第十条の五の六第五項若しくは第九項又は第四十二条の七の第三項若しくは第六項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

3 租税特別措置法第四十二条の七の七第七項、第八項、第十項又は第十一项の法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けることによる法人税額の控除額についても報告しなければならない。

4・5 (略)

様式第十八 (第 11 条の 2 第 1 項関係)

様式第十八を次のように改める。

事業適応計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号
住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法 (以下「法」という。) 第 21 条の 22 第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

1. 事業適応の目標

(1) 事業適応に係る事業の目標

[Empty box for goal 1]

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

[Empty box for goal 2]

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

[Empty box for goal 3]

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容

① 事業適応の種類

[Empty box for type 1]

② 計画の対象となる事業 (日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード)

[Empty box for type 2]

③ 事業適応の具体的内容

(2) 事業適応を行う場所の住所

(3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

(4) 事業適応の実施時期

① 事業適応の開始時期及び終了時期

② 毎事業年度の実施予定

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

① 必要な資金の額及び調達方法の概要

② 必要な資金の額及び調達方法

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

4. その他

(備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
4. 第11条の2第2項各号に掲げる書類及び同条第3項の規定による求めに係る書類を添付すること。

(記載要領)

1. 事業適応の目標

- (1) 事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあつては、別表1により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和3年財務省・経済産業省告示第6号。以下「実施指針」という。）第3項第2号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。
- (2) 下記2.（1）①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（実施指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。また、生産工程効率化等設備に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち事業所又は事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する計画を策定する者は、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す旨を記載し、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち2.（2）に記載する住所において既に2.（1）①に記載する産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている者は、本認定申請書の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（6以上の事業年度において生産及び販売を行っている場合は、前事業年度を含む連続する5事業年度）の生産数量及び販売数量を事業年度別に記載する。
- (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容を記載する。

① 法第2条第12項各号に掲げる事業適応の類型（①情報技術事業適応及び②エネルギー利用環境負荷低減事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画を申請する場合には、生産する産業競争力基盤強化商品を半導体・自動車・鉄鋼・基礎化学品・燃料のうちから選択し記載する。また、半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記載すること。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和7年経済産業省令第 号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第1号イに規定する半導体。
	パワー半導体（けい素）	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（1）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。

	パワー半導体 (炭化けい素・窒化ガリウム)	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ(1)に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ(2)に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ(3)に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第3条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

② 計画の対象となる事業(日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。)を明記するとともにその選定理由を記載する。

③ 事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型(複数記載した場合はその全て)に応じ、次の事項を説明する。

(イ) 情報技術事業適応にあつては、実施指針第2項第1号ハに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。

(ロ) エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあつては、1.(2)に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画にあつては、産業競争力基盤強化商品省令において定める産業競争力基盤強化商品の要件が満たされることが明確となるよう、生産及び販売する商品の詳細を記載する。

(2) 事業適応を行う場所の住所を記載する。

(3) 上記(1)①で記載した事業適応の類型(複数記載した場合はその全て)に応じ、別表2により、事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

(4) 事業適応の実施時期について記載する。

① 事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

② 別表3により、毎事業年度の実施予定を記載する。

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては任意記載事項とする。

① 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

② 必要な資金の額及び調達方法は、別表4により記載する。

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

原則、第11条の2第2項第5号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。

4. その他

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては、別表5により必要な事項を記載する。

産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、以下の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）を記載する。

- (1) 付加価値の創出を実現するための生産性の向上及び需要の拡大に関する現状の取組及び今後の取組方針、並びに事業適応を実施する事業所における産業競争力基盤強化商品の販売を行う事業年度ごとの付加価値率の数値目標
- (2) 生産及び販売する産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針、及び当該取組方針に係る数値目標
- (3) 生産活動の安定化に向けた現状の取組及び今後の取組方針。具体的には、主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針
- (4) 継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた現状の取組及び今後の取組方針
加えて、自動車、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、(5)の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）
- (5) 当該産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の定量的な削減量（次に掲げる産業競争力基盤強化商品の区分に応じ次に定める商品との比較）及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性
 - ① 自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。） 自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるもの）
 - ② 鉄鋼 高炉又は転炉を使用して製造された鉄鋼
 - ③ 基礎化学品 化学製品の原材料である化学品であつて化石燃料に由来するもの
 - ④ 燃料 化石燃料

別表1（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法

(注) 外部評価機関（第11条の2第2項第8号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表2-1 (情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容)

情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 全ての設備等

	事業者名	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1							
2							
3							
合計							()

(注)

- 「種類」は、ソフトウェアや機械及び装置、繰延資産など、税務上の種類を記載すること。
- 「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載すること。
- 「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。

(2) 上記(1)のうちデータ連携に必要なソフトウェア等

	ソフトウェア等の名称	ソフトウェア等の機能	「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割
1			
2			

(注) ソフトウェア等とは、取得又は製作をするソフトウェア及び情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアでその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出の対象となるものをいう。

別表2-2 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 企業及び事業所の概要

中小企業者等の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換算）3,000 キロリットル以上の該当の有無

(注)

- 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
- 「中小企業者等」とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は

同法第 42 条の 12 の 6 第 2 項第 1 号に規定する中小企業者をいう。該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

3. 「エネルギー使用量(原油換算) 3,000 キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

(2) 生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率 (%)	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1							
2							
3							
合計							

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. 「種類」は、生産工程効率化等設備の税務上の区分(機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物又は車両及び運搬具)を記載すること。
3. 「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。
4. 「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令(令和 3 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 3 号)に基づき、計算した値を記載すること。ただし、設備が車両(列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。)の場合にあつては、併せて鉄道業の事業適応の実施に関する指針(令和 6 年国土交通省告示第 289 号)第 4 号に規定する「エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件」に基づき、計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度(実施指針に規定する基準年度を用いる。)の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあつては、その翌年度とすることができる。

(3) 半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内容

	種類	設備等の名称	数量	新規投資	事業供用時期	合計金額 (千円)
1						
2						
3						
合計						

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び生産工程効率化等設備の導入に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. 「種類」は、半導体生産用資産(租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 第 3 項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。)又は特定商品生産用資産(同条第 6 項に規定する特定商品生産用資産

をいう。以下同じ。)及びこれらとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産(以下「特定減価償却資産」という。)の税務上の区分(機械及び装置、建物、建物附属設備、構築物)を記載すること。

3. 特定減価償却資産は、当該特定産業競争力基盤強化商品の生産設備が設置された工場に現にある申請者が取得した生産設備(当該事業適応計画の認定の日以前に取得したのも含む。)及び自動車産業の事業適応の実施に関する指針(令和3年経済産業省告示第160号)第3号ロ(2)に規定する生産設備に該当するものを記載すること。
4. 「設備等の名称」は、生産及び販売を計画する産業競争力基盤強化商品に係る半導体生産用資産又は特定商品生産用資産(以下「半導体生産用資産等」という。)及び特定減価償却資産の具体的な内容を記載する。
5. 「新規投資」は、当該半導体生産用資産等の取得が、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行の日以後における、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定にて、新規導入される設備の価額や当該投資の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合、「○」を記載する。
6. 「事業供用時期」は、半導体生産用資産等の事業供用を予定する年月を記載する。既に事業の用に供している特定減価償却資産については、「事業供用済」と記載する。
7. 「合計金額」は、半導体生産用資産等については予定する取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と本認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額を記載する。

別表2-3 (資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容)

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

--

(注) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表3-1 (事業適応の実施時期)

事業適応の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	

(注)

1. 計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。
2. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表3-2 (半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売計画)

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

(注)

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始日以後10年以内の日を含む各事業年度のうち、生産又は販売を予定している年度における計画を記載すること。
2. 「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品省令第1号イ及びロ(1)から(3)まで、第2号イ及びロ、第3号、第4号イからナまで並びに第5号イ及びロに掲げるもののいずれに該当するかを記載すること。
3. 産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量は、産業競争力基盤強化商品省令の要件を満たすものの数量(燃料にあつては、化石燃料に係る部分を除く。)を記載するものとし、その単位は、生産及び販売を行う産業競争力基盤強化商品に応じてそれぞれ以下のとおりとする(以下同じ。)
 (1) 半導体：枚(200ミリウエハー換算)
 (2) 自動車：台
 (3) 鉄鋼：トン
 (4) 基礎化学品：トン
 (5) 燃料：リットル

別表4 (事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法)

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

費用	調達方法	政府関係 金融機関 からの 借入れ	民間金融 機関等か らの 借入れ	自己 資金	その他	合計	備考
	事業適応の実施に 必要な資金の額						

(注)

- 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
- 法第21条の24第1項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表5 (資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項)

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

- (1) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

- (2) 自社の事業活動における気候変動の重要性

- (3) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

(注)

- 外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。
- 公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、(3)の記載は要しない。

様式第十八の十九 (第11条の20第1項関係)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号
住 名 所
代 表 者 の 氏 称 名

様式第十八の十六から様式第十八の十八までを次のように改める。
様式第十八の十六から様式第十八の十八までを削除
様式第十八の十九及び様式第十八の二十を次のように改める。

産業競争力強化法第21条の35の確認を受けたいので、申請します。

記

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

[Empty box for target]

2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

(1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容

[Empty box for specific content]

(2) 半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容並びにこれらの資産に投資した金額の内訳

	種類	設備等の名称	数量	取得時期	事業供用時期	投資額 (千円)
1						
2						
3						
合計						

(注)

- 半導体生産用資産等とは、半導体生産用資産（租税特別措置法第42条の12の6第3項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第6項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。
- 特定減価償却資産とは、半導体生産用資産等とともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。以下同じ。

3. 「投資額」は、半導体生産用資産等については取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と事業適応計画の認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額（認定事業適応計画別表2-2(3)に記載された額）を、それぞれ記載する。

(3) 当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売先	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量

(4) 当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の生産数量の合計	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量の合計

(5) 認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の販売数量

(6) 半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

事業供用日からの期間	調整後販売数量	返品等数量
事業供用日から事業供用日以後7年を経過する日までの期間		

事業供用日以後7年を経過する日の翌日から事業供用日以後8年を経過する日までの期間		
事業供用日以後8年を経過する日の翌日から事業供用日以後9年を経過する日までの期間		
事業供用日以後9年を経過する日の翌日以後の期間		

(7) その他

--

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 当該認定事業適応計画及びそれに係る第11条の20第2項の規定による求めに係る書類を添付すること。

(記載要領)

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標
認定事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標を記載する。
2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容
 - (1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容
事業適応について確認を求める年度（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行った事業年度であり、本様式により産業競争力強化法第21条の35の確認を求める年度をいう。以下同じ。）とともに、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う場所などを記載する。
 - (2) 半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容
認定事業適応計画に従ってその認定の日から当該事業年度終了の日までに取得及び事業供用をした半導体生産用資産等及び特定減価償却資産について、認定事業適応計画における半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内訳と整合的な形で、当該半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額及び取得時期、事業供用の開始年月日を記載し、それを確認できる書類を添付して提出する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。
 - (3) 確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量
様式の表の形式にて整理し記載する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。また、納品書など、産業競争力基盤強化商品の販売先、販売数量の証拠となる書類を添付すること。確認を求める事業年度の生産数量については、認定事業適応計画における半導体生産用資産等を用いて生産した産業競争力基盤強化商品の数量を記載すること。
産業競争力基盤強化商品のうち半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスタ一上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記

載すること（以下（4）も同じ。）。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和7年経済産業省令第 号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第1号イに規定する半導体。
	パワー半導体（けい素）	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（1）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。
	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（1）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（2）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（3）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第3条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

- (4) 確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計
産業競争力基盤強化商品の種類別に、当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計を記載すること。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。
- (5) 認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量
当該認定事業適応計画の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている事業年度に限るものとし、当該申請日を含む事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度の全てにおいて産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合には当該5年以内に開始した事業年度とする。）の各事業年度における当該産業競争力基盤強化商品の販売数量（当該認定事業適応計画2.(2)に記載された住所において、当該認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量として、当該認定事業適応計画1.(2)に記載されたもの）を当該各事業年度の月数の合計数で除し、これに当該確認を求める事業年度の月数を乗じて計算した数量を記載すること。

(6) 半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

半導体生産用資産等の事業供用日からの経過期間ごとの、確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の調整後販売数量及び返品等数量を記載すること。

- ① 調整後販売数量については、上記(4)に記載した数量から上記(5)に記載した数量を控除した数を記載すること。
- ② 返品等数量については、次に掲げる数量の合計数量を調整後販売数量を上限として記載すること。

イ 確認を求める事業年度において、認定事業適応事業者に戻品された数量及び認定事業適応事業者がその関係会社等(当該認定事業適応事業者の関係会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。)及び当該認定事業適応事業者と同一の親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)をもつ会社をいう。以下同じ。)に販売した産業競争力基盤強化商品のうちその関係会社等に対して返品された数量の合計

ロ 当該認定事業適応事業者による下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第7条の規定に基づく勧告又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令若しくは同法第62条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された産業競争力基盤強化商品として主務大臣が確認したものの数量

(7) その他

- ① 認定事業適応計画に記載された、付加価値の創出を実現するための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された当該事業年度における付加価値率の目標と、事業適応を行う事業所における当該事業年度の付加価値額及び付加価値率の実績値を記載すること。
- ② 認定事業適応計画に記載された、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された、経済波及効果に関する指標の目標と、当該事業年度における同指標の実績値を記載すること。
- ③ 認定事業適応計画に記載された、安定的な生産活動が行われるための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。
- ④ 認定事業適応計画に記載された、継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた取組に関する方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。
- ⑤ 認定事業適応計画に記載された、産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量の更なる拡大に向けた取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。ただし、半導体の生産及び販売に係る認定事業適応計画については、記載を要しない。
- ⑥ 本申請書が提出された日における、認定事業適応事業者による下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第2条第4項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針の公表の有無を記載すること。

様式第十八の二十 (第11条の20第3項関係)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで申請のあったエネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認について、産業競争力強化法第21条の35の規定に基づく我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準に適合するものであることを確認しました。

記

1. 確認をした年月日
2. 申請者の名称及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 認定事業適応計画の概要
5. 認定事業適応計画に従って取得した半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額の合計
6. 認定事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の種類及び当該事業年度における販売数量

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった確認申請書及び別紙の写しを添付する。

(記載要領)

「認定事業適応計画の概要」では、様式第18の19と併せて提出された様式第18又は様式第18の5に係る事業適応計画の産業競争力強化法第21条の35の規定に基づく我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準への適合性を明らかにすること。

「認定事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の種類及び当該事業年度における販売数量」では、産業競争力基盤強化商品の種類別に、我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準第1号の規定に基づき確認した当該産業競争力基盤強化商品の販売数量を記載すること。

様式第四十七 (第48条第1項関係)

年度における認定事業適応計画の実施状況報告書

様式第四十七を次のように改める。

主務大臣 名 殿

年 月 日

法 人 番 号
住 名 所
代 表 者 の 氏 名
称 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた事業適応計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業適応計画の目標の達成状況

(1) 事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

[Empty box for achievement status of business goals]

(2) 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

[Empty box for achievement status of production and demand goals]

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

[Empty box for achievement status of financial soundness goals]

2. 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

[Empty box for implementation and support measures]

3. その他

[Empty box for other information]

(備考)

- 1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
- 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

- 1. 事業適応計画の目標の達成状況
 - (1) 事業適応計画に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
 - (2) 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
 - (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
- 2. 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、別表1により計画と

実績を対比させて記載する。なお、半導体生産用資産又は特定商品生産用資産（以下「半導体生産用資産等」という。）による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者は、別表2により、半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売実績を記載すること（ただし同一事業年度について、様式第18の19による確認申請書を提出する場合には、記載を要しない。）。

- (1) 指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。
- (2) 租税特別措置法に基づく課税の特例措置の適用を受けた場合において、第51条第1項又は第2項の規定に基づき、第48条第1項の規定による報告に併せて課税の特例に関する報告をするときは、その内容を記載する。

なお、準備金方式による特別償却を行ったときは、特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載すること。また、特別償却不足額がある場合において当該特別償却不足額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額を損金に算入したときはその額を、又は準備金方式による特別償却を行った際にその積立額が特別償却限度額に満たない場合において当該特別償却限度額と積立額の差額の範囲内で特別償却準備金を積み立てたときは特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載する。

3. その他特筆すべき事項を記載する。

別表1

実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

別表2

半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売実績

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

(注)

1. 「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和7年経済産業省令第 号）に規定する商品の中から選択して記載すること。
2. 産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。
 - (1) 半導体：枚（200 ミリウエハー換算）
 - (2) 自動車：台
 - (3) 鉄鋼：トン
 - (4) 基礎化学品：トン
 - (5) 燃料：リットル

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)附則第七十六条の規定による改正前の産業競争力強化法第二十一条の三十五第一項に規定する課税の特例に係る情報技術事業適応を行う認定事業適応事業者のこの命令による改正前の産業競争力強化法施行規則(次項において「旧産業競争力強化法施行規則」という。)第四十八条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

4 所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の七の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた産業競争力強化法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応事業者の旧産業競争力強化法施行規則第五十一条第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

内閣府
○総務省
経済産業省
省令第一号

沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)第二条第三号の規定に基づき、情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂
総務大臣 村上誠一郎
経済産業大臣 武藤 容治

情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令の一部を改正する命令

情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令(平成十四年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号を削る。

附則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣府
○財務省
厚生労働省
省令第一号

特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)第十二条、第十七条第三項及び第十八条第二項の規定に基づき、並びに特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)及び同令を実施するため、子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信
厚生労働大臣 福岡 資麿

子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則

(総括部局長及び所管部局長の指定の通知)

第一条 所管大臣(総括部局長(特別会計に関する法律施行令(以下「令」という。)第十二条に規定する総括部局長をいう。以下同じ)の指定又は所管部局長(令第十七条第三項に規定する所管部局長をいう。以下同じ)の指定をした場合には、遅滞なく、その旨を他の所管大臣に通知しなければならない。

(歳入歳出予算計算書の作成等)

第二条 所管部局長は、令第十二条に規定する歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書及び歳入歳出決定計算書に記載すべき事項を明らかにした書類を作成し、それぞれ別表第一の下欄に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

内閣府
○総務省
経済産業省
省令第一号

情報通信産業振興措置実施計画及び特定情報通信事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令(平成十四年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

2 令第十二条に規定する会計全体の計算に関する書類で所管大臣の定めるものは、別表第二の上欄に掲げるものとする。

3 所管部局長は、前項に規定する書類に記載すべき事項を明らかにした書類を作成し、別表第二の下欄に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

(徴収済額集計表及び支出済額集計表の様式)

第三条 令第十七条第三項に規定する徴収済額集計表及び令第十八条第二項に規定する支出済額集計表の様式は、それぞれ別紙第一号書式及び別紙第二号書式によるものとする。

(徴収済額集計表及び支出済額集計表の送付期限)

第四条 令第十七条第三項及び第十八条第二項に規定する所管大臣の定める期限は、毎月二十二日とする。

(原簿科目及び補助簿科目)

第五条 令第二十六条第二項に規定する原簿に記載する科目は、子ども・子育て支援勘定にあつては別表第三、育児休業等給付勘定にあつては別表第四に掲げるものとする。

2 令第二十六条第二項に規定する補助簿に記載する科目は、内閣総理大臣が定める。

(情報開示に関する書類)

第六条 所管部局長は、令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項及び令第三十六条第一項各号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類を作成し、それぞれ別表第五の下欄に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

七 算書	七 財政法第四十三條第一項に規定する繰越計	当該年度の三月十五日
六	六 予備費をもって支弁した金額についての財政法第三十六條第一項に規定する調書	四月から十二月分までについては当該年度の十二月末日及び一月から三月分までについては翌年度の七月二十日
五	五 予備費の使用を必要と認める理由、金額及び積算の基礎を明らかにした財政法第三十五條第二項に規定する調書	予備費の使用を必要と認めることについて所管大臣の決定があつた日の翌日
四	四 予決令第十七條に規定する移用又は流用を必要とする理由、科目及び金額を明らかにした書類	移用又は流用をする必要があることについて所管大臣の決定があつた日の翌日
三	三 支出負担行為等取扱規則(昭和二十七年大蔵省令第十八号)第二條又は第三條に規定する収入予定総表又は支払計画予定総表	別に定める場合を除き、各四半期の開始前二日
二	二 令第九條第一項に規定する歳入歳出予定額各目明細書	予算が国会に提出された日の翌日
一	一 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七條第二項に規定する歳入、歳出、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類	前年度の八月十五日

別表第一(第二條關係)

歳入歳出決定計算書等に記載すべき事項を明らかにした書類	提出期限
一 歳入歳出決定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書に係る書類	予決令第九條第一項の規定により、概算について閣議の決定を得た旨の財務大臣からの通知があつた日の翌日
二 歳入歳出決定計算書に係る書類	翌年度の七月二十日

別表第一(第二條關係)

(支払元受高の配分及び返還)

第七條 所管部局長は、支払元受高の配分を受けようとする場合には、各勘定別に別紙第三号書式による支払元受高配分請求書により総括部局長に対してその配分の請求をしなければならない。

2 総括部局長は、前項の規定により請求を受けた場合には、支払元受高を、各勘定別に別紙第四号書式による支払元受高配分通知書により所管部局長に配分するものとする。

3 所管部局長は、必要がある場合には、前項の規定により配分された範囲内で、支払元受高を、各勘定別に別紙第四号書式による支払元受高配分通知書により官署支出官(予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号。以下「予決令」という。))第一條第二号に規定する官署支出官をいう。以下同じ)に配分するものとする。

4 官署支出官は、毎会計年度、前項の規定により配分を受けた支払元受高のうち、年度内に支出を終わらなかつたものがある場合には、これを各勘定別に別紙第五号書式による支払元受高返還通知書により、翌年度の五月六日までに、所管部局長に返還しなければならない。

5 所管部局長は、前項の規定により官署支出官から返還を受けた支払元受高を集計し、これを各勘定別に別紙第五号書式による支払元受高返還通知書により、当該翌年度の五月十日までに、総括部局長に返還しなければならない。

別表第四(第五條關係)	労働保険特別会計より受入 一般会計より受入 他勘定より受入
-------------	-------------------------------------

整理科目	貸方科目	借方科目
預託金 翌年度繰越剰余金	児童手当交付金 妊婦のための支援給付費 子ども・子育て支援推進費 地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費 業務取扱費 出生後休業支援等給付費等育児休業等給付勘定へ繰入 子ども・子育て支援特別公債事務取扱費一般会計へ繰入 国債整理基金特別会計へ繰入 子ども・子育て支援資金へ組入	年金特別会計より受入 事業主拠出金収入 一般会計より受入 積立金より受入 子ども・子育て支援特別公債金 雑収入 一時借入金 国庫余裕金繰替 子ども・子育て支援資金繰替 一時借入金(借換) 前年度剰余金受入

別表第三(第五條關係)

八 財政法第四十三條第三項に規定する繰越しに係る通知書	翌年度の四月三十日
九 法第九條第二項第一号に規定する債務に関する計算書	翌年度の七月十五日
十 物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第三十七條に規定する毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在の額の報告書	翌年度の七月十五日
十一 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第三十九條に規定する債権の毎年度末における現在の額の報告書	翌年度の七月二十日

整理科目	貸方科目	借方科目
預託金 翌年度繰越剰余金	育児休業給付費 出生後休業支援等給付費 業務取扱費 出生後休業支援等給付業務費 育児休業給付資金へ繰入 保険料返還金等労働保険特別会計へ繰入 国債整理基金特別会計へ繰入	運用収入 雑収入 育児休業等給付証券(法第二百二十三条の十八第一項に規定する融通証券をいう。) 一時借入金 国庫余裕金繰替 育児休業給付資金繰替 一時借入金(借換)

別表第五(第六条関係)

情報開示に関する書類	提出期限
一 令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項を明らかにした書類	翌年度の十月十五日
二 令第三十六条第一項第一号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類	令和七年四月二日(令第三十六条第一項第一号に掲げる情報に変更があつた場合には該変更のあつた日の翌日)
三 令第三十六条第一項第二号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類	予算を国会に提出した日の翌日
四 令第三十六条第一項第三号に掲げる情報に関する事項を明らかにした書類	決算を国会に提出した日の翌日

附則

(施行期日)

- この命令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。
(年金特別会計事務取扱規則の廃止)
- 年金特別会計事務取扱規則(平成二十七年^{内閣府}厚生労働省令第一号)は、廃止する。
(年金特別会計事務取扱規則の廃止に伴う経過措置)
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第十七条の規定による改正前の法に基づく年金特別会計の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する年金特別会計事務取扱規則の適用については、なお従前の例による。

別紙第一号書式(第三条関係)

徴収済額集計表

年度子ども・子育て支援特別会計(勘定)

科目	摘要	徴収決定済額		収納済歳入額		不納欠損額		収納未済歳入額	備考
		本月分	本 月 ま で の 計	本月分	本 月 ま で の 計	本月分	本 月 ま で の 計		
何(款)		円	円	円	円	円	円	円	現金払込仕訳
何(項)		0	0	0	0	0	0	0	前月までの払込未済
何(目)		0	0	0	0	0	0	0	本月中現金徴収額
何(目)		0	0	0	0	0	0	0	本月中現金払込高
何(項)		0	0	0	0	0	0	0	翌月へ繰高

総括部局長あて

所管部局長 官職氏名

備考

- 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。
- この報告書には、日本銀行の月計突合表の写しを添付するものとする。
- 最終ページに(項)の合計を付すものとする。
- () 内には、子ども・子育て支援勘定又は育児休業等給付勘定の別を記入する。

別紙第二号書式 (第三条関係)

支出額集計表
年度子ども・子育て支援特別会計 (勘定)

省所管	年 月 分	支 出 額					備 考		
		支 払 計 画 示 達 額 本 月 末 までの 累計	本 月 分	支 出 額	本 月 科 目 等 更 正 額	本 月 分 の 差 引 計 差 引 額			
何 (項)	円	0	0	0	0	0	円	0	
何 (目)	円	0	0	0	0	0	円	0	
何 (目)	円	0	0	0	0	0	円	0	

総括部局長あて

所管部局長 官職 氏 名

備考

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。
- 2 最終ページに(項)の合計を付すものとする。
- 3 ()内には、子ども・子育て支援勘定又は育児休業等給付勘定の別を記入する。

別紙第三号書式 (第七条関係)

総括部局長宛

所管部局長 官職 氏 名

第 年 月 日 号

支払元受高配分請求書
下記のとおり支払元受高の配分を請求する。

記

年度子ども・子育て支援特別会計 (勘定)

配分請求額 円

区 分	金 額	備 考
今 回 請 求 額		
前 回 まで 計		
合 計		

備考 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

- 2 ()内には、子ども・子育て支援勘定又は育児休業等給付勘定の別を記入する。

別紙第四号書式 (第七条関係)

第 年 月 日 号

所管部局長 (官署支出官) 宛

総括部局長 (所管部局長)

官職 氏 名

支払元受高配分通知書

下記のとおり支払元受高を配分する。

記

年度子ども・子育て支援特別会計 (勘定) 円

備考 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

2 () 内には、子ども・子育て支援勘定又は育児休業等給付勘定の別を記入する。

別紙第五号書式 (第七条関係)

番 年 月 日 号

所管部局長 (総括部局長) 宛

官署支出官 (所管部局長)

官職 氏 名

支払元受高返還通知書

下記のとおり支払元受高を返還する。

記

年度子ども・子育て支援特別会計 (勘定) 円

備考 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

2 () 内には、子ども・子育て支援勘定又は育児休業等給付勘定の別を記入する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁令第二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）第十号の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和四年デジタル庁令・総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）</p> <p>第九条 令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 児童福祉法第六条の三第二十二項の規定による妊婦等包括相談支援事業の実施、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第九条から第十三条まで、第十五条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条若しくは第二十一条の四第一項の規定による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置又は子ども・子育て支援法第十条の二の規定による妊婦のための支給給付の支給に関する事務</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>（令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）</p> <p>第九条 令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第九条から第十三条まで、第十五条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条又は第二十一条の四第一項の規定による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務</p> <p>〔三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

省 令

○総務省令第二十八号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百四十八号）第十条、沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十六条の規定に基づき、離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(法第二十条に規定する総務省令で定める事業)

第一条 離島振興法(以下「法」という。)第二十条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一・二 略

〔削る〕

三 〔略〕

(法第二十条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとして
いる場合
イ 法第二条第二項の規定による公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和九年三月三十一日までの間に、法第四条第一項に

規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第四項の表の第三号又は第四十五条第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備(同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区(以下「過疎地区」という。)内において営む当該事業の用に供する設備を除く。)(法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む)であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。))について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

〔1〕・〔2〕 略

〔ロ 略〕

〔一・三 略〕

改正前

(法第二十条に規定する総務省令で定める事業)

第一条 離島振興法(以下「法」という。)第二十条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一・二 同上

三 同上

次に掲げる業務(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第三十八条第一号ハに規定する方法により行うものに限るものとし、情報サービス業及び前二号に掲げる事業に係るものを除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要なる基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

四 〔同上〕

(法第二十条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとして
いる場合
イ 法第二条第二項の規定による公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、法第四条第一項に

規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第四項の表の第三号又は第四十五条第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備(同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区(以下「過疎地区」という。)内において営む当該事業の用に供する設備を除く。)(法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む)であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。))について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

〔1〕・〔2〕 同上

〔ロ 同上〕

〔一・三 同上〕

〔特別償却設備に係る所得の計算方法〕

第三条 前条第一号の当該特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合
当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該特別償却設備に係る固定資産の価額／当該特別償却設備設置者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造業、旅館業、情報サービス業又は第一条に掲げる事業の用に供する設備に係る固定資産の価額））

二 前号以外の場合
当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得×（当該特別償却設備に係る従業員の数／当該特別償却設備設置者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の従業員の数）

〔2・3 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）
第二条 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十七年自治省令第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の対象規定は、これを削る。

改 正 後

（法第十七条に規定する総務省令で定める場合）
第一条 半島振興法（以下「法」という。）第十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和九年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第二号又は第四十五条第三項の表の第二号の規定の適用を受ける法第十四条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特

〔対象設備に係る所得金額等の計算方法〕

第三条 前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合
当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造業用、旅館業用、情報サービス業用又は第一条に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額））

二 前号以外の場合
当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る従業員の数／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の従業員の数）

〔2・3 同上〕

改 正 前

（法第十七条に規定する総務省令で定める場合）
第一条 半島振興法（以下「法」という。）第十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和七年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第二号又は第四十五条第三項の表の第二号の規定の適用を受ける法第十四条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特

別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合

「イ 略」

口 法第十七条第二号又は第四号に掲げる事業(同号に掲げる事業にあつては、法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第一号に掲げる計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。) 五百万円以上のもの

「二・三 略」

(特別償却設備に係る所得の計算方法)

第二条 前条第一号の当該特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。以下この号において同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該特別償却設備に係る固定資産の価額/当該特別償却設備設置者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち法第十七条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額))

二 前号以外の場合

当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は年に係る所得×(当該特別償却設備に係る従業者の数/当該特別償却設備設置者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の従業者の数)

「2・3 略」

「削る」

別償却設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合

「イ 同上」

口 法第十七条第二号から第四号までに掲げる事業(同条第四号に掲げる事業にあつては、法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第一号に掲げる計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。) 五百万円以上のもの

「二・三 同上」

(特別償却設備に係る所得金額等の計算方法)

第二条 前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。以下この号において同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額/当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち法第十七条各号に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額))

二 前号以外の場合

当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得×(当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数/当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の従業者の数)

「2・3 同上」

(法第十七条第三号に規定する総務省令で定める事業)

第四条 法第十七条第三号に規定する総務省令で定める事業は、情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であつて、当該業務により得られた情報の整理若しくは分析の業務に係る事業とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正)
 第三条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十三年総務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(法第十条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(以下「法」という。)第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 法第三条第三項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和九年三月三十一日までの間に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業(次条第一項において「製造業等」という。)の用に供する設備(一の設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるもの)であつて、次項に規定する特定償却資産に該当するものを含むものに限る。)の取得価額の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用人(日々雇入れられる者を除く。)の数が十五人を超えるものに限るものとし、法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。以下この条及び次条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「対象設備設置者」という。)について、当該対象設備の所在する都道府県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち次条の規定により当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合
- 二 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合
- 三 固定資産税 対象設備設置者について、当該対象設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産(次項に規定する特定償却資産に該当するものに限る。)並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合

2 特定償却資産は、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備並びに次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物及びその附属設備とする。

- 一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
- 二 倉庫業、こん包業及び卸売業 作業場用又は倉庫用の建物

改 正 前

(法第十条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(以下「法」という。)第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 法第三条第三項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業(次条第一項において「製造業等」という。)の用に供する設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるもの)に限る。以下同じ。)の取得価額の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用人(日々雇入れられる者を除く。)の数が十五人を超えるものに限るものとし、法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうち次項に規定する対象設備を含むものを新設し、又は増設した者(以下「対象設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち次条の規定により当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合
- 二 不動産取得税 対象設備設置者について、当該新設し、又は増設した次項に規定する対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合
- 三 固定資産税 対象設備設置者について、当該新設し、又は増設した次項に規定する対象設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合

2 対象設備は、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備並びに次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物及びその附属設備とする。

- 一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
- 二 倉庫業、こん包業及び卸売業 作業場用又は倉庫用の建物

<p>(対象設備に係る所得の計算方法)</p> <p>第二条 前条第一項第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分)とそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。以下この号において同じ)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p>当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該対象設備に係る固定資産の価額/当該対象設備設置者が当該都道府県内に所有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造業等の用に供する設備に係る固定資産の価額))</p> <p>二 前号以外の場合</p> <p>当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は年に係る所得×(当該対象設備に係る従業者の数/当該対象設備設置者が当該都道府県内に所有する事務所又は事業所の従業者の数)</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(対象設備に係る所得金額等の計算方法)</p> <p>第二条 前条第一項第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分)とそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む)を除く。以下この号において同じ)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p>当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×(当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額/当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に所有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造業等の用に供する設備に係る固定資産の価額))</p> <p>二 前号以外の場合</p> <p>当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得×(当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数/当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に所有する事務所又は事業所の従業者の数)</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>改 正 後</p> <p>第一条 (法第九条に規定する総務省令で定める場合)</p> <p>沖繩振興特別措置法(以下「法」という。)第九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 事業税 法第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和九年三月三十一日までの間に、次項に規定する施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した認定事業者(法第八条第一項に規定する認定事業者をいう。)(以下この条において「対象施設設置者」という。)について、沖繩県が、当該対象施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(沖繩県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>改 正 前</p> <p>第一条 (法第九条に規定する総務省令で定める場合)</p> <p>沖繩振興特別措置法(以下「法」という。)第九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 事業税 法第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、次項に規定する施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した認定事業者(法第八条第一項に規定する認定事業者をいう。)(以下この条において「対象施設設置者」という。)について、沖繩県が、当該対象施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖繩県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>改 正 後</p> <p>2 対象施設は、第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる要件のいずれをも満たすこと。</p> <p>イ 当該対象施設の用に供する家屋又は構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍若しくは宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店又は物品販売施設のうちその利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるものであること。</p>	<p>改 正 前</p> <p>2 対象施設は、第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる要件のいずれをも満たすこと。</p> <p>イ 当該対象施設の用に供する家屋又は構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍若しくは宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店又は物品販売施設のうちその利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第三号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)第二条第一項に規定する特定高度情</p>

二 次に掲げるいずれかの施設であること。
〔イ・ロ 略〕

ハ 休養施設 次に定める施設

〔1〕(3) 略

〔削る〕

〔二・ホ 略〕

(法第三十二条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第三十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第二十八条第四項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和九年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に掲げる事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した認定事業者(法第三十一条第一項に規定する認定事業者をいう。第三号において同じ。)(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔一 略〕

三 固定資産税 提出日から令和九年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、

報通信技術活用システム(以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。)にあっては租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十条の五の五第一項又は第四十二条の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)に限る。)に限る。)の取得価額の合計額が千円を超えるものであること。

〔ロ 同上〕

二 次に掲げるいずれかの施設であること。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 休養施設 次に定める施設

〔1〕(3) 同上

〔4〕 国際健康管理・増進施設(病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを

目的とする施設(全国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。)又はトレーニングルーム及び健康相談室を備えたものをいう。)

〔二・ホ 同上〕

(法第三十二条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第三十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第二十八条第四項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に掲げる事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)に限る。)の取得価額の合計額が千円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した認定事業者(法第三十一条第一項に規定する認定事業者をいう。第三号において同じ。)(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二 同上〕

三 固定資産税 提出日から令和七年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、

かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 対象設備
ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

(法第三十七条に規定する総務省令で定める場合)

第三条 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という)から令和九年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備(以下この条において「特別償却設備」という)を新設し、又は増設した認定事業者(法第三十六条に規定する認定事業者をいう。第三号において同じ。)(以下この条において「特別償却設備設置者」という)について、沖縄県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

〔二略〕

三 固定資産税 提出日から令和九年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く)である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 第一号イに掲げるもの

ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 対象設備
ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る)で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

(法第三十七条に規定する総務省令で定める場合)

第三条 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という)から令和七年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備(以下この条において「特別償却設備」という)を新設し、又は増設した認定事業者(法第三十六条に規定する認定事業者をいう。第三号において同じ。)(以下この条において「特別償却設備設置者」という)について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る)であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る)で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

〔二同上〕

三 固定資産税 提出日から令和七年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く)である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 第一号イに掲げるもの

ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る)で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

(法第五十一条に規定する総務省令で定める場合)

第四条 法第五十一条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 法第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和九年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した認定事業者(法第五十条第一項に規定する認定事業者をいう。第三号において同じ。)(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)(のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額)に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二略〕

- 三 固定資産税 提出日から令和九年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 特別償却設備

ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

(法第五十八条に規定する総務省令で定める場合)

第五条 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から令和九年三月三十一日までの間に、法第五十五条の第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業(以下「特定経済金融活性化産業」という。)の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した認定事業者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)(のうち当該対象設備に係るものとして計算した額)に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二略〕

(法第五十一条に規定する総務省令で定める場合)

第四条 法第五十一条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 法第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であつて、取得価額の合計額が千万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した認定事業者(法第五十条第一項に規定する認定事業者をいう。第三号において同じ。)(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)(のうち当該設備に係るものとして計算した額)に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二同上〕

- 三 固定資産税 提出日から令和七年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 特別償却設備

ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

(法第五十八条に規定する総務省令で定める場合)

第五条 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、法第五十五条の第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業(以下「特定経済金融活性化産業」という。)の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。))の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した認定事業者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)(のうち当該対象設備に係るものとして計算した額)に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二同上〕

三 固定資産税 指定日から令和九年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 対象設備

ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの

（法第八十九条に規定する総務省令で定める場合）

第六条 法第八十九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から令和九年三月三十一日までの間に、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。）及びその附属設備であつて、取得価額の合計額が五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の九第十項第一号に規定する資本金の額等）（以下この号及び次条において「資本金の額等」という。）が千円超五千万円以下である法人（新設又は増設を行うものに限る。）にあつては千円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千円とする。）以上のもの（同令第二十八条の九第十二項に規定する確認がある場合に限る。以下この条において「対象設備」という。）の新設、改修又は増設（資本金の額等が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

〔口 略〕

〔二・三 略〕

三 固定資産税 指定日から令和七年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 対象設備

ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの

（法第八十九条に規定する総務省令で定める場合）

第六条 法第八十九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から令和七年三月三十一日までの間に、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。）及びその附属設備であつて、取得価額の合計額が五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の九第十項第一号に規定する資本金の額等が千円超五千万円以下である法人（新設又は増設を行うものに限る。）にあつては千円とし、同号に規定する資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千円とする。）以上のもの（同令第二十八条の九第十二項に規定する確認がある場合に限る。以下この条において「対象設備」という。）の新設、改修又は増設（資本金の額等が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

〔口 同上〕

〔二・三 同上〕

(第一条第一項第一号の当該対象施設に係る所得等の計算方法等)

第七条 第一条第一項第一号の当該対象施設に係るものとして計算した額、第二条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額、第三条第一号の当該特別償却設備に係るものとして計算した額、第四条第一号の当該特別償却設備に係るものとして計算した額、第五条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額及び前条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この項において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

沖縄県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額（電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。）×（当該新設、改修又は増設（改修にあつては、前条第一号に規定する対象設備設置者（資本金の額等が五千万円超である法人を除く。）が行うものに限る。以下この号において同じ。）をした施設又は設備のうち第一条第二項の対象施設、第二条第一号、第五条第一号及び前条第一号の対象設備並びに第三条第一号及び第四条第一号の特別償却設備（以下この号及び次号において「対象施設等」という。）に係る固定資産の価額／当該対象施設等を新設、改修又は増設をした者（以下この号及び次号において「対象施設等設置者」という。）が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業以外の事業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額）＋沖縄県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る収入金額のうち電気供給業又はガス供給業に係る収入金額×（当該対象施設等に係る固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額／当該対象施設等設置者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額）

二 前号以外の場合

沖縄県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は年に係る所得又は収入金額（電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。）×（当該対象施設等に係る従業者の数／当該対象施設等設置者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）＋沖縄県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は年に係る収入金額のうち電気供給業又はガス供給業に係る収入金額×（当該対象施設等に係る固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額／当該対象施設等設置者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業又はガス供給業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額）

[2・3 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(第一条第一項第一号の当該対象施設に係る所得金額等の計算方法等)

第七条 第一条第一項第一号の当該対象施設に係るものとして計算した額、第二条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額、第三条第一号の当該設備に係るものとして計算した額、第四条第一号の当該設備に係るものとして計算した額、第五条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額及び前条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この項において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

沖縄県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額（電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。）×（当該新設し、又は増設した施設又は設備に係る固定資産の価額のうち第一条第二項の対象施設、第二条第一号、第五条第一号及び前条第一号の対象設備並びに第三条第一号及び第四条第一号の特別償却設備（以下この条において「対象施設等」という。）に係る固定資産の価額）
× 当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち対象施設等に係る固定資産の価額）
＋ 沖縄県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る収入金額のうち電気供給業に係る収入金額
× 当該新設し、又は増設した施設又は設備に係る固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額
× 当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額

二 前号以外の場合

沖縄県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該事業年に係る所得又は収入金額（電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。）×（当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）＋沖縄県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該事業年に係る収入金額のうち電気供給業に係る収入金額×（当該新設し、又は増設した施設又は設備に係る固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額）

[2・3 同上]

第五條 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正)
 第五條 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後
 改 正 前

第一条 (法第二十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体)
 第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「法」という。)第二十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値(以下「財政力指数」という。)が〇・五二に満たない都道府県又は〇・六七に満たない市町村(法第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた日が令和五年四月一日以後である場合であつて、法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者(以下「承認地域経済牽引事業者」という。)が行う法第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業(以下「承認地域経済牽引事業」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る法第二十六条に規定する措置を行う場合にあつては、財政力指数が〇・八〇に満たない市町村)とする。

一 承認地域経済牽引事業について、次条に定める対象施設を事業の用に供した事業年度から五年間の労働生産性(付加価値額(売上高、給与総額及び租税公課を合計した金額から売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額を減算した金額をいう。以下同じ。)を労働者数で除したものをいう。以下同じ。)の伸び率が百分の五以上(承認地域経済牽引事業者が法第二条第三項に規定する中小企業者である場合にあつては、百分の四以上)となることが見込まれること。

〔一〇四 略〕

第二条 (法第二十六条に規定する総務省令で定める施設)
 第二条 法第二十六条に規定する総務省令で定める施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 一の施設(一)の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。)であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)及び当該家屋又は構築物の敷地である土地(同意日(当該同意日の同意が令和十年三月三十一日までに行われたものに限る。以下同じ。)以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)の取得価額の合計額が一億円(農林漁業及びその関連業種(製造業のうち食品品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。)に係るものにあつては、五千万円)を超えるものであること。

〔一〇五 略〕

第一条 (法第二十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体)
 第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「法」という。)第二十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値(以下「財政力指数」という。)が〇・五二に満たない都道府県又は〇・六七に満たない市町村(法第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた日が令和五年四月一日以後である場合であつて、法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者(以下「承認地域経済牽引事業者」という。)が行う法第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業(以下「承認地域経済牽引事業」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る法第二十六条に規定する措置を行う場合にあつては、財政力指数が〇・八〇に満たない市町村)とする。

一 承認地域経済牽引事業について、次条に定める対象施設を事業の用に供した事業年度から五年間の労働生産性(付加価値額(売上高、給与総額及び租税公課を合計した金額から売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額を減算した金額をいう。以下同じ。)を労働者数で除したものをいう。以下同じ。)の伸び率が百分の四以上となることが見込まれること。

〔一〇四 同上〕

第二条 (法第二十六条に規定する総務省令で定める施設)
 第二条 法第二十六条に規定する総務省令で定める施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 一の施設(一)の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。)であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)及び当該家屋又は構築物の敷地である土地(同意日(当該同意日の同意が令和七年三月三十一日までに行われたものに限る。以下同じ。)以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)の取得価額の合計額が一億円(農林漁業及びその関連業種(製造業のうち食品品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。)に係るものにあつては、五千万円)を超えるものであること。

〔一〇五 同上〕

(法第二十六条に規定する総務省令で定める場合)
第三条 法第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

- 一 不動産取得税 同意日から令和十年三月三十一日までに対象施設を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

第二条 第四条の規定による改正後の沖繩振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等と定める省令の一部改正に伴う経過措置

第三条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う経過措置

○総務省令第二十九号
 山村振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第十一号）、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第三十一号）の施行に伴い、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等を廃止する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日
 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等を廃止する省令
 総務大臣 村上誠一郎

次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）
- 二 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十五条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第十九号）
- 三 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十一条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第三十二号）
- 四 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十一条の地方公共団体の特例を定める省令（平成八年自治省令第十二号）

附則
 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省令第三十号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

(法第二十六条に規定する総務省令で定める場合)
第三条 法第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

- 一 不動産取得税 同意日から令和七年三月三十一日までに対象施設を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

同上

附則

（経過措置）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条 の八を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十条の二第二項に規定する総務省令で定める方法は、地方団体の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（地方団体の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 地方団体の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十一条の十において同じ。）を使用するもの

第一条の九の九第三項第一号中「法人の株主等」の下に「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この号及び次号において同じ。」を加える。

第二条の四第二項ただし書中「に規定する」を「による」に改め、「七年」の下に「当該退職手当等が所得税法施行令第七十二条第三項第七号に掲げる一時金に該当する場合には、十年」を加える。

第二条の五の三第一項ただし書を削る。

第三条第一項の表（中）「昭和四十年法律第三十四号」を削り、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、同表（中）「第九条の七第二十九項並びに第九条の七の二第四項及び第五項」を「第九条の七第二十七項並びに第九条の七の二第五項及び第六項」に改める。

2 法第七百四十七条の五の二第一項に規定する特定納税者等宛通知により通知した事項で総務省令で定めるもの及び同種の特定納税者等宛通知により将来において通知する事項で総務省令で定めるもの並びに同条第二項に規定する総務省令で定める事項は、納税者の住所とする。

3 地方団体の長は、既通知内容（法第七百四十七条の五の二第一項に規定する既通知内容をいう。以下この項において同じ。）又は通知内容（同条第二項に規定する通知内容をいう。以下この項において同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由する方法により同条第一項の申出をした者（以下この項において「申出者」という。）に提供する場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、次の各号の順序により、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 地方団体の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された申出者又は法第七百四十七条の五の二第一項の申出をすることが見込まれる者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報を、機構の使用に係る電子計算機に備えられた地方団体ファイル（専ら当該地方団体の長の使用の用に供せられるファイルをいう。）に記録すること。

二 申出者に係る既通知内容又は通知内容に係る情報が、機構の使用に係る電子計算機から当該申出者に係る電子計算機に送信されること。

第三十一条の十中「（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を削る。」

附則第二条の九第一項中「第四十五条の二十一の十第一項第三号」を「第四十五条の二十一の十四第一項第三号」に、「第四十五条の二十一の八第一項」を「第四十五条の二十一の十二第一項」に改め、同条第二項中「第四十五条の二十一の十一第一項第三号」を「第四十五条の二十一の十七第一項第三号」に、「第四十五条の二十一の十一第一項」を「第四十五条の二十一の十五第一項」に改め、同条第三項中「電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項」を「電気事業法第二十七条の二十九の二第一項」に改め、同条第四項中「第四十五条の二十一の十第一項」を「第四十五条の二十一の十四第一項」に、「第四十五条の二十一の十三第一項」を「第四十五条の二十一の十七第一項」に改め、附則第三条の二の二十二を削り、附則第三条の二の二十三を附則第三条の二の二十二とし、附則第三条の二の二十四を附則第三条の二の二十三とする。

附則第四条の見出し中「附則第十条」を「附則第九条の三」に改め、同条第一項中「附則第十条第三項」を「附則第九条の三第三項」に改め、同項第一号中「附則第十条第十七項」を「附則第九条の三第十七項」に改め、同条第三項中「附則第十条第五項」を「附則第九条の三第五項」に改め、同条第四項中「附則第十条第六項」を「附則第九条の三第六項」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「附則第十条第七項」を「附則第九条の三第七項」に改め、同条第八項中「附則第十条第九項」を「附則第九条の三第九項」に改め、同条第九項中「附則第十条第十項」を「附則第九条の三第十項」に改め、同条第十項及び第十一項中「附則第十条第十四項」を「附則第九条の三第十四項」に改め、同条第十二項中「附則第十条第十六項」を「附則第九条の三第十六項」に改め、同条第十四項中「附則第十条第十八項」を「附則第九条の三第十八項」に改め、同条第十五項中「附則第十条第二十一項」を「附則第九条の三第二十一項」に改める。

附則第四条の二から第四条の六までを次のように改める。

（葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法）

第四条の二 法附則第十二条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより直接加熱することは、当該加熱式たばこに係る喫煙用具の熱源を用いて当該葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。次条第一号において同じ。）を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによるものとする。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第四条の三 法附則第十二条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルター（当該フィルターに次に掲げるものが含まれている場合には、これらのものを除く。）のほか、次に掲げるものの以外のものである。

一 葉たばこ

二 加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物

三 前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの

第四条の四から第四条の六まで 削除

附則第四条の七第一項中「附則第十条の二の二第三項」を「附則第十条の二の二第四項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項」に改め、同条第四項から第九項までの規定中「附則第十条の二の二第八項の表」を「附則第十条の二の二第九項の表」に改める。

附則第四条の八第二項中「附則第十条の二の二第九項」を「附則第十条の二の二第十項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の二第十一項」を「附則第十条の二の二第十二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第四条の八の二 法附則第十二条の二の七の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 製造を行う者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 法第四百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証の番号

四 製造を行う場所

五 製造を行う期間の初日及び末日の年月日

2 法附則第十二条の二の七の二第三項の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、製造を行おうとする日の五日前までに第十六号の十六の三様式による届出書に次に掲げる書類を添付して、これを法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類

二 前号に掲げるもののほか、当該道府県知事が当該届出書に記載された事項についての事実を証する書類として特に必要と認める書類

3 法附則第十二条の二の七の二第四項の規定により届出をしようとする特例対象事業者は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第十六号の十六の三様式による届出書を、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第二項の道府県知事に提出しなければならない。

4 法附則第十二条の二の七の二第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 引取りを行った法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油（次号及び第三号において「免税軽油」という。）の数量及び引取りを行った年月日並びに引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地

二 各月末日における免税軽油の在庫数量

三 消費又は給油した免税軽油の数量及び消費又は給油の年月日

二 各月末日における免税軽油の在庫数量

三 消費又は給油した免税軽油の数量及び消費又は給油の年月日

- 四 製造を行った年月日
 - 五 製造を行った場所
 - 六 製造において「炭化水素油」という。)の性状及び数量
 - 七 製造した炭化水素油の性状及び数量
 - 七 法附則第十二条の二の七の二第五項の規定により帳簿を記載する場合において、前項第四号から第七号までに掲げる事項を記載することが困難であるときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、鉄道用車両又は軌道用車両の動力源の燃料として消費又は給油した炭化水素油の数量及び消費又は給油の年月日を記載することができる。
 - 6 法附則第十二条の二の七の二第六項の規定による通知は、第一項各号に掲げる事項について行うものとする。
 - 7 法附則第十二条の二の七の二第三項の規定による届出をした特例対象事業者に係る附則第四条の七第十一項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
- | | |
|--|---|
| <p>第一項</p> <p>八 当該報告対象期間内に行った当該免稅軽油使用者証に係る報告対象免稅軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)</p> | <p>八 当該報告対象期間内に行った当該免稅軽油使用者証に係る報告対象免稅軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)</p> <p>八の二 製造を行った年月日</p> <p>八の三 製造を行った場所</p> <p>八の四 製造に使用した軽油以外の法第四十四条の二第三項に規定する炭化水素油(次号において「炭化水素油」という。)の性状及び数量</p> <p>八の五 製造した炭化水素油の性状及び数量</p> |
|--|---|
- 8 法附則第十二条の二の七の二第七項の規定により読み替えて適用する法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四十四条の二十七第一項の規定により同項に規定する報告書を提出する場合において、その提出する報告書に、前項において読み替えて適用する第八条の三十九第一項第八号の二から第八号の五までに掲げる事項を記載することが困難なときは、これらの規定に掲げる事項に代えて、軽油以外の炭化水素油(鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するものに限る。)の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)を記載することができる。
 - 附則第四条の十一第八項及び第九項を削り、同条第十項中「衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示」を「総務省令で定める技術基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(附則第五条の二において「細目告示」という。))に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を第九項とし、第十二項を削り、同条第十三項中「附則第十二条の二の十三第六項」を「附則第十二条の二の十三第四項」に「を掲載」を「同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう」を掲載に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第十二条の二の十三第六項」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「附則第十二条の二の十三第六項」を「附則第十二条の二の十三第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「附則第十二条の二の十三第七項」を「附則第十二条の二の十三第五項」に改め、同項第二号中「から第六項までの規定の適用を受けようとする場合」を「の規定の適用を受けようとする場合」に改め、「同条第四項及び第五項に掲げる自動車については、二に掲げる事項を除く。」を削り、同号イ中「から第六項まで」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十七項を同条第十四項とする。

- 附則第六条中第九十六項を第百一項とし、第九十五項を第百項とし、第九十四項を第九十九項とし、同条第九十三項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第九十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第九十一項を同条第九十六項とし、同条第九十項第二号中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第八十九項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 93 政令附則第十四条第四十六項に規定する総務省令で定めるときは、次に掲げる事項のいずれかについて変更するときとする。
 - 一 法附則第十五条第四十三項に規定する雇用者給与等支給額の引上げの方針
 - 二 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第五十二条第三項第一号及び第二号に掲げる事項(政令附則第十四条第四十六項に規定する先端設備等導入計画を最初に提出した日の属する事業年度が令和六年度であつて、同項に規定する雇用者給与等支給増加割合の算出につき当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額を用いた当該計画に記載されたものに限る。)
- 94 政令附則第十四条第四十六項に規定する総務省令で定める日は、中小企業等経営強化法施行規則第二十六条第一項の規定により同項に規定する申請書を提出した日とする。
 - 附則第六条第八十八項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第四十一項第一号」を「附則第十五条第四十項第一号」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第八十六項中「附則第十五条第四十一項第一号」を「附則第十五条第四十項第一号」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第八十四項中「附則第十四条第四十六項」を「附則第十四条第四十五項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十三項中「附則第十四条第四十五項」を「附則第十四条第四十四項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第七十八項中「附則第十五条第四十三項第一号」を「附則第十五条第四十二項第一号」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第七十七項中「附則第十四条第四十一項」を「附則第十四条第四十項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第七十六項中「附則第十四条第四十一項」を「附則第十四条第四十項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第七十五項を削り、同条第七十四項を次のように改める。
 - 74 政令附則第十四条第三十六項第二号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。
 - 一 市民緑地が設置される前に比して都市緑地法施行規則(昭和四十九年建設省令第一号)第二十条に規定する緑化施設の面積が増加すること。
 - 二 市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設又は設備が新たに整備されること。
 - 三 市民緑地の利活用の促進のための行事等が実施されること。
 - 四 地域住民等が主体となつて又は地域住民等及び市民緑地の設置管理者が連携して管理運営が行われること。
 - 五 その他緑地の量的拡充又は質的向上に資する取組(その効果を確認できるものに限る。)が実施されること。

替家屋等」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二 被災家屋又は被災償却資産が令和二年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者(以下この号において「相続人等」という。)が法附則第十六条の第二十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第七条の五を附則第七条の三とする。
附則第八条の四の二を附則第八条の四とし、附則第八条の四の次に次の二条を加える。

(葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法)

第八条の四の二 法附則第三十条の第三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより直接加熱することは、当該加熱式たばこに係る喫煙用具の熱源を用いて当該葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。次条第一号において同じ)を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによるものとする。

(加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲)

第八条の四の三 法附則第三十条の第三項第一号に規定する総務省令で定めるところは、フィルター(当該フィルターに次に掲げるものが含まれている場合には、これらのものを除く。)のほか、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 葉たばこ
 - 二 加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物
 - 三 前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの
- 附則第十二条の三第四項を削る。
附則に次の一条を加える。

(二千二十七年国際園芸博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十条 法附則第七十八条第一項第三号に規定する総務省令で定める外国法人は、同号イに規定する公式参加者の同号ロに規定する博覧会関連業務を行う同号に規定する外国法人で、二千二十七年国際園芸博覧会特別規則(二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法(令和六年法律第一号)第三条に規定する二千二十七年国際園芸博覧会一般規則の規定に基づいて制定された規則をいう。)の定めるところにより、当該公式参加者により当該公式参加者に係る陳列区域政府委員事務所として同項第二号に規定する博覧会協会に対して通知されたものとする。

2 政令附則第四十条第十項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。
一 一方の者が他方の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託(法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。)の引受けを行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)を含む。以下この項、次

項及び第四項において同じ。)の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額(以下この項、次項及び第四項において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ)を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二 二の法人が同一の者によりそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者により直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係(前号に掲げる関係に該当するものを除く。)

3 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合(当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。)と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

4 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合)をいう。

一 前項の他方の法人の株主等(株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。以下この号及び次号において同じ。)である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が前項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

二 前項の他方の法人の株主等である法人(前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。)と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人(以下この号において「出資関連法人」という。)が介在している場合(出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人(その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人により保有されているものに限る。)により保有されている場合に限る。 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

5 第三項の規定は、第二項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

6 政令附則第四十条第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項に規定する総務省令で定める事業は、物品販売業、飲食店業(法附則第七十八条第一項第二号に規定する博覧会協会に勤務する者、同項第四号に規定する参加国等の代表等若しくは同項第五号に規定する参加者に勤務する者のみを対象とするもの又は無償で飲食物を提供するものを除く。)、行事の実施に係る事業(同項第三号に規定する参加国等又は同項第五号に規定する参加者が入場料金を設定するものに限る。 第九項において同じ。その他営利を目的とする事業とする。)

7 法附則第七十八条第七項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、同項に規定する契約の契約書の写しを道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。

8 法附則第七十八条第十項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋及び償却資産は、同項に規定する契約の契約書の写しを市町村長に提出することにより証明がされた家屋及び償却資産とする。

9 政令附則第四十条第十七項に規定する総務省令で定める事業は、物品販売業、飲食店業（法附則第七十八条第一項第四号に規定する参加国等の代表等若しくは同項第五号に規定する参加者に勤務する者のみを対象とするもの又は無償で飲食物を提供するものを除く）、行事の実施に係る事業その他営利を目的とする事業とする。

第五号の十四様式を次のように改める。

〔第五号の十四様式〕挿入

第五号の十四の二様式を次のように改める。

〔第五号の十四の二様式〕挿入

第十六号の十二様式を次のように改める。

〔第十六号の十二様式〕挿入

第十六号の十六の二様式を次のように改める。

〔第十六号の十六の二様式〕挿入

第十六号の十六の三様式を次のように改める。

〔第十六号の十六の三様式〕挿入

第十六号の三十の二様式を次のように改める。

〔第十六号の三十の二様式〕挿入

第十六号の三十の三様式を次のように改める。

〔第十六号の三十の三様式〕挿入

第十六号の四十三様式を次のように改める。

〔第十六号の四十三様式〕挿入

第三十三号の四様式記載要領を次のように改める。

〔第三十三号の四様式記載要領〕挿入

第三十三号の四の二様式を次のように改める。

〔第三十三号の四の二様式〕挿入

第三十三号の五様式を次のように改める。

〔第三十三号の五様式〕挿入

第三十四号様式を次のように改める。

〔第三十四号様式〕挿入

第四十四号様式別表二記載要領一中「並しつゝ第22条の4（事業所等の非課税の範囲）」を「第22条の4並しつゝ第28条第2項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の四第二項ただし書の改正規定及び第二条の五の三第一項ただし書を削る改正規定並びに第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式の改正規定並びに次条の規定 令和八年一月一日
- 二 第三条第一項の表(二)の改正規定(第百四十五条の五)を「第百四十五条の十三」に改める部分に限る。並びに第十号第一項の表(六)及び第十号の二第一項の表(二)の改正規定並びに附則第四条から第四条の六までの改正規定及び附則第八条の四の二を附則第八条の四とし、附則第八条の四の次に二条を加える改正規定 令和八年四月一日
- 三 第二十四条の四十の見出し及び同条第三項の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定 令和九年四月一日
- 四 附則第二条の九の改正規定 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）
- 五 附則第四条の七の改正規定並びに附則第四条の八第二項及び第三項の改正規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

六 附則第六条第七十項の次に二項を加える改正規定 港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日

七 附則第六条第十七項の次に一項を加える改正規定 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日

八 第一条の八の改正規定及び第三十一条の十の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（次項、第三項及び次条において「新規則」という。）第二条の四第二項ただし書の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）について受理する同法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について受理したこれらの規定に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第二条の五の三第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき退職手当等について適用し、同日前に支払うべき退職手当等については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式は、令和八年一月一日以後に支払うべき退職手当等について地方税法第五十条の九及び第三百二十八条の十四の規定により提出し、又はこれらの規定により交付するこれらの規定に規定する特別徴収票について適用し、同日前に支払うべき退職手当等についてこれらの規定により提出し、又はこれらの規定により交付したこれらの規定に規定する特別徴収票については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下この項において「海上運送法改正法」という。）附則第六条第一項の規定により引き続き対外旅客定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法改正法第三条の規定（海上運送法改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号。以下この項において「新海上運送法」という。）第十九条の七第一項の登録を受けた者と、海上運送法改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者と、それぞれみなして、新規則第三十一条の二第一号又は同条第四号二の規定を適用する。

3 新規則附則第六条第三十四項の規定は、この省令の施行の日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、同日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則附則第六条第三十三項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第四条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「第九条の七第二十九項又は第四十八条の十三第三十項」を「第九条の七第二十七項又は第四十八条の十三第二十八項」に改める。

令和 年分 特別徴収票

支払を受ける者	個人番号																			
	住所又は居所 令和 年 1月1日の住所 氏名	(役職名)																		
区	分	番号	支払金額	源泉徴収税額	特別市町村民税	道府県民税	額													
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分			千円 円	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円													
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分																				
所得税法第201条第3項並びに 地方税法第50条の6第2項及び 第328条の6第2項適用分																				
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日																	
万円	年	年 月 日	年 月 日																	
(摘要)																				
(右詰で記載してください。)																				
支払者	個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地	氏名又は称																	
(電話)																				

(市町村提出用)

備考

1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。

- (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
- (2) 「個人番号」欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- (3) 「番号」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める番号を記載すること。この場合において、(ホ)から(ト)までに掲げる場合に該当するときは、これらの規定に規定する経済的利益の価額を「適用」の欄に記載すること。
 - (イ) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされるものに該当する場合（(ロ)に掲げる場合を除く。） 1
 - (ロ) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第22条第3項第7号に掲げる一時金に該当する場合 2
 - (ハ) その退職手当等が、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第84条第1項に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除されたことにより受け取った経済的利益に該当する場合（(ホ)及び(ト)に掲げる場合を除く。） 3
 - (ニ) その退職手当等が、発行法人から与えられた法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第84条第3項の規定が適用される同項各号に掲げる権利の行使による同条第2項に規定する株式の取得に係る経済的利益に該当する場合（(イ)及び(ロ)に掲げる場合を除く。） 4
 - (ホ) その退職手当等の支払金額の総額が、(イ)から(ニ)までに規定する退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等（(イ)及び(ロ)において「一般的退職手当等」という。）の支払金額及び(ハ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合 5
 - (イ) その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合 6
- (ト) その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額、(イ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合 7
- (4) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる額）を記載し、特別徴収票を作成する日において、また支払つていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が同法第201条第1項第1号ロに規定する短期退職手当等（以下「短期退職手当等」という。）又は同号ハに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
- (5) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
- (6) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第4項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
- (7) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規

- 定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (8) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第6項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- (9) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- (10) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する記載がある場合には、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(4)及び(5)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
- (11) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- (12) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

令和 年分 特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 令和 年 月 1日の住所	(役職名)					
	氏名						
区	分	番号	支払金額 千円 円	源泉徴収税額 千円 円	特別市町村民税 千円 円	道府県民税 千円 円	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分							
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに 地方税法第50条の6第2項及び 第328条の6第2項適用分							
退職所得控除額 万円	勤続年数 年	就職年月日 年 月 日	退職年月日 年 月 日				
(摘要)							
支払者							
住所(居所)又は所在地 氏名又は称		(電話)					

(受給者交付用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
- (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
- (2) 「番号」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める番号を記載すること。この場合において、(ホ)から(ト)までに掲げる場合に該当するときは、これらの規定に規定する経済的利益の価額を「適用」の欄に記載すること。
- (イ) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされるものに該当する場合（(ロ)に掲げる場合を除く。）¹
- (ロ) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第72条第3項第7号に掲げる一時金に該当する場合²
- (ハ) その退職手当等が、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第84条第1項に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除されたことにより受けた経済的利益に該当する場合（(ホ)及び(ト)に掲げる場合を除く。）³
- (ニ) その退職手当等が、発行人から与えられた法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第84条第3項の規定が適用される同項各号に掲げる権利の行使による同条第2項に規定する株式の取得に係る経済的利益に該当する場合（(ハ)及び(ロ)に掲げる場合を除く。）⁴
- (ホ) その退職手当等の支払金額の総額が、(イ)から(ニ)までに規定する退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等（(ハ)及び(ト)において「一般的退職手当等」という。）の支払金額及び(ロ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合⁵
- (ロ) その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合⁶
- (ト) その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額、(ハ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合⁷
- (3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日において、まだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が同法第201条第1項第1号ロに規定する短期退職手当等（以下「短期退職手当等」という。）又は同号ハに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
- (4) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
- (5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第4項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
- (6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。
- (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定

- 定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に定める金額の計算の基礎
- (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第6項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (ヘ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(3)及び(4)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (10) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

第十六号の十二様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

軽油引取税納付申告書

令和 年 月 日 (令和 年 月 日分)

受付印

股

事業者コード	事務所コード	印刷区分	子	備	整理番号
送付年月日	通信日付印	確認印	申告年月日		
※ 処理事項					

この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号

(電話)

令和 年 月 日

課税の区分	数量		課税の区分	数量	
	量	リットル		量	リットル
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量	①	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量	⑩
	控除 ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課せられたり既に軽油引取税が課せられたり又は課せられるべき軽油の数量	②		⑩のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途用)	⑪
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④	(ウ) 特別徴収義務者以外の方が軽油を輸入した場合	消費又は譲渡した軽油の数量	⑫
	控除 ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課せられたり又は課せられるべき軽油の数量	⑤		⑫のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課せられたり又は課せられるべき軽油の数量	⑬
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る。)	消費した炭化水素油の数量	⑨	(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所消費していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	控除 ⑨のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑭
	控除 ⑨のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑩		⑭のうち特別徴収義務者として指定されている相対人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量	⑮
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所消費していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	控除 ⑨のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑩	合計	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(イ)+(ウ)+(イ)+(ウ)+(イ)+(ウ)	⑬
	控除 ⑨のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑩	納付すべき軽油引取税額	円 × ⑬	円
差引計	①-②-④-⑤-⑨-⑩-⑭-⑮	(イ)	差引計	⑫-⑬-⑭-⑮	(ウ)

添付免税証

枚(リットル分)

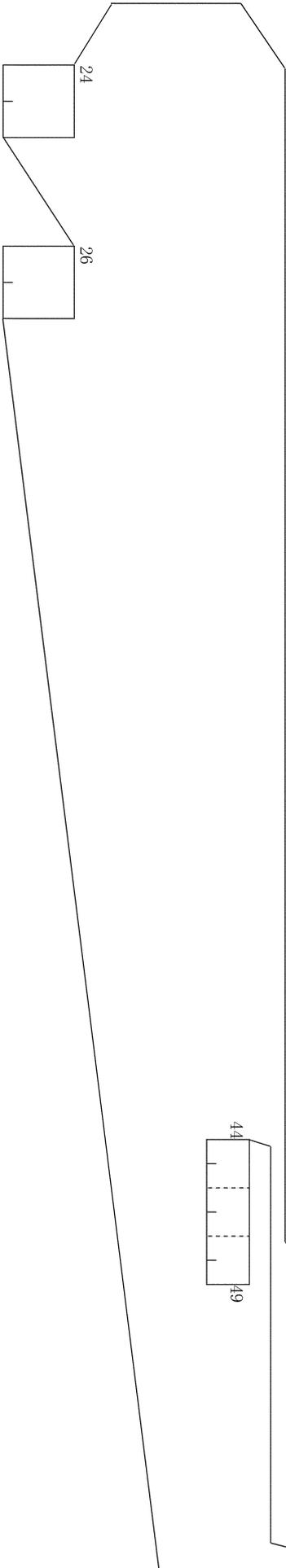
第十六号の十二様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	子	備	整理番号
161200				00			

44

--	--	--	--	--	--	--	--

49



28	30	43
01		.
02		.
03		.
04		.
05		.
06		.
07		.
08		.
09		.
10		.
11		.
12		.
13		.
14		.
15		.
16		.
17		.
18		.
19		.

28	30	43
20		.
21		.
22		.
23		.
24		.
25		.
26		.
27		.
28		.
29		.
30		.
31		.
32		.
28	30	41

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれか一に該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納税地
(ア)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

- 4 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
- (1) (カ)欄に該当する者 譲渡年月日
- (2) (キ)欄に該当する者 消費年月日
- 5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
- 6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

製造の承認を受ける義務の免除等の特例に係る届出書

第十六号の十六の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4）（附則第四条の八の二関係）

受付印 令和 年 月 日 知事殿	製造を行う者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	製造を行う者の氏名又は名称	
	業種	
	免税軽油使用者証の番号	道府県第 号
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	(電話)

第12条の2の7の2第3項
 下記のとおり地方税法附則 第12条の2の7の2第4項
 の規定により、届け出ます。

製造を行う場所	No.	名称	所在地
	No.		
No.			

上記の製造を行う場所及び営業区域の関係道府県

製造を行う期間	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで
---------	---	---

その他参考となるべき事項

第16号の16の3様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法（以下「法」という。）附則第12条の2の7の2第3項又は第4項の規定により届出をする場合において、法附則第12条の2の7第2項において準用する法第144条の21第2項の道府県知事に1通提出すること。
- 2 「免税軽油使用者証の番号」欄及び「業種」欄は、免税軽油使用者証の交付を受けていない者が免税軽油使用者証の交付の申請と併せて届出をする場合においては、記載することを要しないこと。
- 3 「上記の製造を行う場所及び営業区域の関係道府県」欄は、製造を行う場所の道府県名及び営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 4 「製造を行う期間」欄の期間は、免税軽油使用者証の有効期間の範囲において製造を行う期間の初日から末日までの間の年月日を記載すること。
- 5 法附則第12条の2の7の2第4項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。
- 6 この届出書には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類及び道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

第十六号の三十の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第四条の八の二関係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 令和 年 月 日 知事殿	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	免税軽油使用者の氏名又は名称	
	業 種	
	免税軽油使用者証の番号	道 府 県 第 号
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	(電話)

免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで				
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項			
		種 類	枚 数	免税証の記号及び番号	
引取年月日	引取数量(ア)				
	リットル		リットル券		～
[]	[]				～
[]	[]				～
[]	[]				～
[]	[]				～
[]	[]				～
[]	[]				～
[]	[]				～
[]	[]				～
[]	[]				～
[]	[]				～
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量		(イ)	リットル		
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計		(ロ)	リットル		
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計		(エ)	リットル		
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量		(オ)	リットル		
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量		(イ) + (ロ) - (エ) - (オ)	(カ)	リットル	

製造に使用した免税軽油以外の炭化水素油		性 状			
		数 量	リットル		
製造した炭化水素油		年月日	年 月 日		
		場 所			
		性 状			
		数 量	リットル		
免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量(使用の事実 有・無)	車両名(番号)	免税軽油の使用数量 (キ)	免税軽油以外の炭化水素油の使用数量	稼働日数	稼働時間
	No.	リットル	リットル	日	時間
	No.				
合 計					
免税軽油以外の炭化水素油の使用数量 車両の使用地ごとの免税軽油及び	車両の使用地		免税軽油の使用数量	免税軽油以外の炭化水素油の使用数量	
			リットル	リットル	
合 計					
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	リットル券	枚	リットル券	枚	

第16号の30の3様式記載要領

- 1 この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）附則第12条の2の7の2第1項の製造を行い、法第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 2 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 3 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には、免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 4 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 5 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 6 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取り等に関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。
- 7 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 8 地方税法施行規則附則第4条の8の2第8項の規定により、この報告書に免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実を記載する場合は、「製造に使用した免税軽油以外の炭化水素油」欄及び「製造した炭化水素油」欄は、空欄として差し支えないこと。
- 9 「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「車両名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された車両名の番号のみを記載すること。
- 10 「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄及び「免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄には、車両に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該車両への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 11 「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄中「車両の使用地」欄には、車両に給油を行った車両基地等の名称及び所在地を記載すること。
- 12 「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄中「免税軽油の使用数量」及び「免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄には、車両に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該車両への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 13 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- 14 この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油に引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」、「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」及び「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。

自動車税(環境性能割・種別割) 申告書(報告書) 知事殿
 次のとおり申告(報告)します。 令和 年 月 日

1. 新規登録(新車)	2. 新規登録(中古車)	3. 移転登録	4. 取得原因	1. 譲与	2. 相続	3. 課税免除	種別割
4. 転入	5. 転出	6. 抹消登録	3. 贈与	4. 減免(障害者・その他)	5. 免税点以下	6. 商品車	環境性能割
7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途)			4. 所有権留保解除	7. その他()			種別
8. その他()			5. その他()				

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	旧登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録年月日	初年度登録年月
										年 月 日	年 月 日

住所又は所在地	用途	01. 乗用車	02. トラック(貨物)	03. トラック(貨客兼用車)	04. トラック(けん引車)	05. トラック(けん引車)	06. バス(一般乗合用)
(ビル、アパート、マンション及び構造番号を左詰で記入)	07. バス(その他)	1. 普通	1. 営業用	08. 三輪小型	09. 特殊用途自動車	10. その他	11. バス(一般貨物用)
		2. 小型	2. 自家用	3. 三輪			

車種区分	原動機の型式	長さ	幅	高さ	車面総重量	車台番号	燃料の種類
		cm	cm	cm	kg		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()
車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号						
令和 年 月 日							

課税標準額	付加物	付加物の内訳	取得前の用途
円	円	(品名) (価額) 円	1. 営業用 2. 自家用 3. その他() 年
課税区分	記載要領14を参照		
円			

燃費	変速装置	構造	受	記載要領16
km/l	AT・MT	A・B	否	を参照
年税額	円	円	円	円
円	円	円	円	円

種別割	税額の合計
円	円

第三十三様式(用紙)日本産業規格A4(第九條の五及び第九條の十七關係)

第16号の43様式記載要領

この申告書は、法第160条の規定により自動車税課税性能抑制の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税課税別割の課税徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。

- 1 「申告書」及び「取得原因」の欄には、該当する項目の番号の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
2 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能抑制」及び「種別別」の各枠内に記入すること。また、移動登録による自動車税課税別割の課税対象外、本人持ち込みにより、その都道府県から転入する場合は、自動車税課税性能抑制の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
4 「登録年月日」、「初年度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号の枠内に記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合は、下段の枠内に、ビル等の名称のほかは棟号数、室番号又は○様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
6 「用途」、「種別」、「管・区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
7 「用途」の欄で「07.バス(その他)」、「09.特種用途自動車」又は「10.その他」に該当する場合は、「10.その他」に該当する項目の番号を枠内に記入すること。
8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客乗用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいづれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
11 「取得目的用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初年度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
12 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
13 「税額区分」の欄には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
14 「税額区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準75%低減達成車であることを、「★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車であることを、「★★」は平成30年排出ガス基準10%低減かつR4年度燃費基準達成グレード車(非課税)

【乗用車(ガソリン車)】

- 01.★★★★からR12年度燃費基準95%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(非課税)
02.★★★★からR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:非課税)
03.★★★★からR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
04.★★★★からR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)
05.★★★★からR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)
06.★★★★からR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:3/100、営業用:1/100)
07.01~06に該当しないガソリン車(自家用:3/100、営業用:2/100)
【乗用車(ディーゼル車)】
15. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準95%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車(非課税)
16. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車(自家用:1/100、営業用:非課税)
17. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
18. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車(自家用:2/100、営業用:0.5/100)
19. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100)
20. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車(自家用:3/100、営業用:1/100)
21. 15~20に該当しないディーゼル車(自家用:3/100、営業用:2/100)
【5以下トランプ】
22.★★★★からR4年度燃費基準105%達成ガソリン車(非課税)
23.★★★★からR4年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
24.★★★★からR4年度燃費基準95%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)
25. 22~24に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100)

【乗用車(DPG車)】

- 08.★★★★からR12年度燃費基準95%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(非課税)
09.★★★★からR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(自家用:1/100、営業用:非課税)
10.★★★★からR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
11.★★★★からR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(自家用:2/100、営業用:1/100)
12.★★★★からR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(自家用:2/100、営業用:1/100)
13.★★★★からR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車(自家用:3/100、営業用:1/100)
14. 08~13に該当しないLPG車(自家用:3/100、営業用:2/100)

【5以下トランプ】

- 26.★★★★からR2年度燃費基準105%達成ガソリン車(非課税)
27.★★★★からR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
28.★★★★からR2年度燃費基準110%達成ガソリン車(非課税)
29.★★★★からR2年度燃費基準105%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
30.★★★★からR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)
31. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR2年度燃費基準105%達成ディーゼル車(非課税)
32. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
33. H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準110%達成ディーゼル車(非課税)
34. H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準105%達成ディーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
35. H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100)
36. 26~35に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100)

【2.5以下トランプ】

- 37.★★★★からR4年度燃費基準達成ガソリン車(非課税)
38.★★★★からR4年度燃費基準95%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
39.★★★★からR4年度燃費基準105%達成ガソリン車(非課税)
40.★★★★からR4年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
41.★★★★からR4年度燃費基準95%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)
42. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR4年度燃費基準達成ディーゼル車(非課税)
43. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR4年度燃費基準95%達成ディーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
44. H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準105%達成ディーゼル車(非課税)
45. H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準達成ディーゼル車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
46. H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準95%達成ディーゼル車(自家用:2/100、営業用:1/100)
47. 37~46に該当しないもの(自家用:3/100、営業用:2/100)

- 【3.5超バス】
48. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR7年度燃費基準105%達成ディーゼル車（非課税）
49. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR7年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
50. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR7年度燃費基準95%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
51. 48～50に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
- 【3.5未満トラック】
52. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR7年度燃費基準105%達成ディーゼル車（非課税）
53. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR7年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
54. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR7年度燃費基準95%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
55. 52～54に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
- 【その他の自動車】
56. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減（非課税）
57. プラグインハイブリッド自動車（非課税）
58. 01～57に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
15. 上記H4の01～55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
- なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
- (イ) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 (ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- (ハ) 運転室の前方に原動機を有するものであること。
- 「リアフリースペース」の欄には、特別の適用を受けようとする項目を○で囲むこと。特別の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
16. なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
01. ノンステップバス <1,000万円控除> (R9.3.31まで)
02. リフト付きバス（乗車定員30人以上の空階ステップバス） <800万円控除> (R9.3.31まで)
03. リフト付きバス（乗車定員30人以上） <650万円控除> (R9.3.31まで)
04. リフト付きバス（乗車定員30人未満） <200万円控除> (R9.3.31まで)
05. ユニバーサルデザイントラック <100万円控除> (R9.3.31まで)
06. ASV（衝突被害軽減ブレーキ（法行者検知機能付き）搭載車両）（バス等） <175万円控除（R9.3.31まで）>
07. ASV（衝突被害軽減ブレーキ（法行者検知機能付き）搭載車両）（3.5超トラック（被けん引車を除く。）） <175万円控除（R9.3.31まで）>
- 「グリーン化特別」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
17. なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことをいう。

第33号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年月の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がヘル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ヘル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○棟方のように記入すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09.特種用途自動車」又は「10.その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。

- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。

- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、「★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率率、令和4年度基準エネルギー消費効率率及び令和2年度基準エネルギー消費効率率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率率を算定している軽自動車については、【R12年度燃費基準80%達成】は「H22年度燃費基準+73%達成」に、「R12年度燃費基準105%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「H22年度燃費基準+51%達成」に、「R2年度燃費基準5%達成」は「H22年度燃費基準+47%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。
また、令和12年度基準エネルギー消費効率率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率率及び平成27年度基準エネルギー消費効率率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準80%達成」は「R2年度燃費基準116%達成」に、「R2年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準102%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- 01. ★★★かつR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車 (非課税)
- 02. ★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車 (自家用：1/100、営業用：0.5/100)
- 03. ★★★かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車 (自家用：2/100、営業用：1/100)
- 04. 01～03に該当しないガソリン車 (2/100)
- 【2.5以下トラック】
- 05. ★★★★★かつR4年度燃費基準105%達成ガソリン車 (非課税)
- 06. ★★★★★かつR4年度燃費基準達成ガソリン車 (自家用：1/100、営業用：0.5/100)
- 07. ★★★★★かつR4年度燃費基準95%達成ガソリン車 (自家用：2/100、営業用：1/100)
- 08. 05～07に該当しないもの (2/100)

【その他の軽自動車】

09. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車 (H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減) (非課税)
10. 01～09に該当しないもの (2/100)
15. 上記14の01～08のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「貨物自動車」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合はいい、「A」以外の場合を「B」という。
(イ) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(ハ) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 1 この申告書は、法第463条の19第1項の規定により軽自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、() 内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、() 内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、() 内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか、棟号数、室番号又は○○様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、() 内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「種別割の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由	
新規	変更
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他

種 別	標 識 番 号	納税義務発生日
原動機付自転車		令和 年 月 日
小型特殊自動車		令和 年 月 日

住所又は所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
(フリガナ)氏名又は名称	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
電話番号	

所有形態	1. 自己所有 5. その他 ()	2. 所有権留保 ()	3. 商品車 ()	4. リース車 ()
主たる定置場所 ※()内は旧主たる定置場所を記入 市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()			

住所又は所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
(フリガナ)氏名又は名称	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
電話番号	

車 名	型式及び年式	型式	原動機の型式番号
車 台 番 号	型式認定番号	年式	
長 さ	幅	最高速度	最高出力
cm	cm	km/h	L kW

住所又は所在地	
(フリガナ)氏名又は名称	
電話番号	

上記	上記
原動機付自転車	原動機付自転車
<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下)	<input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。

住所又は所在地	住所又は所在地
(フリガナ)氏名又は名称	氏名又は名称
電話番号	電 話 番 号

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
 - 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)にシを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□(チェック欄)のいずれか1つのみにシを記入すること。
 - 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
 - 4 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
 - 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
 - 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。また、「5. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
 - 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。また、変更の申告の場合については、()内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
 - 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
 - 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
 - 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□(チェック欄)にシを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。
- 備考** 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、道路運送車両の保安基準第1条第13号の6イ及びロに規定する要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由	種別	標識番号	廃車年月日
廃車 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他	原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力70.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力70.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力70.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他	令和 年 月 日

住所又は所在地	〒 □□□□-□□□□	
	住所又は所在地	〒 □□□□-□□□□
所有者	(フリガナ) 氏又は称	明・大・昭・平・令
	生年月日	年 月 日
納税義務者	(フリガナ) 氏又は称	明・大・昭・平・令
	生年月日	年 月 日
使用者	(フリガナ) 氏又は称	明・大・昭・平・令
	生年月日	年 月 日
届出者	(フリガナ) 氏又は称	明・大・昭・平・令
	電話番号	電話番号

主たる定置場	車名	型式及び年式	原動機の型式番号
	車台番号	型式認定番号	型式
長 さ	幅	最高速度	最高出力
	cm	cm	km/h
標識返納の有無	標識返納がない場合、その理由		
	1. 有 2. 無		
盗難届出	届出年月日	令和 年 月 日	被害年月日
	届出警察署	警察署	交番・駐在所
受理番号			

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)にシを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□(チェック欄)のいずれか1つのみにシを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税(申告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「納税(申告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 6 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を「」内に記入すること。
- 11 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出た年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

○総務省令第三十一号

地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)附則第二条第四項第一号の規定に基づき、公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令
令和七年三月三十一日
公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令
公営競技納付金の納付に関する規則(昭和四十五年自治省令第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 村上誠一郎

改	正	後	前
---	---	---	---

附則

(令和元年度から令和十二年度までの各年度における公営競技の収益の額の特例)

第三条 令和元年度から令和十二年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該金額を事業外収入とみなす。

〔一・二 略〕

2 令和元年度から令和十二年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

〔一・三 略〕

3 令和元年度から令和十二年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条及び前二項の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

〔一・二 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省令第三十二号

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第五項第一号、第三十三條の五の十一及び第三十三條の五の十四並びに地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)第十五条第一項第一号イ及び第三十一条の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年三月三十一日
地方債に関する省令の一部を改正する省令

総務大臣 村上誠一郎

地方債に関する省令(平成十八年総務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後	前
---	---	---	---

附則

(法第三十三條の五の十一の施設)

第二条の十六 法第三十三條の五の十一に規定する総務省令で定める施設は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するためのものであって、次に掲げるものとする。

一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設(以下この条において「土地改良施設」という。)であるダム
〔二 略〕

三 土地改良施設のうち排水機能を有する農業用排水施設

改	正	後	前
---	---	---	---

附則

(令和元年度から令和七年度までの各年度における公営競技の収益の額の特例)

第三条 令和元年度から令和七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該金額を事業外収入とみなす。

〔一・二 同上〕

2 令和元年度から令和七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

〔一・三 同上〕

3 令和元年度から令和七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条及び前二項の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

〔一・二 同上〕

改	正	後	前
---	---	---	---

附則

(法第三十三條の五の十一の施設)

第二条の十六 法第三十三條の五の十一に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設(次号において「土地改良施設」という。)であるダム
〔二 同上〕

〔新設〕

(法第三十三条の五の十四の事業)

第二十一条 法第三十三条の五の十四に規定する事業で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システムの導入又は改修（当該情報システムに関する情報システムの導入又は改修を含む。次号及び第三号において同じ。）に係る事業
- 二 行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システムの導入又は改修に係る事業
- 三 地域社会の諸課題として次に掲げるもの（次号及び附則第二条の二十三第三号において「地域社会の諸課題」という。）を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進

ロ 農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性の向上

ハ 日常的な移動のための交通手段の確保

ニ 生活環境の維持及び管理

ホ 子育て環境の確保

ヘ 保健及び福祉の向上

ト 医療の確保

四 次に掲げる情報通信機器の購入に係る事業

イ 住民に対して提供するサービスにおいて当該住民の利便性の向上のために当該住民又は当該サービスを提供する職員が利用するもの（内部管理に関するものを除く。）

ロ 地域社会の諸課題を解決するために必要なもの（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

(法第三十三条の五の十四の計画に定める事項)

第二十一条 法第三十三条の五の十四に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 情報通信技術の活用に関する基本的な方針

二 情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業の実施期間、事業費その他の事業内容

三 情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業の効果

(法第三十三条の五の十四の経費)

第二十一条 法第三十三条の五の十四に規定する経費のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体が実施する附則第二条の二十一各号に掲げる事業（法第五条第一号に規定する公営企業（第三号において「公営企業」という。）が実施するもの（地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）による改正後の地方自治法第二百四十三条の二の七

[新設]

[新設]

[新設]

第二項に規定する特定収納事務に係るものを除く。)に係る負担又は助成を除く。)に要する経費(地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)第二条第三項に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費を除く。)

二 地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの(次号において「公営企業型地方独立行政法人」という。)を除く。)が実施する附則第二条の二十一各号に掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

三 公営企業、公営企業型地方独立行政法人、法第五条第五号に規定する公共的団体、令第一条に規定する法人その他地域社会の諸課題に取り組む団体として総務大臣が認めるものが実施する附則第二条の二十一第一号及び第四号に掲げる事業に係る負担又は助成に要する経費

(市町村の廃置分合等があつた場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法)

第七条 令和七年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十条、第十一条又は第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額」とする。

2 令和八年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十一条又は第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額」とする。

3 令和九年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十一条又は第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額」とする。

4 令和十年度及び令和十一年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額」とする。

(市町村の廃置分合等があつた場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法)

第七条 令和元年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十条、第十一条又は第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額」とする。

2 令和二年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十条、第十一条、第十二条又は第十三条の規定により読み替えられた令第十三条」と、並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額」とする。

3 令和三年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十一条、第十二条、第十三条又は第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」と、並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額」とする。

4 令和四年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十二条、第十三条又は第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」と、並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起すことができることとされた地方債の額」とする。

5 令和十二年度以後の各年度における第十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」とする。

(建設改良費に準ずる経費に関する経過措置)

第八条 令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。

「一」三 略

四 令和十一年度までの間における住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する経費

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎
財務大臣 加藤 勝信

令和七年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、二千億円とする。

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令（平成十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎
財務大臣 加藤 勝信
厚生労働大臣 福岡 資麿
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 武藤 容治
国土交通大臣 中野 洋昌

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令（平成十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

5 令和五年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十三条又は第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは、「法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

6 令和六年度以後における第十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」とする。

(建設改良費に準ずる経費に関する経過措置)

第八条 令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。

「一」三 同上

〔新設〕

様式第 1 (第 1 条関係)

様式第一を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく基本計画の協議書

年 月 日

総務大臣 名
財務大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名 殿

市町村長の氏名
都道府県知事の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画の同意を得たいので協議します。

基本計画

1 基本計画の対象となる区域 (促進区域)

(1) 促進区域 (地図) (2) 地域の特色 (地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略 (2) 経済的効果の目標
--

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	一百万円	

(算定根拠)

【5(3)で指定する業種の経済的効果の目標(指定する業種ごと)】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種:	一百万円	一百万円	
業種:	一百万円	一百万円	
業種:	一百万円	一百万円	

(算定根拠(指定する業種ごと))

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

- (1) 地域の特性の活用
- (2) 高い付加価値の創出
- (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

- (1) 重点促進区域

(地図)

(2) 区域設定の理由

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①
- ②
- ③

(2) 選定の理由

- ①
- ②
- ③

(3) 地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

- ①
- ②
- ③

(4) 指定の理由

- ①
- ②
- ③

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

(2) 制度の整備に関する事項

- ①
- ②

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ①

②

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①

②

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①

②

(6) 実施スケジュール

取組事項	年度	年度・・・・	年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①			
②			
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①			
②			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①			
②			
【その他】			
①			
②			

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①

②

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

この省令は、令和七年四月一日から施行する。
附 則

(2) 安全な住民生活の保全

(3) その他

①

②

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項

(1) 総論

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

○経済産業省令第一号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）の施行に伴い、総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎
経済産業大臣 武藤 容治

総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年^{総務省令第二号}）の一部を次のように改正する。

様式第一の3中「法第28条」を「地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項」に改め、様式第一の5中「法第28条」を「地方税法附則第15条第38項」に改め、

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）及び所得税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二十号）の施行に伴い、並びに同令附則第七條第三項及び第十二條第二項第八号、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十條第二項及び第五項、第二百十條第一項、第四項第二号及び第六項（同項の規定を同法第二百二十二條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項において準用する場合を含む）、第二百二十三條第二項第九号、第九十四條第一項第八号、第九十五條の三第一項第三号、第二百三條第一項第五号、第二百三條の六第一項第七号、第二百二十條、第二百二十四條第一項、第二百二十四條の二、第二百二十五條第一項、第二百二十六條第一項から第三項まで、第二百二十七條、第二百二十七條の二、第二百二十八條第一項及び第二項、第二百二十八條の二並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六條第四項、第六十一條第六項第十一号イ②及びロ②、第二百六十二條第四項第一号イ及びロ、第二号ハ並びに第三号ロ、第三百十六條の二第二項、第三百十八條の四第一号及び第二号、第三百三十六條第四項並びに第三百三十九條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣 加藤 勝信

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「老人扶養親族」の下に、「源泉控除対象親族」を、「老人扶養親族」の下に、「源泉控除対象親族」を加え、同条第二項中「扶養控除」の下に、「特定親族特別控除」を加える。

第一条の五第一項中「第二條第十五項」を「第二條第十六項」に改める。

第七條第三項中「掲げる」の下に「いずれかの」を加え、又は情報が記録された電磁的記録」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書をいう。ロ及び第六項第一号において同じ。）

ロ イの署名用電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項（定義）に規定する電子署名をいう。第六項第一号において同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

二 カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいい、同法第十八條の二第六項（カード代替電磁的記録の発行等）の規定により送信されたものに限る。以下この号、第六項第二号並びに第八十一條の六第七項第一号ロ及び第二号ロ（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）において同じ。）で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

第七條第六項中「掲げる」の下に「いずれかの」を加え、又は情報が記録された電磁的記録」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ 署名用電子証明書

ロ 地方公共団体情報システム機構により電子署名が行われたイの署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二号（写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類）に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第三条第一号（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）の規定により内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの

ハ イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

二 カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

第十八条に次の一項を加える。

3 令第六十一条第六項第十一号イ②及びロ②に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号イ②又はロ②の他の調整対象通算法人の株式(出資を含む。以下この項において同じ。)の同号に規定する修正帳簿価額(当該他の調整対象通算法人が同条第二項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時において同条第六項第十一号イ②又はロ②の当該調整対象通算法人の株式を有する場合)には、当該株式に係る同号イ②及びロ②に定める金額をないものとして計算した同号に規定する修正帳簿価額)に相当する金額とする。

第四十七條第一項中「第八十四条の二」に、「ホまで」を「ヘまで」に、「基礎及び」を「基礎並びに」に改め、第二十一号までの下に「及び第二十四号」を加え、同条第二項中「第八十四条」を「第八十四条の二」に、「ホまで」を「ヘまで」に改め、同条第三項第十五号中「第六十五條第一項(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期)」を削り、同項第二十一号中「控除対象扶養親族の者」を「控除対象扶養親族又は法第八十四条の二第二項(特定親族特別控除)に規定する特定親族(以下この号において「特定親族」という。の)に、「当該控除対象扶養親族」及び「その者」を「これらの者」に、「第二百六十二條第四項」を「第二百六十二條第四項各号列記以外の部分」に、「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「控除対象扶養親族」を「控除対象扶養親族又は特定親族」に改め、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項(年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例)の規定の適用がある場合には、同項に規定する扶養親族の氏名、生年月日、当該扶養親族を有する居住者との続柄及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該扶養親族を有する居住者との続柄)

第四十七條の二第七項中「同項」を「同項各号列記以外の部分」に、「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「第十項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第八項中「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に改め、同条第九項中「国外居住扶養親族」を「同号に規定する国外居住扶養親族等(以下この項及び次項において「国外居住扶養親族等」という。の)に、「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等が」に改め、同条第十項中「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に改め、同条第十三項第八号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第十四項中「前二項」を「前三項」に改め、「書類」の下に「及び同条第六項の規定により確定申告書に添付することができる同項に規定する明細書」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 法第二百二十條第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項
イ 確定申告書に小規模企業共済等掛金控除に関する事項を記載する場合 当該申告書に記載した令第二百六十二條第一項第三号に規定する小規模企業共済等掛金の額

ロ 確定申告書に生命保険料控除に関する事項を記載する場合 当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる令第二百六十二條第一項第四号イからホまでに掲げる保険料の金額及び第一項各号に掲げる保険料の区分に応じ同項各号に定める事項
ハ 確定申告書に地震保険料控除に関する事項を記載する場合 当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる令第二百六十二條第一項第五号に規定する地震保険料の金額及び第二項に規定する事項

二 その他参考となるべき事項

第四十七條の三中「第二百二十條第六項」を「第二百二十條第八項」に改める。
第四十七條の四中「第二百二十條第七項」を「第二百二十條第九項」に改める。

第四十八條第一項第四号中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同条第二項中「第八十四条の二」に、「二まで」を「ホまで」に改め、「第二十一号まで」の下に「及び第二十四号」を加える。

第六十八條中「第二百二十條第六項」を「第二百二十條第八項」に改める。

第七十三條第一項第三号及び第四号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同項第五号中「又は第五項」を「から第六項まで」に、「又は扶養親族」を「若しくは法第八十三條の二第一項(配偶者特別控除)に規定する生計を一にする配偶者(以下この号において「特別控除対象配偶者」という。又は扶養親族若しくは法第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)に規定する特定親族(以下この号において「特定親族」という。))に、「又は控除対象扶養親族」を「若しくは特別控除対象配偶者又は控除対象扶養親族」に、「がある」を「若しくは特定親族がある」に、「とする」を「若しくは特定親族とする」に改める。

第七十三條の二第二項第二号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。
第七十四條第一項第三号中「源泉控除対象親族」に改め、同項第四号中「扶養控除の額」を「源泉控除対象親族について控除を受ける扶養控除の額又は特定親族特別控除の額」に改める。

第七十四條の五第一項中「第九十五條の三第一項第三号」を「第九十五條の四第一項第三号」に改め、同項第一号及び同条第二項中「第九十五條の三第一項」を「第九十五條の四第一項」に改め、同条を第七十四條の七とし、第七十四條の四の次に次の二条を加える。

(給与所得者の特定親族特別控除申告書の記載事項)

第七十四條の五 法第九十五條の三第一項第三号(給与所得者の特定親族特別控除申告書)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十五條の三第一項の規定による申告書を提出する者(次号において「申告者」という。の氏名及び住所

二 特定親族の合計所得金額又はその見積額に、法第八十四条の二の規定に準じて計算した特定親族特別控除の額に相当する金額及びその計算の基礎

四 その他参考となるべき事項

2 法第九十五條の三第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者(個人を除く。)の法人番号を付記するものとする。

別表第三四の表の備考25中「第9条の9」の次に「、第29条」を加える。

別表第三四の表の備考5中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「支払基金が」を「基盤機構が」に改める。

別表第四一の表の備考3(1)、別表第四二の表の備考3(1)、別表第四三の表の備考3(1)、別表第四四の表の備考3(1)、別表第五一の表の備考2(1)、別表第五二の表の備考2(1)、別表第五三の表の備考2(1)及び別表第五四の表の備考2(1)中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別表第五四の表の備考2(1)中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同表の備考2(8)中「第113条第5項」を「第113条第6項」に改める。

別表第五四の表の備考2(1)、別表第五七の表の備考2(1)、別表第五八の表の備考2(1)、別表第五九の表の備考2(1)、別表第五十の表の備考2(1)、別表第五三の表の備考2(1)、別表第五四の表の備考2(1)及び別表第五五の表の備考2(1)中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別表第五四の表の備考2(6)(4)及び(5)中「掲げる」を「定める」に改め、同表の備考2(8)中「租税条約」を「租税特別措置法第29条の規定により非課税とされるもの又は租税条約」に、「又は」を「若しくは」に改める。

別表第五四の表の備考2(1)、別表第五四の表の備考2(1)及び別表第五四の表の備考2(1)中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別表第五四の表の備考2(1)中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同表の備考2(2)を次のように改める。

(2) その株式等の譲渡の対価又は償還金等が次に掲げる場合に該当する場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(イ) 租税特別措置法第37条の14第12項の規定により同条第5項第1号に規定する非課税口座に該当しないものとされた口座に係る同条第1項に規定する振替口座簿(ロにおいて「振替口座簿」という。)への記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている同項第1号に規定する上場株式等(ロにおいて「上場株式等」という。)に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該口座の開設の時から当該口座が開設されている同項に規定する金融商品取引業者等(ロにおいて「金融商品取引業者等」という。)が当該口座に係る同条第7項第2号に定める事項又は同条第21項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合

(ロ) 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた租税特別措置法第37条の14第22項の規定により同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定及び同項第8号に規定する特定非課税管理勘定に該当しないものとされた勘定に係る上場株式等に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該勘定の設定の時から当該口座が開設されている金融商品取引業者等が当該勘定に係る同条第21項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合

別表第六一の表中

控除対象扶養親族の数					
特 定		老 人		そ の 他	
人	従人	人	従人	人	従人

を

控除対象扶養親族等の数						
特 定		老 人		そ の 他		特 親
人	従人	人	従人	人	従人	人 従人

を

社会保険料等の金額	
千	円

を

特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額	
千	円	千	円

を

控 除 対 象 扶 養 親 族

を

控 除 対 象 扶 養 親 族 等

に改め、同表の備考2(1)中「(16)」を「(17)」に改め、同表の備考2(5)中「(14まで)」を「(15まで)」に、「(ホまで)」を「(ハまで)」に改め、同表の備考2(6)中「控除対象扶養親族の数」

を「控除対象扶養親族等の数」に改め、同表の備考2(6)に次のように加える。

(二) 「特親」の欄には、法第84条の2第1項に規定する特定親族(当該給与等が法第190条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族で法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額又はその見積額が58万円を超える者)の数を記載すること。

別表第六(三)の表中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同表の備考2(4)を次のように改める。

(4) 「源泉徴収税額」の項には、次に掲げる税額を記載し、当該税額のうち源泉徴収票を作成する日においてまだ法第203条の2の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。

(イ) 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)附則第10条第3項の規定の適用がある場合 法第203条の2の規定により徴収される税額から同項に規定する超過額に相当する金額を控除した金額

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 法第203条の2の規定により徴収される税額

別表第六(三)の表の備考2(7)中「控除対象扶養親族の数」を「源泉控除対象親族の数」に改め、同表の備考2(7)中「特定扶養親族」の次に「及び法第84条の2第1項に規定する特定親族(ロ)において「特定親族」という。)]を加え、同表の備考2(7)中「又は老人扶養親族」を「及び老人扶養親族並びに特定親族」に改め、同表の備考2(8)及び(9)中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。

別表第七(一)の表の備考2(1)、別表第七(二)の表の備考2(1)、別表第八(一)の表の備考2(1)、別表第八(二)の表の備考2(1)、別表第九(一)の表の備考2(1)及び別表第九(二)の表の備考2(1)中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条第二項の改正規定、第四十七條の改正規定(同条第三項第十五号に係る部分及び同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に一号を加える部分を除く。)、第四十七條の二第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、第四十八條第二項の改正規定、第七十三條第一項第五号の改正規定(又は第五項)を「から第六項まで」に改める部分に限る。)、第七十四條の五の改正規定、同条を第七十四條の七とし、第七十四條の四の次に二条を加える改正規定、第七十六條の二第四項の改正規定、第七十七條の四第一項第五号の改正規定(又は第五項)を「から第六項まで」に改める部分に限る。)、第九十三條第一項の改正規定、別表第六(一)の改正規定及び別表第六(三)の表の備考2(4)の改正規定並びに附則第三条、第四条第三項、第六条第二項及び第三項、第七条、第十条第二項、第五項及び第七項並びに第十一条の規定 令和七年十二月一日

二 第一条第一項の改正規定、第四十七條第三項の改正規定(同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に一号を加える部分に限る。)、第四十八條第一項第四号の改正規定、第七十三條第一項第三号及び第四号の改正規定、同項第五号の改正規定(又は第五項)を「から第六項まで」に改める部分を除く。)、第七十三條の二第二項第二号の改正規定、第七十四條第一項の改正規定、第七十七條の改正規定、第七十七條の四第一項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第五号の改正規定(又は第五項)を「から第六項まで」に改める部分を除く。)、第九十四條の改正規定、第九十四條の二第一項第七号の改正規定、別表第五(四)の表の備考2(6)(イ)及び(ロ)の改正規定、別表第六(二)の改正規定並びに別表第六(三)の改正規定(同表の備考2(4)に係る部分を除く。))並びに附則第四条第一項及び第二項、第五条、第六条第一項、第八条、第九条並びに第十条第三項及び第四項の規定 令和八年一月一日

三 第九十條の二第二項第二号二の改正規定 令和八年四月一日

四 第四十七條の二第十四項の改正規定、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、第四十七條の三の改正規定、第四十七條の四の改正規定及び第六十八條の改正規定 令和九年一月一日

五 第四十七條の二第十三項第八号の改正規定及び別表第三(四)の表の備考5の改正規定 医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(減価償却資産の償却の方法に関する経過措置)

第二条 所得税法施行令等の一部を改正する政令(令和七年政令第百二十号。以下「改正令」という。附則第七条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正令附則第七条第三項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)

二 改正令附則第七条第二項に規定する経過リース期間定額法を採用しようとする年において有する同項に規定する経過リース資産の同条第三項に規定する資産の種類(この同条第二項に規定する改定取得価額の合計額)

三 その他参考となるべき事項

(確定所得申告書の記載事項に関する経過措置)

第三条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。第四十七條第一項、第二項及び第三項(第二十一号に係る部分に限る。))並びに第四十八條第二項の規定は、令和七年十二月一日以後に同年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和六年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則第四十七條及び第四十八條の規定の適用については、新規則第四十七條第一項中「基礎並びに」とあるのは「基礎及び」と、及び第二十四号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、新規則第四十八條第二項中「及び第二十四号に掲げる」とあるのは「に掲げる」とする。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第四十条 新規別表第七十三条第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）について提出する同法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した同項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

2 新規別表第七十四条第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する所得税法第百九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した同項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

3 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規別表第七十三条の規定の適用については、同条第一項第五号中「第四項から第六項まで」とあるのは、「第四項又は第六項」とする。

第五十条 新規別表第七十七條第六項ただし書の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第百九十九条に規定する退職手当等について受理する同法第百九十九条に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき同法第百九十九条に規定する退職手当等について受理する同項に規定する退職所得の受給に関する申告書については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第六十条 新規別表第七十七條の四第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第百九十九条の二に規定する公的年金等（以下この項及び第三項において「公的年金等」という。）について提出する同法第百九十九条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規別表第七十七條の四の規定の適用については、同条第一項第五号中「第四項から第六項まで」とあるのは、「第四項又は第六項」とする。

3 改正令附則第十二條第二項第八号に規定する財務省令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等とする。
一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金が支給する同法附則第三十三條第一項に規定する特例年金給付である公的年金等

二 総務大臣が認めた当該外国人に限る。に支給する終身の年金である公的年金等
(給与等の源泉徴収票に関する経過措置)

第七十条 新規別表第九十三條第一項の規定は、令和七年中に支払うべき所得税法第百二十六條第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以前であるものについては、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規別表第九十三條の規定の適用については、同条第一項第六号イ(1)ii)中「又は特定親族」とあるのは、「又は」と、「特定親族をいう。第八号において同じ。(当該給与等が法第九十條の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族」とあるのは、「特定親族」と、同号ロ中「源泉控除対象親族」とあるのは、「控除対象扶養親族」と、同項第八号中「特定親族」とあるのは、「法第八十四條の二第一項に規定する特定親族」とする。

(退職手当等の源泉徴収票に関する経過措置)
第八十条 新規別表第九十四條の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第百二十六條第二項に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき同項に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

(公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置)
第九十条 新規別表第九十四條の二第一項の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第百二十六條第三項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)
第十十条 新規別表第五(四)に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第百二十五條第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

2 新規別表第六(一)に定める書式は、令和七年中に支払うべき所得税法第百二十六條第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以前であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

3 新規別表第六(二)に定める書式は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第百二十六條第二項に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

4 新規別表第六(三)(同表の備考2(4)に係る部分を除く)に定める書式は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第百二十六條第三項に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）について同条第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する源泉徴収票については、なお従前の例による。

5 新規別表第六(三)(同表の備考2(4)に係る部分に限る)に定める書式は、令和七年中に支払うべき公的年金等その最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて所得税法第百二十六條第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する源泉徴収票については、なお従前の例による。

6 第六條第三項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する源泉徴収票については、なお従前の例による。

6 前各項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書又は源泉徴収票に、新規別表第五(ア)及び別表第六(一)から別表第六(三)までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

7 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新規別表第六(一)に定める書式の適用については、同表の備考2(9)「特定親族(当該給与等が法第190条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象親族で法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額又はその見償額が58万円を超える者)」とあるのは「特定親族」及び「同表の備考2(9)中「源泉控除対象親族」とあるのは「控除対象扶養親族」と、同表の備考2(14)中「その年中」とあるのは「その年中」及び「こととし、租税特別措置法第41条の15の5第1項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄にその旨を記載すること」とあるのは「こと」と、同表の備考2(15)中「法第84条の2第1項」とあるのは「又は法第84条の2第1項」及び「又は源泉控除対象親族の氏名」とあるのは「の氏名」及び「特定親族又は源泉控除対象親族」とあるのは「又は特定親族」と、同表の備考2(18)中「源泉控除対象親族」とあるのは「控除対象扶養親族」とである。

(所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十一条 所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年財務省令第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五号中「第七十五条第九号」を「第七十五条第一項第九号」に、「第九十三条第一項第八号」を「第九十三条第一項第九号」に改める。

第十二条 所得税法施行規則の一部を改正する省令(令和五年財務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第二項の改正規定を削る。

第九十五条の二の次に一条を加える改正規定中「第十号」を「第十一号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改める。

○財務省令第十九号

所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)の一部の施行に伴い、並びに同法附則、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、法人税法施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第二百八号)附則及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令(令和七年政令第二百一十一号)附則の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日 財務大臣 加藤 勝信

法人税法施行規則等の一部を改正する省令

(法人税法施行規則の一部改正)

第一条 法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等

第一節 総則(第三十八条の二―第三十八条の二十九)

第一款 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第二款 国際最低課税額(第三十八条の三―第三十八条の四十五)

第二節 申告(第三十八条の四十六―第三十八条の四十九)

第一款 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第二款 国内最低課税額(第三十八条の五十一―第三十八条の五十四)

第三款 国内最低課税額(第三十八条の五十五―第三十八条の六十七)

第四款 国内最低課税額(第三十八条の六十八―第三十八条の七十一)

第三章 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税等

第一節 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(第六十一条の九・第六十一条の十)

第二節 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(第六十一条の十一・第六十一条の十二)

第三章 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(第六十一条の九・第六十一条の十)に改める。

第四章 退職年金等積立金に対する法人税(第六十二条)

第五款 恒久的施設に係る取引に

第六章 恒久的施設に係る取引に係る文書化(第六十二条の二・第六十二条の三)

第三章 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税等

第一節 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(第六十一条の九・第六十一条の十)

第二節 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(第六十一条の十一・第六十一条の十二)

第三章 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(第六十一条の九・第六十一条の十)に改める。

第四章 退職年金等積立金に対する法人税(第六十二条)

第六章 恒久的施設に係る取引に係る文書化(第六十二条の二・第六十二条の三)

第三章 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税等

第一節 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(第六十一条の九・第六十一条の十)

第二節 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(第六十一条の十一・第六十一条の十二)

第三章 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(第六十一条の九・第六十一条の十)に改める。

第三十条の二を第三十条の二とし、第三十条の次に次の一条を加える。

(その組合員である事業者又は消費者の相互扶助を目的とする組合その他これに類する団体の範囲)

第三条の二 令第四条の三第四項(適格組織再編成における株式の保有関係等)に規定する財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 法別表第二に掲げる法人のうち、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁船保険組合、酒造組合、酒造組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合中央会、酒販組合連合会、商工組合、商工組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合連合会、輸出組合及び輸入組合
- 二 法別表第三に掲げる法人のうち、次に掲げるもの以外のもの
- イ 漁業生産組合
- ロ 生活衛生同業組合
- ハ 生活衛生同業組合連合会
- ニ 生産森林組合
- ホ 農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号(事業)の事業を行うものに限る。)